日本随筆大成 巻九

日本随筆大成巻九

收載書目

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官　田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第九卷

凡例

本集には、古今沿革考、異說まち〳〵、閑際筆記、獨語、又樂庵示蒙話、南嶺子、南嶺子評、世事百談、閑田耕筆、閑田次筆、天神祭十二時の十一種を收む。

古今沿革考　一卷　柏崎永以

本書は、主として故實に關する考證にて、著者永以の述說を、門生後藤光生の筆錄し、且考按をも附記せるものなり。その內容は、日本、西土、印璽、花押體、太政官印等三十五項に亙り、日本、西土の地圖、印璽、花押、步障、飾馬等の精密なる圖畫を挿入せり。享保元年三月柏崎永以書於壺井氏寓居の識語と、同十五年後藤光生の序文とあり。所收本は無窮會神習文庫本を底本とし、內閣文庫本を以て校合せり。著者の略傳は、本集第六卷所收の「古老茶話」の解題下に述べたり。附けて云ふ、永以は持明院基輔の門人なり。

異說まち〳〵　四卷　烏江正路

本書は、武家の行實を始め、世俗の巷談、記錄軍記の批判等、筆に任せて記述せし見聞錄なり。所收本は無窮會神習文庫本に據れり。

著者及び本書の由來は、昌平本の奧にある闕宿藩家老木村正右衛門より水戶の小山田昌秀に充てたる書翰によりて、その大概を知らるれば、左にその全文を掲ぐ。

此異說區々と申書二冊、御笑種に入貴覽申候。御一覽も相濟候はヽ御返却可被下候。是は四五十年以前、藩中和田庄太夫と申者隨筆に御座候。文學は河口三八門人、書は細井次郎太夫門弟に御座候。隨分其比の諸名家之者、度々出會仕候由御座候。何か一向埒も無之事共出傍題に相認候隨筆に御座候。御閑暇之節御笑種に相成可申哉と奉存候。尤私亡父寫置候而、亂書誤寫多、御覽も御面倒に可有御座候哉與奉存候、尙萬緒期重便候、頓首。」

文化十癸酉二月十四日

閑際筆記　三巻(七冊)　藤井懶齋

本書は一名を和漢太平廣記と云ふ。校者の序に「閑際筆記者、最切要翰而宜二熟讀一者也。其爲レ故乎、于レ倭于レ漢于レ竺、從二二義宇宙一至二草木蟲魚之微一、咸無レ不レ論、殊更押二浮屠一斷二妖怪一、使三人正坐二三德十義一、須臾不レ可レ措之實記也云々」とありて、和漢の史實、古人の言行を記述して批判を加へ、また佛敎を辨難せり。校訂者は門人稻葉某にして、正德五年九月の刊行、書肆は、浪華柏原屋淸右衛門、敦賀屋九兵衛、毛利田庄太郎、皇都伏見屋藤右衛門等なり。

著者は、京都の儒者なり。藤井氏。井を去り草冠を省きて單に滕と稱す。名は臧、字は季廉、伊蒿子、また懶齋と號せり。初め眞邊忠菴と稱す。筑後の人にして、醫を岡本玄冶に學び、久留米侯に仕ふ。後辭して京師に上り、儒を山崎闇齋に學び、晩に京西の鳴瀧村に隱棲して、此處に歿す。西壽寺過去帳七月十二日の欄に、伊蒿子滕翁居士とあれど、その歿年を詳にせずと云ふ。墓は京都府葛野郡花園村泉谷西壽寺に在り。著書は本書の外に、本朝孝子傳、國朝諫諍錄、大和爲善錄、睡餘錄、二禮童覽、藏笥百首、竹馬歌、徒然草摘義等あり。

獨語　一巻　太宰春臺

本書は、和歌、茶道、俳諧、淫樂、箏、猿樂、俳優、風俗轉變の八條に分ち、著者の感想を披瀝したるものにて、當時の世相の一班を知るに足れり。所收本は、百家說林本に據り、內閣文庫本を參考せり。內閣文庫本は、文政十三年閏三月二十八日一過訖、伴直方の識語あり。百家說林本と比するに異同多く別本なり。

著者太宰春臺は、鴻儒なり。名は純、字は德夫、春臺は其の號、又紫芝園と稱す。通稱は彌左衞門。信州飯田の人なり。本氏は平手、父出でゝ太宰氏の嗣となる、因りて太宰氏を冐す。初め中野撝謙に學び、稍長じて出石侯に仕ふ。後自ら藩を去りて、京師に適き、五畿の間に居ること十年、再び江戶に來りて徂徠に隨ひ古學を講習し。經術を以て推さる。人と爲り博學强識にして、天文、律曆、算數、字學音韻、書法、浮屠、醫方、雜駁の說に至るまで精通せざるはなし。就中最も心を經濟の學に留め、經濟錄の著あり。延享四年丁卯(一四〇七)五月晦日歿す。年六十八。東京谷中天眼寺に葬る。著書は經濟錄、獨語の外に、論語古訓正文、同外傳、孔子家語增註、產語、易占要略、和讀要領、聖學問答、六經略說、律呂通考、親族正名、辨道書、三王外紀、和漢帝王年表、紫芝園漫筆等、其の他多し。

又樂庵示蒙話　二巻　栗原信充

この書は、故實家たる著者が、服飾、武器、調度に就きての考說、見聞の雜說、その他感想等三十條を記したり。題名の又樂庵は著者の號なり。所收本は無窮會神習文庫所藏の著者自筆本に據れり。

著者栗原信充は、姓は源、孫之丞と稱し、號は柳庵、晩年薙髮して又樂と云ふ。幕府の家人なり。年甫めて十六、東叡山の僧に隨ひて京師に遊歷し、この時より意を古典の研究に留め、其の後大和奈良其の他諸國の古社寺或は舊家所藏の古文書、古器物の來歷を訪ね、故實家を以て聞ゆ。明治三年庚午(二五三〇)閏十月二十八日京都にて歿す。年七十餘歲(或は云八十九)、遺骸は京都栂尾高山寺明惠上人の墓側に葬る。柳庵隨筆、柳庵雜筆、先進繡像玉石雜誌、官位令講義、軍防令講義、職原抄私記、日本紀

私讀、大内裏指圖、武器袖鏡、甲冑圖式、鞍鐙圖式、刀劍圖考、甕工譜略、頒代錢誌、水雄岡志等あり。

南嶺子　四巻　多田義俊

本書は、その序に、隨二聞見一輙筆レ之、漫錄群載、筆二資談柄一者無慮數十則」とありて、湖船風波論、七福神話、漢耿儒者論、漢風ヲ好異人說より三十三間堂棟梁事、極樂地獄ノ義、神社ニナレシタシムヲ論ズ等九十條を擧げ、著者の見解を以て、和漢の雜事を考證批判せり。書名は著者の號に因れり。寬延二年六月南海陶晁及び讃岐良芸之の序。同年九月山中秀蕃の跋あり。門人松尾守義、山中秀蕃、同校出版す。奥附には寬延三庚午年六月、書林大坂高麗橋壹町目芳野屋十郎兵衛、京都寺町通三條上ル町芳野屋八郎兵衛版行とあり。

著者多田義俊は、攝津の人なり。通稱は進藏、後に兵部と改む。字は政仲、また公美、名を光樹と云ふ。南嶺と號す。晩年に至り名を秀樹と改め、桂左衛門武起と稱し秋齋とも號す。京師に出で、壺井義知に就いて有職故實を修め、兼ねて古典を研究し聲名ありしが、故ありて壺井を破門せらる。初め東武に遊び、また尾州に居り、後京師に還る。和歌を能くし桂花抄の著あり。その學博綜强記なりといへども、其の才に任せて人を欺くことありといふ。寬延三年庚午(二四一〇)九月十二日歿す。年五十三。墓は京都東山本妙寺に在り。著書は本書の外、秋齋閒語、南嶺遺稿、職原抄聞書、遊和草、同續、神明憑談、宮川日記、故實秘要等あり。

南嶺子評　一巻　伊勢貞丈

本書は、南嶺子の卷二、三、四の中より、數條を抄出して、その誤謬を論難したるものなり。寫本として世に傳はる。

著者伊勢貞丈は、有職故實の大家なり。平氏、名は貞丈、號は安齋、平藏と稱す。幕府の士にして小

姓番士と爲る。幼より有識故實を好み、博覽宏通にして、制度典章、器物服飾に至るまで、考據精密なり。殊に武家故實に至りては、前古未曾有にして後人を稗益する頗る多し。天明四年甲辰(二四四四)六月五日、歳七十にして歿す。芝西久保天養寺に葬る。著書は武器考證、貞丈雜記、安齋隨筆、安齋漫筆、軍器考補正評、諸鞍日記考證、神代卷獨見、三種神器名考、和歌三神考、舳艫訓、舊事紀剣僞、三社託宣考、安閑紀錯簡考、肖像辨、その他有職故實に關する著書頗る多く、一々擧ぐるに遑あらず。

世事百談　四卷　　山崎美成

本書は、卷頭に「過し頃つれ〴〵のすさみに、筆にまかせて記したることくさのつもりたるを、かりそめに三養雜記と名づけしが、その後もなほ筆をとゞめずして、おもひ出るまゝに書つけたるに、卷は四まき事は百條にみちたれば、やがて世事百談とは名づけぬ」とありて、卷一には、清家の訓點、平仄、韻塞等三十餘條、卷二には、物化、下野國藥師寺、寺を瓦葺と云等三十條、卷三には米穀は國の基、必死を極めし人開運せし話、慶安、女術、肝煎等三十餘條、卷四には、松竹梅、梅に鶯、九尾狐等四十餘條の和漢の故事、世俗の異聞奇說等を、著者の博識を以て例證を擧げ、書圖をも加へて記述したり。天保十三年辛丑の歳秋冬の日金杉に閑居の折記すと云ふ。天保十四年十二月、江戸下谷御成道青雲堂英文藏梓行す。弊館嚢に百家說林第六卷に收めたり。

著者山崎美成は、本姓は源、通稱を久作といふ。字は久卿、北峰また好問堂と號す。江戸下谷長者町に住み、家は藥舗にして、商名を長崎屋新兵衛といふ。性讀書を嗜み、壯なるに及びては學ぶ所頗る博く、和漢古今の諸書を涉獵して、家業の傍ら著述をさへなすに至れり。天保中業を廢して金杉村に屏居し、專ら著述に從事せしが、遂に幕府の士鍋島内匠頭に拔擢せられ、祿仕すること數年、安政三年丙辰(二五一六)七月二十日(一に文化三年癸亥(二五二三)七月七日とも云ふ)歿す。年六十一(或は六十七)、淺草松清町大松寺に葬る。著す所本書の外、名家略傳、三養雜記、提醒紀談、文教溫故、赤穗落穗集、

海錄、北峰樵語、早引永代節用大全、制度提綱、渉史臆斷、本朝世事談正誤等其の他多し。

閑田耕筆　四巻　伴蒿蹊

本書は、卷一天地部、卷二人部、卷三物部、卷四事部に分ち、異聞珍說を和漢の書に證して記述し、或は佳話奇談を交へて教誡の意を加へたる隨筆なり。行文流暢、挿繪も大和繪の大家田中訥言の筆に成れり。自序に「年ころ人の語れる事、己が見もし、思ひも得たる事のくさ〴〵を、反故のうらはしなどに書きつけ置きたるを、さながら捨たれなん惜むべし、書きつめて見せよとそゝのかす人々のあるに、何れを前とし、何れを後にとも思ひ得ねば、五雜俎の序に倣ひて天地人物事と分ちて、彼の反古の中より見出るまゝに書きつるものゝ、只心にのみとゞまれる事の、此の題にひかれて思ひ出づる事も、此ついでに殘さず物しゝ、人の爲には笑はれんことこそ多からめ」とあり。書名は、卷首に、林泉院六如の詩「老來幾部著書成、祇道屛居遂懶惰、最是紙田閒不得、長遣筆來四時耕」を掲げ、「此予卜居閑田廬之初、林泉院六如尊者見惠之作、眞知予平生者也。及著此書遂取之以名焉、故揭之卷首云」といへり。寛政十一年霜月男伴資規の跋あり。奥附には享和元年辛酉春三月刊行、平安書肆林伊兵衞、木村吉右衞門、齋藤莊兵衞、鶴鷂惣四郎とあり。

著者伴蒿蹊は、名は資芳、通稱は庄右衞門、閑田子、蒿蹊の號あり。近江八幡の人にして、疊表、蚊帳等を販賣するを業とす。家業の傍ら文雅を好む。後京師に出でゝ、初め和學を有賀長伯に學び、後武者小路實岳の門に入り、古學を研究し、文章和歌を以て一時に鳴る。當時平安に於て、蘆庵、澄月、慈延、蒿蹊を併稱して四天王と云ふ。又漢學を善くし、兼ねて佛典を究む。京師大佛の邊に住し、其の居を閑田廬と號す。資性篤厚にして溫順なり。文化三年丙寅(二四六六)七月二十五日歿す。年七十四。京都知恩院に葬る。大正四年十一月從四位を贈らる。著す所、本書の外に、閑田次筆、近世畸人傳、國文世々跡、譯文童喩、閑田文草、閑田詠草、門田早苗、庭の訓抄、勝地吐懷篇籠頭、大和物語補翼抄、歌

辭要解等あり。

閑田次筆　四巻　同人

この書は、閑田耕筆の續篇にして、卷一紀實、卷二、三考古、卷四雜話に分ち、見聞の事實、和漢の故事を考證し、また種々の雜話を記したり。書名の次筆とは「さゝの筆をつげるてふ名をおふせて」と男資規の序に見えたり。文化元年九月男資規の序、同二年冬十一月金子義篤の跋あり。男資規校し、文化三年丙寅仲秋發行す。書肆は平安林伊兵衛以下八名なり。

天神祭十二時　一巻　山舍亭意雅栗三

この書は、有名なる大阪天滿宮の天神祭の情景を、かの石川雅望の「北里十二時」に倣ひ、優雅なる和文にて記述せるものにて、文化文政頃における祭事の狀態觀るが如し。挿畫は曉鐘成の筆に成る。出版の年月明かならず。奥附に、大阪中橋筋瓦町千里亭扇屋利助とあり。この書刊本なれど、現今希覯書にて、所收本は、天滿宮文庫本に據れり。

著者山舍亭意雅栗三は狂歌師にして、「田舍あふむ」といふ滑稽本の著あり。その傳を詳にせず。

日本隨筆大成

第九卷目次

古今沿革考

古今沿革考序

諺曰、昔之劍、今之菜刀、上古之常碗、後世之茶器、尊卑替レ品、所レ採差レ用也。思惟、梵漢雖二宏大一、變遷不レ常、事理幾更焉。雖レ爲二日本島居一、皇統今日連綿、今官儀不レ及レ言、諸業亦各有二其家一而傳焉。然涉レ歳踰レ月、家々傳稱不レ可レ無二瑕釁一。且中世有二凶賊一、而敗レ國煩レ民年久矣。當二此時一、雖三學士勤二螢窓一、避二矢石之難一、而各隱二山林一、或雖レ有二祕府典籍一、罹二兵燹一爲二烏有一。當時偶雖レ有二殘冊一、亦不レ能レ觸二人手一者、遂備二蟲蠹之食一矣。是時哉、山崎油搾家以二江次第一覆二缸桶一、以二驛鈴一當二店頭之麪餅一。今也世治國豐、而到二邊民村巷一、慕レ古學士多起、而自二寬永中季一、梓刊之書卷、追レ日行二于世一。自レ此以下百有餘年之治平、中古未レ聞之處、如レ予賤民亦秉レ筆、論二幽遠之古一、話二廣大之今一。可レ謂、神鼇冠山、群蟻戴粒、絲竹自雖レ不レ操淸レ耳、聖經雖レ不レ悟喜レ意、故樵歌之詞、牧笛之譜、是吾常所レ欲レ正レ志、爾而徑レ年久矣、間者、謁二一師一、師原長二於官家一、今遊二歷於民間一、話レ予之故實、豈一所レ不レ載二卷冊一也。予竊按、雖レ爲二官家之祕授一、以レ口傳則恐後人之誤爲二先師之繆一矣。因揮二腐毫一以爲二卷帙一、傳二於深志學友一如レ左。

享保庚戌春分日　　江戸刺草臣　後藤光生題

古今沿革考目錄

古今沿革考

柏崎永以著

○日本

世界海中の中に大なる島八つあり。其八の中にも、日本を(はカ)東方發生の位にして、第一の大なる島なり。東西四百八十里、南北一百里、此國風土うるわしく、上古より草木人物繁榮なる事、他國に勝れたり。故に神代に豐葦原瑞穗國と云。又地勢天然と異國より犯す事あたわざるゆへ、細戈千足國といふ。殊に日本の皇統、開闢より今日にいたるまで相續がせたまふ事、萬國の中、日本一國のみ。故に宋の太宗、日本國王一姓傳え繼ぎ、官を世々にする事を聞て、嘆息して宰相に謂て曰、朕往聖に慙ずといへども、朕が子孫及び大臣の祿位(兆カ)を世々襲しめむと、宋史に載たれば、西土の天子すら、かくのごとく賞美せらるゝ國なるに、日本の凡民此國の德澤を仰ぎ尊む事、なをうすきがごとし。

日本紀に、成務天皇五年秋九月、諸國に令して國郡に造長(ミヤツコヲサ)を立、縣邑に稻置を置き、並に縣を分ち、阡陌に隨て以て邑里を定む。其後、崇峻天皇二年秋七月、使を東山道、東海道、北陸道に遣して、其國の境を見せしめたまふ。孝德天皇大化二年、畿內の國を定、郡の大小を定め給ふ。天武天皇十三年十月辛巳の日、伊勢王等を遣わして、諸國の境を定め給ふ。

古は日本凡百四十四國ありけるよし、舊事紀に見えたり。其後、國地偏小なるにより、其國々を併せらる。嵯我天皇弘仁十三年、越前を分けて加賀の國を置たまひしより、初て六十六ケ國となる。

○西　土

堯の時、十二州に分ち、禹王、水を治めて後九州となす。冀、兗、青、徐、楊、荊、豫、梁、雍、是なり。其後周、商を亡して千八百國となし、天下を分て九畿とす。成王の時、なを九州といふ。其後諸侯相爭ひ、戰國に至て天下分れて七國となる。秦、楚、燕、齊、趙、魏、韓、是なり。侯を罷め守を置て四十郡とす。漢に至りて十三州とし、郡ごとに刺史を置く。其後、三國鼎のごとく峙ち分れたり。吳、魏、蜀、是なり。晉に至て始て合せて一となる。州を置く事十九州、程なく南北と分れ、隋に至りて復合せて一となる。郡を廢して州とす。唐に及むで州を置く事愈多く、貞觀の始十道と分け、開元年中、又增して十五道とす。宋に至り至道の末、天下を分けて十五路とす。宣和年中、又增して二十六路にいたる。元に至り、內中書省一を立て、外行中書省十を立つ。明の太祖に至り、天下を分けて十三布政司と爲す。山西、山東、河南、陝西、浙江、江西、湖廣、四川、福建、廣東、廣西、雲南、貴州、是なり。是に、北京、南京を合せて、今十五省と云。此境界、東西凡一千里、南北凡八百餘里の國也。北京は日本九州より亥子の間に當り、日本より凡五百九十里あり。南京は日本九州の正西に當り、道規海上三百四十里あり。

○印　璽

劉熙が釋名にいわく、印は信なり。信をしめすといふ心なり。西土には印璽の名目は、三代の比よりありといへども、專用る所は秦漢の比より始る。天子の印を璽といふ。玉を以て作る。其以下諸王公卿大夫は印といひ、章といふ類ありて、金銀銅鐵などにて、尊卑貴賤をわかつなり。西土古の玉璽といへるは、傳國の璽といふて、是を取つたへて天子と成給ふとなり。夫も三國以後は取うしなひけるとかや。其璽文に、受天之命皇帝壽昌の八字を、古篆に書し彫たる物なり。

傳國璽

西土に花押といへるは、日本の書判といへる物なり。輟耕錄に曰、今蒙古の人、中國の官人と成る者多くは、筆をとりて花押することあらず。象牙あるひは、木を刻て是を印す。五代の時、周の廣順二年、平章李穀が臂の病ありて位を辭す。詔して名印を刻むで用ひしむとなり。是書判を印に刻み用る出所か。

明朝にては、方なるを印といひ、長きを關防といふよし、

五雜組に見えたり。

日本にては神代より有けるにや。天櫛明玉命作₂玉以爲₁王者神璽₁といへり。和訓を押手といえり。上古印なき時は、人々の手のひらを印に押けるゆへ、おしてといひ、叉手形といふ。是にならひ、今は劵狀の事を手形といふ。後醍醐天皇の比迄も、印の事を手形と稱しけるゆへ、芳野拾遺物語にいわく、高祖大師の、弘仁の帝えさゝげられし、高野一山の畫圖をつくらせ給へる物に、天皇御震翰をそめさせ、御寄附の文を書そへられ、朱の御手形をおさせたまふとあり。

世俗に印の事をも、花押の事をも、なべて判といふ事、穩當ならず。判は分なり、半なりと註して、符節の心なり。符節といへるは、西土の制に、竹を長さ六寸にきりて二ツにわかち、一ツを他へ渡し、一ツを己が方にをき、後日の印とする事あり。西土にても後代は、判といふも、竹をわりたるにてもなく、花押の事をいふ。奉行役人などの下へ出す裁判書濟狀などをもいふ。判斷の義なり。叉文の一體に判語といふあり。其判語に花押を押たるを立花押といふ。

弘安禮節、康富記等に、名字判二合といへる事有。日本にて中古より、此三品の名目あり。名字といふは、今いふ名乘なり。むかし名字といひしを、名乘と稱せるは、武家よりいひならわせり。たとへば戰場におゐて、清和天皇四代の後胤多田源の滿仲と名をのゝしりけるを、畧して名のりといふなり。此名乘を敬不敬によりて、眞草行に書くを名字と云。○判といふは、右の名乘の文字を畫をくづし書たるを、草名とも、草字とも、花押ともいふ。今俗になべて判といふ。是は初の名字よりは畧儀なり。叉名乘の文字ならずとも、別に好める字を轉畧して、花押に用る人もあり。公家には名字と花押と一ツには用ひず。名字あれば花押なし、花押あれば名字なし。○二合といへるは花押なり、叉下輩へ用る事なり。是は名乘の上の字を、あらわに見ゆるやうに書き、下の文字を轉畧して書く。此二合を叉省畧して、二合といふ文字ばかり書くは尤不敬也。日本にて花押も上世にはあらざるにや。小槻師經の花押、延久二年

とある文書、今世に殘りあり。今時より七百五十年餘なり。此頃よりも用ひそめけるにや。天子の花押は、後深草帝、龜山帝の震筆、今世に存在す。花押草字は原一體なれども、後世は別の物と稱するゆへ、しばらく古人花押、草字、二合の體を、こゝにうつし記す。

花押の體

後深草帝

龜山帝

後深草帝の御諱は久仁、龜山帝の御諱は恒仁と申奉りしが、此花押久仁、恒仁の字畫は少も見えず、疑らくは別文字の轉略なるべし。

草字の體

藤原行成

藤原時光

二合の體

織田信雄

伊達政宗

朱印は、日本にて古は、天子の天皇寶璽の印と、太政官の印より外に、朱にて押すといふ事なし。

〇太政官の朱印

此印文は、延久二年二月二十日の書付ありし官符を、松下見林の所見をうつす。此印中太政官印の四字なり。此印文、西土の宋景濂が日東曲にも載たり。此外は古公家も、地下もみな花押、あるひは墨印を用ひけるなり。其後、政事も多くは將軍家に預るゆへ、將軍には朱印を用ひけるばかりなりしを、又其後、北條時賴の比、宋朝の僧隆蘭溪を初として、兀菴、無學、大休、西磵、一山、石梁、鏡堂、靈山などいへる禪僧、多く日本へ來り、西土の風俗にまかせ、墨跡等に色々の物好を盡し、朱印をかず〳〵押ける程に、いつとなく是にならひ、地下の者、或は繪師等にいたるまで、朱印を用る事とは

なりぬ。いにしへの繪には、清和帝の比より延喜帝迄、五帝に仕へける大納言巨勢の金岡などの印も、今世に殘れるを見るに、墨にて押しけるなり。

後に僧雪舟、狩野元信の比より、専ら朱印を用る事とはなりぬ。

巨勢金岡印

いにしへ公式令には、印の員、印の寸法の定めもありしが、末世になりぬれば、みだりに朱印を用るのみならず、憚もなく分に似合ざる大きなる印を、こと／＼しく押用る事いたましき事にや。室町將軍家も末になり、天文の比は諸國亂れ、國々に上樣と自稱する者二十人餘も、我意をのみふるまひけるがゆへ、かくのごとき故實もうしなひけるとなり。其比武田信玄の龍の印とて、今も世にいゝもてなすを、折節見あたるにまかせ、こゝにうつして少童にあたふ。

日本にてもいにしへは、西土のごとく印を鑄て、官職によりそれ〳〵の印を、臣下に下されけるとなり。文武天皇慶雲元年、初て印を鑄さしめ、諸國に行ひ給ふよし、日本紀に見えたり。又いにしへ贈官のときは、蠟にて印を作り、綬も書きて贈るよし、儀式に見えたり。是もゝと西土の制法なり。唐書禮樂志十に曰、贈者以蠟印書綬すといふ。古神を祭るに、芻馬を用るの類なり。此外、晉書にも蜜印、蜜章といへるも、此蠟印の事なり。

順治十年國王尚質來繳前朝故印請封重給康熙元年冊使始至國賜王此印印文六字琉球國王之印左滿右篆不稱中山

○團扇

崔豹が古今注に云、舜、視聽をひらき、賢人を求めて以自輔け、五明扇を作る。漢の代にも公卿大夫是を用ゆ。しかれども乘輿せざる程の人は用ゆる事をゆるさず。後代にいふ團扇のごとく、凉をまねく用に專したるものにはあらで、禮用の器に備へたるなり。

今西土に團扇といふは、右にいへる禮器をもいひ、凉をとる器をもいふ。常に士庶人にいたるまで持所のうちはは、白扇、靑扇、あるひは六角扇などいふて、專ら扇の字を用ゆ。日本にては扇の字をあふぎとよませ、團の字をうちわとよませ、二品にわかてり。團はまどかとよませたる字なるゆへ、しばらく借り用ると見えたり。然ども西土の人に、團の字ばかり書て見せては、うちわの事とは了解せず。西土の謂稱とは差ひ有。本うちはは、鳥の羽を以て作りそめけるゆへ、和訓を、はといふとかや。日本にも天子の行具に翳といふ物は、うちはに似たる器なり。初にいへる西土の禮器の團扇なり。是は漫りに龍顏を拜せざらしめむ爲に、蔽ひ奉る事なり。此翳次第に略用して、塵埃蚊蠅をうつゆへ、うちはといふ。あふぎは尤後の製なり。是はあをぐゆへ、あふぎといふ。かきくけこの通音也。あふぐとは物をふかく乞願ふことばにて、渇仰などいふ類なり。

楊子方言曰、自レ關而東謂二之箑一、自レ關而西謂二之扇一となり。是は所によりて名のかわるをいふ。いづれも日本のうちはなり。又是を便面とも屛面ともいふ。

日本にて軍配團扇といふは、大率一尺一寸ほど、柄の長さ一尺一寸二分、あるひ（のカ）異法（二說カ）あり。革か又は鐵の薄板を以て製す。小き孔をあけ、敵を窺ふ爲なり。士卒の進退を示し、又干盾に代にも用る事あり。日本のあふぎは、西土にては摺疊扇、聚頭扇、腰扇、撒扇、摺扇、折扇などいふによりて、日本にて扇とばかり書ては、日本のあふぎにはかなはず。うちはなり。石川丈山の詩に、白扇倒懸東海天といふ句あり。是は富士山を詠ぜられしが、白扇を日本のあふぎに取なし作れり。西土人の心には、富士山の形、うちはの形の山と思ふべし。

西土にては、今の摺扇（アフギ）は明の比より初る。王氏が三才圖會に、大明の永樂年中、朝鮮國より進貢する。其卷舒の便あるをよろこび、是を作らしむるとあり。

日本古よりあふぎを、かはほりといふ。かはほりは蝙蝠（俗にかふもり。）といふ虫なり。此虫の羽の開合を見て作

りそめけるといふ。此一辯、別に有り。あふぎは西土より、日本にてやゝはやく初まれりといふ。西土の書にも、日本のあふぎ用る事、往々古書に見えたり。

檜あふぎといふは、むかしより日本一國の禮器にて、中古西土へも遣わしける事、王氏彙苑に見えたり。是は檜の木の木理を横にとり製するゆへ、横日あふぎともいふ。又それを轉畧して、あこめあふぎといふ。むかしは松の板にても製しけるにや。宋の鄧椿が畫繼に、倭扇を得たる條に、松板砌疊と載たり。

檜あふぎは、檜の木の薄板二十五枚、又は二十八枚を用ゆ。木の理を横に用るは、あふぎてもしなへる爲なり。要は金銀の金物にて作り、打つかみの方は、白き糸にてあみたるもの也。其糸のあまりを、藤の花を長くうへよりさげて紐たる物なり。又家々の紋をも組みて付くる。又は、から草をはゝして付くる。いづれも親骨の表につくる事なり。此あふぎ、十六歳以後より三十歳迄は、かくのごときを用ひらるゝ。若年にても公卿にいたりては、から草などあるは用ひられず。尤老年の人同じ束帶の時は、懐中せらるゝ由、扇の端三間疊みて、薄やう一重にてつゝみ、ねりくりの糸にて所々とづる。

十五歳以前、又は女官のあふぎに袙扇といふ有。飾あふぎともいふ。板三十九枚にて、惣地金銀に泥み、妻紅にいろどり、甁鶴あるひは花鳥の類を、うら表

に彩色にゑがき、親骨には糸の作り花を付る。親骨のかみより色々の組糸を六筋さぐる。要金にて蝶鳥の形を作りうつ。

束帶の時は、夏冬ともに檜あふぎなり。衣冠の時は、冬ばかり檜あふぎを用ひ、夏はかはほりを用ひらるゝ。近比は夏冬ともにかはほりを用ゆる人あり。しかるべからざる由、古記に見えたり。參議以上の人

は妻紅のかはほりをもちひらるゝ。繪色々定りなし。此かはほりとは、今の末廣といふあふぎなり。妻紅といふは、妻は物の端なり。其あふぎのはしを朱にて雲形に彩色たるをいふ。是はむかしつま糸をこがしたるあふぎといふ事、古き物語に往々見えたり。源氏夕顔の卷にも、白きあふぎにつま糸をこがしたるとあり。又やどり木の卷に、丁子そめのあふぎのもてならし給へる、うつりがなどゝあり。是はあふぎをあみたる糸、及びあまりの總を香にて色つくほど、くゆらせたるよそほひなり。此つまをこがしたるといふ遺風、今の妻紅とはなれり。

中啓あふぎは、僧徒及び醫家にも用るなり。然れども無位の人は用ひず。なかばひらくとかきて中啓とは稱せり。

軍中のあふぎは、骨數八枚あるひは十六枚、表金にて泥み、朱にて日輪を畫く、裏朱にぬり、金を以て月輪をゑがく、長さ大抵一尺二寸、家々の傳法少づゝの異別あり。上野國新田後閑の家藏に、義家朝臣の軍扇あり。十二本骨也。表雲母地、色薄紅なり。日を金にて書、裏も雲母地、銀にて月を書く、日月さし徑四寸、惣紙の長さ六寸三分あり。親骨に樋一筋すかし彫たり。かなめに紐付てあり。

あふぎのかなめといふは、かにめの轉語なり。蟹の目に似たればなり。日本にて要の字を用ゆ。要は本人の身の腰の字なり。樞要の心ゆへ用ゆるか。西土にては鄉談正音に、扇眼、扇檈の字を載せたり。

○歩障　行障　被衣　綿帽子

天子の御乘物を鳳輦、葱輦とてあり。それより以下の官人、牛車あるひは手車等及び肩輿あり。中人以下には腰輿あり。是を手輿ともいふ。いにしへ此手こしにも乘る事ならざる凡人は、男は其まゝ歩行しが、女人は禮記內則にも、女子出ㇾ門則必擁ニ蔽(ヨウヘイ)ス其面ヲ一といへば、さすがあらわに人に見ゆるをいとひ、此歩障といふ物をかづきあるきける。此歩障の製作は、檜の木のうすき板にて、笠のごとく四角に作り、わたり一尺五六寸ばかり、高さ四五寸ばかりに曲物にこしらへ、足を八本付る。足長さ四尺ばかりの物

にて、手かるく作りなし、此上に、ねりきぬ六尺四方ばかりの物をかけおほひ、みづから持あるきしなり。其後、便利になり、歩障を用ひず、上のねりぎぬばかり、頭におほひあるきける。是をかづきといふ。其後又略して、常の小袖のひとへをかづく事とはなれり。一條兼良公の雲井の春にいわく、上略、うすきぬひきかづきなどしてこそ有しかど、此ころは今やうの事として、小袖かづきのなれすがた、むかしの面影もたへにたるやうなれど、時代にしたがふならひとして、中々ひきかへ見どころおほく、下略、とあり。しかれば應永、文明の比より、小袖かづきとはなりたりと見え侍る。今世は麻の一重をも用る事となれり。今も京都には用ゐる。江戸表も以前はありしが、大猷院殿御法事の時、岩間八三郎といふ者、かづきにて女子といつわり、増上寺にて松平伊豆守をねらひける事あり。是より御停止とはなれり。中古にも今も、此かづきを又略して、わたぼうしといふ。おほひて女子の顔をかくす綿帽子は、むかしは男子も寒凉の時は用ひけると見えたり。釋の堯孝が富士紀行に、永享四のとし長月十日、将軍義教公の綿ぼうしせられ侍りしに、折ふし富士もわたぼうしのやうにありければ、義教公、

　われながらけさはするがのふじのねに綿ぼうしともなれるくもかな

と詠ぜられけり。下略。

歩障は、洞院左大臣實煕公の禁中名目にも載せられたり。天子大行の時用ひ給ふと也。大行とは、崩御の後、未院號を奉らぬ内を申奉る。其間は歩障にておほひ奉るか。又同書に、行障といふ名目をものせられたり。疑らくは、歩障と同じ物なるべしと、壺井義知のいへるはいかゞ。光生按ずるに、製造は同じといふとも、用ひ方は別なるべし。順和名鈔屛障具の行障の下に、唐鹵簿令行障六具と載せ、又同書葬送具の下に、歩障喪禮圖云、白布帷以障ニ婦人一、今按、俗用ニ一歩障一是、と二品(は脱カ)にのせられたれば、日本にては葬禮の時は歩障と稱し、常には行障といふと見えたり。西土の歩障といふ製作異なり。

晉書石崇傳、紫絲布歩障作ニ四十里一、錦歩障作ニ五十里一。

書言故事卷之七、載ニ石崇王愷奓靡之事一、註ニ歩障今山水障之類也一、とあり。もろこしの歩障といへるは、日本の幕の類なり。宮室に用ゆるを帳といゝ、山野に用ゆるを障といふと見えたり。

此歩障の圖は、古き土佐氏の畫師のゑがける物語の卷物に有けるを、壺井安左衛門うつし取、永以老人へさづけられたるなり。次の圖は、靈元院法皇の御屏風にゑがき有ける。永以老人のうつし置れしなり。

歩障

歩障

但此図褰衣以見歩障之称也

○唐鞍　雲珠櫻

古御禊行幸、其外晴の時、しかるべき官人は、馬に唐鞍を置て乘ける。以下の人は大和鞍、移鞍、結鞍等用ゆ。此唐鞍といふは、李唐の代に日本へ渡りたる製にて、馬具一式の飾、唐の製にて、日本様とはかわれり。中古亂世後、唐鞍の製もすたれたり。今九條殿に、唐鞍一口殘り有といへども、殊外に破損に及ぬ。享保の初、將軍家より唐鞍の製尋求められけるに、大和國春日の社三の御殿の唐戸の扉に、むかし後三條院の御時、御建立にて畫たる唐鞍の飾馬の圖、今に殘れり。則社司大中臣時令に命じてうつさしめらるゝ、大さ人馬ともに生の大さのごとし。尤彩色をほどこす。銀面菖蒲形、頸總、八子、杏葉、雲珠等の飾あり。

夫木集に、定賴の歌に、

　是やこの音にきゝつゝうすさくらくらまの山にさけるなるべし

袖中抄に云、雲珠櫻は、唐鞍の雲珠に似たれば、鞍馬の緣にとるなりとあり。光生按するに、うす櫻は、今世手鞠櫻といふ花なるべし。花蕚しげく付き盛りあげたる形なり。此形容を何にてもうず高きといふ詞も、雲珠より出たることばなるべし。

黄
アカ
白
アイ
キ
緑
赤
茶
ウスズミ

○浮線綾

浮線綾とは、官家の袍、下襲、直衣、表袴等に付る紋なり。むかしは臥蝶とて、てふといふ虫をふせたる形なり。今は唐草のやうに作れども、本は蝶なり。故に浮線蝶ともいふ。是を轉じて浮線綾とはいへり。實熙公の名目鈔には、臥蝶と載せられたり。てふを衣裳に付用ゆる事、胡蝶のてふにてはなし、蠶のかへりたるてふにて、郷談により、ひるとも、又ひとりむしともいふ虫なり。古は是をもなべて、

てふといひしとなり。蠶は衣服の根元なるゆへ、其元をしらしめ、又かいこは、子の繁育なる物ゆへ、いわふ心にて付け用るとかや。女子婚儀及び嘉儀には、必此てふを用ゆ。これもみな蠶のてふなり。女子は殊にかいこの養ひ飼ふ道をも、しらしめむ爲なり。てふは長ともかよひ、又偶數をも、てうといふにより、かれこれ目出度音ゆへ用るとなり。或説に、蝶は交會の間久しき虫なるゆへ、婚儀に殊に用るといふ。後人、第二儀の説なるべし。

○鳥襷　花輪違　屏風

鳥だすきといふ紋は、官家指貫等に付る紋也。是は比翼鳥の形をうつしたる物にて、雌雄はなれざる鳥なるゆへ、祝儀にとりて用る。いにしへの屏風といふは、多くは屏風の骨を作りて、織物のきぬをはりたるものなり。殊に屏風は閨房に用る器なれば、此鳥だすきの紋の衣を用ひしとなり。中下の人はきぬをもちゐず、紙にてはり用る。是をいにしへかみびやうぶといふ。今世の屏風の製のごとし。是にも鳥だすきの形を押したるなり。今はこの鳥襷をも略して雀形といふ。此類の紋は、なべて花鳥といふ物なり。すみよし物語の下に、かみびやうぶにやまとゑかきたる一よろひたてゝとあり。是は今世のびやうぶなり。紫式部が日記に、しろきあやの御びやうぶを、もやのみすにそへて、とさまに立わたしとあり。是は古のきぬをはりたる屏風なり。此外、あじろ屏風といふは、源氏宇治巻に見えたり。

今の雀形と云形、花輪違の四方に鳥の形を二羽つくる。花輪違といふは、本筏の鼻を編たる縄の結び目なり。烏丸光廣卿の職人歌合の筏士の圖にて知るべし。鼻輪違と書べきを、輪違の中に唐花を書ゆへ、花の字を用ゆ。四方に四ツ星を添へたるは、西土の模様にもある物にて、香の珠を寫したるもの也。書及び古銅磁器の製作に、金猊の弄する所の香珠是なり。

比翼鳥といふは、王思義三才圖會曰、南方有二比翼鳥一、不レ比不レ飛、謂二之鶼々一、似レ鳧而青赤色、一目一翼、相得テ乃飛、王者有二孝德一、而幽遠ナルトキハ則至とあり。此外、拾遺記にも出せり。鵲のごとくは聖代には見るゝよし、本爾雅に出たり。廣博物志には、是を蠻々と名づく。見るゝ時は天下大水ありといへり。嫏嬛記には、雄の名を野君と云ひ、雌の名を觀諱といふ。物名を長離といふ。この心は長く相ヒ離著するによる。雌の字をはなれつくとよむによるなり。享保の時、蠻舶より比翼鳥を將來せり。西土の書にいへる形狀に合すといへども、雌雄相附て肉の尾を連ねたり。いにしへ、此比翼鳥を鳥襷にうつしけるか、此ひよく鳥には足見えず。

カバボカレ
白
ムラベニ
ウスクサ
カバ
ムラベニボカレ
カバボカレ

又一種、狩野探幽齋が百花鳥を畫がけるに、比翼鳥あり。雌雄相著すといへども、雌雄ならび飛ぶといへり。是には足あり。此比翼鳥も、正德年中、紅毛人、長崎へ持來り、商人の手に落て、江戸に來る。是前にいふ比翼より、彩容鮮明なるものなり。

筏士

赤
キ

○驛路鈴　鈴船

大内裏の古、天子より諸國え使を立らるゝに、少納言の承りとして、主鈴の官より鈴を渡さるゝ。使の者是を持て、路々を驛馬々々といふて鈴振り行也。人も道をよけ、又驛舎にてはるかに聞付て、馬及び人歩の支度をとゝのへ待つなり。今時、路中にて人を拂ふに、はい〳〵といふも、上古のはいまの遺風なり。此鈴は八角に鑄て、行程の日數を鑄付たる物也。新撰六帖にも、旅人の山ごえわぶる夕霧にむまやのすゞのこゑひゞくなり。と衣笠の内大臣のよめり。近比も、ひきつゞくむまや傳ひの鈴の聲たへぬ東の道のゆきゝに、と裏松の意光卿の詠あり。又海路にも、船に鈴を付て驛舎に知らする。是を鈴船といふ。

鈴舟のより來る音に驚きて須磨の上野にきゞす鳴なり。とよめる是なり。此きゞすは、驛舍の賤夫をさしていへり。杜荀鶴が詩に、漁舟火影寒燒浪、驛路鈴聲夜過山、と作りしも是なり。西土には、今も官鈴を用て行路を通ずるとかや。大明會典曰、遞送公文照依古法、一晝夜通一百刻、每三刻行三鋪、晝夜須行三百里、無分晝夜、鳴鈴走遞。前鋪聞鈴、鋪司預先出鋪交收。

○懸角　訶黎勒

上古は禁中にて節會行はるゝ時、天子高御座といふに坐し給ふ御帳臺の左の柱に、懸角といふ器をかけ置く事あり。是は犀角にて造りたるものなり。百鬼邪鬼瘴氣諸毒を解する功勝れたる物なれば、貴人の座右には必置く事なり。中古亂世打つゞきける比、此器絶へけるにや、今は御帳臺の柱にも木にて作り、むかしのかけ角に擬へ置かるゝ。足利義政公、此懸角をうつし、象牙にて訶黎勒の實に作り、則かりろくと名付、押板の柱に掛け、席上の飾となせり。象牙も毒を解し、其外の功も、犀角に劣らざる物ゆへなり。かりろくは西土嶺南の產物にて、殊に食傷等に用る藥なるゆへ、常に座上置くべき物なり。稜六筋あるをよしとす。八筋より十三筋までも有を、椰精勒といふ。藥に用ひず。訶りろくの功、食を下し、胸膈の結氣を破るゆへ、嶺南にては茶のごとく煎じ、常に客にもてなすといへり。天竺にても殊に用る藥なるゆへ、金光明經にも、熱病を下す藥に用ことを載せたり。

帳臺

○綏

和訓を、をひかけといふ。武官の人の面にかける飾なり。西土にても漢の代より有。本は胡國の服飾なり。是は貂といふ獸の尾にて編みたる物なり。此獸、鼠に似て、大さ獺のごとく尾粗し、毛深さ一寸ばかり、紫黒色、專ら丁零國より出る。其外遼東、高麗及び諸胡國にあり。皮を取て裘帽風領とす。寒月服す。此物の性、風を得てかへつて暖かなる物ゆへ、胡國に殊に用るとなり。漢の制に、(ゑカ)侍中冠金璫を首に飾り、前に貂尾を挿さむといふ是なり。日本にて武官に用るは、矢よけの爲に用ると、をひかけといふ。老懸と書て、老人の用ひけるゆへなり。日本にても古は、老人の寒氣を防がん爲なるべし。今は貂も日

本へ來る事稀なれば、馬の尾を以て作るなり。光生按ずるに、老人は鬚髮も衰るゆへ、殊に武官なれば剛强に見せん爲なるべし。貂一名を栗鼠とも名く、と本草綱目には載せたれど、潜確類書には、貂と栗鼠とは別種とせり。

〇角筆　文杖

是は書籍を讀む字さしなり。順和名鈔及び禁中名目鈔に、文杖と載たるも同物なるべし。東宮の讀書初に、東宮坊にて南面に座し給ふ。學士は太子の左に着く。右の方には太子の傅座し、向には尙復着座す。太子御前には文臺を置き、其上の眞中に吳註孝經、右の方に此角筆を置き、左の方に點例を置く、角筆は鹿角を以て作る。長さ五寸六分、頭に鸚鵡の形彫り刻む。あふむは人の口まねをする鳥なるゆへ也。點例は俗にをこと傳といふ物なり。先學士、吳註孝經と唱ふれば、尙復同じく吳註孝經といふ。其次に太子、吳註孝經との給ふ。さて尙復、是までといふて、御儀式畢ぬ。是より以後は、太子の御意次第、常の御殿にて、學士直に御指南申上る事なり。

〇斗算　文夾　栞

井蛙抄六の卷に、貞應大嘗會の時、中納言入道、記錄の知家卿吹擧の事などの所に、斗算をさして、座近き後普光園院良基公の百首の歌、頓阿法師に點させらるゝ。頓阿返事に、老の後の思ひ出にもと存候て、斗算などをも仕らず、やがて此卷、罫をつけぬる恐憚入て候とあり。光生按ずるに、此斗算といふ器は、書册の見かけ置所のしるし、又は入用の記文などの心覺に、さし置物と見えたり。戸田氏のいわく、名目鈔及び桃花蘂葉等に載せたる文夾（フバサミ）といふ物も、同じ物なるにやといへり。然れども文夾は、大鏡に、左大臣時平の條に、この史、ふむばさみにふみはさみて、いらなくふるまひて、このおとゞにたてまつるとあれば、是は今世俗にいふ狀はさみとて、書狀の大さに薄板二枚、うらおもてよりあて結ひたる物なるべし。斗算とは別物ならんか。斗算といへるは、今の圭算又計算とも書く物にて、むかし書物の鎭に

も置き、あるひは書行の圭を引く具ならむ。斗は尤の韻にてとうの聲、計は霽の韻にてけいの聲なり。斗の字、草字に略し書く時は、㪷と書く。又計の字、草字に略し書く時は㪷と書く、字體同じく見ゆるゆへ、斗を計と誤るか。むかしは此斗算を今世の計算の用にも遣ひ、又書物の見かけのしるし所に、はさみたる物と落着すべきか。斗も計もともにはかるとよむ字なれば、難なかるまじ。其以後に銀あるひは眞鍮にて、薄く金をのべて揚卷結びの形のごとく剪り作り、書物の間の心覺の所にはさみたると見えたり。此器、予が家に年久しく藏せしが、名目知れざるゆへ、戸田氏の有識の人に尋ねしかば、文夾といふ物のよしこたへて、則戸田氏よりも、黑み金にて作りたるを、一枚越し見せられしを、予が家藏せる所とくらぶれば五分短く、製作精しきゆへ、戸田氏家藏の形をこゝにうつす。予が所持せるは、銀にて作りたれども、形容質素なり。

後水尾院の製作仰付られししをりといふ物あり。書物の間のしるしとなす物なり。是古の斗算の遺風なるべし。しをりといふは、深山へ分け入る人、所々山坂に、心覺に樹の枝を手折て置き、歸れる時の道しるべとするなり。故に枝折といふ。西土にも是あり。書經に、隨山栞木といふ是なり。蔡註、栞槎識也。周伯溫曰、禹貢隨山栞木。謂隨所行林木斫其枝爲道識也。

○烏帽子

唐制に紗帽の制あり。是を此國にもうつしたる物なるべし。日本着用初さだかならず。嵯峨天皇弘仁九年、男女の衣服みな唐法に依るの制有。 此時より初るにや、日本にて古は、今烏帽子のごとくかたくぬりかためたる物にてはなく、紙にてこしらへ黒く墨にてぬり、漉を引て用ひける。用ひふるしけるゑぼうしは、もめてやわらかになり、 風に吹れて折れけるゆへ、是風折の始なり。此ゑぼうし、古は晴などには 立ゑぼうしにて用ひ、時宜により、又は兜など被る時は、上よりひしぎて、今世頭巾の如くかぶりける故に、 もみゑぼうしともいふ。義經記みやこ落の所に、かたをかゞ出立に、おしいれゑぼうしにひたひゆひてとあり。同

書へいせんじ御見物といふ條に、とがしのすけも、大口におしいれゑぼうしきてとあり。上よりおしいるゝにより、是をおしいれゑぼうしともいふ。又時により引立て立ゑぼうしにして用るゆへ、引立ゑぼうしともいふ。保元物語に、上皇、三條殿御幸の事といふ條に、義朝、御前に召さる。赤地の錦のひたゝれに折烏帽子を引立り。いたてばかりに太刀帶たりといへるも是なり。古のゑぼうしは、かくのごとくやわらかにして自由にしたる物なり。立烏帽子にして著し、人に對するに、下輩從者などには腰はかゞめず、後へ手をつきなどすれば、ゑぼうしもうしろへ折るゝゆへ、後へ折れたるゑぼうしを平禮といふ。平外なる禮といふ心なり。古は下輩の者は、堂上の人とまぎれぬ爲に、右の立ゑぼうしの頭を劒頭にきりてかぶりけるゆへ、切立(キツタテ)ゑぼうしといふ。今世能方三番叟の用るゑぼうし是なり。此ゑぼうしに、横筋を付るは、古へてうちんのごとく疊むゆへのひだの遺風なり。此ゑぼうしをひしぎて、かぶりたるをうつして、今世の侍烏帽子とはなれりと、古上の所は澁ばかりにしても、緣の所ばかりうるしにてぬりたるを、へりぬりゑぼうしといふ。古き物語等に見えたり。古はかくのごとく一品を色々と用ひけるが、中古よりそれ〳〵の格法定れり。攝家、淸花、大臣家等の家には、立烏帽子を着せらるゝ。其外、羽林家、名家、諸大夫家には、多くは十六の歳まで立ゑぼうしを着し、其後は折ゑぼうしを着さるゝ。蹴鞠など、あるひは馬上の時は、いづれも風折を用ひらるゝよし、凡上皇は左眉を着し給ふ。攝家は諸眉なり。諸家は十六歲以前は小諸眉、後は右眉なり。地下の者は片眉を用ゆ。然れども攝家始家々先例ありて、定りたる事なし。抑錆もみ烏帽子は、如木、退紅の輩の用る所なり。懸緒は本儀は紙縒なり。束帶の時は、公卿、殿上人おしなべて紙よりを用ひらるゝ。又紫の組懸を用ひらるゝは、衣冠已下の時なり。承元二年四月、後鳥羽院蹴鞠の御時、はじめてたまはしむと。しかるゆへにや、飛鳥井家の執奏として勅許あるなり。元來蹴鞠のための烏帽子のくみかけなり。ゆりたる人は、衣冠直衣の時、冠にも用ひらるゝなり。

○飯

日本古は、貴賤ともに朝は粥を食し、晝はかれいゐとて、今世のたきほしの飯を食ふ。故に古き物語、源氏物語などにも、朝の所にはかゆまいるとあり。晝以後の所にはかれいゐまいると有。九條殿遺誡にも、朝の所に服レ粥次梳レ頭、といふ記文あり。古は食後には、水を飲みけると見えて、日本紀孝徳紀(皇極カ)に、大織冠入鹿を討たまふ時、食後に水を送くとあり。其後、一條院の時は、はや人氣うすく成けるか。湯を用る事見えたり。古は飯を中下の人はあかめ柏の葉、或はほゝの木の葉に乘せて食ひける。其後鎌倉殿の時、ある人、椿の葉に盛りて食ひけるを、藤九郎盛長これを見て眉をひそめ、世は巳に文華に趣けり。此後いかやうにか驕奢にいたらむといへり。今凡下の輩、朱塗の食具を用る、心あるべき事なり。古も堂上には朱ぬりの椀、黑ぬりの椀あり。會宴の時に朱の大盤、黑の大盤といふ事あり。又椀飯と書て、右之大盤にならひてわうばんとよませたり。今民俗にわうばん振舞などいふも、これより出たる詞なり。古中輩の者は、因幡兀子とて、いなばの國より木地にて出したる椀を用ひけるとぞ。古歌にも、奥山のしら木のかうし其まゝにうるしつけねばはげ色もなし、といへるも是なり。

日本にて古は、賓客に飯を專らしひる事を、禮儀とせると見えたり。今も遠國邊土の民間には、殊に食事を強る事あり。下野國日光の邊には、歳首あるひは祭日か。又大賓には、僧家巫家に棒棍の類を以て、人を強ひ責むる事あり。强食の具とて、常にも旅人の見る所なり。諸葛元が兩朝平攘錄に、日本の事を書たる所に、奉二客飯一大木椀尖ニ盛食、將レ半、又添二其尖一爲レ敬、といへるも、日本古の風俗を書たるなり。

〇七種

兼明親王の公事根源にいわく、寛平の比より始れるにや、延喜十一年正月七日、後院より七種の若菜を供すといへり。是は新年の若菜を取て菜に調じて奉る。今世正月七日粥に入、七種の若菜を入るゝは、十五日の七種のかゆをとりちがへなる物たり。十五日の七種は、白穀、小豆、粟、栗、柹、小角豆等なり。是をかゆに入れ調じたるなり。若菜は七種にもかぎらず、十二種も供する事有、尋常には七種の物

なり。薺、はこべら、芹、菁、御形、すゞしろ、佛の座などなり。此七種の品類、古今家々說々紛擾なり。春秋七草に辨別するがゆへ、今こゝに畧す。若菜も古は禁中にては、內藏寮ならびに內膳司より獻ぜしが、いつの比よりか、今世は精全といへる針醫の家より、獻ずる事とはなりぬ。

繁縷

はこべら

白

ウスベニ

ウス草

キ

ウスベニ

車前草

ほとけの座
おほばこ

蘿蔔　すゞしろ
大根

ウス草
カバボカシ
カバボカレ

右七種者禁中針醫圖精今時每春獻上之圖也
宅間楊汀寫之
此圖公家年中事ニ出ス

○加久縄

日本にいにしへより、加久縄といふ小麥の粉にて作りたる菓子あり。神祭儀式に供する物なり。延喜式等にも載せたり。中古亂世にて、加久縄の名目製造も取うしなひけるが、加久縄ノ盃といふ事を、江家次第などには、久の字を之の字に誤り。加ルニ之縄ニ盃と點を付ける事あさましき事にや。かくといふ交の字の聲を、直にうをくに通わし、和訓としたるもの也。まじわる事の和訓をかくといふ。鉸をもかくと訓ずる類也。其菓子の形は縄をなひたる形なり。是を二ツ十文字にやりちがへたる物なり。今は又堂上にても用ひらるゝ事あり。平家物語第三卷、はし合戰の條に、筒井淨明太刀をぬいて戰ふに、かたきは大勢なり。くもでかくなは十文字、とんぼうかへり、水車、八方すかさず切たりけりといへるも、此かくなは形にたとへたる也。又かくのあはともいふ。順和名鈔の飯餅類に、結果、楊氏漢語抄云、結果形如ニ結緒ノ。此間亦有ヒ之。今按、加久乃阿和。

○黄鳥

詩經周南葛覃章に、黄鳥于飛と、此外にも黄鳥を出せり。爾雅の疏に、黄鸎、黄離、留倉庚、摶黍、楚雀の諸名を出せり。此黄鳥は、日本俗に高麗うぐひすといふ鳥なり。日本のうぐひすを、鸎とも、黄鳥ともいふ事誤なり。日本のうぐひすは、鶺鴒の類なる事、古人もいへり。馮應京が、月令廣義に載する報春鳥、一名は喚起をも、又は婆餅焦をも、日本の和歌に詠ずる所の、うぐひすなるべしといへども、定かに決しがたし。又水戸に來れる朱舜水は、日本のうぐひすは、唐山の黄頭鳥に似たりといへり。日本にて鶯、黄鳥の字をうぐひすに用ひあやまるは、西土にて鶯賞する事、日本のうぐひす賞するに似たればなるべし。戴仲若、春日携ニ雙柑斗酒ヲ一人問ニ何之ト、答曰、往聽ニ黄鸝ヲ、此俗耳針砭詩腸鼓吹といふ故事、

世說に出たり。此外西土の人の鷲を賞美して作れる詩文、往々人の知れる所なり。

○雷鳥

此鳥、いにしへより加賀國白山の絶頂に生ずる鳥にて、形鷄に似て、雄全身は黒く腹白く少き紅冠あり。雌はかしわ雌雞のごとし。此鳥、雷を避る徳ありとて、世俗畫きて家内に懸る。一年、後水尾法皇の、自ら畫き給ひ、古歌に、しら山の松の木影にかくろへてやすらにすめるらいのとりかな。といふうたを御添へ、親王方へ遣わされけるを、今世にうつし弘むる。此鳥は西土の信天翁なり。と古人の說あれども、信天翁は形狀異なり。松岡玄達は、西土の松鷄といふ鳥なりといへり。

しら山の松の
木陰にかくろへて
やすらにすめる
らいのとりかな
朱
スミ
スミボカシ
ネヅミボカシ
ネヅミ
ネヅミ
ネヅミ
ネヅミ
ネヅミ
ネヅミ

〇金銀

續日本紀に、聖武天皇天平二十一年二月丁巳、陸奥の國より始て黄金を貢る。大伴家持此時の歌に、すめろきの御代さかえんとあつまなるみちのく山にこかね花さく。とよめり。萬葉集に載せたり。此時、陸奥國小田郡より始て金を出せしなり。國守百濟王敬福、これを帝に捧げ奉る。銀は是より前に、天武天皇三年三月七日、對馬國司忍海造、當國に銀始て出たりとて貢る事、日本紀に載せたり。此金銀、

賴朝時分迄、砂金にて通用せしなり。足利將軍尊氏の頃に至り、初て此砂金吹かため、丸く打延ばし遣ひける。是を花びらと云。大小もあり。又入用ほど切ても遣ひける。今世年始に用る花びら餅の形に似たればなり。其後、花びらよりよほどあつく打のばし、眞中に足利の丸に二ツ引領の紋印を打、惣地にはひしと石目を打けるゆへ、此金を霜ふりといふ。霜のごとく石目を打たればなり。此霜ふり金をも入用ほど切て遣ひけり。足利の末、信長の頃に至りて、竹流しとて竹を二ツに割、其節の中へ金銀を鑄流して通

二分一縮寫

今世將軍家にて用金を分銅といふ金四拾四貫七百目銀四拾六貫三百目あり

用しける。是も量目定まらざるゆへ、切て遣ひけるゆへ不自由なるにより、豐臣太閤の時慶長年中、初て金銀の一兩の目小判一歩といふ形をも製作せらる。金は西方鷄の方位なればとて、雞卵に象どり、先黄金を卵の黄みに擬らへて四匁八分と定め、白銀を卵の白みになぞらへ四匁三分と定む。卵の殼九分あり。惣合かけ目大抵拾匁を卵の度とする故なり。判金の形も則卵の形なり。大判といふものは名目是より前にも有けるか、足利家記錄等の中往々見えたり。一枚の目四拾匁ありける由、今世大判といふは、四拾四匁八分あり。

二分一縮寫

○銅錢

續日本紀に、元明天皇和銅元年正月十一日、武藏國秩父郡より和銅を獻る。水鏡には日本に銅ある始なりと記せり。年號も是によりて名づくるとなり。

錢は、西土にては伏羲の妹女媧氏の鑄るといへば、上古よりこれあり。日本紀には、持統文武二帝の時、鑄錢司を置て錢を鑄さしめ給ふ事あり。按ずるに、此時の銅は、西土(より脱カ)來る所の銅なるべし。錢の文、日本紀に見えざれば、其比は今俗にいふなめ錢とて、無文の錢なるべし。其後和銅元年に、日本に銅出來たれば、此時初て錢文を和銅開珍と著しけるも、これより打つゞきて、

廢帝天皇の時、天平寶字四年に、萬年通寶を鑄、

稱德天皇の時、天平神護元年に、神功開寶を鑄、

桓武天皇の時、延暦十五年に、隆平永寶を鑄、

嵯峨天皇弘仁九年に、
富壽神寶を鑄、

同帝嘉祥元年に、
長年大寶を鑄、

同帝貞觀十二年に、
貞觀永寶を鑄、

仁明天皇の時、承和二
年に、承和昌寶を鑄、

清和天皇の時、貞觀元年
に、饒益神寶を鑄、

宇多天皇の時、寛平二
年に、寛平大寶を鑄、

醍醐天皇の時、延喜七年に、延喜通寶を鑄、

村上天皇の時、天德二年に、乾元大寶を鑄、

右之類、今世に稀に殘れり。此後錢鑄ける事、古史に見えず。是にて中絶せりと見えたり。此後は日本先規より鑄置たる錢と、異邦將來の錢と相交えて通用せる物ならん。享保四年正月二十日、予が芝口三丁目の邸舍に溝を堀ける事ありけるに、地より一丈ほどほりければ一物あり。其形錢を積たると見え、又は岩のごとく又は土のごとし。奇異なる物ゆへ、其物の上をさゝらを以て、水にて洗ひ見ければ皆錢なり。凡二千貫ばかりも有べしと見えたり。奴隷どもわれおとらじと、むらがり寄取らんとしけれども、年を經し物ゆへ、一塊に凝結したれば、石などもて來て打かき、或は鐵槌を以て碎き取りけるほどに、一錢づゝには離れず。みな〳〵細かに碎けたり。其中に一人刺刀を持來り、心永くけづりはなしければ、いづれも全く錢となれり。其錢文、祥符通寶とあり。考るに此祥符通寶は、西土北宋の眞宗の時鑄たる錢なれば、日本五十五六世花山院、一條院の比なり。然れば村上天皇の時、乾元大寶を鑄さしめ給ふより、僅か三四年後なり。如此西土の錢數万、日本へ渡るなれば、村上天皇後は西土の錢のみにて通用有けるなるべし。右之祥符通寶を鑄ける年

は、當時より七百二十二年に及びぬ。村上帝より六百年もへて後に、北條氏康、關東にて七八ケ國も領しける比、下野の相馬にて鐵のびたにて錢を鑄させける。是を鳩の目と名づく。日本にて鐵錢を鑄る初め

なるべし。其製作甚麁相なる物なり。此鳩の目、凡伊豆より常陸あたりにて通用しける。是氏康のしたがへる國領なり。又其比伊豆の浦に異國船一艘漂着せり。所の者ども氏康へ訴けるに、氏康板邊岡江雪といふ者に命じて検分させられけるに、人はみな／＼船中こゝかしこに餓死せし體なり。さて船底を見ければ、永樂通寶の錢四千貫餘あり。則此錢も氏康の有となりぬ。鳩の目を遣ひける時分、如此よき錢の事なれば、氏康の了簡にて、今迄通用の鳩の目四文の代に、此永樂錢一文をあて通用すべしとて、領地へ堅く渡されける。今以田舍年貢方の割合に、古器の左券等に永樂の法といふも、此時の遺風なり。其後、豐臣大閤の時、慶長通寶を鑄させらる。

又其後、神君新錢仰付らるべしとて、彼永樂の錢躰殊に勝れたれば、西土へ銅錫の配合、幷に模式など問わせられける。則彼國より申けるは、銅十貫目に鉛六貫目の法なりとぞ。神君ほどなく他界ゆへ、台德院殿の御時、仙臺、加賀、紀伊、伏見、尾張、佐渡、江戸、七ヶ所にて、寬永通寶を鑄さしめらる。江戸にては三雲平左衛門承り、芝新錢座にて鑄る。其後、寬文年中、京都大佛を錢に鑄る。九十六文を百と定めけるは、上杉憲政の家臣長尾意玄の工夫にて定めるとなり。西土にも七十を百とし、或は八十、又は八十文五文を百と定むる事あり。是を省百といふ。丹鉛惣錄等にも載せたり。

○寶貝　貽貝　あこや貝

上古西土には、貝を以て寶とし通用しける。周の代までも遣ひけるゆへ、凡たからの類にかゝる文字は、寶貨財の類、みな貝に从ひ作る。秦の代に至つて、始て錢を鑄て貝に代ふ。其西土に寶として通用しける貝は、日本にいふ子安貝、錦貝の類を用ひし由、故に子安貝を日本にてもたから貝ともいふ。子安貝

は日本諸國にあり。にしき貝は紀伊、其外にも亦有。一種琉球より出る貝を錦貝といふ。順和名鈔にのする所の、夜久乃斑貝なりと。俗にやこ貝、夜久の誤なるべし。此貝大さ、さゞいのごとく角なく、黄黑色にして斑あり。內の光れる事、あわび貝の光よりも尙光ありて、白き所は全く磨ける銀のごとし。光生按ずるに、古日本國中にては、西土のごとく、貝を通用せしごとくにはなけれども、日本は海島の國なれば、海錯殊に繁く、寶貝も多きゆへ、西土よりも乞求めけるゆへ、おのづと寶としけるなるべし。されば西行法師の歌に、あこやとる貽貝のからをつみをきてたからのあとを見する成けり。とよめるも是なり。此あこやは、あこといふは漁人の惣名にて、網子と書て、網を引者をいふ。やといふは呼かけたること葉なり。是を心得ちがへけると見えて、あこやとるは、あこやといふ貝を取ると思ひ、別に一種を出し、西土の蛾蜄の和訓をあこやと付る誤なるべし。今あこやといふ貝は、板屋貝の形にて、殻うすく溝文なく、外黃淡赤色にして、甲に毛のごとくなる物生ひたり。是をむき取れば。はだ滑になる貝なり。西行の歌は、い貝を詠ぜるなり。い貝といふは、今世いの貝といふ。伊勢、三河、武藏の海邊にも多これあり。どぶ貝に似て丸く、其色黑し、肉の端赤く蛸に似たり。味臭氣あつて佳ならず。あこや貝といふは、後人の作意して付たる名なり。板屋貝は、帆立貝ともいふ。今民間に杓子に作る貝也。是をも所によりあこやと呼ぶ。

○猪　野豬　摩利支天

猪を日本にて、古よりいのこと訓ず。豕をいと訓ずる故、いの生みける子ゆへいの子といふ。いづれの世よりか、豕をぶたと稱し。猪の字をいのしゝの文字に用る事となりぬ。いのしゝは、この豕の形に似て猛き事は、獅子に似たるゆへ、いのしゝといふか。猪をいのしゝに用る事しかるべからず。いのしゝは唐本草に載せたる野豬なり。西土にても豕に上古よりあり。野豬は唐に及むで、本草にも載せたり。日本にて摩利支天の像を畫がき、或は木を以て彫刻せるを見るに、野豬に乘りたる所を著す。是は西土

の佛經等に猪に載るといふ記文を見て、日本人いのしゝと心得ての事なるべし。殊にいのしゝは猛獸なるゆへ、軍神の威を示めさむが爲の心か、心得がたし。狩野氏靑白齋といへる畫業の者、異邦より將來せる摩利支天の木像を見たりとて、畫にうつしけるを、予見侍りしに、其騎れる所の獸は全く日本に今いふぶたなり。是にて多年の疑を解きぬ。豈軍神のいのしゝごときの猛を賴まむや。豕に乘る事、天部翼記といへる書にも、其事を載す。軍家者流祕するといへるゆへこゝに略す。

享保元年丙申三月　日

持明院基輔卿門人栢崎具元書於壺井氏寓居

〔無窮會神習文庫藏本奥書〕

右古今沿革考者、栢崎具元之爲ニ述説ー。門人後藤光生於ニ序文ー作ニ加追考ー、可レ爲ニ珍重書ー也。

立田某之爲ニ於藏書ー。多賀常政爲懇望寫ニ圖之ー。予又從ニ常政ー乞受寫レ之畢。

安永四年乙未正月二日

藤原忠寄

古今沿革考終

異説まちく

異説まち／＼　巻之一

烏江正路誌

一異説まち／＼のこゝろを、たはむれ歌に、

ふみまよふ道はしな／＼しなてるやかたさかりなるしるへのみして

まことに一たび蹶然として、大澤に陥るといへるぞかし。象をさぐれる盲人を先達として、あるきがたかるべし。

一今の世に、古戰等の講釋とて人を風靡するあり。今世の人の氣象風俗より、古を思へる弊也。又餘り委くて、連々綿々たるによりて、打聞にはつぢつまあいて面白けれど、是不審の第一也。是延寶より以後の記録の弊也とおもはる。寛永の比より板行の本、世に流布し、寛文の頃迄の記録は、その家々の家士浪人などの書たるものゆへ、片ひゐき成よふには見ゆれ共、諸家の書を集めみれば、自ら分るぞかし。皆々質なるものにして、今世連續したる記録の、そばはづかしきにはあらず。古き記録には誤りも多し。其誤りあるが實録なり。其所々々で、その時の聞し儘、言傳しまゝを記す故也。連續のものには、臆説によりて附會せる事多し。上るり本に當時を以て古代を推すの類、人情のよる所いとつたなき類なり。

一今世伎藝流の者、おらが流義では如ㇾ此、と專門のごとくいふ有り。是衆盲探象也。宇治拾遺にいへる仲胤が犬のくそ説經也。諸家をさぐりて安心立命せるにあらず。しかし是にて極めたれば、安ずると心得たるべけれど、たとへば觀音に增る佛はおはしまさず、常に信じて他物を見ず、雖ㇾ有といへば、

かたへよりは地藏こそ難レ有けれ、一向に信じたれば、鬼形を伏せしめしといふ類なり。眞の佛學にて心のすはりたるにはあらじ。大明の人に畫佛の贊を書せければ、彌陀の贊に觀音の事をかき、藥師の贊に地藏の事を書て、いづれも佛は同じ事也と云し、と惺窩の道春に語られしとは、雲泥の事也。理佛を會了せるいと面白し。

一上留理本講釋、犬のくそ說經、近代記錄。

右の三件、予常にあきたらず思ふより、かたさがりの歌をも思ひよりたる也。

一畢竟物事はきとするを好むより、右の弊どもの出來たるなり。はきとしたる程、さつぱりとしてよき事はなけれ共、さうならぬ事、世法にもある事なり。まして古代の事、何としてはきと明白に成べきや、それをむりにはきとしたがるより、理窟辨口をつけて行ほどに、一歩さへはては千里の誤といふに、數步よりの違は、數千里のあやまりになるべしや。

一上代の記錄、國史、物語類、印行の物多し。是はやらずとも捨る事は有べからず。百年前後に書たる印行の記錄、右に書たる諸家より出たるは、各自の事故に連續せざるより、すたり行に成こそ殘多けれ。甲陽軍鑑誤り多しといへど、質にして事實多し。しかし是は甲州流、北條流、山鹿流など、小幡氏の跡をふめば、今にすたらず。是さへ武田三代記出るになりぬ。甲陽軍鑑にあはすれば、通俗もの見るやうにて、二度とは見るべくもあらず。

淺井物語　太閤記　信長記　天正記　淸正記　明智軍記　北條五代記　武者物語　管領九代記　將軍記　將軍家譜　萬松院穴生記　大坂物語　見聞軍抄

事實多し。

一近代實書と見ゆる印行の物は　室町物語なり。是は室町日記より拔たるとみゆ。武將感狀記〔碎玉話トモ云〕、熊澤の撰ゆへ事實宜し。〔頭書〕了海〔介ヵ〕にはあらず、同姓の人也。」

一明智軍記の事、別にしるす。

一明曆の比、江源武鑑と云有、僞書也。此事は別にしるす。

一いぐち物語　醒醉笑　可笑記

質なるもの也。此時迄はありたる咄を書たるなり。夫ゆへ事實の助となる事有り。今はわざ〳〵おどけ咄を思ひ付にて拵えて咄す也。

一都て寬文より以前の書に、記錄、物語類、雜書共化物ばなし、作り物の本までも質にして、其時代の風俗なぞ見えて、忍しく思はる。

一近代の曾我動功記　義經動功記　眞鳥實記　小栗實記など、人をまどはす。

一前太平記、金平本の類也。三田に甚之丞と云老人、享保改元の年まで存生にてありし。予が外叔父藤兵衞、承應元年の生れにて、老人どし知己たりしが、前太平記にわかき時に、甚之丞抔が打寄てこしらへたりとて咄たりしと也。酒田公時、碓氷貞光抔と書てあり。是はその比、酒田公平と云のはやりたる時の事と見ゆる也。昔はきんとき平貞道村岡五郎と云ふ。但シきんときはなるべし。附言にあり。

一井澤氏の書たる記錄實錄多し。しかし今昔物語訂補には、槩論も見ゆるもあるが、將門純友の事は、將門記などを以て訂して一篇とせるよし也。是彼門風なり。次第錯亂のよしなれども、古書はその儘その文を遺したり。その詞から事實等に益あるも多かるべし。是も質勝ッ文ニの弊成べし。

一百年治世の初の比の文には、漢文にてはあらで、眞にて假名物のやうに書たる體ある也。それを假名書に直して板にせるとみゆ。天正記、信長記など也。予が祖父の書たる軍書に此體あり。又勢州軍記に同文體あり。たとへば大軍雖ドモト僞と書し類なり。天正記、信長記などにも、解しがたき所あるは、前後を見れば、其かな相應の事あるなり。

一近代の事實、記錄書ト本に多し。是又心得て見るべし。

家忠日記　德川記　岡崎物語　大久保記　中興源記　浪合記　會津軍記　岩淵夜話　三河記　太田和泉守　關原記　古士談話　老人雜話　古說聞書　武陰叢話 名ノカハレルアリ　松平記　松平十郎左衞門記　大坂陣覺書　難波戰記　御年譜　義光物語　落穗集　武家鑑　本佐錄 常府にては不用共、加州本多安房守殿に自筆あり。　道齋物語　御遺訓　故諺記　武野燭談　武家盛衰記　慶長軍記　播州軍記　元親記　將軍家譜　將軍記　王代一覽を幹本にして、古書近代の實錄迄を、書名計りをつけ枝葉とせば、邪路へ踏入べからず。南北朝比の書本にも、南朝記、櫻雲記、花營三代記抔は、書名をしらぬもの有り。參考太平記引用書、すべて常府より出たる參考の書の引用書實書なり。尋求て見るべし。

一太平記は文勝ゝ質て書たる物なるを、中古の人、質なる書の日記類計を見るまゝに、將軍の八十万騎など書たるを見て嘲哢す。太平記最負のものゝ言譯には、異國へ渡す爲也抔と、詞を作るに至れり。その嘲哢するものゝ、かゝる文華など書ん事、思ひもよらず。答る人もしか也。書に文と質ある合點ある故也。それ故に、評判、大全、綱目抔も出來たるらんかし。甚卑俚にして臆說多し。予弱冠の比見侍りし　、三人僧徒詮義の所に、忠圓にてありしか、不動尊に見へ奉りしと有所の評に、其僧頰骨あれ鼻高きゆへ、かく見へしならんと有所を見て、覆ゝ卷て再閱を欲せざりし。此ころ童の評判を讀とて文字を問たりしに、結城入道墮獄の所、鑾刀を何やらんむつかしく解て、レンの聲をつけたり。鑾はランの聲にして、づた〳〵に切事也。鑾刀は今云庖丁刀也。此事だに辨兼て、博識文藻を誹議せるいとおかし。又平家物語評判は由井正雪が書たりといふ。〔頭書〕平家物語評判は正雪にはあらず、增上寺を襲んとせし賊何某が作也。事は老媼茶話に詳也。」賴朝をも愚將となし、其外色々の人評、天地に人なしとみゆ。是己が高慢より人を見くだしての事也。我一人賢しとこそ思ひてこそ、非望をもなしつらめ。いと淺間し。賴朝天下創業の大度、覇業、いかで正雪ごときの臆度に及ばんや。山鹿氏が朱氏を排し、已聖人の道統に企及ぶとおもへり。今迚も軍家者流の者、祕傳々々と云より、我のみ高く覺へ、韓信

登壇に自比すとおもへり。

一去によりて、當府にて太平記を參考なさしめ給ひて、群書を引用いる綱目、評判の類は取玉はず。誠に當府より出る記錄にて、眼をつけ侍るべし。

一世風流行する事を會了すべし。昔の人の是非を今時いふなれど、皆其時代の風也。此事考記す事、末に在、合せ見るべし。

一壬辰爾烏羽の文字を讀み、盾人宿禰鐵の的を射ぬき、又蟻通しの事抔、高麗よりの仕わざも、我國のしかた共にすなをなる世の風なり。

一天武天皇勅シテ二石積ワミノムラジニ一和字をつくらしむといへど、其後たへて見るものなし。先哲の說あれど、其文字いかにと云ふ事なし。然るに万葉集、至を迄に作り、大僧正慈圓の書に素を遠に作るあり。是等や其餘じるならんか。新字四十四卷ことぐく烏有となりしもいかに、又そのかたしろの殘らざるもいかにと思はる。石積廣才にもあれ、四十四卷を盡く新字に作りなしけんも、甚しからずや。漢字の點畫增減し、右の如く辶など加へて、新字になしけるにや。右兩字の辶も、みだりに付たるにもあらじ。

一書は國の割符也。其代々の通用せる文字も多かるべし。和書に埦を垸に作り。院を隖につくり。報を報に作り。俊を後に作る。其家々の文字といへども、是又新字の殘れるなるべしや。

一今の世に用ゆる所のかなは、尊圓以來の姿にやとおもはる。いと古き代のかな文は、一向何やらんよめ侍らず。かなの姿の今の世ならぬを、連綿して略しぬればよめぬはづ也。今時の女用のふみ、日用の手紙の草も、古人を蘇生せしめなば、一向によめまじとおもはる。古へのふみの詞遣ひなぞは、今の代の好古のものは覺了し侍れ共、字體字行の違る故によめぬ也。まして降れる代の文體、なをしも古人のよめかぬべき也。靜齋先生の强記秀才にても、慈圓のかなぶみは一向によめず。めでたくか

しこのみよめたりとの事也。

一廣澤先生一代一風の事、まことゝおもはず。近衞信尹公、能書不双におわしませし故にや。其比の能書といへる者、和久半左衞門は　其御流義なれば言ふに及ばず。其外青蓮院家の風迄も、都て其比は御筆遣ひのかなたこなたに見ゆる也。北野梅松院に、水野日向殿幷に奥方、美作殿、三吟にてか有けん。連歌の懐紙見侍しにも、尊圓の姿にて、信尹公の御筆遣ひ見ゆる也。たとへにはあらね共、元祿、寶永の比の關東の右筆風、流義は違ひても、どこやら木目の筆遣ひ見へ、正德、享保の始には、たまき流のかたぎ、どこともなく見ゆる也。

一外高祖父松浦石見は、尼子晴久の家より出、若年の時出雲の寺にて、手習などせられしと也。尼子亡ての後にや、浪人にて大坂に住して、手跡の師範せられし。尊圓流の能書にて、弟子夥かりしと也。小野のお通も石見弟子なりしと也。また石見の物がたりにや、出雲には神代より斧の入らぬ山あり、と曾祖母の物がたり有りしと也。

一右の曾祖母は、天正の末か、文祿の初の生也。太閤治世の比にや、大坂にて象虎など來しを見たると也。象は白象にて、十三間ありしと云。二階にて見たりしに、背は見へざりしと也。鳶口のやう成ものを打たて／＼つかひて來りし也。其疵は星を見ればいゆるといひしと也。虎はくさりにてつなぎて引て來りしと也。二疋なりしといふ。虎は二ツ共、後に越後の山へ放たれしに、山中の獸ども悉ク恐れて里へいで、殊の外民家にてこまりたりと云。一ツの虎は浪人の母を喰たり。子の浪人又や來るとねらいしに、窓よりのぞく所を鐵炮にて打殺たりと云。一ツの虎は行衞しれずと云事也。山中にて獸どもにくひ殺されたりしや。又は山つゞきに何國へ行けんとの說也。右の象の事にや。見物の脇差の柄を鼻にてまきて呑で死たりしと云。幼年の時聞侍りし。

一享保年間、象の來らぬ前迄の說には、象は竹を恐る。夫故に虎も象を恐れて竹林に住と云たり。象牙

を竹にかけたれば、ひゞきめ入たりと云たり。無稽の事也。近來の象には、笹をあたゆれば、鼻にてまき取持て水なぞ身にそゝぎあびし也。

一近古の事にや。虎の門に虎のつながれたる事あり。是より虎の門の名有と云。虎を圍に入て有て、江戸中の町々より役にあてゝ、犬を出す事にて有し。かぢ町にて秘藏せし犬有しに、役にあたりて出すに至りて、犬主、犬にむかいて、是非なき歎詞を出し、共に畜類なり、空しく死につくべからずと激しけるに、その犬、虎の圍に入れしに、常に犬を入るゝと、其儘虎つかみて引さきくらいしに、此犬匍匐(ハラバイ)して仕寄けるを、虎も共まゝつかみ得ずして、目をはなたず守り居けるを、犬とびかゝりて虎の吭にくひ付たり。虎は兩の前脚にて、犬の身をかきさき／＼しけるほどに、犬の軀は微塵に成ぬ。虎も吭食つめられて死しけると也。一說に、此咄は太閤の時代の事也と云。大坂にての事にや、かぢ丁といへるもかぢやにや。

一虎は惣身ひな／＼として、腹のところなど極く細し。畫家にて虎に乘たる所を畫くに、馬に乘たるごとく畫くは正にあらず。後脚の上尾のきわに乘たるが、唐畫の正しき也、と鳳岡の談り也。

一右の外曾祖母語りて云、關東合戰の後、子供の小哥に、江戸の內府はとや出の鷹よ、石田治部の少はやけ野のきゞす、關ケ原にてあはせて見たりや、一蹴けられてねも出さぬ。とうたひたりしと也。

一同談、神君秀賴と御對面の時は、御帶劍なく扇子計り也。親はなけれど子はそだつにて御座る、と御落涙被レ成しと也。

一同談、秀賴痴人也との說有りと問けれぱ、さにはあらずとあらがひけると也。同談、大坂陣前に、關東より武士が大分登る。いか成事にやと大坂町にて不審がりしが、程なく思ひあはせけるとなり。

一寛文のころ、外舅江戸在番より庄內へ歸りて、江戸表繁華のよし咄けるに、右の外曾祖母の云、江戸はさほどに繁昌になりたるや、昔初て江戸へ大坂より下りたる頃は、よし沼のみ多かりし。日本橋と

云所にて、刀脇指ぬきもちてわや〳〵といふもの有しに、乘物の內より供の若黨に、喧嘩がゆくにやと尋しに、いや刀を賣買ふにて候と、答たりしと咄しけると也。亂世の後にて、立ながらも拔身を持て、坂東聲にて應答などしたらんには、畿內の聞なれぬには、喧嘩とも思ひけんかし。大坂にては、その比江戶ものを關東べい、關東ざアといひて笑ひたると也。今大都會と成て、物言も華に變じぬ。木下氏へ、貞德のいひけん詞思ひあたりぬ。又右の曾祖母は、大坂物言ゆへ、喧嘩がゆく、火事が行など云し也。大坂繁昌を見覺て、いまだ江戶の今時のごとくならぬ、草創の比を見たる時の事也。太田道灌に給へる哥に、

武藏野はかや原のみと思ひしにかゝる詞のはなも有けり

又岩淵夜話に、江戶葭沼の事など、ひとつ所につどひ侍るやう也。

一也と云字は、女陰也。故に草書に蛇の形也と云和說有し。二代目の瀧本坊春乘が書たる卷物の末に之の字有。筆のおもてを背になし、筆の裏を腹になし、きざ〳〵をあるよふにて、蛇腹のごとく、形は狂蛇入草がごとし。右の說、瀧本が流に云事と聞ゆ。

一賴朝、政子に問ふ、諸大名の內にて誰が美男なると。政子答て、畠山重忠に增るはなしと也。賴朝疑て、夜に入りて重忠に似せて、政子の寢所に至るを、政子いかりて長刀にて一斷に殺害す。故に賴朝の死を隱して記せずと。母の談

一義經、富樫の關を越る時、辨慶したゝかに打けるは、面部までも打はらして、其人とも見へぬよふにしたる也。賴朝の了簡には、わざと義經を奧州へやりたり。義經をやらねば、奧州手に入らぬ也。秀衡死後もくろみのごとく、子供を義經に叛かせて、泰衡等に義經を殺させ、又その弊によりて、泰衡を亡て奧州手に入たりと。又義經、賴朝軍戰有しに、義經方勝利也。その時義經方にて、此競にのりて賴朝を討得んと云しに、義經云、賴朝愚將にあらず。定て鎌倉に歸りてゐんと云しが、いつしか鎌

倉へ歸陣也。又賴朝方には勝て怠りあらん所へ押懸、義經を打んといひしに、賴朝いふ、義經愚將にあらず。奥州へ引とりつらんと、果して奥州へ歸陣せしと也。互に名將の智は、割符を合せたる如しとの說也と、此說共、軍家者流の說にて、何レの書にも見へず。義經、賴朝對陣の事、又富樫の事も、其比の史錄にのする事なし。此風のせつ間に煩はし。却て銳氣のかゞむよふ也。又軍者の說に、ひよどり越の上にて、時の聲を上たる計り也。其手だて如ㇾ此々々など云たり。是又同日の談にして、元曆時代の事を、今時の了簡にて推する也。皆々臆說なり。それよりは幾度か地勢も變じけん。人の風俗も幾度かゝわりぬらん。太平記の評判、又永祿、天正、慶長の軍評も、又同日の談也。傳云とて、評をなせども、其書物いかに有しにや。喪亂の時にて、正史數本にてだに稀なるに、秘蘊といひけん。いかにして殘れるにや。又口づから傳へたらんには、寫しだに三寫烏焉馬あり。況や口傳の誤謬うけられぬ事共なり。軍家者流臆見と云ては、人の信仰せぬをいとひ、傳と云に至る。具眼の人に笑るゝ事なり。水府にての吟味に、曾て取給ふ事なし。具眼の事といふべし。

一信長、美濃の齋藤を亡ん爲に、わざと妻室の寢たる間に、毎夜層樓に登りて、美濃の相圖をうかゞふといつはりて、反間の謀にて、終に齋藤を亡せし事、今の世に云傳ふるごとく、母の咄し有し也。

一太閤は韓信に似たり。堪忍つよし。微弱の比、同伴のものに、溝へつき落されて、泥まみれに成たりけれど、大望有故に、曾て刄傷の闘爭の事なかりしと也。

太閤微賤のとき、卜者に逢ふ。卜者天下を取べきむまれと云。我天下の主とならば、知行あたへんと戲られしが、後に知行の主とせられしと也。

一道春、將軍家譜に、秀吉出生の事不ㇾ詳と記せり。しかるを木下彌左衞門が子と、又は大明の羽柴官の再生のと云。一說には、尾州蜂須賀の蓮花寺の僧の子也と云。又貞德が戴恩記には、天子の御胤のやうに自身いはれしやうに書たり。道春の强記といゝ、殊に太閤の治世をも知たる事にて、其說々聞

たらんなれど、一定ならぬ故に、不詳と記したるこそ、誠の定論なれ。しかるを一說のみを聞しまゝに定て、何を文獻となしてか、外の說をばあやまり〳〵とかきはらひ、道春も此說はしらぬなどといふは、管にて窺て天を小なりといふ類なり。

一太閤常にいはれけるは、ひだるき時物くひたる程、うまき物はなし。我微賤のとき、使などの序に、叔母のもとへかけよれば、そちが來らんと思ひて置たりとて、むぎ食を親椀に盛て棚にありしを、水をかけて、立ながら喰て、急ぐゆへに直に歸りたり。此事每度なりしが、其うまき事、今高位になりて美食すれ共、其時の麥飯のうまきには不ㇾ及といはれし也。

一太閤大事の軍のとき、叔母行(ギヤウ)をなすとて、火をすさまじくたきて、其上へ高みより飛〻して、勝軍を祈誓せられしと也。山崎か柳ケ瀨か、其軍場しられ侍らず。

一太閤朝鮮陣の時、唐より來る者、出殿の度〻に、印籠よりねり藥を出して、ひたとなめけるを、夫は何やらんと請玉ひければ、是は不老不死の藥なりといふ故、懇望せられてなめ玉ひけると也。其唐人出船の時、日本の大將と合打也といひける。それとゞめよといひけれども、不ㇾ叶しとなり。毒藥にてありしと云。おごりの餘りには、不老不死と望の出る所、秦の始皇とおなじと、母の咄なり。

　山崎氏の談には、利家、隆景も同じく呑たるゆへ、同病にて死せりとの說ありと也。正路考るに、藥の多少によるにや、生得の厚薄にや、遲速不同なり。

一太閤の奧方いはれしは、太閤はなか〳〵子など出來る生れにてはなし。秀賴は大野修理が子なりと云れしと也。

一太閤、世界のはてを見てこよと命ぜられて、大勢舟に乘りて海上を行こと數日なり。海水の色、或時は赤く、或時は靑、或は黑、色〻に有しと也。數日を經て歸りしと。畢竟今時こそ、太平にて地輿の圖も出て、悉く知人もあるやうなれ、亂世の比、さやうの吟味もあらぬころとおもはる。海色の樣〻

なるも、日のうつりによりてはかはるべきなり。

一大坂籠城の時、秀頼諸士に逢事なし。秀頼對面ありて頼仰あらば、諸勢のはげみにならんと秀頼ニ申。秀頼諾して、諸勢に對面せんとの事にて諸士列座す。秀頼出座の前、太閤よりの金の瓢たんの印を持出ければ、諸士の氣象各別にいさめり。しかるところへ秀頼出て、諸士にむかひて、みなくろうと計りにて入ければ、諸士氣勢を落し、賴なしと歎じけると也。

一天樹院殿入輿ありけれども、關東を氣遣ガりて、秀頼一度も奥へ入らざりしと云。

一本多平八郎忠刻忠勝の孫死後、天樹院殿江戸へ歸らせ玉ふ時、姫路の城大手より出給ふ時、御歩行にてありしと也。諸家中まで奉レ見けると也。

一秀忠公は大力にてましませし也。崇源院殿御病氣の節にや。旅行甚御いそぎにて、江戸へ歸り給ふ事有り。御供急ぎにてありし也。御供の内にて、御番衆にてやありけん。同列に向ひて、何事にてか、かくは急ぎ給ふと言ければ、同列答て、ばゝにあいたさにさと答ける。其事聞召けれども、御色にも出されず、三年迄過させ給ふ。三年過て後、かの答をしたりけるものを召して、先年旅中にてかゝる答をしたるなど御尋ありしに、あやまり入て畏けるを、不屆なる事と宣ひて、左にゑりもとをつかみ、右に御脇差を拔給ひて、さし通させ給ひて、一間ほどなげ給へば、二ツになりしと也。因にいふ、崇源院殿は、增上寺に葬、大そふなる葬禮作法也。御龕をすへたる前に堂あり。それを龕前堂と云。今がぜんほう谷といふ所也。龕前堂谷なり。

一關ヶ原へ西軍おし出たりと聞給ひて、神君の宣ふ。今の世に平場の合戰、我に增るものなし。愚人夏の虫と被レ仰たると也。

一大坂陣は、神君は左程に思召ざりけれども、秀忠公御堪忍不レ被レ成と也。

一天樹院殿を板崎出羽守助奉れり。東の御陣へ御供し奉りければ、秀忠公は、秀頼と一所にはなぜ死な

ぬぞ。なぜに生て來りしといからせ給ふ。神君は板崎によくぞ連來れり。そちにくれんとの給ふ。江戸へ御歸りの時、忠刻角前髮の美男にて、もみの下帶をし、尻を端折て金のさいはゐを打振て、舟の音頭を差圖したるに、御心むけ有て忠刻に嫁し給ひぬ。板崎は御約束ありし事など、いひ恚みければ亡滅しぬ。此事など寫本のものにも有り。

一家光公、劒術を柳生但馬守に習はせ給ふ。ある時但馬を御側近く召れて、頭を疊につけて居たるを、但馬參ると宣ひければ、御しとねをあけゝると也。

一但馬、御城にて敷居を枕として寢けるを、若キ衆驚さんと、障子をはたと建付けるに、一尺計りにてたゝず。但馬目をさまし、敷居の溝に扇を置たりと也。

一柳生は宮本武藏が弟子也。回國修行して武藏にあひ問ていふ。何ぞ工夫ありしやと、柳生答て、無刀取を工夫せりと、武藏こゝろ見んとて、しなへを持、柳生は無刀にて八疊敷の座しきを、互に見詰て廻る事三べんなり。其時武藏、師にむかひて、表裏別心ありやといひかけたり。其時座して謝しけると也。

一柳生の弟子□□(缺字)新之丞といふ者、紀州へ被ニ召出ー時、御目見へ御盃被レ下候時、柳生流に無刀取といふ事有り、實にやと、新之丞畏りて、成ほど私も習得候と御請す。彌其方無刀取なるべしやと、新之丞畏て、士に僞りをば申さぬものにて候と答、紀侯それと宣へば、御酌のもの拔うちに打を、ひしと取たり。又ぬき打に横になぐりたるをば、ひしと取たり。又其のち尾州に行けるに、尾州の劒術の士、仕合を望出あいたり。彼國にては、弟子大勢にて矢來を結て、其内にての事也。かの師といへるは、大木刀にて矢來の內に入、新之丞は柳生流の枇杷木刀を持て立向ひけるに、何の事もなく、先の師の眉間を一打に打さきたり。弟子共それ打殺せとて騷ぎける隙に、矢來をくゞりて退たり。然共木太刀を落し歸たり。夫より新之丞方にては、みけんを打さき勝たりといふ。あの方にては此方の勝たる印

には木刀をとりたりとて爭ひければ、新之丞きた勝負を望て出合たり。其時新之丞いひけるは、前度の勝の印には、此度も外の事は致すまじ、前度打さきたる所を、又同じ様に打さき申さんといひしが、詞のごとく前度打さきたる所を、又おなじよふに打さきたりと也。

一柳生飛騨守弟を柳生十兵衛といふ。劍術至妙にて、飛州に勝れりといへり。男伊達の拜み打に、左右の手にて打ける。その手の中へ入りて、左右の髭をとらへて、面に唾をしかけたるといふ。その外仕相等のさたいろ〳〵ありし。劍術修行にあるきたる人也。日光にて十王堂へ行て泊りぬるに、夜更て閻羅王欠(アクビ)をして、何時と問ふを、八ツなりと答たりと也。その外妖怪に逢ても、事ともせざりし噺なり。

一妖怪を見るに、臆してこなたよりむかへてみるあり。又勇氣あるものも怪をみるといへり。加藤清正に白骨のいだき付たる事あり。是はこなたに勇氣あるゆへ也と、清正へいひたるものありしとぞ。

一柳生十兵衛赤銅の鍔をさす。皆人兵法不相應の心がけと云。十兵衛答に、鍔を頼事なしと。

一觀鷺白談に、ある柳の水を悝々翁わきまへたると云事、柳生家にての沙汰にや、予も彼家筋より幼少の時聞傳へし。

一大坂落城一番乘は、越前の忠直卿なり。神君御覽じて、忰メかと御氣遣ひがられ、御湯漬まゐりけるが、御口より出たると也。井伊家城中へ入、橘の紋の旗見へければ、それを御覽じて御安堵なされしと也。御孫よりは忠節の所思召ける事と、井伊家の者の言事なり。越前へは名ある諸浪人被召出し事多し。城中にも諸牢人あれば、もしは一ツにならんかの御氣遣と聞ゆ。

一葛西園右衛門頭見分の時は、常よりも中り多く、又、御前的にては百發百中なりしと也。いかなる事にやと問ければ、能射んと思ふ故、能出來ると云たりと也。堂前の時は、角前髮にて堂前を通したりと云。

一吉田大藏が子角之丞は、弓は左程の妙手にてはあらざりけれど、大力にて强弓にて有りしと也。

一、高山八右衛門は大男にてありし。酒井左衛門殿に仕ふ。予が母の兄高力七之介大男なり。庄内にて二人の大男也しと云。

一、松浦金太夫外曾祖父大男にて、馬に乘るに、鐙をはづせば、地へ足のとゞく程なり。

一、今世の俳諧、芭蕉翁より一變せる躰也。その昔は俳諧體の哥あり。連哥盛りに行れて、天文の比より百年前後迄に至りぬ。歌にも連哥の詞をよみ入、堂上地下とゝもに哥に名あるもの、連歌に及ばぬはなし。和漢の古事を詞にのみ顯してつらねゆくもあり。

　　世の中は蘆分小舟漕出て

范蠡が故事也。俳諧にも山崎宗鑑などの比、故事を詞にのみつらねしあり。たとへば商山四皓を、

　　御意まかせ山より伺候つかまつり

といへるごとし。連歌に擬したり。六百番うた合などの歌にも、故事をよめる多し。後水尾院俳諧の御發句、

　　花よりも香こそあわれにおもほ柚子

となされし也。その頃の發句に、

　　春雨のふるは涙か草履うり

といへるごとく、ふる事をふまへて發句とせり。老人の云るは、かゝる風にてありしを、貞徳が、

　　新そはや打て腹たにゐるならは

と曾我物語をとりて發句をなせる。是等より俳風鄙俚に成たり。其比の發句にや、

　　貧すれはとんすともみん紙子衣着

も、その後の作成べし。然るに芭蕉翁是を唱え、其角、嵐雪、和レ之て、景氣つけといへるになりて、俳風一變す。又百年の前後の風は、別段のこと也。毛吹草の發句には、

門口にかゝるはすたれやなきかな

とあり。不角風といへる。これらやその餘風ならん。又むかしの、

　夜もあけはけむへきうたん唐衣
　ちりけもとより秋風そ吹く
　はけものゝ住野のすゝき穂に出て
　毛のはへた手てきり〳〵すなく

かくの如く、上へも下へも付やうにしたり、はなひ草にある四手つけと云もの也。芭蕉より變じて、四手附をやめ、景氣つけとなしぬ。はなひ草に付方の事くわしく有。變句の所を辨べし。三十年前源氏をふまへて、

　五條あたり蝙蝠のうつ火かとこそ　　安藤對馬守冠里

杜律を轉じて、

　竹ふかし咎をとゝむるところてん　　廣澤老人

たはむれごとなれど、是は古代の殘れるやうにてしたはし。

一家綱公御治世、半井卜養狂歌絶群にして、世に翫び、其比(比字アラン)の狂歌のはやれる、今の俳諧のごとし。家々人々狂家の戯談に及ざるはなし。卜養は朴實にゆる人なりと也。人狂歌を好めば言下に詠出す奇才なり。

一正親町公通卿宣ひしは、卜養は落首風なり。眞の狂歌は、何ぞふまへたることありて詠出すと宣ふ。公通卿の狂歌狂詩等、雅筵醉狂集印本あり。各別の事なり。外に予がもとにも數首うつしておさむ。

一秀忠公御他界の時、諸家に金銀をたまふ事數百萬。此ところ治安の意、心をつけて味ふべし。

一家光公御治世十九の御年なり。台德院殿御法事相濟て、尾侯、紀侯、御目見へありて、御法事相すみ

恐悅と仰ければ、推參なと上意ありし也。御伯父にて渡らせ玉ふに、かく宣ひければ、夫より諸家恐入て、此御代より上へ御威光つき給ふ。中興開山也。夫故にこそ、神君と同じく日光へ葬り奉れり。此御代に只今までは御傍輩も、同じ樣に御會釋有つれども、此已後御家來に御あいしらひ被ㇾ成と、諸家へも被ㇾ仰渡ㇾ、御威光を上へつけ玉ひ、諸家の勢ひを拉給ひしなり。其比の老中へ賄賂をなせしも、上へ御したしみを望て、恐れての事也。老中も其了簡にて請られし也。一束つかまへに賄賂にふける樣に思ふは小見なり。御旗本にも勢ひをつけ玉ひて、陪臣をば各別におとしめ給ふ也。台廟の比迄は殿付にて、旗本陪臣さのみ格位かわることとなかりし也。各段に分たせ給ひて、御當家へ御威光のつきしは、此君よりなり。

一家光公御成には、何方筋と云ふ事なし。大手より出させ給ひて、御先を被ㇾ仰付ㇾ目黑筋鷄御成のせつ、急成る事にて、鷄いかゞと御側衆申されければ、半左衞門が放して置はと上意成しと也。又御成先にて御舟より上らせ玉ふに、御徒士衆列伏して居れば、其上をみし〳〵と踏給ひて、御あるき有し也。

一家光公品川御殿山御成の節、松平紀伊守參府とて來かゝりたり。御成のよし申せば久々御目見へ致さず、幸の事也申上られよとて、則御目見いたし、御機嫌能、御成も被ㇾ遊、恐悅のよし被ㇾ申ㇾ上。上意に息才にて一段なり。やすめ〳〵と仰ければ、難ㇾ有よし申て、直に又國へ歸る。人々いかゞにやといへば、大名にやすめとの上意は、國への事也とて、すぐに歸城して、翌年まで居られたると也。

一家光公御不食にて、御大病の時、誰にても多食をなさば、御すゝみにも可ㇾ成とて御尋ありしに、御番衆のうちにて、枝柿百と云。御前へ被ㇾ召出ㇾ御覽ありしに、たねともに御前の事ゆへに食たり。半程にいたりて、御側よりたねをば取てたべよと有ければ、たねを取、實をもそれにたぐへて、取て食けるほどに皆食盡しぬ。又外の人、雉子を一羽やきとりにしてと言けるに、是又燒鳥にして、一羽の

ごとく揃へて出しけるを、殘らずくひたり。御褒美にてありしとかや。御坊主の內にて、砂糖を一斤と望ぬ。是は半分ほどくひて食事ならず。不覺悟の義申上たりとて、御改易か、遠島になりぬ。

一同御病氣の節、御屛風の內にまし〳〵て、奧勤の外御目見するものなし。尤屛風の際迄も行人なし。右の松平紀伊守は、人々とめけれ共、會て不二聞入一御屛風の際へ行て御機嫌を伺ふに、紀伊守かと仰有しかば、上意を承り安堵仕るとて退出せられぬ。御屛風のうちの事故、いかやうなる事もあらんかと氣遣ひての事也。樊噲排闥のおもかげ有て賴母し。

一同御代、御徒衆にや有けむ。途中にて陪臣を切たる事有り。上聞に達しければ、おれが家來にはなるまいと仰有しと也。

一同御代、鶴取の御吟味有しに、小女ありて我家に此鳥有と云。小女に案內させてせんさく有て、小女の親礫罪に成ぬ。其小女あがりものに成て、堀田加賀守殿にあり。後加賀守亭へ御成の節、御慰におどり有。其おどり女の內に右の小女ありしを、御目にとまりて召せられ、家綱公出生し給ふ也。お樂樣といへるは、右の小女なり。

一寬文の比、庄內に片山市兵衞といへる有。庄內一村落にて何やらんあしき事有、名を片岡市右衞門といふ。鄉方より訴なり。此事御詮議ありしに、陳謝日をかさぬ。市兵衞云には、名を隱さば飛違たるをも申べきに、似よりたる名を申事あるまじきこと也。御推量も候へと云けるとぞ。寺入をしたり。其時小泉三郞左衞門など始、武術覺の物共、取手を願けり。番人に士を付んと、家老共評議しけるに、石原平右衞門いなみて云、士は、公儀の御用に可レ立ために被二召抱置一もの也。市兵衞ための士にあらず、足輕可レ然とて、足輕を番にやりたり。詮議濟て日本國御搆にて御暇出し也。

一日本國搆と云事、舊家にある仕置なり。本多吉十郞殿家にても、日本國かまひにて御暇被レ下しもの有しに、御請に云、被二仰渡一候趣奉レ畏候。左候はゞ日本住居なり不レ申間、唐土へ罷越可レ申候。唐

土へ便船有レ之間は、日本に滞在中にて可レ有レ之と云たりしと也。その比稱譽せる御請也と評ありし也。

一水戸光圀卿は勇將也。御能の時御装束なされて御出端前に、藤井門太夫を召て、箇條書を以て罪を糺さる。門太夫申譯なし。光圀公門太夫を御とらへ、御脇差にて御さし被レ成つき捨にして、直に御舞臺へ出玉ひて御能遊しけると也。

一本多大内記殿大力なり。すき通るやう成美男にてありしと也。御座敷の天井ごみありとて、坊主をめして掃除させらる。天井高ふして箒とゞかざりければ、坊主の足くびをとらへて、片手にてさし上掃せらる。足のきるゝかと覺えしと後に云しと也。川まへには小切先よしとて、皆家中ともに小切先にせしと也。家中にて、形に合せて長大小をさす者あれば、力あるそふなと悦れしと也。土壇に罪人をすへて、丸双の刀にて胴を切れけるに、柱骨おれて二ツにたゝみたるごとくに、土壇へ打こみしと也。火消役被ニ仰付一し時には、外にては風上に居て火を防ぐに、風下よりかゝりて火を消すに、消口をとらずといふ事なし。人數はいづれも火傷蒙らぬはなかりし也。或時小板橋ある川ありしに、乘かゝりたるを見て、いかにと見るに、一ト鞭あてゝ川飛こしぬ。歸りもかくあらんと、諸人目をすましけるに、小板橋のせまきをしと／＼とあゆませて、こなたへ來られぬ。馬上の達人にて有しとぞ。

一明暦、万治の比にや、備前光政卿、熊澤了海御信仰にて、家中の仕置等迄、王學の意を以御し給ふ。風化をこなはれて商人かけねと云事なく、本何ほどゆへ何ほどの利にて、如レ此賣候と云て商賣せしと也。佛法尊信のものは嫌れたりしにや。その比の説に、備前にて井戸を堀けるに、地中に二鬼ありて釜を磨く。是は何なると問ば、松平新太郎を入て煮る釜也、と答たりしと云説ありし也。光政は美男なりしにや、備前岡山新太郎さまよと、小哥にうたひしと也。

一酒井備後守隱居して後、剃髪して出家になりぬ。鈴木昌三信仰の人なり。此事達ニ上聞に一、家光公御

召て、隱居したらば、何に成とも、成たがよいと仰られけると也。無造作なる時風なり。當時は隱居しても、剃髮願ひ、隱居名の何など有、物事委しくなりぬ。

一熊澤了海、初備前より近江へ出て、中江與左衞門に學を問ふ。與左衞門しかりて、學問のためとて、忠孝をすてゝ、他國へゆく事あるまじと也。

一了海を、廣之公御亭へ被レ爲レ召、挨拶人は河野四郞兵衞、下山周慶也。挨拶人、論語を引て言出けるを、了海しりませぬ〳〵といはれしと也。書を引て言たる方は、各別におとりて見へ、了海のしらぬといはれし躰、殊之外尊く見へけると也。德の沙汰也と評せしと、淺井無覺翁かたられき。學問は藝にあらず、心術の用といへる風の時代なり。

一無覺翁は大谷(ヤ)刑部といはれし也。いまは大谷(タニ)といふ。貞壽は大谷(タニ)といひし也。信雄(カツ)を信雄(ヲ)と言ならはし來れり。此類なほ多かるべし。

一石田三成をナリとよみ來れり。ミツヒラ也と成島道筑は云よし、立花立齋也。今では立齋(リツ)と字によりての事也。昔のとなへは、リウ齋なればこそ、龍齋と書たる書あり。中村文荷齋(モンカ)なるを、是また今は字によりてブンカ齋と讀む。門嘉齊と書たる書あり。むかしの唱へは門嘉齋なればなり。

一山鹿甚五左衞門一派を立て後、聖教要錄といふを書り、朱子をうちて道統の傳、自分の得たる意にかけり。其書は朱子の意によりて、自己の見のやうにかける也。保科正之公、右の書を御城へ持參有て、是造言の刑なりとて、赤穗へ放流せらる。北條安房守師弟なれば、正之公の見所をそしりしと也。網乘物に山鹿のるとて逆にのりたり。安房守見て、甚五左衞門うろたへたるかと、しかられしと也。東坡罪にあたりて、面に色なく足ふるへて、あるく事ならざりしをそしりて、伊川の流罪に、船中にても逆風に面色詞操常のごとく也しを、譽る世風なれば、此山鹿を、世にもそしりけんかし。亂世の餘風、武士憤激の風をなしける比なれば、學者の生立も、幼年よりやしなひ立るにも、此風にて培養せ

しほどに、少しもひけになる事を耻ぢて、上の方へもわざとも器量をなして、勁頭先生を學べる風にて有し。其比の學者の事、今時その強梁をほむれども、世風によりて養ひたちたるといふに、心づかぬなり。今時の儒生學匠に、はやりもの丶山師といふ風の、どれにもあると同じ事也。是も培養のなし來れる也。古風の學者の義氣と心得て、いきはり強く、今時の學者の凝滞せずと云て、世智にはしるも、皆やしなひ立から也。われしらずに、かくも風をなしけると也。

一正之公卒後、山鹿氏御免にて赤穗より歸る。夫より、またよければこそ召かへされしとて、大きにはやりたり。召返されし比、津輕越中守殿、山鹿がもとへ行れたれば、殊の外辱ながりぬ。また日數ありて越中守殿行れければ、山鹿云、私赤穗に罷在候内、軍學をば御取失ひ被ㇾ成候と存候。拙者浪人之義、先日御出被ㇾ下候義忝き義也。是十分の御勝なり。夫にいまだ私は御禮に參上不ㇾ仕候内に、又候哉御出被ㇾ下候事は、勝を御取過なされると申もの也。軍學の御心懸御取失ひと存奉數と云しと也。平生をも軍學にて行ふと覺悟したりけん。さらば諸侯の己が廬へ抂られしに、いまだ禮にも行ざるは、勝を取過たるにあらずや。諸侯の面折も師弟子におゐて、己が廬へ抂られしは、諸葛劉備の三顧のやうに覺へしにや。諸大名へ教導するによりて、先に立て諸侯をあとより、從ひあるきけるとぞ。是又勝を取過たるにあらずや。みな韓信登壇に自比しけるも、量をしらざるにあらずや。

一正之公は、何にても世間に人を風靡するものをば、放逐し玉ひけり。一僧ありて、祈禱をなして諸侯を療す。人みな彼に奔る。井上河内守殿、朱子學にていぶかりて、駝背（セムシ）の兒を出されければ、經文を誦して、彼兒の脊骨をふみて、つき出して歩ませければ、河内守も屈せられぬ。其僧をも、正之公、人の尊信に搆ず、四國へ流されたり。是は後には祈禱もきかず、土坊主に成りて死けるとなり。

一山鹿氏、津輕にむかゐて扇をひろげて出し、是に御人數たてを遊し御覽ぜよ。是が御役目に候と云しと也。

一山鹿、赤穂に在し内、大石内藏助を始め、皆軍學を學びたり。吉良復讐の節の夜打の仕方等、みな山鹿流也と、仙石丹波守殿半弓飛道具の事いかにと尋らる。退て内藏之介など曰、丹波守殿は夜打の法は御存じなきと見へたりといひし。

一吉良家にて、右讐を復する期に望で、かねて左様の變あらん時は、失火をなさんとの事成しとかや。其節に成ぬれば、天命にや。其手はづに及ざりしと也。

一淺野の家の士共、諸侯四人ゑわけて自盡せしめらる。其内に水野監物殿にて、介錯の人に人選をして言付んと也。監物聞て、選にあいたらん士は眉目也。洩たるは失面目也。誰か毎度介錯に馴たるものあらん。いかよふにも手際に及べからず。首をだに切落せば濟事也。切そこないても耻ならず。立派にも及ばず。當番明番にて申付べしと也。夫故切そこないてもよきとの事ゆへ、心落付て何も首尾好介錯せしと也。

一大石主稅、肌に母より貰たる服を着せり。切腹の時着替けるにも、右の服を願ひて着て、冥途迄持のくれたるを着し度とて、着して死たると也。何も聞者落涙す。

一右の監物どの、御納戸の金を、近習にやぬすみたるものあり。罪科に定まりぬ。監物どのへ申立ければ、夫は亂心なり。士が盜するものにあらず。亂心者なれば、兄か親へ被ㇾ下候との事にて、手にかけけると也。諸士いづれも難ㇾ有思ひけると也。

一寬文の比、庄内にての事なり。小間もの商ふ者あり、聲よくうたひて、ねらばうと云人形をつかひて商をせしと也。盜賊の事になりて、生袈裟に斷罪なり。其時、はさみ竹をはづしてもらひ、一世の終りなれば歌うたひ度との願ひなり。願にまかせぬれば、土壇の上にかゝりて居ながら、未生已前が中々ましじや、何の因果で娑婆へ出た。とうたひて、もはやおもひおく事なし。切れ／＼と云て切れけるとなり。見物に行たる内の士、扨々惜き事哉、赦さるゝものならば助て、草履とりにし度と云けると

也。ためしけるに膽に毛はへて有しと也。膽に毛のはへたやつ、と世に云ふ事虚にあらずとの沙汰也しなり。姜維膽斗の事も、此類なるべし。

一四十七人の內、赤埴源藏が叔父は、高野貞壽なり。復讎のまへ、着込を望て調へてやりしとの咄也。源藏祖父は大男にて、頰骨あれたる老人にてありしと也。七十ばかりの時、下やしき勝手にて前栽へ出て居けるに、其傍を人の走けるに、跡より夫とめて給はれと聲かけゝれば、大脇差をぬきて只一打に切殺したり。其時代の士風、あとでとうあろふ、こうあろふと差略の有事にあらず、聲かけらるゝと、其儘手も見せず一打に討たり。源藏父はひはつ成生付なりし。源藏は祖父に似たりしと也。

一貞壽(古人)云、わかき時、愛宕の坂を、足駄にて駈くらをして上り下りたりと云。若きものあぶなき事をせられしといふ。貞壽が云、今時の人、役にたゝぬといふはそれなり。あぶなきと云ほどよき分別はなし。よき分別といふは、みな弱手から出る事なり。無分別といふでなければ氣强にあらず。勝負合もよい分別ではならぬ也。無分別でなければ勝はなし。昔しつむを持て、是を拳にて打ものはあらじと云ければ、かたへの人、何からうたれざらんとて、拳を握りて打ければ手の甲へぬけたり。此無分別の氣强なるところを思べし。手の甲へぬけるはしれたる事也。そこにかまゐなく、打けん强さおもひ見るべし。謙信は軍の事を聞に、かく敵のかゝりたれば、かくあいしらい、かく致しければ、かくの如くして勝たりといへば、まだ〳〵未練なり。修行しかるべしと云。又何の事もなく、無二無三にかゝりて勝たりといへば、軍が殊の外あがりたるとて、悅れけると也。勝負合は無二無三にあらねば、勝はとりがたし。了簡するほどあしゝと云し也。梅田流の鑓の上手にて有し柳生內藏助にも、勝負あいを聞て、殊外たそくに成しとの咄也。

一貞壽若き時、相宿の傍輩と飯くひ居たるに、狂人ありて手になたを持、戸口より入て、おまへがたは御侍に似合ぬ。雪隱にて飯をあがる事があるものかといふて、椽に飛上りけるを、傍輩年高なる者故、彼に先をされては一分立ぬとおもひて、つゐ立けるをなたふり上て打所を、ひしと取てとりすくめたり。又其後に傍輩・人苗字忘却門右衛門、今一人の傍輩意趣ありて、玄關より下る所を、眉間へ切付たり。門右衛門刀をぬき合せけるが、血、手の內へかゝり、皮柄にてありし故、手まわりて刀をうち落さる。其儘宿へ走り歸り、さしかへの刀をといふ。女房、夫の眉間の疵を見て、差替をぬき身にして渡したり。其刀を以て玄關へ來る所を、貞壽いだき留、溝のはたにて組ふせたり。一人の相手は門右衛門を仕とめたりと思ひしにや。腹に刀をつき立しを、取とゝめて療治しけるに、力を內へ入てうん〳〵とうめけるを、外治聞て內ぇ力を入るはよわみ也。あゝ〳〵と外へ力をいるれば、療治はとゞかんといひしが、はたして其夜死たり。門右衛門切腹に及ぶ。門右衛門いふ、若き衆必々皮柄さし給ふな。おくれを取しは刀をうち落されし故也。と云けるとぞ。切腹の時介錯不出來にて、二度まで切損じ、肩へ切付てそりかへりける故、貞壽などをはじめ若手の者ども、疊をおしかけて殺したりとの事也。右の二件を、內藏介へ咄しければ、勝負合はそふしたこと也しとぞ。

一貞壽、內藏介に問て云、おもひ寄ぬに、人誰にてもぬきて切付たらば、ハツト思はるゝにやと、答て云、ハツと思ふなり、そのハツトが直に先になる也。ハツト聲を引にはあらず。ハツト先をうつ也。又此方の二ツになる所でなければ、先も二つにはならず。此方の先をうつ所を、さきより先ッを打て、その先の先を打べし。是先々の先也。しかれ共是は理也。わざの修行せねば、その先の時、太刀が出ぬ

也。諸道わざより入説格言也。

一内蔵介は、兵法つかひと見えぬ男なり。平人の様子にてありし也。辻月丹など、かやうにいかめしくあらざりし。仕合をするにしなへをかつぎて、すつと行て打に、なる程先々の先にて有し也。氣の満ぬるには、打込時しなへのさきがふくれしとなり。

一今の世には立髪にて居ものなし。本多吉十郎殿存生の頃、かの家中に一人ありけり。よき男にて有しが、髩は黒繻子の如くに撫なし、立髪にて歩行したり。立髪の月代は、眞白にして銀のごとくなりし也。道を歩行て宿へ歸りては、供の者に自分の髪の事を云て、途中にて人の褒譽するを聞て悦ほこりけると也。月代の白くなりたるは、酒にてひたとあらひける故にやとぞ。

一立髪なるを丹前といふは、下谷前川丹後守殿の屋敷を、日々立髪にて洗湯へ行美男有しと也。それより丹前といひし。と貞壽の咄なり。今云丹前をふると云は、立髪にて六法をふる事也。六法と云こと、大坂嵐三右衛門といふ者の仕出したること也。だんじり六法といふ有。是は尾州つしま天皇の祭に、だんじり打たばやいたと唄ふ拍子有。その拍子にのりて六法をふる狂言なり。つしまのだんじりのこと、臺尻大隅といふものを、良王の打玉ひたること浪合記にあり。臺尻うつたをだむじりと今はいふよし。良王は後醍醐帝の末にて尾州に蟄す。つしまの天皇の社内に祭りて有。

一老人言貞壽若時には、こきもとゆひといふことなく、こよりをよりて髪をゆひたる也。後に屋しき方より、こき元ゆひといふものを出して、夫より皆是になりぬ。伽羅の油といふものなく、水にて斗髪をゆひたり。或はのちに、今女のつけるかつらを付てゆひたり。夫故美男かつらとも云し也。髪のそゝけたる時は、めしつぶにても付たりと云。其後伽羅の油出來たり。正路云、四十年前後までは、伽羅の油付ても、水を櫛につけて髪をゆふたり。今は水を付ることとなく、油かため也。髩水入といふもの無用の器となりぬ。又丹羽恒德の父の云、若き頃年老のもの有しが、懐中に杉のやにを貝に入て貯居け

り。髻のぞゝけぬれば、杉やにゝて付ける也。

一貞壽若き頃までは、江戸途中を歩行く者、みなはだし也。外へ行てあがる事あれば、足を洗ひて上りけると也。三尺手拭にて力帶をなし、ぢんぢはしよりをして、あるきけるとぞかたりき。

一明暦丁酉火災の時迄は、江戸に土藏穴藏なし。諸家より車長持を押出し、火烟急なりければ、捨置て逃たり。町家も道狭なるに、車長持邪魔に成たるとて、町家も廣く土手どもゝ出來たり。車長持法度に成ぬ。予幼年の頃も、車長持もちたるものなし。先年王子邊の在村にて見たりし。丈夫なる作りの物也。此災より後、大八車を作り出して、世寶とはなりたり。八人の力に代るとて、代八車といふとの說有。しかれども廣澤の大八錄の序に、大八といふものゝ作れるとあり。廣澤先生は火災の翌年の出生なり。此說是成べし。

一右の火災の時、町家へも御救の金被レ下候事巨万なり。夫故に江戸の繁華、ゆたかなることにて有しとぞ。貞壽（古人）いへるは、本町筋の町家ことごとく二階作りにて、家毎に三味線にて樂遊ばぬ家はなかりし也。誠に戸ざゝぬ御代と云べきにや。夜も戸などたてゝ、用心するやうのことはなかりしとなり。

一寛文の末に、見せ物にべら坊といへる有しよし、奇なる姿なりしとぞ。其繪圖を庄内へ來りて、母など見たりしに、うたにても唄ひけるにや。其繪圖の上に、ちりて髮結て刄おれがまさいていさや山へ柴かりに、と書てありし也。其頃柳營御懷孕の御沙汰有て、部羅坊といふ牛の子を云。丑の年の若君御誕生の兆なりとて狂詩あり。

雖レ爲二戲言一天下聞。　万民人口祝云々。
部羅坊諺出レ於レ犢。　當下至二丑年一生中若君上。

此時の狂哥に、

若君をたれもまつ坂いせおとりそつこてしめろ初腹の帶

とよみしとなり。松坂おどりのはやりし時也。御懷孕は世上沙汰のみにて、實はなき事なりしとぞ。

一予十歳計の時、岡村七左衛門語て云、若頃無食の比丘尼有しを見侍し。蜜柑をば喰と云し故あたへけるに、袋ひとつの露を吸て、是にて足ぬといひける。此事不審におもひしに、十三年前廣澤先生、無食の女兩人を見たりと語られし。一人の女は、まる／＼としたる女にて有しとなり。一人は後に緣付て、子など出來けると。其頃は物を喰けるならむ。病氣にてありしとなり。

一家光公、御髭御自慢にて有しとなり。御側衆に問玉はく、當時の髭は誰をか譽るやと、御前と御旗本衆の內にて某と御二人と申。翌日右の御旗本の髭を剃候樣にと被二仰付一。其翌日何の某は髭を剃たるならん。よき髭は我一人なりと仰られしとなり。

一土井大炊頭利勝に、其許の御髭は、神君の御髭によく似玉ひたるといふもの有ければ、早速髭を剃玉ひしとなり。是は、神君の御落胤の沙汰有故のはゞかり也と云。

一外祖母（是は高力氏の妻也。予が外祖父松浦長左衛門實方の祖母也。）は最上の先方衆と云家の娘也。是は古き詞をいひて、かうて候、まいり候などゝいひしとなり。夫故母など兄弟は候、はゝ樣と子どもの時に云しと也。尤母も覺えぬる也。その時分の道具などの殘れるは、丈夫なる物にて有しとぞ。候といふ詞をいひけん古き詞也。職人哥合の言葉書、又は謠のことばといふものは候也。今の言葉と違へり。今では謠の詞と文句と常語とは三やうなるなり。謠作り出けん比は、謠の詞が直に常語なり。夫ゆゑふしもなき筈なり。

一松平下總守忠雅（マヽ）公を愚者といふ說甚だ多し。しかるに或時、五節句にや有けん。諸家中列座の禮を請て後、甚不機元なり。家老共不審がりて伺ひけるに、我紋付を着たる者多しといはれけるとなり。家の輕くなるを歎かれたる成べし。またある時、國元にて碁を打居られけるに、家中の喧嘩一人卽死、一人とらへ置たる由を云達して、御政道の儀、江戶表宮內樣へ相伺ひ御仕置可二申付一と申ければ、味噌鹽の事は宮內／＼、喧嘩は兩成敗といはれける故、早速一人を切腹云付けると也。久しければ異變有

間敷にもあらず。定たる作法の事、早速に云付られたる所面白し。此兩條を見れば、その頃の、公儀に憚りあることもありて、そら馬鹿にやと云。

因云、愚人を馬鹿といふこと、馬鹿は趙高の故事によりて、人をないがしろにする事なり。馬鹿にする也。馬鹿にさるゝ也。愚人を馬鹿とばかりはあたり侍らず。ばかすもばけるも、馬鹿の轉用なるべし。

一敵國悉く亡て後は、傍輩を惡むに至るといへる、實さる事ぞかし。其遺風にや。今も在方にては聟入などに行ば、手をとらすることなど工む事あり。近古も使者取次互にいどみけること多し。使者來れば、わざとにへ湯にて茶をたてゝ、手をやきて驚かん事など工みけるに、使者悟りてわざと遲く取しかば、給仕の小僧甚迷惑しける咄あり。又或使者、返答を聞返すこと三度に及ぶ。取次少も口上たがひたらば、不審をうたんとの爲也。返答相違なければ歸けるに、使者の間に扇を落して歸りぬ。取次の云、使者の悄き仕方也。此扇もたせてやりて耻しめよとて、跡より聲かけて、扇落し玉ふとて持せやりければ、使者、馬上に扇を開きつかふて、拙者扇にてはなし。と答けるとなり。わざと扇を忘れたるふりをして、外の扇をさして、かゝらん時開き見せんとの工なり。又ある使者を、取次おくりて互に禮をしけるに、使者の脇指さやばしり、はゞきもと見えければ、取次の云、銅拵へ見へ侍りと、使者答て、神ぞ二ツ胴にて候と答へけると也。

一佐々木三郎盛綱、藤戸の浦人を殺せるを評して云、不仁の至なり。幽閉して置、立功の後免してよからん。と其評を難じていふ。是其勢をしらぬこと故也。一概に論じがたし。若左樣の時、大聲をあげたるやうのことならば、殺さずばなるまじ。其時の樣子殺さで叶はぬ成べしと、此評論不當なりとの說あり。予おもふに、ともに軍學者流の評也。古き記錄を廣く會せぬ故也。此時代の士風、佐々木家の氣象みなこの事有。四郎高綱が賴朝初立の時、近江より下るに、紀之助が馬を取て紀之介を殺し、關

東へ馳下る仕方、みな韓信間道殺二樵夫一の風也。弟五郎義清には心ゆるさず、又其頃親子ながらも殺害を氣遣しことなど、父子の間すらもしかなり。況や功名を此時と思ひたらんには、一人の不辜を殺して、天下を得るともせじといふやうな見解とは、別段の事也。功名をいそぐ亂世の風、一束つかまへに論ずべからず。

一廣之公〇久世侯也、御世に、原田藤六といふ有けり。朴勇といふべき人品也。椽の下へ籠りたる者有と聞て、衣服は邪魔なりとて、裸に成て繩を持て椽の下へ這入て、何の事もなくとらへたりといふ。此藤六にてや有けん。今時の鎗術をそしれり。舘理左衛門聞兼て仕相をせんとて望む。藤六も仕合をして見せんと云。さて藤六云けるは、我等が仕相は、今時の仕合と違ふ也。一眼など突つぶされて負にはせぬ也。少の疵を得て負にして置ことにあらず。かたわにならふがどふならふが、小事にかまいなく、組て成ともどふして成とも、首を取を仕相の勝といふ也。其心得にての仕あひ也と云し。利左衛門も其頃の士風にて面白し。さあらばとて云けるを、かたはらより止めて、仕相止にけると也。昔、可兒才藏に仕相を望む者有て、相手共期に成て待居けるに、才藏具足甲にて、例の笹の差物にて、若黨に鐵炮を切火繩にて左右に立ゝ鎗、わきをつめさする也。すべて二十人計ひた甲にておし來れり。相手案に相違して、かゝる仕相に非ず。一人々々の鎗仕合也と云。才藏笑て、我等が仕相はいつも此通り成と云しとぞ。亂世の鎗、治世の鎗、分ちあること成べし。

一六七十年前までは、ひたもの喧嘩も有しなり。夫故敵討も多し。予十一歳斗の時、五十餘の家來咄けるは、かたき討にや有けん。年老たる者と、若きものと切結びけるを、年老たる者の小もの、年若にて有しが、若者の後に廻りて、足を取てころばしたるを、年老の者切殺したり。悅て其供の小者をいざなひて、行たる事有しと語りし。敵討のことも、日本武士鑑といふ板行ものにもありし。松下久左衛門明暦の頃の生れ、若き時、編笠を被りて歩行ける。うしろより名乘かけて、親の敵と云けるを、編笠をぬ

ぎければ、人たがひなりとて謝しける。其後また、上野の下にて、同じく聲かけゝるを、編笠ぬぎたれば最前の男なり。右の者いふ、我等二度まで見あやまり候。よく御姿の敵に似玉ひしこと也。我等はもやは見損ずまじ。しかし我等とおなじくねらふ者一人あり。若見あやまり侍んまゝ、編笠を此已後着玉ふ事なき樣に、たのみまゐらする也とて、茶屋にて酒などすゝめて謝しけるとなり。夫故久左衞門死するまで編笠を着せずといふ。編笠にて面のしれぬやうになること、心得あるべき事也。また古人歌舞妓狂言見けるに、親の敵に出合けるに、何やらん無ㇾ據ことにて、其場をのがす事有。後來を期す事有しに、右の古人、親の敵に出合、後を期す事有べからず。此狂言おもしろからずとて、つゐ立て歸りけるとかや。今時の狂言は、敵討がすゝめば狂言しまふてしまふ故に、かれのこれのと敵討延すを、おもしろきといふなり。可笑記にいふ如く、親の敵に出合たらば、大小は勿論、若有合ずば小刀にても、楊枝にても、若無手ならば喰付て成とも、讎を報ぜよと有り。此風の古人までしたはしくこそ。

一元祿年間、飯田町の下御臺所町にて喧嘩有。死傷多し。大溝へ入て逃れたるも有と也。鬪死の者を見るに、柄はくだけてぐわた／＼するやうに有しとぞ。然れども鮫は掌のうちにくひ入て、死後に取放に掌の皮むけたりと云。鮫吟味すべき事なりと。また其喧嘩の時、あはや二つに成たらんとおもふに切れず、いかにといへば、刄は當らず、平のみあたりたりと云。

一鮫の事、古人云荻原近江守殿家來半六と云ものゝ鑓持、七十五兩の柄鮫かけたりといふ。大奇事にあらずや。貞壽若き時、たれか家頼中小姓位の徒士なり。が糸柄を差たりとて、我を折たりと云。今時糸柄さゝぬ者はなしとて語りけるが、鑓持高直の柄鮫妖物とも云べし。

一安房里見の家來永山八郎は、大力にて牛をさしたりと云。八郎の子八左衞門に子有り。一人は與惣右衞門と云、下谷の御徒士也。大男也。與惣右衞門を手本にして、御徒御抱候樣にとの上意なり。其

弟貞右衛門と云。一徹なることいはんかたなし。その妹は小柴儀兵衛母也。與惣右衛門下谷に住しける時、嚴廟の頃也しとぞ。歳暮づかひに鹽引鮭を、小田原町へ買にやりけるに、口論をして右の家來を打擲す。歸て與惣右衛門に云、多勢に無勢にて力なき次第也。御暇を願奉ると云。貞右衛門聞て惡き仕方也とて、右の家人と兩人、薦口を持て小田原町へ行、其家を見屆て、彼家來打たる者、見世に居けるを打倒す。何れも出合ほどのものを、悉く兩人にて打伏せ、女にかまふべからず。たゞ手向ひするものあらば打伏よとて、打伏ける程に、一町內騷立て、町奉行へ達し、與力同心など來けるを、下谷の御徒士なるが、家來を打擲せし故、如ㇾ斯と云ければ、與力同心も構ず、見物して事濟たりと也。此頃の士風は各別なると也。又、與惣右衛門泊番にて、番葛籠を家來持來るとて、旗本衆の肩衣をさきたり。佗言をして旗本衆は堪忍して通られけるを、草履取立歸りてむね打にせり。家來いかりて拔合せ切結ぶ。右の旗本衆立歸りて、とやかくいはれければ、右の腕を切落したり。草履取も手を負ぬ。しかるところ大勢打寄て、右の家來は切殺されたり。町にての事也しかば、兩の木戸を打たりしを、明番の御徒仲ケ間三十人、木戸の內にて、與惣右衛門〳〵といふ聲の聞えければ、與惣右衛門が喧嘩と心得て、木戸をおし破り込入騷動甚し。與惣右衛門は御城に居て是を不ㇾ知。右之段達二上聞に一、御徒仲ケ間三十人ともに、しかと不二承屆一疎忽理不盡の科に落て、改易被二仰付一。與惣右衛門事は御構なし。同罪を願ひけれども、此段達二上聞に一けるに、御機嫌よき時は御笑ひ被ㇾ成候由、此儀申上けるにも御笑ひ被ㇾ成たるとなり。しかれ共、自分家來の事によりての事とて、三年の間、與惣右衛門御老中其外御役人方願廻りて、丹誠にて三十人歸參被二仰付一しとなり。右與惣右衛門は後、松平大和守殿に仕て死す。子共兩人ありて、二男御出頭無双にて有し、越後の事によりて、大和守殿御知行へりける時、嫡子與三右衛門浪人す。二男は殘れり。與三右衛門、內藤大和守殿に仕へ、松平大和守殿へ歸參の願ありて暇を乞て出けるに、松平大和守殿死去にて歸參せず。後に松平美濃守殿に仕ふ。永山

を改め小泉と稱す。二男の家は松平大和守殿にあり。

一紀州泰山公の頃、吉見大右衞門射術の名あり。三宅伴左衞門、和佐大八郎、兩人受ㇾ業て傑出す。伴左衞門は權家にさからふ事有て、無刀にて尺八さして立退く。江戶に住す。跡にて早速大八郎に堂前被ㇾ仰付ㇾ、貞享年中より、堂前は大八郎以後になし。前方の通矢濟たるは力たゆみて、歸り道には勞れたるとなり。大八郎は夫にては用立たるにあらずとて、騎馬にて歸りたりと云。千万人にすぐれたる質なり。然るに其派ならぬ者は誹りていふ。大八郎堂前の時は、射每に少しづゝ前へゆすり出たり。夫故間數も近く成たりと云。眞僞不ㇾ辨といへども、一間とは延びまじきにや。夫に一万三千餘を射出し、八千百三十三筋ほどの通り矢にて、騎馬にて歸りけんいとおびたゞし。間然する事有べからずと思はる。のちにいかなる罪かありけん。紀州の內にて、外島の如き所へ放逐せらる。

一寶永より以後、澁川友右衞門柔術衆人を傾く。友右衞門死後、其弟子伊藤柔純今世に名有。友右衞門が子伴五郎、同く人を指南す。是は關口伴五郎と云者に學びて、關口流と云。本家紀州にありて關口万五郎といふ。是元祖也。三代目の万五郎、柔術不器用なることにて、箕裘の業なるまじとの事也し。然るに、平生修行少しもたゆまず業とせしが、ふと二三年の間に修行つのりて、はた〳〵と上達し、家名に耻ず勝れたるものになりぬ。不斷の修行又あがりの來る所、奇妙なるとの事なり。

一寶永、正德の頃まで存生していたりし、關彌二郎と云浪人の劍術者有。貧窶甚しく、又氣質も常ならざりしにや。後にはあまり、歷々の方にても呼ことまれ也し。哥舞妓役者に劍術を敎て、狂言の太刀打などの爲にもなりしなどいひたり。彌二郎は猪首にてちんば也。猪首になりしは、若き頃寐たりし所を、首を切者有しに、起上りて其者を仕とめたり。首切さげられて吭のみかゝりける故、片手にて首をおさへ、下帶とやらんにて卷て療治にかゝり、本復しけるとなり。またちんばになりしは、是は若き頃、殺生をしけるに、狐を追て狐の谷へ飛けるを、續て飛けるに、膝差ぬけて股をさきけり。

夫を療するに、足をかゞめて伸しむるを忘れたり。日數かさなりければ、强毅なる質にて、たとへ快氣したりとも、かゞまれる足にてはすまぬと云て、むりにふみのべける程に、疵のぬいめ破れて又療じける故、ちんばになりけるとぞ。此風の人も、古代の遺風人也。今の世になき人品なり。

一下谷の內藤下總守殿家老梶田藤藏、正月乘初の日雪降たりしに、玄關の如き所にて乘馬を見居たりしに、ゑりもとひやゝかにおぼへしまゝ、ふりかへりたれば、亂心者有て首を切かけたり。其儘片手にて自分の頭をおさへ、片手にて右の者の腕をねぢあげて、とらふ內に、人皆來りければ、彼者を渡し、下帶をときて疵をまき、宅も少し程有ければ、雪中にはだしにてゆかんと云。手負の事なれば、達て止めければ、足駄にてゆかんと云けれども、皆々止て戶板にのせて、宿へやるに、其儘伊庭是水近所故、自筆を書て、不慮の事にて手負たれども、日比の修行故、氣漸も落ずと云遣はす。是水其まゝ來りければ、其如く云て、正月のことなれば、床の掛もの有しが、其文字も讀ると云たり。療治にて疵癒たり。しかるに疵口肉まい出て見ぐるし。外科を呼てまい出たる肉を療せんと云。外科聞て、切さかでは成がたし。一度療して口の癒たるを、又切さく事、外家の法にあらずとて、肯ずして歸りたれば、藤藏かべぬるこてを取寄て、火にて燒、其こてを右の肉へ押あてぬ、黑烟立たりと也。其儘外科呼寄て、やけどの療治たのむとて、療治して平癒す。其後かの亂心者は、在所へやりて置けるが、快氣せるとて出府を願ひければ、外の者またやおこらんとて氣遣て肯ず。藤藏少も不ㇾ苦とて、江戶へ呼寄、自宅の四五間わきに居住せしむ。

一小栗美作御詮議の時、顏色辯舌坦然として屈せず。其時、阿部豐後守殿宜ふ。左樣に申譯致し候ても、此內に證據の人あらばいかにと、美作、これ式の事に、動轉すべきには有まじけれども、心に誤り有故に、後を見返りたりと也。是にて御詮議もつまりたるとて、母の咄也。

一秋田主馬遠島に成しも、其時主馬、美作喧嘩になして、兩人相果なば、越後公の御家に疵有まじ、憲

廟よりの御さつとに、主馬忠臣にて一命を捨なば、存寄にて、かほどに騒動に及ぶまじとの事にて、主馬も屈伏す。

一無覺翁語て云、廣之公御代、御老中方御屋敷へ御寄合有し也。稻葉美濃殿は大男にて黑いもあり。脇差二尺餘、刀は三尺餘もあらん。見るよりすばらしき御樣子也し。酒井雅樂頭忠淸公は、小ぶりなる男にて有し。歸り玉ふ時、廣之公送り給ふに、一間ほど先へ、廣之公先立玉ひて送り玉ひしに、跡より忠淸公ものいひかけ玉へば、廣之公ふり返り、手をくみて少し拜して御挨拶有し也。

一藤兵衞咄して云、忠淸御發向いはんかたなし。御城にても大勢並居に、忠淸公ふりかへり玉ふ事あれば、どちらを今日雅樂殿か見られたか、あの內にどれぞ御心の付たが有かとて、悅ぶほどにて有しなり。下馬將軍と云しほどの、御威勢ありし比なり。

一堀田稻葉喧嘩の時、奥のかたへ行んとする衆も多かりしが、桐の間の番頭にて、柳澤彌太郎居られけるが、一人も通さず、此騷動によりて奥へ人をいれずと云て、奥へ通ると近臣のいはれても、此所の守りなりとて、決て不ㇾ通となり。憲廟後に聞召て、大將の器ありと宣ひしとぞ。

一柳澤公は親子育てなしとて、出生の時捨子の心にして、ひろひて養はれけるとぞ。

一柳澤公、未だ彌太郎とて二百八十俵の頃、判形を見せられけるに、是は唐へ行判也といひしとぞ。其頃の心安き衆、定て唐人に成て、何ぞ商ひにても行であらふとて、互に笑はれけるとぞ。果して唐へも判形のゆく程に成りたりとぞ。

一判形占ふこと奇成事あり。松平左京大夫殿の內に、窪田元長と云醫師あり。外姪丹羽傳五、幼年より療治を賴みたる人也。然るに赤坂に居る朝日文彌と云占師に、傍輩ども判形見せて占はせける序に、元長判をも見せければ、是は今よりはよき主人を持べきと云し由、元長聞て、我等は、左京大夫殿より外、主人持べきやうなしとて嘲笑けるが、宰相宗將卿、いまだ直松君とて御幼年の時、右の醫師御本

家より御もらひにて、紀州公へまゐりぬ。三十三四年已前の事なり。

一癸未冬の大地震の時にや有けん。間部越前守殿は大奥の塀を乗越る程にして、御寐所へ行て、御椽頬より聲掛て、越前守にて候。大變に付御守護の爲に參り候。御寐所まで推參の御答は、追て被ニ仰付ニ可レ被レ下。大變故御守護に推參仕候と申さ　けるとなり。其頃の美談なりし。跡の御答に身命を惜まぬ所をほめたりとぞ。

一右關東大地震の時、諸國飛檄多し。箱根御關所大久保加賀守番頭、公用私状にかぎらず、飛脚をとゞめて封を切て內見し、上封して箱根御關所番頭誰內見と、上封じに書付て、飛脚へ渡て往來させたり。大變のみぎりなれば、いかなる異變もはかりがたければなり。若悪敷にならば自盡するばかりとの覺悟、器量の武士なりとの稱譽なり。

一協律の官なき事、まことに本朝の通弊なり。既に今時舞々を見たることも、聞たる事もなき人多し。五十年程前後までは、京都にても舞々の芝居ありて、小柴儀兵衞など、丹波龜山より京都へ芝居見物に行て、その芝居見たりとの咄なり。江戸にても芝神明に舞の芝居あり。三勝、小勝といふ女にて有しとぞ。三勝は心中して死たりとなり。舞を聞てなぐさむ上つかたも有し故に、舞を云てありきしものも有。五本骨の扇持て舞をいふ也。百年前後にも、專らに流行たりと見へて、醒醉笑にも舞々猿樂同じやうにありて、却て舞々のことは多くみゆ。今時たま／＼に舞本有。拙からぬ手にて文句を書、繪は土佐風の繪也。横本にて書本なり。紙は薄やうにかけり。やがてこれも不レ殘なくなるべくおぼゆ。らうさいかたばちも、今はいかなることゝ知たる人なし。此文句を書たる本に、ぬれ佛といふ有。古本也。此頃の遊女などの姿有し。すでに四十年前後の、はら／＼扇の繪は土佐風にて、まりなど公家のける所ありし。今はその繪だになし。又朝鮮扇を擬して、斑竹の平骨の龐扇に、銅の要打て、道中附など油紙に書たる有し也。今は唐扇に擬したる加賀骨扇、人毎にもち侍る也。繪師宗達と云は、

御影堂扇の繪書にて、古きものにて上手也。家隆の像を畫たるに、松花堂の讃有。土佐風より出たる風也。いか樣にも扇の繪など見るに、土佐の流とみゆ。

一小野篁歌字盡と云、此書の初によりたる所あり。有ニ短歌一別にしるす。

一節用集と云もの、虎關の作なりと云。近古の板行にて、今時までも少年の訓詁第一となりて、家ごとの寶とす。此書初板にや。予幼年の時、父のもとにありしは、四冊もの＼横本にて、表紙も寛永時分の本の表紙なりし。文字ばかり有。はじめは、天地門など云わけを書たる計なり。眞には假名もなかりし也。予幼年の比よりいろ／＼の事書入て、重寶記の類になりぬ。百人首も左之通にて、今時は歌の註も歌の繪もぬきて、重寶記のやうになりぬ。節用集は、石うす本也と云しもの、若年の頃聞侍りし、實にさる事ぞかし。中華にも万寶全書、學府、說郛の類、石うす本有が如し。

一石うす藝をしれる事、世一般に同じ。然るに或人云、石うす藝もよし。それだけ／＼、何を見てもおもしろくたのしみありといひし面白し。世祿のものは、石臼にても足りなむ。何事か主用に立べきもしらねばなり。專門の者は、其委くきはめんことこそあらまほしき。

一東福門院祓蔥御の節之一件、別書に在。其比廣之公か、稻葉美濃殿か、登り玉はんとの沙汰成しに、美濃殿登り玉ひしかば、京都の落書に、

あつまから久世の大和はのほらひて美濃をのほすはしやくは雨かや

とよみて立置たり。美濃殿見玉ひて、誠の京わらべなりと、いはれしとぞ。

一鳥山孫兵衛は、東福門院樣に附て上京す。加茂甲斐守に書を學びて、女帝御即位の時、万歲の御旗を書す。鳥山の眉目也。錄する事別紙にあり。

一藤兵衛咄けるは、むかし關東與一と云相撲の大力有しに、さる大名衆の御前にて、其家の相撲羽衣といふ者といどみぬ。羽衣は手取にて有しが、與一負たり。與一泪を流してくやしがりて、又願ひて取

結けるに、此度は羽衣がむねへ與一頭を差込て、暫く取あひけるが、羽衣色青く身振ひをしければ、與一もろき男哉と云て投たるを見れば、羽衣息とまりて死たり。その主人怒りて、唐犬をかけゝれば、引さきて其場を逐電せりとなり。

一本多吉十郎殿姫路領知の比、辻風五六兵衛といふ相撲有りしが、日下といふに成て、くさかべ五六兵衛とぞ云ける。大力の妙手成しとぞ五六兵衛が人をなげるには、兎角いか様の大男にても、足を上にさする也。きれいなる勝やう也との咄なり。又江戸にての事ならん。五六兵衛より久しき事にや、門卒右衛門といへる、大力にて相撲の名高かりしとなり。

一八九十年以前の事也。短き脇差さしたる士ありしを、十二三才計なる前髪たちの者、常に耳くじりをさすとて嘲り笑ぬ。若年の事にて毎度の事にてありしかば、かの士堪忍しかねて、或時、その若衆を後ロ向に膝の上にいだきて、常にいはるゝ耳くじり、其元の腹へ通るか見玉へとて、腹へ突たてけるに、かの若年者もさるもいにて、耳くじりにて、思ふ様に我腹へは通り申さぬとて、自分の長き脇差をぬき、自分の腹より抱て居たる士の、腹まで突つらぬきて、二人ながら死ぬ、と貞壽語りき。

一予十才計の頃、老女ありて語りけるは、むかし友達ありしが、一人は町人の子也。一人は士の子也しが、町人の子石を打て、士の子の片目をつぶしぬ。其後兩人ともに、手習の師のもとへ通ひけるが、町人の子、毎度かの士の子を、かいがら目つかいと云ける程に、かの士の子、腹にすへかね、或時また例之通云ける時、件の町人の子をとらへて、かいがらめつかいうら山しきやとて、脇差をぬきて片目をつきつぶしけると也。右の兩條、親の時代よりの氣風にて、たゞまぬ風なり。

一嚴廟御他界の時、増上寺にても御法事有しなり。其時永井信濃守を、内藤和泉守一討に切殺す。永井は八万石が一万石になり、内藤は二万石が二千石にたりぬ。此事別記しぬ。其時の落書に、
切れたりや和泉守の腰のもの永い刀のしなのわるさよ

和泉守は、西久保青龍寺にて切腹被ニ仰付一しなり。

一憲廟の御吊、上野にて有し時、勤番の士前田釆女と云人、織田監物を切殺す。其時釆女が臣監物を抱て、私ともに遊ばせと云て切れたり。其臣の着物羽織までけさに切たり。釆女宅へ右の臣歸りて、其疵にて死せりと云。其時の落書に、

まゐつたとやこゑをかけてうつ釆女けんもちなからおた／＼といふ

前田釆女は加州の家へ退ぬ。加州にて仕置申付べしとて、彼家より不ㇾ出とかや。實說を以て記すべし。

一三十年程已前、多賀主税と云もの、河口權平と云人を討、其時の狂歌、

川口やこんへいとうのあめなればたかちからにもひしかれそする

一憲廟の御治世、天野彌五右衛門と云人、天草陣の比、かの場へ行たりとて咄しけるは、競といふものはあぢなものなり。責手より大勢木戸口へ寄掛けるに、木戸の内より三人出て、責手の眞先へ進みたるものを鎗にて突伏たれば、殘りの責手一同に崩れて退きたりと也。また我等、かの場へ行しほどに、我等が咄しをば誰も實とこそ思はん。さるによりて三騎をも十騎と云、三十騎をば五十騎とはづみにて云たけれど、右の存寄故、爰に誓言たてゝ、口拍子にて大勢といはぬやうに、嗜るゝといはれし也。彌五右衛門殿は、天草よりは時代遲し。其比は幼年ならんと云て、誹し者も有しとも云。

一天草陣の時、石谷十藏馬上にて行を、向ふより鐵玉來りて甲にあたる。馬のさんすへひつたりと仰向に打倒されたりしが、起上りて頭をふつて見て、何ともない／＼とて、又かけ出けると也。甲を玉のはつりけるなり。

一右の時浪人皆々、大名の備をかりてかせぎける。松平伊豆守殿へ覺のことをことわる證據など請る。餘り大勢にて込合ほど也。一人の浪人、伊豆殿の側へ寄て、覺の事云けるを、餘り大勢込合突ける故に

や、つきのけられけるが、溝のやうなる所へつき込れたり。其浪人腹だちて、伊豆殿にもあれ。手柄せる者に不屆なる仕方也。堪忍せまじ一太刀恨みんと思て、伊豆殿の側へ近く行ける。其様子を伊豆殿目ばやく見付さとりて、先刻の覺の人か。伊豆守よく覺たり。先程つき倒したるが證據ぞといはれし也。頓智なる將なり。天草陣は百姓の耶蘇宗旨に、諸浪人の類籠城也。

一光明院派といひて、眞田流といへる軍學の元祖は、糀町光明院なり。是は眞田左衛門尉落胤との事也。しかれども眞田かわつは也と云説もあり。百八才にて死去也。甲陽軍鑑をば疑書とて用ひずと也。眞田故武家になりがたくて、桑門と成たりと云。

一右光明院物語には、大坂陣は十九才の時也。藤堂の人數長曾我部に追はれたる跡を見しに、迯る勢ひ程つよきはなきもの也。竹鎗をおしたふしたるを見たり。竹ともひしと伏て居たりとなり。

一光明院の覺書に、今の付紙のやうなるものは、糊にて付たるはなし。苧にてとぢ付たりしとなり。

一鬼の繪に虎の皮の腰あてを書く事、古法眼元信よりと云。訓蒙圖彙にあり。繪は土佐風也。鬼の禮着たるものなど別のもの也。今では夜叉といふも、獄卒といふも混じたるやう也。

一箱根權現に、古法眼の書たる五郎はたせ馬の圖有。惣髮にて鉢卷をしたり。尤曾我物語より書たれども、顏色も、いまどきの夜叉のごときにはあらず。

一曾我物語の引書は、康頼が寶物集なり。頼朝箱根參詣の所は、庭訓の文言をかなに書たるなり。さるによつて、末に高察を仰ぐのみの事有。足利時代のものなるべし。

一古き曾我物語の繪に、十郎髮すきの所、向よりとらが髮すく所也。うしろより髮ゆふ事のまたなき比也。寛文の比の曾我物語の繪には、はやうしろよりすくなり。古人の咄には、主人椽側に居て、若黨庭に立て、向より髮をすかせる咄有。

一寛文の比にや、日本より唐へ漂着のもの有て、送られて日本へ歸り、長崎へ來りぬ。其比の長崎與力

の唱しなり。唐にて川舟を廿日程乘たる事ありしとぞ。大國の事思ひやるべし。又水戸の舜水は、日本の川を見て、川河の事かと問へば、さにあらず、是は淡水といふものなりといひしとぞ。勿論河は大水の地名なれば、さもあらん。川といふはいかなるものにや。

一藤井蘭齋の書る閑窓(齋カ)筆記に面白き事あり。此書によりて書る事別にしるす。先ひとつ心付たるをしるす。觀音地藏等理佛なれども、いのれば形あると思へば、其人の信によりて妙ある事あり。いか樣にもさうなり。公平といふ事なき事なるを、和泉太夫といふもの、淨留りにしてあやつりをなしけるに、見物もつかふ者も、公平にのみ心うつりけるゆへに、公平人形を仕舞ふとて、外の人形より下に入置ば、夜中長持の内さわがしくて、必翌朝見るに、惣人形の上にありしとなり。又公平さいごをあやつりにしたるに、其夜樂屋のうしろより火事出來て、和泉太夫丸燒に成。其後二度の出生の地獄破りたどしけれども、終に和泉太夫再び用ひられずなりぬ。又太平記の上留りにも、狂言にも、片桐彌七郎宗淸といふ者有。是は彌平兵衞宗淸を直したるに、太平記六波羅軍の所に、中吉彌八郎といふ者、人をすかせし事有。おどけたる事なり。是を直したるなり。しかれども、今は慥にあるやうの人に思はる。公平の類なり。此類、謠にも上るりにもありて、今はその人の事實迄云ほどになりぬ。源氏、いせ物語の浮言にも、事實事跡あるやうになりて、其人をも戀したふやうになりぬ。理佛に形を爲して、人々信に寄て妙有も、似たる事なるべし。

一太平記時代までは、强きものに引ものは、和泉小次郎、朝比奈三郎也。畢竟人に討れたる沙汰なければなり。今時、强を公平といふやうに引たり。曾我五郎は朝比奈より大力といふも、曾我物語なり。昔の書には、草摺引の事も見へ侍らず。時代も違へり。田原又太郎も三絕にして、しかも人に討れたる事もなけれども、引たる事なし。若は足利故にや。又梶原を深く惡める者も、ふるきものにはなし。東鑑にも、梶原が事よろしからず書たれども、今時のごとく、むざと惡めるにあらず。是は曾我物語、な

らびに義經記出てよりの事成べし。長坂跡部が事も、勘兵衞以來人も侫惡にいへり。梶原が不幸に彷彿たる事なるべし。

一梶原が末葉といへる者は、惡事をたしなむ先祖の寃を、すゝがん爲なりといふ說有。一口には言がたかるべけれど、近くは稻田九郎兵衞、中古は上坂治部大輔、太平記にも、承久記にも、梶原氏の戰死有と覺ゆ。しかし聖人の澤も、五世にて絕れば、一束つかまへにもきわめがたからん。

一上瑠璃御せんといふを、寶來寺の藥師より作り出て十二段にせり。お通の作なり。その上るりの事を語りけるを、今では歌謠の名となれり。六段は十二段の半なり。說經も說經するものゝ音聲なりとての名なり。

一近古出家ありていふ。念佛も米俵に腰をかけねば、本の念佛は出ぬといひし。安心をよく會したるとの咄しなり。

一福島左衞門太夫、安藝、備後七十万石を御取上にて、川中島にて三万石被下隱居被仰付時、家來の云、さりとは是程迄の御武功にて渡らせ給ふを、此度の義はいかなる事にやと申ければ、正則云、弓を見よ、敵あるときは重寶いふべからず、治國になれば(弓脫カ)袋にいれて、土藏にいるゝなり。我は弓なり。亂世の用なり。今治世なれば、川中島の土藏へ入らるるなりといひしとぞ。愛宕下の今松平隱岐守殿屋敷より愛宕下迄をかけて、四方屋敷なりしが、左衞門太夫身上御潰し被成たりといふと、江戶中あるとあらゆる、古かね買の集れる事、おびたゞしき事なりしとぞ。左衞門太夫死去の時、死骸檢使をうければ、三万石は立べきなりしが、檢使をうけず取置ける故、御潰しのよしなり。青山の談には、左衞門太夫存寄には、愛宕山より大筒を打掛ん積なり。また池上の本堂を、正則廣大に建立せられしも、屋敷叶わずば池上にとぢこもらん。夫より、品川より西國へ海路にて、はしらんとの工面なりとぞ。又其日にめさるゝに成しかば、四方屋敷の窓を狹間にして鐵炮をしかけ、家士こと〴〵く馬に乘

り、甲冑にて馬上のまゝ玄關のきわに居れり。自分は牀几に腰掛て玄關に居て、今打出ん。寄手いかにとまつ風情なり。しかる所へ、細川三齋くゝり頭巾にて杖をつき、平服にて來り、何やらん正則にいわれければ、承知して人數みな引とて引せられ、台命に從れしとなり。三齋は奇妙の相口にてありしとなり。家亡て後、家來幼稚の子の手を引て、度々に願にいでゝ、ようやくに二千俵を被レ下たりとぞ。

一三齋或時正則のもとへ行けるに、小姓を火燵の中へ蹴込で燒殺す時也。火燵より這上らんとすれば、蹴込々々して居る所へ行かゝり、三齋こはいか成事ぞ。此者我等に呉られよとて、ゑりをつかみて引提玄關へ出、供の者に、此ものわが屋敷へ運行ケとて、自分の乘物へいれてやられぬ。今に其子孫細川侯にあり。また斬罪にせんと云れけるを、公儀よりゆるし候へとの御使ありしかば、御使の見る前にて、台命にしたがひ、斬罪に不レ仕とて、松明にて燒殺しけるとぞ。殘忍いふばかりなし。此類の惡事多侍れば、子孫へも報い侍るべき事と、福島の臣はなしけると、九皐先生かたりき。

福島日向守殿は、廣澤先生のふるき弟子なり。懇意なり。かの臣のかたりける也。

一加藤肥後守忠廣御潰しの時、江戶より被レ爲レ召候に付、細川越中守へ此事いかに侍らんと云。越中守云、右の被二仰出一承候ては、一ト足も江戶のかたへは御むかひ候へ。一ト足も御國元の方へは罷成不申、早々江戶へ御越候へとの事なりとぞ。夫故右の跡五十萬石餘、直に越中守殿へ被レ下たるよし、古人かたりき。其頃羽州にての事にや、江戶にての事にや、大唐迄も聞へたる加藤肥後殿、御改易と子どもうたひけると云也。

一家光公仰には、兩番は我左右の手なりと仰せられしとぞ。御備立にも御旗本に有也。夫故に番頭も輕し。御直の御采配に附心也。大番は御先手にあるゆへに頭もおもし。

一家康公、甲州の士を被二召出一、其國に隨て法度をも被二仰付一。是早く御治世の擧なり。甲州故被二召出一

と思ゆるは公論にあらず。はじめ日本不ㇾ殘御手に入らぬ內は、どれをも被ㇾ召出ㇾ、平安に近くなりては御撰びある事、是治世の時に應じぬる擧ならん。此擧異朝にも、創業の君は此例多し。又甲州の被ㇾ成方を御用とのみ思も槩論なり。いづれにも宜きをゑらびあしきを捨る。是大智能の擧なり。悉くに用ひ給ふにはあらず。甲府の士云、鏃のぬくるやうにして敵を射ば、跡にても其疵にて死すと御聞ありて、皆々其君の爲になす事なり。そのものに惡みはあるべからず、不仁の事なり。其場にては互に主の爲なれば、射も討も其筈也。跡の事まで惡むは、不仁とて御用なきと也。誠に仁德の大なるを知るべし。三家も甲州より出ると心得ぬるも、三管領の事迄の吟味のなき故也。足利家を用ひ給ひぬる事も、古說有事なり。唯我宗旨最屓の荷擔公論にあらず。

一甲州の論に、信虎は桀紂にもまされるによつて、晴信追て道理にかなへりと云。是治世に成つて、聖賢の道をとくものに、此事を破らせらるゝを迷惑がりての遁辭なり。其比爭か聖敎の沙汰に及ぶべき。齋藤義龍が道三を追い、三浦道寸、父時高を追ふの時風也。桀紂などの沙汰に及ぶべきにあらず。亂世の風、君臣父子の沙汰は格別なる事なり。古代亂世の書を見れば、わかる事ぞかし。治安に至りて、おしなべて聖賢を知、又、憲廟のころになつて、諸士學文を日用と受用となす事とて、林家の剃髮を、平人になさしめらるゝより、いよ／＼聖學流行する程に、覇業のいやしきを、かざらんとするの遁辭なりしを、段々聖學を平人もしるにいたりては、子共より講釋をもきくゆへに、いよ／＼にかざる事になりぬ。亂世は亂世の風にしてとく事こそ、公論なるべけれ。

一百年以來、治世になつてより以後、楠を稱譽したるになりぬ。百年以前に楠を稱したるを聞ず。神君も、尊氏の治世をこそ稱し給ひしぞかし。今では足利家のさたにおよばず、楠氏を稱す。畢竟楠を稱するは、經理にいたりての事なり。百年前此沙汰なし。

一甲州にて、神君へ被ㇾ召出ㇾしは、駒井右京、跡部民部、今井五郎右衛門、其外略ㇾ之。跡部大炊頭勝

資後に尾張守と號す。しかるに甲陽軍鑑面に行るゝによりて、侫奸人と定め、又勝頼死去の時に、其場をはづし、後信長の偽り觸によりて出るによりて、死罪に行るゝと記し、又は其場をはづしけるを、金丸惣藏に射殺されしと云說あり。甲陽軍鑑によりて、百年論定やうになりぬ。しかるに神君、甲州より被㆓召出㆒しは、尾張守が子なり。跡部は甲州に久しき家とて被㆓召出㆒たり。侫奸死罪の子孫、しかも其頃甲府にて、甲府の亡ぬる根本の侫人ならんには、神君いかでか擧あるべき。尾張守勝資は田野にて討死なり。又甲陽軍鑑は、高坂は勝資と大中わるにてありしなり。其上大かたは小幡勘兵衛の書立られし書なり。甲陽の實錄にあらずといふ事なり。畢竟右の甲府にて被㆓召出㆒たる等の家の古人、ともに甲陽軍鑑を取ものなし。今世の人の同じ比のものゝ書たるものは、實ならずとおもふても、たれも實錄ならぬを知、同時代の人の事なればおなじごとくに覺て、とんぢやくせぬ風とおなじ事なり。しかれども畢竟勘兵衛、北條、山鹿など、追々に軍學とて風靡せしゆへに、板行も廣く、殘るも多故の事なり。畢竟勘兵衛大坂の城内の事、落城前に出たる事など、詐偽の風あるゆへ、各の甲府出の人のおとしめ思ひけん。勘兵衛事をば冷笑せるなり。

一軍學とて世上時花來れる大本は、伊豆守信綱好まれけるゆへ、□□(不明)才智の人故風靡せるなり。

一信玄全集と云有、甲陽軍鑑と末書とを板行せる也。右の比也末書に、信玄其人の得手を用、山縣が小返しをよくする故、神君の押となすと書けり。其學派の人のいかめしく云事なり。予是をもつて信長の大器を感ず。甲州の押に、神君を置て信玄に自由をさせず。又、神君は松井左近忠次を以、甲州の咽首を押へ給ふこと、其人用の常ならざるを見べし。其學派の人はともかくも、外人の此所をいはで、甲府のみの褒譽いとかたくなゝり。

一松平攝津守義行公は、甚記錄を好給へり。其家出の者かたつて曰、神君巴の陣と云あり。山縣に御出合の時、山縣は赤おどしの赤備なればとて、こなたは水色の旗にて、皆水色の支度也。巴の陣にて戰

ありしに、山縣敗軍せしと也。是は水剋火の理を以被遊たるなりと云し。味方が原の時分の事なりと咄されしなり。此事何書にも見あたらず。若は松平周防守家などに說あらんか。猶尋べし。

一中山助六を以て、忠輝公へ御使に被遣、御蟄居被仰付。忠輝公の御前へ無刀にて罷出て、右之通申上げれば、忠輝公仰けるは、其方腰物さして我前へ出なば、切て捨んと思ひしに、無刀にて出る事天晴なり。御請せんと仰られしかば、助六飛しざりて、若御請の被遊かたによつてと存、かゝる覺悟仕たりとて、懷劍を出し見せ奉りければ、忠輝公、さて〳〵上様は、御人持なりとて感服なされしとなり。井上氏談。

一忠輝公、諏訪に謫居の時は、南ノ丸といふに居玉ふ。諏訪の御家來の子なども、彼方へ料理人などに勤る樣成程にて、嚴密成事もなし。古因幡守殿の時は、鷹野の時連參らせて、鷹あわす事をも見せ參らせられ、其後、憲廟の比、出雲守殿の時分には、嚴密に守護し參らせらる。忠輝公の仰にも、因幡守時代には斯はなかりしにと、仰せられしとなり。每度の仰に、政宗にだまされて口惜と、の給ひけるとなり、謫居の內も、一伯公などの樣に手荒成事もなく、御神妙なる御事なり。諏訪殿の末子五郎左衞門殿へ、角力取の目貫を遣はされて、今に有。是は五郎左衞門そなたはねぢおふがすきゆへ、是は遣わさんとてのことなり。附來れる人は、柾木左京、千本隼人といふ人也。左京死去の時、御使番檢使に來る。それゆへ後に忠輝公御死去の時、檢使に定て重き人にて有んと、諏訪にてもその用意をしたりしに、存の外かろき檢使とやらんにて濟たる也。忠輝公を葬りしは、信州諏訪の貞松院なり。盆などには葵の御紋の挑灯を門ドへも立る也。貞松院といふは、元祖諏訪賴忠の奥方なり。この寺に葬奉しなり。大道寺融山取持にて、鳥井伊賀守寺社奉行の時、憲廟御治世の時、寺領三十石被下、忠輝公死去の時、色々拂物出て、家中其外にても買たり。簑作の鐙なども出たり。三井氏談。

一猷廟の比は、公儀へ御勢ひを附奉らるゝ事なり。輕き御家人を、水戸公の御家來切たる事あり。右の

段御老中えも訴ありしに、殿中にて老中打寄て、今日出仕日ゆへ、水戸殿登城有べし。先御控可ㇾ然。しかれども最早御登城の時刻なれば、途中にて留參らせよとて、安藤對馬守を呼て、右の段云渡さる。對馬守早速に水戸殿の舘へ參りたるに、途中小川町の邊にて行合參らせて、御家來の內、御家人を討候事、御年寄共承知仕、御登城先御留申上候樣に、私を申付差越候旨申。水戸殿聞玉ひて、其方は如何心得たるとたづね給ひければ、右之趣御年寄ども申付候と、私義は是切と奉ㇾ存罷越候と申上ければ、公儀の御威光のかゝるく成趣なれば、聞とゞけたりとて、途中より御歸舘のよし也。

一加藤淸正朝鮮在陣中、虎狩をせられしといふ說あり。

一朝鮮陣中にて、虎來りて馬を喰たり。馬をくわへて高き矢來を飛越たりといふ。

一忠勝の子酒井攝津守は、大力にて有し。或時庭の石を、人足の十人計も寄て、すへ直さんとしける事ありしに、右人足の休ぬる隙に、攝津守駒下駄をはきて庭へ出、件の石を取て投られけるとなり。其時駒下駄は破れたりといふ。

一高力小一郎は、公儀よりの御附人也。大坂陣の時手負あつて苦み、最早動れぬぞ、我首とつて與よと呼わりけるものありしと也。小一郎立寄つて首はとらず、側にありし鐵炮を奪ひて歸られしとなり。

一寬文年中、叔父江戸在番より歸て語けるは、太神樂、今の田舍をあるく太神樂のごとく、長持の上に獅子頭を置て持て廻る。獅子舞と曲太皷計なり。曲太皷打もの、あかねの頭巾をかぶりて、奇妙成顏付をして、太皷を打けるとなり。いとおかしかりしとなり。

一古人云、猿若元祖勘三郎頰かぶりをして、袖なし羽織を着て、ゑりへ房つきの綱をかけ、其綱の端の房を、左右の手へ取てふりつゝ〳〵、はしかゝりをすつと出れば、見物一同に絕倒しけるとなり。右の勘三郎が圖、百年忌の時芝居にてもしけると也。右の姿の人形繪馬、目黑不動にあり。

一橫山氏と云るは、正盛公馬屋の者の子なり。丁酉の大火のとし四十八なりといふ。予出生の前年に八

十四にて死せり。彼十八の歲、彼の母いひけるは、道中にてもどこにても、ことのかくる物は箸なりとて、箸を與へて大事にせよと云しとなり。其箸にて死するまで用ひけるとなり。死するころは僅に五六寸ありし。甚よごれけるとなり。道中にも笠にさし大事に持て失ざりしとなり。外の衣類等は損じ替けれども、是のみ母の與へけるを不ㇾ失と守りけるとなり。律義なる者なり。是戰國の餘風にて、箸の不自由難儀成し事なり。今世の箸を百膳ほどづゝ、何程にても用次第調ゆれば有といふ風にては、此風の事、合點ゆかぬはづ也。

一父公用にて、御役場より御役人樣へ伺事有しに、同列の者は屋敷へ行て伺けるゆへ、間にあわず、父は道々共御役人か(本ノマヽ)とて問々しければ、途中にて伺ひて、役用早速に濟けると也。

一松浦氏妻は、おやまと名をいひしなり。おやまの姉かたられしは、羽州酒田にての事なりしに、夏の事にや、晴天の中天に龍の頭のみ見えけり。牛のかしらのごとくにてありしが、目のひかりすさまじかりし。若下へ下るとてみな〳〵出ておひけれども、只其まゝの體にて居たりしが、段々四方より雲出て、龍のきわへより〳〵して、雲につかみかくれけるとなり。

一姫路にて、夏の事なるに土用干をしけるに、空曇り夕立のすべき景氣なるゆへ、干たるもの共、みな取入けるに、屋敷の裏の畠の內に、赤くひらめくもの見えけるをみつけて、急て仕廻とて毛せんを取落しけると思ひて、畠のかたへ一人ゆきけるに、ひつかりとするやうに見えけるまゝ見けるに、毛せんと見えたるは紅の舌にて、光たるは眼のひかりにて有ける。かのもの驚きて、物も覺えずかけいりてたふれたり。しかるうちに、雨風おびたゞしく、夕立冷しき事也し。畠の脇へ出て龍の天上しける也。よく〳〵强き風にて、雨戶共吹はづしけるが、皆塀ぎわへ吹付て、不ㇾ殘立掛て有けるとなり。

一父の家にて、病人多くありし事有ㇾ之時、祈禱するものを呼て占わせければ、若普請の內に替りたる木や遣ひ給へると問けり。古き普請にて知る人もなかりしに、家來の横山氏覺て、床の柱とか、落し

かけとかに、けんほのなしを遣ひたること有と云けり。其時、右の木を取替玉へとて、取替ければ、夫より何事もなしと也。後に彼祈禱者、けんほのなしのたゝるにはあらず。是にて家内の氣を改むると云しとなり。是等がよき祈禱者なるべし。

一母は寛文二年の生れなり。庄内にて幼年のときは、昆布を喰へばあたるとて、喰わざりしとなり。是は其比、蝦夷國へ渡しけるものゝうちに、誤りて針の入たるありしかば、是は此國の者を殺すならんと怒りて、蝦夷より渡す昆布に、毒をぬるとの說にてありしとぞ。蝦夷にては毒をぶすと云、附子の事なり。毒を鏃にぬるも附子なり。又蝦夷の者に酒を呑するには、箸を酒盛たる茶碗の上へ置ば、其箸にて髭を分て酒をのむ。東夷といふにて弓に長ず。いかたをとへば、ひぢの事を、ひざこぶらがしにくきといひたりしと、しやむゐんの亂前後の事成べし。

一百年前後、士風強梁なる故に、其餘風萬事にわたりぬ。さるゆへに婦人の嫉妬も、甚く殘忍なる事も多し。淺野家、毛利家にも忌婦おわしまして、毛利家には守宮の血を、仕女の肘にぬらせけるに、其血の落ぬるを疑われしかば、醫師の何某、守宮常のまゝに用るにあらず、辰砂をもつて飼ふて、其血をぬる事といひしかば、さらば其通にせよとて云われしとなり。陪臣の婦にも、召仕ふ女を、母と娘として、青竹をもち肉袒させて、鞭うちける事など、いとはげしき事にてありし。其時勢のものにてりんき講とて、妻女々々の會集もありしとぞ。予が若年の比、古き草紙にりんき講と云本有し。花川市六と云者を妻ねたみて、褌にてしばる繪などありし。是はりんき講の所へ、出家の來りて、りんきのあしきを引事を云ふて異見するに、人の妻の、僧と問答應對を書たるものなり。りんき講と云名は、改めてかくれ里物語と號せし本なりし。またふるき人形の狂言にも、りんき講といふ有り。

一烏丸資慶卿江戸へ下向の時、御旗本方は歌の弟子也しかば、歌の事添削を得るとて、奥方の歌御覽に入。初心なる歌にて、御覽に入候もいかゞしといはれければ、資慶卿それ〳〵その初心がよく候。そ

なた衆の功者にはこまりはて候との事也。

異說まち／＼　卷之二

一延寶の末か、天和のはじめに、越後の國にて、山家の老人、山へ薪こりに行て久しく歸らず。其妻いぶかりて、人を賴んで山へ遣りぬれば、老人の笠とわらじなど、山の奥へ(にカ)散々に有。いか樣にも是は怪しき事なりとて、かの山をひとむらの人集りて、かり立けるに、その村に、十八歲になりける大力の者有。眞先に立て山中をかり立けるに、一物もなかりけり。さらば歸らんとて下山しけるに、彼大力の若者、殿して下山しけるに、惣人數は山の半ふくまでも下りぬ。彼大力は、山を下らんとする程に成ける時、山中風の藪を吹ごとく鳴ける程に、あやしと振り返りたれば、頭に赤熊を被りて、其中より眼の星のごとくに光るもの出きたれり。彼殿しける大力ふりかへりて、とぎ立たる鎌を以て眉間をきりさきたれば、彼獸、右の大力をとらへて、谷へ投打ける程にみぢんになりぬ。此躰を見て、殘る者共は跡も見ず逃かへりたり。夫より越後公へ御訴申上けるに、軍者を江戸より遣わされて山中をからせらる。一方口を明て鐵炮をつるべおきて待けるに、山中をかられてかの一方口へ出ける所を、つるべうちにして打留たり。かの鎌疵も眉間にありしとなり。其名を知りて名付る人なかりし程に、是なん狒々也といひしが、羆也との評に定りしといふ。間もなく越後公、小栗が事によりて滅家し玉ふ前表ならんとのこと也。母のはなし也。母は庄内にて、右の獸の繪圖を見たりとの事なり。

一天和の初にや、扇星といふ星出たり。要と覺しき所に、大きなる星ありて、其星より扇を開きたるごとく氣有しとなり。母は庄内にて見たりしと也。澁川助左衛門此星を見て、此分野は越後にあたりたるといひし也。程なく越後公滅家し給ふと也。

一澁川助左衛門は碁打にて、安井算哲といひし也。貞享改暦被ㇾ仰付ㇾ、天文者に被ㇾ召出ㇾ。それゆへ

碁打の時の引付にて、寺社奉行の支配なり。碁打の時北斗の先〻といふて、盤の中間の星へ石をおきて、是を工風してけり。妙手にてありしとなり。しかれども道策、本因坊には及ばざりしといふ。夜々天文を學ぶに、京の大佛の二階に登りて、星を伺ふ事三年也。心用出情のことなりと云。星を見習ふ者のいふ、常人の星へさすには、あれかこれかとおもふに、助左衞門の指すには、直にこなたにて見付けり、達人の妙也と。

一癸未十一月廿三日大地震の時、助左衞門御城へ訴へけるは、今夜大雷か大地震にて可﹅有﹂御座﹂。御さわぎ可﹅被﹅遊と言上仕るよしを申上げると也。たしか成見よふなり。

一右の夜地震の時、越後家登城の時は、皆鐵躰をかぶりて御供せしとなり。

一さ程の助左衞門なれど、陰陽師身の上しらずとかやにて、駿河臺の屋敷にて朝の事なるに、牡丹畑へ出けるに、人喰犬出て喰付、喰倒しけるとかや。病死のことゝは是なりといふ。

一大森彦右衞門、寛永年間の出生の人也し。遠山庄九郎若年の時語りけるは、彦右衞門若きときは、江戸をあるくものに、刀ばかり指てあるくもの有しと也。今では脇指計の浪人はあれども、刀計さすものはなし。甲州家の傳の甲冑の法、陣刀は腰也。それに妻手指の九寸五分を右方にさし加へる也。刀のゆるがぬ爲也。又、憲廟の頃、町人役者ゝ刀を禁ぜられしより、いよ〳〵兩刀たしかに成しと見えたり。

一角野壽見いひけるは、小刀といふが今の脇指なり。今の小刀が脇差といふもの也と、いひしと也。小刀をうらさしといふも、此事によれるにや。

一何事によらず、藝の妙を得たる有もの也。いのべ九右衞門は出雲の者也。盤上算勘に妙を得。自ら勘齋といふ程の者なり。水戸公へ被﹅召て將棊を指けるに、盤駒もなくして、御次に扣けるを、御前より二人を以て、將棊三面の相文を以て傳へければ、相手をなし、夜八つごろに退出しぬ。其後御尋有け

れば、其一番の詰口は如此、その一番の詰りは如此とて、三番ながらをそらに云しとなり。勘齋が三面さしと云也。又勘齋は、かるたを一通り見て切てまきけるに、何々と覺えける。また切直してまきて何々と知。三べんまでは勘にて知ると云し也。

一太閤の時は、朝鮮陣に人數配りは、唐人拾人に、此方の人一人あてのつもりなりし。

一貞壽かたりけるは、朝鮮陣の時、大明より人數百萬を以てすくへり、唐人潮のわくがごとくに來々切けるに、後には和人も切くたびれて、すわりてゐて唐人の來るを、たゞ手のみをあげて切ばかり也しに、または潮の滿るがごとく押來り〳〵して、切くたびれて、どふもならざりしとの事なり。

一淺野臣吉良を討たる事、其頃の沙汰書、見正敬の書寫おかれし有。別書に記す。いとあらき事なり。是其時のまゝにて實錄也。畢竟潤飾して今は大部の書となれり。書物品々流布す。予は其時のまゝのものによれり。

一淺野臣は堀內源左衛門の流の劍術なり。さるゆへに、其頃より此流義も流行けり。

一淺野臣堀部安兵衛若き時、高田馬場にて喧嘩助太刀の仕方等、殊の外によかりし也。夫故に、中根長太夫留主居の時世話にして、淺野の臣堀部彌兵衛方へ養子に遣わしたり。劍難に逢ふ生れにや、復讐の事にて自盡す。

一廣澤先生は堀內弟子故、堀部父子と相弟子なり。切腹の前に、彌兵衛方より記念に赤銅の笄を贈る。模樣は水仙也し。予も靑山にて見たり。安兵衛よりは、其夜に働きたるくさりの上を布にて縫くるみにしたる、左右の小手を送りたりとて、同時に見たり。其時のまゝのよしたるに、甚働きしと見えて、小手の布、指の所などはづれて有し。血はかき色に成て、所々に付たり。ぬいくるみなどは、安兵衛妻の細工のよし。

一九皐噺しには、大石などいへ共、專らに安兵衛とりあつかひしなり。書簡數通を大奈物にして靑山に

有。其節は同席へかしたりとて見ず。見るはづの約束なり。見侍らば書入べし。但し堀部留書二册、青山より來る。

一元祿十四年、勢州龜山にて父の敵討たり。元祿曾我といへる咄本有。是はやくたいもなきもの也。石井兄弟の書置、兄正敬の寫せるあり。別所にしるす。青山下野守臣大須賀定右衛門は、祖母妙高の親類也。もしかの所より出けるにや、實書と見ゆる也。

一榊原玄輔咄と見えて一卷有。別冊しるす。奇說あり。

一中山勘ケ由は酷吏也。盜賊奉行被ニ仰付一し時、佛者なりしが、佛壇をやぶりて、是よりは慈悲にては治らずとて、制法嚴なる事今に云傳る事なり。髮の結やうにても、形にても異體なるあれば、捕て詮義におよばず斬罪す。其前まで數々の惡黨男伊達などありしが、ひしとやみけり。一槩に治人にはかゝる事なくて、急速の徵有まじ。李斯の焚書坑儒にも彷彿たるべき也。

一男伊達のはやりたるには、水野十郎左衛門名高し。幡隨院長兵衛といふ町男、伊達には及ばざりしかば、たばかりて殺せしといふ。水野の惡事俠氣、人口に餘る計り也。後切腹被ニ仰付一、金の水引にて髮を結、腹を十文字にきりけるといふ。白無垢にしらみを縫紋にして登城したりと云。其外のこと不レ可ニ勝計一。

一本多佐渡守御加增辭退の時、大名より進物壺のこと言上せり。酒井讃岐殿も國持衆へは、久々鹽辛壺不ニ申請一候間申請度といわれしとなり。其鹽辛壺、今に酒井家に在。內には小粒を入て送りけると也。前にしるすごとく、亂世より治世へうつり御勢のため也。今時治世久しきにも、賄賂有と同日の談にあらず。是權道なるべし。

一江源武鑑は明曆の比の僞也。此僞書なせるも、甲陽軍鑑はやりけるよりおこれるにや。初は甲府にて被ニ召出一ける衆中有しに、小幡はもと輕き故不レ被ニ召出一、大坂の城へもこもりたり。落城前に出て松隱岐殿へよりて、夫より被ニ召出一。故に甲府より被ニ召出一衆は、おとしめおもひて、勘兵衛書たる

ものとてあざ笑ふ事計也。然るに連續して流々も出たる程にはやりたれば、江源武鑑も出けるなるべし。さるゆへに其頃のもの多く、板にも諸家より出たり。

一御三家へ御分國にて、御人分御家臣被レ爲レ附候節、安藤帶刀にも誓紙被ニ仰付一けるに、誓詞の儀は難仕と申上たり。竹越成瀨も誓詞仕たり。其方にも同樣に仕れとあり。其時帶刀申けるは、誓詞の御文言に、御謀反の儀もあらば、御訴申上べくとの儀、成瀨竹越はいかゞ致し候存寄にて誓詞仕候哉、私儀は此御文言不レ奉レ得ニ其意一候、御連枝の御中にて、御謀反可レ有樣無レ之候。若御逆意も可レ有御心底に思召候者、御分國におよばず御生害御すゝめ可レ然候。如レ此御分國にて私共御附被 遊候儀に候得者、萬一御逆意有レ之候はゞ、夫は御亂心にて可レ有候。御主君御亂心にて御謀反に候はゞ、御家來の者共も、一同に亂心可レ仕儀に御座候間、私一番に亂心之御先可レ仕候間、此誓詞御免被レ下候樣にと申上けり。上にも尤とて、帶刀は誓詞せずと也。

一明曆丁酉の大火事、別書にしるす。

一尾州え御入輿の御時、御粧料として木曾山を被レ進との事なり。御請有て御退出の時、竹越、途中にて御樣子奉レ承、木曾川の事は不レ被レ仰哉と伺ふ、被レ仰と御答被レ成ければ、木曾川をもと被ニ仰上一候へとて、道より御引返し被レ成被ニ仰上一、直に木曾川をも御添被レ成との御事なり。木曾山計にても、川へ切出さねば何の役に立ぬ也。此所を思ひて、急速に御伺相濟たると也。

一紀州より聟君（松平越前守家、鷹司の家也。）へ、御知行多くも被レ進度との事なりしに、家老聞そこなひたるふりをして、御姫君樣の御事に候得者、御寶物の儀、なる程〳〵何分にも奉レ畏とて、何もかも奉レ畏にて御請申、御知行の事はとんぢやくせず、御請いたしけると也。

一謙信、雪隱へ夜ゆかれけるに、大山伏立て居たり。怪しときつと見られければ、かひけちてうせぬ。其時、一生に覺ずぞつとせられけるが、是より病付て死去なりとぞ。信玄死去を聞て、心ゆるまりける故な

り。と云ひしとなり。母の談也。

一驛路の鈴といふ道中記を書たる本有。近古城地の事實などありて古風なるもの也。却て古き故實は、誤傳へるごとくに記したる所もあり。寶永年中の板なれども、編める所は天和、貞享の比の編なり。寛永年間の生れ作れる人は質なる事にて、可笑記などの主意有て、おどけ事は醒醉笑のごときなり。寛永年間の生れ人と見ゆる也。

一一日、廣澤先生へ對話仕りしに宣ひけるは、廣澤の文章は觀瀾へ相談せし也。予云、觀瀾は安正へ初學ばれしが、後には學風かへりと承り候と申。先生云、なるほどそうもありしか、安正嚴威嚴格なる生質にて、少も氣にあはぬ事あれば、文章をつけて交をたつ人なりしなり。予が詩文章も、板にせんと書林願へども出さぬなり。さうするとはや何のかのと云世風也。學問のことにもいわんと思ふ事もあれども、いわぬは何ぞ云と、廣澤はかふ云、どふいふといわるゝがいや故なり。また當時の學者、唐詩とて作りて、道春時代の詩を誹議す。道春時代には、あの方より一首詩を送るものあれば、和韵三首もして送る。又それに再和韵を十首もする。またそれを十五首も二十首も再々和する。又三十首もするといふ樣に、才を競ひける程に、道春の燒殘の詩も、羅山文集に二萬といふ事なり。是にて今の樣に何か深慮吟味がなるべきや。今の詩は其頃にては、何のたわひもない事といふべき也。其頃は五山にも上手多かりし也。

一同談に、論語千字文を王仁持渡るといふ。しかれども王仁の比は梁の前也と問まひらせしに、夫は急就章のこと小學篇也。其内に有る文字也。夫を千字文と心得たる也。

一神代文字のことを問たるに、人あれば言語有。言語あれば文字有はづ也。漢字渡りける故に、昔の文字はなくなりたる也。往古文字なき事は、何にても文字の相文は、言語あればなくて叶はぬ也。土をくぼめて夫が直に椀の祖なり。

一前にも記すごとく、太平記の評判、または近世軍家者流の古戰の評判、我常にあきたらず思ふ。いかにといふに、今世の耳目を以て、古へを推量するゆへ也。尤人性の古とひとしき事、天地四時にたがふことはなけれども、人世の形勢地理のひとしからぬ、また風俗氣象の其時によりての事は、同じからざるべし。今世を以てはかるに、當御代々年々の移りかわれるによれば、まのあたりすら甚たがふ事也。いかんぞ逆ざるべき。幾瀬替り行ぬらん。第一に太平記の評判を、今時の心にて推量するは、足利家二百三十餘歳をへて、あなたこなたの成行けん程の書に、傳わるとつたわらぬと有は、首にすぐに足の付たる評判なり。胴間の事はいかでしり侍るべき。とにかくに數百年間を、何にもかにも行渡るほどに心懸てこそ、少しは見ひらく所も有べけれ。しかれども何百年が間、日本國中の成行くまでを知んこと、中々に及ぶべき　あらざんめれば、唯評判はさし置て、少しづゝも古今にわたる事こそありがたけれ。

一國姓爺が事、東見記にもあり。明清闘記にしるせる所を見るべし。明清闘記はよく和書になせると、古儒も譽けるよし、若年の時聞侍りし。享保の初め、國姓爺の歌舞妓操り等世に流行て、世人も普くしることに成ぬ。其時節に國姓爺忠義傳も出たり。是はいかなる衍義にや。出る所は知侍らず。明清闘記も其亂の頃あまり近きに出たれば、いかなる説によりけるにや。歴代筌宰録といふものにも、明清のかわりめ少しばかり卷末に出ぬ。大清日錄を見侍らねば、國姓爺の一件、又國姓爺が孫の奏命が、日本貞享のはじめに當るころ投降の事も、慥には知侍らず。能々尋求むべし。古き人の語り侍りしは、國姓爺日本へ援を願けれども、御許容なかりしかば、華人を半髪にして、日本人のごとくなして、日本よりの救兵と僞りけるよしなり。北京にて打負けるに兵勢復ふるわず、康煕帝德をもつて寰宇を御し玉ひける故に、清朝に渡りぬ。先年日本人の飄泊の書を見るに、康煕の治まことに仰ぐべし。因に云、日本亂世によりて、西國の人、中華へ仇するもの多し。しかる上、又國姓爺が事も有ぬれば、今は

補陀山に制札有て、半髪のものを上る事を許さずと、長崎與力の語侍し。又享保年間、朱一貴といふ明の末葉の者、清朝を伺ひけるよし、江府にても沙汰 りしが、其時の長崎與力石川土佐殿えついて行たりし財田所左衛門也。は、曾て長崎にて沙汰なきよし也。それをさへ、通俗臺灣軍談といふに顯したるに至る。是又後には、一ッの記錄といふやうに成べく覺ゆ。定に虛を以て虛を傳へ行こそうたてけれ。

一國姓爺が、唐より日本へ送りし書簡二通有。予がもとに文は寫して有。

一幼年の時古人の唱 ゐは、昔赤坂にての事なるに、軍學を嗜みけるもの、江戸城の責口を評論して、かく責寄ん、かく防がんと、口才によりて大聲にて討論せしを、訴出る者有て、御詮議ありけれども、たくみたる事にもなく、評論のみ也ければ、遠島になりしと也。此時分のことにや、由井正雪軍學をきそひける奧義には、江戸の責口の評論に至りけると也。正雪罪に落入けれども、かゝる餘流にありてのことにや。

一三田四國町に、管城子宗元といふ筆屋あり。裏辻釆女と若き時に云。二十二三年前七十五歲なりしと云し。深見新右衛門より、端溪に隱といへる自刻の印をもらひて持たり。廣澤先生も知人にて、彼宅へも拉られしとぞ。久敷人故玄龍の事に心をもよせし者なりし。玄龍が伯父度々筆ゆふを見物に來られけるが、玄龍が手のおもきと、文山が手の輕きと混じたらば、兩人ともによからんといわれしとぞ。筆のこと甚くわしく、古流を覺へけるまゝ、その末流より段々別れし事を覺へて、筆をもゆひけるとなり。

一先年、赤坂藝州の山屋敷の際の土手崩れて、家ども壓埋めける事有。彼宗元いまだ十歲ばかりにて、いまだ土手の有ける頃、土手のうへにて遊びけるに、土手の下を通る草履取めきたるものと、鑓持せたる士、何やらん供の者の云分より喧嘩に成て、侍の連たる中間共切伏られ、若黨共も手負ける故、かの士、鑓を取て立向ひけるが、彼男よく働き鑓の穗を切折ぬ。鑓の穗上へ飛で、土手へもとゞくべく覺へたり。其儘彼男手本へ飛入けるを、士、不突のかたをとり直して、むなもとをつきつけ、土手へ

つきつけ置て、家來ども首打といひしかば、家來共又打寄て、なますのやうにきりけるとなり。

一長谷川了察、深見新右衛門、佐々木玄龍、廣澤先生も一座にありしに、新右衛門犬といふ文字をかゝれけるに、了察云は、此字犬にあらず。犬といふ字の點は耳也。耳のはなれたる犬あらじ。何とも是にては字にならず、讀ずといひければ、新右衛門氣にさわりて、了察しからば犬といふ字は、文字出て後に、けんの聲有や。けんの聲より文字を製せるやと、問れしかば、了察學問及ばざりければ、默せりとなり。了察は六書精蘊よりの字學なり。觀鵞百談にも有事なり。

一甲陽軍鑑を上杉入道よませ聞て、高坂死後の事など有とて、僞書とて再見ることを禁じけるとなり。古人の一概の氣質かくのごとし。勿論右に記せるごとく、甲陽に誤多し。成程大内のことなど、時代相違せるもあるなり。しかし此内に、靈陽院畠山の事を、慶長年間に死せる故といへる、不審なれども、室町物語には毛利え寓居して、出家して靈陽院と號せられたるよしなり。又庵の說によりて、全篇を僞書と定めんも、公論にあらず。古へに書留たる殘帙によりて、小幡氏の作れるといへる是に近し。

一佐藤五郎左衛門直方は、山崎嘉右衛門高弟也。五郎左衛門幼少の時、大織冠の人形あやつりを見たりけるに、鎌足公の寶玉を海中に得んと、海底をのぞみ見ける人形の、遣ひ方上手にやありけん。誠に一途に誠心に見えけるとぞ。夫に感激して、海底に沈たる玉だに取んとの事なれば、一途にはまりたらば、何事も本意をとげまじきにあらずと思ひ、入て學問にすゝみける。精を入けると父にかたりしと、母の予にかたり侍りし。

一淺見十次郎も山崎の高弟也。五郎左衛門と兩輪にてありし也。父死にのぞみて、兄弟三人へ銀三十貫目を三ツにわりて、十貫目宛與へ、已々が了簡次第に身を立よと云置ける。殘る二人は、米屋、ふと物やとやらんになりぬ。十次郎はいかにして、人の上にたゝんと思ひけるが、軍學にてとおもひける

が、是又ひくき事とて、學問へと心を入ける故、かの十貫目を書物屋へ預け、我學問をなさんと思ふ也。入用次第に書物をこせよとて、夫より弟のもとへ行て、我學問にて立身とおもふ也。十貫目不殘書林へわたしぬ。此所の二階へ我を置てくれよ。又くひものは、何にても下々のくひ殘りにても、何にても犬にくれると思ひてあたへよ。いかやうの物にてもくわせてくれよとて、二階へ上り、三年の間、外へ面もふらで學びける故、成就せしと也。古人の槩風なり。

一、由井根元記といへるは僞書と見ゆる也。由井、丸橋を、駿江の兩將のやうに書り。しかれども寬明日記の類のものをみるに、由井駿河へ至りて、丸橋を黨せしめければ、正雪は丸橋をば入れまじきものをと悔しと也。如何樣にも根元記に有ごとく、碁などの事、其外入魂の上にて悔しといへるは、正雪にはあらじ。大事をうか／＼ともらすべき正雪には非じ。又正雪、楠不傳といふ者に、軍學を學びけるとも云と有。是又眞僞を辨へがたし。しかるを今時由井記を講ずるといふ町々の講釋師、不傳と正雪とが出合のことまでを、僞作して語るゆへ、其事を實と心得、犬々虛に虛を重ねて傳ふ。かれらが說をば歌舞妓狂言、上留理本と心得て聞べし。しからば慰にも成ぬべし。事實と心得たらんには甚たがふべし。是また今時の軍學者流の興優也。

一、軍學者流諸禮法と、其外の藝術、皆技藝とおもわる。しからば其業のみを學び侍るべし。しかれども治世に至りぬれば、わざのみにては人の信仰も薄きまゝに、樣々の道理を云て、高上になしぬ。なまこしやくなる世の人、心ゆへにかれに風靡するにいたりぬ。そのかみ、いかにしてかゝる高上の見あるべきや。諸禮の道理などゝ云は、小笠原持長の比、いかにありけん。近古よりの事實等は、庭訓往來の鈔の類、生下未分等の風より出たる事なり。蟇目のことに付ては、蟇も六ケ敷名を付ける。かゝる俗書の村學師よりのことなり。此類ひ、百年前にもありしとみへたり。禮家の道理といふは此風なり。唯わざと法は當時是にてすむ事なれば、學ぶべき事と思わる。

一小笠原喜三郎殿は信州公の隱居なり。世間に小笠原流といへれども、我家より外へ出す事なしと、闕思恭へいわれしとなり。しかれども今時、是は其流といへば事濟侍れば、害あるべくもあらず。

一五節句共外、今時の祝事等の、そのもとを尋べからず。台廟のとき御儀式の初なるべし。七種のことを家々へ御尋ありしに、みな／＼違へりとて、然らば大本はきわめがたし。世俗の用來る通との事なりと、日記類にも有。今時五節句等のこと、いかめしく根源等をいふも、皆說々のこのみにて、あたり侍らぬことなり。

一享保のはじめ、吉宗公、葛西筋御成有しに、御道筋本町邊大火なり。還御御道筋いかにと御尋ありしに、久世重之公、燒跡をとのことにて通御也。其時本多中務大輔殿え、兩國筋の固め被ㇾ仰付ㇾしに、人數みなたすきをかけて、かい／＼敷體にて固めたり。御覽ありて家がらを稱譽遊されしとなり。中務大輔殿、重之公え逢奉り、武具等も持たせ參りしとありければ、重之公御挨拶に、夫ゆへに御譜代の衆へ被ㇾ仰付ㇾ候とのこと也。此御挨拶跡々外々の例にもならず、頓智なる御事とて奉ㇾ稱譽ㇾし也。

一黑田豐前守直邦公、三教へ疏通し給ひ、世に賢者と稱し譽る也。寺社奉行の時、法華坊主ありて、日蓮の再誕な　とて、祈禱などして人を風靡しけり。直邦公呼寄て、法華經の內の六ケ敷所を三條難問し玉ひければ、答につまりけり。その時日蓮の再誕、何ぞ此等を會了せざるべきと詰問ありければ、彼僧屈伏して、日蓮の再誕と申は、身すぎの爲なる謀計なりと白狀す。直邦公さもあらん。しからば外の罪科はなし。僞事を云ふらしたる計也。其罪を謝せんとならば、今迄再誕と云たる家々へ行て、再誕にあらず身すぎの爲の僞也といふてまわるべしと宣ひけるとぞ。

一同公御內證困窮にて儉約の事あり。家老共罷出、御家中借用可ㇾ被ㇾ仰付ㇾとの事なり。公、聞しめして儉約は尤なり。家中の難儀はいかにとなり、家老共さなくては不ㇾ叶よしを申。公、聞し召てぜひなき事也。借り米可ㇾ申付ㇾ。しからば我等も一汁一菜にして、隨分自分の儉約難儀をなされんとなり。其

後三年程過て、今もつて御不勝手故、借用御家中へ御返し難ㇾ被ㇾ成と申ければ、然者汁計にて此以後膳を出せとなり。家老衆御老年の上と申、せめて御膳の上にて成とも、御保養被ㇾ遊候樣にと申ければ、さにあらず、我はもと輕きもの也、憲廟の御恩によりて、かく歷々にひとしく成りぬ。家中の者は、憲廟よりあづかり奉りしと思ふなり。其家中の者を養ひ難きなれば、我もとの輕き者に成て、せめて、憲廟への申譯なり。かく身もち食物等をなすが、もとの輕き者になる也と、仰られしとぞ。

一黑田公死病に成ぬる時、將軍より人參を被ㇾ下。此人參は御物にて三本ならでなし。ほそき大根程もありなん。誠に人躰のごとくなるとなり。此内一本を給わりければ、公辭して宣ふ。我身此人參あい侍らず。か樣の奇品天下の寶なり。かゝる寶を費し奉りても、わづかに一日か二日も生延候より外は有間敷候得者、御寶の物を費し候は、我身にとつて一日二日の爲には、勿躰なく奉ㇾ存とて返上ありしとなり。

一酒井讃岐守忠音、未修理大夫とて大坂御城代勤られし時、大坂大火にて衆人御城の方へ退きぬ。御城内へ入ざれば燒死する期に成たり。忠音家士に命じて、城内へ人の入ることを許さしむ。人の通る事を甚禁る門有しを開きて、衆人を入らしむ。門をあけるとき、初めに入たる者を一刀に斬殺さしむ。衆人に命じて傍見するを禁じ、地のみを見せしむ。右の殺害に恐れて、衆人仰見ものなし。兩方に鐵炮をならべて、切火繩を以守しむるに、恐れて少しも足元の外を、見るものなくして通行せり。一人を殺して千萬人を助く。權道にひとしかるべきとの稱譽なり。其火鎭りて後、御藏に貯ふる所の米數萬を散じて、衆人に頒ち與へしむ、大量の人也。江府よりも老中連名の感狀を被ㇾ遣。

一土岐丹後守賴稔　京都所司代の時、法皇崩御し玉ふ。玉躰を拜し奉り度と云、堂上にていなみけれども、關東の御名代に候とて、右之段申上、相濟ければ水をあびて拜せしといへり。

一土岐公、嚴なる人なりしこと右の通りなり。しかれども公家衆など貧窶の時は、御藏金など出して、

かし救われけるとなり。其外取捌等甚宜く、禁庭にも感じ思召ける程に、御老中被ニ仰付一關東へ下られける。宸筆の御短冊御硯箱など被レ下。近代なき事なり。右の品どもは手前に置事勿躰なしとて、御城へ被レ献しとぞ。

一土岐公の息伊與守、江府にあり、鑓術を家士に學び玉ふ。右の師と仕合の分附をして京都へ遣す。丹州公の機嫌のよからん事をおもひて、豫州公の勝身を多く記して見せたり。丹州公曰、去年下向の時、伊與守鑓をみたるに、かゝる程に上達して、勝身かくのごとくなるべきにあらず。是は師になれるものゝ鑓の下りたる成るべし、懈怠すべからず精出し候へとの、家士へいひ渡したるなり。

一土岐公、御老中になりて江戸に居給ふ頃、奥へ表の者の紛れて入りしこと有。酔ふて前後を亡じたる者なり。丹州公へ此段申上ければ、酔のことなれば、其者咎におよばず其通りなり。しかれども此以後、かのもの酒に酔ふても、奥へ入ることあらば法に處すべし。又外の家中のものも、此後酒に酔たるとて奥へ入らば、是又法に處すべしといわれけるとなり。

一京都にて公家衆、忍びて島原其外遊びに行事おふかり。何程に制法ありけれどもやまざりけり。其時の所司代松平紀伊守信庸公是を聞て、公家衆夜行あれば、町々より挑灯を出させ、自分の挑灯をも出させ、公家衆の夜行あるを、崇敬守護のやうにしなしける程に、あまり急度のあいしらひに、忍びありく事叶わずして止けるとなり。

一文廟の比にや。近衞殿具足をおとし玉ふ事あり。御老中小笠原佐渡守聞て、拜見を願ひければ見せ給ひけるに、直に預り奉とて、再び近衞殿に奉らずと也。公家衆の具足の用に立事有は、以之外の事なりといわれけると也。それより程なく眼病にて致仕せらる。峯雲といふ。近衞殿は文廟の外家なり。

一山名因幡守殿家にて罪ある士ありしを、上意討に云付らる。上意打といふは、役人列座へ其者呼出し、ケ條書を以て讀聞せ、右ケ條の文よみおわりて、右の罪によりてと讀所にて、抜打に打事なり。右の

者は初太刀をうけて、居ずさりて脇指に手をかけゝるを、畳かけて切殺せりと也。諸家中のものも皆出座しけると也。是は右の罪によりて死罪とも讀時は、覺悟して切にくし。去る故に ヶ條書すみて、右の罪といふ所にて討事なり。

一新庄家にて出頭しけるもの、重料によりて死罪に行わる。下屋敷にての事なり。乘物より出る所を繩を掛たり。時に彼罪人さるものにて、殿樣の御紋付を着申候に、御紋に繩かゝり候こと恐奉ると云しとなり。夫故に小刀をもつて五所の紋を切拔けり。扨是もヶ條書をもつて讀きかせ、右の罪によりてと云所にて斬罪す。これも死罪とまでよむ時は、云譯などいふて、めんどう也とての事なり。

一家々に法ある事一ならず。尾州の火、紀州の門、水戸の井戸と云。尾州家にては有明の火といふ事ならず。夜の燈火も四ッ切なり。四ッ打と家中をふれて火をしめさしむ。四ッ過て目付の廻りあり。若燈見ゆれば過料いづるなり。紀州の門は出入の吟味甚嚴也。浪人は門內へ入事をゆるさず。水戸家にては、若井水にて足にても洗へば過料出るなり。水戸は門より入ことは搆ひなし。出るになりて甚だやかまし。又駈込ものは門へいれて、何のせんぎもなく死罪に行わる。追手などかゝる者、命を助からんとて門へ入て、却て命を失ふ事なりと。

一予幼少の時、父の許へ高野より來れる淨土双六有。上りを佛になし、左ぶしよ、右ぶしよ、等覺妙覺と云を上りを列し、其下地と云より十地迄有。其下二三段は悲相天、非悲相天をはじめ三十三天のうちの名有。夫より下は仙人天人の類、龍王の類、段々下は中有、六道ありて、第下段は叫喚、大叫喚、焦熱、大焦熱、無間、永沈、等活、舂耗、黑繩、閻魔なり。紅蓮、大紅蓮はなかりしなり。不ㇾ殘楷書に書て、案は黑檀にて南無分身諸佛と、漆を以て大師流の眞にて書たるなりし。一間四方程もありしなり。今世灌頂をうつと云是なりと云說あり。予が幼少の時翫びし化物双六、美人双六も、南無分身諸佛にて、わり合は右の淨土双六とおなじことなり。今世此類の双六すたりたるにや。幼年の者の翫

ぶを見ず。

一今世にても、奉公人の役替の同格の所を、あなたこなたと轉役するを、天めぐりと云は、右の淨土双六より出たる事なり。天より天へめぐりて、さりとは同位にて埒の明かぬ事にてありし。しかし佛書によれる故に、悲相、非悲相よりは地獄へ落る塞の目ありしなり。

一右の双六の乾闥婆は、琴の類を持たり。頭の所へかゝれる龍のごときものありしと覺ゆ。今思ふに、是や蜃なるべし。蜃氣樓をば乾闥婆城ともいへるなり。

一和訓の事說々有ども、臆說鑿說のみおふし。先は往古少くして、一語萬類へわたれる多く見ゆ。漢朝も往古文字少くして、借用せると同じかるべし。たとへばめぐす會合、めぐむ惠、めぐむ芽、むつがる、むつかし、いまだ未、まだき未、めんとうしい、まだるい、あま天、あま海、あま人海人、そら天、空、虛、うそ誕、たはれ戲、同じ此類あまた有。盡く其言語の轉ぜるなり。考べし。理をつけて云は、後人の說也。かわも河也、かはるの訓は鑿せるなり。此類漢語より出たる語も多し。又日かりは日をかりると云事なりとなり。一字訓は、往古よりの事にて、よる所知れがたし。無理に義理をつくるは、六書精蘊の無理に文字に道理をつくるとおなじかるべし。文字も諧聲過半に有て、其音によれる計なれば、其元はたゞ相印シなるべし。象形のごとき和訓にもあるべけれど、是またゑがけると違ひて、訓にのみいひならわしたれば、古きは考がたかるべしや。唯和訓の上古に少なく、假借通用せるを第一と思ふべし。

一めづらしい、めづるも轉用なり。目出度も同じ事なり。珍重をたからかさなると心得て、めづらしくおもふと云は、惡しといふ人あり。臆說なり。珍は目出度と通ず。重はおもきかた、和訓まされるに似たり。

一津波は旋浪なり、と靜齋先生いへり。旋風の類也。旋といふはめぐるなり。旋毛をつむじ　も、つじと

も云。頭をつぶりといふも、旋毛より云成べし。まい〳〵つぶり、かたつぶり、こまつぶりなども、おなじくつぶりと云は、丸くしてめぐる故也。王子もつぶり子といへり。日本紀に圓(ツブラ)の大臣有。

一あたまは、あは發聲なり。玉なり。つぶりともいふ。

一能は亂舞堪能の畧言なり。三番叟も三かわり也。また般若といふ面は、鬼女のことをいふに成りぬ。黑塚のうたひよりの名成べし。

一五十年前後、長崎にての能畫は、若芝、若元なり。若芝は長崎にのみ居て、わけて佛釋の繪に名有。河村若元は江戸へも來りぬ。披麻皴(ヒマシユン)の繪にてありし。二十四孝を書きて、玄輔の人名をしるせるを見侍りしは、幼少の比成ければ、精妙に覺へ侍る。其内に大舜の繪に、白象黑象をゑがきける。その比は和繪の象のみを見けるまゝに、いとあやしと思ひけるが、後に眞象のきたれるを見て、實もと思ひ合せたり。王袞の繪の雷の形、面は豚にて、手に槌と斧の小なるを左右に持たり。蓮皷もありぬ。論衡の說と、又豚のごとしと云說と、雷槌雷斧の說によりたるすがたなり。

一喧嘩といふは、聲高にやかましきことなるを、今は鬪爭の事になりぬ。喧は劍とおなじひゞきより取違へたるなり。關東のものゝ氷のふりて田畑を損じたるを、氷亂と云也。是も古への兵亂のひゞきよりとなへ來れり。

一やかましき、やは發聲、かましき也。かまとは今いふやかましき事なり。源氏に見ゆ。

一世諺といへるもの、さりとはおかしく、いとよく云なしたるものなり。箱根からこなたに、やぼと化物なしといへる、實さることぞかし。東城の大都會、幼年よりしてさま〳〵のこと、聞なれ見なれて、浮華の風をなして、其風より培養せるなれば、性愚の者にても、おのづから物事にわたること有て、田舍の朴質にあらず。また妖怪の事は、人氣甚熾なれば、陰欝の凝ることなし。淺草の觀音堂には、妖怪の有事、東鑑にも見え。其後も噺傳ふる事ありしが、今や天下第一の繁昌の伽藍にして、その事

ありとも聞へずなりぬ。

一いなかの文字、田舎と今は書り。古きものには、夷中と書たる有。華夷をわかてるやう也。

一きうじと云字を、給仕と書り。古へのものを見れば、宮仕と書やう也。みやつかへと云る和訓を、音になしたるなるべし。

一佐藤五郎左衛門語りけるよし、上州厩橋にての事なりしに、殺生を常に好みて、毎日々々に山へ行て猪鹿など打て樂とせり。甚にいたりて、三年がほどは宿にいる日とてはなく、毎日山へ行にけり。山に鹿小屋をかけて、夜をまたおもとせり。或時常に連ける草履取を連て、かの山の小屋へ行て鹿を待けるに、其夜しも暗にてあるに、少しの物も見えず。夜半の頃に成て、かの侍、草履取に云けるは、今夜はいさゝかの得ものもなし。いかなる事にや。いと淋しく覺るなり。今夜は空く歸らんといふ。草履取もいと淋しく覺ゆるなれば、かやうの時には、何もあるまじ先歸り候わんとて、兩人歸支度をしけるに、山の奥よりざわ／＼となるをとの聞ゆるまゝに、見やりたれば、大きなる火の玉、かの小屋に向ひてころび來たれり。闇なりしに、其火のあかりにて、虫の這ふも見ゆるばかりにあかくなりぬ。兩人きつと心付あひて、かの主人、とがり矢をつがひて射たりければ、火の玉にあたりて、鐵丸などを射るがごとき音して、火も消えてまたもとのくらやみとなりぬ。兩人かゝることありては、得ものいよ／＼有まじとて、連立て宿へ歸りけるに、家内の者兩人を見て、甚うろたへたる體にて、しか／＼挨拶もなし。はげしく物いひかけたれば、御袋様怪我被成たるといひけるゆへ、母の部屋へ行て見たれば、屛風を建てうめきいたり。其かたわらに、かの山にて射たりしとがり矢建掛て有。血しゝりぬ。彼侍、草履取と目くばせして、屛風押倒して兩人にて強く押へければ、暫くはうめく音しけるが、音なくなりたれば、屛風をのけて見けるに、衣着計にて何もなし。家内 者を尋けるに、一人も家内の人なかりしとなり。奇怪の物語なり。此事を道方評せられて、常に殺生にのみ心ありて、山にのみ心有て、

家内に心なし。それゆへに山中の氣こなたへ入て、家内の者はとくに失ひたるなり。其夜はかの主人を亡さんとしたれども、勇氣にくだかれぬ。あまりに物を好みて、魂をうばゝれたると評せられし。

一木下順庵叶韻、井貞徳談の事、塵垢嚢に記せり。

一明智軍記の事も、塵垢嚢にしるし置けり。成程此比見侍りしに、九十の巻専要のものと見へ侍る。心をつけべし。

一當時殿の字を尊稱のことにのみなりて、間所の字とはしらねやうに成りぬ。浴室を湯殿といふ計ぞ、皆人云事なり。湯殿、源氏物語のは浴室なり。つれ／＼草にあるは、今の臺所也。籠殿と誰も云物なし。納殿、今は轉じて納戸といふにはなりぬ。

一まむしにさゝれたる時、早く金をつくべし。毒氣を吸て底へいらしめず。信州にて其效驗ありしなり。其上にて療を加ふるに治し安し。毒氣の熱によりて、金はひしと付てはなれぬよし也。

一予十歳ばかりのころ、古錢を好める事ありて、懷中せし錢を、其比五十歳計りなる士の直江が、金錢をだにいやしめけるを語りたりしなり。夫より人に見するにも、懷中する事なかりしなり。

一薩州の大守は頼朝の末なり。畠山重忠烏帽子子にして、忠久といふ。本多の次郎近恒をつけたるとなり。夫故本多は薩州の古き家筋なり。後に重忠亡て後、重忠が子孫も薩州へ行て仕へたり。しかれども規式の時は、本多は左の一座、畠山は右の一座なり。畠山は本多を郎等筋とて座論有けれども、薩州のはじめよりの家故、本多が左の一座なり。鎌倉武士の末は、今に薩州に殘れり。梶原も高家にて中之座の先手とやらんなり。北條の末は種ケ島彈正也。紋所は鱗形なり。薩州具足祝に出る時、雨のはたと云有。又八幡大菩薩と書たる旗あり。文覺の手也。雄偉なる筆勢なりとぞ。靜齋先生の談也。

一鍋島公の領分肥前の國に、□□□(缺字)と云寺あり。代々中華經山寺の直末なり。開山は□□□(缺字)の直弟にて、衣鉢をうけたる也。二代目を神子和尚と云。是安德帝なり。于ゝ今寶劍あつて、幾重にも包みて有。

雨乞の時包しを、餘程解て祈るに、奇妙にしるしあり。珍説なり。靜齋の談也。畢竟平家物語は、傳聞の儘をしるしたるなり。日本に史官のなきゆへなり。又異本平家物語に、城中の次郎兵衛、但馬に隱れて召捕れたることを云たるに、なるほど其說、但馬へゆきたるものゝ說あるとなり。大佛供養の事、謠には景淸と作れり。また大草子には、忠光と書たれど、異本平家物語には、さつまの中務と有。其外平家の殘類の亡びたる事、異本平家物語には、はせ六代のところしるしてあり。予右の書を竄見せる儘にしるす。

寬延元年戊辰八月　　　烏江正路誌之

異說まち〳〵　巻之四

一松平伊豆守殿夜話に、學文の咄有レ之、其比小幡勘兵衛とて、武田流の兵法を御旗本へ敎へ、是を不レ聞者なし。又熊澤次郎八と云ル浪人、陽明流の學を勸る人あり。是も御旗本へ殊之外時花志あり。是を不レ聞者なし。伊豆守殿被レ申は、人のこゝろ皆飛越て、自分の事は指置、人の事批判するもの也。それは一ッも身の益にあらず。口を聞たる迄のことにして、結句人柄あしく成もの也。去ば信玄は名將たりといへども、終に天下を取給ふ人にあらず。忝も、東照大權現古今の御名將にて、今におゐて御子孫御繁昌、天下太平なる事、本朝は不レ及レ申、異國にも珍敷程の御名將也。御仕置御法度の義能習ひ守は、當時の御用にも立べし。入ざる信玄の兵法を覺て益なき事也。惣而人毎々異國戰、日本にても久敷戰は、太平記類の事は面々しりたる多し。夫より近き權現樣御一代の御戰をば、大形はしらず。是みな近事を捨て遠き事を知たる類也。信玄の兵法を習はんより、權現樣御武略、四書五經を聞より、御代々の御家の御法度を知たる人に聞給はゞ、指當て身の德と成べし、と常に被レ申し。

一重之公仰に云、印大の革は血どめになる。疵の口へ押當れば血留る。唐もの極品の青磁の器は雷を避ると。瀧澤現成談。

一同公出石の城受取候節、御髮月代被ニ仰付一、且中小姓衆中へ御酒被レ下候。皆々面は赤くて善く青みて惡しと被レ仰也。右小栗儀兵衛中小姓の時也。

一日光賴朝の堂を下ゲて、大猷院樣の廟を上に建給ふ。高野貞壽の說。

一廣之公、急成御書物被ニ仰付一候節、御右筆に隨分靜に書と被ニ仰付一。

一同君、丸橋忠彌詮義之節、孝經を以て相濟けると。但忠彌にはあらず。戸次庄右衛門也。孝經を以て

詮義相濟けると、大久保伊七物がたり也。庄右衛門は母へ孝行のもの也。

一廣之公、御着用御小袖のゑりを、紙にて御包み被ㇾ爲ㇾ召。但人々へ被ㇾ下候御小袖ゑりのよごれぬ様に御意のよし。

一小堀權十郎殿は、小堀遠江守殿の末孫也。兩御番にて能書也。又御番衆在所にて、棚橋の板一枚木目の宜敷を額に權十郎殿へ賴む。權十郎殿右之板を所望す。右の替りには卷物二ッにても望べきよし、御番衆かきもの所望す。棚橋の板を權十郎殿へ遣ける。其後蘭奢待の名香、方々へ買求る人々有り。棚橋の板は蘭奢待也。此沙汰等有ㇾ之に付、兩御番を退て小普請に成る。但し小堀を淺井と稱す。右土方丈右衛門談也。

一濟松寺の森より早稲田目白の邊へ、夜々光り物有。人々不審す。濟松寺の僧の所爲也とす。寺社奉行吟味有ㇾ之。僧云、近き内に濟松寺の地藏の開帳をし、此比の光りもの奇特と人々信仰にさせ度と云。御奉行云、此事は山師のあざ也と、僧云、昔より地藏觀音の奇特は、惣而同じ事也。今時地藏並に濟松寺の不運と也。

一諸木の枯んとするは、地の上より五寸の上灸をすへてよし。村上松因談。

一朔日は日の初とす。十五日は月滿て初とす。昔より日月の始とす。又、台廟の時より廿八日は、廿八宿の星の初とす。寬永日記にあり。

一（室町日記也）關白秀次公相撲御覽の事。西岡の住人に突春といふ相撲あり。白布を三重に廻して強くしめたり。岩根之助は防(セキ)なるが、茜の下帶二重に廻して引しめたり。正路按ずるに、豐臣氏擅世の比、花者まことにたとふべき物なし。然共相撲取共の犢鼻褌に、純子の類を用たるとは見へず。當世の裸形に純子類を用ゆるは、いかにしたる事にや。

一阿蘭陀人有て、日本の女に戀慕す。通詞の者ふるひの髪の一本を遣す。其夜の八ツ過に、なげしのふる

ひはつたと落る。夫よりおき上り〳〵して、おらんだ人の寢所に行しといふ。

一高木右馬助、十四五歲の頃馬ゐ責けるに、馬いつさんに駈るを、右馬助、松木の枝をとらへて、兩の股にて馬を挾み上けると也。

一森美作守殿家來高木右馬介、松本三平、河端八左衞門、三人の大力なり。又船頭の大力ありけるが、右馬介殿大力にて、我等が腕をねぢてもらい度と自慢しけるを、右馬介聞て、船頭の二の腕を心安く三五度ねぢ廻したるとぞ。右馬介大力を被レ爲レ聞、叡覽に入候よし。

一右馬介浪人して居たる時、紀州公より何人働を致し候半と御尋有しに、右馬介答て、大手にても搦手にても、私一人にて大石大木を以て、何萬騎成共死人の山つき可レ申候由、紀州公公儀に憚り有不レ及レ被二召呼一とて、則扶持方百人か五十人か被レ下候よし。

一右馬介姉は大力なり。右馬介が藪之内にて竹を根ぬきにしけるを、姉が云、右馬介が腕の力がたまらぬとて、竹の根を竹の子のごとく引ぬきたりとぞ。

一右馬介が子源之進、子供の時火箸を勸進寄にす。みな〳〵叱りて元の如くす。右馬介が姉云、右馬介子供の時、火箸を勸進寄にす。是は元の如くす。源之進は元のごとくすれども、たるみたりと、源之進が力はおとりたりとぞ。

一源之進狼をとらへける、是は地へ穴を掘て木の格子の如くして、我身はその穴の底に居て、狼をとらへたる事を咄す。右馬介云、誰にても致すべしと。源之進云、狼は早くて追ふべからず。右馬介云、わかき時は、狼は二間程飛を、我は三間程飛てとらへたると云。

一源之進、本多吉十郞殿へ被二召出一目見之節、子左幡は碁盤を差上る。十一歲なり。次男小膳は將棊盤碁盤に三匁五分鐵炮を差上る。九歲なり。源之進は竹の大サ三寸五分にして、兩竹を左右の手にて節をこめたるをひしぎける。五十目の蠟燭を、碁盤にて一ッにてあふぎけしたると也。

一牛鬼といふもの、出雲の國にて□□（缺字）といふ所に有。山陰に谷水の流ありて小さき橋あり。雨降つゞき濕氣など深き時は、夜此橋の邊りにて牛鬼に逢ふ也。其あふたる人の物語に、橋の邊りに行懸りぬれば白く光るものあり。ひら／＼といくつも／＼出るが、蝶などのやうに見ゆる。扨其橋を渡らむとするに、其光り物惣身にひしと取付ぬ。衣類にも付て銀箔などを付たるやうに見ゆ。驚きて手にて掃へども都て落ず。邊り近き人家に馳入ていかゞせんといへば、主ジ夫は牛鬼に逢給へり。せんやうありとて、いろりへ柴薪などおふく取くべて、前後となくあぶりぬれば、いつきゆるともなく消失ぬ。いと怪き事也と、鵜飼半左衛門といふ者語りき。雲州人。

一藝州の湯淺治左衛門といふものは、熊野の湯淺の庄司か嫡孫也といふ。〔割註〕淺野光晟、紀伊の太守たれば、さもあるべき事と思はる。」其家に大塔の宮の御鎧を傳へ持たり。甚靈異有と也。治左衛門家にとゞめ難くおもひければ、土佐守殿へ願て預ヶ奉りぬ。〔割註〕治左衛門、淺野因幡守分地配當の時、附人とて三治に來る。式部少輔の代を經て土佐守迄勤居し也。」虫干抔にも治左衛門麻上下にて着し取扱ひける也。治左衛門死して、其子（名忘失）甚愚にして家督を繼ぬ。或としの虫干に、土佐守殿、かの鎧見給ひて、殊の外大ぶりたる鎧の、しかもいと重げなれば、着して見ばやといはれけるを、側の人々留めけるをも聞入られず、豪氣なる人也ければ、頓てとつて打著給ひぬ。兜をいたゞき忍びの緒をしめんとし給ひしに、手振ひ舌こはりて物言ことあたわず。やう／＼と最早とれといはれけるゆへ、湯淺立寄てぬがせ奉りしが、顔色も土のごとく成て、程經て御免ッ給ひしといふ。

一奥州白川にて川口茂介、（松平大和守白川の城主たりし時なり。）居間の庭に雉子の雄ひとつ死て有しを、朝に起出て見付ぬ。なにの疵もなし。扨は狐の取たるを落したるらんとて、頓てあつものに作りて、同僚の士一兩輩招寄て酒盛しつ。夜更る迄皆々うたひ舞て、扨歸らんとて出さりぬ。一士茂介がやしきの裏手を通る、雨ふりければ傘をさし木履をはきて、たどり／＼行けるに、向ふより怪敷火影ちら／＼と見ゆ。能見

れば茂介がやしきいうらの塀へ火をさしぬ。火付也ござんなれと思ひて、木履をぬぎ傘を捨て走りかゝりけるに、いづく共なくかひけちぬ。火は塀へ燃付ければ、火事よ〳〵と呼はりけるほどに、人ども大勢出合て打消しぬ。是は正敷狐の仇をなしけるならんといひあへり。夫故に赤飯をたきて加持しける。祈禱者の云、赤飯のへき板を近所か遠所へやりたらば、又祟りだすべからず。但へき板おくところ、もとの如くでは、祟りなすべく候とて加持しけるに、一町の藪にへき板みぢんになして捨けるを、祈禱者見てたゝりはなく候也といひけるが、其後何のこともなし。狐火はものをやかぬよしいへど、怪き事も有と、靜齋先生語り給ひき。茂介は先生の父成りける人也。

一重之公、但馬國出石の城受取を仰蒙せ玉ふ。明日城へ入せ玉はんとての夜、近き程に御宿陣まし〳〵けるに、城中の士湯淺鄕左衛門物頭微行して、御陣を伺ひけるが、御本陣に飛道具なきは如何なるゆへにやと、不審しく思ひければ、歩卒を殘置、御發駕のやうを伺ひけるに、翌日朝に成て、御本陣の内より鐵炮の類を繰出しけるを見て、鄕左衛門に告ければ、天晴御備立哉。すわともいはゞ、御近習の士共の、手づから放ち出さん爲成るべしと、感じ奉りしと也。扨御城へ入らせ玉ひぬる時、家老を初めて各御目見へ有り。鄕左衛門も其列に有しが、城の荒增御尋有しにも、自餘の者は一言も御答なかりしに、鄕左衛門進て一々に述ける。本丸はいか樣にやと御尋有しに、鄕左衛門御請申上る。辭色甚慷慨成ければ、所々にて守禦のあらましをも申上ける事、散じて後、能物なり召抱させ給んと仰出されけれ共、固く辭し申て隨ひ奉らず。舊君の御連枝なればと、小出家へ仕けると云傳ふ。「割註」出石城は小出久千代殿城主たりしが、夭死し給ひしによりて家絶侍るなり。」

一大坂陣に、島津薩摩守殿は先手を望む。權現樣仰には、其元は茶臼山にて見物可レ有と仰出されしよし。貞壽の談。

一或人云、信玄公は碁にたとへていはゞ生石なり。其生石を以て隣國に勝也。夫故隣國は信玄公をおぢ

あへり。又遠國はおぢず。又信長公は亂將にして、隣國へ賄賂をなす。又上方並に遠國にておぢあへり。信玄公は生國也。信長公は碁を打廻して、方々へ取廻して亂將也といへり。

一友田金平といふ大力有しとぞ。其者鑓長刀、今大坂の櫓に有り。松平因州公の彼御城守らせ給ふ時、土用干の時見たりと、彼家の士憔に語りぬ。鑓は鉾の如く柄も莫大也。長刀も常ならぬもの也。長刀は南無妙法蓮華經をほり、又

　咲ときは花のかすにはあらねともちるにももれぬ友田金平

とも彫置たり。又わかき時は、常陸様に御奉公申、友田金平とも兵助とも申候と、ほり置たる由語りぬ。名高き武士也。終に單騎の働を見聞せる事なし。是を擬して坂田金平は出來たるとかや。

一木乃伊は人にあらず。とかく松やに也。それを何か生類を加へて、練布をきせてしめるならん。松やにの證は、藥毒痰を治す也。前方大江山にて盜賊共が似せて拵ふ。御法度に成し也。廣澤談。

一合歡木は血の道の藥に入るもの也。不寐の症に、合歡木にて神闕へたゝけば、寢入るとなり。

一產にへら親と云事、公家衆へ先年廣澤先生問れけるに、堂上方には曾て無レ之事也とぞ。三河の國風也とぞ。

一康賴入道の寶物集に、打出の槌の寶は、時の鐘に聞時は、どこもなくなりし由と書り。又松平伊豆守信綱公の仰には、打出の槌は鍬なりと仰せし也。

一中興風俗志曰、昔は用事の手紙取替し稀也。使にて口上を濟し、女中方も同じ。大方下女使也。近年は口上にて濟事も、書狀猶以て上封じ迄致し、夫故紙高直に也。半切など曾てなし。八十年以來半切紙出る也。正路云、山鹿氏は少々の事も書付を用。

一公家衆書物など見給ふに、是まで見たる所とてしるしに、しをりといふ物を入置給ふ也。しをりは山人の深山へわけ入時、道のしるべとして、木の枝を折て、又行道のしるしとして歸る道をも知ると也。

枝折と云也。その心にてしをりと云也。
法あり、長サ五寸程、幅九分計りにや、下に房二ッをつくるとなん。夫を見かけたる書物の間へ入置也。

よしの山去年のしをりの道かへてまた見ぬ奥の花も尋ねん　西行のうた

栞と書なり。正字通、栞ハ道識記也。

右栞と歌袋の事、田安より御尋にて、羽倉齋宮吟味して上たる也。歌袋の事、是又法ありて、引合紙也。塵垢袋五。

一寛永には、何時にても麻上下也。裏付上下は中古よりの事なり。右大森古彦左衛門物語之由、遠山庄九郎咄。

一太閤の曰、井に釣瓶落しに、何も無く釣瓶を揚る事如何と。神君の宣ふ。大人數を以て井へ大分の水を汲入れて、その釣瓶を二ッの指にて引取候半と、太閤曰、此おもむきは、我と同樣なり。我沒後は天下の主には、神君と仰られけると也。貞壽談。

一雨森東五郎、朝鮮に在番して虎の吼るを聞り。壁など落、磁器はヒヾキの入やう成ことと也と、靜齋先生咄也。因に云、虎は犬を食ひ醉ふ。犬は虎の酒なり。猫は始て鼠を喰時、始て耳のこぎりのごとし。虎は始て人を喰時、初て鋸の如し。

一有德院樣、孔明、正成、大石內藏助。

三幅對の繪に仰付られしと云。林新平の談也。有德院樣御治世の時分也。其比佐藤五郎左衛門、大石を誹りたる說を信じたる事なれば、不思議に思て居たるに、靜齋先生に逢て高論を聞て、始て、台旨を感心したり。

靜齋先生四十七子論適文アリ。

一春臺翁、廣澤先生と書を往復して議論あり。春臺再復を裁せんとする時、徂徠先生の云、廣澤は虎デゴザル程に、公か輩敬て避たるがよいと云たる故、復書をやめたりと云。

一徳川に過たるものが二ツァル。カラの頭に本多平八といふ歌あり。カラノ頭を雅樂頭也と云說あれども、さにては無し。此時分、酒井は雅樂之助なり。

一徳川記に、唐の頭に本多平八と云狂歌の、カラの頭は本多家に有といへり。然共松平越前守殿の御家に、唐の頭の冑あり。是は、東照神君より御相傳なりと云は、やはりこ唐の頭なるべし。松本彌八郎談に、三河守殿の時分、其冑を見たり。毛長キ事九尺計り也。又うつしの冑あり。是は眞のよりは毛少し短し。見事なるもの也といへり。

山中氏云、親しく彌八郎談を聞り。童子切と云刀は、伯耆國安綱が作にて、源氏の重寶也。是も越後家に傳りて有り。虫干の時、正に拜見せり。狐付を落すといふ。

一廣之公、或夜に御夢を見給ひけるは、首を山の嶺に頭を出けり。その後、出頭し給ひたり。大猷院樣御治世也。土屋平三郎殿物語之由。靜齋先生之咄。

一寛文年間に新錢を鑄たり。寛ノ裏ニ文ノ字アリ。文之字を廣之公御直筆のよし。祖父小嶺忠右衛門の咄之由。

一明暦三年丁酉正月十八日、江戸大火事也。牢奉行石出帶刀科人□□(缺字)鎭火のせつ、下谷のれんけい寺へ可レ來と約す。如レ約來るゆへ、□□(缺字)え達し悉く免るす。一人違約の者あり殺レ之、世もつて美談とす。

帶刀常軒は風雅の名高し。母の愁にあひたる時、七日に七百韵の獨吟の歌をしたりし。又嚴有院樣御他界の節も、御追悼に獨吟の百韵をせり(か脱カ)とや。右の節御追悼の歌、

かゝる時ぬれぬ袖やはありそ海の濱の眞砂の天の下人

一久世廣之公御詠、

初秋　花に恨み袖にまたれて程もなく身にしみかはる秋の初風

十五夜　秋はなを今宵一夜の名なりけりおなし雲井に月はすめとも

一茶之會は、尊氏將軍時代、中興の夢想國師より禪法殊更はやり、御家門の面々禪學の爲に、每日天龍寺へ詣ず。國師爰におゐて、佛祖の金言一句ヅヽ、壁に書して、參禪の輩に示し、茶を點じて人々に給ひしより、茶の湯は、床には祖師の語を懸る事と成ぬ。其後東山義政、此道を潤色あり、維摩の方丈に擬し、四疊半の圍は初りしと也。畢竟情を世外の閑境に遊ばしめ、心に一點の思ひなく、本來無一物の理りを悟らすの手段とすとかや。

一富士山は一由旬也と拇の談。一由旬　四十里也。三百六十歩を一里とす。六尺を一歩とす。

一廣之公御兄君御歌、

　そこなはしけかさし我をたらちねのそたてゝ君に奉る身は

此哥は忠孝の心法を兼備て、愚兄よみ侍し也。予年來受用して益あるよふに覺候間、書付遣し候。身體髮膚を父母に受れば、是を一生そこなはじとおもへば、行住坐臥衣食住の三ッにつゐて、敬はざれば快からず。心は一身の主宰なれば、後世までもけがさじと思へば、假初にも不義を思ひ、不道をなす事能わず。此身心は天より受續、父母是を生じ、主君是を扶助し養ひ給ふ。依ㇾ之君父は思ひとしき故に、君の爲に命を捨恩を報ず。しかれば一事一念も、父母にあらずといふ事なし。主君にあらずと言べからず。

延寶六年五月十日　　久世氏大和守朝臣

一先年那須遠江守殿御出之節、廣之公被二仰下一、御先祖與市宗高、西海にて名を揚給ふ。其節の武具殘り候哉と御尋あり。其節の鎧、代々持傳へ候との御挨拶也。いつぞ御持參候へ、拜見可ㇾ申と御約束也。卽御持參之處、御一覽有て被ㇾ仰候には、具足の背に環有ㇾ之候。是は往古之威様にて、藤原氏の士、皆附申候。藤原環と申候。可ㇾ爲二御存知一と被ㇾ仰候へば、申傳無ㇾ之、初て承り候と被ㇾ仰候て、遠州喜悅にて

御歸候。

一日本路五十二里廿八町六反を爲二一度一ト、アンジの說なり。アンジは本西洋の者にて、元和年中にヤヨウスと云者と兩船にて來り、後は江戶に住し、三浦安針と名を被レ下候。

一白玉翁雅筵集に、狂歌は、男女の衣冠をすこし肩をぬぐと同じ。落首は白衣とおなじ。

一白石先生云、東海談に〔蓬萊〕は日本也。〔方丈〕は八丈也。〔瀛州〕蝦夷なり。

一重之公、御鎧着初させ給ふ時、廣之公御歌、

さきかけてかつ色見せよ花鎧着初て千代の春を重ねよ

一いざよひの日記、阿佛作、定家卿の娘、爲家の室也。風になびく、家隆の添削なり。

するかなる富士のけふりの空にきえて行衞もしらぬ我おもひかな　西行

一富士山、此山唐土にも隱れなきにや、後周の義楚法師が六帖を見れば、富士山一名は蓬萊といふ。其山峻くして三面は海、一朶上り聳ゆ。頂に火烟ありと載たり。五百年前までは常に山の上に烟立登し由、阿佛いざよひ日記に、ふじの山をみれば烟もたゝず。昔し父の朝臣に誘れて、いかになるみの浦なればなど讀し比、たふつあふみの國までみしかば、富士の烟りの末もたしかに見へし物を、いつの年よりか絕しとゝへば、さだかに答る人だになし。

誰かゝたになひきはてゝか富士の根の烟の末のみえす成らん

と、阿佛のよみたれば、阿佛一代のうちに、けぶりはたへたるとみへたり。

一廣之公、初は三四郞樣と御一所に被レ成二御座一候。夫より代官町御屋敷、夫より梅丸下なり。

一菅神の眞跡は希世のもの也。筑前の安樂寺に有。

離レ家二四月　落淚百千行　萬事皆如レ夢　時々仰二彼蒼一

二幅對なり。行草にて字は飛白にて、點は鳥形の草也。

硯の銘　　特進通茂

一神代の昔、人の國の古へもしるしとゞむる事なくば、末の世にいかでか知べきと思ふにも、硯といふものぞ、またなき寶なるべき。唐にも青州、絳州、龍瓦などいひて、こゝかしこ古き渓遠き嶺より求めて、様々もてはやしたりとみゆれど、それとさだかにとり傳ふる類ひは聞へずなん。こゝに前橋中將、羽衣といふ硯をもたりしが、卑詞を加ふべきよし申送らるゝを見るに、此國の物にもあらず。其色むらさきにして絶世の珍器なり。彼端渓の山半の石は是にやと、ふりにたる姿なぞ、世守かぞふらん壽も見へて、今より此家に傳らん行末さへ、又いとはるかなるやうに覺へて、つたなきことの葉をつゞり出侍りぬ。

幾千とせなつともつきぬ齢にやかけてなたゝる天の羽衣　　散位通茂

一辭世、

さめにけり浮世の夢に見しやなに龍田の紅葉みよしのゝ花　　烏丸資慶

一御袖藥、

唐木香　三分　唐霍香　三分　益知　三分　甘草　すこし

合　四味、但甘草なくてもよし。三味湯といふ。

右二三度振出し用。其跡はせんじて用。風邪、しよくしよう、霍亂、その外何となく氣分あしく寒熱ありて、俄の煩ひの節ふり出し用。

一禁中にて菊の着せわたは、黄、赤、白の綿にて菊をおふと也。九日には着せわたにて菊の花を咲ば格別、いまだ菊の花咲出ざるは、着せわたを菊に擬して翫び給ふ也。

一大猷院様御代、遊行上人は尼を連れられ候由、依レ之、上人のかすみの衣きりの袖あまけはなれぬ空念佛かな。御歌被レ下候へば、直に上人返し。

水とりの水にすめとも羽もぬれす海の魚とて鹽しまはこそ
右其後は、世人疑ひ有とて、あま止候由。
一南光坊へ、守札は用立候かと御尋御座候得者、
　守るとも思はされとも小山川のいたつらならぬかゝしなりけり
と、歌よみ上られ候よし。
一日本にて紫を用ひるは、赤火黒水を紫色に成と也。陰陽を合するゆへなり。
一神を祭る時湯を浴る事、水は悪く、是も湯は陰陽を合する故也。水をあぶれば肌をぞつと覺ゆるを、
穢になるとなり。
一新古今は、花を以て撰まれたり。定家卿の氣に入ず。百人一首は實を撰れたるよし。松帆の浦は花を
詠ぜられしは秘歌也、と百人一首に有レ之よし。
一日本の二字を用たるといふ事、日本にては初めて天智天皇の時に用たると、東國通鑑（朝鮮の書なり。）則天武
后、倭國をいみて日本國とすと、中華の書にいへり。されど神功皇后の時、旣ニ日本國と稱せるに
や。
一羅山先生曰、戸川肥後守語て曰、朝鮮へ入時に、朝鮮の都より一里ばかり外に、麗奴と云所有り。河
邊に岩石多くあり。內に一丈計りの石あり、其石面に、高麗國は日本國の犬也と刻めり。其字大サ一尺
計り有て、深く（なる此カ）きり入たり。麗奴は釜山浦より九日程あるとぞ。世に云傳る神功皇后の三韓征討の時
にきざめるべし。
　右梅村載筆にあり。
一爰に予が數年の朋友に、藤堂玄蕃と云者あり。此もの、日比さかへて洛陽に有しが、世ハ盛衰の習に依
て、牢々して西國の方に住たりし。此逆亂の砌大坂に上り、予に一封の飛札を送りて云、我數年貴客

と朋友不レ淺、然るに此年月は西海にあり、良久不レ逢ニ面謁一。此度の逆亂の旨を聞、大坂迄上洛す。近日關原下向の志あり。一度拜顏をとげがたし。願くは中途へ來り玉へ、積る雜話を談じ度由、傳へ來るに依て、感涙を抑へ草津に至て再會し、四方山の物語などして、世の轉變を談ずる砌、玄蕃我に語て曰、古へは、ばくふ上將に仕るといへども、世の盛衰によつて、かく成行事力不レ及。重て後榮を期しがたし。今度奥州に下向せば、先鬪を心懸、一番に乘込、勝負にかまわず、打死すべきと思ひ定る所也。貴客は數度場を見給ふ人也。兵法の祕術もあらば語り玉ふべしと云。予答て曰、貴公如レ存、右府信長公の昵近に有し時、諸士の働キ手柄の道を聞はべりぬ。侍は打死を極め、告當を心懸る者は、相かまへて味方を遠くはなれ、かせぐ事なかれ。其上兵具は、物すきだてを用る事なかれ。輕キを第一とすべし。平場の勝負ならば、ほうあて、小手、はい立、脛當(スネアテ)をらんすをはく事なかれ。胴甲計りを着して働クもの也。或は組打、互に鎗を合する時も、自由に働ク事、道具の少なき所をよしと、常々功勇の人語る所を慥に覺へ候へき。其上姉川合戰の時、我重キ具足大指物を好みてしたりしに、姉川の退口の時、已に打死すべかりしを、戸田金左衛門に助られ、再びながらへかへる也。それを思ふ時は、相應せざる兵具は、無益也と思ふ所を、みづからしれり。相構て此心を忘れ給ふべからず。併シ世の轉變を見る時は、又身の轉變もあるもの也。命を全し高名を極め玉へと、夜もすがら語り明し、きぬ〴〵になれば、互に名殘の涙を流し、別れ〳〵に成にけり。其後思ひ寄ず、治部少逆心によつて關ヶ原合戰になり。玄蕃濃州にて打死す。その死ざまを聞まほしさに、方々へめぐりて能聞ば、合戰はじまる時刻、一番にかけ入て、島左近が郎徒内海と云ものを突倒し、手柄して立上る所に、左近が長男志與新吉助け來り、玄蕃を鎗付首を取上る處を、玄蕃が小姓走り來り、新吉を打取と也。哀れなりし事共也。其上、左近子共兄弟は打死し、左近は行方不レ知なると也。

右關ヶ原記　　太田和泉守記。

一貞享元年、諸家御感状御改之節、松平越前守家中より出はらい切三尺五寸月山の刀、日比其方望之由、唯今萬千代申傳へ聞、異國のくわうていは髭をきりてはいにやく。我朝の源公は嗣信に大夫黒を引玉ふ。嗣信にまさらん忠をや、いかで義經に豈おとらんや。とくにきかではら立候。則遣し候也。

四月十五日　大神君ノ御諱御判

やなだ鬼九郎殿

簗田彌次九郎參河以來御奉公申上、小牧御陣の節、月山御刀頂戴仕候。家來簗田太郎大夫と申者、曾祖父にて御座候。

松平越前守

右越前守より、公儀へ指上候寫也。彌次九郎御刀拜領之節、鬼九郎と名を御改被ㇾ成候由、萬千代は非伊萬千代なるべし。

一蒲生氏鄕より伊藤氏え返簡、

就ニ馬御用ㇾ預り使札披見、六疋相求進候。此内鹿毛芦毛は、拙者目利仕進候、於ニ御自愛ㇾは可ㇾ爲ニ大慶ㇾ候。偖々久敷不ニ面會ㇾ、咫尺不ニ相見ㇾ、則隔ニ千里ㇾ哉覽。殊に十ケ國隔領罷在候へ者、御床敷義中々絶ニ言語ㇾ候。然者貴所文學被ㇾ成候由及ㇾ承候。治世之時分珍重之思召立、奇特千萬ニ存候。御老父長州無ニ他事ㇾ申談候筋目、貴所不思議之好ミ非ニ一方ㇾ之條、不ㇾ殘心底不ㇾ憚ㇾ他申入候。野拙若年之比、南化和尚視奉ニ儒釋道ㇾ、共に時々得ニ尊意ㇾ、又西三條右府其外宗養（此間きれみへす。）といふ者申様、不ㇾ入事に心を盡さんより、家職に心を入られよと、參會の度々に被ㇾ諫候得共、若輩故、さのみ耳にも留ず打過候。然處、信長公江州觀音寺え御出馬有、先手ニ伊賀衆、二ノ番江州寄合勢來て、伊賀衆今日先手なるが、内藏助只一人此所みへかねて、拙者備ㇾ來伊賀衆、今日先手なるが、軍立足輕つかひ様、しどろに見へ

候得ば、城中より人數を出し懸、押桵ならば先手敗軍たるべく候。其方の備、西の山本竹藪に隱し置、先手崩れなば廻し過し、敵陣の眞中へ横入候はゞ、必可レ爲ニ勝利一。若無レ恙引取れば、伊賀衆に向ひ、跡をばくろめ可レ申と斷給ひ。殿し給ふならば、是以高名成べし。兩樣相違有間敷と申間、其意に任せ、西の山本竹藪の中に人數を入て相待所ニ、如レ案伊賀衆深入して、觀音寺の足輕に押立られ敗軍仕候間、横合に懸り候條、敵又敗軍せしめて候を、十四五町追打、三十人が首討取、信長公の懸ニ御目一候へ者、若輩なるが神妙の働きと御感被レ成、二字國俊の腰物拜領仕候。夫よりして齋藤内藏助が與見のごとく、武士の能藝は不レ入事と得心仕候。其後信長公御他界にて、安土へは明智彌平次打入候間、不レ及ニ是非一、信長公御妾衆廿人餘、我等親類同樣に日野へ引取候所、彌平次三千計りにて追懸候條、拙者手勢三百計りにて、六七度返合せ、無ニ異儀一日野へ引取候。拙者が武勇にあらず、忠深く存候故、八幡御助如レ此候。其後明智日向守相果、太閤秀吉御幕下へ參り、勢州神山の城、筑紫岩寂の城責落時、兩度ながら一番に責入、太閤の御感に預り、於ニ勢州松坂一十二萬石拙者差置候。木村伊勢守、同市郎右衛門父子を責殺由注進候間、會津より七日路の所ヲ夜晝三日に乘付、三尾の城を攻落し、其外數ケ所楯籠る一揆悉く撫切に仕、木村父子を引取候。其御感に會津者不レ及レ申、仙臺六郡信夫兩郡都合拾六郡、百萬石拜領仕候。其方父子之事も思召有ゆへに、其地大垣に被ニ差置一候間、自然天下に不過（本ノマヽ）、江州四ケ國近境之地候間、自然天下に不慮之儀出來候はゞ、太閤御眼力無ニ相違一御奉公可レ被レ成候事肝要に存候。第一家中之者に情深く、知行を可レ被レ下候。知行計りに一情を懸候はねばならぬ事に候。元より情ねんごろぶりにて、知行をとらせねば、いたづら事にて候間、知行と情と車の兩輪、鳥の兩翼のごとく候はねば不レ叶事に候。我身不辨を苦勞に被ニ思召一間敷候。家中摺切をいたわり給ふべく候。商人などこそ利潤を専に存候へ。侍は左樣の事毛頭御心にかけらるべからず候。當年の知行物成、來年の五六月に遣ひ拂候得者、一萬石は其秋出來候。年々絕ざる物に、士のもとは武勇なる

を抛置、武の譽さへ候へば、立身うたがひ無ㇾ之候と見得申候。來春者早々可ㇾ致ニ上洛一候。而上に猶可ニ申入一候。恐惶謹言。

五月十八日　　　　　　蒲生飛驒守

　　　　　　　　　　　　　氏鄕判

伊藤半五郎樣

○朝鮮物がたり

下總國猿島郡長須村七郎兵衞は、生國對馬也。宗對州公に相勤候節、□□(缺字)にしたがひて、朝鮮國へ行たりと云。

一朝鮮國は日本より戌亥にあたる寒國也。

一對馬より釜山浦へ四十八里也。又近道あり。九里と云。波あらくして渡船漂流す。釜山浦へ行には、半日程にて着船。歸るには一日程にて着。

一釜山浦より三里行て日本の城有。十萬騎の所といへ共、五萬騎の屯と云。矢倉はなく大丈夫の塀也。

一朝鮮王より日本の人に、右の城より三里の鷹場なり。

一右鷹場の所、每朝市をなす。靑首の鴨二羽を二十四文に買ふ。錢は常平通寳也。

一寺あり。日本と朝鮮の使者出合一ケ所、對馬守殿使者出合一ケ所、凶事の使者出合一ケ所。

右三ケ所役所也。

一和尙二人有。是は僧の口宣の取次をする也。

一朝鮮の人、日本の所へ來りて作事普請す。錢は遣し申さず。米を以て作料とす。

一釜山浦に日本と朝鮮と二ケ所有。渡海の人は大小を吟味す。大小寸法幷ㇾ銘を吟味す。

一昔は宗盛の侍七十人有り。今にては侍とも町人共つかず三百人程あり。人參を世話をやく者也。

一朝比奈三郞を神とす。

一朝比奈の末葉輕き官也。木曾判官と云。
一朝鮮國代替りの節、對馬守殿家老三人行之事、三番使と云。
一三番使參り候節、女の舞樂あり。官女と云、賓女とも云、結構なる裝束也。日本の朝廷よりも結構也。
一女の密通は死罪なり。仕置は役人大勢來り、其罪人を酒に醉せて、枕にて其首をけひきして切なり。大勢袖を傾てゐる也。切手もけひきを以て切也。袖を覆てゐる也。
一中官以上は、妻に男を逢せる事なし。又男に逢ふ事は心て逢事也。
一かろき者は、留守にては木戸口に申置歸る也。
一かろき者は湯をあびる事也。中官より手拭をしめしおいて身をふき候事。
一上官は、朝晝晚三度ヅヽ、兒性手拭を以て身をふき候事。
一日本へ渡り候兒性は、上官の子共也。日本を見物に見せ候事。
一兒性はかろき官也。
一朝鮮の都は、釜山浦より七日路なり。
一神功皇后三韓征伐の時、石に書付今に有。昔より石をうちわらんとするに、底に至りて文字同じ事也と云。
一馬は多く有。
一馬は赤銅沓也、馬の足の爪をとふして、沓をはかす也。馬の牧の島は三里の島なり。海上虎およぎ行て馬をくう也。虎、牧の馬をくひに行に、藻をかぶりて渡る。藻は潮にしたがつて流るゝを、虎は潮に向て行故知れ候。然共海上にて陸に自由にならぬ也。夫故半弓を射てころす也。又虎は陸にて半弓を射る。馬をはやめてにげると也。
一猪鹿を料理す。又平日は鷄を料理す。

一日本と朝鮮と言語仕まじき出、御制法有レ之。
一かろき人は、日本の言語を相辨ずる也。然れども都にては、かろき人の言語を笑ふなり。
一味噌醬油なし。但たまりを以て料理す。
一頭たる人に逢候義、頭十人一座にて、頭一人ヅヽに時宜致候。
一主人ゑ每朝に禮いたし候。朝より後禮義いたし不レ申候。
一下官の裝束は葛巾也。木綿はなし。
一半弓を以勝負す。刀は一尺五寸程也。手詰の節は刀也。
一喧嘩は棒を以て勝負す。刀は事むづかしき事。
一犢鼻褌に又切レを陰嚢に覆ふ。小便の節は、陰嚢を人に見せ候は耻候事。
一韃靼をおぢ候事、日本の援兵を後楯と存居候事。
一醫師は一村に一人有り。其弟子五十人有。五千石程の給分といふ。かろき症は、二三人にて問辨す。六ケ敷症は師幷に弟子五十人を問辨すると云。煎藥調合なく、尤問辨する藥をかい求て服用する也。又至極むつかしき症は、其村の師幷弟子了簡に及不レ申候はゞ、又他の村の師弟子を呼て問辨する也。
一疱瘡は三日ヅヽの日數を以て愈べし。產は愈べし。疱瘡幷ニ產は何茂少も怪我は無レ之候よし。
一醫の入門は、疱瘡幷ニ產の藥のよし也。
一文官は位、格式也。武官は富貴なり。
一虎の肉は多く有。牛肉は拂底のよし。
一宗對馬守殿參府、幷ニ暇乞の對馬守殿と云。又家老三人有レ之。領內を宗對馬守殿と云。又家老三人有レ之。領內の宗對馬守殿と稱しゝは家老也。
一對馬其外西國は銀なり。

し也。

一對馬守殿家中に黄金無ㇾ之。大小の結構こしらへは金にて候。しかれ共金は、當時の入用に無ㇾ之候よ

一豐太閤贈二于天壽院一書。

かへす〴〵てんきよく候て、おか山へつき候へば、一日よりあめふり候まゝ、二三日中とうりう候へば、あしをもやすめさせまかりたち可ㇾ申候。心やすく候へど、大さかへいつじぶんこし候や、ねころに申こし候べく候。ひのようじんかたく申つけ候べく候。

はや〳〵と文給候。うれしくおもひ參らせ候。はや〳〵めもよく候まゝ、心やすく參らせ候。おか山へ廿九日のばんふねにて候はど、ゆる〳〵と三日ばかりとうりう可ㇾ申候。てんきよくてまんぞく申候。又このにをいのかい三ツ進候。そなたにてそもじほしがり候をおしみて進候はで、心にかゝり候まゝ、わざともたせ候はんと存候へども、びんぎのまゝ進候。かしく。

四月一日　　　大から

〆　こや

知愼按、此書征二朝鮮一時所ㇾ贈也。香貝未ㇾ知二何物一。書中有二愼火之語一、當時天下始定、猶有二蹺危之意一。蓋人々之常語、不ㇾ覺(ヘマン)其落二筆端一耳。

異說まち〳〵　大尾

懶齋藤井先生著

千里必究

閑際筆記

和漢太平廣記

全部七冊

大阪書房　乾隆堂

乾隆堂記

和漢太平廣記引

雨芳洲先生橘窓茶話云、藤井懶齋以醫仕久留米侯。一日誤用藥餌。告官自黜。終身隱居。君子哉ト。夫雨子ハ博達ノ宿儒ナレバ、カリソメニ君子ト稱ズベキニ非ズ。是以テ懶齋先生ノ爲人ヲ思ベシ。已ニ其人ヲ思ハヾ、其書ヲ尊ブベシ。其書義理ヲ講シ、教導ヲ述ルコト、親切丁寧最モ學者ニ益アリ。名テ閑際筆記ト云。其上木已來發行スルコト已ニ數十年。而ルニ近世、學新奇ヲコノミ、人向上ニホコリテ、後進ノ士、持警ニ志アリトイヘドモ、其弊ニ因循シテ、是等ノ書アルコトヲ知ラズ。今茲乾隆堂書肆、舊板ヲ求テ、脫簡ヲ補ヒ、漫滅ヲ治メ、改テ和漢太平廣記ト題ス。其名頗作者ノ旨ヲ不得ニ似タリトイヘドモ、往歲某老先生此書ヲ尊信シ、左右ニ置テ子弟ニ示シ、大ニ訓誡ノ資トス。人或ハ其書名ヲ問バ、是和漢ノ太平廣記ナリトコタヘラレケリト。蓋其異學ヲ駁シ、正義ヲ明スコト、廣ク和漢ニ徵シ、普ク古今ニ驗ルヲ以ナルベシ。然ラバ此ヲ以、新校正本ヲ認ル記ニ改名センコト、作者ノ旨ニ乖テ覽ル人ヲ欺誣ストハ云フベカラズ。因テ其由ヲ卷端ニ書テ、聊カ書肆ノ需ニ應ズ。先生名ハ臧、字ハ季廉、號伊蒿子、著ス所、國朝諫諍錄、本朝孝子傳、竹馬歌、大和爲善錄、皆孝悌忠信ノ教ヲ諭スコト諄々タリ。冀クハ此書ト並ビ行レテ、先生篤實ノ君子ナルコトヲ仰ガシメンニ於テハ、良心ヲ發シ、善行ヲ勵スノ益、最モ大ナリト云ベシ。

天明三年癸卯十一月　　平安隱士　貫齋主人岡翼識

和漢太平廣記序

竊惟邇年鏤梓故事書多於南畝之農夫頗婦人小子之玩弄而徒裁其事跡而已先師編作之閑際筆記者最切要翰而宜熟讀者也其爲故乎于倭于漢于竺從一義宇宙至草木蟲魚之微咸無不論殊更抑浮居斷妖怪使人正坐三德十義須更不可措之實記也仍而與書肆而施廣於萬邦云爾

于時正德五天旃蒙協洽

皐月嘉朝上日書于默々軒

和漢太平廣記　卷之上

懶齋藤井先生彙輯　門人　稻　葉　氏　校訂

○林羅浮子云、本朝ノ義戰ハ、只是神功皇后ノ西征ト、日本武尊ノ東征耳ト。余嘗テ竊ニ、皇后之征ニ疑アリ。夫征者、人ヲ正ス所以ナリ。當初新羅、我邦ヲ闚覦スルニ非。又舊臣從ニシテ、今弗レ庭アラズ。又其民ヲシテ倒懸ナラ使ニ非。其國財多ガ爲シテ伐レ之。義悪乎在。伏惟東照大神君、小牧ノ援兵、恐ハ是、本朝ノ義戰ナルベキ歟。

○或曰足利氏ハ、漢高ニ似タリ。新田氏ハ、項王ニ似タリ。又曰、項王ハ、豐臣公似。漢高ハ、東照大神君ニ似タリト。竊ニ謂、大神君高祖ト相似ズ。高祖天下ヲ定、陸賈時時前ニ、詩經書經ヲ講説ス。帝曰、乃吾馬上ニ居テ得レ之。安詩書ヲ事セン。賈曰、馬上ニ得レ之。寧馬上ヲ以テ可レ治レ之乎。文武竝用長久ノ術ナリ。帝遂從ズ。大神君ノ如ハ、關ケ原散軍ノ後、常ニ、自貞觀政要及群書治要ヲ看玉フ。且藤惺窩林羅浮シテ、論語ヲ前ニ講説セシム。其學好給コト如レ此。台德院殿緒ヲ續テ命アリ。凡士タル者、必文ヲ左シ武ヲ右スベシト。可レ謂三善述二其事一。嗟乎漢高ノ言、豈左文右武ノ台命ニ副哉。

○世ニ傳、武田信玄、其父信虎ヲ逐ヨリ、後論語ヲ讀コトヲ廢ス。是羞悪ノ心猶有レ存。然バ盍其心ヲ推テ、父ヲ道路ニ不レ死シメン耶。此其二世ヲ不レ沒シテ、國亡所以ナル歟。

○織田公ハ勇ニシテ直、豐臣公ハ諂。織田公ハ仁處多。豐臣公ハ不義ノ處多シ。織田公ハ失暴厲。豐臣公ハ放肆ニ失フ。

○嘗東武ノ人ニ聞、台徳院殿恭謹尤至リ。知命ニ及比、藤堂泉州牧高虎、甘言シテ曰、台齢至午慈、盍少敬ヲ紓以逸遊ヲ事セザル乎。殿下答之曰、卿等ハ老テ逸遊ヲ求トモ何害カ是有。我苟台室ニ在ス。民具ニ爾ヲ瞻ト云バ、終身マデ不可逸仰ケルトナリ。

○楠正成ハ、本朝ノ孔明歟。後醍醐帝ノ爲君、昭烈帝ニ不逮者遠シ。渠之將相ニ不至所以ナリ。

○平重盛卿ヲ、孰有徳ノ人ニ非ト謂。但少不明ノ處アリ。金ヲ育王山ニ賙。頼朝ヲ豆州ニ放ノ類ヲ觀テ知べシ。

○板倉周防守重宗、京ニ諸司之時、其弟内膳正重昌、肥州島原耶蘇ノ役ニ死ス。訃至。重宗時ニ廳事ニ在テ、書ヲ見テモ敢テ其故ヲ不言發。公事畢テ後退キ、家臣ヲ召咸前ニ集、從容シテ謂之曰、汝等宜慶コトアリ。吾將告之。因テ人シテ訃書ヲ讀シム。臣皆涙ヲ垂。重宗曰、何傷乎。我ガ家アリショリ以來、父子昆弟事上、身ヲ君ニ莫不致。但シ未忠死スル者有ズ。遺憾ナキコト不能。而今重昌如此。可不慶哉ト。言訖涙下コト如雨ト。岡本玄琳偶在是座。後余ニ語者如右。

○近來諸國火災シキリニ臻。如何セバ則息。曰、昔鄭國火有。定公欲禳之。子産曰、不如修徳。夫子産ハ博物ノ君子ナリ。若方術アラバ、何不知焉。苟知コト有バ、何不告焉。息火ノ術。徳ヲ修ニ如者無コトヲ見べシ。

○慶長中ニ事アラントスルトキノ兒童ノ謠ニイフ。門城戸櫓ト云リ。漢王充ガ論ニ童謠曰、是童ガ

爲處非氣導之ト。信ナル哉。

○或問。世人皆言貴勝ノ家子生バ、其胞衣ニ家ノ紋有ト。理當有之否耶。曰魯ノ惠公ノ夫人仲子、生、文其掌ニ曰魯夫人ニ爲ト。晉ノ唐叔虞モ亦文手ニアリ。胞衣ニ紋アルコト、恐ハ此類ナラン歟。然ドモ皆信ガタシ。

○射ヲ善スル者、其巧力ヲ得長壽院ニ驗一日ニ發所、凡万有餘矢。其直達セザル者ヲ除バ、八千餘矢アリ。是ヲ上等。七千七十八次之、五千ヲ下トス。一日ノ中ニ、一人ノ手シテ所發如此。亦神速ナラズ乎。或云、是能シ雖難亦軍用ニハ不足貴ト。竊ニ謂、必然ナラジ。孤城兵少シテ、寇ヲ四面ニ受、倘此人其一面ニ當、急々ニ發シメバ、詎一人當百ノ功ナカランヤ。是時ニ方、タトヱ貫虱ヲ號猿之手有トモ、矢數不多、恐ハ功ヲ成ジ。未審如何。

○俗諺云虎ハ惜毛、士ハ惜名。又云人ハ一代名ハ末代ト。竊ニ惟此等ノ語、尤士心ヲ害ス。如何ナレバ、人唯名有コトヲ知テ、有義ヲ不知シムルナリ。唯名有コトヲ知故、外功ヲ立毎ニ、內必求アリ。君子賤之。苟義有ヲ知バ、只爲ニ其所當爲ノミ。更求所ナシ。君子貴之。求處ノ者ハ名ナリ。名亦猶利。若夫名ノ爲シテ功ヲ立バ、縱令功天下ヲ蓋トモ、其心則市人耳。君子ノ爲賤ル、所以ナリ。

○本朝忠臣事義ニ出ト雖、而口反テ名ノ爲稱スル者多。是其書ヲ未讀ガ爲故ニ、義ノ字ニ昧。苟、知讀書不然。楠正成、動義ノ重ニ牽ル、ト言。

晉士匄、師ヲ帥齊ヲ侵。道ニ齊侯卒ト聞テ、乃還。春秋善之。源氏一谷ヲ攻時、淸盛ノ忌日ヲ避。觀之、範賴、義經モ亦、非如後世不道之將。

○佐々木盛綱、漁者ヲ藤戸ニ殺ス。何其殘忍ナル乎。其事ノ泄ヲ恐バ、是ヲ一所ニ執、去コトヲ得ザラシメテ可ナリ。楠正成、律僧ヲ雇テ、以奇計ヲ出ト欲。律僧ウケガハズ。正成之ニ院ヘ歸コトヲ不得シメム。事成テ後許之ト。義ニシテ仁ヲ含メリ。實正成ニ不有、難能コトナルベシ。

○陳留ノ謝氏ガ、五雜俎ニ載。鶻小鳥ヲ取テ、以足ヲ煖メ、且ニハ縱之、此鳥東ニ行バ、是日東ニ往テ物ヲ撃ズ。西、南、北モ亦然リ。本邦ノ人、古ヨリ恩ヲ忘者ヲ責ニ、此事ヲ以ス。俗ニ此ヲ奴久迷登利ト云。

○念佛ノ諸徒、念佛ヲ稱シテ、時機相應之法ト爲。所謂相應トハ、藥ノ口ニ苦シテ、病ニ利アルガ如是ナリ。今末世極惡ノ氣ニ施ニ、他力易行ノ力ヲ以ス。是苦者ヲ用ベキニ、反テ甘者ヲ用。烏能惡ヲ懲。惡ヲ不懲、之ヲ相應ト謂テ可乎。書ニ曰、若藥弗瞑眩、厥疾弗瘳。易曰甘臨無攸利。既憂之無咎ト云リ。念佛ヲ事スル者、盍コレヲ思ザルヤ。

○佛徒ハ盖市道ノ如。所修所行、其報代ヲ議ザルハナシ。物ヲ賣其價ヲ求ニ似タリ。

○記曰假於鬼神時日卜筮以疑衆者殺ト云リ。余謂本朝古今斯三ノ者ヲ假、世ヲ惑民ヲ誣ノ輩、幾千万人ト云コトヲ不知。幸哉先王ノ政、吾國ニ不行シテ、此徒皆首領ヲ保コトヤ。

○米ノ價古今相等カラザルハ、何其甚シキ乎。楠正成米ヲ買、山門ニ寄附ス。又豫軍餉ニ備。黄金百兩ヲ出シ、米一千二百餘石ヲ得タリ。

○富ニ有三焉。日本富、日末富、日姦富。今洛中ニ屋潤者末富ニ非ハナシ。而姦富モ亦不少。是其貧ヲ得易所以ナル歟。

○大盜態坂、其徒ニ示曰、凡盜ハ、其當入トスルノ家ヲ知コトヲ要セヨ。大約ハ暴富、姦富ノ家ナ

リ。入之則必ズ利アリ。憂苦辛勤シテ後、富ヲ致家アリ。入之不利多シト。斯理ノ貫ザル所ナキコトヲ見ベシ。

○唐玄宗宮人官女ヲ以、王陵ニ賜。陵敢不娶シテ曰、臣ガ君ニ事コト、子ノ父ニ事ガ如。誑常ニ闕掖ニ近テ、臣敢テ當コト有乎ト。死ヲ誓以免レタリ。觀之バ、我ガ平忠盛、源頼政、義朝、義貞等ノ如、皆禮家ノ罪人ナリ。

○貞享丁丑二月二十二日ノ夜ノ初更ニアリテ、大流星有テ西北ニ行。洛中晝ノ如。落ル時雷聲アリ。地モ亦大震、人皆恐怖ス。之舊記ニ考ニ、昌泰二年二月二日、流星空中ヨリ出テ、東南ニ行。地ニ殞トキ、其聲雷如。又後漢書ヲ按ズルニ、獻帝四年六月六日、天狗星北ニ行ト。晉義曰、有音爲天狗、無聲爲枉矢。蓋コノ類也。

○有客曰、大抵中華ノ人、淡味ニ不勝。本朝人必シモ滋味食ニアラズト。余笑テ曰、不然。子瞻曰、某日ニ三白ヲ享食之甚美ナリ。復世間ニ八珍有コトヲ不信。一撮ノ鹽一楪ノ生蘿蔔、一椀ノ飯ト、中華此類尤多。亦滋味ヲ不貪ニアラズ乎。本朝浮屠ノ素食スベキ者、極力營辦シ、蔬肉饌ヲ具、亦滋味ニ不勝アラズ乎。

○藝州安國寺瓊長老、豐臣公ニ謟事。人皆其姦ヲ不知。一日小早川隆景、毛利輝元ニ語曰、我嘗瓊ト公ニ侍、公話偶其先妣薨御ノ事ニ及。淚下コト數行、瓊モ亦泣。瓊ガ心何哀戚スルコト有。唯是僞耳。公不察之、親愛益深。公死只恐ハ此僧、國ヲ誤ト申レシガ、果石田ニ與シテ命ヲ殞セリトナン。

○津田氏問仲敬甫ニ曰、祭祀ニ、月事ノ婦ヲ避キ乎。敬甫曰、方密通雅ニ載、月客ハ姅變ナリ。說文

曰、漢律見姓變不得侍祠。故以丹的注面。謂月事ナリ。與宗祇同臥スル者、三年ニシテ連歌ヲ不知。與利休同居スル者、三季ニシテ不知茶道。是何故ゾ。所謂其地ニ非シテ樹之則弗生ノ理乎。若樹之ニ其物ニ宜ノ地ヲ以セバ何不生焉。教之其人ニ宜道ヲ以セバ何遂ザラン焉。豐臣公幼ナル時、父母之佛寺ニ遣シテ、以僧ニ爲ト欲。公極テ其學ニツタナシ。武人ノ家ニ入至ニ迨デ、智日星ノ如。亦地ヲ得ト不得トニ非乎。人各能有不能アリ。若夫矻々トシテ力ヲ學所ニ窮テ、終成コトナキハ、乃諸其能ニ不責シテ、不能ニ責故ナリ。天下ノ棄才ニアラズ。

○北條泰時凶年ニ遇バ、民ニ施者博シテ、己ヲ儉ズルコト至テ甚シ。晝ハ一食止、夜ハ燈燭ナシ。世ニ太過ノ誚アリトイヘドモ、亦千載ノ一人ナリ。

○世ニ傳、住吉明神ノ和歌アリ曰、伊豫乃國、宇和乃郡乃魚末天茂、我古曾波成禮、世乎救布土天。蓋是物ニ體シテ遺ベカラザルノ理、固ヨリ庸人ノ口ニ出ベキ者ニアラズ。世之ヲ以テ神詠トスルコト宜ナリ。

○大猷院殿、阿部豐州、對州ヲシテ執政タラシム。豐州、對州ノ備中守ニ於ル、子ナリ姪ナリ。然ニ執政ノ命下ヨリ、備中守二子ニ見テ、嘗ヨリ容ヲ改、殿ヲ以テ呼之。其上ヲ敬コト至リ盡、以テ見ベシ。

○越中守細川公忠利、其父三齋翁ニ見トキハ、翁自若タリ。公子六丸ニ見バ、頭巾ヲ去。或人問之翁ノ曰、忠利ハ子ナリ至テ近シ。必不敬。六丸ハ孫ナリ、漸遠、故ニ不敬バアルベカラズトナリ。嗟乎義ナル哉。

○東武及諸州毎月晦日、巫來リ竈ヲ祭、其禮甚鄙猥雖ドモ、亦禁遏スベカラズ。按ニ、禮記ニ、大夫ハ祀レ五祀、士ハ立レ二祀、庶人ハ立レ一祀ト云リ。竈其祭ザルベケンヤ。本邦ノ人家多ハ不レ祭レ之。唯此巫アルノミ。

○大僧正天海、年百四十、乃言恬淡緩慢、コレ吾延壽ノ法ナリト。余不レ信レ之。壽夭是命ナリ。恬淡無欲ナルハ、人ト艸木ト孰カ異。艸木ニ壽、歳ヲ不レ踰アリ。人百歳ニ至テモ且世ニ處ヲ見。緩々慢々地過來テ、夭ナルアリ。急々遽々裏ニ過去テ壽アリ。或ハ日々ニ意ヲ用テ、老年ニ猶健ニ、或ハ心中ニ事寡シテ、少壯ヨリモ病ノ多シテ怯弱ナルアリ。皆此命ナリ。

○春秋ノ戰國飢傷シテ子ヲ易テ食、骸ヲ析テ炊、口饑テ不レ食、恩義ヲ顧ニ暇アラズ。我邦ノ戰士、糧ヲ絕コト又オヲシ。然ドモ未子ヲ易テ食シコトヲ聞ズ。飢餓切ナリト雖ドモ、禽獸ノ行豈爲ニ忍哉。中華人ノ此事鮮矣仁。

○俗間ニ、女巫弦ヲ叩魂ヲ招キ、死タル者ヲシテ、已ガ口ヲ假テ以テ、其意ヲ述シム。是乃古法ナリ。後漢ノ王充ガ論衡ニ見タリ。然ドモ此理沒。充亦以誇誕ノ言ス。

○智恩院尚無上人、小林氏ノ子ニ謂テ曰、爾ヨク父母ニツカウマツルベシ。忠孝ハ阿彌陀モ亦深ヨロコブ所ナリト。此言何、源空ガ選擇之說ニ、異ナルヤ。

○櫻井某財幣頗多シ。將死トスル時、某ノ族姻親友及採地貧民ニ、分與シ、小半ヲ家ニ留ム。或人ノ曰、那子ニ薄乎。櫻井ガ曰、是子ニ厚。爾等愚ナル哉。

○一老武ノ言ニ曰、貧ノ我ニ益アルコト大ナリ。一生奢侈ノ訾ヲ不レ得一也。美色珍翫ヲ求ニ意ナシ二ナリ。膏梁ノ味、臟腑ヲ爛ズ、身健シテ疾ナシ是三ナリ。子孫ニ儉ヲ知シム是四也。諸親

物ヲ惠ザルヱ、怨ラレズ、左ナリ。アマリハ悉ク名ガタシ。且我ツヨク死ヲ畏ズ。怯懦ノ謗ヲマヌガル。此左ノ者ハ、助ヲ得ニ似タリ。

○紫陽處々ノ、子多キコトヲ不レ欲。左子アレバ一兒殺。習テ以テ常トス。人モ之不レ怪。吁可ニ以レ人而不一レ如ニ虎狼一哉。後漢ノ賈彪、新息ノ長トシテ、嚴ニ此事ヲ制シテ、人ヲ殺ト罪ヲ同ス。是ヨリシテ數年ノ間、生育スル者以レ千カゾウ。曰賈父ガ生所ナリ。宰邑ノ者、之思ベシ。

○三代實錄ニ載。后淳和皇后也。慈仁ニシテ、物ヲ濟ニ至ル。勤テ東西京ノ弃兒孤孩ヲ收拾シテ、之乳母ヲ給テ、養育スル所多。封戸五分ノ一割テ、以テ其費ニ充。嗟乎仁哉。

○中宗利曰、財欲ノ斷易キハ、浮屠ニ如ハナシ。何ナレバ、妻ナク子ナク、父母ヲ養ズ。糧盡ヌレバ則行テ人ニ乞、人悅デ與レ之。隱テ山林ニ在バ、愈信ジテ愈餽ル。余ガ曰、如レ此シテ猶或ハ財ヲ貪ル者アリ。儻其ヲシテ僧タラザラシメバ、天下ノ賤丈夫ナリ。

○一闍黎余ニ語テ曰、儒門因果ヲ不レ說。然ニ回ノ夭、跖ノ壽タグイノ如、一世ヲ以テ論レ之バ、報應相違シ、禍福相反ス。但因果ヲ說テ後、其理明ナリ。客何。余曰、松千年ニシテ朽。牽牛一朝ニシテ萎。是モ又因果乎。曰、這箇物那ゾ因果ヲ言ニ不レ足。曰、人物巨細初ヨリ二理ナシ。

○人家僧尼ヲ父母屬纊ノ際ニ招致ス者、豈慮ナカルベケンヤ。頃者、內藤某熱病ヲ以死ス。譫語妄見アリ。一二ノ苾蒭僧也。易簀ニ近侍ス。出テ曰、痛哉內藤氏ノ臨終ヤ。其言所皆罪狀ニシテ、見所ノ者皆惡鬼ナリト。聞者悉ク以爲、渠ニ陰惡アリト。余內藤ト相識タリ。其爲レ人、正直ニシテ能被信アリ。生涯六十年、未ダ一惡名ヲ聞ズ。沒後此貶議ニ罹。慨ザルベケン哉。夫人ノ疾、革ナル間、躁靜言默ノ異ナカラズ。靜ニシテ默スル者必善人ナラズ。躁シテ言フ者必惡人ナラズ。

只是病勢ノ然シムルトコロナリ。僧侶ノ言贅ナル哉。

○大抵俗間人死レバ、二日ヲ不待シテ歛ス。是甚悲ベシ。禮記ニ曰、三日而歛者、以俟其生也。三日而不生亦不生矣。程子亦曰、有死而後甦者。故禮三日而歛。未三日而歛皆有殺之之理ト。竊謂誰三日ノミナラズ。趙簡子死、七日ニシテ甦ノ類、異域ニ尤多。唯異域ノミナラズ。吾邦東寺ノ日藏ハ一七日、和州添上郡ノ圓能ハ三十餘日ニシテ蘇息ス。唯往昔ノミナラズ。余ガ相識處ノ僧名ハ定愚、嘗テ豫州松山ニ在。松山ノ城中士人ノ子死。年四五歳、柩已寺ニ入。定愚死者ノ髮ヲ剃ト欲テ、手自棺ヲ開バ、則微煗ヲ覺。因テ徐ニ出之以懐抱スルコト、一炷香時ニシテ乃蘇。

○余諸ヲ壬生ノ僧順正ニ聞。有馬山清凉院、石文死テ、十九日ニシテ甦。而後人冥途ノ事ヲ問。石文ガ曰、只湖山ノ間ニ在テ、風景ノ好ニ對スル耳。他見所ナシ。因テ思之。我昔叡山ニ登、湖水ヲ見、大ニ心目ヲ悦ス。然シヨリ後、敢忘ズ、時々復往、コレヲ觀ト欲ス。冥途ニ見所恐ハ是ナル歟。コヽニ知平生心中ニ一物ナカルベシ。石文ガ此語、最ヨシ。禪者ニ非バ、必地獄天堂ヲ說。

○天慶中ニ東寺ノ日藏暴死シテ甦。乃詭言シテ曰、吾地獄見一鐵窟之中人アリ。其形炭ノ如。赤灰上ニ蹲。乃言我ハ是大日本國主、金剛王宇多帝之子ナリ。延喜帝嘗永以怨志佛寺ヲ燒、有情ヲ害ス。其罪報ヲ我皆コレヲ受。故ニ苦ヲ受コト量ナシ。汝本國ニ皈、國王及宰補ニ奏シ、一万ノ卒都婆ヲ造、我苦厄ヲ拔ト云々。聞者ミナ之信ゼリ。嗟乎日藏何爲者ゾ。率土ノ濱、王臣ニ非ハナシ。浮屠ト雖モ臣民ヲ不出。タトヒ夢中ニ誤テ此事ヲ見トモ、豈諸ヲ口ヨリ出スニ忍ヤ。況決シテ見ベカラズ。吾曹コレヲ聞テ、今猶悲怒ニ不勝。當時君臣何ゾ早日藏ヲ誅シテ、以其口

ヲ滅ズシテ、先帝ヲ千歳ノ下ニ辱メ、國惡ヲ萬代ノ後ニ遺乎。竊惟バ、魯ノ隱公弑セラル。春秋ニ書レ薨。必不レ他。臣子隱諱ノ義、誠ニ不レ得レ不レ然。文王崩、詩人ノ曰、在ニ帝左右一。延喜帝崩、日藏ハ地獄鍈痛ノ中ニ在ト。詩人天ニ升ベカラズ。日藏地獄ニ入コトヲ不レ可レ得。皆徒ニ辭ヲ設而已。今其辭ニ因テ、其志ヲ觀バ、則忠ト姦ト、豈翅黑白ノ辨ジ易カランヤ哉。蓋冥途ノ事ヲ假テ、以己ガ術ヲ神ニセント欲。人ヲ欺コトノ甚シキ、何事カ過レ之。抑延喜帝ハ、敬レ已恤レ物、歷代罕儷、此君ニシテ、地獄ニ在シメバ、何帝カ地獄ニ在ザラン。藏ニ於テ死ヲ不レ容。

○備陽ノ舊君、宇喜公某、疾篤。左右ヲ顧テ曰、我死バ誰カ殉死セン。左右未レ答。老臣花房氏某、側聽進デ曰、人鬼途ヲ異ス、冥漠ノ中安臣僕ヲ隨ヘルコトヲ得ヤ。且君ノ左右ノ臣良士ニ非ハナシ。如君萬歲ノ後ハ、コト〳〵是嗣君ノ股肱耳目タリ。豈之ヲ無用ノ地ニ棄乎。臣聞沙門ハ能死者ヲ導善處ニ赴シムト。若必ズ君從者有コトヲ要セバ、臣當ニ老高僧ヲ國中ニ擇、殺以テ葬ニ殉ズベシ。是幽途ニ利アルニ庶幾ト。公默然タリ。是子貢、陳子車ガ妻及大夫ニコトタヘシ語ニ似タリ。皆當リト謂ベシ。

○國主郡牧、寺ヲ建築、塔ヲ、以テ佛ニ奉。惟觀美ヲ欲シテ、民勞ヲ不レ察。甚シキトキハ、農其時ヲ失、殆食ナキニ至。夫佛法ハ慈悲ヲ先トス。諸佛豈斯民ヲ饑困シテ、已ガ居ヲ富麗ニセント欲。遠ハ御堂ノ關白、法勝寺ヲ創シ、近ハ兎道領主興聖寺ヲ脩ス。皆此ニ慣。昔宋ノ明帝、湘山寺ヲ造。虞愿ガ曰、陛下此寺ヲ建ハ、皆是百姓兒ヲ賣販賤シテ爲所ナリ。佛若知コト有バ、當哀愍スベシ。罪高ハ浮屠ニアリ。於乎我侯牧何不ニ之思一。

○池上入道祖節曰、儒者以爲死則此身朽滅、神モ亦飄散シテ、剉燒舂磨且施所ナシト。不レ然。夢以

之ヲ試ベシ。高ヨリ墮刄ニ傷テ、身ニ不ㇾ與。然ニ吾心ニ痛苦ヲ知。死後ハ軀殼ナシト雖、而神魂猶在、痛苦安知ザラン哉。余曰、夢中ニ痛苦ヲ知ハ、血氣身ニアリ、痛ベキノ理アリ。神魂此舍能知所以ナリ。死者土木ノ如。痛ムベキノ理ナシ。是理ナケレバ是事ナシ。

○一浪人問テ曰、蓬蓽ノ下黎藿ノ食、猶親ヲ祭ベシ耶。長澤文藏ガ曰、時ヲ待ニ不ㇾ如。川井正直曰、人各分アリ、設若分ニ隨テ以祭バ、曷不ㇾ可ㇾ祭ノ時有ト。正直得ㇾ之。

○或人ノ曰、人其父母ノ生ヲ樂コト、猶其子ノ生ヲ樂ガ如。其父母ノ死ヲ哀コト、猶其子ノ死ヲカナシムガ如クスレバ、不孝ノ罪ヲ免ト。蓋以㆓常人㆒言ㇾ之。

○履中帝ノ時、住吉仲皇子反ス。瑞齒別皇子、帝ノ爲ニ仲皇子ノ近臣刺領巾ニ唆仲君ヲ殺シム。事成後、瑞齒別皇子、刺領巾ヲ賞セント欲。帝大臣ト議曰、彼大功我ニアリト雖、而其君ヲ弑ス。豈得ㇾ生乎ト、卒領巾ヲ斬。又文治中ニ、源廷尉義經ノ妾名ハ靜、廷尉誅セラル丶ノ後、或處ニ亡匿。人之知コトナシ。鎌倉ノ使者之千金ニ購。一婦曾靜ニ仕者獨、其居ヲ知。陰ニ以使者ニ告テ、靜遂トラワレタリ。彼婦乃金ヲ使者ニ求。使者其義ナキヲ惡、婦ヲ桂川ニ投ジテ死シム。昔夫越王、呉ノ大宰嚭ヲ誅シ。漢祖楚丁公ヲ斬、類ト、同日ノ譚ニシテ、天下古今ノ快心スル處ナリ。後世ハ不ㇾ然。苟モ其人有バ、反テ賞ヲ受。

○中川武興、其君ノ爲ニ信任セラレテ、一郡邊境ニ治郡ニ在コト兩三載。毀謗果ニ至。君放鷹ノ遊ニ託テ、郡ニ入、其治ヲ巡視ス。聞所ト反。因テ謂、武興、性峭直ニシテ我左右ニ不ㇾ諂、故謗ヲ得所以ナリト。遂其秩ヲ增事、齊王ノ、卽墨大夫ヲ知スルト相似タリ。人主豈可ㇾ不ㇾ知。

○舍利何物ゾ乎。曰浮屠死シテ、荼毗シ其骨ト膏相熬凝シ、沙石ト爲。或ハ豆粒ノ如、或ハ米粟ノ如。

粗光滑ナル者是ナリ。夫貴ニ不足所以ナリ。則韓子ガ佛骨表ニ悉之矣。而僧師錬ガ云、我聞舍利戒定慧ノ薫ズル所ナリ。宜乎孔老氏ノ無之也。或問。經ニ曰、輪王死シテ舍利ヲ貯ト。輪王ハ只世教ヲ說。孔老モ又世教說。何其輪王ニ舍利有テ、孔老ニ亡乎。對テ曰、輪王ノ教ハ博シテ、孔老ノ化ハ狹矣。舍利ノ有無ハ教化ノ博狹乎ト。余乃讀之口緘ニ不忍。老氏ハ姑是ヲ舍。竊ニ我夫子ヲ以テ聊辨之ジテ、明者ニ質ト欲ス。夫聖人ハ安而行、不勉而中、身之ガ度タリ、聲之ガ律タリ。其心ハ明鏡止水ノゴトシ。物來バ照、物徃バ不追。動ニモ亦定、靜ナルニ亦定ル。其智ハ天地ノ運、古今ノ變、一塵ノ微、一息ノ頃、極盡ザル所有コトナシ。夫如此。何ヲ求テ不足ヲ苦ミテ、彼戒定慧ヲ假哉。殊ニ不知。戒定慧ハ是聖人ニ語所以ニ非也。且輪王ハ何爲者乎。今大分涅槃經遺教品ニ曰、諸王之中、福德ノ最勝ニシテ、皇帝ノ聖神ナル者ナリ。然バ便是我堯舜三王ノ聖ヲ以、天下ニ臨御スル者ナリ。夫堯舜三王ノ化、中國ニ洋溢シ、施及蠻貊。天ノ覆所、地ノ載所、凡血氣アルノ類ハ、尊信セザルコトナシ。故天ニ配ト言。德ノ所及廣大コト天ノ如。宰我ガ曰、予ヲ以テ夫子ヲ觀バ、堯舜ニ賢コト遠ト矣。孔子位ヲ雖不得。亦是堯舜ナリ。堯舜輪王何優劣カ之有。教化又安博狹有。抑舍利ハ、凶穢ノ物、今豎儒猶コレヲ覿コトヲ不欲。堯舜孔子豈此物ト成、長人ノ爲ニ玩弄セラル、コトヲ欲ヤ。孔子嘗人ノ石槨ヲ作ヲ觀テ曰、死ハ速ニ朽コトヲ欲ト。其意ヲ見ベシ。今錬ガ說ノ如ハ、孔老戒定慧ノ功ヲ闕、而又教化輪王ニ不及、故雖欲有ニ舍利未能云ヲ以ス。甚カナ斯人之與人ヲ不知コトヤ。此余ガ緘口ニ不忍所以。

○浮屠舍利ヲ貴トイヘドモ、而其眞贋ニ於テハ未知。按ニ、本艸獸ノ部ニ獏アリ。其解ニ云、齒骨極テ堅、刀斧モ碎コト不能。火モ燒コト不能。人得之詐テ佛牙佛骨充以テ俚俗ヲ誑。又唐

ノ貞觀中、婆羅門僧アリ曰、吾佛齒ヲ得タリ。擊處輙不碎ト。長安ノ士女、輻輳市ノ如。傅奕請テ其子ニ曰、吾聞金剛石ト云物アリ。性至テ堅シ。物能傷コトナシ。惟羚羊角ヨク破之。汝往ヲ試。其子言如シテ叩之ニ、手ニ應ジテ碎リ。觀者乃止。此ニ由テ思之ニ、千年ノ前、中華ノ地、眞ノ舍利既少シテ、人皆他物ノ爲ニ誑ル。如今本邦往々ニ舍利アリ。一寺ニ數十百粒ヲ貯。豈皆眞ナラン乎。人家儻一粒ヲ得レバ、玉龕ニ藏之、貝錦裹之、尊奉保護恰活佛ノ如。其實ハ蓋金剛石、或ハ貘骨而已。

○師錬ガ元亨釋書ハ、本朝ノ僧史ニシテ、緇林ノ龜鑑ナリ。但其事實、盡ク信ジ難者アリ。何ヲ以テ知之。曰、菩提達磨此方ニ遊ヲ、開卷第一義ト爲。此是國史推古紀ニ載所、道傍ニ饑臥シテ、太子ト言者ヲ指テ、達磨ト爲故ナリ。然ドモ饑者自達磨ト不云。太子モ惟凡人ニ非ト云而已。中華ノ書ニモ亦終ニ達磨、日本ニ遊ト不云。且太子ト倭歌ヲ贈答ス。其詞、倭ノ風體ニ熟ス。是我邦ノ異人タルコト明矣。林羅浮モ亦同云。是本邦ノ異人ニシテ、嗟來蹴爾ヲ不受者ナリ。今錬、以魔ト爲。然ドモ他ニ據ナシ。其取テ以テ證ト爲者ハ、唯達磨墳而已。顧ニ彼飢者ノ如、其尸解磨古傳所謂其壙ヲ啓時、只空棺ニ一雙ノ革履存スルヲ見者相似タリ。故我邦ノ禪徒興起後、事ヲ好者乃公子飢者ヲ葬所ノ地ニ就テ、土ヲ封ジテ達磨墳ト爲、寺ヲ建テ達磨寺ト爲。實ハ妄爾。錬、之ヲ知ザルニ非。強筆之以テ禪門ヲ衒。首篇スラ既已如此。全書凡三十卷。安無稽ノ言ナキコトヲ得哉。是余ガ以テ盡信ジ難トスル所ナリ。

○瑯邪代醉ニ載ル、三吳ノ村民、家ニ疾アレバ藥ヲ不服。惟神ニ是ヲ恃。我日光山中ノ民モ亦諸病ニ先神佛ニ禱。其不愈將死スルニ至テ、後或ハ醫藥ヲ求。他郷ノ人、皆山民愍ベシト言。余曰、

幸ナリ。不爲庸醫所殺。

○醍醐帝、一條帝、寒夜ニ御衣ヲ薄テ、以民勞ヲ察ス。然ドモ仁政未達。孟子ノ所謂徒善歟。

○延喜ノ時公卿奢侈シテ、車服甚麗。節儉ノ令有ト雖、改メ易ズ。一日丞相時平、美服シテ朝ス。帝大ニ怒。時平惴然トシテ退、閉門スルコト一月餘。公卿此ニ從テ其舊ヲ改ム。此ハ是帝潜ニ時平ト相謀テ、此事ヲ作テ以、公卿ノ奢ヲ懲。時平實ニ罪ヲ犯ニ非。看來ニ近頃諸州能儉約成言ト雖、士庶之ヲ守コト堅カラズ。其君ノ心ヲ用コト、延喜帝ニ及ザル者灼然タリ。

○禮ニ曰、大夫ノ子食母アリ。士ハ妻自其子ヲ養ト。今諸人之家ヲ視ニ、乳婦ナキハ鮮矣。妻惰而家窮スル所以ナリ。啻禮ニ悖ノミニアラズ。

○尼子下野守晴久、大内義隆ヲ伐テ、其兵三萬七千五百、藝州青野ニ接戰シテ、二日十合。雌雄不決。是ノ時ニ方、晴久痼疾大ニ發シテ、心腎甚痛。諸臣歸ンコトヲ勸。因テ一肩輿ヲ僧院ニ假、乘之以テ還。今世ニ肩輿ニ乘ザル者ハ寡矣。分ヲ犯ニ非乎。又三好筑前守義長、志ヲ得ノ後、其妻衣帯ヲ京師ニ求所ノ者、略室町殿日記ニ見タリ。一曰、表ハ無紋ノ綾、裏ハ國紬。二曰、表ハ國紬ノ長濱染、裏ハ爾太山絹。三曰、奥紬ノ小袖、兩面無紋ノ黒付タリ。紅梅ノ帯五條。余今ノ婦女ノ衣所ヲ觀ニ、微賤ト雖、如此麁ハ鮮有。貴婦人ノ如ハ、一衣若干百金、累月ニシテ初テ成。噫世ノ相後タルコト幾ナラズシテ、風俗ノ變此ニ至矣乎。

○甚哉。古人ノ心ヲ倭歌ニ用コト、左衞門尉頼實、秀歌ヲ得ト欲シテ住吉ノ祠ニ禱。其言ニ曰、願ハ我命五年ヲ減ジ、一秀歌得セシメ玉ヘト。後果秀歌アリ。後拾遺集ノ撰ニ入。聖賢ノ學ニ志、此誠懇ヲ出シテ致人、古今ナンゾ有コト鮮矣。

○東照大神君、未ダ京ニ入ザル時、或人、大神君ニ謂テ曰、公秀吉ノ命ニ從ズンバ、秀吉必秀康ヲ殺サン矣。大神君ノ曰、吾秀康ヲ以テ質トセズ。渠養レ之子トス。若其子ヲ殺バ、渠ガ不慈ナリ。我何與ラン焉。是漢祖ノ所謂、幸ニ我ニ一杯ノ羹ヲ分ツ者ニ不レ似乎。大丈夫ノ言、千載如レ[illegible]。

○一書ニ曰、天智帝、山科ニ幸シ、深林ニ入忽焉不レ見、履沓ヨリ落。百官之ヲ斂テ以テ、山陵ヲ築ト。蓋是所謂軒轅、龍ニ騎テ升レ天、唯劍舃在レ棺アリト云者、準擬ス。謹テ按ズルニ、日本紀ニ曰、十年九月天皇寢レ疾不豫ナリ。天皇疾病彌留。勅シテ東宮ヲ臥內ニ引入、詔シテ曰、朕疾ハナハダシ。後ノ事ヲ以テ汝ニ屬ス。十二月癸亥ノ朔、天皇近江ノ宮ニ崩ジテ、新宮ニ殯スト。夫如レ此。奚山科ニ幸スルニ暇アラン。黃帝ノ事ノ如モ亦之ヲ議スル者曰、本方士ノ說ナリ。漢武惑レ之。共皆不レ可レ信矣。

○一人多牡丹ヲ家ニ植、之ヲ玩ニ厭コトナシ。余一二ノ同侶ト、偶其亭ニ遊。主人ノ曰、古人モ亦之ヲ愛スル耶。余ガ曰否、古人之ヲ惡。韓弘長安ノ第中ニ有所ノ者、使ニ命ジテ之ヲ斷シムルガ如是ナリ。詞客以テ天下ノ奇ト爲ト雖、而此花浮冶ニシテ壞易シ。正人達士堅操篤行ノ宜レ比所ニ非。宜乎、之ヲ惡コト也。今公等、此物ニ耽ヲ視ニ、一根ヲ百里ニ求。一莖ヲ萬錢ニ購。情ヲ色香ニ溺シ、力ヲ栽培ニ費。古人豈之ヲ爲哉。

○武富氏ハ、肥ノ前州佐賀ノ巨商ナリ。家富玩好多シテ、最國朝名家ノ遺墨ヲ、之ヲ四方ニ貰、積堆ヲナシ、而後道ニ志ニ至テ、悉皆之ヲ焚。友人ノ曰、盍人ニ遺ザル。武富曰、人ニ遺、則又人ヲシテ志ヲ喪シム。只祝融氏ニ遺ニ不レ如ト。此人三年母ニ事テ、最孝ヲ盡セリ。

○朱子曰、心不レ耐レ閒亦是大病。此乃平時記憶討論。慣ニ却心路一。古人所三以深戒ニ玩レ物喪ヒ志。

故爲此也ト。余初之ヲ讀以謂。身若靜處居心盍閒ニ耐ザラン。如今世ヲ謝シ事ヲ屏。然ニ未物ヲ容ニ免ズ。隨拂隨生。之如何トモスルコトナシ。非不耐閒而何。聖賢ノ言、洵ニ人ヲ不誣。

○易曰、言語ヲ愼飯食ヲ節ト。凡人言語ニ於テ愼コト未能ト雖ドモ、其愼ベキヲ知焉。飯食ニ至ハ之節スルコトヲ知ズ。想ニ夫飯食ノ疲ヲ成コトヤ多。皆過飽ニヨル。過ザレバ縱甘味ノ物ニ非トモ亦害少。聖人一箇ノ節字ヲ下。其旨深矣。醫書ニ亦曰、津常ニ燕コトヲ欲、食ツネニ少ヲ欲。暮食又尤多カルベカラズ。剋化遲慢シテ滯積ヲナシ易。是故ニ古樂府三叟ノ詩ニ曰、夜飯減ニ一口。活得九十九ト。豈是虛語ナラジ。僚友草野某及辻氏、余ガ此言ヲ聞唱噱シテ曰、資質怯弱ノ人、多病衰齡ノ輩ノ如ハ、食ヲ少スベシ。我等ハ極テ過飽スト雖、雪ニ湯ヲ投ゴトシ。何ゾ病ヲ生コトノ有。余ガ曰、公等霤ノ石ヲ穿ヲ不觀乎。水石ヲ鑽ニ非。漸靡使然也。人ノ脾胃鐵石ニ非。豈漸靡ノ穿ナカランヤ。第自未覺ノミ。渠尙不肯。後十年餘ニシテ不老而皆物故。

○梶原景時、義經ト隙アリ。故ニ之ヲ頼朝ニ讒シ、東奧ニ死セシム。爾ヨリ後、天下義經ヲ惜テ、景時ヲ惡ザル者ナシ。然義經不弟ニシテ、勇畧アリ、亂ヲ作國ヲ爭。ナンゾ衞ノ州吁カ輩ニ止ン。景時蓋謂。頼朝若早計ズンバ悔ト雖益ナカラント。故ニ勸テ之コロサシム。非無思焉。只管ニ梶原ヲ惡ハ、兒女ノ情ナリ。

○一老武云、甚哉今、人ノ外飾ヲ貴コトヤ。吾其物ヲ人ニ贈ヲ觀ニ、其盛所ノ器、裹處ノ苞、費其物ヨリ多。又人ノ刀劍ヲ見ニ、其欛鞘ハ衆工力ヲ極テ以、金漆絲革ノ美ヲ鬪ス。其刄ハ、

乃庸常ノ新刀而已。皆古人ノ深ハヅル所ナリ。不慎ベケン乎。

〇近頃一人腰刀ヲ修製ス。鐶鑊鍔鞘、都テ奇巧ヲ極、意ニ謂。同僚ノ佩處、之ニ及者ナシト。偶人ノ佩劍ヲ視テ、口ヲ開笑。劍主怒テ辱之、卒ニ爭鬭ニイタル。

〇聖武帝、神龜乙丑九月壬寅ノ詔ニ曰、天象變ヲ示。地震搖ヲ顯ス。熟惟、災責予躬ニ在。昔殷宗德ヲ修、雊雉ノ災ヲ消。宋景善ガ言、熒惑之異ヲ弭。遙ニ前軌ヲ瞻ニ、寧後徵ヲ忘ヤ。有司ヲシテ三十人ノ出家ヲ擇、幷ニ諸寺ニ於テ、一七日ノ間、轉經ヲ修勵セシムベシト。甚哉此帝ノ佛ニ惑コト、天地ノ變災ニ遭、殷宗ノ德ヲ修、宋景ガ言ニ效ト欲、反テ三十人ノ出家ヲ擇、諸寺ニ命ジテ轉經ス。何其事ノ相類セザルヤ。奕ヲ學テ繳射セント欲スルガ如。夫德ハ道ヲ行テ之ヲ已ガ心ニ得ノ名ナリ。言ハ心ニ發シテ、之ヲ已ガ口ヨリ出ノ稱ナリ。三十人ノ出家ハ、是三十人ノ心在。諸寺ノ轉經ハ是衆僧ノ口ニ在。殷宗、宋景豈他人ヲシテ其德ヲ修、其言ヲ善セシメン乎。此帝ノ佛ニ惑コト甚矣。

〇此帝天平元年二月、元興寺ニ於テ、大齋會ヲ設、左僕射長屋皇子ヲ、監護ト爲。時ニ一沙彌、比丘ノ座ニ連。僕射牙ノ笏ヲ以テ、沙彌ノ頭ヲ擊、血流テ面下。或人此事ヲ奏ス。帝怒テ、僕射ニ死ヲ賜ト云リ。竊ニ謂。長屋ハ是皇子ナリ。僕射ナリ。豈之ヲ殺以テ、一沙彌數滴ノ血ニ償ヤ。帝ノ昏惑言ベカラズ。且僧徒往々人ノ死ヲ救ヲ以テ務トス。盍僕射ヲ救ザル。僕射已ガ徒ヲ撃ヲ以テナリ。其私心亦甚シカラズ乎。

〇師錬作谷波寺豐然傳テ曰、延暦中ニ、至美州谷波。精舍ヲ構、基ヲ平地スルニ當テ、一石ヲ鑿ニ、忽石中ヨリ油出。シカルヲ希有ノ心ヲ生テ、誓曰我此地ニ於テ、大悲ノ像ヲ安ズ。若博來

世ヲ利セバ、此油益多カランコトヲ願ト。言已ニ、其湧コト泉ノ如。然大ニ喜、便觀音ノ像ヲ安ズ。其油今猶殿中ノ常燈ニ足ト云リ。竊惟、佛氏喜人ニ誇ニ、靈怪ヲ以ス。其實ヲ覆竅スレバ、多ハ皆物理ノ自然ニシテ人ノ希ニ見所ナリ。彼乃之ヲ假テ、已ガ嘉瑞ト爲以テ、愚民ヲ誑。谷波ノ油ノ如是ナリ。請嘗ニ之ヲ辯ゼン。夫火ハ五行ノ一、民ノ賴以生スル所ナリ。一日モ無ルベカラズ。地ノ物ヲ生ズルコト、其用ニ備ベキ者一ナラズ。曰火珠、曰磬石、曰戞金〇〇、曰鑽木、曰硫黃、曰消石、曰石墨、曰石腦油。餘ハシバラク置焉。腦油ノ物タル、陝ノ肅州、鄜州、延州、延長及雲南等處ニ出。石中ヨリ出、泉水ト相雜、往々トシテ流。土人草ヲ以テ挹、缶中ニ入テ、以燈ニ然。甚明ナリ。張華ガ博物志ニ載。延壽縣南山ノ石泉注溝ヲナス。其水ニ脂アリ。黑コト凝膏ノ如。之ヲ然ニ極テ明ナリ。段成式ガ酉陽雜俎ニ載。高奴縣ニ石脂水アリ。采以テ車ニ膏、及燈ニ然ニ、大アキラカナリ。正德中嘉州ニ、鹽井ヲ開ニ、偶油水ヲ得テ以テ夜ヲ照。又謝氏ガ五雜組ニモ載ス。是等モ亦佛法ノ力歟。

〇長門國船木山ニ石アリ。色黑。之ヲ燒ニ能然。土人薪ノ代ニ炊爨ス。夜ハ燈トナス。頗硫黃ノ氣有。余昔山下ニ一宿ス。親見所ナリ。想ニ是前ニ所謂石脂ノ黑コト凝膏ノ如ト云者ノ類歟。山民皆言神功皇后、將三韓ヲ伐トシテ、先此山ニ材ヲ採以テ戰艦ヲ造。是此山ニ船木ノ名アル所以ナリ。其柹化シテ土石トナル。即是ナリト。或人ノ曰、此石乾漆ニ似タリ。故ニ近世藥肆詐テ、乾漆ニ充以テ醫人ヲ欺。醫人豈知ザルベケンヤ。

〇文明中ニ、京極持清、其族多賀豐後守高忠、京師監タラシム。高忠ノ曰、請歸テ婦ニ計ト。人皆口ヲ掩テ笑フ。高忠歸謂妻曰、持清我ヲシテ京師ニ監タラシム。之ヲ肯ンヤ否。妻ノ曰之ヲ肯。

高忠ノ曰、之背不レ背モ正汝ガ心ニ在リ。曰何ヤ。曰今ヨリ後、汝ニ言、雖ドモ然事ニ及コトナクンバ背ベシ。不レ然背ベカラズ。妻ノ曰敢不レ言ト。於レ是高忠、持清ノ命ニ從フ。尤善政アリ。余按ニ、昔者、楚王以レ優孟相タラント欲ス。孟ガ曰、請歸テ婦ト之ヲ計レ之。三日ニシテ孟來テ曰、婦言愼デ相タルコト勿レト云。今比テ思レ之ニ、其與レ婦謀ハ同ト云ドモ、意ヲ用ハ異ナリ。優孟ハ高シテ用ナシ。高忠ハ敬デ實アリ。高忠人殺コトヲ不レ甘。一日出行ス。牛アリ突然トシテ將高忠ニ觸トス。高忠怒テ之ヲ斬シム。人皆震慄ス。人敢法ヲ不レ犯。蓋草ヲ打テ蛇ヲ驚ノ意アリ。

○堀川院康和中ニ、帝殺戒ヲ持、凡血氣アルノ屬、天下人此ニ相觸コトヲ得ズ。山ニ獵シ、水ニ漁スル者、皆饑タリ。或ハ竊ニ犯レ之バ、必深罪ニ陷ス。且夫病ニ寢テ素食咽ニ不レ下、或ハ老羸テ酒肉ノ扶養因者、往往死亡ス。是率レ獸テ人ヲ食ノ類乎。佛癖ノ弊、勝嘆ズベケン哉。

○修齋鎌田氏、素ヨリ佛學ニ耽ル。一日謂レ余曰、伏羲始テ畋獵ス。其肉食ノ爲ナラズ。只猛獸ヲシテ人ヲ害ザラシメント欲而已。余ガ曰、史記曰、結レ網罟以教レ佃漁養二犧牲一以庖厨ス。肉食ノ爲アラズシテ何。大抵佛ニ溺者ノ吾儒書ヲ讀者、鎌田ニ類セザルハ尠シ。

○延元元年七月、義貞深進デ、東寺門ニ到テ、大ニ呼テ曰、請尊氏ト挺身挑戰テ以雌雄ヲ決セン。徒ニ天下ヲ苦ルコトナカレ。尊氏出テ欲レ戰。左右之ヲ諫。此尊氏盍吾寧智ヲ鬪サン。力ヲ鬪コト不レ能トイハザル。

○元亨釋書ニ載。新羅明神、圓珍ニ告曰、佛法ハ是レ王法ノ治具ナリ。佛法若衰バ、王法モ亦衰ント。或人僧ニ問テ曰、明神ノ此言疑ナキコト不レ能。欽明帝以前、佛法アラズ。而治日、常ニ多シ。欽明帝以

後、世ニ行テ、亂日常ニ多。近世佛法更隆盛ヲ極テ、王法尤衰。看來ニ二ノ者相干ザルガ如。イカン。僧默然タリ。

○余諸ヲ東武ノ人ニ聞。往歲東都凶荒ノ餘、滅釀之令シバ〱下。酒家皆令ニ從如ニシテ、私ニ過レ度。諸老以爲姦釀ヲ知者ハ、其家僕ニ如ハ無。再令ヲ下曰ベシ。家僕若來告バ、其主ヲ逐、其財ヲ賜ベシト。衆皆之ヲ可ナリトス。獨ノ老中アリテ臂ヲ掉曰、是ハ民ニ主君ヲ無スルコトヲ教ノ理ト已ニ止。

○山崎氏云、孟子ノ資ヲ以テ孔子ノ德容ヲ象セバ、誰カ相似ズト謂ヤ。然ニ孟子ハ只是孟子ト爲耳。今ノ學者反此ノ英氣ナクシテ、直孔子ニ似ト欲。何其昧乎。

○王氏ヲ學者曰、今ノ學者ハ、譬バ內楊梅瘡毒有者、フカク其發見ヲ恐テ、敢發藥ヲ服セズ。毒常〱內ニ留在セシム。未膿潰ズト雖、畢竟是臭爛ノ人ナリト。此ノ語能、學者外飾ノ病ヲ醫得タリ。

○一武人ノ云、小學ニ曰、孝子ハ高ニ不レ登ト。我輩不レ解。軍中ニ蟻附シテ城ニ登。恐ハ不孝歟。余ガ云ノボルベクシテ不レ登、カヱッテ是不孝ナリ。

○又云、儒者仁ヲ行ヲ本トス。其殺ベキヲ不レ殺ノトガ有コトナシ乎。余ガ云、孔子少正卯ヲ誅シ、齋優ヲ戮コト、猶犬豕ヲ殺ゴトシ。豈其殺ベキヲ不レ殺謂哉。其コロスベキヲ殺。仁ソノ中ニアリ。

○大抵人家ノ新婦、舊家若夫家ニ勝バ、必婦道ニ怠。尤モ非ナリ。昔唐ノ太宗、南平公主ヲ以テ、王敬直ニ嫁。是ヨリ先公主下嫁。皆婦ノ禮ヲ以テ舅姑ニ事ズ。珪ガ父敬直ガ曰、上欽明ウゴク、禮法ニ循テ吾公主ノ謁見ヲ受。豈爲ニ身ノ榮。國家ノ美ヲ成所以ナリ。乃其妻ト席ニ就坐シテ、公主ニ盥饋ノ

禮ヲ行シム。大宗之ヲ然トス。是ヨリ後公主初テ婦ノ禮ヲ行フ。況公侯ノ女乎。況大夫ノ子ヲ乎。吾冀ハ本邦豪貴ノ處士ニ、徧ク之ヲ知シメン。

○唐ノ高宗上元二年九月、道場ヲ三殿ニ置、宮人ヲ以テ佛菩薩ト爲、北門ノ武士ヲ金剛神王ト爲。大臣ヲ召テ膜拜セシム。議者以爲、宮人ヲ以テ佛ト爲ス汚褻甚。此我燈籠大臣ノ事ト、畧相似タリ。高宗ハ唐主ナリ。責ニ不足。重盛奚コノ事ヲスル乎。

○儒生某氏一畫者ヲシテ、自家ノ眞ヲ寫サシム。友人某偶來テ坐ニ在リ、儒生謂テ之曰、足下モ亦寫サシメ玉ハヌカト。友人曰、吁豫州ノ百姓、陳仲弓カ形ヲ圖シ。京師ノ諸民、司馬公ノ像ヲ畫ガ如キハ、則固ニ願フ所也。或ハ子弟迫切ノ情、門生敬慕ノ餘アリテ、コヽニ及ハ可ナリ。躬爲コトハ憚ベシト。儒生赧然タリ。

○古人ノ云琴ハ禁ナリ。人ノ邪心ヲ禁ズ。然ニ我邦今日俗間之諸絃ノ如、反ヨク邪心ニ對ス。但之聽禁ジテ可。

○北條高時宴會ゴトニ、酒九獻則肴モ九種ナリ、楠正成、鎌倉ニ在テ之ヲ聞、以爲漸久カルベカズト。吾今人ノ客ヲ會スルヲ觀ニ、士庶ノ家ト雖、獻每肴アリ。座久トキハ九獻九種ニ不止。正成ヲシテ之ヲ視シメバ、之何ト謂ン。是習俗ノ弊、我輩只自節革スベキ耳。雖然儉ニ過タルモ亦質ニ不禮ナリ。東坡ガ三養說ハ以法ト爲ベキ歟。曰、早晩飯食不過ニ一爵一肉。有尊客盛饌三之。則可損不可增。有召我者預以此告之。主人不從而過是者及是乃止。一曰安分以養福。二曰寬胃以養氣。三曰省費以養財。

○巧哉浮屠ノ佛ヲ衒コト、昨余一客ト、淸涼寺ニ遊、釋迦ノ像ヲ觀。一客ノ曰、是三國傳來ノ靈像ナ

リト。余ガ云不レ然。宋ノ佛工張榮ガ彫刻スル所ナリ。事ハ元亨釋書奝然ガ傳中ニ具ナリ。一客口塞。傍ニ一僧アリ、進曰、是張榮ガ刻所ニ非。奝然宋ニ在テ、優塡第一ノ模像ヲ、聖禪院ニ拜シ、欽慕ニ不レ耐。乃大宋皇帝ニ請テ、張榮ヲシテ之ヲ模刻セシム。既成トキ、是夕奝然ニ靈夢有。因ヒソカニ榮ガ作所ノ者ヲ以テ、諸ヲ聖禪院ニ置テ、眞像ヲ取テ以歸。卽是ナリ。三國傳來ニ非シテ何。余ガ曰、然バ則奝然ガ傳中ニ、那其事ヲ脫。且若信ニ斯言ナラバ、奝然ハ乃是宋國ノ一盜而已。沙門戒アリ恐ハ不レ然。且豈佛人ニ盜道ヲ敎ヤ。

○一醫人謂レ余曰、周禮ト雖信ガタキ者アリ。以十全爲レ上。豈每レ療ニ十病ヲ得レ無ニ一死一哉。余ガ曰、程子說アリ曰。非レ爲ニ十人皆愈爲レ上。若十人不幸ニシテ、皆死病ナラバ奈何。但可レ治不レ可レ治者ヲ知テ、十人ナガラ皆言中ヲ、卽上醫ト爲ト。此語尤白ナリ。然ニ其治ト不レ治トヲ知コトハ、十人ナガラ皆言中ルコト亦不レ難ヤ。吾子ガトモガラノ如、豈之ヲ能セン哉。

○洛東ノ大佛ノ邊ニ行者アリ。人ノ爲ニ事ヲ禱ル。護摩壇上ニ壺アリ。行者、禱主ニ謂テ曰、祝禱畢ラバ、吾神酒ヲ壺ニ沃べシ。事成ラバ壺動ス、成ザレバ動ズ。請以テ徵ト爲ント。既ニシテ神酒ヲ壺上ニ傾ク。壺果シテ跳リ動ク。主大ニ感謝ス。傍ニ一二ノ小兒有テ謂フ。魚其酒ニ苦ムカト。禱主私ニ兒ニ外ニトフ、兒ノ曰、吾コノ僧、活魚數頭ヲ彼壺ニ入ルヲ觀ル。故ニ云レ爾ト。

○儒家ニ二ノ弟子アリ。其人ナリ、一ハ寬ニ過、一ハ急ニ過タリ。師其相偏勝セザラント欲、之ヲ責コト不レ止。余ガ曰、鶴ノ脛不レ可レ斷。鳧脛續べカラズ。盍ヲノ〳〵已ガ道ヲ成シメザル乎。師之領。

○或人問テ曰、世人皆厠ニ如、始テ杜鵑ヲ聽コトヲ忌イムべキヤ否耶。余ガ曰、是但、本朝ノミナラ

ズ、唐ノ蒔段成式ガ酉陽雜俎ニ曰、厠上ニ杜鵑ヲ聞コト不祥ナリ。法當大聲ニ之ニ應コトヲ爲べシト云リ。然ドモ是兒女ノ事、公等ガ諱忌。余少壯以來、ハジメテ之ヲ厠上ニ聞コト、幾度ト云コトヲ不知。未嘗一モ、大聲ニシテ之ニ應ズルコトヲ不爲。然ニ身大患ニ不遭。既ニ中壽ニ垂トス。不祥ノ不爲妄コト灼然タリ。

○本朝婦女ノ學アル者、伊勢、紫式部、清少納言、大貳三位、赤染右衛門ノ輩ニ如ハナシ。其文辭ヲ觀見べシ。然ニ皆聖賢ノ學ヲ識者ニ非。只是漢ノ蔡琰等ノ亞流而已。安其過寡コトヲ得哉。然バ女子ノ學、其誰ニカ適從。曰曹氏ガ女誡等ノ書、先之ヲ讀ズンバ有べカラザルナリ。凡讀書ヲ法。程子ノ夫人侯氏ノ如。相似コトヲ要スべシ。其羞ザルニ庶。侯氏七八歳ノ時古詩誦ス。曰女子夜不出。夜出秉明燭ト。自是日暮則復居閤ヲ不出。既長文ヲ好デ、辭章ヲ不爲。世ノ婦女文章筆札ヲ以テ人ニ傳者ヲ見バ、深以テ非トスルコト。夫蔡琰文ヲ能シテ節ヲ失ト。孰是ニシテ、孰非ナル耶。

○惟覺禪師、居易ト論ジテ曰、心本損傷ナシ。何修理ヲ要ン。唯垢ト淨トヲ不論。一切ニ念ヲ起コト勿。人ノ眼上ノ如、一物ヲ住べカラズ。金屑雖珍ナリト。眼中ニ在バ爲病ト。余嘗傳燈錄ヲ讀、此ニ至テ以謂。金屑未必皆病ト爲ズ。當用べクシテ用之バ、能瞖翳ヲシリゾク。修治セズンバ有べカラズ焉。

○本邦從來佛益顯テ、儒益微ナリ。是ヲ以、世ノ儒生多ク皆幽滯ニ終。之ヲ觀バ、居然トシテ聖賢ノ學ニ倦、間アルイハ緇徒ニ流、甚シイ哉義ナキコト、荀子ニ不云乎。良農ハ水旱ノ爲ニ不耕アラズ。良賈ハ折閱ノ爲ニ不市アラズ。儒者豈幽滯ノ爲ニ其學ヲ廢べケン乎。

一人年強壯ニ垂ントシテ、事業未成。余ガ山房ニ來訪ゴトニ必言。我以不得閒ウレヘイトスト。余之ニ喩曰、造物ノ於人、功名富貴ニ不靳。獨閒ニ靳。天地ノ間日月ノ運行、星辰ノ躔度、寒暑ノ推移、山川ノ流行、艸木ノ生息、機發輪轉、一息ノ停ナシ。天地且閒ヲ不得。豈人ノ得ヤスキ所ナラン哉。是宋儒李昌齡ガ所論、余亦恒云。

○軍令ハ蓋嚴ニ過コトヲ欲。故ニ司馬穰苴、莊賈及使者僕車左驂ヲ斬、孫子、吳王ノ二寵姬ヲ殺。我楠氏、飯盛山會戰ノ時ノ如、小東妻新三郎ガ陣中ニ、女アルヲ視テ、即新三郎ヲ殺。新三郎ハ乃和田和泉守ガ家弟ニシテ正成ガ外姪ナリ。鳳閣有馬公モ亦島原ノ城ヲ攻トキ、後陣ノ健卒、香庄某私ニ前陣ニ入テ力戰シテ功アリ。皆以賞ヲ得ベシトス。然ドモ反誅ニ伏セラル。始余妄ニ謂、不仁ナリト。後來其理アルヲ知。

○諸州之士、老臣ノ我ヲ薦者ヲ呼デ爲依親。依親若君ト相惡コト有バ、多ハ依親ニ黨シテ、君ニ背。或ハ陽ニ君ニ背ズト雖、而陰依親ヲ助。尤皆非ナリ。其亂ニ及ノ後、假饒命ヲ君ニ授モ、亦何其異心ノ罪ヲ贖ニ足。齊豹衛侯ノ兄縶ヲ殺。宗魯固ヨリ豹ニ事テ縶ニ死ス。春秋ニ之ヲ盜書シテ、以テ宗魯ガ非ヲ顯ス。

○念佛僧魯含ガ云、智者傲慢ノ氣ヲ生易。我法ハ智者ヲ不貴。常ニ己心ヲ謙遜ナラシメント欲ナリト。余之ヲ聞、子姪告テ曰、謙ハ君子有終ノ道、自晦シテ德益光アリ。然ニ儒者ノ學、大要智ヲ以テ先ト爲、傲慢ヲ生易所以ナリ。才ニ傲慢ノ氣アレバ、謙遜ニ遠ル。謙遜ニ遠ナレバ、其能道ニ由ン哉。魯含ガ言以空言ナラズ。

○一州主父在時、父ノ臣己ニ親者ヲ愛。父沒後、父ノ臣ノ己ニ疎者ヲ愛スルハ、蓋是漢ノ景帝衛

紹ニ於ノ意歟。昔帝太子タリシ時、上ノ左右ノ臣ヲ召テ飲セシム。衛綰獨疾ト稱シテ不行。即位ニ及デ、待綰有加禄。看來ニ人臣自儲子ニ結ル者、多ハ是奸邪ナリ。宜乎後來其愛ヲ失コト、仕ル者之ヲ思ベシ。

○播州赤松家ノ舊臣、石見太郎左衛門尉、臣ニ事南都。帝ヲ弑シテ三神器ヲ竊、之ヲ北京ニ歸。此功勞ニ由、竟赤松敗絶ノ世ヲ繼コトヲ得タリ。尤モ舊主ニ忠アリ。雖然未幾人ノ爲ニ殺サルヽハ何ヤ。曰渠豫讓ガ趙孟ニ未ル事ノ意ヲ不知。事成義ヲ闕。死ヲ致所以ナリ。

○久我内府太上皇ト郤有、故其罪ニ非シテ爵禮ヲ奪。是節時ニ方、北條貞時微行シ、民風ヲ觀、偶内府閉居ノ門ヲ過、其故ヲ内府ノ臣ニ問。臣ガ曰云々ト。貞時曰然バ盍鎌倉ニ質ザル乎。臣ガ曰、内府以爲、諸ヲ鎌倉ニ質バ我罪ナキヲ以、君ノ非ヲ顯ス。身ヲ喪ニ至ト雖不爲ト。貞時喟然シテ後、遂上皇ニ言其職ニ復シム。箕子ガ曰、君ノ惡ヲ彰シテ自民ニ說コトハ、吾爲不忍ト。禮曰、大夫士國ヲ去テ人ニ說ニ、罪ナキヲ以テセズト。内府其庶乎。

○凶歳人多ク其子ヲ棄ツ。觀者哀憫シテ、コレヲ收メテ死ザラシムル者寡シ。洛ノ四條ノ磨工木屋氏、數人ヲ養テ皆成人ス。慈ト謂ツベシ。

○唐ノ馬燧誅李懷光。夜一村ニ宿ス。田夫ニ是何ト云村ゾト問ニ、曰埋懷村ト名。燧大ニ喜デ曰、吾懷光ヲ誅コト必セリト。我源廷尉義經、平族ヲ伐トキ、勝浦ニ抵追津ニ泊、名ヲ聞、大キニ喜。盖勝敗豈名ニヨランヤ。人情古今如此者アリ。

○清原良枝朝臣、後醍醐、後村上二代ノ侍講タリ。嘗言、人己ガ心ヲ存スレバ萬事不誤。日月之勉ベシ。不存心者ハ、人外ト可謂ト。此語雖急迫而甚敬ニ切。南都幸ニ此人有。當世何經學ニ

不明ナルヤ。

○寛永中ニ醫名ヲ世ニ擅スル者ハ、唯玄冶、玄琢耳。然ニ人皆言、玄冶ガ學精。其術ノ行ル、コト宜。琢ガ學麁ナリ、術ノ行ル、コトヤ幸ナリ矣ト。治聞レ之其姪子及門人ニ語テ曰、人ノ言所故ナキニ非。我昔琢ト倶ニ、業ヲ東井翁ニ受。渠ハ富、我ハ貧ナリ。貧ナル者ハ能勞ス。富者ハ逸シ易シ。是乃人ノ常情ナリ。琢ガ同門ノ爲ニ疑ル所以ナリ。然ニ渠ハ明敏甚我ニ過タリ。且其勤所ノ者嘗カヲ不レ用ハ未レ有。學術曷我ニ減ゼン。爾曹人言ヲ勿レ信ト。治ガ此言、之ヲ諸醫ノアイ嫉ム者ニクラブレバ有レ間。

○古記ニ曰、醫官雅忠、客ト坐。一病人入レ門來アリ。雅忠其面ヲ一望シテ曰、此病者必某ノ病ヲ患。之ヲ問バ果シテ然。常陸之介實宗坐ニ在テ、甚之ヲ異トス矣。古ノ醫アルコト、不レ如ニ今之亡一。

○孫思邈カ千金方曰、蝱蛭ノ屬、市ニ光死スル者有バ、市テ用レ之。只雞卵ノ一物ノ如、其混沌未分大段要緊ノ處有ヲ以テ、已コトヲ不レ得バ隱忍シテ用レ之ト。仁ナル哉言コトヤ。醫者其此ニ意ナシト謂ベケン乎。余因思コトアリ。翅醫ノ用ノミニ非。故ナケレバ殺コトヲ不レ用シテ可ナリ。祭祀賓客及老ヲ養等ノ事ノ如ニ至ハ、所謂不レ得レ已隱忍而用レ之者ナリ。彼釋氏一向ニ殺ザルガコトキハ、則固カナ。

○朱雀院馭宇ニ、異星見。天文博士之ヲ勘テ曰、大將之家ニ禍有ト。小野宮右大將實賴ハ、禱禳不レ至所ナシ。而枇杷左大將仲平ハ不レ然。或人、仲平ニ問テ曰、盍レ禱乎。仲平ノ曰、星若禍ヲ大將ニ降バ、其應唯吾ト實賴ト二人之間ニ在。吾ハ老而不肖、誤テ美官ヲ賜。實賴ハ年壯ニシテ才有。若我身ヲ禱以、禍ヲ免アラバ、必實賴ニ不レ利。我皇家ノ爲ニ斯人ヲ惜。故ニ不レ禱ト。

賢ナル哉仲平也。事ハ宇治拾遺ニ具ナリ。

○西村某、能敬デ忠アリ。一夕其君有事郊外ニ微行ス。殿屈從ヲ禁ズ。西村乃其變有コトヲ恐、暗中ニ君ノ之所施從ス。後君之ヲ聞、怒西村ヲ斬。僉曰不仁ナル哉ト。余曰不然。韓非子有言、昔嘗テ令シテ曰、我寢臥セバ、人近ベカラズ。近バ當有刑ト。一日君浴シテ後臥。天寒。小臣其以風センコトヲ恐、衣ヲ取テ君ニ衣ケル。君寤テ問、我ニ衣タル者ハ誰。小臣對ルニ實ヲ以。遂小臣ヲ斬ト。由此觀之バ、既ニ令而後、苟モ之ニ違者アレバ、其情ヲ不問シテ刑之。亦人主ノ已コトヲ不得所ナリ。從仕スル者、知ズンバアルベカラズ。

○寛永中ニ、勢州桑名ノ城、微賤ノ士ニ、川田氏、半左衛門ト號。金百餘兩ヲ水濱ニ拾ヱタリ。翌旦一瞽者ノ物ヲ其處探索ヲ覩。問テ曰、瞽者何ヲカ求。瞽乃泣テ曰、我ハ是坂東ノ瞽ナリ。官ヲ京師買ト欲。昨暮船ヲ下、金嚢ヲ遺失ス。此金ナケレバ京ニ往コト不能。又國ヱモ還ベカラズ。進退維ニ谷。故ニ之ヲ探求。川田其金數ヲ聞バ、己ガ拾所ノ者ト合。遂コト〳〵グ還之。瞽者感喜シテ三分ノ一ヲ留テ、恩德ヲ謝セント請。川田固拒テ一金モ不受。仁ナル哉川田也。有德ノ者ニ不有アタハジ。

○北條時政ハ、蓋齊ノ陳恒、魯ノ季氏ニ近。枉道テ民ヲ得。人ノ後タル者、其故不一。生下テ郎棄人ニ收拾セラル、者アリ。幼孤ノ歸スル所ナクシテ、人ニ鞠ル、者有。君父之ニ命ジ、強テ人ノ後タラシムル有。其餘ハ其ニ述ガタシ。夫自求テ人ノ後トナルハ、是親ヲ忘テ利ヲ貪。聖賢ノ不取トコロナリ。上數者ノ如ハ、自求ト云乎。忘親ト云乎。貪利ト云乎。皆不得已而然。儒者一切ニ非詘ニ笑之。所ニ以不無疑ナリ。頃者一人アリ。幼ヨリ人ノ嗣ト爲。一日拘儒ノ爲ニ唆動セラル。忽多年愛育ノ恩ヲ棄テ以己ガ本族ニ還。彼家ノ翁媼、皆老羸シ、且諸親ナシ。哭泣シテ

之留ドモ不レ聽。吁是何心ゾ乎。譬如下謂二男授受非一レ禮。而溺中嫂於水上悲矣。

○余一夕二兒ト、論語及商書ヲ讀。余ガ曰、使三太甲居二桐宮一。天下不レ疑二伊尹一。伊尹之德至哉。長子敬ガ曰、是德ニ由ト雖、恐ハ亦時ナル乎、周公乃流言ヲ以東ニ居。

○胡子曰、威權已ヲ去、驟ニ正レ之欲レバ、凶ヲ求ノ道ナリ。魯ノ昭公高貴卿之事是ナリ。余謂、我足利義輝之三好ニ於、義昭ノ織田家ニ於モ、亦同日ノ談歟。

○豐臣公朝鮮ヲ伐時、大明御史彭某、給事中張某、經畧宋某等、朝鮮ヲ援スル奏議數篇。王氏鄧壇必究ニ見タリ。余之ヲ讀之ヲ思ニ、中華人ノ怯ニ我ガ兵ニコト甚矣。豈覬覦ノ心有ヤ。

○飛書或ハ匿名書ト稱ス。我俗ノ所レ謂落書ナリ。落書戲ニ近シトイヘドモ、亦風刺スベシ。

○中華吾國ヲ不レ識。其記スル所、土地風俗近似タル者アリ。全非ナル者アリ。和泉南沙界ト說、古ヨリ。唯一姓藤氏ト說、國ニ孟子ノ書ナシト說。皆笑ベシ。

○山水ノ愛、賢愚不レ分、鶴林玉露ニ載。朱文公行處ヲ經ゴトニ、佳山水有ヲ聞、迂途數十里ト雖必往テ遊焉。樽酒一古銀盃、大幾半升容ヲ携、時ニ一杯ヲ引、登覽竟日嘗厭倦セズ。我輩文公愛玩之意ヲ知コト不レ能。身山水ノ間ニ在バ、心境皆自潔靜ニシテ、外誘モ亦殆稀ナルコトヲ覺。絲ナキニ非矣。深愛スル所以ナリ。但假山ヲ家ニ爲ガ如ハ羨カラズ。名門古家勤輙姚坦唯盆山ヲ見シムルニ至。不レ慨矣。

○野州日光山ハ、關以東ノ靈區ナリ。三古祠アリ。日本宮、曰新宮、曰瀧尾。東照大神之宮廟、其中間ニ炫耀ス。溪山ノ勝タルコト亦言ベカラズ。土人古ヨリ食ヲ望人ニ強コト、今也必然ナラズ。但シ歳首祭日及大賓ニ見時、或ハ少之行。余山中遊、僧巫家ニ多假面棒棍等ノ物有ヲ視。問レ之則

言強食ノ其ト。然ニ其強食スル所以ノ故ヲ問ヘバ不レ知ト。或ハ説有ドモ不レ可レ信。或人ノ曰、日光ノ神ハ餓死ノ人ナリ。故ニ後世行レ之以テ神意ヲ慰ス。若然バ則介之推火ニ死テ、世人寒食スルト同日ノ譚歟。

○長崎ハ乃外國諸商ノ都會地ナリ。其俗禮義ニ不レ由、惟利是ヲ務。淫風モ亦盛ナリ。寛文中ニ監司越智姓、河野氏號ニ權右衛門一諱ハ通列、憂レ之切ナリ。乃言我恐ハ異域ノ人、風ヲ此ニ觀以テ、扶桑闔國ノ俗、皆如レ此ト爲。是則憂ベキナリ。因テ嚴令ヲ下、其舊俗ヲ革テ、化スル所アリ。然ドモ交代時有テ既ニ通列東武ニ皈。嘆惜哉。

○歌舞妓ハ、本妓女ノ爲所ナリ。寛永中女樂ヲ禁ズ。故ニ之ニ代ニ男色ヲ以ス。後又男色ヲ禁。是ニ於テ彼徒相謀、美少年ノ髫髦ヲ削去、壯者ノ頭ノ如ナラシム。呼野郎トス。舞トキハ華巾ヲ以其頭ヲ裹。舊ニ依テ男色トナル。觀者之ヲ不レ愛云コト莫。女樂、男色、野郎三品。雖レ若レ不レ同。而人心溺者一ナリ。皆禁過スベシ。

○俗士皆兼好ガ徒然草ハ、乃吾邦ノ論語ナリト。若然バ兼好ハ是、日本ノ孔子歟。未レ審。從來幾人カ斯書ノ爲ニ所レ誤。然ドモ一書盡人ヲ誤ベシト謂ニハ非。只其去取スル所ヲ識ベキ而已。余竊徒然草摘義二卷ヲ著ス。略鄙意ヲ述。此不レ復贅。

○洛人桔梗屋何某ガ家、寳巨萬ヲ積。念佛ヲ尊信スルコト至深切ナリ。僉曰現當二世ノ福者ナリ。辛酉ノ秋、百万遍ノ坊中ニ於テ、人ノ爲ニ所レ殺。夫何故ゾヤ。曰大抵念佛門ノ人ヲ教ルコトヤ。惡ヲ去コトヲ不レ力、念佛ノ功積テ、自然ニ惡ナシト。然ニ其自然惡ナキノ域ニ入ハ、則渠ガ輩ノ輙得ル所ニ非。是ノ故ニ少ヨリ老衰ニ至マデ、惡卒不レ絶。是所ニ以見レ殺ナリ。

○繼體帝、都ヲ山城ノ筒城ニ遷。後又同州乙訓ニ遷。山州之皇居、唯此京及長岡ノミナラズ。

○北小路法印玄恵ガ曰、聖徳太子一代ノ行ニ、分毫ノ誤ナシ。震旦トイヘドモ未ダ曾如レ是ノ聖人アラズト。愚ナル哉言ヤ。前輩論アリ曰、太子不足ノ處多シ。君ヲ弑之賊、之ヲ討コトヲ不レ知、反テ賊ト共ニ國事ヲ謀。一ナリ。守屋罪無シテ殺レ之。二ナリ。臨終ニ及、唯熊凝、増廣ガ事ヲ奏ス。其三ナリ。熊凝、増廣ガコトハ、乃大守寺修新ノ役是ナリ。顧夫推古ハ女主ニシテ、太子攝政ス。其將薨ゼントスル時、豈無レ可レ言ヤ。一言モ國家ニ不レ及シテ、唯寺院修新ノ役ヲ求。是震旦ニ未ダ曾有レ焉。之聖歟。

和漢太平廣記 卷之中

○伊勢皇大神宮者、本朝始祖ノ大廟ナリ。公侯大人ト雖亦輕シク參謁ザルベシ。況微賤ヲ乎。今士庶ヨリ以廝奴爨婢ニ至マデ、滾滾トシテ廟庭ニ拜スルコト、殆虛日ナシ。褻瀆孰甚シカラザラン哉。道ニ志ノ人、豈可不敬遠之乎。

○傳ニ云、神農百艸ヲ嘗、一日七十ノ毒ニ中、而後始テ醫藥アリ。我鴻荒ノ世、少彥名命モ亦始テ民ニ醫藥ヲ敎。然ニ未嘗毒ニ中コトヲ聞ズ、此ニ由之ヲ推ニ、神農七十之毒モ亦信ベカラズ。聖人何毒ニ中コトヲヱテ、而後物性ヲ知哉。

○鹿島明神託言ニ曰、衆人心ヲ月氏ノ敎ニ移、神道ヲ不思故、吾常ニ苦ミアリ焉。大和論語ニ見タリ。

○扶桑六十餘國、神祠其幾千區ト云コトヲ不知。看來ニ大槩皆、浮屠ノ爲ニ所據、唯伊勢內外兩宮ヲゴソカニ浮屠ヲ禦コト、古今一ノ如。凡覡者ノ僧尼ニ似タル者、一切ニ以廟庭ニ近コトヲ不得。神國ノ神國タル所以者、獨茲ニ存ス。

○菅右相ハ、本朝累世ノ儒臣ニシテ、經史ヲ訓點シ、國書ヲ編纂ス。筆ヲ執者尊崇スベシ。而今愚夫愚婦、兒童走卒ノ信奉欽慕スル所以ハ何耶。蓋是僧道賢、妖言ヲ發、人ニ專禍福ヲ禱シムルニ由ナリ。夫賢ガ妖言ヲ看ニ、菅神德ヲ亂ノミナラズ、抑且天下ノ人ヲ千載ノ下ニ煽惑ズ。悲夫。

○或人問菅丞ノ祟如何。余ガ曰、皆後人ノ附會スル所ナリ。曰若是ナラバ、吾曹ノ惑甚シ。伯有厲ヲ爲、子胥濤ヲ起、杜伯弓ヲ執テ、周ノ宣王ヲ射、莊子義杖ヲ執、趙簡公ヲ揕ノ類ノ如、中華ニ亦多之

ノリ。本邦何ナカラン。況ヤ菅公ノ靈怪、其迹尤昭着ナルニ於ヲ乎。曰折取テ譬ベシ。往歳攝州大坂ノ城ニ霹靂シ。毀ル所最モ多シ。人皆恐怖シテ以豐臣公ノ怨氣ト爲ス。識者之ヲ咲フ。後果シテ無レ事。且引所ノ中華ノ諸鬼モ亦古人論アリ。咸之ヲ不レ信矣。

○神令曰、天孫天ニ繼テ極ヲ立、萬民ヲ敎ル所以ノ者凡七事、曰淳朴曰誠正曰愛憐曰尊敬曰清淨曰勤曰勇ト至哉令也、開闢ヨリ以降、既ニ這七事ノ遵守スベキ有リ。何必書ヲ讀デ、然後爲レ學乎。

○古今著聞集ニ載、釋奠ノ前、宣聖孔子人ニ夢ミシメテ曰、我ヲ祭ニ獸肉ヲ用コト勿。我祀ヲ是邦ニ享バ、天照大神ト同座ス。大神ハ肉ヲ不レ欲。故ニ吾モ亦之ヲ不レ欲也ト。此事信ジ難シ。決シテ儒士ノ言ニ非。僧巫齊ニ如レ是ノ話ヲ作テ、以其事トズル所ノ神佛ヲ貴ブ。愚俗敬信セズト云コト靡。儒士豈之ニ效テ、以夫子ヲ黷ヤ。

○林羅浮文集ニ載ス。足利尊氏、紫陽多々良濱接戰ノ時、遙足利學舍ノ聖像ヲ拜シテ、以勝利ヲ禱ル。其戰ニ勝コトヲ得タリト。竊ニ謂。勝利ハ是偶然爾。本義戰ニアラズ。夫子之靈奚助レ之。

○神祠ヲ不レ畏モ亦是丈夫ノ事ト、晋ニ何謙アリ。唐ニ狄仁傑アリ。吾邦ニモ亦菊池寂阿、櫛田宮ヲ射ノ類有。

○文德實錄ニ載。越前守正五位上藤原高房、天長四年美濃守ニ拜シ、威惠兼施、境ニ盜賊ナシ。安八郡ニ溝渠アリ。陂壞水ヲ畜コト不レ能。高房之ヲ修セント欲ス。土人ガ曰傳言。溝渠神アリ。水ヲ過不レ欲。之ニ逆者死ス。故ニ國司歴代癈テ不レ修。高房曰、苟ニ民ニ利有バ、死ストモ不レ恨ト。遂乃築レ堤ヲ、漑灌流通ス。民今ニ至マデ其賜ヲ受。又席田郡ニ妖巫アリ。古來長吏皆恐怖シテ敢其レ郡不レ入。高房單騎シテ郡ニ入、其徒ヲ追補シ、一時ニ酷罰スト云リ。皆後世守令ノ祖襲ベキ所ナリ。

○余嘗森某ニ謂曰、子姦神野鬼ト雖亦甚ダ之ヲ敬。神ニ邪正アリ、正者誠ニ宜敬之、邪ナル者ハ其祠ヲ毀ト雖可ナリ。曰焉邪正ヲ知テ之ヲ分。曰能祟ヲナス者ハ、多ハ是邪神。曰其祠ヲ毀之ガ爲ニ祟ガ如ハ、之ヲ如何セン、曰早其神像ヲ出シ、之ヲ焚ベシ。我諸ヲ豐ノ前州ノ人ニ聞。昔者豐州小倉ノ城内ニ、一小祠アリ。何ノ神ト云ヲ不知。城主以爲、此地多穢ト。祠ヲ城外潔靜ノ地ニ遷ベシト。然ニ忽眼疾ヲ發、欣痛忍ガタシ。左右以テ神ノ祟トス。祠ヲ遷コトヲ止シム。城主怒曰、是邪神ナリ。穢ヲ喜潔ヲ忌。吾謹之ヲ恐ヤト、急ニ其祠ヲ毀、之ヲ野外ニ焚。眼病立處ニ愈。又宋ノ張徹夫嘗一司戶ヲシテ、一淫祠ヲ破シム。兩脚倶ニ軟タリ。司戶、乘輿ニ臥テ往テ廟中ニ罵シ、神像ヲ取テ其腹ヲ剖バ、中ニ一大白蟲アリ、活走ハナハダ以テ急ナリ。投ジテ諸ヲ油ニ置煎之ニ、司戶足即愈。

○或問、邪神ハ是何物ガ成所乎。曰我嘗諸ヲ先輩ニ聞。人ヲ以テ言之。凡闇闇ノ小人、身嚴刑ニ罹、或ハ爭鬪ニ死、或ハ誣枉ニ殺、或ハ畏厭ニ殁セル者、其怨氣[illegible]シテ不散シテ妖ヲ爲。人之察セズ。祭テ爲神、紀州田邊善九郎ノ祠ノ如是ナリ。物ヲ以テ言之、狐狸老物ヨリ以人家犬猫ノ年ヲ經者ニ至マデ、能妖怪ヲ爲、或ハ人ニ憑附ス。其最モ下ナル者ハ、常ニ婢僕賤役ノ徒ニ託シテ、以テ己ガ欲スル所ヲ求。主人ヲ覩バ屈ス。備州ノ蛇神、讃州ノ狗神ノ如是ナリ、聞又汝南神君ノ類アリ。皆不知アルベカラズ。

○古語ニ云、怪ヲ見テ不怪バ、其怪自ラ壞ト、信ナル哉言コトヤ。魏元忠猿狗之異、伊川尊人官廨之妖ノ如、歷々可見。吾邦ニモ亦其人ナキニ非。昔者人家ニ菌爐中ニ生ズ。闔家之ヲ視テ驚惶ス。主人ノ曰、灰モ亦是土、土菌ヲ生、曷怪ヤ。儻是倒ニ生バ、以テ怪スルニ足ト。菌即離倒ス。主人笑テ曰、爾吾言ヲ聞、始テ顚倒スルコトヲ知。何以人ニ禍スルニ足ト。乃チ左右ヲシテ抜テ之去

シム。後果シテ無レ事矣。

○甚哉人ノ福ヲ觀音ニ祈コトヤ。貴賤貧富少長男女、修途不レ憚險艱ヲ不レ避、縕至而輻湊シ、物ヲ奉コトモ無數ナリ。苟モ喜ベキ事ニ値バ、功ヲ觀音ニ歸ス。夫禍福榮辱ハ、大概人ノ自取所ナリ。爲レ之者ハ天ナリ。故ニ書ニ曰、惟吉凶不レ僣、惟天降ニ災祥一在レ德云リ。觀音何與焉。假饒觀音禍福ノ權ヲ擅ニスルコト有トモ、天ニ違テ以人ニ私スルコトヲ獲ン乎。不レ思ノ甚ナリ。

○或人曰、古佛菩薩譬バ、猶源氏物語ニ稱スル所ノ諸人ノ如、人瞿曇ガ言ニ因テ以其像ヲ造。安夫式部辭ニ因畫レ之以其姿色情態ヲ默念スルニ異哉。畢竟皆コレ卷中ノ人、其實有ニ非。曰然バ觀音、藥師等ノ佛、其形相ヲ而現スル者有ハ何耶。曰人ノ默想至切ナルトキハ、必彷彿シテ其思所ノ者ヲ見。是心ノ影象ナリ。

○觀音ノ功德ヲ賣者、其術最タクミ有、景淸獄ヲ出ノ事ヲ作爲シテ以テ、彼經ニ杻械枷鎖即得解脫之文ヲ證。亦盛久ガ免レ刑事ヲ作爲シテ、以テ彼經ニ刀刄段々壞ノ文ヲ實ス。此類、遍擧スベカラズ。是人ノ靡然トシテ、觀音ニ奉事スル所以ナリ。

○阿彌陀ハ是心之尊號歟、念佛モ亦是喚ニ醒之一術歟。

○古人ノ曰、孝ハ妻子ニ衰ト。吾モ又曰。孝ハ佛法ニ衰。夫何故ゾ。父母恩重經曰、欲レ得ニ報恩一爲ニ父母寫ニ此經一、爲ニ父母一誦ニ此經一、爲ニ父母一供ニ養三寶一、爲レ父母持戒布施修福。若能如レ是ハ名爲ニ孝子。不レ作ニ此行一是地獄之人ト。讀レ之者皆謂。我誤テ善父母ニ事ヲ以爲レ孝。便是地獄ノ人ナリト。遂ニ潔淸定省ヲ欠、專此經ヲ寫、齋戒潔室シテ左右就養スルヲ不レ屑、務供ニ三寶一テ吾老親ヲ堂上ニ寒、甚ケレバ家ヲ棄テ山ニ入ヌレバ、父母依歸所ナシ。溝壑轉ヲツルモ亦敢顧ズ。非ニ孝

衰二於佛法一何乎。

○唯念佛ノ一門、彌天下ニ漫、孝道ヲ蠹者劇シ。其言ニ曰、不レ去二百惡一而得二无上之利一、不レ修二一善一而生二於安樂國一云、是故ニ一其說ヲ聞者、其父母ヲ忘テ、專佛ヲ親。況又源空道ニ、說二選捨孝養等諸行一乎。竊ニ惟、生民有テヨリ以來、未孝養ヲ捨ベシト說者アラズ。獨源空公然シテ言レ之。何深意ナカラン。然ニ古人、車ヲ勝母ノ里回。苟父母ニ事者、豈捨孝ノ門ヲ過ヤ。其徒暫捨永捨ノ說ヲ立ト雖、愚夫愚婦ノ偏陋、何能之ヲ辨別セン、五百年來人子這一箇捨字ノ爲ニ、所レ誤者其イク千萬ト云コトヲ、審ニセズ。

○竊ニ按ニ、無量壽經孝字願中第十八ノ條、乃念佛往生之明文ニシテ、唯五逆誹二謗正法一除ノ一句結レ之。其下卷此願成就之文ニ亦此語アリ。可レ謂叮嚀ナリト、所レ謂五逆ハ、以レ殺二父母一爲レ首。是ニ由テ觀レ之バ、彌陀未二嘗輕一レ孝、觀經ノ三福ニモ亦父母ヲ孝養シ、師長ニ奉事スル等ノ四ノ者ヲ以テ爲二初福一。孝養又初福ニ冠タリ。是因之觀バ、釋迦未嘗忽レ孝。善導有レ言曰、若無父者ハ、能生ノ內之因卽闕、若無レ母者所生之緣卽乖。因緣和合故有レ身。以二斯義一故父母因重。及二其長大一不レ行二恩孝一者、卽與二畜生一無レ異ト。佛說如レ彼善導モ亦恁說。孝念佛ト相妨ザルコト明ナリ、而今源空選デ之ヲ捨ヨト說。縱獨妙ノ密旨有トモ、人子タル者可レ聞レ之乎。

○或人、諸ヲ東武ノ人ニ聞。殿下學士ニ問テ曰、聖人ノ道如何セバ行、學士其詳ヲ不レ盡、反テ言、今人容易行コトヲ不レ得ベシト。殿下是ヨリ專ラ禪ヲ開玉フ、儒者皆切二齒ス之一

唐ニ正レ塔スル僧アリ。能塔柱ヲ換人力ヲ不レ假。宋ニモ亦僧懷丙ト云者有。定木浮圖將レ傾ヲ觀テ、乃其柱ヲ易テ以テ正レ之。他人ノ力ヲ不レ假コトヲ示。我俗言ニ相傳。洛東八坂塔カタブク。沙門

淨藏加持シテ正カラシムト、余謂、若夫實ニ塔ヲ正カラシメバ、淨藏モ亦豈懷丙等カ術ヲ知ルノミ而已、豈加持ノ力ナラン乎。

○天竺ノ人、疑獄ヲ讞スルニ四法アリ。水火稱毒是ナリ。我俗ニ所レ謂鐵火ハ蓋彼火法ヨリ出。私謂、此法二人均灼鐵ヲ執。安一人ノ手ハ傷而、一人ハ不レ傷コトヲ得哉。其傷壞偶多少有而已。此ニ因テ疑獄ヲ決ス。恐ハ不幸ヲ殺テ、大慾ヲ宥。天正中ニ齋藤伊豆守某、人ノ爲ニ讒セラレ、豐臣公其鐵火ヲ北野ノ祠ニ執シム。其手傷損ス。幸ニ讒者ノ手ヨリ少、因テ刑ヲ免コトヲ得タリ。時ノ人以テ神助トス。豈其然ヤ。刑ヲ免ハ天ナリ。傷損ノ少ハ是偶然。

○世儒、人ノ爲本卦ヲ考フ、易者非レ之、可ナリ。然ドモ少補ナキニアラズ。愚夫愚婦皆謂。易道ハ神ナリト。所レ遇ノ卦爻ノ辭一モ之ニ違コト有バ、災必及ト云。所ニ以能諱一。

○曆法古來久シテ不レ差者未レ有。本朝千載ヨリ一曆豈能得レ不レ差乎、竊望明者詔ヲ奉、早釐ニ正之一。

○本朝近世人ノ複名、必韻書ニ因テ其歸納ノ字如何ト覩テ後定レ之。此法何世ニ起コトヲ未レ知。竊ニ惟バ、中華古人ノ名ヲ命ズルコト、有レ信有レ義有レ象有レ假有レ類、唯國ト日月山川トヲ以セズ、又官及隱疾ト、畜牲器幣トヲ以テセズ、餘ハ忌所ナシ。故ニ晋ニ太子仇アリ。霍戾アリ。衛石惡アリ齊ニ陳逆アリ。見ベシ中華未必求ニ美字一爲レ名上。而況於ニ歸納之字一乎。無レ理甚矣、或人ノ曰、此本朝ノ制ナリ、源典厩諱ハ義朝、義朝ノ切ハ梟ナリ。是典厩ノ殺レ父所以ナリ。爾後世人擇レ之。余ガ曰不レ然。好レ事者之ヲ作爲。典厩ノ遠祖、鎭守府將軍、諱ハ經基、經基ノ切嬈也。將軍豈如ニ婦女一其性軟テラン乎。伯父河內判官諱ハ義忠、義忠切豬、判官豈如レ豬其不智ナラン哉。典厩之弑逆、其心孝ナキ故ナリ　詎與レ

名字相干。剏又義朝切是堯非梟。

○余嘗一州ニ仕、屋一區ヲ受。一人來告テ曰、是凶宅ナリ。以居コトナカレト。曰何ヤ。曰主ニ不利。數主皆厄害ニ遭ト、余以意トセズシテ、之居コト二十餘年、遂生ナガラ京師ニ還コトヲ獲。白居易凶宅詩アリ曰、寄語家與國、人凶非宅凶ト、信ナル哉。

○洛西鳴瀧ニ瞽者アリ。號松ト名。音律委。能洞簫ヲ吹。向瀧吹之ニ、唯簫聲有テ瀑聲ナシ。人皆之ヲ奇ス。慶長ノ初、一朝勃然トシテ謂人曰、是日風水ニ異常アリ。里中恐ハ禍變アラン。吾謹ト。乃愛宕山ニ登、院ニ一宿。夜中地大ニ震、幾內壓死スル者無數。

○瞽者之年ヲヘテ、幸ニ徹明ヲ得コトアリ。然ニ佯テ不見者ノ爲、ナヲ售ニ其技。亦姦ナラズ乎。肥之前州佐賀ノ城下一瞽者アリ。善獻後少明ヲ得タリ。人知之ナシ。自謂欺ベカラズト矣。將ニ以改業。其父及師之ヲ制スレドモ不聽。父師皆遂之。瞽以意ニ不止。窮ヲ忍饑ヲ受、力テ經書ヲ讀。間又敎ヲ京ニ來求、儒學ツイニ進焉。氏ハ實松名ハ元林。

○狩野昆仲季、畫名相齊。時人皆其妙ヲ稱ス。然ニ季ハ仲ニ不及。仲又昆ニ不及。是乃探幽守信ナリ。其五世祖元信又一時ノ妙手ナリ。明人陳留ノ爲ニ、萬曆中日本ノ畫ヲ得テ曰、精絕ナリト。蓋元信之所筆ナリ。

○茶禮奈何。曰其本蓋畸人逸士ノ幽趣ニ出、淸虛閒淡之體要ト爲。其會之數寄ト謂。是本富貴之相ナキ所ヲ見ベシ。然ニ柳營義政、一茶道ニ耽、漸然奢靡ニ流テ、遂一土器尺璧ヨリ貴、一掛軸千金ヨリ重カラシム。是乃茶道流弊而已、雖然禮ノ本ニ於テハ、尙見ベキ者アリ。將行之ヤ、主賓贊佐並ミナ澡浴シ服ヲ易、狎ト雖必變、敢妄ニ言動セズ。虛ヲ執モ盈ヲ執ガ如、入虛人有如ス。敬ニ非ヤ。

期ニ先ヅ來拜シ、期ニ後レテ又來謝ス。周旋起居進退食息、悉ク皆法有テ、敢テ違フコトナシ。禮ニ非ズヤ。其室ハ雖レ富貴レ畫ズ鏤ズ。其饌ハ王公ト雖、肉菜二四品ニ不レ過。非レ儉乎。而和シテ其間ニ行ハル。梗概如レ此。非レ可レ觀乎。所レ恨ハ、第夫末失エ在耳。茶人盍レ復ニ其本一。

○近聞。京都茶菓ノ鬱養強熟、或ハ萌芽ヲ穿掘、不時之ヲ沽コトヲ禁ズ。後漢ニ已ニ此禁アリ。尤是善政。

○難經曰、人不レ食飲一七日而死ト。看來ニ必然ニアラズ。筑州ニ一匠人アリ。其技之進ヲ、州ノ高良山ニ禱、水穀ヲ絶者七日、日滿テ後徒歩テ山ヲ下ル。後卒不レ病、余其人ヲ面現ス。僧魯含ハ余ガ方外ノ交ナリ。是ヨリサキ七日食ヲ絶コト二次、又無レ恙。

○近世烟草ヲ嗜コト、愈衆シテ之樹者モ亦多シ。最良田美地不レ限。所ニ以穀少一ナリ。夫酒ハ天ノ美祿、羞者饋レ祀、人ノ爲ニ歡ヲ合。如レ有レ可レ闕ハ聖賢猶コレヲ彝トセズ。或之ヲ制止ス。而ヲ況ヤ烟草ニ於テヲ乎。君子如何ゾ是ヲ禁ズルコトノ晏乎。

○煙艸此ヲ多波古ト云。林羅浮以本艸ニ載所ノ莨菪ト爲ナリ。未レ知然ヤ否ヤ。大清人吳興沈穆ガ著所ノ本艸洞詮ニ稱レ之煙艸ト爲。其言ニ曰、煙艸味辛氣溫毒アリ。寒濕痺ヲ治ス。胸中ノ痞膈ヲ消、經絡ノ結滯ヲ開。然ニ臟腑經絡皆氣ヲ胃ニ稟。煙胃中ニ入。頃刻ニシテ身ニ周。是以氣道頓ニ開通。體俱快。然ドモ火元氣ト共立ズ。人ノ元氣豈此邪火終日薰灼スルニ堪ヤ。眞氣日ニ衰、陰血日ニ涸。暗ニ天年ヲ損ズレドモ、人不レ覺耳ト。竊謂、洞詮ニ言所略其能ヲ說ト雖、實ハ則人シテ其毒ヲ知俾ト欲ノミ而已、豈須臾ノ快ヲ爲テ、終レ身之患ヲ遺哉。且夫人初テ吸レ之、眩瞀セザルコト鮮。煙管ノ中ニ油煤アルヲ禽蟲誤甜レ之、卽死。峻烈如レ此。咸常ニ見所ナリ。曷洞詮ニ言所ヲ竢テ而後多毒ヲ知哉。

或人曰、豆醬能煙草ノ毒ヲ解。故ニ吸者病ヲ不成ト。然ドモ豆醬ノ力、安其峻烈ノ氣ニ克コトヲ得ン。銖積寸累、遂爲大患必矣。

○諸州ノ弄臣多ハ是小人。其君之惑ザルハ鮮。重臣モ又彼ガ非ヲ知テ之ヲ不正、反彼ニ賄、其己ガ虚譽ヲ君側揚シメント欲、宜乎彼忌憚所ナシ。嗟乎重臣何、漢申屠嘉ガ鄧通ニ於ニ、相似ザル乎。

○參議千種某內子、眞田氏子ヲ求ト、藥ヲ諸醫ニ乞。各醫植木基長、之教テ曰、歲荒人饑。若賑濟ヲ事セバ、功踰醫禱ト。此言尤好。前漢陳皇后、子ヲ求トシテ、醫ニ錢九十萬ヲ與。竟子ナシ。基長其知之乎。

○一士人アリ。忽短刀ヲ失。遍尋而後之同僚某氏之篋笥ニ得タリ。某氏、衆ノ爲ニ所疑。某氏ニ小奴アリ。深ク主人ノ見疑ヲ憂テ、身ヲ殺以主ノ恥ヲ雪ト欲シテ、一日泫然トシテ自言。吾短劍ヲ盜ト。主卽殺之。幾ナラズシテ又一盜アリ。刑ニ臨謂曰、向ニ短劍ヲ竊モ亦我ナリ。我竊之時、偶人アリ來。故急ニ之ヲ某氏ノ篋笥ニ藏テ遁タリ。全其小奴ガ知所ニ非ト。盜ガ此言、蓋天口ヲ假テ、以小奴ガ誠忠ヲアラハスナリ。亦傷カラズヤ。小奴ガ姓名鄉國、余未詳之。

○兵書モ亦善讀ズンバ有ベカラズ。尊氏、北條時行ヲ佐夜中山ニ伐。時行之兵、八月六日ヲ以至。尊氏ノ云、六韜ニ曰、涉長途可擊云リ。明日必戰ン。議者以爲卽日ニ兵ヲ縱。是六韜ノ義也。何明日ヲ俟ト。蓋至言ナリ。

○楠正成死ヲ決シ、兵庫ニ往トキ、正行ニ櫻井ノ宿ニ警誨シテ曰、汝幼年ノ際ハ、和田、恩地、矢尾等ニ父トシ事ベシ。每事母ニ謀コトナカレ。又學問ニ懈ベカラズ。已十五ニ至バ、專義理ヲ聞、字ヲ識語ヲ記スルヲ要トスルコト勿。只文意詳審、內ニ精熟セシムベシト。善哉言也、今之武人、或ハ學問ル

益ナシト言。正成ガ意異。

○正成ノ曰、將帥ノ軍ヲ發ルコト、必他事ヲ思コトナカルベシ、僅ニ他事有バ、則誤。蓋主一ナリ。太平記評論ノ中ニ、乃言正成嘗諸士ニ夜讀レ四書シムト云トキハ、既ニ程朱之書有コト明ナリ。宜ナル哉其體認持敬ノ功。

○義貞、其子義興力ヲ己ニ不レ戮シテ、直ニ吉野ニ詣ヲ以不孝甚ト爲。議レ之者曰、義貞義興ヲシテ就師ニ、學ヲ得シメズ。年十七ニ至ドモ、一字ノ學ナシ。宜哉其孝弟ノ道ニ懜コト、然バ義興不孝ハ是義貞ノ然シムル所ナリ。余ガ謂、議者ノ言可ナリ、然ドモ孝ハ天性ナリ。必ズ學デ後之ヲ知ニ非ナリ。啻其ノ人ニ有。

○氣ヲ望者、軍中ニ在コトヤ、若能見ザレバ、反事ヲ害ス。在コト無ガ爲レ愈不レ若。新田義宗、笛吹ニ屯スル時ノ如。氣ヲ望者、其篝火ノ照明ナラザルヲ觀、以凶氣ト爲テ深恐レ之。義宗ノ曰、火ノ不明ハ薪少ユヘナリ。是凶氣非。然ニ諸卒皆疑惧ヲ生。遂乃敗走ス。是人氣ニ曳ル故ナリ。始ヨリ此言ナケレバ此事害ナシ。

○上宮太子五憲法曰、講レ大學者非ニ主上勿レ言ニ平天下ヲ。非ニ宰職ニ勿レ說ニ治國ヲ。恐令ニ庶民望ニ州郡ヲ、令ニ造士望ニ天下ヲ。又曰、孔子不レ語ニ怪力亂神ヲ。然吾國不レ同ニ彼國ニ。怪者神之功用也。不レ說則無ニ平神德ヲ。此ニ止

竊ニ謂、凡士ノ學ヲ爲コト、徒其身善セント欲ニ非。抑其君ヲ堯舜ニシ、其民シテ堯舜ノ民トスルヲ以テ期待ス。若治國平天下ヲ以、專君相ノ事爲。之ヲ學シメザレバ、承レ命守レ職力ヲ四方ニ致者ハ誰耶。且大學ヲ講ル者、其國以レ利利ト不レ爲以レ義利爲ヲ不レ知ハ靡。何義ヲ忘利ニ徇テ以テ、望レ州郡、天下ヲ闚ヒ爲ニセン哉、不レ思ノ甚シキナリ、所レ謂怪者神ノ功用ト云々者亦疑ベシ。怪者神ノ功用ニ非

ズ。一氣ノ良能謂ニ之功用。雨暘燠寒風ノ如、各其叙ヲ以スル是ナリ。怪異ニ至テハ、姦神野鬼ト雖モ亦能ス之。誣以功用トシテ、之ヲ貴ニ足哉。此因思レ之、二說恐ハ太子ノ言ニ非。我聞太子ノ說、後ノ人ノ口ニ出者多矣、五憲法モ亦安其然ザルヲ知乎。

○細川賴之ハ、一時ノ賢者ナリ。學ハ不明。嘗テ言人ノ爲ニ謀忠ト曰ト雖、僚友ニ德アレバ、忠ヲ上ニ闕。是不可ナリ。蓋渠人爲ニ謀忠スルヲ以テ、私愛トスル歟。上ニ忠シ人ニ忠アル、何其相妨。

○或人ノ曰、賴之卒、柳營義滿親其櫃ヲ送。厚ニ過ザル乎。曰古禮ヲ按ニ、君ノ大夫ニ於ル、小斂往焉、大斂往焉。於士既殯往焉。此ニ由之ヲ思ニ、義滿ノ此擧モ亦必過タリト爲ベカラズ。今ノ貴人其臣死スレバ、不仕不送、徒人シテ吊シムルニ不過焉。薄ノ至ナリ。其薄ニ過ヨリ寧厚ニ失セン歟。況義滿ノ於賴之、成上、禮樂ヲ脅ニ賜、底ノ意有ベキヲ乎。

○齊人話食（配膳ノ者チ叱 食味ニ難ヲ言）ヲ好者アリ。食スル毎ニ、其僕ヲ詬、必器皿ヲ壞ニ至。余ガ相識所ノ一人モ亦如此。之要スルニ嗜味ノ致所ナリ。可不戒哉。

○本邦諸州死刑時ナシ。春夏禁之。天地成長ノ時ナレバ、當ニ誅殺セザルベキヲ以ナリ。

○記ニ曰、天子ハ多少ヲ不言、諸侯ハ、利害ヲ不言、大夫ハ德喪ヲ不言ト。高貴固如此ナルベシ。看來ニ、士太夫侯牧之會話間ニ、或ハ其封邑租庸、調ノ多寡、府庫倉之事ニ及、亦凡近ナラズ乎。或人ノ曰、百年前ノ士風、之今ニ較バ、則差高。苟利ヲ言ヲ好者有バ、不與交。

○貴人多猿樂ヲ好。甚ケレバ躬歌舞ヲ親ス。豐臣公ノ如是ナリ。此則伊訓三風ノ一、十愆ノ二ナリ。曰惟茲三風十愆、卿士身ニ一モ有バ、家必喪。邦君身ニ一モ有バ、國必亡。臣下不匡、其刑墨ス。可不愼哉。

○增續韵府群玉ニ、華陽國志ヲ引テ云、夜郎初女子アリ。遯水ニ浣。三節大竹有テ足間ニ流入。其中ニ聲アルヲ聞テ竹ヲ剖則一子ヲ得タリ。懷歸シテ養レ之。其長ニ及デ、武才有。自立シテ夜郎侯ト爲。竹ヲ以爲レ姓。我竹採ノ翁物語ハ、之ヲ傅會スル歟。鴨川丹塗ノ矢モ又同日ノ譚ナリ。

○晋劉琨、晋陽ニ在シ時、嘗胡騎ノ爲ニ所レ圍。琨、月ニ乘ジテ清嘯ス。賊之ヲ聞、悽然タリ。我熊谷直實モ亦夜敵城ニ迫、深ク城上ノ笛聲ニ感ズ。武人自レ古此情有。

○皇朝類苑ニ載。秦州ノ趙抱一、牛ヲ田間ニ牧。一夕人アリ召レ之。以レ杖引行。杖端ニ氣アリ。如レ烟ノ、其香悦ベシ。俄ニ至レ山崖絕頂。數人會飮シ、音樂交奏スルヲ見。抱一駭莫レ能測。巡撿シテ其ノ下ヲ過ニ、音樂ノ聲ヲ聞、以爲群盜權集スト、民ヲ呼山ニ梯シテ上シメ、既至バ覩所ノ者ナシ。唯抱一獨アリ、援テ以下レ之ト云リ。我謂、此乃神仙ノ徒歟。事ハ本邦天狗ノ所爲ト相似タリ。中華ニモ又天狗アル歟。

○王充ガ論衡ニ曰、周ノ時天下太平ナリ。越裳ヨリ白雉ヲ獻ジ、倭人鬯草ヲ貢スト。余竊ニ惟ニ、越裳人來ハ蓋周公ノ時ニシテ、我神代ニ當ナリ。倭ノ周ニ使スル者其何人ゾ哉。鬯草モ又何ノ草乎。

○武州金澤ノ學校、管領源成氏ノ時ニ至テ、猶多學徒西北ノ國ヨリ來ル。惜哉今烏有ト爲。

○韓非子曰、儒者ハ猶レ鹿、吏者猶レ馬。其有用ト無用トヲ以言ナリ、吾邦今日ノ儒生、唯口能經書ヲ說テ、其食ヲ足兵ヲ足如ニ至ハ、俗吏ニ不レ及者遠。宜哉其鹿喩。

○大約唐人ノ武事ニ於、貪故ニ能勇ナリ、憍故能人勝。其君唯其勇正人ヲ喜デ、貪憍人ヲ不レ見、善士ヲ不レ得所以ナリ。若其勇ヲ喜デ、且能貪憍ヲ制セバ、國中善士多。

○子貢事レ孔子一年ニシテ自謂、孔子ニ過ト、二年ニシテ自謂孔子ト同、三年ニシテ自謂孔子ニ不レ

及ト、遂言。夫子ノ牆ハ數仭、我ガ牆ハ肩ニ及。又曰仲尼ハ日月ナリ。得テ踰コトナシト、吾邦ノ儒家、考亭ヲ非毀スル者アリ。是子貢初年ノ心乎。

○浮屠好相ヲ觀ズレバ、來迎ニ遇。是思念存想ノ致所、猶漢武李夫人ヲ見類ノゴトシ。自外至者有ニ非、若外ヨリ至者有ハ則邪魅耳。

○宇治拾遺物語第八卷ニ載、昔者有僧、廬ヲ愛宕山ニ縛、修錬日久背廬ヲ不出。山中ニ一虞人アリ。尊ニ信此僧ニシテ、時々來拜ス。一日僧虞人ニ謂テ、曰我多年持經ノ功積ヌル乎。近頃夜々普賢菩薩此ニ來現ス。汝留在我ト共拜ベシ。虞人謹デ諾ス。時維秋天、夜將半ニ過トス。普賢菩薩白象ニ乘來、僧五體ヲ地ニ投拜伏シテ未起。虞人後ニ在テ之ヲ熟視シ、乃其菩薩ニ非ヲ知。仍急ニ一矢ヲ放ニ、普賢絃ニ應メ倒、乃老狸也。

○又第十三卷ニ載。濃州膽吹山ニ專修念佛沙門アリ。一夕空中ニ聲有。沙門ニ告テ曰、汝念佛ノ功積。明日未時ニ、吾來迎スベシト、沙門觀喜踊躍、念佛スルコト口ニ不絶、西ニ向テ待。既シテ炎氣發シ、佛身見、觀音蓮臺ヲ擎、沙門ヲ之ニ上シメ、雲ニ乘テ去。從弟皆感泣シテ、念佛ヲ修ス。一日其徒ノ下賤ノ者數人、院ヲ出薪ヲ深山ニ採。高樹上ニ有人、叫喚スルヲ聞。僧皆怪之、一二人ヲ其樹ニ上シム。樹ノ末ニ一老僧アリ。裸裎シテ葛藟ニ被縛。之ヲ觀バ、我師ナリ。二僧愕然トシテ急ニ其縛ヲ解以下之、負テ院ニ歸、是亦老狐狸天狗所爲。

○宋ノ太宗詔シテ、中官ヨリ以下、衣服並ニ金ヲ以飾ト爲ヲ得ザラシム、本朝今日ノ令ト符合ス。竊ニ覬コノ令命、長變替セザランコトヲ。

○武城多賀氏左近某、常ニ宇治茶ヲ啜、ヨク其園ヲ識。初余之ヲ不信以偶中ト爲。近一書ヲ讀曰、建安

ノ能仁院ニ、茶僧有。茶ヲ采造得コト八餅、石山白ト號。蔡君謨時ニ建安ニ在。僧四餅ヲ以君謨ニ遺。而四餅ヲ以密人シテ京師ニ走シメ、王禹玉ニ遺。歳餘シテ君謨被レ召テ闕ニ還、禹玉ヲ訪。禹玉子弟ニ命ジテ茶筒ノ中ニ於テ、茶ノ精品ヲ選、碾テ君謨ニ待。君謨甌ヲ捧未レ嘗、輒曰此極テ能仁院ノ石山白ニ似タリ。公何從得レ之。禹玉未レ信。茶貼ニ索テ驗レ之乃服ト。是ニ由テ之觀バ、多賀氏茶蘭ヲ識モ亦偶中ナラズ。

○一壯士常ニ謂フ。樊噲勇力ノ事トイヘドモ我何ゾ爲ザラント、斯人偶林羅山翁ト會シ、問テ曰ク、樊噲勇力其最尤タル者、請コレヲ聞ン。滿坐以爲翁必ズ鴻門危急ノ事ヲ告ント、翁答ルニ排闥直ニ入、高帝ニ面責スル事ヲ以ス。壯士芥然タリ。

○文武帝慶雲元年、京師年八十以上ノ者ニ、詔シテ咸賑恤ヲ加。可レ謂レ仁矣。後或因レ之。近世肥州此事有ヲ不レ聞、或曰前肥州保科公、常酒肉ヲ其封内高季ノ者ニシメムト、未レ知然ヤ否。

○先儒之言ニ曰、持養ノ久、則氣漸和ス。氣和スレバ望レ之者意消シ、忿解テ怫ヲ招ノ患ナシト。余屢之ヲ試ニ必若ニ斯言一。然ニ氣和ル者尤得難。昔者高雄ノ文覺、未西行ト相識ズ、常其風ヲ聞惡レ之デ曰、吾西行ニ逢バ、必大ニ辱レ之。一日西行高雄ニ登リ、文覺ヲ問、徒弟皆驚テ曰、吾師大ニ辱レ之賊。既文學相對スルニ、反テ相悅情舊知ノ若、西行雖レ爲ニ浮屠一亦、和ヲ得タル者ニ似。

○一宮家有レ子。年十七八、懦弱ニシテ事ニ不レ任、父憂レ之。以テ余ニ謀。余ガ曰强テ勞ラ作シメテ可ナリ。父ノ曰習コト不レ能。余曰、何不レ能。昔宋ノ壽皇、宮中ニ在、常ニ二漆柱杖ヲ把、後苑ニ遊、偶忘レ携ヘレバ、小黄門ニ命ジテ、之ヲ取シムルニ、二人力ヲ竭曳來。蓋精鐵ナリ。壽皇方有ニ意ニ中原一故ニ陰ニ自勞苦ヲ習コト如レ此。卽レ此觀バ、天子スラ猶能習。況公卿大夫ヲ乎。況吾子之一乎。

○或人將娶婦、其家素不富。然ニ其宅ヲ飾、其婢僕ヲ増シテ、以テ婦家ニ敵セント欲。余其父ニ謂テ曰、先儒有言曰、天下ノ事其實有テ、其形ヲ不露者所爲シテ不成云コト無。其實ナクシテ、先示其形ヲ所爲トシテ不敗ナシ。吾子ノ子其實ナクシテ、先其形ヲ示。我恐ハ婚媾或ハ變有ン。婦家果シテ負約矣。

○明主豐臣公ニ贈書ヲ、僧承兌讀諸公前。其略ニ曰、爾豐臣秀吉崛起海邦。知尊中國。遣求内府。恩可斬於柔懷。茲特封爾爲日本國王。爾其念臣職之當修、恰循要束感皇恩之已渥。無替欵誠云々。公聞テ大怒聲ヲ勵テ曰、明主我ヲ封日本王ト爲。是何ノ言ゾ乎。我武略ヲ以功ヲ立。渠ガ力ヲ不藉。前日小西行長、謂我曰、明主乃言、我ヲ立テ大明國王ト爲ト。繇是軍ヲ班。行長我ヲ詭欺。且我本朝ニ在テ、若明ニ内附スルコトヲ求バ、其罪豈輕カランヤ。急ニ行長ヲ呼回、我斬其首心ヲ快ベシト云々。大ナル哉公ノ膽ヤ。大明ヲ視コト猶一个國。天下萬世豈復容易如是ノ人ヲ生ゼン哉。然其行長ガ言ヲ信ジ、大明王ト爲ト欲ルハ不明ナリ。所謂吾本朝ニ在テ、若明ニ内附スルヲ求バ、其罪豈輕ンヤトハ得之。蓋不忘己之爲人臣也。

○師錬ガ資治表ニ載。用明二年、帝群臣ニ詔シテ曰、朕思三寶ニ欲歸、卿等之ヲ議セヨト。物部守屋、中臣勝海詔ニ違、議曰、何背國神敬他神也。蘇我ノ馬子ガ曰、隨詔助ヲ奉ベシ。詭異計ヲ生。八耳王子、馬子ガ手ヲ握曰、三寶ノ奧ハ、庸人不委、奸黨交進、聖明ヲ抑蔽。卿邪誣ニ不屈忠直ト謂ベシト。余竊ニ謂、八耳王子、人聖徳ト稱ス。其馬子不知ハナハダシキコト、曷此ニ至乎。馬子ガ此時ヲ失テ、未幾シテ崇峻帝ヲ弑ス。夫爲臣之道、諫諍是ヲ忠直ト爲。弑道是忠直乎。王子守屋勝海等ヲ以テ庸人ト爲、奸黨ト爲。獨馬子ガ手ヲ握テ、以忠直ト稱ス、不明ナルコト孰ガ甚カラン。然ニ

八耳以下三十五字、日本紀ニ不レ見。恐ハ師錬鑿空得出テ、私加レ之歟。

○書曰比ニ頑童ニ時謂レ亂風。此乃男色ノ權輿歟。古來之戒ノ深コト以テ見ベシ。然ニ大家ノ男色アル、其ノ男若資質好トキハ、還テ國ニ補アリ。何者其於君言ハ則用レ、諫バ聽、面折廷爭ト雖亦敢テ不レ恐。是故ニ君ノ非心ヲ格コト、老臣ヨリ過リ。惟交色ノミナラズ、余其人ヲ親見ス。但彼前關白家平公ノ男色有ハ益ナシ。尤宜レ禁レ之。

○余嚮ニ友人ノ家ニ遊。其家、偶灸レ病兒。艾炷至小壯數極少。間、又火肉ニ未レ至有ニ去レ之者。加旃甘油膩ノ物ヲ以頻々ニ啖メテ、其啼ヲ止。吾言是病ヲ治スルニ非シテ、病ヲ加ナリ。不レ死何ヲカ竢。後數年果シテ以レ痢疾死リ。愛ニ溺ノ害人思レ之。

○池田老人子多。或ハ農ニ隱、或ハ人ニ仕、或ハ儒ト爲、或醫トナル。老人余ニ語テ曰、業各其欲スル所ロニ從フ。敢テ吾意ヲ不レ用如何。余曰好。褚子言ズヤ、其意ニ得ニ非バ、之ヲ教ドモ不レ成。

○盛哉文武帝ノ道有コト也。大寶元年ニ、始テ釋奠ヲ行ジ、二年ニ諸國ニ令シテ、今年ノ田租ヲ出スコトナカラシム。同年又詔シテ曰、曾祖ヨリ下、玄孫ニ至テ、奕世孝順ナル者、擧レ戸給、復門閭ニ表旌シテ、以義家ト爲。三年五位已上ノ賢良方正ノ士ヲ擧シム。慶雲元年、京師年八十以上ノ者ニ、咸賑恤ヲ加。事ハ皆續日本紀ニ具。悉ク是後世ノ主人、祖襲ス可キ所歟。

○孝謙帝女主ニシテ、淫行アリト雖、亦英烈而才略多シ。且明ニ於孝道。天平勝寶八年ニ、聖武帝崩。皇太子道祖王子諒闇ニ志淫縱ニ在。敎勅ヲ加ト雖、不レ改。於レ是廢レ之。天平寶字元年勅曰、古者治レ民安レ國必孝ノ理ヲ以テス。百行玆リ先ナルハナシ。天下ニ令シテ、家ゴトニ孝經一本ヲ藏、精勤誦習スベシト。百姓孝行、人ニ踰、卿閭欽仰者有リ。所由長官具ニ名ヲ以薦ベシ。其不孝不恭不友不順ナル者ノ

有レバ、陸奥國桃生、出羽國小勝ニ配シテ以風俗ヲ淸シ、邊防ヲ捍ベシト。

○圍棊之害ヲ爲コトヤ。昔猶レ今焉。大伴宿禰子蟲、與ニ中臣連東人ニ對局ス。東人失言アリ。子蟲劍ヲ引テ斫レ之。

○佛泛愛ト雖、極重惡人ヲ宥ハ、唯彌陀ヲ推。今ノ浮屠ハ例ノ惡人ヲ宥ルヲ以已ガ任トス。故ニ國政ニ害有。若夫哀矜惻怛ノ直情ニ出トキハ、猶可ナリ。但已ガ法威ヲ耀シ、國政ト相抗衡セント欲。疾ザルベケンヤ、往歲攝ノ大坂ニ、僕夫ノ其主ヲ鴆殺スル有リ。此是其項ニ鋸シテ、以天下ニ徇ベシト。僕夫ガ父、僧鐵眼ニ謀。鐵眼、罪ノ輕重ヲ不レ問シテ、奇計ヲ出シ、其刑ヲ免シム。眼何人ヤ。黃蘗隱元ガ徒ニシテ、略見所有者ナリ。安彼罪人ノ不レ可レ宥コトヲ知ザラン哉。只是ワタクシニ徇テ、恩ヲ市而已。

○一大家築レ館既成。浮屠巫覡相會シテ以永固禱。闔家處シテ符章ヲ不レ貼云コトナシ。儒生某氏偶來視レ之。館主ニ謂曰、災ヲ弭ルノ道、必呪禱在ニ不。別ニ玅術アリ。願ハ公行レ之。館主曰、請之ヲ敎ヨ。儒生曰、何其深尋遠求レ之。保胤池亭記ニ曰、人ノ家ヲ造、仁義ヲ以棟梁ト爲、禮法ヲ以柱礎ト爲、道德ヲ以門戶ト爲、慈愛ヲ以垣墻ト爲、儉ヲ好ヲ以家事ト爲、善ヲ積ヲ以家資ト爲。其中ニ居者ハ、火モ不レ能レ燒、風モ不レ能レ倒、妖モ不レ能レ呈、災不レ能レ來、鬼神モ不レ可レ窺、盜賊モ不レ可レ犯。其自富其主是壽シ、可レ不レ謂ニ之玅術一哉。

○日州光秀、既織田公ヲ弑シテ、桃花坊在、洛人献レ糭ヲ。光秀菰葉ヲ不レ脫シテ啖レ之。一人望ニ見之一曰、斯人大君ノ器ナシ。何ヲ以天下ヲ有也、不日ニシテ冠至。

○光秀ガ兵、本能寺ヲ圍、四面始テ擾動ス。織田公ノ睿明モ不レ得レ察レ之、反テ他人指、猶不レ能レ視嗟

上之塵。

○詩歌會議ノ間、一人卒爾トシテ曰、吾定家ノ歌ヲ不愛セ。衆口ヲ掩テ笑。其人赧然タリ。一儒側ニ在テ從容シテ曰、倭歌ヲ雖不知、其趣何詩文ト異ン。歐陽子不好杜詩。晉眉山不好史記。史記杜詩其文非拙。歐陽子、蘇子其人非愚、人情各有好惡。惡雖工、如王之不好何ガセン。滿座言者ナシ。

○寛永中武城井上氏謂執事土井公曰、公ノ決事於官莫所不當。吾甚其明ニ服ス。公ノ曰非明。吾ニ術アリ。曰何ヤ、曰、會議ゴトニ、吾人ノ上ニ在故ニ、先下坐各ニ所見ヲ陳シメ、其衆言ノ中ニ必吾ガ不及所ノ者アリ。因テ其言ヲ執リ、少之ヲ潤飾シテ、以己ガ見ト爲。所以寡過ナリト。井上滋歎之。書生聞之曰、家語ニ曰、孔子爲魯司寇斷獄訟。皆進衆議者而問之曰、子以爲奚若。某以爲何、皆曰ト云々、如是シテ然後、夫子曰、當從某子幾是ト。今土井公書ヲ不讀、道ヲ不聞、胡爲其事ニ處シテ似聖人哉。余謂似則似矣。若其心ノ公私ヲ語則相去コト遠。夫子曰、當從某子幾是。土井公曰、少潤飾之以テ己ガ見ト爲ト云。

○小田氏、山本氏、同一州ニ仕祿モ亦相等。小田恒ニ言。餘暇ノ以友ヲ會スベキ無、餘財ノ以親ニ及ベキナシ。故ニ我不樂。山本恒言、俸祿以親戚ニ及ニ足、公暇以朋友ヲ會スルニ足。故ニ我常ニ樂ト。此孔蔑、子賤ト偕ニ仕テ、夫子ノ問ニ對ル者ニ相近、品高下コト可見。

○諸州ノ守牧、多其執政ノ臣ヲ擇コトヲ知、近臣ヲ擇ムコトヲ不知。執政ノ臣、縱ヘヲ得コト有トモ、左右ノ臣皆其人ニ非バ、十寒ノ患ヲ如何。故ニ仲尼ノ曰、女子必自擇絲麻ヲ、賢君必自擇左右。

○守庚申者其何由耶。曰養生經等ノ書ニ此説アリ。然ニ尸蟲告天事ノ如ハ不可信。古人論之コト

詳ナリ。敢復賛セズ。我聞。是夜、金旺ズ。金ハ收斂ヲ主。釋名ニモ亦曰、金ハ禁ナリ。人皆心ヲ收邪ヲ禁ジテ、以テ金氣ニ應。斯須放逸ベカラズ、所ニ以不レ寢而守ナリ。俗之ヲ不レ察俗ヲ請ウケ、青面金剛ノ像ヲ供養シ、或ハ巫覡尼媼ヲシテ、己ニ代夜ヲ守シム。其自守ルガ如ニ至テハ、又哇音奕棊、飲燕歌舞不レ至所ナシ、如レ是シテ睡ヲ防、則、神助アリト謂、惑ルコトノ甚シキナリ。

○或人曰、俗間ニ日ヲ待月ヲ待テ、祀レ之。是乃庶人ヲ以テ大饗ズルナリ、僭禮莫レ甚レ焉。余ガ曰、是楚南郢ノ邑沅湘ノ間ニ、東皇太一及雲中君ヲ祀ノ類、民間往往如レ此者アリ。以僭トスルニ足矣。

○諸州ノ神祠儻回祿スレバ、乃言、神人ニ改テ祠ヲ爲シメント欲シテナリ。或曰、過兆ヲ示ナリ。或曰、觸穢ニ因テナリト。皆難レ信。安淫祠ヲ惡デ、天之ニ殃スルコトヲ知。昔孔子齊ニ在トキ、周使者適至言、先王ノ廟ニ災アリト。孔子ノ曰、此必、釐王ノ廟ナラン。景公ノ曰、何以知レ之。孔子曰、釐王變ニ文武ノ制テ、玄黃華麗ノ飾ヲ作。天ノ殃、其廟ニ加ルベキ所焉。俄頃ニ左右報ジテ曰、所レ災則釐王ノ廟ナリト。又孔子、陳ニ在。陳侯就レ之燕。行路ノ人云、魯ノ司鐸災アリ。宗廟ニ及ト。孔子曰、及所ハ其、桓僖之廟ナラン。陳侯ノ曰。何ヲ以之知。孔子曰。禮ニ功有ヲ祖トシテ、德有ヲ宗トス。故ニ其廟ヲ毀ズ。今桓僖之親盡タリ。又功德以其廟ヲ存ズルニ不レ足。而魯不レ毀。是ヲ以天災之加ル。三日ニシテ魯ノ使者至、問レ焉則桓僖ナリ。

○聲色ヲ除ノ外ヨク人心ヲ亡ハシムル者三ツ、酒ナリ、碁ナリ、連歌ナリ。州ノ君臣知レ之者鮮矣。

○大宰帥經信、初テ府ニ之時、既筑州ニ入宿縫由ノ驛ニ投ズ。時是仲秋月白風清。館前ニ一大木アリ、枝葉繁茂シ、月影ヲ障碍ス。經信急ニ里民シテ、是木ヲ伐シメ、琵琶ヲ明月ニ彈ジ、達レ曙シテ乃已。時人聞其風流ヲ歎。余竊ニ謂、經信ノ風流則此擧。豈是守令ノ當レ爲レ之コトナラン乎。既其州入テ、土

地ノ辟荒ヲ不看、民人ノ休戚ヲ不問、國ノ喬木ヲ伐テ、以己ガ佳興ヲ求。斯人ニシテ能國ヲ治バ、孰不治國乎。

○遠江守朝時ノ家臣、五代氏之家ニ、一犬アリ。毎月二十七日ニ魚鳥ヲ不食。雖投與之骨亦不齧。數月ヲ以テ驗之ミナ然リ。初五代氏ニ兒子始テ一犬ヲ養、愛憐尤深。小兒病デ某月之二十七日ヲ以死ス。蓋兒ノ爲素食スルナリ。古記之言如此。不亦奇乎。犬之其主ニ忠アルコト、倭漢最多。不足怪焉。然ニ其毎月二十七日ニ不食魚鳥ハ、人ノ彼兒ヲ哀慕スルヲ見而已。亦不欲食ナリ。素食ト言ハ增之歟。

○寛永丙子ノ冬、朝鮮ノ聘使、通政大夫修撰官任絖、號白麓。通訓大夫編修官金正濂、號東溟。通訓大夫記註官黄𣶏、號青丘。來朝ス。中直大夫諸學教授權侙從來ス。此時ニ方テ、吾邦ノ儒ニ林道春、文ニ堀正意アリ。詩ニ石川丈山アリ。醫ニ岡本玄冶アリ。僧ニ最岳元良アリ。道春乃三韓ノ風俗六經之難所ヲ請問。彼不能答。正意寄簡問答、丈山詩ノ唱和ヲ爲、權侙ガ曰、不佞願ハ正意ヲ以文苑ノ老將ト爲、丈山ヲ以詩家ノ正宗ト爲、金正濂疾アリ。其持醫治之不復。玄冶投劑不日ニシテ愈。正濂詩ヲ寄テ以謝ス、昔迺人今見玄冶等ノ句アリ。元良モ亦文會數次、奇語彼徒ヲ驚ス、於戲東方君子國、其人ニ乏カラズ。後世能及此ヤ否ヲ未審也。

○織田信雄、尾州ニ在、豐臣公ト相鬩。池田勝入、其臣片桐半右衛門、伊木淸兵衛ニ謂テ曰、吾信長ノ厚恩ヲ受。義當投命於信雄。如何片桐ガ曰、固ヨリ其所ナリ。不可猶豫。伊木曰、秀吉必天下ヲ有ノ大器アリ。若從ハヾ身全家昌、勝入遂豐臣公ニ屬セリ、片桐ガ曰、義ニ背助景豈善ナランヤト。果敗ニ死於尾州。

○白川院ノ代ニ、時忠、時元兄弟並ニ聲律ニ精シ。一日時忠往、稻荷ノ祭禮ニ農夫ノ神輿ヲ送者笙ヲ吹者ヲ觀。時忠聞之以異聲アリト爲。因テ此笙ヲ借持テ家ニ歸、已ガ笙ト其管ヲ換、號シテ曰交丸。累代之名管ナリ。

○賴朝伐平氏時、範賴、義經ニ教ル所者、盡一日之言ニシテ其趣ハ相反ス。夫子子路冉有進退之對ト略相似タリ。

○大樹啗楠正儀以攝津、河內、和泉、紀伊、伊賀六州之守。正儀不背從着義ナリ。議者ノ言。太平記評論ノ如キハ、殆非學者ノ意。

○一僧余ニ語テ曰、栂尾明惠、茶葉ヲ喫テ美ナレバ、卽起塵ヲ拔テ之採ゼ、其葉以テ喫盡焉、盡美味ニ意ナカランコトヲ欲ト。余ガ曰、是已甚シ、唯食飽コトヲ求コトナクシテ可ナリ。僧曰儒者初ヨリ終ニ至リ麁ヨリ細ニ至ル。只管欲無已甚可ナリ。

○近日儒學之徒苟勵ス者アレバ、親戚朋友閧然トシテ戒之テ曰、俗ト違コトナカレ。只當識時ト。橫渠先生曰、人所以不能行己者、於其所難者則惰。其俗ニ異者雖易而羞縮ス。惟心弘則人之非笑ヲ不顧。朱子モ亦曰、今之人纔這人時ヲ不識說之類、便是觀ベキナシ。亦是親戚朋友之教ル所ニ異ズ乎。

學者年二十爲人峭直ニシテ、凡事其爲ベキヲ見テハ爲ズト云コトナシ。尤人ノ非笑ヲ不憚、三十之後稍柔順ナリ。九十及此、全流俗ニ同。然ニ尙儒ヲ以自居。朱子ノ所謂有人一切ニ削方爲圓、俗ニ隨ヒ苟宜シテ自道。是年高見識長進スル者、其若人乎。

○或人余ニ謂テ曰、某處某氏、近世希有之善人ナリト。余乃聞之、瞻戀ニ不勝シテ、先其行事ヲ問。答ヘ

テ曰、念佛口日ニ若干萬遍、助業モ亦若干一般。資財ヲ不レ吝シテ寺塔建。兼テ經像幡蓋ヲ造リ、且靈佛安廟ノ地、經歷セザルハナシト。余ガ曰、家ニ親ナシ乎、曰老母アリ。能事レ之乎。曰佛ニ事テ晝夜ヲ不レ舍。奚之ニ事ニ暇アラン。曰無レ兄弟乎、曰弟アリ。能愛スル乎。曰過有テ逐レ之ト。余不レ覺嘆息ヲ起テ曰、嗚呼先賢ノ所謂浮屠中國ニ來、善ノ名便錯了者其此人ノ爲ニ發ル歟。

○一言芳談ニ云、後世ヲ念ズル者ハ、糂汰瓶一箇ト雖ドモ之ヲ持ツベカラズト。儒者モ亦此念有。昔者上蔡謝子家極テ好玩多シ。後來克己ノ學ヲ爲、盡舍レ之。尚一好硯アリ。亦把テ人ニ與ヘ、余因テ竊ニ本朝儒佛二門ノ人物ヲ觀ニ、一言芳談之所レ言ノ如シテ、勇猛精進シテ以其道ヲ求ル者、佛門ニ非レ無ニ能上蔡先生ノ爲所ノ如ク剛決果敢ニシテ以其道ヲ求ル者、儒門ニ有コト希ナリ。故ニ吾常ニ言、願ハ彼勇猛精進之脚力ヲ假テ、以吾仁義忠信ノ大略ヲ行ハン。

○元政釋氏二十四孝ニ、大安寺ノ榮好ヲ取。好ガ母ヲ養也、毎日當レ午テ飯ヲ解院ニ受、而一人之食ヲ分四ト爲。一分ハ母ニ奉リ、一分ハ童ニ與ヘ、一分ハ行丐ニ施シ、一分ハ身喫。其身ヲ忘テ物ヲ愛スル可ナリト。甚シイ哉好ガ母ヲ待コトノ薄ヤ。恩行丐ニ等。如ニ漢ノ郭巨ニ分猶憂レ之、將其兒ヲ埋トス。況四分ヲ乎。元政稱レ之。佛徒ノ不レ知レ孝コレヲ觀テ見ベシ。

○澤田保庵、喪禮ヲ論ジテ、近世棺槨ノ薄、斂葬ノ速ナル、皆佛ニ效。余ガ云不レ然、昔佛經ヲ閱曰、佛、阿難ニ告。我涅槃ス。汝等大衆、當レ依ニ轉輪聖王茶毘。阿難曰、其茶毘法則如何。佛曰、命終之後、經ニ停七日ニ乃入ニ金棺ニ既已以ニ微妙香油ニ注ニ滿棺中ニ閉レ棺令レ密ト。觀レ之則近世ノ薄棺急斂ハ、其佛法ニ非ズ儒禮ニ非。惟人情輕薄ノ所レ致ナリ。

○山本氏、屢同僚ヲ怨僕夫ヲ讒、余曰、先儒ノ曰、自家猶不レ能レ快。如何他人却テ能盡。自家ニ快ラン

ヤ。要心ヲ虚シテ以テ善ニ従フニ在リ。子モ亦略書ヲ讀コトヲ知ル。曷無之思乎。

○老子曰、美ヲ好ハ不祥之器ト。其不然乎。伊豆守源仲綱之馬、鹽冶判官高貞之妻ノ類ハ、其尤ナル者歟。

○蔡邕嘗テ會稽高遷亭ヲ經、屋椽竹ヲ見テ、第十六ヲ取テ笛トス。果シテ異色アリ。本朝利休居士、一日山科茶店ヲ經テ屋椽ノ竹茶匙ト爲ベント、其屋ヲ買唯一竹ヲ取數寸ヲ用フト。竹ヲ識雖同其用高下アリ。

○史記ニ曰、子賤單父ヲ治ム。民欺ニ不忍、西門豹鄴ヲ治。民敢不欺ト、我諸州善治者ハ蓋豹之次ナリ。

○備陽ノ大守羽林君光政、儒術ヲ崇信シテ、始終一ノ如。天和ノ夏即世ニ遺言シテ曰、不[illegible]葬祭違忌ニ至ト雖、亦浮屠ヲ勿雜用ト。其不惑佛乃如此。

○本多内史局諱ハ政勝、夏月數吉野川ニ出遊ス。年魚ヲ網セシメテ盡ク士民ニ分賜テ、自ラ其一ヲモ食シ玉ハズ。左右皆怪ム。内史曰、若シコレヲ以テ我饌ト爲バ、我ガ府廚ニ鬻者ヲ失ハザランヤト、此言以テ取ニ足リ。

○江以言詩アリ曰、鷹鳩不變春眠、鹿馬應迷一世情、下句ハ是嘆ノ道長權勢ノ事ヲ言、執政ノ臣卑屈セザル者見ベシ。近日諸州食祿ノ儒生、以言ニ歩驟スル者モ又スクナシ。

○近世諸州ノ老臣、恩ヲ不市者アルコト鮮尤非ナリ。宋ノ李文正公、爲相トキ、人材ノ可取ヲ見テ、將ニ收用セントスルニ必色ヲ正フシ拒之。已而擢用或ハ收用スルニ不足ハ、必和顏溫語シテ待之。子弟其故ヲ問。公曰、用賢人主ノ事。我若受其請是私恩ヲ市ナリ。故之ヲ峻絶シ、恩ヲ上ニ歸シム。若ニ

其不用者。既望所ヲ失フ。又善辭ナシ此怨不取ノ道ナリト云々。竊ニ謂、李公ガ此言、我願ハ之ヲ吾諸州ニ傳ヘ、老臣シテ皆此意ヲ領シメン。看來ニ士人偏黨其國ヲ覆墜スル者多矣。權臣私恩ヲ市不価者未有。

○從四位下信濃守橘良基、幼ヨリ學ヲ好、貞觀六年伊豫守ニ拜ス、十一年常陸守ト爲。十六年累擢ラレ越前守ト爲、元慶八季信濃守ニ拜。政績皆聲譽アリ。雅素清貧、家ニ儲畜ナシ。男十一人有。第六子在公、嘗テ治體ヲ問。良基曰、百術有ト雖、一清ニ不如。紀夏井、讃岐守ト爲、政化大ニ行、秩滿テ將歸。百姓相率闕ニ詣。依之更ニ留コト二年、去時贈遺甚多。夏井一モ受所ナシ。貞觀七年ニ、肥後守ニ拜ス。母石川氏聞之哭シテ曰、嘗聞肥風俗國宰至清ト。身必全カラズ。我子其不絕乎。本邦中世廉吏之夥コト、二子ヲ見ベシ。

○元慶元年及二季、東西京、飢饑ス。常平司ヲ置、官米ヲ出賣コト舊記ニ詳ナリ。後世荒歳若能此ニ由バ、餓莩アリト雖トモスクナカラン矣。

○畿外ノ民蝗ヲ追トキ、呼曰去去實盛ト、問之乃言齊藤實盛、北州ニ死化シテ此蟲トナルト、中華人モ亦云。蝗蟲ハ戰士冤魂ノ化スル所ナリト。不知其所據焉。

○窮鬼ハ乃人ノ惡所ナリ。韓子モ亦送之ノ文アリ。然ニ先儒言コト有、貧士ノ其德ヲ成易、乃窮鬼之力ヲ得ト。信ナル哉言コト乎。吾誠ニ得之。

○藤原爲世言コト有曰、凡物之吉凶有ニ、道理ニ合ハ則吉不合凶ト。宋儒モ亦云卦中全好者ナリ。全不好者ナシ。大率敬スレバ卽好不敬卽不好。皆著明ニ於易矣。

○八坂入媛曰、人其苦ヲ樂ハ則不樂所ナシ。某樂ヲ樂者ハ苦亦從之ト。是可謂格言也。宿儒老

師モ尚此等ノ語不レ有。人媛何爲者耶。先儒ノ所謂逸ヲ好者ト。未ニ必能逸一無レ逸者乃能逸ト。蓋與レ此合。

○近世諸州ノ侯牧、其寵臣有レ喪トキ幾ナラズシテ乃言日數不レ滿イヘドモ出仕ヲ許。其臣卽起早常禮ニ復反テ以爲レ榮。吁是何ノ据所ゾ乎。曰、君子ハ人之喪ヲ不レ奪。故古人三季君命門ニ至ズ。已ヲ不レ得而君ニ朝スレバ、不レ免レ敬。今也五旬ヲ不レ待シテ其常ニ復シム。甚シイ哉吾邦ノ諸君、古禮ニ不レ據コトヤ。

○茶非ニ純良之物一本艸ヲ製スル者、多服ヲ不レ忌ハ靡。其ノ言ニ曰、性和ニ苦寒、久食スレバ人ヲシテ瘦シム。人ノ脂ヲ去、人シテ不レ睡シム。又曰、大渴酒後ニ茶ヲ飮ハ、水入ニ腎經一人シテ腰脚膀胱冷痛シム。兼テ水腫攣痺ヲ患。大抵茶ヲ飮宜レ熱少カルベシ。不レ飮尤佳ナリト云々。但本邦近世家々之飮。幼ヨリ至レ壯、自レ壯老ニ至ルマデ、一日モ缺コトナシ。年八十ヲ過テ、猶病ナキ者不レ爲レ不レ多。蓋性ノ良毒氣ノ微甚、必中華諸州ノ茶ト同カラザル者有テ然乎。抑我邦ノ人、脾氣茶ト相得テ相妨ザル乎。不レ曉有ベカラズ矣。

○茄子之性寒。本草ニ皆言。人ヲ損无ヲ動シ、瘡及痼疾ヲ發、人ヲシテ腹痛下利セシムト。然ニ吾邦ノ人、夏初ヨリ秋末ニ至、頻々ニ之食ドモ、未嘗疾ヲ發ズ。中華本草各天異地物性、何必一ナラン。其毒ノ微モ亦知ベシ矣。又俗間ニ茄子ヲ諸瘧ノ通禁トス。尤信ジ難シ。王隱君ガ養生主論ニ、瘧ヲ治スル方ニ、乾茄ヲ用。草鼈甲ト名。李時珍ガ綱目ニ引レ之曰、鼈甲能寒熱ヲ治ス。茄モ亦寒熱ヲ治。故ニ草鼈甲ト名。卽茄子ナリ。

○宋人本邦三四人之書ヲ觀テ曰、皆ニ王之跡シテ、中土ノ能書ナル者モ亦能及コト鮮矣。今此ニ由テ之

思ニ、吾邦ノ書學モ亦古ニ不レ逮者遠。

○或人余ニ問テ曰、僧師錬、伊勢内外宮ニ佛ヲ疾、僧ヲ忌ヲ覩テ以爲、是神意ニ非ト。其言ニ曰、佛説大集經ニ、四天王ニ勅シ、十方一切ノ鬼神ヲ驅、會ニ赴シメ、佛囑ヲ受正法ヲ護、此神當時豈會ニ赴、佛囑ヲ受テ比丘ヲ嫌ヤト云々。仍テ神宮雜事、聖武帝、東大寺ヲ創スルノ事ヲ引テ證ト爲。理ニ於テ若何、余ガ曰、善哉問コト也。余譾陋ト雖ドモ據ニ鄙意一、大抵浮屠氏ノ援レ神佛入コト、其論皆一家ノ私言ニシテ、天下ノ公論非。況師錬ガ此說、荒忽誕謾ニシテ、猶風ヲ繫影ヲ捉ニ似タリ。孰其信レ之。人鬼二理ナシ。人以之ヲ辯ゼン。夫瞿曇ハ乃菟隅之一王子ニシテ、世ヲ避道ヲ修スル者ナリ。假饒棄禮ヲ厚シテ聘召スルトモ、何ニ由テ十方輙其命ニ從、吾皇又焉遠ク西天ニ幸シ、余ガ所囑ヲ受哉。理ナキコト甚シ矣。大集經取コト有テ爾也。錬ガ言所ノ如ニ非、且神宮雜事之說所ノ如、全國史ニ見ズ。其實記ニアラザル者明矣。何以辨ズルニ足。畢竟僧及佛ヲ忌コト、正是神意ナリ。儻此拙言、神意ニ悖コト有バ、吾神誅ヲ受テ死コト旦夕ニ在ン。願ハ子疑コト勿。

○梶原景時、三綱五常ノ名ヲ不レ知。和田秩父而ニ毀之ニ曰、將軍之重臣之知ズシテ矣可乎。景時慙謝ス、今ヲ以視レ之、則鎌倉ノ人反テ文學ヲ尙コトヲ知。

○諸州其君ノ爲ニ、書ヲ講ズル者、其燕服蹲踞之時、謔浪笑傲之間ト雖ドモ、命有ハ則出、而講說セザルハナシ。是乃聖賢之言ヲ以、茶話之一助ト爲而已。可レ不レ悕哉。昔宋ノ太祖、晩ニ崇政殿ニ坐、學士竇儼ヲ召。儼ニ對スルニ屛樹ノ間ニ至テ見レ之、儼不レ進。中使促ドモ不レ應。上其久不レ出ヲ訝。笑テ曰、豎儒燕服スルヲ以爾ト。遽ニ袍帶ヲ命ゼリ。儼遂趨リ出。以レ學仕者ハ竇儼效。

○諸州世子生時、必蟇目ヲ射コトアリ。此齊產室ニ邪崇ナカラ使コトヲ要スルノミナラズ、抑且桑弧蓬矢

ハ六射之遺意歟。今眞言ヲ唱テ以射レ之ハ惑矣。

○韓非子曰、勢重者ハ人君之淵ナリ。簡公失ニ之□田成ニ晋公、之六卿ニ失。設若吾邦人ヲ以言レ之、三代將軍之北條ニ於、室町殿之三好ニ、土氏之齋藤城州ニ、大内氏之陶尾州ニ於ルノ類ノ如。何枚擧スルニ遑アラン。國君其之鑑察セヨ。

○語ニ曰、寸烱泄突スレバ、灰ヲ千里ニ致ス。尺蟻堤ヲ穿テ能一邑ヲ漂ス。天草四郎、島原ニ據之類、以比ベシ矣。願治之君輔國之臣、毋レ不レ防レ微。

○臘日奴食ヲ竊ミ其先ヲ祭。韓卓、義シテ免レ之。余ガ謂竊デ之供ズ。雖レ人喫ベカラズ。況ヤ神ヲ乎。

○林玄伯ハ雍州伏見之人ニシテ、久武州ニ客タリ。其伏見ニ在シ時、父母皆沒ス。之ヲ火葬シテ墳墓ナシ。後來書ヲ讀コトヲ知ショリ、其非ヲ曉ルニ至泣而悔レ之。余慰之曰、張鼎思ガ琅邪代醉ニ載。近時京丞相仲遠ハ、豫章人ナリ。寒微ニ崛起セリ。祖父皆火化テ、墳墓ナシ。寒食ゴトニ野祭スル而已。中華スラ猶ヲ此類アリ。矧吾邦上下佛ニ溺コト久。其火化ヲ免者宜哉寡コト也。

○筑州上田氏某、年五十餘ニシテ、初テ書ヲ讀ヲ知テ、力ヲ克己ニ用。常ニ謂、士之會戰也、以レ我人ニ勝コト猶且不レ辭シテ、今以レ我勝レ我何ノ難コトカ之有。其困勉褊急ナルコト、以知ベシ焉。坡翁云、貧家淨掃レ地貧女巧梳レ頭下士晩聞レ道。聊以拙自修。余於ニ上田氏ニ此詩意ヲ見。

○京師四宋之學徒、ヤヽモスレバ輙聲色ニ傷ル。蓋其志堅カラザルナリ。昔楊忠襄公少トキ、郡庠ニ處。足茶坊酒肆ニ不レ渉。同舍其守ヲ欲レ壞、之ヲ拉出テ飲。言ヲ朋友ノ家ニ託。實ハ娼館ナリ。公初メハ不レ疑、酒數行シテ娼艶粧シ出。公愕然シテ疾趨、齋舨其衣冠ヲ解テ焚レ之、流レ涕自責ト云リ。其志ノ堅コト乃如レ此。天下之聲色豈能壞レ之。何學徒不ニ以爲ニ烱鑒一乎。

○甲州高坂氏曰、農家ノ子ハ武夫ト爲ベシ。商家ノ子ハ武夫ト爲ベカラズト。然ドモ亦不可必矣。齋藤山城守入道道三、小西攝津守行長等、皆商家ヨリ出ツ。世ニ此類多シ。故ニ高坂言不可必コトヲ知也。

○國俗婚姻古來ヨリ同姓ヲ不避、夫何ノ故ゾ。我聞本邦業ヲ殷人ニ創ト。殷以前六世之外相與ニ婚ヲ爲。是其因來所ナリ。今從兄弟猶不避ハ、蓋其流弊而已。

○近世人家或午時ニ婚ヲ成者アリ。雖如無害而先生ノ法ニ乖。禮家ノ禁ヲ犯コトハ、自非不得已則不行之可ナリ。昔咸陽公主、將婚禮ヲ成トス。太宗使卜之。卜人ノ曰、兩火俱食ス。始ハ榮ヲ同シ、末亦同悴。若晝日ニ合卺之禮ヲ行ハヾ、則終吉ナリト。既晝日將成婚。馬周以禮ニ違常ヲ亂不可用也。太宗從之。

○澤田保房謂余曰、忌日ハ一歳ニ唯一日ナリ。世俗毎月於親死之日喫素。亦謬ズ乎。余曰、忌日固ニ是一歳ニ一日。然ニ喪大記ヲ閱ニ、朔日忌日ナル時ハ、歸テ宗室ニ哭スルノ文、則於他月言忌日モ、亦據所アルニ似タリ。且祭法ヲ按ニ、天子諸侯ハ皆月ニ祭之。大夫以下則唯四祭。忌日而已ト。雖然孝子ノ心、毎月親死スルノ日ニ至バ、其憂平日ノ如ナルニ不忍。故ニ雖不得祭之。而尙素食以終身ノ喪ニ擬。可謂厚矣。大抵亡ニ事ノ道、其薄ニ過ヨリ、寧厚ニ失。程子亦曰、生ヲ奉ヨリ厚クスベシ。

○表記ニ曰、口惠而實不至、怨菑及其身。是故君子與其有諸責也、寧有已怨ト。看來ニ我洛京ノ人、多口惠而實不至ノ病アリ。悲田院堯蓮其心ヲ取テ、其口舍云。兼好法師之歎美ス。然ニ是人怨災ヲ免シムルノ道ニ非。但表記ノ言ヲ守ニ不如。

○往歳アル城上至高ノ處、號天止。瓦ノ縫メテヨリ烟出ル。人ヲシテ登テ之視セシムレバ、小羽蟲之群飛

ナリ。

○曾テ三代實錄ヲ閱スルニ、仁和三年八月四日、達智門ノ上ニ有リ氣。似レ烟非レ烟。或人曰、是羽蟻ナリ。同月八日遂ニ有ニ羽蟻一出ニ大藏正藏院一、群飛竟レ天、屬ニ于船岳一。形如レ虹。陰陽寮占曰、可レ有ニ大風失火等災一ト。何クニテモ城樓瓦縫ヨリ羽蟻出レバ、火災ヲツヽシムベシ。

○或人ノ曰、謂コト勿鬼ナシト。我數見レ之。聞者以爲レ怪。余ガ曰、必皆妄ナラズ。但其見所ノ者、己ガ心ノ影象ニシテ、外ヨリ至ル者有ニ非ルコトヲ不レ知耳。余幼キ時、郷人ノ子謂テ曰、某ノ地某ノ所ニ、夜有ニ鬼物一ト。余數其處ヲ過ルニ、終ニ見所ナシ。此言ヲ聞ニ及デ、後過レ之則猝然シテ一物ヲ見ルガ如シ。十餘歲ニシテ後、復見ルコトナシ。晦翁嘗テ怪ヲ論ジテ曰、人心平鋪着ナレバ、便好シ。若倣弄スレバ、便チ鬼怪出ルコトアリト。信ナル哉。一書ニ曰、人鬼ヲ畏ル故ニ人ニ有レ鬼。猪羊鬼ヲ不レ畏。故ニ猪羊ニ無レ鬼。亦可ニ併按ス一。

○人死スル時、風雨雷電ニ値フ。俗以テ死者ニ罪惡有リト爲ス。不レ然、庸人ノ如キハ只是偶然而已。於テハ大賢一則其存亡皆造化盛衰ノ運ニ關ル。豈變ナカラン哉。故劉元城、粧ヲ掩日風雷正寢ニ轟キ、雲霧晦冥セリ。朱紫陽簀ヲ易トキ、大風木ヲ拔キ、洪水岸ヲ崩ス。我貞觀帝崩ズル時モ亦地動コト五六震、其餘最多シ。皆攷ヘ看ベシ。

○本朝中世ノ僧兵甚ダ盛ナリ。延暦園城之寺僧、根來吉野之山徒、東大興福之緇侶、悉ク皆己ガ當務ヲ不レ務、弓劍ヲ專ニシテ、以テ爭鬪ヲ事トス。可レ不レ惡哉。昔者魏太武帝、長安ニ至リ、佛寺ニ入リ、兵器アルヲ見、怒テ曰、此沙門ノ用ル所ニ非ズ。欲レ爲レ亂ノミト。遂ニ闔寺ノ沙門ヲ誅ス。宜乎織田及豐臣公、有レ事ニ於ニ日枝根來一也。

〇近世諸州之主、小臣之少キ才アル者ヲ擧、政事ニ與シム。後雖知ニ其人非ニ而アヘテ不退之。何可恥コト之有。唐太宗、魏徴ガ碑ヲ踣、人其不明ト稱スルコトヲ未聞。

〇或人曰、紀淑望古今和歌集ノ序ニ、士ノ才ヲ擇ノ語アリ。治道ノ才モ亦和歌ヲ以知之ベキ耶。曰不然。和歌ノ才豈詩ノ才ニ同。不可ニ與政通。趙宋詩賦ヲ以進士ヲ試、呂晦叔奏シテ曰、天子臨軒策士而詩賦ヲ用。賢ヲ擧治ヲ求ルノ意ニ非。惟以詔策咨訪治道セヨト。和歌モ亦類シテ推べシ。然ドモ我和歌ノ道クラシ。其人ニ就テ正之ベクシテ可ナリ。

〇二條院讃岐者、源頼政ノ女ナリ。嘗言世人皆生日ヲ慶、□反テ不忍之。追想スレバ、母氏ノ劬勞甚シ。涙墮テ食咽ニ不下。暗ニ先賢之言ト符。其孝知ベシ。

〇按ニ元亨釋書ニ曰、天平十三年、帝、東大寺ヲ欲創、行基法師ニ勅シ、佛舍利一粒ヲ授、勢州ニ詣デ獻之、旨ヲ告シム。第七之夜、神殿内開大聲ニ唱テ曰、實相眞如之日輪ハ、生死ノ長夜ヲ照却シ、本有常住之月輪ハ、煩惱之迷雲ヲ爍破ス。我今遭難大願ニ逢。渡ニ船ヲ得ガ如。又難得寶珠ヲ受。暗炬ヲ得ガ若。師其舍利ヲ持、飯高ノ郷ニ藏埋セヨト。基歸テ事ヲ奏ス。皇情大悦、止此。釋書若是斯言ノ如ナラバ、則皇家千年如何ゾ神意ニ違テ以、佛事ヲ廟庭ニ禁ジ及祠官ノ僧尼ヲ忌コトヲ不許乎。神モ亦何其所謂渡ニ船ヲ得如暗ニ炬ヲ得ガ如ノ大利ヲ妨礙スルヲ不怒乎。齋宮モ又何憚而佛ヲ呼中子ト爲、經ヲ染紙ト爲乎。且夫神殿内開大聲ニ、實相眞如等ノ句ヲ唱コト、是宇宙ノ大奇事、國史何ゾ脱之哉。菅野眞道、續日本紀ヲ撰、一言之茲ニ及コトナシ。若由此以推之、兒女ト雖其詐タルコトヲ知。行基モ亦敢テ之不言。皆後世愚浮屠ノ傳會スル所ナリ。錬ガ通敏ヲ以不能察之、叨ニ論說ヲ爲、以テ神人ヲ誣。其又一己ノ私ニ蔽也深矣。

○越之後州ノ人、余ニ語テ曰、州之弘智ハ密僧ノ死シテ化ザル者リ。空海ガ如モ亦世ニ其體不壞髮爪猶長ト傳。曰此以貴ニ足者ナシ。先儒云、凶死ノ人及僧道、既死シテ魂不散。聖賢ノ如ハ、死ヲ安ズ。豈散ジテ神怪ヲ爲者有ヤ。黄帝堯舜ノ如、其既死シテ靈怪ヲ爲ヲ不聞ナリ、又曰、僧道務テ精神ヲ養。凝聚シテ不散所以ナリ。然バ渠等久シテ或爲靈怪其徒何耶。唐ニ僧義好ト云者アリ。死後百餘年ヲ經テ不化、亦弘智空海ニ同。皆速ニ朽ガ愈トスルニ不如。

○本邦百官禁闕ニ出入スルニ、跣ヲ以禮ト爲ハ何ゾ也。或人ノ曰、大功臣ニ非バ劍履ニシテ、升殿スルコトヲ不得。スナハチ其ノ緣所歟。

○陳留謝氏ガ曰、果報ヲ圖ノ念ヲ以テ佛ヲ學バ、終成佛ノ日ナケン。竊ニ惟、本邦今日佛ニ事者多昧是理。

○五月半夏生ノ日、我國俗菜蔬菓蓏ヲ不食、井水不汲不飲。曰、是日天、毒ヲ雨ト。豈其然ン乎。

○八月朔日、是ヲ佳節ト爲。啻我邦ノミ匪。宋河東ノ俗、擧以大節ト爲、先人ヲ祭祀スト云。

○山口ハ防州ノ地名、即大内氏之都トスル所ナリ。人家繁密殆京師ニ過タリ。明人王高鵠ガ、鄧壇必究東倭篇之中ニ云、安藝、石見ノ西ヲ山口ノ國ト爲。即古ノ周防州ナリ。國ヲ幷スルコト十二、山城君金印勘合、久爲山口所有。向來人貢俱山口自主。山城惟ニ名ヲ出而已ト云々。大内之盛ナルコト中華人ノ所知猶如此。

○大内義隆累代ノ臣、陶某入道道喜、既老テ家居ス。唯一子アリ。名ハ義清左郎ト號ス。少才アリテ未聞道。道喜之シテ義隆ニ仕シム。義隆之親信ス。一日義清省父語之曰、義隆ノ不君ヲ以。其言甚悖。道喜乃渠ガ黑心有ヲ知、潛ニ家臣ニ命ジテ殺之。因テ通家ノ子ヲ養テ、以己ガ嗣ト爲。是ヲ尾張守ト

稱ス。諱ハ隆房、道喜死シテ隆房反、義隆爲レ之弑セラル。其將反ゼントスル時、隆房ガ家臣、深野彈正康隆、宮川左衞門房勝、諫レ隆房曰、先君道喜翁、子ヲ殺國ヲ安ズ。今君其嗣トシテ反テ如レ此。不孝ノ至不忠ノ極、何天誅ヲ免。切ニ冀兵ヲ罷ヨ。隆房不レ聽。二臣共ニ刄死ス。竊ニ謂、道喜ガ忠義衞ノ石碏ニ過タル者遠。深野宮川ガ督責、夷齊馬ヲ控ルノ風アリ。皆今日之希見所ナリ。噫弗レ感ニ歎之一。

○眞鍋彌介、姓ハ藤原、諱祐重。讃岐國香西郡ノ人シテ、郡主香西伊賀守好淸ガ家族ナリ。好淸ニ家宰アリ。香西大隅ト號。兇暴ニシテ罪ヲ犯。祐重年十六斬レ之害ヲ除。從レ此名ヲ國中ニ見レ知。天正ノ初、土州ノ長曾我部宮內大輔元親、豫讃二州ヲ蠶食ス。讃州綾野郡ニ陣ス。兵勢最鋭。九年二月香西氏與之戰。祐重先死地ニ入、數十人ト血戰シ、急ニ刺レ三士殺レ之、其餘兵追擊テ後退。三士ハ、乃川北左近、小野又五郞、新居久三郞ト云者ナリ。同年七月三好山城守、織田公ノ命ヲ承リ、來與ニ香西氏一長曾我部ヲ攻。此時祐重方レ夜獨行、又敵壘追。鎗ヲ横テ以便宜ヲ伺。二人忽砦ヲ出テ、鎗ヲ執テ祐重ト戰。各姓名ヲ稱シ、會戰一兩刻、雌雄未レ決。因テ俱鎗ヲ投ステ、扠輾轉水ニ墜。祐重急ニ腰刀ヲ拔、水中ニ刺。既首ヲ取テ出呼曰、吾ハ是香西ノ人、眞鍋彌介祐重ト云者ナリ。此城ノ軍正神取彥兵衞ト相擊、首ヲ斬去。城兵盍我ヲ留ザル耶ト、城兵不レ追。幸ニシテ死ヲ免タリ。好淸賞ヲ賜レ之。大ニ勇烈ヲ美、且祿秩ヲ增。十年八月土州ノ人、香西城ヲ來圍、急ニ將レ屠レ之、城兵門ヲ出爭鬪時ヲ移。死傷甚夥。勢不レ可レ當。皆相蹂躪シ遁テ、城中ニ入。祐重殿レ之。敵兵勝ニ乘追テ、城門ニ入。祐重又大奮發、其傑魁二人ヲ縱殺、亦五六人ニ傷。餘ハ皆之城外ニ驅出シ、門ヲ閉テ後已。殺所ノ二人乃大里又次郞、長曾我部小三郞ナリ。好淸又爲レ感書其軍功ヲ稱ス。且賞スルニ良馬及名劍ヲ以。厥後數年有テ、豐臣公興、香西氏亡。公讃州ヲ生駒氏ニ賜。時ニ朝鮮ノ役アリ、祐重乃生駒氏之聘ニ應ジ

テ従之、海ヲ踰、數朝鮮ニ戰鬪シ、鷙悍驚人。一日祐重甲騎ノ暇、嘐々トシテ岸下ニ立。藝州ノ大守左金吾福島君正則、偶岸上過。其下ニ人有ヲ不知、誤テ唾之。祐重大怒急ニ岸上ニ登、左手ニ君ノ袖取、右ノ手ニ刀ヲ拔、謂曰、君何士ヲ辱ムル乎。君之左右敢動コト莫ト。君是人寒士ニシテ、己ガ敵ニ非ヲ視テ、敢テ激怒セズ、卑辭以テ謝。祐重忿解乃釋之、刀ヲ斂退去ス。顏色不變、辭令如常。如是ノ類枚擧スルニ不遑。吾邦ノ黝舍ト謂ベシ。然ニ知之者鮮矣。余幸ニ族人之類後ニ從ヲ以、家錄ヲ閱、老者ニ問、其梗概ヲ聞コトヲ得者仍テ此ニ書シテ、異日史氏ノモトメニ系。

○攝州ノ大守荒木氏、豐臣公ヲ家ニ會ス。老臣瓦林某、大守ニ謂テ曰、織田公若變有バ、天下吾君ニ敵スル者惟斯人ナリ。吾請殺之。大守不允。豐臣公知之、其志ヲ得ニ至テ、遂瓦林斬。瓦林死ニ臨笑テ曰、秀吉不知義人。臣各其主ノ爲ニ謀耳。

○文祿元年、豐臣公肥州名護屋今之唐津ニ在テ、兵ヲ遣朝鮮ヲ伐。二年ノ秋、公親三十萬ノ衆ヲ帥、朝鮮ニ入ト欲。淺野彈正少弼長政、諫之曰、想ニ是狐媚、君ノ心ニ入乎ト。公聞テ怒髮直上シ、且其刀ヲ叩。長政從容トシテ曰ト云々。語ハ太閤記及豐臣家譜ニ具ナリ。嗟乎今日諸州郡一人モ淺野之輩ニ效者ナキ乎。

和漢太平廣記 巻之下

○或人曰、延喜帝耳歯素黒ス。自其與レ人異ヲ悪玉フ。公卿近臣、皆其意ヲ知テ歯ヲ染黒カラシム。是廷臣歯ヲ染ノ濫觴ナリ。未レ知然否。

○或余ニ語テ曰、洛ノ富商那波老人舊家隷アリ。其智、コレヲ老人ニ覘ルニ略明處アリ。病テ將ニ死ントスル時、豫メ壙ヲ穿シメ納ルニ錢金ヲ以シテ殆餘資ナシ。親戚コレヲ制スレドモ不レ聽。往テ老人ニ告グ。老人來リ叱曰、汝ガ錢金、妻子ニ遺ズシテ、壙ニ入ル。是何爲ゾヤ。隷愀然トシテ曰、君我ガ來世錢ナカラシメント欲ルヤ。老人哂曰、汝ガ言邈セリ。錢金豈來世ノ用ヲナサン。隷曰、是君我ヲ欺ク。今君老羸日ニ劇シテ、錢金ヲ聚ルコト曩時ニ倍ス。來世倘シ用ル所無バ、何爲ゾ其然ント。言訖テ卽死ス。是略魏徴、獻陵ノ對ト相類シ、且子魚尸諫ノ意アリ。笑ツベシ。

○俗ニ稱ス。宮城營築ノ時、必此ノ未レ成處アラシム。是安鎭之術ナリト。此言尤好。止營築ノミナラズ、凡事皆然リ。故先儒ノ曰、大抵人家常ニ不足ノ處有シムベシ。十分快意ノ如ハ、天闕之。

○二客坐ニ在リ。甲曰、酒當ニ飲ベカラズ。乙曰、酒當ニ飲ベシ。各其益ヲ稱シ爭テ決セズ。主人乙ニ謂テ曰、足下子アルカ。曰アリ。曰、其子善飲ンコトヲ欲ルカ、抑飲コトナカランコトヲ欲ルカ。曰、飲コト無ンコトヲ欲ス。主人笑曰、然ラバ足下トイヘドモ、實心ヲ求レバ、飲ザルヲ以是トスルナリト。

主人ハ松平豆州牧信綱也。

○源頼朝之卒月、東鑑ニ闕レ之。終ヲ克セラレザルヲ以テ也。是世ニ傳説ナリ。百練抄ニ云、平治元年正

月十一日、右大將頼朝依疾出家ス。十三日ニ薨ズ。暴病暴死ナルコト諒是疑フベシ。

○三齋翁、性茶道ヲ好。故ニ茶器之名ヲ得者多シテ貯之。寛永中ニ往東武ニ在。幕下ノ寵臣加賀守堀田正盛、人ニ語テ曰、我三齋翁ニ詣、名器ヲ觀ト欲ス。其人以三齋翁ニ告。三齋許諾ス。正盛即往寒温事ヲワリ、乃家藏ノ久物若干十種ヲ出、之前ニ陳。皆武器ナリ。正盛ノ素望唯茶器ニ在テ、武器ニ在ニ非。是故ニ愛玩スルガ雖如。實ハ不悅シテ去。人有、翁ニ問テ曰、賀州、茶道ヲ嗜。翁モ亦略知所ナリ。盍出茶器。翁曰武將會ニ武將。器物ヲ觀ト乞ニ、豈他物ヲ雜ヤト。理ナル哉。

○山崎氏云、本邦之陷耶蘇者、渾是義ナシ。蠻夷是等ニ寳ヲ與。我國ヲ覬覦スル耳。假饒生テハ萬戸侯ニ封ラレ、死テハ帝ノ左右ニ在トモ、豈彼ニ黨シテ以テ我父母之國ヲ危スベケン哉。儒者ノ孔孟ヲ尊仰スルコト、猶至ラズト云コトナシトイヘドモ、彼孔孟之徒、若我國ニ來寇ヲ爲トモ、我鋒何孔孟ノ徒ヲ避。即此是義ナリ。

○余東武ノ人ニ聞。昔者、殿下一日庖人天野某ヲシテ、河豚ヲ、前ニ烹シム。天野乃他魚喉ヲ梱截、入曰河豚魚ナリ。調シ以テ進之。殿下乃其河豚ニ非ヲ知ドモ、弗敢言。反テ彼ガ忠誠ヲ感玉ヘリ。按ニ、田汝成ガ河豚ヲ喫說ニ曰、美ニシテ毒アリ。庖治不謹バ能立人ヲ殺。豈其爲人而口腹ニ殉以テ、父母ノ遺體ヲ蔑ニスベケン乎ト。此言尤好。然ニ余其毒ニ中死スル者ヲ面見ス。何汝成ガ言ヲ待テ後知之。忠哉天野。

○昔余一書生ニ禪院ニ遊。僧アリ書生ニ問テ曰、如何ナルカ是儒者之道。書生曰、君君クリ、臣臣タリ、父父タリ、子子タリ。僧ノ曰、這是粗迹、心ヲ說將來。書生曰心迹二無。既是迹有バ、是心有。

○余ガ舊識竹野氏、身面嫩白、屢風寒ニ感、藥ヲ服スルコト殆虛日ナシ。後其君ノ爲ニ所用、日夜

ニ近侍ス。藥灸セズト雖ドモ亦久ク風寒ニ不レ感。二年之後、氣體稍盛ナリ。朱子病人ニ敎テ曰、其ノ志ヲ强スレバ氣隨レ之。些小ノ外邪害ヲ爲コト不レ能ト。斯言誠ニ不レ誣。世人自稟薄ト稱、常ニ深ク病ヲ怯ル、ノ人、不ニ竹野氏一者蓋亦不レ寡矣。

○唐魏玄同、周興素ガ爲レ所レ讒。武后信レ之。怒テ死ヲ賜。或敎ニ之告レ密召見ヲ得コトヲ冀ニ自陳ヨト。玄同歎ジテ曰、人殺鬼殺是等耳。豈能密ヲ告人トナラシ耶ト。乃死ニ就リ。嗟乎我諸州臣、密ヲ告ヲ以テ親信モラル、者衆。何一人モ玄同ガ、此意ヲ知コトナキ乎。

○或人問、妻死テ有レ子再娶ベキヤ否。曰曾子ノ大賢スラ尙不ニ再娶一。矧ヤ庸人ヲ乎。歷菴醫某側ニ在テ曰、我常ニ人ノ子、繼母ニ鞠ル、者ヲ視ニ、其才多ハ實母アル者ニ過タリ。再娶コト必子ニ益ナキニ非ト。此言理アリ。

○人或古人盛名有者ヲ以、稱シテ己ガ遠祖ト爲。其統多ハ不レ正。人モ亦必不レ信レ之。不レ如ニ不レ稱之爲レ愈一矣。黑田筑州ノ大守、諱ハ忠之、常ニ語レ人曰、我家ハ祖父如水之前ヨリ皆凡民ナリト。人反歎ニ其不一レ隱。又宋狄靑ハ、田家ニ出。少トキハ爲レ兵。後樞密ニ位ス。或人告ニ、狄梁公ヲ推シテ祖ト爲ベキコトヲ以。狄靑不レ聽。又狄梁公ノ畫像及告身十餘通ヲ持シテ、詣レ靑獻レ之以テ靑之遠祖ト爲。靑謝レ之曰、一時遭際安敢自梁公ニ附ト。厚贈而還レ之。聞者莫レ不ニ感歎一。好祖ヲ稱スル人、其知レ之。

○世ノ人皆言。茶者僧明惠ニ創ト。不レ然。文華秀麗集ニ、錦部彥公、光上人山院ニ題スル詩アリ。曰、相談酌ニ綠茗一。烟火暮雲間。秀麗集ハ乃嵯峨帝、弘仁中ニ、仲雄王撰レ之。本朝喫茶ノ久キコト、以テ見ルベシ矣。

○桓武帝詔シテ曰、臣子之禮、必避ニ君父之諱一。比者不レ然。自今以後、並ニ改避ベシト。観レ之トキハ、延暦以後之人、不レ可レ不レ避レ諱ナリ。然ニ俗間其父祖之名號、率以テ常ト爲。猝變ヘカラズ。中華猶父子同名ノ者アリ。如ニ隋羅靖、唐陸元初ガ輩一是ナリ。蓋當時人不ニ大怪一ケ。況ヤ本朝乎。

○世ニ傳。平宗盛ハ、乃傘工ノ子ナリト。清盛ノ妻産ス。其男非ヲ憂テ、以子ヲ易ト欲。時偶傘工ガ妻、男ヲ産ニ會。因テ密ニ易之、清盛ニ終身マデ不レ知シム。中華汝南ノ周畬仲ガ妻モ亦女ヲ産ス、密ニ錢ヲ以屠者之男ニ易。是婦女私心之至、統ヲ絶族ヲ亂。大逆可レ謂。尤ソカク之戒ハベシ矣。

○唐ノ張巡、與レ賊戰力竭テ死スル時、西ニ向再拜シテ曰、厲鬼ト爲賊ヲ殺ベシト。我楠正成死スル時モ亦、弟正季ト倶ニ言。願ハ七生マデ人ト成テ、以朝敵ヲ滅ント。其忠心、孰與彼唱以求レ生ニ安樂國ニ而死者上。

○鶴林玉露ニ載。楚公子微服シテ宋ヲ過。門者難レ之。其僕、箠ヲ操而罵曰、隸也不レ力。門者出レ之。世ニ傳所ノ辯慶富樫之奇計。與レ之符合ス。

○按ズルニ、元亨釋書空海ガ傳ニ曰、弘仁帝ノ時與ニ諸宗一辯論ス。於ニ宮中一五色ノ光明ヲ御座ニ放ト。竊ニ謂。是必末徒ノ妄ニ出。若以實ト爲、又議ベキ有焉。首楞嚴經ニ云。其誠ニ不レ覺ニ知魔一著。數レ座説レ法。或手執レ火光。分ニ與所レ聽四衆頭上一。自言是佛。此名ニ山海土木積劫精魅一。此佛既ニ恁說。海ガ光明、所ニ以不レ能レ無レ疑ナリ。本朝神社考ニ亦曰、沙門之慢心及怨慾アル者、多ハ天狗之中ニ入。如ニ傳教、慈覺、弘法等一是也。

○天圭和尚、謂レ余曰、曲陽ノ李家之兒、乃鮑大玄之前身ナリ。半叔子ハ、其隣人亡兒之後身ナリ。人ノ三世有コト見ベシ。余曰、是變ノミ。天地ノ間變モ亦不レ可レ無矣。然ニ君子ハ常ヲ語テ變ヲ不レ語。夫星ハ天文ナリ。昔隕石ト成。然ニ天下之石豈皆星ノ化ル所ナラン哉。羊ハ形化ノ獸ナリ。季桓子井ヲ掘テ羊ヲ得タリ。然ニ天下之羊、豈皆生ニ於土一哉。人モ亦何謂三夫子而有ニ前後身一哉。

○大燈國師曰、肩有バ不レ衣コトナシ。有レ口バ不レ食コトナキト。此言固ニ好。所レ謂天、祿ナキノ人ヲ不レ生。地、根ナキノ艸ヲ不レ生ハナキノ意。

○本邦之船人、皆言。船神ハ女神ナリト。蓋天妃歟。莆田林氏都巡君之季女、幼シテ玄理ニ契。豫禍福ヲ知。室ニ在コト三十年。宋ノ元和ノ間、遂顯應アリ。祠ヲ州里ニ立。至元中、聖海運ニ顯。奏シテ廟ヲ立。天妃ト號。賜ニ大牢一四方恩ヲ受ル人、享祀缺コトナシ。

○世人恒ニ言、人之勇悍、中華四夷詎本邦ニ及ント。余竊ニ惟ニ、未必シモ盡然ズ。各長ズル所ロアリ。若夫關ヲ破リ旗ヲ奪、死地ニ入テ先登スルニハ、中華人固ニ本朝人ニ應レ不レ及。以レ是中華人ヲ視ハ、恰若ニ嬰孩一。其闇主直諫シ、權臣ヲ面折シ、鼎鑊ヲ視コト蔗飴ノ如ナルニ至テハ、中華ノ人尤愈レ。以レ是本邦人ヲ視バ、顧ニ若ニ婦女一。

○漢武故事ニ曰、上嘗輕服シテ、微行ヲ爲。公孫弘、數諫レドモ弗レ從。弘因テ自殺ス。上聞悲レ之。平手中務清秀之死、近レ之。上杉憲春モ亦諫ニ死ス。

○夫子曰、人能弘レ道。非ニ道弘レ人。本邦ニ聖道不レ弘。我明ニ知。是儒門ニ無レ人故ナリ。非レ無ニ智者一非レ無ニ仁者一。唯發弘剛毅底ノ人ナキ而已。是人ナケレバ、則些ノ仁智アリト雖、亦不レ濟レ事。請佛徒ヲ假證レ之。法然諸行ヲ觝排シカテ念佛一行ヲ勸。時君禁レ之。不レ聽竟南海ニ竄セラル。

日蓮諸法ヲ謗毀シ、唯法華一經ニ誇。北條氏制之不聽、遂北濱ニ謫。皆是勇强奮勵ナリ。道ノ爲ニ身ヲ忘タル者ナリ。而志モ亦靡不遂、其道天下ニ行。佛ハ本夷狄ノ一法、豈我大中至正之道ト比セン哉。然ドモ其門ニ人有則如此。儒者若其志ヲ壹シテ、其身ヲ不慳、奮然シテ以新道ヲ天下ニ達ト欲バ、何繫閡スル所之有。今ノ儒者相謂曰、上不好儒。當縮首鉗舌以要免禍ト。又曰、我道之不可行ヲ知、而强テ其行コトヲ不求ト云。竟其人ナクシテ止嘆乎。

○大明洪武二年、太祖皇帝、覽孟子土芥寇讎之說、以爲非人臣之所宜言。詔シテ配享ヲ去、且金吾ニ命ジテ、將射其主。象山縣ノ錢唐、時刑部尙書タリ。袒胸シ箭ヲ受テ曰、臣孟軻ノ爲ニ死ヲ得。死シテ有餘榮ト。太祖其情詞剴切ナルヲ覽テ、孟子ノ祭ヲ復ヌ。仍大醫院命箭瘡ヲ療ズ。矯哉唐也。吾邦古今臨事、死ヲ不顧者、南畝之農夫ヨリ多。曷一人モ則道ノ爲ニ身ヲ不惜者有コトナキ耶。歎スベキノ甚シキナリ。

○諸州之臣、祿小ニシテ知、足以守其一職者衆シ。大祿ニシテヨク其職ニカナウ者寡。

○或人曰、子死ヲ知ヤ否ヤ。余曰未也。然ニ先輩論之コト備ナリ。彼ニ由テ思之、則不無可言者。夫人之生也、猶月下一甌水。甌水ハ吾體、月影ハ是吾ガ氣、有明。而甌毀水竭ヌルハ、是吾ガ死ナリ。月影散漫ス。是吾ガ氣ノ歸ナリ。如此ナル而已矣。曰何氣而已ヲ說乎。曰理ハ是氣上ニ泊在ス。初ヨリ不是凝結シテ別爲一物。又僧周範語余曰、子知死乎。余ガ曰、不知。範ガ曰、死亦大ナリ。何爲不知。余曰、我ニ有大焉者生是ナリ。奚死ニ及ニ暇アラン。範猶問而不措。余不得已乃語之曰、夫人物者、天地造化之氣ニ成。氣伸而息トキハ生。屈テ消トキ

ハ死ス。只是一氣之聚散爾。散而返於其初。故ニ曰厚始反終。又曰、鬼者歸ナリ。但其歸ナリ。
蓋君子小人不能無些別。君子ハ許多ノ道理ヲ盡得而斃。故ニ直與天地同其化。小人ハ私意人欲死ニ至マデ不衰。割捨シ不斷。其氣爲之滯結シテ不散。甚則爲厲。釋氏蓋謂之爲輪廻。顧夫君子ノ死スル也、譬バ如火之燒葉。葉盡而灰尋冷ヌ。小人之死也、譬如火之燒金。化難シテ熱亦久。然ドモ、亦時有テ散。散則皆亦天地公共之氣、釋氏歷歷劫不脫之謂ノ如ニ非。大抵釋氏之言、常ニ失於過。其雖要勸誘脅持使以人道。而視之於聖賢平實之語則陋。

○本朝儒家之祭、其器物畧中華之制ニ擬ト欲スル者アリ。蓋不可ナリ。我國俗賓禮ノ其之如スベシ。明ノ大祖、天下ヲ掌握シ、始テ大廟ヲ享。所陳ノ籩豆簠簋ヲ見テ、曰、吾祖寧誠此。亟ニ命ジテ撤去、常ノヲ進。明祖スラ猶然リ。況ヤ我士庶ヲヤ。衣冠又異服ヲ用モ亦古禮ニ効。皆亡事存ニ事如スル者ニ非。

○維儒多不肉祭。其故ヲ問ニ乃言。耶蘇之嫌ヲ避ト。然ニ今天下ノ儒家、肉ヲ祭者不尠。水戸及備土二州ノ如甚尤モ多者ナリ。何ゾ獨洛人ノミ嫌ヤ。夫祭ハ吉禮ナリ。吉凶途ヲ殊ス。儒佛法ヲ異ス。若祭ニ肉ナキ時ハ、吉禮ニ非。儒禮非。且厚於守身薄於達先。可不思哉。

○禱テ應有ハ、皆誠心直道之感ズル所ナリ。顯密ノ僧呪術之應、余常ニ竊ニ疑アリ。彼惠亮ガ、惟仁王儲位之事ヲ祈是ナリ。惟高ハ兄ニシテ、時ニ賢ト稱ス。惟仁ハ弟ニシテ尤幼ナリ。亮其外祖忠仁公ニ嬪、祈之以大倫ヲ亂。且其惟高ノ爲ニ禱者ヲ紿。使其懈於懇祈以勵己之呪力。又東寺ノ義範、其同侶範俊ガ詔ヲ奉テ、法雩スルヲ妬テ、一法ヲ修シ妨之。繇是天數欲雨、而終不雨。民皆乾嘆ニ苦。二事並ニ舊記ニ見タリ。夫繼體ハ天下大義、嘉澍ハ兆民之膏澤、

苟己私ニ徇求之妨之。安有誠心與直道乎。皆其補助ナキコトヤ必セリ。亦西方ノ神豈黨ニ此等妄人哉。曰然則其異驗何由顯然タル乎。曰蓋因其迹之似後之傅會スル歟。不然則是魔法狐術之所爲爾。決シテ天地神明ノ陰助ニアラズ。

○凡僧巫之怪異ヲ行者、蓋其法力ニ非。必別術有。苟能術知バ兒女ト雖亦爲之也。術トハ何耶。曰太平御覽ニ載。散腦令人相思。老槐生火、斃箕止鹹。梧木成雲、沸湯置銅甕中流之井裏則雷鳴。取蜘蛛塗布大雨不能濡之。取牛膽塗熱釜即鳴、馬齧人取殭蚕塗上唇即止。蝟膏塗鐵鐵柔。犀角置狐穴狐不歸。此類是ナリ。故ニ余近日神祠釜鳴ヲ聞バ、牛膽ニ疑アリ。狐貍舊穴ヲ去ト聞、則犀角ニ疑アリ。其他皆然。

○或曰、僧及山伏、憑附之疾ヲ禱、鬼別人ニ依テ、其疾ヲ爲以所ヲ言シム。亦不奇乎。余ガ曰、自古有之。人謂之降童。降童ニ多ハ用婦女及下等人。渠呪法ノ爲ニ驚動セラレテ、其心滑。因テ忽ニ聞之。豈獲不識言乎。其言所尤不足信。若平人ヲ以降童ト爲。則天下顯密之僧シテ之呪禱セシムトモ亦竟不言。唐ノ傅奕ガ事ヲ觀テ可見。貞觀中ニ有僧。西域ヨリ來、能人ヲ呪シテ、使立死。復呪スルニ即生。上試之驗アリ。以奕ニ告。奕ガ曰、此邪術ナリ。臣聞邪不干正ト。謂使呪臣。必不能得。上命僧奕ヲ呪。奕初ヨリ無所覺。須臾僧反僵仆シ、遂不復蘇。

○或人曰、僧ハ似矢人。醫ハ似函人。一人聞之曰、僧ハ則或然。醫ハ則未必然。吾藥無功。則欲反其病者死。

○周禮ニ有醫師。醫師ハ非醫。醫ノ政令ヲ掌 藥物ヲ聚テ、以供醫事、凡邦ノ疾病アル者告焉、

醫ヲシテ分テ治レ之シム。歳終リニハ、其醫事ヲ稽テ制ニ其食一。吾本邦人、往往誤テ謂ニ醫者一爲レ醫師。今由レ此知ルベシ。

○本朝之醫者、頭ヲ側テ受レ僧官久矣。或人曰、是從ニ道三一始ト。未レ知是ナルヤ否。蓋古者無刀。今小腰刀ヲ帶ハ、失レ前法。

○學者人ノ師ト爲ヲ好者多。深自警ベキ所ナリ。品之高下、量之廣狹、知之昏明、心之敬慢、皆見ニ于此一。

○舊記ニ云、市佐時光、笙ヲ吹コト絶倫ナリ。一日帝召レ之。會時光、一老人ト棊ヲ圍。使者促レ之不レ顧。唯目在レ局而、耳亦聞コトナク、遂召ニ不レ應。又太閤記ニ載。公朝鮮ヲ伐トキ、諸將ヲ遣役在ルコト數歳、中間時、黒田如水、淺野霜臺、軍令ヲ奉テ朝鮮ニ赴。諸將ヲ集テ以公命ヲ告ト將ス。諸將至。二子唯心棊ニ爭、傍ニ人ナキガ如。諸將皆出。公、肥州名護屋ニ在テ聞レ之、不レ悦左右ニ謂テ曰、爾曹終レ身マデ、勿レ圍レ棊ト云々。

○學者之詩及和歌ヲ爲、何必其妍媸ニ拘。須三當唯據ニ是情一而已。若夫意ヲ刻思ヲ苦テ、欲ニ以得ニ奇句一。則恐害ニ乎學一。

○或人曰、後光明院、明睿ニシテ學ヲ好、深異敎排。若早崩御ナクンバ、洛中儒風之盛ナルコト、豈止如ニ今日一矣。如下天之未レ欲レ起ニ斯文上何。嗚呼オシイ哉。

○延寶中東武ニ、僧空觀ト云者アリ。能怪ヲ行テ人ヲ動カス。蓋亦術ヲ知ノミ。官府其妖怪ヲ惡テ是ヲ放逐ス。不レ知今甚ノ處ニアルコトヲ。

○有レ僧問テ曰、佛徒能遯。儒者ハ不レ然。聖人ハ不レ好レ遯乎。答テ曰、非ニ心不一レ好。易ニ曰、好遯君

子吉ナリ。詩曰、衡門之下、可ニ以棲遲一。孔子曰、隱居以求ニ其志一。皆以テ見ベシ。故ニ有レ耕レ華有レ釣レ渭、有レ餓ニ首陽一。或ハ東海ヲ蹈、或ハ南陽ニ臥、或ハ不下遺ニ子孫一以上レ危、或ハ不下爲ニ五斗米一折上レ腰。此タグヒ豈可ニ以見縷一。但儒者ハ觀ニ時義如何一。佛徒ハ不レ言ニ時義一。

○世ニ傳、正法山第二祖授翁者、亞相藤藤房入道ナリト。是乃稽ナキノ言ニシテ、人不レ取所ナリ。余曾吉野拾遺ヲ按ズルニ、言コト有曰、新田義助、越前國ヨリ吉野ニ朝ス。人ニ語テ曰、越州ニ深山アリ。名鷹巣ト曰。山ニ宜レ構ニ城壘一故、六郎左衛門時義ヲ遣、山中ヲ歷視ス。其幽邃之處ニ、樹下石上ノ一道人アリ。貌藤房ニ似タリ。時義還テ諸ヲ吾ニ告。吾卽往テ視。至則人ナシ。石上ニ唯和歌一首ヲ留。藤房之眞蹟ナリ。其歌云。爰茂又浮世乃人乃問來禮波空行雲爾宿求天牟。後西海ニ浮柴、陽ニ遊ト云々。觀レ之トキハ、授翁ハ非ニ藤房一明矣。

○豐臣公小田原攻戰時、前田利家、兵ニ將トシテ、賀州ヲ發、路經ニ數州一抵ニ小田原一。其間守レ城ノ者多。利家攻レ之悉ク降ヲ乞シム。自謂レ有レ功。公乃不レ悅曰、利家ガ攻、非レ不レ大。然ドモ其所レ攻、凡八九城ハ、皆其降ヲ肯。此非ナリ。十五六城ヲ屠、其主及諸卒ヲ鏖ニスルカ如ハ、是ニ宥一威之法ナリ。足ニ以賞一焉。吾恨ラクハ其不レ然コトヲト。余竊ニ謂、公ノ此心ハ、是其所ニ以無一レ後歟。古人以レ殺レ降爲レ不祥。王翦曰、禍莫レ大ニ於殺ニ已降一。

○或人謂レ余曰、爲ニ朱子之學一者、大槩急迫ニ傷。土州之臣、埜中氏執政以其國ヲ危スルガ如是ナリ。故ニ吾近來朱子ノ書ヲ讀ヲ不レ肯。余ガ曰、埜中氏朱子書ヲ讀、朱子之學ヲ不レ會、所ニ以危一ニ國ナリ。今子以レ是朱書ヲ讀無ト欲。猶ニ視レ噎廢レ食。又猶下視ニ學レ劒而不レ勇者一廢中吾劍術上。劍術豈令ニ人怯一乎。

○嘗諸ヲ東武之人聞、獄吏將ニ繕狴犴一、諸老ニ請テ曰、獄中隘陝ニシテ囚徒不レ勝ニ暑熱一。或ハ病、或ハ死ス。願ハ之ヲ增廣。諸老許レ焉。獨板倉公重矩蹙額シテ曰、是東都累代之獄ナリ。若罪人寡シテ、獄廣ト曰則誠ニ喜ベシ。今反以レ狹爲レ憂。我天下之爲ニ愧レ之。不レ如三唯仍ニ舊貫一。

○禮運ニ曰、貨ハ惡三其弃ニ於地一也。不三必藏ニ於己一ト。獨鎌倉ノ青砥某、此意ニ明ナリ。

○洛中ノ人家娶レ婦、必吾家ヨリ勝者ヲ求、亦財色ヲ論ズ。皆與ニ古人一相背馳ス。我友中邨敬甫、爲ニ其子姪一娶。吾家不レ勝。而色ト與レ財皆不レ論。學者可ニ以爲レ法。

○經曰、一聲ニシテ滅ニ八十億劫生死ノ重罪一。如ニ此等語一。其弊不レ可ニ勝言一。京師ニ有レ一人。怒則其母ヲ毆。族姻皆之讙。曰、汝必天誅ヲ受ト。其人曰、勿レ憂我何天誅ヲ受。我每レ毆レ母、未三嘗不三念佛以滅ニ其罪一ト。佛徒動如レ斯横流。

○儒家有ニ一子一。僅九歳、書ヲ家塾ニ讀、不ニ敢出一レ戶。務テ安詳恭敬ヲ習。余偶其容色ヲ望ニ、如レ將レ生レ病。因テ其父謂テ曰、兒吾願少遊戲ヲ許。今人稟賦不レ及ニ古人一。學ニ入コトモ難レ拘ニ歲數一。且又小兒ハ純陽ナリ。遊戲其性スル所ナリ。朱子亦謂、小兒好レ戲不ニ定疊一。是魄不レ足也。今佛ニ其性一久矣ト。子若吾言ニ不レ從、但恐ハ鳳雛未レ成ニ羽翼一而斃ン。父不レ聽。尙嚴ニ遊戲ヲ禁ズ。竟不レ終ニ三年一而兒死。

○元明帝和銅二年、勅ニ造平城宮司一。若彼墳壠見ニ發掘一バ、隨即埋斂、勿レ使ニ露棄一。普祭酹ヲ加テ以幽魂ヲ慰ヨト。仁哉勅也。夫古人ノ其親ヲ葬コト也。必土地ヲト方位ヲ擇、五患ヲ謹誌石ヲ下。皆異時陵谷變遷シテ、暴露ニ至者有コトヲ慮。後人不レ思ベケン哉。然ニ近世諸州城郭宮觀道路溝池ノ役有ゴトニ、誤テ古冢ヲ發者不レ爲レ不レ多。未レ聞ニ隨卽瘞埋一。況祭酹ヲ加ヲ乎。

可レ惨矣哉。

○伴氏頗寡欲之名アリ。與ニ尾山氏一友シ善。尾山氏吝嗇ニ過。或人伴氏ニ問テ曰、吾子與ニ尾山氏一趣向不レ同。何其相善ヤ。伴氏云、尾山ハ才藝皆我ニ愈。惟吝ニ於財一。故ニ我十餘年來不レ使三渠爲レ我費二一錢一。所ニ以相善一ナリ。孔子將レ行雨フリテ無レ蓋。門人ノ曰、商也有レ之。孔子其蓋ヲ不レ假曰、商ガ爲レ人也、甚財ヲ恡。吾聞與レ人交ニ、其長者ヲ推、其短者ニ違。故ニ能久也。伴氏ガ言、暗ニ此ト合リ。

○細川、山名、應仁之大亂ハ、義尚ノ母夫人之一言ニ俑セリ。仲尼魯ノ郭ニ宿シ、歌曰、彼婦人之口、可ニ以出一走一。噫豈ヲソレザルベケン哉。

○御池氏與ニ一儒生一、人之馬ヲ走ヲ觀。馬佚。儒生曰、此馬力窮ス。御池氏ノ曰、今必古ニ不レ同。曰、人窮スレバ詐。今猶古ノゴトシ。馬窮シテ佚。何獨異。

○豐臣公朝鮮征伐之時、龍造寺氏之臣、瀨川采女ト云者、新昏ノ別ヲ握、往テ就ニ其役一。妻乃想慕ニ不レ勝シテ、書ヲ寄テ情攄。達セズシテ反テ人ノ爲ニ開折ラル。是ニ繇公ニ聞ケル。公乃矜レ之、采女ヲシテ國ニ歸シム。事ハ太閤記ニ詳ナリ。余竊ニ謂。公ノ爲所、仁人ノ事ニ似タリト雖、亦蓋不レ當。奈何萬夫ノ死ニ怱々トシテ、一女ノ情ニ哀々タルヤ。亦采女ガ歸コト甚非ナリ。既其君ト軍中ニ在ハ家ヲ忘ベシ。豈一臭婦ノ爲ニ、甲解歸哉。千載ノ笑ヲ遺モノト謂ベシ。

○人家無レ故而瓦礫外ヨリ飛來。俗之天狗礫ト謂。古今著聞集ニ載。三條右府白川之亭ニ此事アリ。一人其傍村ヲ狩シテ、狐狸數頭ヲ獲テ殺レ之テ後飛礫息矣。又近世東武ノ士人之家ニ、夜々飛礫月ヲ踰テ不レ輟。家人數輩潜ニ舍外ニ在、終宵闚レ之。一物黟然シテ門ヲ過ニ、礫即飛コト頻ナリ。數輩

前後齊起、其物ヲ執得、燈ヲ擧テ視バ、則人ナリ。相識所ノ山伏、其家ニ以怪有ガ爲、己呪禱ヲセシメント欲シテ然。

○或人問、國君郡主之儒學ヲ好者、多ハ皆不久廢コトハ何耶。曰禮文之其身ヲ儉束スルニ苦ナリ。衆欲難遂ナリ。異政ノ上ニ聞ヲ憚ナリ。諸臣厭之者衆シテ勸者寡四ナリ。武事怠緩ノ嫌ヲ避五ナリ。若夫侍講苟モ其人ヲ得バ、賓師在國如箇小小底事。烏移其志。

○濟北集モ亦師錬之集ナリ。其第十八卷ニ、圭堂ガ書ヲ觀テ以儒佛ヲ辨ノ一論有。余偶讀之、竊圭堂ガ爲ニ圍ヲ解ト欲。然ニ言處、自當否ヲ不知。伏覩明者質諸。堂曰、儒教ハ人道之宗主タリ。既シテ釋老乃人特爲之作。錬以此言失所不寡トス。其辯諄々タリ。余謂夫儒之爲道、自ニ以天地始闢二義肇分。聖人其自然ニ循テ、以斯民ヲ教、使其法ニ乎天地。敢作爲スル所有ニ非。是以天地化生シテ人父子之恩アリ。天地上下而人君臣之位アリ。天地覆載シテ人夫妻之配アリ。餘ハ以類推ベシ。是ニ由テ之焉即此是道。故ニ曰、道之大原出於天。羲黄唐虞、歷代聖人其治コレニ不由コト靡。是人道ノ宗主ニ非シテ何。霄壤之內、古今之間、若不由此トキハ、其道ナラン乎。後來異端競起、各一門ヲ立。其道或ハ不由此。宜ナル哉不與天地相似。就中釋氏ハ周ノ昭王ノ時ニ當、戎狄ニ昉テ、後漢曹魏諸夏君ナキノ際ニ至テ、始テ中國ニ入コトヲ得。是時也、聖ヲ去コト益遠、世ニ眞儒ナシ。人皆彼法ニ惑ヌ。仍遂幸ニ與我並立ヲ獲タリ。非ニ是既而人爲作而何。堂之兩言、決シテ無所失。錬又云、儒者支那一域之化ナリ。豈閻浮之通典ナラン哉ト。思ニ是何言コトゾ也。儒者ノ道人倫ヲ明ニスルヲ爲先。天地之間豈人無ノ土有ヤ。苟有人焉而豈其父ヲ父トシ、其君ヲ君トセザルコトヲ得ヤ。若其君ヲ君トシ、其父ヲ父ト

スルノ道ヲ指テ以、支那一域ノ化ト爲、則異域皆禽獸ノ道ヲ以相居乎。人誰生ヲ父母ニ不受。人誰食ヲ君ニ不得ヤ。其恩ヲ棄而無爲ニ入。是佛國之道トスル所ナリ。自我觀之、殆人道ニ非。人性本善ナリ。四方胡爲其君父ヲ忘ヤ。如佛國然。儻夫不忘君父則四方萬國其所爲者儒而已矣。佛國ニ非也。今乃言、支那一域ノ化也何。用管天ヲ闚耶。錬又云、堂以儒爲主者、歷代天子多ハ禮樂文物ヲ順奉シ、四海則之之謂乎。天子ノ順奉ヲ以言之モ亦有不然。秦儒書ヲ燒。此時不可爲主矣。漢ノ文景ハ黄老ヲ貴。此時豈爲主乎ト。錬之斯言又尤理ナシ。圭堂所以說儒是人道之主者。奚止歷代順奉禮樂文物之謂ナラン哉。禮樂文物ハ是道ノ用ニシテ、秦漢ノ所不由者モ亦在茲。其大體ニ至ハ、則所謂天地之常經、古今之通義、須臾モ離ベカラズ。始皇三綱ヲ滅乎。文景廢五常乎。倫理綱常終廢滅スベカラズ焉。而儒是人道之主ニ非ト謂則妄ナリ。孰甚於此乎。

○諸州之臣於其國繼嗣未定之際、苟モ嗣子ニ功有バ、則後必其功ニ伐。是ニ由敗ヲ取者蓋不少。淺野家左衛門佐某ノ如是ナリ。廢立有命。必臣ノ力ヨラズ。昔晉文公旣入國從亡者皆賞ヲ受。介推云、天未絕晉、必將有主。天實置之。而二三子以爲己力。不亦誣乎。竊人之財猶謂之盜。況貪天之功以爲己力乎ト。彼其功ニ伐ノ臣、知ズンバ有ベカラズ。

○蜀之諺云、書ヲ學者ハ紙ヲ費、學醫者ハ人ヲ費ト。余友人ニ告テ曰、謹デ初學ノ醫ノ爲費ルコトナカレ。

○一人問余曰、近日我頻ニ惡夢有。僧巫ヲシテ禳之シムトイヘドモ不除。家必有殃乎。如何セバ則可。余ガ曰、是非ニ吾所識也。然ドモ嘗讀家語言アリ曰、妖孽者天所以警天子諸侯也。惡夢

者所三以警二士大夫一也。故妖孽不レ勝二善政一。惡夢不レ勝二善行一。吾子思レ之。

○大旱雩祭而請レ雨、大水ハ鳴レ鼓シテ社ヲ攻。說春秋繁露ニ詳ナリ。今我邦村々大旱ニ請レ雨者、ミナ力テ鳴レ鼓コト、畧之セムルニ似タリ。笑ベシ。

○有レ客慨然シテ謂曰、賢者ナキ哉、斯世也。余曰、非レ無。有レ如レ無也。蓋嘗論レ之。天地之間、對ナキ物アルコト無。寒暑雨暘ノ如、山川水火ノ如、在レ人則老幼男女賢愚ミナ是ナリ。寒有暑無ノ歲有乎。有レ水而無レ火之地アラン乎。有レ男而、無レ女之國有乎。賢愚何獨孑然トシテ、得レ不二相對一。既是相對スルナリ。不レ無二賢者一也。曰明矣。然バ則齊世ニ生ニ當、所三以一衆一寡一何也。曰譬バ猶二十月純陰之令一。陽固是隆然シテ、未三嘗一日無二陽。但其微而已矣。愚不肖固ヨリ是衆。然ニ未二嘗一日無一賢。但其寡而已矣。顧夫扶桑六十又六州、億兆生齒之間、焉數輩ノ賢無コトヲ得哉。人不レ知焉。不二自售一焉。徒然トシテ草萊ニ老、溝壑ニ轉。所二以有レ若レ無ナリ。吾子此ヲ會得セヨ。

○三世爲二武將道家ニ忌所ナリ。其殺伐多シテ後世不祥ヲ受ガ爲ナリト。竊ニ謂。我邦古今諸州爲レ武將第十餘世ニ非ハ靡。其祖蓋皆以レ殺伐功ヲ立者ナリ。道家モトヨリ不レ足レ信。

○東武市中盜有。吏捕レ之タリ。其容貌好。吏罵曰、爾外面如レ此。中心何姦ナル乎。盜曰、吾黨ハ皆如レ此。吏乃問レ黨。盜曰、不レ可二枚擧一。吏曰、一々擧レ之。盜曰諾。某處ノ長某。人ヲ刧金ヲ假。其家ノ臣某賄賂厭コトナシ。是其外面ハ良士ニシテ、中心ハ不レ然一ナリ。商家某氏、贋物ヲ以爲レ眞。工人某氏以二麁物一爲レ精。人ヲ欺コト至テ甚シ。而外反恭虔、吾黨ノ二ナリ。某寺ノ僧某ハ、酒肉ニ耽、某院之尼某ハ、淫行アリ。然ニ猶戒律ヲ持ト言。吾黨之三ナリ。吏叱令レ不

レ讒レ言。可レ笑夫杭之賣レ柑者之説話ト。畧相似タリ矣。語ハ劉覆瓿ガ文ニ具ナリ。

○津田氏某ハ、本多家之臣ナリ。祿ヲ辭而退、賣レ藥自給ス。性學ヲ好コト尤切ナリ。家又甚貧。人観レ之祿仕ヲ以スレドモ不レ答。舊君召レ之不レ往。某意ニ謂、苟道ヲ學者ハ、以レ道仕ズンバ不レ可レ有。然ニ今ノ諸州、道ヲ以仕コトヲ得難トキハ、士ト稱シテ以其祿ヲ受ベカラズ。若強從レ仕トナラバ、抱關擊柝セン歟。然ニ本邦諸州ノ風ヲ見ニ、以ニ小過一微賤ヲ殺コト、猶レ折ニ草木之枝一。是ノ故ニ極テ賤役ヲ執コトモ亦非ニ知レ命者之所レ爲。然バ則窮ヲ忍餓ヲ堪。利祿ヲ慕コト無。是今日我輩ノ所レ宜ニ確守一歟。

○一學者宋儒之書ヲ讀、其説與ニ己意一合所、則悦レ之信レ之、且能説レ之。不レ合處ノ如ハ則不レ悦レ之。忽々シテ看過。甚ケレバ則曰、是此賢初年未定論ナリト。又曰他人附會ノ説ト。夫性者人之所レ同ニシテ、氣稟ハ則異ナリ。學問ノ道無レ他只其異ヲ變ジテ、其同ニ反ベキ爾。然バ則彼己意ト不レ合處、便是己力施ベキ所ノ地ナリ。奈何其不レ悦乎。

○孟子曰、所レ願學ニ孔子一ト。今之學者亦以、所レ願學ニ孔子一ト。是猶ニ牛驥同レ途。夫學ハ漸次經由ノ地有コトヲ要ス。孔子ハ至聖ナリ。其下ニ大賢アリ。賢者アリ。狂者アリ獧者有。渾是以漸次經由ベキノ實地ナリ。孔子曰、不下得ニ中行一而與上レ之、必也狂獧乎。狂者進取、獧者有レ所レ不レ爲ト。二ノ者又高下有、獧ハ是爲レ下。故ニ謂初學ノ徒、進不レ泥者ハ論コトナカレ。資質庸下極テ進難キ者ニ於ハ、先獧者ヲ希ベシ。爲ザル所有ヲ得テ後、歩ヲ上ニ移。過寡ニ庶。儻不ニ自揣一初頭ヨリ孔顔ヲ學コトヲ願者、幾人ガ不レ陷ニ鄕原一。

○濃州南宮ノ祝官、不破氏部惟益、能禍福ヲ禱。一時往テ在ニ東武一ニアル牧某ノ内人ヨリ遣ニ十大金一ヲ

慶育ヲ禱。惟其金ヲ却テ曰、不レ能レ禱。使者強ドモ不レ聽。使者出。館人謂曰、詎金ヲ留テ以不レ禱レ之乎。惟益曰、吾聞、諏訪公旛前妬毒熾盛シテ、闔門怨怒スル者多ト。然バ則我摧レ肝裂レ膽以精誠ヲ致ト雖、而理當レ無レ効。知レ之而禱レ之是金貪ナリ。吾不レ忍レ爲ト。淸哉惟益、嗚呼世之巫覡何無ニ似レ之者一。

○謝陳留曰、西風連日ナレバ必有レ火災。亦以ニ燥能召レ火。我東武ノ如、西北風能火ヲ起。春月殊多。周禮、司烜氏、仲春以ニ木鐸一徇ニ火禁於國中一。註云、季春將レ出レ火云リ。東武ノ火季春ヲ不レ竢孟仲皆發易。彼地ニ客タル者不レ可レ不レ知。

○不佞、壯歲東武ニ在シ時、地數震矣。甚シキ時ハ壁倒。又風起毎ニ黃埃散漫ス遠望スレバ若レ烟。如今問レ之皆言不レ然。地氣モ一定ナラズ。

○中元之日、先ヲ祭、惟吾邦ノミナラズ。五雜組ニ曰、此日也閩及莆中家々陳設甚嚴ナリ。子孫冠服ヲ具、門ヲ出、空ヲ揖讓テ折シ、神ヲ導テ以入。祭畢復送レ之出。蓋亦梵法ニ據リ其禮品大ニ本邦相似タリ。

○盡信レ書不レ如レ無レ書。紺珠集ニ云、東南ハ天地奥藏、其地寬柔而卑。其土薄其水淺シ。其士懦脆ニシテ少レ剛。笮レ之則服ト。此言不レ可レ信矣。我日本非ニ是東南方一乎。然ニ人ノ勇悍實ニ萬國ニ踰。若紺珠ノ言ヲ信、妄ニ日本ヲ窺者有バ、必不レ勝ニ秦穆伐レ鄭之懲悔一乎。

○慶安、承應ノ間、東武ニ善人ヲ相スル者アリ。某法印ト云。其術最奇ナリ。人ノ面色ヲ觀、便其吉凶禍福品質情態ヲ言、十ニ不レ爽ニ七八一。婦人則其衣服ヲ視テ以知レ之。一士人侍婢ノ衣ヲ以試レ之。法印熟視テ曰、此衣ハ無レ主ト。士人曰、主有。法印人シテ仔細ニ婢ニ問シム。婢曰、昨日故

衣ヲ賣者持來置レ之而去。我未レ買レ之。是等モ又易道ノ一法ニシテ浮屠ノ術ニ非。

○淳和帝天長四年六月十三日、勅シテ曰、王者ノ用レ人コト唯才是貴トス。朝ニ爲ニ廝養一夕登ニ公卿一。而況ヤ生徒何門資ニ拘ト。至哉勅也。由レ此觀レ之、則今世、氏族ヲオモンズルモ亦非ニ舊章一。

○洛人不肖ノ子有バ、父母告ニ之三輔一。永父子ノ恩ヲ斷。蓋其父母ヲ危スルヲ以ナリ。父母卒得レ不レ危、而子ハ乃弃物トナル。惜哉子悔レ非改レ過之心有トモ、亦益ナカラン。不レ矜ベケン哉。唐時人アリ。其子盜ヲ爲ヲ告。議者其父子相隱ザルヲ譏。其人曰、大義親ヲ滅ト。議者ノ曰、道既庭訓ニ虧禮遂家肥ニ闕。不慈教ヲ傷ト可レ謂。況罪非ニ石厚一徒大義親ヲ滅ト云。是不レ及レ情。

○羽林板倉公重宗、京ニ尹タル時、內子戶田氏、其幼女ヲシテ一事ヲ言シム。公乃女兩手ノ拇指ヲ合、緊繫レ之ニ紙條ヲ以。曰此女法ヲ犯。若此縛ヲ解者有バ斬。家ヲ擧股栗敢解者ナシ。女甚苦レ之。一閽者視レ之泣テ曰、吾年最老リ、刑戮恐ニ足ト。乃解レ之。公不レ聽ニ婦言一類止矣。後閽者賜レ金。

○佛寺創造スルコト、乃國之大禁ナリ。故ニ僧徒新ニ寺ヲ築欲トキハ、先古寺廢絕之地ヲ探求、行來人ニ告曰、我廢タル某寺ヲ興ト。州郡不レ察レ之、其所爲ニ任。因遂寺興。實則創造而已。繇レ是諸州ノ佛寺、年々ニ加多ス。唐白樂天爲レ詩、刺ニ佛寺寖多一。其落句ニ云、漸恐人間盡爲レ寺。樂天乃佛ニ溺人スラ、猶恐所ヲ知。況不レ樂天者乎。

○古人曰、讓ハ生ニ於有餘一、爭ハ生ニ於不足一。諒ニ是常理ナリ。然ニ貧能讓富而爭奪者、今世ニ反テ多。一槩ニ論ナカレ。

○楊子曰、羊ノ質ニシテ虎皮、草ヲ見テ説、豺ヲ見テ戰。其皮ノ虎ナルコトヲ忘テナリ。吾邦古昔宜喩之者多矣。八島大臣其一。

○白居易中隱詩云、大隱住朝市。小隱入丘樊。丘樊太冷落。朝市太囂諠。不如作中隱。隱在留司官。姑置是夫人不隱則已。若實ニ隱セント欲レバ、何俸錢貪。隱安在哉。恐ハ是爲スルコト有テ言ナラン。

○眞是眞非ハ不可掩、可掩ハ非眞ナリ。菊池之戰死、ヨク毀者不能蔽其好。大友ノ反覆ヲ善譽者不能蔽其醜。

○日本ニ鬯草アリ。鬯者百艸ノ英ナリ。傳曰、德地ニ至バ則蓂莢起、秬鬯出ト。宜ナル哉吾神國有此草也。然ニ今不知何地之所生。尤以爲恨。

○親友反テ爲寇讎。或則殺ニ至。其何戲謔ニ由者、余數視之。戲謔其可不戒哉。學者殊之禁ベシ。張子曰、戲謔不惟害事志モ亦氣ノ爲ニ流。

○先儒云、大凡學者ハ、患貧賤ニ處ヲ學ト。此言尤當熟玩。往々此言ノ者ニ於テ、身ヲ亡者多シ。

○本邦列國諫官ナシ。苟其過ヲ告者有バ、怒テ退。所以終ニ於闇主ニナリ。加旃人シテ郡邑ニ巡シ己ヲ謗貶スル者ヲ監シム。悪是何ノ心ゾ乎。口ハ固塞ベシ。其腹誹ハ如何。昔平相國淸盛、狡童三百人日ニ洛中ヲ行、己謗者求テ以其家仇セシム。洛中敢偶語セズ。道路以目。不久而家敗。殊知ズ己ヲ正スル時ハ、自言ベキコト無ヲ。

○王制云、昆蟲未蟄不以火田。不麛不卵不殺胎、不殀夭、不覆巣ト。聖賢物ヲ愛

スルノ深コト以可レ見矣。雖レ然禽獸繁殖スレバ、民ニ害アリ。是以伯益山澤ヲ烈シテ焚レ之。周公モ亦驅レ之而百姓寧。蓋人貴シテ物ハ賤。苟モ人ニ害アレバ、不レ得レ不レ損レ之。便是天地生殺ノ心シテ、非レ有二愛憎於物一。近歲洛外ノ吏、皆殺ヲ禁ジ、民一小禽モ殺ヲ不レ獲。繇レ是山獸繁殖シ、大ニ田圃ヲ害。且竹之物タル、子母皆民ニ利アリ。野猪喜竹胎ヲ食。一夕來食二一林筍一ナシ。每歲春後、人人不レ寢護レ之。其勞不レ可レ言也。嗚呼吏何古ニ悖乎。所謂狗彘食二人食一而不レ知レ撿者也ト。所三以傷二老懷一也。

○富家翁年八十、余ニ問テ曰、老テ貪レ生是惑乎。余ガ曰、然リ先輩有レ言曰、衣敝則欲レ新レ之。年頹則不レ欲レ舍レ之。達二於用一物怯二於用一我。不レ知天地視レ我亦敝衣類耳ト。由レ是思レ之。苟ニ賢者庶者凡世ニ有レ補者ニ非シテ、强生ヲ貪ハ乃惑ナリ。敝衣共勿レ怯焉。翁憫然タリ。

和漢太平廣記終

獨語

獨語

太宰春臺著

云ひたきこと云はぬは、腹膨るゝわざなりと、昔の人の云へりしは誠なり。さればとて、思ふこと云ふべき人にあはねば得云はず。云はねば、今も腹膨るめれば、只そらむきて獨ごちて、腹をすかすより外のことなし。

世に和歌を好む人多けれども、和歌の道を知れる人こそなけれ。三十一字を連ぬる人は多けれども、萬葉集、古今集に入るべき程の歌をよみ出だす人を、未きかず。我が父母共に和歌を好みし故に、八九歳の比より、三十一字をつらぬる術を知り、十歳ばかりより、十二三迄にこしをれの歌、凡三四百首もよみたり。師もなく、友もなければ、歌よみたればとて、人に見することもなく、書き付けて藏めおきたるのみなり。其の時の心に、歌はよみうべきものとのみおもへり。十四五歳の時、始めて詩と云ふ物を學びて、稍七言絶句などを綴るすべをしれり。其時、愚心ひそかに思惟せしは、和歌を學びて、縱ひ上手になりたりとも、公家の人々を超ゆることとなるまじければ、いつも公家の下にかゞみなんも口をし。詩は、公家の教をうくまじければ、上手にさへなりなば、公家をも弟子にすべし。此道におきては、天下におそるゝ所あるまじ、いざ歌よむことをやめて、詩作ることを習はゞやと思ひ定めて、書き付けおきたる和歌の反故を悉く焚きすてゝ、一首ものこしとゞめず。夫より詩を好みて、ひたすらに學習し二十年を經て、漸く詩の道を明めたり。天性不才なる故に、上手には得ならねども、詩の道を覺悟したることは、誰にもまけじとぞ思ふ。此の道を以て考ふれば、和歌の道も明に知らる。凡、唐土と我が國と風俗同じからずと云へども、詩と歌との道ばか

りは、其の道理全く同じ。其の子細は、異國もわが國も、古も今も、人情は異ならざるに、詩も歌も、心の聲にて、性情を吟詠するものなれば、唐と大和と、詞のかはるのみにて、性情を吟詠することは、少しもかはることなし。詩と歌と、其おもむきの同じきは、此の故なり。然るに、異國も我國も、人の詞は時世につれて、かはる故に、詩も歌も時世に從ひて、風體かはるなり。されば詩も歌も世のするになりて、昔におとるは、風體のかはりにて、風體のかはるはその詞のかはるなり。此の理を覺悟して、能く古にさかのぼりて、古の風體を考へ、古の詞を取り用ふれば、今の人にても、古の人に異ならぬやうになるなり。詩の道此の如し、此の理を以ておしはかれば、和歌の道も亦かくの如くなるべし。我和歌を學ばねども、詩の道を以て考ふるに、今の世に居て、古におとらぬ歌をよみ出だすべきことは、さのみ難にあらず。詩をみる眼にて、歌をみれば、歌の位も姿も明に見えわくなり。萬葉集の歌は、風雅より漢魏の古詩迄を兼ねて、稍、盛唐の詩をはらめるものなり。古今集の歌は、正しく盛唐の詩なり。後撰拾遺の二集は、盛唐に初唐の詩をまじへたるものなり。後拾遺より新古今までは、中唐晩唐の詩に、宋の詩をまじへたるものなり。新勅撰より下つ方は、云ふに足らず。和漢の時代を考ふるに、我が國元正、聖武、孝謙の御宇、正しく唐の玄宗の開元、天寶の時にあたるに、其比阿倍の仲麿、吉備公の如き人、入唐して盛唐の禮樂文章を學びてかへり。我が國に弘めし故に、我が國の歌も、自然に唐詩の風體に似たり。仲麿が明州にて讀みたりと云ふ、あをうなばらの歌は、盛唐の詩の佳境にて、李太白が峨眉山月の詩と同格なるべし。定家卿あまのはらと改められしは口惜し。桓武、平城、嵯峨の時に及びて、唐の大曆以後、中唐の世にあたりて、唐詩は、格調少し下りぬれども、我國の歌は、猶さかりなり。白樂天が詩は、唐詩の極惡道なるを、白氏文集我が國に行はれて、菅丞相甚これを好み給ひけるとかや。夫より公家の人々、皆、樂天が詩を面白き事と思ひて、其の風調を和歌に移されしほどに、其の後の歌は、三代集の體を失へり。又源平の亂の時、異國は、宋の代にて、程氏、朱氏の道學興り、詩の道衰ふ。我が國にも、俊成、定家の歌道おこな

はれて、萬葉集、古今集の風體衰へたり。俊成卿、天台の佛法を學びて、一心三觀の理を歌道の極意とせられたり。其の子定家も亦其の家訓を受けられし故にや。よみ出ださるゝ歌、皆、理屈にてくだ〳〵しきこと多かり。異國も、我が國も同時に、詩歌の道衰へたるは、誠に氣運の然らしむる所か、悲しきことなり。凡、我が國の歌は、定家卿より衰へたりと思ふ。爲家卿は又定家卿よりも、おとられたるよし。然るを、其の後の人、京極家の敎を尊信して、今の世迄も、堅く守り、金科玉條と心得るは、口惜しきこと、歌道の一大厄と云ふべし。今の人歌をよむほどにては、必、公家の中の名家なる人を師として學ぶ、是大なる誤なり。古より總じて、位高き人に、物の上手はなきものにて、上手はいつも賤しき者に出來るなり。歌の道にても、人丸、赤人は貴人に非ず。古今集を撰びたる人々も、友則一人大内記にて、五位の官人なり。貫之は、又其の下とみゆ。躬恒は甲斐の目、忠岑は右衛門の府生なれば、皆、地下の賤しき者どもなり。此の輩皆歌道に達せし故に、撰集の勅を受けたり。歌の盛なりし時だに、高位の人には、達者稀なり。況や、今の世、歌道衰微の時に、公家の高位の人に、何として上手あるべき。我に眼なきが故に、公家の名家にて、歌所と定められたる人をば、必、上手ぞとおもひて、其添削批判を受くるは、淺敷事なり。然れども、名利は悲しき物にて、ほまれを得て當時にほこらんとおもふより、公家の名家の稱美を、世にほこらんと計るなり。愚思ふに、歌道は、師に付きて、學ぶには及ぶまじ。但、和歌の書は、傳授なくては讀みがたき物なれば、其の事心得たる人に從ひて、書をばよみ習ふべし。既に書を讀み習ひたる上は、萬葉集より三代集迄をくりかへし、千遍讀みなば、大方諳んずべし。詞をそらんじて、朝夕諷詠すれば、自然に風調をも悟るなり。其の間に古人諸家の歌學の書をよまば法をも知るべし。其の上にては、花を見、月に對し、人情興感の事ある時は、自然に三十一字をつらね出だすべし。是、眞の和歌にて、上代の人の歌は、皆、此の境に至りてよみ出だしたるものなり。上代の人は、自然の風俗にて、歌をよむ故に、師に學びたる人はなし。されば、賤夫賤女も、皆能く歌をよむ。後世

は風俗うつりかはり、人の詞も古に及ばぬ故に、今の人は必三代集より上つかたの歌を、數千首そらんじたる上にも、好き歌をばよみうかべて、さて讀みたる歌も、必、人にみすべしとにもあらず。まして公家の人々に見せて、稱美を得て、名譽を求むべきにあらず。我が心にて、幾度も玩味諷詠し、古歌に引きくらべて、其の似たると似ざるとの處を思量せば、何ぞよしあしのみえわかざる事あらん。此の如くにして、歌數多くよまば、其の中に一首二首、古人におとらぬ歌、などか無からん。身の一生にすぐれたる歌、一二首ありて、人にも稱せられなば不朽に足りぬべし。喜撰法師が、「我が庵はの歌にて、名を千載に遺したるを見るべし。さりながら、當時の人にしられん事を求めず、讀みたるほどの歌を書き記して、知りたる人ひとりふたりも遺しおきたらんに、當時はとりはやす人なくとも、百年の後に、貫之、躬恒なる人あらば、必とりあぐべきなり。凡、人の德行も、才藝も、當時には知る人なくて、身の後に、世上の論定まりて、信ずる人も、譽むる人もある者なり。然るを己が一生の内に知られんとする故に、きたなき心起りて、大事をあやまる。これ、其の志の高からぬなり。昔、虞仲翔は、「天下一人、我を知る人あらば、恨みざるに足れりと云ひ。老子は、我を知る者まれなれば、我たふとしと云へり。此の位にたてらば、ほまれを當時に求むる心やみぬべし。和歌の道のみにかぎらず、萬の事、皆これに同じ。われ詩の道を以て推して、歌の道を知れること此の如し。詩は、異國の詞なり。歌は我が國の詞なり。詩にくらぶれば、甚やすきことなり。學びやうのあしきと、志を立つることの高からぬとにて、古のしづ山がつにも及ばぬは、いと口惜しきことならずや。吾が友服部子遷は、和歌の道を知りて後に詩を學び、詩の道を悟り、遂に上手の名を得たり。されば、今公家の人々に、我が輩の云ふ詩の道をとき聞かせたく思ふなり。此の道を聞きて、悟を開き、我輩の詩を學ぶ如くに、和歌を學び給はゞ、必、古人に及ぶべし。さもあらば、多の人の中に、傑出の人、などか出來ざらん。今公家の人々、和歌の道を古にかへすべき事を思はずして、五百年來、定家卿の敎を守りて、道の衰へ往くことを知らず、至り

てなげかはしきことなり。今の士庶人、我が此說を信受して、詩を學ぶ道を以て和歌を學び、一己の精力にて歌道を悟り、上代の歌に似るばかりの歌を讀みおきたらんに、身の後に知音ありて、必、取りあぐべし。其の時、此の歌は、師範なく、公家の人に學ばず、自力にて讀みたりとして、卑しめすつることはあるまじきなり。陽春白雪の曲は、和する者少し。知音の士にあらざれば、これを賞することなし。今の人は、只、下里巴人の曲をうたひて、和する者 おほきをほまれとする故なり。我先師徂徠先生云はく、異國と我國と、風俗大に異なる中に、唯、詩と歌との道ばかり、詞の異なるのみにて、其趣全く同じ。人情同じき故なり。又云、和歌は、人丸、赤人の外、在原の業平を上手と云ふべし。伊勢物語にのせたる歌、絕妙なる多し。「月やあらぬの歌を見るに、何等の感慨ぞや。「つひにゆくの歌は、古今の辭世の絕唱なり。惟高の皇子をとぶらひまゐらせて「わすれては夢かとぞ思ふ、とよまれしは、歌のすぐれたるのみに非ず。節義の心、詞の外にあふるゝかとぞ云はれし。毛詩に、蕭々馬鳴、悠々旆旌、と云ふは、軍中の靜なる狀に云へり。馬の嘶くをきゝ、旌の風にひらめくを見るのみにて、他は云ふべき事なき處を、此の兩句にて云ひ盡せり。楚辭に、嫋々兮秋風、洞庭波兮木葉下、と云へるは、秋風そよ／＼と吹く時、洞庭湖に波たち、湖邊の木葉はら／＼と落つる、と云へるのみにて、外にめづらしきこともむづかしきこともなし。然れども、此兩句を吟味すれば、洞庭の秋の氣色、今も目前にあらはるゝやうに思はる。又、王孫遊兮不ㇾ歸、春草生兮萋々、と云へるは、人をなつかしむ心限なき感慨なり。此等は、皆詩の佳境にて、和歌も亦此意なり。古の好き歌と云ふは、一度聞けば、則耳にとまりて忘れず。其意も人の解說をまたずして知らる。かりそめに吟ずる時は、さのみをかしきことなきやうにて、諷詠玩味すれば、限なき興致あり。今の人の歌は、詞むづかしくて、再三聞きても、耳を過ぐれば則わする。人の解說を聞きても、其意通じがたし。歌の好惡、是にても知るべし。古人の詩は、必、實境に對し、實事ありて、實興より出づる故に、其意皆實なり。後世の詩は、題を設けて作る故に、其意多く虛僞な

り。是を無病呻吟と云ふ。呻吟はをめくなり。和歌も、古の人は、皆實意にてよめり。後世は、題を設けてよむ故に、多くは、虚僞の詞なり。「しら〳〵しゝらけたる夜の月かげに、雪ふみわけて梅の花をる、と云ふ歌こそ、いと面白けれ。實境に對してよめる歌は、皆此の如く、總にとなへ出だせば、則其時のこと想像せらる。和歌の妙なり。天地を動かし、鬼神を感ぜしむることも、此境にあり。今の歌はしからず。

近き世に、人のもてあそぶ茶の道こそ、いと心得ぬことなれ。器は、古きをもとむるにあらず。只、新らしきをすと。倘書に云へるに、今の茶人は、幾年を經たりともしれぬ、舊き茶碗の汚穢不淨にして、しかもかけ損じたるを、うるしなどにて繕ひて用ふ。けがらはしさ云ふばかりなし。朝鮮國の人の、常に用ふる唾壺の舊きを求めて、抹茶を貯へて、是を茶入と云ふ。是もけがらはし。竹箆を撓めて匙として茶を抄ふ。是を茶抄といふ。人に茶を飮まするには、先づかこひとて、一間なる狹き所に集りて、食ひ物も人によそはすることなく、手らもりくひ、酒も自らくみ飮みて、其器をも、手ら洗ひ拭ひて撤す。點心くひて、後に出でゝ口そゝぎて入る。主自ら茶を點じ、客人に奉れば、一の茶碗に點じたる茶を、上座の人少し飮みて、次の人に傳ふ。三人にても、五人にても、次第に飮みて、末座の人殘りなく飮みて、其茶碗を上座に授く、上座の人取りて、子細に見て、珍器なることを譽めて、又、次座の人に傳ふ。次座の人も、子細に見て、次第に傳へて、末座に至る。末座の人見をはりて、主にかへし。客人一同に謝詞をいだして頓首す。次に茶碗の袋をこひ見、次に茶入を見、次に茶入の袋を見、次に茶抄をみる。見るべきほどの珍器にあらざれども、請ひてみるを禮とす。爐に炭をおくも子細ありと云へば、主の炭をおくをば、客人さしよりて見て、是をほむ。瓶に花をさせばほむ。大方、何事も主のすることを見て譽めずと云ふことなし。諂の至と云ふべし。かこひのつくりは、傳へ聞く、維摩居士が方丈の室よりも、今少しせばくして、小き窓をあけたるのみなれば、白晝にもくらく、夏は甚あつし。客人の出

入する口は、狗賓の如くにて、くどりはらばひしていれば、息こもりて、冬もたへがたし。飲み食ふ物も、人の口に好み悪む物あるに、主のいかに心づかひせりとも、口にかなはぬ物を、必、のこさずくはんとするもくるし。させることもなき器を珍らしげに譽むるも、そら恥かし。又、物ずきとて、家作より、諸の調度に至るまで、常にかはりて、珍らしくやさしきことをばすれども、茶人の家居は、必、柱なども細く、障子の骨迄も、風にたへぬばかりにほそくす。或はまろくゆがみたる柱を、皮ながら用ひなどして、ものずきをかしとて興ず。物食ふ折敷も、足の高きを嫌ひて、平をしきを用ふ。すべて、茶人の物ずきと云ふは、萬、何事も貧く、やつ〳〵しきさまを學びたる物なり。茶の道の起を尋ぬるに、漢土にては、南北朝の比より、茶を飲むこと始まれりと云ふ。唐の代に至りて、世に盛に行はる。盧仝陸羽はなはだ是を好めり。盧仝は、茶の歌を作り、陸羽は、茶經をあらはせり。其時の茶は、熱湯に淪し、或は煎ず。或は細末となすを抹茶と云ふ。熱湯に點じて飲む。是れ今の茶人の用ふる茶なり。或は細末の茶を丸となすを、團茶と云ふ。是も熱湯に點じて飲む。點茶には、茶筅を用ふること、今の人のするわざの如し。陸羽等が茶を煎じ、或は淪すには、水を撰ぶこと甚し。詳なることは、茶經に見えたり。陸羽等が茶をもてあそびしありさまは、今の世の茶人に似たり。陸羽が同時に、常伯熊と云ふ人も、茶を嗜みて、茶の道にくはしかりけり。李季卿と云ふ人、丞相李適之が子にて、その身も、御史大夫の官なりしが、天子の使をうけ給はりて、江南の方に往き、臨懐縣と云ふ處にて、旅舘に着せしに、或人、常伯熊が茶の道に達せることを云ひしかば、やがて、伯熊を旅舘に請じて、茶を行はせけり。其時伯熊黄なる衣に、黑き紗の帽子を着、手に茶筅を持ち、口　茶の名を唱へ、懇に用意して、法の如く茶を煎ず。側にて見るもの、目を拭ひて、奇異の思をなせり。茶に及ければ、季卿二杯すゝりてやみぬ。夫れより江外と云ふ所に至りて、又、陸羽を請じて、茶を行はせけるに、陸羽野服をきて、茶具を先に立てゝ往きける。其の作法、悉く伯熊に同じ。季卿茶をば飲みけれども、此人どものしわざをみて、賤し

きことゝ思ひければ、從者に命じて、錢三十文を陸羽にあたへしむ。陸羽大にはぢくやみて、是より茶を翫ぶ事を止めて、毀茶論を著しけりとかや。我國にては、鎌倉の時、五山の禪僧、異國より茶を持ちきたりて弘めしが、世の人さのみ、もてはやすこともなかりしに、室町の公方義政、是を好み給ひ、朝暮に是を翫び、東山の慈照院の銀閣にて、茶の會しば〳〵なり。しかれども、義政は天性、奢侈を好み給ひし故に、茶を玩ばるゝにも、茶堂より茶の具に至るまで、必、堅緻にて、美麗なることを好み給へり。今の世の茶人の如くに非ず。東山殿の調度とて、今に傳はれるを見るべし。近き世の茶人は、利久居士を祖師とす。利久は、獨身の禪門にて、貧賤なるが、草の庵のせまき內にて、茶を樂めるを、當時の諸侯、富貴の樂にあきて、利久が貧賤寒酸の樂をしたひ、大厦高堂をさけて、一間なる所をしつらひ、其內にて、手づから茶を點じて、人に飮ませて樂めるなり。もと獨身の禪門の貧く、やつ〳〵しき者の樂をまなびたる故に、一間の作より始めて、諸の器に至る迄、皆あら〳〵しき物を用ふ。食物も美膳をきらひて、淡泊なる物を好む。凡、茶人のなすわざ、こと〴〵く貧賤なるものゝまねびなり。されども富貴なる人は、貧賤なる者をまねびて、樂とするもいはれあり。元より貧賤なる者、何ぞ更に貧賤のわざを學びて樂むことあらん。今の世に富貴なる人、己が好む心より、貧賤なる者を、茶に請ずるは、心得ぬことなり。凡、萬の器の中に、舊くて善き物は樂器なり。昔の上手のつくりて、多の年を歷たるは、必、妙なる聲出でゝ、あやしきこともある故に、樂器は、少しも舊きを寶とす。樂器の外は、大方、何の器も舊きは、新しきにしくことなし。中につきて、飮食の器は、いかにも新を悅ぶこと、誰も同じ心なり。茶具の中にて、釜ばかりこそ舊を用ふべけれ。茶碗はいかにも新を用ふべき物なるに、幾年を經たりとも知れず、何人の口の垢やらん染みてけがれたる。しかも、かけ損じたるを、つくろひてけがらはしとも思はず用ふるは、そもいかなる心ぞや。昔、夜光の璧と云ひし玉は、夜車十二乘を照しける故に、世に稀なる寶とて、十五の城にかへけり。明月の珠と云ふは、夜をてらすこと、明月の如くなり

しとかや。かやうのすぐれたる德あるものをば、寶としておほくのあたひにかへたるは、さもあるべきことなり。古畫、古墨蹟などを寶とするも、其書畫のたくみの、世に勝れたる處を玩び、且は今の人の其わざを學ぶ者の、法則となるをたふとむ故に、力ある人は、金錢をゝしまず、其替を出だして、是を求む。うつけたることにあらず。今の世の茶をもてあそぶ人は、何の珍しきこともなく、すぐれたる德もなき常の磁器を、千金萬金に買ひ取りて、上もなき寶と思ひ、させることも無き人の作れる竹の筒、竹の箆などを、百金にも買ひて、世に珍らしき物と思ふは、大なる惑なり。近き世に、茶の道を弘めし人は、利休、宗旦等が外には、片桐石見守貞昌、小堀遠江守政一なり。此の人々は、貴賤異なれども、皆聖賢にあらず、常の人なるに、今の茶人、必、此の人々のしわざをまねびて、是は利休の法、是は遠州の法、是は石州の法とて、禮法を守る如く、一向に堅く守りて少しもたがはじとす。かたはらいたきことなり。今にてもあれ、世に勢ある人、茶を玩び、先達にかはりて新きわざをし出ださんに、くみする人數多ありて、是彼にて其のしわざをまねびてせば、やがて一流となるべし。是、茶の道に一定の法無き故なり。我も平生茶をたしむ故に、人の許にて美膳などくひたる後に、上品の抹茶を濃く點して出ださるれば、口にかなひて甚快し。但、それも廣き座敷にて、食ひものを心にまかせてくひ、酒も人にくませてのみ、點心もよく食ひて、茶をも新しき茶碗にて、つかふるものゝ點じたるを、人々別なる茶碗にてのむはよし。今の茶の道は、きはめていとはしきわざなり。茶を貯ふるは、此方の磁器にもさるべきものあり。さもなくば、棗の形なる漆器よし。銀器錫器もよし。茶を抄ふには銀の茶匙を用ふべし。茶碗はいかにも新しきを用ふる、潔く快し。

俳諧は和歌の一體なり。古今集に見えたり。史記の滑稽傳の注に、姚察が說を載せて滑稽は俳諧の如しと云へり。俳諧はたはむれごとを云ひて人を悅ばせ、人の心にかなふを云ふなり。古今集には、俳諧の俳の字を誹に作れり。誹の字は謗の字と連ねて、誹謗はそしる義なるを、俳の字にかへて用ゆること如何

なる故と云ふことを知らず。誹の字と俳の字と、音も義も大に異なるを、通はし用ゆる事字書にみえず。恐らくは、古今集の誤ならん。古今集に載せたる誹諧の歌は、たゞ常の歌の如くにて、詞少し常にかはれるのみなり。かりそめに見れば、たゞ常の歌とみゆ。委く學ばざれば、俳諧の姿を知ること難し。

連歌と云ふこと、中古より始りて末の世に盛なり。其本は三十一字の歌を二つに分けて、二人してとなふるなり。たとへば、近衛院の御前にて、宇治の左大臣「郭公名をも雲井にあぐるかな、とのたまひしに、頼政「弓はり月の入るにまかせて、と申されしなど、是連歌なり。此のこと上代よりありしかども連歌とは云はず。後の世に至りて、上の句下の句をいくらも連ねて、長く云ひ述ぶることになりて、連歌と云ふ名出來れり。中華に聯句と云ふことありて、五言の句を一人二句づゝ作り、人あまたにて數十百句も連ぬるなり。此の國の連歌は、彼の聯句に倣へる物とみゆ。連歌は和歌の類なる故に、歌人も是をきらはず。後に及びて連歌師と云ふ者出來て、さま〴〵の式法を立てゝ、遂に世の翫となれり。近き世に及びて、又別に俳諧と云ふこと出來て、賤しきたはれ事をつゞりて、連歌の如く長く連ねて翫とするは俳諧の連歌なり。その初、連歌師の輩、連歌の句に、たはむれごとの連歌には云ひ難きほどのことを、一句二句つらねてわらひ興じたるを、其の後、俳諧師と云ふ者出來て、是を專にすることになれり。貞徳、宗因、芭蕉翁など云ふ者是なり。されど貞徳等が時の俳諧は、戯ごとをゝかしく云ひなして、うち聞くもの殘らず、こらへず笑ひ興ずるのみなり。芭蕉翁までは、猶其の體なりき。其れより下りては、ひたすらをかしきことを云はんとて、下部の者までもうち聞きて、悦ぶやうなることを云ふ故に、極めて賤しきことをきらはず。親子兄弟の中にて云ひがたく、聞きにくきことをも云ひ出す。俳諧の中にても、至りて下れる品なり。然れども五十年の前は、たゞ歌仙とて三十六句を連ね、或は五十韻百韻とて連歌の如く連ねて、宗匠の點を乞ひて、優劣を爭ひあへるのみなりしに、元祿の初の頃より、前句附と云ふこと起れり。其の法宗匠より下の句を一句出だして、多くの人に上の句を附けさせて、點に第

一第二の品を命じて、甲乙の次第に從ひて賞を行ふ。其の賞は、或は布帛、或は器物など、そこばくの直なる物を出だす。布帛器物に望なきものは、其の直なる金銀をとる。此の賞をえんとて、貴賤となく我も〳〵と句を附けて、日々に點錢を費す。是則博奕の類なり。この事賞に行はれて、世の俗人皆、是を好むほどに、下の句に上の句を附くるも猶むづかしとて、宗匠より、上の句の初の五文字を出だして、次の七文字五文字を、諸人につけさすことになれり。是を冠附とも笠附とも云ふ。かくいやしきわざになりぬれば、下部のわらはゝ、げすまでも俳諧と云ふことを知りて、笠附して褒美とらんとするほどに、詞いよ〳〵いやしくなれり。寶永の頃より、冠の五文字を三つ出だして、三つの冠に、各七文字五文字を附けさせて、勝負を分くることあり。是を三笠附と云ふ。是いよ〳〵博奕に近し。其の後五文字の冠をも出ださず、下の七文字五文字の詞をもやめて、たゞ數の文字を封じて、外より此の數をはかりて札をいれて、其數のあたれるを勝として、金銀をとらすることになりぬ。こゝに至りては、正しく博奕なれども、本の名を存して、猶三笠附といふ。この三笠附盛になりて、賤しき者は云ふに及ばず、士君子もこれをなして、とくつかんとするほどに、德はつかずしておほくの財を費し、身を失ひ家を亡す者數をしらず。此の事上にきこえて、享保の初よりきびしく三笠附を禁ぜらる。其の後、禁を犯して刑罰にあふ者あれども、今に至るまで猶たえずと聞ゆ。和歌の流、其末變じて博奕となるべしとは、住吉、玉津島の神も、いかでかしろしめさん。淺ましく悲しきは、俳諧のわざはひならずや。凡、昔より戲によみたる歌、又時の人を嘲り笑ひたる狂歌のたぐひ、古き物語草紙に記しおきたるは、みな俳諧なり。然れども、古き狂歌は詞いやしからず。きたなきことを云はず、父子兄弟の中にても唱ふるに、聊もさはることとなし。近き世に、江戸の醫師卜養と云ひし者、狂歌にたくみなりしも、世の諺のなれたることどもを戲に云ひかなへて、をかしきこと多きのみにて、詞いやしからず、やさしきすがたなれば其の品下らず。猶、俳諧歌のたぐひなるべきか。此頃の俳諧と云ふ物にはまさるべし。寶永五年の春、京都火

災にて內裏炎上し、公卿殿上人の第宅、のこりすくなく燒けうせたりしに、淸水谷の大納言實業卿、風早の參議公長卿も火にあひて、此彼にげまどひ給ひけるが、二人道にて行きあはれしに、實業卿「風早と聞くもおそろしけふの火や、との給ひければ、公長卿とりあへず「淸水谷とてやけものこらず、と答へ給ひしとかや。これらをこそ、眞の俳諧と云ふべけれ。和歌の道衰へたれども、公家の人々には、猶かやうのやさしき戯あり。此のころの俳諧と云ふものは、たゞみわらひ興ずるほどのをかしきことを云はず、連歌の詞に似て連歌にも非ず。意趣いかにとも知り難し。さしよりて其の人に問ひなじれば、俳諧は古今集にみえて、和歌の一體なる由を口に藉き、唐の大和の故きことを引きて、其の道をたふとくす。然れども其の句を書き付けたるをみれば、何やらんえも云はぬことを、えも知れぬ文字にてしるして、ものしれる趣なり。凡、俳諧の草紙、きはめてすぢなきものなり。俳諧師と云ふもの、極めて賤しきものにて、諸侯貴人の翫びものになる故に、やんごとなき人々に狎れ近づきて、さまざまのよからぬことを、すゝめまゐらする類世に多し。士君子の友とすべき者に非らず。心あらん人はきびしく禁ずべきことなり。近きころは諸侯貴人も、多くこれを好むことになれり。よからぬ風俗なり。いまだ俳諧を好む人によき人をきかず。

今の世に淫樂多き中に、絲竹の屬には三線、うたひ物のたぐひには淨瑠璃に過ぐる淫聲なし。三線は琉球國の樂器なるを、慶長のころとやらん、此の國に傳へしと云ふ。昔晉阮咸が造りし樂器を阮咸と云ふ。此の國に傳へて昔は翫びけるにや。延喜式に載せたり。今の三線は、阮咸の遺制なりと云ふはいかゞあらん。阮咸はいかなる制にてか有りけん。今の三線は甚しき淫聲なり。其の作り、琵琶に似たるやうにて、琵琶に比ぶれば形甚いやしく、是を彈ずるさまも、極めてみぐるし。此の聲纔に發すれば、俄に人の淫心を引起して、放僻邪侈に至らしむ。其の害云ふばかりなし。士君子の假にも聞くべき物に非ず。淨瑠璃と云ふ物、三線と同じ頃に始まれりと聞ゆ。小野氏の女、三河國矢作の長者の娘淨瑠璃と云ひ

し者のことを、十二段の昔物語に作りしを、其の頃の目くら法師、これにふしを付けて語り出だせしとかや。後の人是にならひて、色々の昔物語を彼の體に造りて玩ぶ。もと淨瑠璃がことを演ぜしより始まれり。故に都て其の名を淨瑠璃と云ふ。三線の聲よく是に叶ふゆゑに、淨瑠璃に必三線をあはせて、世俗の上なき玩びとなれり。然るに寛文、延寶の比迄の淨瑠璃は、皆昔物語を演ぜし故に、詞やさしく綴りなして、あはれにをかしきことも多かり。淫聲といひながら、忠臣孝子義士節婦のことを云へれば、愚なる小人女子も是を聞きて感じあへり。元祿の比より、稍ます〳〵俗に近くなりて、淫靡の聲多し。寶永の頃、京の淨瑠璃師、江戸に來りて鄙俚猥褻なる淨瑠璃を唱へしより、江戸の人、是を面白きことゝ思ひて興じけるに、享保の初に、また難波の淨瑠璃師來りて、かなたなる俗調を弘めしほどに、江戸の人、いよ〳〵是を好みて、江戸の舊き淨瑠璃を捨てゝ、ひたすらに、京難波の淨瑠璃を習ふ。賤者のみにあらず。士大夫諸侯迄も是を好みて、一節を學ぶ人あり。是に至りて、昔物語を捨てゝ、たゞ今の世の賤者の淫奔せし事を語る。其の詞の鄙俚猥褻なること云ふばかりなし。士大夫の聞くべきことにあらざるは云ふに及ばず。親子兄弟なみ居たる所にては、面をそむけて耳をおほふべき事なり。されば、此の淨瑠璃盛に行はれてよりこの方、江戸の男女淫奔すること數を知らず。元文の年に及びては、士大夫の族は云ふに及ばず、貴き官人の中にも、人の女に通じ、或は妻をぬすまれ、親族の中にて姦通するたぐひ、いくらと云ふ數を知らず。是まさしく淫樂の禍なり。三線も、寛文、延寶の頃までは調子ひくゝ、ひく手もまばらにて、筑紫箏に類せり。うたふ歌も、詞やさしくふしもゆるやかにて、俗調と云ひながら、いやしげすくなかりき。近頃は調子高く、ひく手も迯せはしくこまかになり。うたふうたも、詞いやしく拍子つゞまりて、いそがはしさ云ふばかりなし。淫聲の至極、人の心をやぶること、是に過ぐるものなし。凡雅樂は、拍子まどうにて、絲竹ともに手を使ふことまばらなり。雅樂とは正樂を云ふ。淫樂は、煩手とて手を繁くす。今の三線、牧笛、尺八、一節斷、皆煩手なり。中にも三線の煩手、たとふべ

き物なし。箏は雅樂の器なるが、筑紫箏になりて、俗樂に落ちぬれども、其の聲もと雅音なる故に、いたく人心をとらかさず。今人雅樂を學ぶこと能はずとも、せめて筑紫箏を玩ばゝ猶少しよかるべし。牧笛、尺八、一節斷は俗樂にて煩手なれども、三線の如くの淫聲にあらず。凡俗樂のあらゆる樂器の中に、三線程の淫聲なし。古の鄭聲は、如何なる聲にて有りけん。孔子の鄭聲を放てとのたまひしは、雅樂を妨げ、風俗をやぶる故なり。世に雅樂有りても、鄭衞の淫聲を禁ぜざれば、雅樂は行はれ難し。今の世には雅樂絶えてなくして、淫樂のみ盛に行はるれば、風俗の衰敗すること甚速なり。我が國の古を考ふるに、朝廷より民間に至るまで、雅樂のみにて淫樂なかりしとみゆ。中古より、白拍子、今樣など云ふものありしかども、白拍子は、今の大頭の舞その名殘ならんと思ふ。妓舞なれども、古風猶殘れり。今樣は亡びにたれど一つ二つ殘りて、人のうたふを聞くに、古雅のおもむき、今の世にはたとふべき物なし。此の外に淫樂と云ふべきもの有りしことをきかず。されば俗説に云ふ、三河の國矢作の宿の長者の女淨瑠璃が、侍婢を集めて、管絃せしは、賤者も外のもてあそび物なかりし故に、雅樂を奏して、つれ〴〵をなぐさめけるなり。また平重衡とらはれて關東に下りし時、旅寓のつれ〴〵をなぐさめんとて、駿河國手越の妓女千壽を進めしに、重衡琵琶をひかれしかば、千壽箏をひきて、五常樂、皇麞、廻忽などを奏せしと云ふ。上りし世の風俗と云ひながら、いとやさしくたふときことにあらずや。今の世には、諸侯貴人やんごとなき雲の上人も、雅樂を玩びたまふことなく、筑紫箏をだに好み給はず。たゞ三線淨瑠璃を玩び給ひ、賤しき妓女を宮中へ召して、歌舞をなさしむるのみならず。あまたの女優を畜ひおきて、夜となく晝となく、あらぬ戯をなさしめて、これを樂しみ給ふたぐひを多く聞けり。淺ましとも云ふばかりなし。樂記に鄭聲をはなてりとあり。鄭衞の音は亂世の音なり。桑間濮上の音は亡國の音なりと云へるは、淫樂に世をみだり、國を亡ぼす道理あることを云へるなり。今の世の妓樂、三線、淨瑠璃は、古の鄭衞桑間濮上の淫聲にも過ぎなんとぞ思ふ。昔かやうの俗樂なかりし故に、矢作の宿の長者の

女、手越の遊女までも雅樂を習ひしれり。今は色々の俗樂ある故に、やんごとなき人々もこれを好みこ、雅樂を習ふことなし。雅樂は俗に遠く、淫樂は俗に近きゆゑなり。孝經に、風を移し俗を易るは、樂よりよきはなしと云へり。惡き風俗をうつしかへて、善くするは雅樂の功なり。善き風俗をうつしかへて、惡くするは淫樂の力なり。雅樂にて風俗を善くするは、其の効おそく、淫樂にて風俗をあしくするは、其の効早し。されば、たとひ雅樂世に行はれても、淫樂を禁ぜざれば、雅樂すたれやすし。孔子の鄭聲を放てとの給ひしは此の故なり。今の世には、雅樂たえてなくして、淫樂のみ盛なる故に、士民の風俗、年をおひてあしくなり下ること、走る馬のけはしき坂を下るが如し。貞享より元祿の初までの、人の風俗を思ひ出だして、今の世のありさまをみれば、衣冠せる人の側にて、赤裸なる人を見るが如し。五十年の間にかくばかり變化あるは、いかなることぞや。全く是淫樂のなす所なり。三線、淨瑠璃はもとより淫聲にて、百年このかたの物なれども、貞享の頃まで、三線も今の如く煩手にあらず。淨瑠璃も、皆昔物語にて詞やさしかりしに、其の後此の藝に上手あまた出來て、我おとらじと巧をきそふほどに、さま〴〵の妙曲を作り出だして、人の聽を悅ばしむ。淨瑠璃も、俗に近き鄙俚猥褻なることをかたるほどに、今に至りては詞きはめていやしく、淫聲いやまさりて、少しも心ある人はきくに忍び難くて、耳を掩ふ。是を面白く思ひてたのしむ、淺ましき世の風俗なり。昔なきかやうのことの出できたれるは、誠に國家の大なる病なり。除かずばあるべからず。たとひ遽に禁止せずとも、三線淨瑠璃をば非人の所作に定めて、座敷に上らぬ者とせば、士君子は、おのづからこれを翫ばざるべし。これ風俗を正しくする一つの道なり。胡弓と云ふ物は、三線のたぐひなれども、其のわざ殊にいやしげなる故にや、好む人少く、たゞ目くら法師、非人の所作にてやみぬれば、風俗を敗るほどの事なし。箏はもと樂器にて、管絃にのみ入りしに、いつの頃にかありけん、三百年の昔、公家の人筑紫に流されて、配所のつれ〴〵に、箏の手をひきかへて煩手にし、雅樂の越天樂の歌を延ばして、節を長うして、是に箏を合せてひかれし

を、筑後國善導寺の僧、其の曲を習ひ傳へて世に弘めしより、筑紫箏と名付けて世の玩びとなれりとかや。其の後八橋の檢校と云ふ目くら法師、此曲をならひて殊に上手なりしかば、越天樂の歌のふきと云ふも草の名と云ふ歌を本として、色々の歌を誰人にか作らせ、たくみに名付けて、さま〴〵の曲折をなしけるより、彌世に行れて、貴賤の玩びとなれりと聞けり。雅樂には手のこまかなること無く、一度に六つの絃をかきならすを、筑紫箏には一つ二つの絃をならし、ひく手こまかに繁き故に、世俗の耳に面白く聞く、本樂器なれども繁手に彈じ、諷聲など云ふことをすれば、雅樂も淫聲を出だす事、琴瑟と云へども然なり。越天樂の歌は雅音なるを、のべて筑紫箏の歌となせば淫聲なり。然れども歌の詞猶やさしくて、父子兄弟の中にても聽きにくからず。位ある人の前にてもいやしからず。婦女の中にても玩びても、淫奔をすゝむるまでの害もなし。三線をひきて、淨瑠璃をかたるにくらぶれば、遙にまされり。俗中にて絃歌のもてあそび、昔は唯これのみなりしと云ふに、今は貴人も是を好まねば、增して賤者は、其のかたはらにゐてもきかんともせず。江戸の內を終日ありきても、箏の音をつひにきかず。只三線の音のみ、街にみちてかまびすし。されば目くら法師にも、瞽女にも箏ひくもの、今は百人に一人なり。風俗の衰へて賤しくなる、凡、此の類なり。

猿樂と云ふことは、玄惠法師が書けると云ふ、庭訓往來にみえたれば、鎌倉の北條家の時より有りしと見ゆれども、如何なる戲なりしと云ふこと詳ならず。今の世の猿樂は、室町の時より始まれりとかや。竹田の八郞秦嘉勝と云ふ者、此の戲をなしはじめけると云ふ。嘉勝は今の猿樂師の、今春太夫が先祖なり。室町の公方鹿苑院殿より、武家にて天下を治め給ふに、古より有り來れる、公家の禮樂を捨てゝ別に禮樂を作れる。禮は今川左京大夫氏賴、小笠原兵庫介長秀、伊勢武藏守滿忠、三人命をうけてこれを議定す。樂は卽猿樂なり。それよりこのかた今の世に至るまで、是を武家の禮樂として敢て改めず。武家の禮皆此の國の俗禮なり。猿樂は俗樂なり。猿樂の音は、怒る聲なり。鼓うつ者の、口を張りてさけ

ぶも怒るさまなり。孔子の仰せられし、北鄙殺伐の聲と云ふもの是ならん。今の武士こはゞりたる衣服を着て道をゆくに、臀腿を露はし、肩張り臂を掉りて、いかめしくふるまふに、よくかなへる俗樂なり。但、猿樂には淫聲なき故に、人の心をとらかさず。是のみ他の俗樂に勝れり。然れども猿樂には、死せる者の幽靈あらはれて、僧にあひて弔をうけ、罪業を滅し、佛果を得ることを多く作れり。幽靈にあらざれども、おほかた佛道を宗とする趣なり。故に世のはかなきことをしめして、人に菩提を進むる心なきは少し。是を作れる人多くは佛者なる故なり。武家に猿樂を玩ぶは常の事にて、さもあるべきが、吉事の宴饗にこれを用ふること心得難し。酒をすゝむるに付きて、其の詞の其の事にかなへる一節をうたふは、賓主の情をのぶるわざなれば、中華の古人、詩を賦せしに類すべし。猿樂をなせば、幽靈の現はれて弔をうくるさま、又は世の無常をしらするなど、はかなくかなしきことを、うたひまひてたはむるゝを忌はしともおもはず、只笛鼓にてはやしたてゝ、まひかなづるを目出度ことゝのみ思ひて、いまはしきに心つかざるはおろかなる事なり。湊の檢校と云ひし目くら法師、雅樂をこのみしが、常に此のことを云ひて笑ひあへり。又武家の貴人、猿樂のうたひものをならひて、一節をうたふまではせめての事なり。其の所作を學びて、猿樂師と打ちまじりて、色々のわざをなしてまひかなで、ものするは有るべきことゝもおもはれず。異國にて、後唐の莊宗と云ひし天子、俳優を好みて、みづから其の所作をなして、たのしまれしが、程なく天下を失はれしこと、五代史に見えたり。俳優は今の世の狂言なり。士君子の恥づべきことなり。昔、平相國の白拍子を好まれしも、妓王、妓女、佛など云ふ白拍子を召して、まはせしのみなり。宮女などに、これを習はせたるにあらず。鎌倉の相摸入道が田樂を好みしも、みづから其所作を習ひたるにあらず。今の世にはやんごとなき人も、猿樂を好むほどにては、必自ら其の所作をなして樂みとす。昔の人に異なり。風俗の下れる、悲しき世のありさまなり。前代舊事本記と云ふ書は大成經とも云ふ。近き頃世のしれもの有りて、聖德太子の舊事本記の名を竊みて僞作せるなり。近世に

出來たれることどもを、皆古よりあるさまに書きなせり。其の中に猿樂も、神代に猿女と云ふ者より始まり、聖德太子の時三十六番の猿樂あり。白翁、黑翁といふものあり、指打の鼓二つあり、兄鼓、弟鼓と云ふなど、あらぬことをかきしるせり。大なる誤にて、世を誣ふると云ふこと是なり。かやうの書を見て、猿樂は往古より此の國にあることぞとおもふは、大なり惑なり。南都の春日の祭に、いつの比よりか猿樂をなし、內裏にて近き世には猿樂を御覽あるは、いかなる故ならん。賤しき東人は得しらぬことなり。世に古を好む人まれなる故に、かやうのことにも心づかず、流俗にしたがひてすぢなきことをも、よしと思ひて、其のまゝに打ち過ぐるなるべし。

人生れて赤子の時は啼きて聲を出だす、二三歲より聲を上げて叫呼す。四五歲より人をしへざれども、いつとなく歌謠をまなびて、かた言なる童謠をとなへのゝしる、是皆自然なり。人としては聲を出だして湮鬱を宣ぶるわざなくては、あられぬゆゑなり。されば人は、何にても、少し聲を立つるわざを、をり〳〵なさでかなはぬは天性なり。悅ぶこと、悲むこと、樂むことに付けて、それ〴〵に聲を立つるはやむことをえざるわざなり。賤者の力わざにても、聲を立てゝはげむは常の習なり。それを其まゝ捨て置きぬれば、必、鄙俗になりもてゆきて、はては淫聲のけしからぬことになるを、古の聖人あらかじめしろしめして、樂と云ふことを作りおきて、うたひまひ、絲竹鼓の拍子にて心をなぐさめ、湮鬱とてうもれたる心氣を宣揚發越せしめ給ふ。異國の事は姑く置きて、我が國の古に催馬樂と云ふは、馬子の馬を逐ふにうたふ歌なるを取りあげて、是を絲竹に合せて、朝廷の神事にも御遊にも用ひらる。是我が國のうたひものゝ始なりとかや。貫之が土佐日記にかける、ふな人の歌に「春の野にてぞねをばなく、わがすゝきにて、手をきる〳〵つんだる菜を、おやゝまほるらん、しうとめやくふらん、かへらや、よんべのうなゐもがな、ぜにこはんそらことをして、おぎのりわざをして、錢ももてこず、おのれだにこずと云へるが如き、昔は賤しき者の歌も、詞やさしくきゝにくからず。それより後は朗詠ありて、雲の上

人の樂なり。又其の後今樣と云ふこと起りて、さかもりなどの興を催しけるに、是もいつとなくとなへ失せて、今の世には跡かたもなくなれり。白拍子の歌の詞は、平家物語などに少しのこれり。是も詞やさしくきゝにくからず。琵琶法師の平家物語は、天台の聲明のふしを移して、生佛と云ふめくら法師のおのが生れつきの聲にて、語りはじめたりといふ。今の世まで傳れり。詞は本より平家物語なれば云ふに及ばず。ふしも昔の習なればきゝにくからず。琵琶を合はすれば、其の聲も淫ならず。玩ぶ人に損なし。鎌倉の時の田樂には、いかなるうたひものゝありけん、今知れる者無し。夫より下りては猿樂なり。近き世に幸若の舞と云ふもの、室町の末とかや。桃井氏の子孫に比叡の山の兒にて、幸若麿と云ふもの、まひ始めけると云ひ傳ふ。琵琶法師の物語に似たる處もあり、猿樂のうたひに似たる處もあり。何にもあれ、少しも淫聲なきものなり。舞とはいへど、起ちてまふことはなく、たゞ扇にて手を打ち、拍子を取るのみなり。詞は定まりたる數ありて、皆昔物語を演べたり。新しきことをば作り出ださず。士大夫の中に玩びても淫佚を進むる恐なし。寛文、延寶の頃までは、諸侯貴人の宴饗にも是を用ひて、心をなぐさめ、酒を進めけるに、元祿の比より猿樂さかんになりて、幸若の舞、世にすたれたり。說經と云ふ者は、もと法師の中に、本說經師と云ふ者有りて、佛法の尊きことゞもを詞に綴り、浮世の無常の哀に悲しき昔物語を演じ、善惡因果のむくいあることゞもを物語に作りて、是にふしを付けて、哀なるやうに語りしなり。鉦鼓をならして拍子取り、世の婦女に聞かせて、惡を懲しめ善を勸めて、菩提心を起さしめんとするなり。昔より法師の說法に、因果物語するたぐひなり。其の物語は俗說に任せて、慥ならぬ事も多けれども、詞は昔の詞にて、賤しき俗語をまじへたる中に、やさしきことゞも少からず。其の上幸若の舞の詞の如く、昔より定まれる數ありて、いつも古きことのみを語りて、今の世の新しきことを作り出ださず。其の聲も只悲しき聲のみなれば、婦女これをきゝては、そゞろに涙を流して泣くばかりにて、淨瑠璃の如く淫聲にはあらず。三線ありてよりこのかたは、三線を合はする故に、鉦鼓を打

つよりも、少しうきたつやうなれども、甚しき淫聲にはあらず。云はゞ哀みて傷ると云ふ聲なり。浄瑠璃に比ぶれば少しまされる方ならん。目くら法師、妓女などのうたふ歌も、寛文、延寶の比迄、は長歌らうさいなど云ふ曲ありて、俗調ながら詞やさしく、ふしもゆるやかに、いとしをらしきことども多かり。かりそめのそゞろ歌も、小倉、吉野など云ふは、詞やさしくて、よき人の前にてうたひても、きゝにくからず。昔の今様にも少しにたるべきか。俗中の雅とも云ふべき物なり。三線も是れに合はする時は、調子ひくゝ手も間どほにて、聞く者耳にかしましからず。筑紫箏にも近きやうにて、いやしげすくなし。今は目くら法師も、昔の曲をば聊しらず、調子高くかしましきことのみを習うて、三線はいつもかくの如くなる物ぞと思へり。うたふ歌も、只さわがしく、賤しくかしましきのみにて、昔のやうなるやさしきことは、露ばかりもきこえず。我等が一生の中五十年の間に、俗樂さへかくいやしくなり下れるは、そもいかなることぞや。浄瑠璃は江戸、京難波のみにあらず。遠國のいなかにも、其の所の風ありて、一節かはりたることさまゞゝなり。其の中に江戸の浄瑠璃は、本より武家の好みに合はせたる故に、詞も節もいさめるやうにてつよみあり。京難波の浄瑠璃は、聲哀しくふるびよわげ多し。さりながら元祿より以前は、何方の浄瑠璃も皆昔物語なりしほどに、詞がらさのみいやしからざりき。其の後はたゞ今の世の新しきことを語り出だせる故に、詞甚いやしくなりぬれば、聲も節もつれていやしくなり淺ましくなれり。されども土地の風俗同じからねば、江戸の人、京難波の浄瑠璃を聞きては、頭をそむけ耳を掩ひて、聞くべきことにもせざりしに、寶永の比、京より一中と云ふ浄瑠璃師來りて、京の浄瑠璃を弘めしより、江戸の人、やゝ是をよろこびあへりしに、享保の初に、又難波より竹本と云ふ浄瑠璃師來りて、難波の浄瑠璃を弘む。是より江戸の人、貴きも賤しきも難波の浄瑠璃を好みあへりしに、其の後、又都路と云ふ浄瑠璃師難波より來りて、悲き聲にていやしき諺の、淺ましくとりみだしたることどもを語り出だすほどに、江戸の人、又是に移りて、興じもてはやすこと限なし。下ざまの人は云ふに

及ばず、諸侯貴人、雲の上なるやんごとなき人々も、ひたすら、是を好みて、歳の初にも、吉事ありて目出度をりから壽きあへる座敷にも、哀に悲しき聲にて、うれはしきことどもを語りつゞくるを、をかしと聞きていまはしともおもはず、日を暮し夜を明してあかずきくめり。淨瑠璃師、目くら法師などの語るを聞くだに、淺ましとみるに、士君子のさもいやしからぬ人どもの、此一ふしを習ひて、はれやかなる所にてはぢ顔もなく、聲打ちあげて語るものありとかや。此の比に及びては、江戸の人ひとへに、京難波の淨瑠璃をのみ悦びて、江戸の淨瑠璃をば、また聞くべき物ともせず。世の風俗は民の好惡に從ひて、移り易はるものなれども、三十年の内に、江戸の人のすきゝらひ、寒暑の如くに易はれるは他の故にあらず。これ全く淫樂の力なり。雅樂の風俗を善くするよりも、淫樂の風俗を惡しくする、其しるし、尤速なり。和漢古今の風俗の中に、今の三線、淨瑠璃ほどの淫聲、又有るべしともおもはれず。世の末とは云ひながら、淺ましく悲しき風俗ならずや。

漢土にて俳優と云ふは、今我が國の狂言師なり。戯言を云ひて人をわらはするを俳と云ふ。優は則狂言師なり。俳優侏儒と云ふは、人の身のたけ短きを侏儒と云ふ。たけ短きものは、ものまねしてまひをどるによき故に、俳優はおほく侏儒なり。昔、春秋の世に、魯の定公と、齊の景公と、夾谷と云ふ所に會盟せられしに、孔子魯の大司寇の官にて、定公の爲に相となりて行き給ふ。會所にて宴饗のついでに、齊の方より俳優侏儒を出だして、戯舞をなさしめしかば、孔子是を咎め給ひて、先王の法に匹夫諸侯をまどはすをば、其の罪殺すべしとて、左右の司馬に命じてきらしめ給へり。聖人のいましめ、後世かゞみずんばあるべからず。優旃、優孟など云ひし者、皆此たぐひなり。唐の代には、梨園の樂工と云ふ者即俳優なり。宋元の代より雜劇と云ふことあり。則俳優の所作なり。雜劇は全く此方の今の狂言なり。戯子と云ふは、此方の野良役者なり。雜劇の所を勾欄と云ひ、亦戯場とも云ふ。此方のしばゐなり。雜劇の觀る所を棚屋と云ふ。此方の棧敷なり。今の猿樂も、もと中華の雜劇をまねびたりとみゆ。中華の雜劇

には國家の法禁ありて、男女淫奔などのたぐひ何にても、世の風俗に害あることをなさしめず、唯忠臣孝子義夫節婦などの、風俗を勵ますべきことをなさしむ。若、この掟に背くものあれば、刑罪を加ふ。是國家の政なり。今我が國には此の禁制なき故に、かりそめの戯にも、男女の色に耽り慾をほしいまゝにし。或は淫奔して身を失ひ、家を亡ぼしたる者のことをまねびて、ひたすら淫佚を勸むるわざをなすよしなり。男女の少きものは云ふに及ばず。年たけたるものも、是を見て面白きことの限と思ひ、妻子をひきぐして、しば〳〵戯場に遊ぶほどに、幼き者も是を見て、昔よりは早く智恵つきて、よからぬ道にかしこくなり、ものいひ立ふるまひより、姿かたち身のよそほひ、衣服調度まで、こと〴〵く野良役者をまねびて、かりそめに寄り合ひて物語するにも、戯場のをかしかりしことを云ひ、野良役者の名を指して、それはかくあり、誰はとありと云ひて、己が心によしと思ふをほめ、惡しと思ふをそしれば、人々すききらひありて、互にあらそふほどに、後には怒を起して、詞あらく顔打ちあかめ、女などはいきまきてすゝりなきするもあり、賤者のみかくあるにあらず。士君子の品よき人にも此類多し。人の風俗の日々に惡しくなりくだること宜なり。又異國にては、士農工商の正しきわざをして、世を渡る者を平民と云ひ、戯子の類をば都て樂人と名付けて、平民の數に入れず。人の外なる者とし、種類を分けて殊の外にいやしめきらふこと、我か國の穢多の如し。されば平民の貧しき者も、子を樂人となすことを得ず。樂人より、平民に入ることも叶はず。平民と樂人と婚姻を通ぜず。皆國家の大禁なり。是を犯せば刑罰あり。平民と樂人と種を混ぜしむまじき爲なり。我が國にても、野良役者はもと穢多の部類に定めおかるれども、世の人彼が技藝を愛する心より、彼等を近づくることを恥とせず。彼らは家富みて都の内によき住居し、美服をきるのみならず。倫例にて歌よみ詩作り、學問する者さへありときけば、増して世間のあらゆること何か昧からん。何かつたなからん。人の機嫌を知り、人の心に入ること極めてかしこければ、常の人、是にあひてはかけずけおさるゝとなり。さればいつとなく、彼のともがらに泣き付

きて、士君子にもまじはれば、賤き者と知りながら、士君子も得いやしめず。をはりには都の内に宅地もとめて、あきなひなどして平民となるも多し。諸侯にめされて奉祿たまはり士となるもあり。心ある人、是れを見聞きては長大息すべし。國家の法禁ゆるき故に、非人を以て人類に混ずる、誠に痛ましき世のありさまなり。遠き昔は云ふに及ばず、百年の前までは、かゝることはなかりきと、ふるき人云ひはべりき。

我が父は、寛永の中比に生れて、八十八歳にて享保の中比に終れり。大猷院殿、嚴有院殿の御世を歴て、其の時のことを常に語りつれば、我が幼きより聞きて耳に熟せり。我は延寶の終の年に生れ、常憲院殿の御世よりこの方は、正しく此の身に歴つれば、童稚の時より是迄、五十餘年のことをば目に見たり。父の語り聞かせつること、我がまのあたり見つる事々を思ひつゞくれば、百年の世變歴々として目の前に在るが如し。人の物語するついでには、昔の事ども云ひ出だして、或は笑ひ或は嘆き、且は、をさまれる御世に生れて、干戈の苦しみをしらず。安くいね靜におきて、嘯き歌ひて明し暮すことを悦び、かつ事ありし時にはあはずして、猛虎も鼠となり。寶劍も鈍となることをいきどほる。かくて、此の世の治まれること久しきに依りて、上より下まで心ゆるみて、ひたすら歡樂のみをいとなむ故に、舊きことはをかしからずなりて、新しきことを、めづらしともてはやすほどに、人の詞、身のさまより始めて、衣服、器物、家づくりまで、昔にかはりぬれば、まして人間種々の儀式、遊宴の樂など、新しきことども年々に出來て、舊きことはいつとなくすたれはつ。大方舊きことにはよきこと多く、新しきことにはよきことすくなし。風俗の移りかはること目前に歴然たり。其の中に昔と今と、寒暑の如くかはれるさへあやしとみるに、冠を履にはき、履を冠にきるやうなる事あるこそ不思議なれ。つく〴〵と百年この方の風俗を思ひくらぶるに、餘所のことをばおいて、江戸の人の風俗こそ、殊に昔にかはりたれ。我が親しき者の中に、慶長、元和の比生れたるもの、男にも女にも有りて、寛永の比を年の盛に經たりと云ふに、

男は冬韋のうちかけ、韋の袴を美服とし。女は紫の革の襪子をはく〳〵を、能きけはひとせりと云ふ。其の襪子は我が幼き時までも、殘りて有りしなり。婦女の帶は金襴を美麗の限とし。黑地に梅櫻松を所々に織り付けて、是を鉢の木の帶と名付けて珍重しけり。廣さ僅に鯨尺二寸ばかり、紙を心として綿など入るゝことなし。四月より八月まで、婦女の禮服は、錦にて廣さ鯨尺の八分ばかりなるを、後に結びてたるゝをつけ帶と云ふ。今のつけ帶は、昔の常の帶よりも廣く、今の人に昔のことを語れば、そらごとゝ思ひてつゆ信とせず。此等は我がまのあたりみたりし事にて、詐に非らず。舊きこと知りたる人あらば尋ね問ふべし。都て男女の衣服、昔は極めて質素なりき。男子も女子も十四五歲までは、長き袖をきるに、昔は鯨尺の一尺七八寸を極とせしに、貞享の比より二尺計になり、それより漸くます〳〵長くなりて、近比は二尺四五寸になりぬとみゆ。婦女の帶も貞享、元祿の比より漸く廣くなりて、今は鯨尺にて八九寸におよべり。綿を心として褥の如し。男の肩衣と云ふ物、昔は麻の幅鯨尺の八寸計なりしに、貞享、元祿の比より幅一尺に及べり。寬永の比迄は、婦女細き麻繩にて髮を束ねて、其の上を黑き絹にて卷きしに、其の後麻繩をやめて紙にてゆふ。越前國より粉紙にて、元結紙と云ふものを造り出だし、海内の婦女みな是を用ふ。夫より絹にて卷く事もやみぬと。我が父正しく是を見て語り聞かせたり。今の人聞きては信とせず。凡、男女の髮かたち、我等が見及びてよりこの方も、幾かはりかしつらん。今は昔のかたものこらず。昔の婦人は、髮多く長きを、たけにあまるなど云ひて譽めしに、近比は髮少く短きをよしとする風俗になりて、髮多き女は髻の內を、或はきり或は剃りて少くする、此の風俗は京の婦女より移り來れり。此のことに限らず、都て男女の風俗、詞づかひ、物の名まで、近比は京に似たること多し。京は公家の外、工匠商估のみなれば、人の心柔懦にて利にかしこく、江戶は武家の都なれば、あづまうどの心粗暴にて利にうとし。然るに三十年この方は、江戶の人、京の風俗をまねぶ故に、武士の心も昔にかはれり。唯京の婦女の、昔より蒙衣するのみこそ。いまだ江戶にうつらね、江戶の婦女の外

に出づるに、昔はきまゝとて、黒き絹にて頭面をつゝみ、目ばかりをあらはしけるが、其の後綿にて頭面をつゝみしは、我が二十あまり、寶永の比までしかなりき。今はちひさき綿を頭上にいたゞきたるのみにて、面をば打ちさらし、はれやかなる顔にて道を往くさま、おもはゆげにも見えず。男は面をあらはすべきものなるに、此の頃は、あみがさの肩の上まで、かゝるをかぶるはめづらしからず。冑の如くなる帽子をかぶりて面をかくすもあり、常の頭巾に覆面の如くなる物をつくり付けて、目ばかりをあらはして道をゆくもあり、昔の女の如し。人目をしのぶ者の多くなりたるにや。また此の比の男は、小袖の裏を紅にし、或は紅のはだ著を袖口ながにして、腕を纏ふばかりにひらめかす者多く見ゆ。女はかへりて縹の白き裏などきるめり。此等は男女所を易ふと云ふべし。又昔は士君子こそ、學問し歌よみ詩を作り連歌し、或に管絃を玩び、すこし下れる品なれども、琵琶を彈じて平家物語し、筑紫箏、幸若の舞など習ひて樂しみあへりけれ。三線を鳴らし淨瑠璃を語ることは、唯市井の賤しきものゝなりき。それだに大方、人にかくしてしのび〳〵に習ひしぞかし。今は工人商の中にて、やゝ富めるものは、學問し詩歌管絃を玩び、少し下れる品なれども、猿樂などを習ひて樂しみとして、淨瑠璃、三線などをば近付けぬ類あり。士君子反りてよき樂しみをしらず、ひたすら淨瑠璃、三線を好みてはれやかなる所にて、おめず憚からず、賤しき所作をして人の玩となる、薄祿の士のみに非らず。諸侯貴人にもこの類多しときけり。これをも冠と履と處をかふと云ふべし。是のみに非らず、今の諸侯貴人の道を往くさま、昔にくらぶれば殊の外にをこがまし。少の所領にて從者の數もさのみに多からぬを、廣く長く並べつゞけて人の妨となるをかへりみず、臂をふり、足をふみならして、いかめしくあたりをはらふ、見るもうるさく片腹いたく覺ゆ。傍若無人これに過ぐることやある。凡、君子は溫恭にして、萬穩便なるこそたふとけれ、萬人通行すべき都の大路を、何そわれ獨の道と思ひて、いかめしくふるまふべき、反す〴〵も愚なる心なり。諸侯すらなほ然なり。まして夫より下つかた、少しの祿を食みて、十人廿人の從者めしぐ

する計の人は、いよ〳〵分限をしりて、身のほどよりもひき下げて、よろづ穩便なるべしと思ふに、さはなくて今ひときはをこがましく、我より上に又人も無きやうに、道をふたぎて往くさま、見苦しとも云ふばかりなし。此の風俗も、我が幼けなかりし時に思ひ比ぶれば、けやけくめざましく見ゆ。都て昔は諸侯貴人も多くは恭敬にして禮をつゝしみ、賤しき者にも恥ぢてはしたなきふるまひをせず。君たる人も臣下に禮を厚くし、ことば遣ひ迄も恭しかりきと。我が父語れり。今は大方、此の風もなくなりぬ。又昔は士君子の嫁娶に、財幣を求むることなかりしに、今は一郡をも領するほどの人だに、財幣を求むることになりぬれば、下ざまの人は云ふにや及ぶ、世の治れること久しきによりて、人皆佚樂して、近比は、有祿の士より上つかた國郡の主まで、殊の外貧困して、凡、商賈を頼みて内外のことをいとなむ故に、位ある人も、商賈を恐れ敬ふこと甚しければ、商賈は是に乘じて士大夫をも輕しめあなどる、是も昔にかはれる風俗なり。かくばかりの貧困にても、外に出でて知らぬ者の中にては、をこがましきふるまひするををかしとも思はれず。中華の人、往古は男も女も髮そることなし。五刑に及ばぬほどの輕き罪の者をば、髡刑とて頭髮をそりけり。佛法渡りてより、男女髮を剃り、僧尼となることあり。僧尼の外に常の人髭髮をそることなかりしに、髻の處を少しのこし、組みて長くたれて、牛の尾の如くなるを辮髮と云ふ。これ中華の風俗の大變なり。我が國も昔は中華の如く、僧尼の外に髮そることなし。中華の大變は、近世に韃靼のヱビス國を奪ひて、天下の人悉く其の國の風俗にして頭髮をそりたり。是その始りなり。いつの比よりか、日本の武士の中に月代とて、頂の髮をそりしに、のちは鬚をもそりなどし、額に角をたて頭髮をも半過ぎて、頂の邊までそりおとし、髻をば指のふとさにし、其の末を剪りすてゝ、鵆の尾などの如くなり、公家の人はいまだ髮をばそらねども、是も武家をまなびて鬚をそれり。武家も昔は烏帽子直垂を着たりしに、今はそれもやみぬれば、只月しろをちらして、少しの髮をうしろに束ねたるさま、昔の大わらはには似もやらず、何と名付けんやうもなし。韃靼のヱビスは鬚をのこ

せるに、此方の人は鬚をさへそり落しぬれば、斷髮の風俗かれよりも甚しと云ふべし。近き比は、又うしろの髻の内をもそりては、いよ〳〵髮をすくなくし。然かのみならず、女も髮の多く長きをきらひて、頭髮の中を丸くそりて髻を細くし、髮の末を剪りて短うす。是大に昔にかはれる惡風俗なり。もし此のまゝにて年をへば、いつとなく、女は今の男の如くにもなり、男は全く法師にもなるべからんとぞおもはるゝ。さもあらば韃靼のヱビスよりも、見苦しかるべし。風俗の移り易はるも人力に非らず、これ時の運なり。されば古の聖人、たゞ此の事を慮りたまひ、よき風俗を永久にたもつべき術を、もうけおきたまへり。其の術は何ぞと云ふに、正樂を行ひて、淫樂を禁ずるに在り、これ國家を治むる政の要務なり。

又樂菴示蒙話

又樂庵示蒙話 卷之一

栗原信充 著

○馬乘袴と云名目昔なし。是は、有徳院様の御袴のマチ、殊の外高かりしを拜見して、御番衆御眞似をして、常々出仕の袴の外に別に仕立しより、いつとなく馬乘袴と云もの出來しなりとかや。松下氏家傳。

○東照大權現宮御袴を拜領せし岡本平三京住居町人。語て云、御地は太麻にて、色は朽葉の如く、又柹色かとも拜見したり。マチ高く、今人の馬乘袴と云仕立也。手置の通り白く三寸許の筋、二つ染出してあり。寛政の火に掛り烏有となりたれば、御仕立の法式を知べき樣なし。拜領の年月も、由緒書を燒たればしれず。申傳には、施藥院法印の家にて御召替の時下されしと也。伏見の淨土眞宗の寺に太閤の御袴あり。白精好に金銀にて桐の紋を摺たり。是もマチ高く、今の馬乘袴の如し。腰板なし。厚紙にて付たり。寺の名も聞しが忘れたり。今岡本のはなしに依て、圖を作る左の如し。

〔圖を缺く〕

○淺野内匠頭を組留し梶川の家に、其日着用せし麻上下を、御加增の上下にて藏置しを、朝比奈某もち來りて示されしは、三十年許のむかし也。其時に元祿比の袴のマチ高きことを取集て、古上下考と云小冊を記し、朝比奈氏に贈りしが、いつとなく、此上下の製をうつす人出來り、今はマチ高袴と云名目も出來たり。

○マチの低き袴は、櫻田にて流行りたり。是は猿樂の衆、仕舞に便よき樣にとて着たるが、奥近習の少年これを常用せしほどに、歩趨の時襠のふり靡やかに見よしとて、御近習みな是にならひしと也。

或云、男色の盛なりし時なれば、袴のマチ低くなりしと、緋袴の紐を結ばず、臂にかくると同じ心用ひ也とて、笑ひし人もありしとかや。

○文武天皇の御宇に、天下へ頒たれし書を令と云。其令の内に、武士の定を記したるを軍防令と云。其中に、武士は常に糒六斗、鹽二升を絶さず貯ふべしと云り。次に弓一張、弦二筋、征箭五十隻、胡簶一具、太刀、刀子、礪石、藺帽、飯袋、水甬、鹽甬、脛巾、鞋は自身に備へよと也。是今より千百五十餘年前の定めなり。武士の用意是を本とすべし。然今は糒の貯へ方も、昔の様にもなし難し。因て今時相應に是に習て用意すべし。糒六斗は百日の兵粮と云ば、今は米壹石を備て可。米壹石は此節の價金壹兩貳三分也。是を粮料として封じ置べし。從者あらば從者の分も備置べし。鹽貳升は燒鹽を用意してよし。次に弓一張、これは伏竹の殺弓也。麻々伎弓は禮射の弓なり。鳥獸を射取て食に當、仇讎を追留るもの此佗に有べからず。射法も左右進退周旋上下、凡て十段自在を極めたり。最我國神代の遺法にして、萬國に勝れし武器、此外に有べからず。翁が如き未練未熟の藝にても、百歩の外に堅を摧きしこともあり。又狐の老尼に付しを、響目にて服せしこともありき。門人共の内に、百三十間又は百八十間餘を通せしものもあり。習へば難きことにあらじ。弦も自身さし覺ふべし。是も麻を精撰、クスネの制方念を入べし。我家に傳へしは、新羅三郎以來の方と云。それは餘りに遠し。然ども兵庫允信元の傳は、眞跡あればたしかなり。信元享祿四年正月廿一日、戰死せし人なり。今年まで三百三十一年前也。然る時は三百四五十年相承せし方と云べし。征箭の篦拵、湯にてためべし。鏃のさし様に習ひあり。胡簶は輕く手薄く作るべし。金物其外美麗の莊嚴は詮なし。何へ向ても小葛にて纒べし。毛皮は雨を防ぐ爲なり。熊にても、猪にても有に從ふべし。太刀は我身に相應し

て用意すべし。今の打刀にてよし。永正年中より世上一同打刀に成しと聞り。稀には太刀を佩し人もあり。强て太刀はあしゝと云に非ず。信長公御指の刀正宗作振分髪と云は、當今周防岩國にあり。身長二尺九分、反四分、莖長五寸七分五釐、重二分六、釐刄弘一寸一分、一寸許もスリ上。拵は柄六寸六分、角頭、卷掛、黑革、白鮫、目貫龍赤銅、祐乘、縁赤銅切羽金無垢、ハヽキ金無垢、鍔鐵無地、徑二寸九分、黑漆厚一分、柄頭より鐺まで二尺八寸九分、栗形丸笄、栗カラ龍、祐乘、ふりわけ髪と云名は、細川幽齋の付し處也。此外諸書に出たる大小あまたあり。皆戰の場に用ひし也。

大小と云名は、十握劍、八握劍より起りし也。其十握と云は、我身の半度なり。何となれば人身は丈高きも低きも、其身の手を握みて度れば二十握也。指にて八十指にあたるなり。又手を平に置五指にて度れば十六あり。左右の手を平に置は八つなり。是は十人が十人違ふことなし。依て十握を人身の半とす。此十握劍を大葉苅とも、大量とも云。葉苅は擬字なり。量の字の義を宜とす。今云大の字と同じ、小量と云もの有べき由は云ずとも揭焉。是を又カウツヽイ、イシツヽイと云り。イシとは稚小の義なり。カウとは長大の義也。地に取て長大の人をカミと云。又カフとも云、同じ詞也。ツヽイとは衝擊也。ツキと云詞はツヽと轉じ、ウナと云詞は、イと約る。我國の語の習也。此カウツヽイ、イシツヽイを持るクメノコ、と日本紀にみゆ。クメノコとは隊士と云字に當る。卽兵士のこと也。然れば神武天皇の御時、はや兵士は大小ツヽイを佩しと知る。今より二千五百廿九年上の體全く當時の如し。西土は周の惠王の時にて、孔子の生れし庚戌に先だつこと、百十六年前より正なる證ありと云べし。依ては今の武士の體を我國上古の風と尊崇ぶべし。其ツヽイと云もの大小あることは、神武天皇の御歌にて聞えたれば、其狀を知よしなくて、如何なるものにやと思ひ居たるに、陸奥國白河の船田村にて堀得し

古劍の朽損したるにて、欛の大形は知れたれど、猶その全形を知よしなく、年來何で知べき證もがなと念じ居たるに、武藏國横見郡久米田と云處にて、古き塚の壞れて顯れし刀とツバとを、其處の內山と云もの將來て見せたり。船田村のは集古十種に入たれば誰も知、今見しものは、世に弘う知たるものも有まじと思ふにより、爰に詳く云べし。刀はすべて五口、何も朽損して全形ならねど、ツバ打たる二口あり。そのツバ圖の如し。

大ツバ打たる刀は、長二尺六寸六分、莖は朽折て二寸殘る。弘一寸四分、重二分八釐、ハヾキ元に穴あり、圖の如し。

銀象嵌

又小ツバ打し刀は、長二尺四寸五分、莖五寸八分、弘一寸二分、重二分六釐。

此外長二尺五寸八分、弘一寸二分、一口二尺三寸五分、弘一寸八釐、二口なり。弘さに割合せて長さを定めし法と知る。

是に因ば、神武天皇の御時の兵士の佩しカウツヽイ、イシツヽイと云ものゝ形も知べし。實に愉快の事なり。如斯ば大の長二尺七寸あれば、小は二尺一寸六分相當と知べし。是十握八握の割合也。然るに兵士ならぬ衆は、二刀帶ることなく有しとみえ、守屋大連が、馬子宿禰を獵箭に中る雀鳥の如しと笑ひしも、一刀長く後へ出し體を笑ふなり。其外出雲梟雄が葛蔓卷、佐保彦王の匕首、すべて一刀なり。制造は別に書あれば云ず。只神武天皇の御時より、兵士は二刀を帶しと知する計也。又大小と云名も古きことを會得すべし。

○刀子と云はイシツヽイなるべけれども、令の頃はや短刀となり。太刀は解て陣に置し如く聞ふれば、神武天皇の時の兵士と同じからず。衞門府の衞士の禁門に直する弓を握、矢を手にして、大臣の參退を送る式あり。（武田流弓書にみえたり。）又俵藤太秀郷の像も、弓矢を握て太刀計也。應天門の繪に衞士馬に騎て弓を握太刀も刀子もなし。此等みな鎌倉前の體也。

○神武天皇の頃の兵士は、大小刀を帶し、袴を服、弓矢を握し也。冠はなかりしなるべし。頸に珠を綴りて幾條となく掛しことと聞ゆ。夫より六百年餘を經て、崇神天皇の御紀には、ヨロヒとも、カワラとも見えたれば、其御時より前すでに、ヨロヒは出來しなり。西土は前漢の季なり。阿蘭陀開國の前四五十年也。明珍家傳は自別なり。但ヨロヒは官物にて、征伐の事ある時、公より御かし被レ成しもの也。ぞれは何の國のも皆革にて威したり。色は青、白、黑、赤、紅、五色なり。然るに延長年中平良望、上野國にて一族と合戰しける時、唐綾を帖てヨロヒを威し着用し、勝利を得しと云、俵藤太秀鄕のヨロヒ、龍宮より得しなど云は、私のヨロヒの始也。其後終に兵士自身の具となる。因ては所々に制作を自身にする人も出來、又は山僧の凾人も起れり。南都の勸修坊、吉野山の坊中、九州にても豐前の彥山、薩州の紫尾山、其外も多かるべし。是は翁が見知たる分也。安房國淸澄山にて、古甲冑を見たりしに、古きことは如何にも古し。然るに着たるものとは見えず。不審ことゝ思ひしが、是も往昔山僧の手製せし物の殘れるなり。又刀子は短きもの一尺に過ず、と伊勢家の傳書に云に合せて、巴女が腰刀七寸五分、出羽守齊賴が腰刀九寸計など云を證とし、短くツバもなく、柄も卷ぬものと、翁もむかしは思定めしが、夫は兵士の具ならず、文官の人の持し、隱劍護刀など云しものゝ轉りたる也。倭名鈔に、刺刀短刀、共にノタチと訓り。刺の字をノと訓は、人の身を刺ものを、すべて云より假用ひしものと知る。麥の芒をノギと云、人の肉を刺虫をノミと云、擊もせず叩合もせず、人を刺べき料の短刀故、ノタチと云。この短刀元兵士の具ならず、よりて柄を鮫にし、又は香木にし、又は錦にて裝りし也。鎌倉殿二位に昇り、納言の大將に進み給ひしより、御家人と兵士と黨の者みな、一列の思ひを爲ど、其品は自と別れたり。まづ北條、三浦、千葉等は、氏族も廣く、田祿も多く持し關東の大家なり。其が賴朝

卿に向ひ、何も君の御家人と尊崇するに、何故と云に、六孫王經基の武藏介たりし時、武藏七黨の兵士何も門下に祗候しつる由、黨の兵士の系圖にみゆ。

横山別當資考　猪股野三郎時範

野與平太忠頼　〔割註〕廿九歳の時、經基他界、よりて子息滿仲朝臣に從ふ。忠頼の長子平太忠常、千葉上總の祖次男平次將恒、秩父畠山江戸川越の祖なり。依て此氏人源氏累代の家人と云也。

村岡五郎忠通　〔割註〕忠頼の兄、忠通の子、三浦平太爲通、鎌倉三郎景通、梶原の祖、同四郎景村、大庭長尾の祖なり。

遠峯谷大夫惟行　丹冠者峯時　日内大夫宗忠、何も經基に仕ふと云。依て此等の子孫みな經基家督の家人たり。

納言の大將たるにより、年々二分官一人、一分官一人を給ふ。二分と云は目也。目は八省の大錄正七位上なり。四年に一度二合と云。二分官一分官二つ合せ三分とす。三分官と云は椽也。椽は八省大丞正六位下也。依て正六位下の官を我家人に申給る也。去ば鎌倉殿の家人に、梶原が子供左衛門尉に任じ、左兵衛尉に任じたるものあり。御給の尉なれば眞の衛門の尉と同じからず。三浦其外にも多くあり、皆同じこと也。實の身分は武藏相摸の兵士なれども、鎌倉の御家人と云を以て、御家人ならぬ兵士を黨の者と稱して、一等低く取なし。又御家人の内にて仕官せしものは、其官位の服を着し、帶る刀も兵士持前の鞘卷、柄卷たる長きは卑しみ、其官の京人の帶たる鮫柄、木柄の短き刀を善と思ひ、從來兵士の帶たるものを疎みし也。然るに京都將軍の御時は、烏帽子上下の時、柄まかぬもの也。放目貫たるべし。伊勢貞順酌の記。など云にいたる甚しき誤也。此等の誤より、白石先生も思案なく建白られ、江戸にても放目貫さめ柄の刀を、帶る人も出來しに、有德院様には、南龍院様御脇差に

放目貫の御品なしとて、終に御差に仰付られずと也。

○塚原卜傳の百首に、

　太刀の寸臂に比て指ぬべし我身の丈に合ぬ嫌り

是十握の劍の法に合へり。卜傳は元龜二年三月十一日卒りし人也。此百首は其年記して飯篠某に傳へし處と云。又、

　今の代は太刀は廢るといひながら刀も同じ心なるべし

とも詠り。是にて天文永祿の頃よりして、打刀をむねと用ひしことを知べし。

　柄は只皮に勝れる物はなし糸にて卷ばぬれてかはかず

　菱卷に卷たる柄は手の内のあしき者ぞとかねて知べし

信長公の御刀、黑革にて卷せられし思合すべし。

　鍔は只切拔あるを好むべし厚き無紋を深く嫌へり

久米田より堀出したるツバも切拔あり。

　武士のいつも身にそへ持べきは刃つくる爲の砥石なるべし

軍防令に、礪石一つ自身に備持べしと有に合へり。卜傳入道令を讀し人とは思はれず。道に至れるより、自然と古に合ふ也。

○藺帽は藺にて編し笠なり。今流鏑馬に用ゆる帽の如く、髻を入べき處を高く制りし也。但むかしはそれにてよし。今は髻納なく平に編て用ゆべし、日暮て持歸るに腰に着べし。其外何にても便利に付て備選べし。飯袋は遠馬、遠足、旅行にても闕べからず。東照宮御若年より御用ひ被遊し御飯

袋々、施薬院法印拝領したりとかや。

東叡山凉泉院胤海僧正の筆記に、予賓家に（施薬院宗伯法印を云。）茅萱を編て、上下にスカリを入、眞中を開く様にしたるものあり。幼年の時なれば、何の用を爲もの共知ず。然るに日光山にそれと同じ體のもの有。是は御物にて小山御陣に御用ひありしを、座禪院御見舞に參上して拜領せし也と云。賓家にある物の由緒聞ほしく、山門へ上りし時問糺したれば、御參内の時、賓家にて御裝束めすとて、御懷より御落ありしを伺ひ奉りしかば、若年の時より一日も放ちしことなし、大切の品なれど遣はすと御意ありて、給はりしと云傳ふ。名譽の御方の御上には、假そめの事にも徒なることなしとあり。

是も軍防令にあればとての思食にはあらず。必用の物なればとて御用意ありしが、自然と古の定に符合こと難レ有御事たり。翁少き時のこと也。十萬石以上の城主久松氏、男子二人持給へりしが、兄君十六、弟君十四の時、父君宣ひけるは、此程馬の足なみよく騎得られたり。あの體にては三四里の處へ乘給ふとも、心元なきこと有べからず。明日云々の處へ行れよと命られしかば、二人の公子悦び、朝とく起出、それ／＼支度せられ給ふ時、父君立出給ひ、是は腰に付られよとて、袋の如きものを給たり。然馬に打乘、兼て定め給ふ處へ乘付たれば、日すでに亭午也。兄君宣ふ樣、弟君には物ほしくは思さずや、晝の膳所は何處と聞せ給ひしと問給へば、弟君いやそのことは存知不レ申。但父君の腰に付て給たりし物こそ怪しけれと仰ら　、解て見らるれば燒飯と白梅也。頓て兄弟の公子、この燒飯を行ひ白梅かみ給ふ時、隨乘の士も腰より飯取出し、各々午の餉して、又御供して乘還り給ひしかば、父君いと笑しげに御覽ぜられ、如何に中食は味かりしやと仰られしことあり。御名は故ありて

記さず。但大祿の方の遠乘に、飯の用意ありしことを感ずべし。〔割註〕翁若き時遠足を好み、そこよこゝよと五里六里の處へ行けるに、いつも燒飯を用意しける也。或時四里許の處へ人に誘はれ行けるが、誘ふ人の云く、今日は燒飯の支度に及ばずと云。如何なれば左云ぞと問ば、誘ふ人いはく、此頃かしこにて田樂やきて人を待なりと云。然ども路遠し用意すべしと云て、例の如くもちたり。さて其處に行つけば九つ半也。腹は空たり、田樂は何處と尋ぬれば、豆腐の盡たるにより、今取に遣たり。やがて返るべし、暫時まち給へと云、待ては歸りもいたく遲くなるべしとかこちつゝ、用意せし燒飯に助けられしこと有き。とにかく飯は持べきものなり。」水は何處にても事かゝじ、水甬の用意何事ぞと云人あり。思の至らぬ也。然ば太閤秀吉公の瓢の水入あり。是も戰に臨み息の切し時の用意也。阿州の森七郎太夫、伯樂が淵にて、平子主膳を討取息切しとて、川にて水を汲呑ける處へ、横川次太夫、阿州の船大將通り掛り主膳が首を奪ひしと也。七郎太夫水甬の用意あれば息も切じ、息切ねば川の水を汲もせず、川へ下ねば首をうばはれもせず。〔割註〕薩摩人は竹筒にて作り、管をさして紐つけ、肩にかけ、又は腰に付置、息切しとき管より吸ふことなり。」驅走り息を大事にする人必用意すべし。鹽と云もの今澤山にあれば、誰も是を重しとせず。翁旅行せし時は、何時も鹽と燒飯、白梅、堅魚の削、味噌一握、水甬とを闕しことなし。度たび山路にて用立しことあり。用なき時は邪魔と思ど、用ある時は金にも替がたし。

○脛巾、今は行旅の具とのみ思へり。是は倭名鈔の頃より誤りたり。衣服令に、武官朝服衛府志以上、大尉、少尉、大志、少志をいふ。皂縵頭巾、皂緌、位襖、烏油腰帶、烏裝横刀、白襪、烏皮履、會集等日加ニ錦裲襠赤脛巾。帶ニ弓箭一以レ鞋代レ履と云。朝服なれば脛巾行旅の具と決がたし。兵衛、門部、使部、衛士

は、白脛巾と云。是は袴の短き故、赤臑の出るを纏ふ爲にせし也。依てハヾキと云。ハとは端なり。ハキは着也。袴の端へ着付る故なり。脛服の器かとも思ふいかにや。京都將軍家の御小者、十月五日、内野の御經へ御成の日より三月三日用る由、伊勢宗五の記にあり。鞋は何程も有ものなれど、我足に合ひしは多く得難し。良品見當りし時、二三足づゝ貯置たし。宜き品なれば二三十里はかるゝもの也。紐は少し長く見ゆるがよし。上總國大多喜にて良鞋を得て、田淵、月出など云山路を踰、川谷の川を渉り來里に至り、それより鹿野山に登り、天神山の川を渡り、竹岡、萩生、漂難より保田に泊し、安房の勝山に至り、富山に上り勝山に返り、三日四日逗留せし程に、召連たる者不用の品と思ひたがへ、自取て履、上總の五井迄來り、五井に宿りける夜、宿屋の下男とりて捨たるを愛みて、朝立出るとて、其下男を叱りつれば、畏り申て己が作りしを代りにと云て出すを、善みれば大多喜のに増て見ゆるにより、價を取せて履試みしに、良なれば一日履、成田に至り、其近き邊を彼處是處と三日ばかり履て、江戸に返り下僕に與えしに、四日餘りはきたりし。是も五十里はきたり。

○伊賀袴と云ものは、近江國朽木谷の長谷川五太夫と云者、信長公より拜領したりとて所持す。それを本にして、今は織物板の物などにて製し、歴歴もめす。其長谷川の家傳には、元龜元年四月、信長公越前の軍に打負、主從六十餘人、其近邊の人夫共が軍役に當りしが、事果て歸村する樣に拵て、近江路へ掛りし也。今も日光の栗山、會津の山賤など、服はかまに身を窶しゝと思ふべし。然朽木谷へ掛りし處、峠に勢の者百五六十甲冑したる者出來りたり。信長公御覽じ、此落人の分として、あの勢に何とて打合べき、腹を切んと仰ありけるを、御供に從ひし松永彈正申樣、仰御尤に候へども、敵を誰とも見知ず、御腹めされんこと楚忽とや申べき。久秀罷向ひ一問答仕り候べし、若實に仇にて候

ほど、久秀討れ候べし。其後ともかくもと申て、久秀一人峠に差かゝれば、峠の大將大音に夫へ來るは松永殿か、汝も御大將は何とか成候やと云。久秀よく見れば、峠に出來るは朽木民部少輔なり。然は心安しと思ひ、近々と打寄、御大將はあれに坐す也。御邊は何の爲に御出陣ぞと問。朽木御迎の爲に出しと云、卽長谷川五太夫を御迎に進す。信長公、長谷川に御對面あり。朽木が口狀を聞食、此體にて朽木に御面會も如何也とて、御服を改めらるゝ時、只今まで服たる賤の袴を、長谷川に給しとぞ。此を今に持傳ふる也。然るを奧御右筆の內に、朽木と親しき人ありて、長谷川に借て是を移し、火事場の用にせしが、又一轉して執政某朝臣移し製し給ひ、駒場の御供に服たり。それが今は世に弘く用ひらるゝに至る。伊賀袴と云名は、長谷川は知ず。伊賀越と朽木越を誤りしにや。

○羽織は本名胴服なり。寛文の頃の御內書に胴服到來云々と被レ遊しあり。〔割註〕松平式部大輔忠次朝臣へ賜はりし御內書、又は松平筑前守などへ賜はりし御內書の案、今に傳はれり。」胴服は鹿苑院將軍康應元年三月四日、嚴島參詣の時に服給ひし由云ば、今より四百七十四年前に所見あり。然ども其時始て制られしにもあらねば、猶夫より前に起りしなるべし。〔割註〕鹿苑院殿の胴服は、腋に襞あり、衿ほそし、袖鏡に出す。」帶をしめず、打掛て服故ハヲリと云、ハヲリとは放の字の義也。ハフリと言しが、ハヲリと訛り、終に羽織と云に至る。嚴島御供に日野辨と云は、後に大納言に昇り給ひし重光卿也。これも服たり。若王子別當古山珠阿、坂士佛、何も僧形にて是を服す。醫師の胴服は、坂士佛をはじめと云べし。管領修理大夫義將、右京大夫滿元等、何も胴服を服給ひし也。

細川高國朝臣に賜はりしとて、大坂の商家に秘藏する、胴服を持來りて見せし時、其寸法を記し置たり。丈二尺九寸、身後二尺一寸二分、一幅一尺六分也。襟形七寸六分、襟二尺九寸五分、裾にて弘二寸

八分、袖一尺三寸八分、袖口六寸五分、殺袖なり。マチ二寸三分、紋一つ折入角の內に五三桐。袖鏡に圖す。是は袖口の小さきのみ、全く今の放也。然れば、今の如き放も、既に三百三十餘年まへに在しこと明か也。

臺德院樣御召御紋附御綿入御羽折、大久保藤五郎忠行後家日寶尼拜領せし由、大久保が記にみゆ。然れば綿入て服ことも、既に元和寬永の頃より在し也。

○鷲尾中納言隆康卿 記（號二水記一）に、大永七年正月七日早旦、室町殿出仕令二見物一、道永（細川高國入道也。）以下悉以肩衣小袴也。當時先無爲之間不レ可レ然之體也、と云り。大永七年は義晴將軍の御代なり。室町殿とは將軍御所也。管領高國入道肩衣小袴と云こと也。無爲の間不レ可レ然と云ば、爭亂の中ならば肩衣小袴にてもよしと云也。肩衣小袴元器服にて、時に依ては甲冑の下へも服たれば也。天文十五年十二月十九日、義輝公御元服記に、御供衆大館左衛門佐晴光、朽木民部少輔植綱、伊勢守貞孝、御同朋孝阿彌四人共肩衣袴着レ之。若君御走衆六人內、沼田三郎左衛門尉光兼帶レ刀、肩衣四幅袴脚半着レ之、其次公方家（義晴公）御成也。御裝束肩衣御袴、（褐色織筋御小袖也。）御供衆四人共肩衣小袴取二返股立一と見えたり。爰に僧形の同朋衆肩衣小袴とあり。此頃は世も靜ならず、將軍家も京の御所を御出にて、江州坂本に御座ありし時也。肩衣小袴と云も、今の繼上下とは同じからず。マチ高廉上下と同じき也。

又樂庵示蒙話 卷之二

○三州岡崎近處に別處と云處あり。其處に若杉と云もの有。夫が家傳に、先祖は岡崎に仕へし者也。權現樣にも度々若杉が家へ入御あらせられたり。何故に渡御ありしやと問に、若杉が老母木を接こと上手なるにより、處々より梅柹などの實の良穗を御持せありて、若杉が母に御接せあそばされしと也。或時若杉が母を御城へ召れ、御料理を下され、其上にて其方に禮云こと有。此間某と某と、知行所物成を諍出し、奉行共の云ことを用ひず、よりて自分是を判斷したるが、其方家へ行し時、麥を打て居たりしかば、穗の良否と、實の堅きと、もろきとの見分樣を習ひしことあり。覺居ならんと御意ありけるにより、いかにも左樣の御事御座候と申上る。其時その麥の出來不出來を以て處分たれば、奉行の持あつかひし公事、何のこともなく濟したり。依て今日呼寄たりと仰られ、御召の御單衣を頂戴し、御臺樣(關口氏御方なるべし。)にも御目見し、其より後は度々御城へ上りしとかや。其御單衣の御袖、今云殺袖にて、袖口八寸許身に付し處にて一尺三寸許、御丈は三尺九寸五分、地白木綿、處々へ藍にて葵を一葉づゝ摺てありと語りたり。今に持傳ふると云しか。

越後國蒲原郡の酒井と云者語る。旱年の米は量少くあれども實堅し、舂て碎けすくなし、水年は量多くあれども、實脆く舂て多く碎くと語るを聞て、一人傍より如何にも然あるべし。人の子にても、困窮に生育しものは、富饒になりても財を吝む。富饒に生育しものは、困窮しても財を吝まず。此理也と云て、一大笑を發す。權現樣御膳米を撰て召上られず、近江の永原に御泊の時、宿主御

膳米を撰候を御覽被レ遊、何事をなすぞ見て參れとの御意にて、御供に召連られ候尼崎又次郎を遣され候處、立歸り亭主御膳米撰立候由申上しかば、御笑被レ遊、米の中の石は取に及ばず、石の中の米は拾ふべし。我等は撰米を喰樣の病人では無ぞと仰られし、と尼崎が家記にあり。永原御泊は慶長十九年十月廿二日也。此時又次郎仰により、鐵楯廿枚、大佛前にて造立せしと也。（横貳間、竪壹間半。）

文化の初のことなり。十萬石以上の城主の家に管絃ありて、行しことありけるに、連中のうちに頬を傷めしとて、管を斷り絃に所作を替しを、城主見とがめ、何とて今日は管を仕ふまつらぬぞと言れし時、左候、今朝飯の內に石の候ひしを知で、齒に咬當、如斯く頬を腫して候と申せば、城主世にも不思議なる顏色にて、何と云ぞ、飯の中に石の有しとや、怪敷きこと也と深く思惑はれしを、傍に人ありて、いや殿の御飯は一粒づゝ擇候間、石はさて置、碎し米もなく候。我々が飯は、大道臼にて舂候故、石も砂も澤山候也と申せしかば、又その大道臼とは如何なるものぞと、言れしことありき。二百五六十年の內に、かくも變化せしことを知べし。

翁弱年とき親しく交りし人の母は、紀伊の國に仕ふまつりし人也。その母語りけらく、御館の御物見に成せましましける時、御供に候ひしが、大路に破れたる笠きて、小さき籠の四角なるを肩に懸て行ものを、彼は何業するものと御意ありしまゝ、有のまゝに雪駄直しに候と申上しかば、雪駄とはと御尋ありしにより、委碎に申上しほどに珍敷思召れ、雪駄とりてこよと御意あり。夫を奧の長官承はり、何ものが申上て、左樣の卑劣のもの、御前へ召るゝぞと云ことになり。まづ其申上し人押込置しを、又上にて知せ給ひ、誰は如何せしぞと仰らるるにより、云々と言上せしかば、打笑はせ給ひ、其方などが打寄て、大國を知主人を愚に仕立るぞ、穢多の作りし雪駄を見せずと

も、穢多の商(アキ)なふ燈心(トウシン)、また穢多の作れる大皷鞠もあり、履(クツ)も泥障(アフリ)、革の鐙(ヨロヒ)、革の染(ソメ)たる幾條(イクスヂ)もあるぞやと御意ありて、押込御免ありしと語(カタ)りき。

○寛永三年九月六日、二條御城へ行幸、七日の夜歌の御會、その時の御座配、行幸繪の末に出。

主上は後水尾院御歳三十一、將軍は御歳廿三、大御所四十八、近衛殿は信尋公、主上の御弟廿八、伏見殿は兵部卿貞清親王、卅一、鷹司信房公六十一、二條康道廿、東照宮御猶子一條殿兼遐公廿、八條殿智仁親王、主上の御伯父、秀吉公猶子也、四十八、高松殿好仁親王廿四、主上の御弟、九條殿は幸家公、この比(コロ)は忠榮四十一、なり。冷泉は爲頼卅五、御懷紙は御製、その次大御所、將軍樣、尾州、紀州、駿河殿、水戸殿と御

重ね、別に關白公、信尋（前關白太政大臣從一位藤原朝臣信房と記さる。）信房公、兼遐公、さて宮方と次第に襲ねられしと也。

○勅使下向の時御迎送なきは、近く京都將軍家の御例、京都は鎌倉の例に依れ、鎌倉は軍防令に因し也。軍防令に、軍營門恒須ニ嚴整呵ニ叱出入一、若有ニ勅使一皆先通ニ軍將一、整ニ備軍容一然後受レ勅、とあり。大將居ながら勅使を引請る明證なり。又凡軍將征討須ニ交代一者、舊將不レ得ニ出迎一、當嚴レ兵守備、所レ代者到發ニ詔書一勘ニ合符一、乃以從レ事、とあり。詔書をだに居ながら發き見よと、大寶の天皇（四十二代文武天皇）の勅定也。大寶の勅定は、元近江大津宮の天皇（天智天皇）の勅定なり。固是大將を重じ給ふ處也。太公龍韜に、君曰從レ此上至レ天者將軍制レ之、從レ此下至レ淵者將軍制レ之、國不レ可ニ從レ外治一、軍不レ可ニ從レ中御一、軍中之事不レ聞ニ君命一、皆由レ將出と云り。灞上の軍にて將軍以下送迎せしに、細柳軍にては軍中將軍の命を聞、天子の命を聞ずと云しことなど思ひ合すべし。

○甲冑の制、今は多く匈人に打任せ置ことなれども、不詮議千萬のこと也。平常の衣服を裁制氏に任せおく人やある。甲冑も面々の相應と云ことあるを匈人は知ず。其上に細工を自身にせず。すべて下職人に任す。然ば重き御物も、卑陋き裏店の隅にてこれを扱ふ。恐しともかしこし。矧國主、郡主、城主の物に於てをや。是は命る人も、甲冑の法式を知ず、命を請し人も猶更知ぬ故なり。西海道の國三つばかり知給ふ君の許には、甲冑制作の場を定め置れ、其場の預りに、翁が弟子某をなされ、始て動き札の甲冑弘まりたり。此動き札と云は、續日本紀の綿甲と云もの也。正月十一日の祝甲冑は、ともかくも是を服て身をはたらかし、太刀打もし、弓をも彎んにゆるぎならでは叶はず。牛革を鍛ふるに、水と火との二つあれども、火にて煖め、鐵坐の上にのせ、鐵椎にて打固むるを良とす。革は毛根と脂と重なりし也。然を水に浸せば、毛と脂との間に滋を含みてあしゝ、火にて溫

むれば、脂と毛とよく和合して、互に思ひ合し處を打固むる故に、脂も毛も一つになり、玲瓏とすき透る如くなるを度とす。但この打手の內の强弱に、練熟と未練熟の別あれど、それは書に盡すべきに非ず。

○翁が知己に、甲冑制作をよくする人五六輩もありしが、何も甲冑の法式を傳へしはなかりし也。只古物を見て夫を本に作りし也。古物もよけれど、多く後の函人の修補せしものにて、證となしがたし。法式の一つを云ば、胴の長さを度り、それを十四に割つ、〔割註〕胴の弘さ二尺五寸あれば、札の長さ一寸八分弱に作る。次に胸板の上より草摺のはづれまで、二尺五寸なり。」是吉備公の傳へし綿甲の法式なり。此法式をば、翁弱き時、南都勸修坊に傳はりしを傳授して、それを若き人々に傳へし也。今は六七人にも及べば、斷ること有まじきか。

○或執政、火事羽織を十四五領もち給ふ。因て何として左程用意し給ふにやと尋ねしに、出馬の時雨に逢、雪にあふこともあり、水火にけがさるゝこともあれば、如此く備ふる也、と其預り答たり。然ば甲冑たゞ一二領にては、事あらん時如何せんと云つれば、其人苦笑ひして其座を立ぬ。然はその殿の御物具三四領とも無にや、何さま甲冑一領小判金百枚、又は二百枚、三百枚にも及ぶを以て、容易に備ふること能はず。是は甲冑の入用凡何程と云ことを知ざれば、函人の心まかせに貪らるゝなり。まづ第一に甲冑一領分、牛革何枚と云ことより、漆をよそ何百兩目、糸何ほど、金物細工何ほど、革の切分より、ため、鍛の工分と考ふれば、さのみ金高はかさまず、小祿の士にても、三領や、四領の具足に事かくべからず。翁今は隱遁者なり。兵の列に非ねば用なけれど、小櫻黃反の革もて威したる楯無制の甲は賣もせず、子息等は面々に一領二領づゝ用意したり。是のみは老が身の一樂と爐邊

につぶやくも人笑にや。

○武備の第一は兵糧なり。一人壹升積にて十人壹斗、百人壹石、千人拾石、萬人百石也。もし一萬の人數十日陣を張ば千石の米を運ぶべし。五十日に五千石、百日に一萬石也。此兵糧の運びかた第一の難儀なり。又渡し方も容易からず。是を平日よく調練すべし。自糧を運ぶ法あり。敵糧を食法あり。敵糧を食法は、太閤秀吉公の自得の妙と云り。大垣より賤が岳へ向はれける時、路次へ觸られける樣、何にもあれ食に充べきもの、皆往還に出し置、價は心次第に申べしと有けるにより、我もわれもと飯酒餠團子など澤山に持出し賣を、兵士心々に是を取、其代は紙札に負數記して渡しけるを、跡より拂方の役人廻りて價を濟せし也。九州陣の時も、九州の常價より三升增、四升增に買れしかば、二百餘日の長陣に中國の米を運ばずと云り。〔割註〕一斗の米一貫文の時一升は百文なり。然るを一斗を一貫三百文に買、是三升增也、一貫四百文に買是四升まし也。」小田原陣の時も、箱根より西の米は壹升格上と云 。(一斗の米を一斗一升の價にて買なり。) 箱根より東の米は貳升上、貳升五合上、處により三升格上なり。

上野碓氷郡後閑村に左の如き文書あり。

合米拾七石五斗
此代貳升五合格上
貳拾壹石八斗七升五合
金貳拾壹匁七分六厘
右之通請取申候處無相違候
上野碓氷郡後閑村

天正十八年寅
四月十一日　　米主　増田作助㊞
北國御大將
羽柴肥前守様
御米買方

此正米は、拾七石五斗を貳拾壹石八斗七升五合となすなれば、壹石にて貳斗五升を加ふる也。壹斗にて貳升五合を加ふ。此時金十匁にて米十石五升二合八勺の價なれば、拾七石五斗にては、金拾七匁四分餘相當の處を、廿壹匁七分六釐に買上し也。四匁三分餘高く買しなれども、運送の便不便を考合すれば、是法を以て第一とすと云り。

去酉年木曾路へ大勢の兵士を出し、路次の非常を警められしことあり。其時或大名の家にて、總人數七百八十人を出す。其請取場十一里餘にして二日路也。此入用金凡二千三百兩餘と、勘定方にて積り出したり。其時其家の老の云く、殿は幼くまします、何の思計も有せられず。生長くならせ給ひ、自身政事給はん時、何とか思召んも知ず、御入用成たけ減ずべし。我等一工夫したり。凡五百兩我等に渡すべしと云て、是を請取、侍七八人引具し、請取の宿へ至り、ちと引込し百姓の家を二日にて五兩に借たり。百姓ども肝を潰し、左程の高價は冥加怖しと云しを、いや／＼夫にて貸べし。其代りに買物を肝煎べし。凡七百八十人の二日分米十五石六斗也。此米代五十兩、外に十兩渡すべし。飯に焚十人分宛飯桶に入て渡すべし。味噌も是に准ずと定めしかば、宿料前後四日に

て四百兩に足ず。然七百八十人の内直參の分若干、叉者の分若干と定め、凡千二百兩を給し、總計千六百兩にて事就しと也。勘定方の考は、假屋をたて竈を築て焚出す式なるを、手輕く在家をかりて用を辨じたる也。（七百兩餘減じたり。）足輕などは一日一升の充なれば、相對して米にて請取しも有て、少づゝ德付しも有じと也。

○利休居士、二條院山陵に建られし五重の石塔を取て、聚光院に移し自己の塔とし、其餘石をば手水鉢に用ひしと國史畧に記せり。聚光院なる居士の塔は五重に非ず。決して山陵の塔ならず。翁大德寺瑞峯院に寓居せし時、しば／＼見て能知り。國史畧の編者も京人也。見ぬことは有まじきに怪しきこと也。抑二條院の山陵は、帝王編年記に、香隆寺艮野に葬し奉るとみゆれば、香隆寺艮野にて火葬し奉りし也。盛衰記に、衣笠岡に至り荼毗し奉り、左中將賴定朝臣掛奉り、香隆寺に渡し奉ると云と。百練抄に、嘉承二年五月十七日、二條院御骨自香隆寺本堂渡三昧堂。件堂以二條皇居崩御殿左大臣渡造之とあるを合考ふれば、香隆寺の艮野は火葬の地、御骨は香隆寺の三昧堂に安置し奉りし也。山家集に、五十日の果つかたに、二條院の御墓に御佛供養しける人に具して參りたりけるに、月あかく哀なりければ、

今宵君死出の山路の月をみて雲の上をや思出覽

と云は、永萬元年七月廿八日崩御、九月十八日のこと也は、御墓とさし奉るは香隆寺本堂也。然るに拾芥抄に、香隆寺仁和寺內と云。異本拾芥抄には、仁和寺內今曰松原とあれば、拾芥抄編集の頃、寺はなくて其處も定かならざりし也。拾芥抄の著者、東山左府入道玄鏡公（實熈）、康正三年出家なれば、利休誕生より六十年前なり。然ば二條院の山陵、利休の頃は彌知人も有べからず。但香隆寺、又は蓮

臺寺と云により、今の蓮臺寺と思誤る人あれども誤也。蓮臺寺は、天德四年九月九日北山に立られ、香隆寺は仁和寺の東なれば、處も同じからず。因て利休の二條院の御塔を取しと云說は、誤なること明けし。

○太宰彌右衛門と云儒者、茶人を殊に疾み、樣々に說を立て茶人を誹る。是に雷同する儒者も亦多し。但其そしる處を聞に、文盲茶人と、商買茶人との上のことにして、閑雅自適の眞茶人を知ざるより起る。夫は茶人ばかりの事にあらず。儒者と云儒者に眞の儒者なし。茶人をそしることは、口を極めてそしれども、太宰の主張せし孝經は、孔安國註にして古文なるを、開板本をみれば悉く今文に改て、標題のみ古文と書したり。其古文の眞本、弘安寫本あり、足利本あり、弘安本は福山に在しを、翁少き時影寫して、福山にて開板ありしが、弘化丙午の災に係り、本書も板も烏有となる。眞に惜むべし。足利本は翁が篋中にあり、比校して太宰本と何れが宜しきや考ふべし。又太宰の經濟錄と云ものあり、何なることを書しかと讀みれば、今の世の政事を種々と議したり。是にて太宰の學問の至らぬ處を知べし。たとへば如何なる名醫にても、患者の脈を診察し、腹症を按じ、舌をみ、患ふる處を聞、然して後方書を考へ、藥を調合するに非ずや、若脈もみずとよし、腹症も察ずとよし、舌もみず、方書のまゝに藥を飮べしと云ば、誰か其醫の療治を受んや、國家の政事も是と同じ。國家は人體なり、政事は病患也、貧富は脈也、時勢は腹症也、人材は舌也、能々是を診察し、然して後經濟の術を施すべし。太宰いつ國家の貧富を診察したるや、時勢の緩急をいつ按得したるにや。朝廷の人材を如何にして見知たるか、怪しむべし。然ば太宰の經濟は空言也。空言を記して人を欺くは、妄誕無賴の徒と同じ、眞の儒者かく有べからず。然るに京攝の儒者是に習ふて政事を議し、空論を以て人を誑惑し、世の害

となることも少なからず。但是は儒者の話也。まづ太宰の知たる茶人は誰ならんと云に、千家は覺々齋と恕心齋也。覺々齋は太宰より二歳の長にて、太宰五十一の時沒す。恕心齋は廿六歳也。仙叟は元祿十年正月沒す。太宰十八の時也。常叟は寶永元年沒す。太宰廿五の時也。泰叟は享保十一年沒す。太宰四十七の時也。藤村庸軒は元祿十二年沒す。太宰廿の時也。千家は格別文事なしと云共、庸軒は學者也。土肥二三は享保十七年九十四歳にて沒す。太宰五十三の時也。二三は閑人にて香茶詩歌書も能したり。其外町田秋波、松尾宗二、宗五、久田宗也、山田宗編、久須美疎安、多田宗菊、三谷宗鎭、柳澤淇園、みな同時の人にして、名譽人の知處也。太宰の云如く、面從諂諛を主とする茶人に非ず。是も太宰茶を知ずして妄言する也。經濟錄と同じことと知べし。茶の善惡を云たくば、姑清閑自適の字を能了解して、其後のことにすべし。

○清の字は灑掃の行屆く計に非ず。其主人の心を主とす。苟富んと欲する清に非ず。苟貴からんと欲する清に非ず。然れども人の世に處や、官あり、職あり、官職に付ては苟の字を離るべからず。因て一園一室の中、せめて一時半時にても、清境に逍遙せんことを庶幾す。是茶人の清也。此清境に貴賤なし、老少あり、貧富なし。前進後學あり、官途を云ず。商賈を議せず、時勢を論ぜず。是清境の一大事也。餘は推て知べし。

○閑の字は靜の字と聯き、動の字の裏と知べし。動は人々日々の所作を云。官人は出仕し、農人は耕耘し、商人は荷擔するあり。鄽上に買利を算ふ。工匠も亦然り。此閑境に官爵なし、田畠なし、貨財なし、草花あり、茂林もよし、脩竹よし、清泉殊によし、低き枝に燈をかけ、蓊欝き處に石燈を點じ、潺湲に杓を置、路の濕をさくる爲に平石を列し、露霜の使をいとへば松葉をしく、鳴鳥時々翔り、

蝶蟬常に絶ず、蜘蛛のたくみなる、蓑虫のむくつけき、聲自慢の雨蛙あれば、臂をはる蝦蟇も出てたり。是を閑境の一大節とす。其小目の如きは云に及ばず。

○自適の字は自然に叶ふ意也。自然とは柳は緑、花は紅と云如く、有べき體にして私を加えず、僞を副へざるを云。雪の朝に友を會して、常磐の松の雪を賞し、櫻が枝の白琅玕に混ふを驚き、一室に入て爐火の煖氣に路次の寒を忘れ、床頭の一軸に古を慕ひ、今は忍び、膾炙に飢き腹を養ひ、中立して晴雪を玩び、再び室に入ば、香氣馥郁として鼻を喜ばしめ、花入のかほりに春花を樂ましめ、一盌の茶に隔意なき交情を和らぐるまで、一として僞なきを一大骨とす。

○翁、京に游びし時、大德寺大綱宗彥和尙と親しく交り、黃梅院の向春菴を數訪、いつも薄茶に日の暮るを忘れたりしが、後には向春菴の隣なる、瑞峯院をかりて住たれば、明暮に和尙も瑞峯に來られ、翁も向春に往、平仄の合し計の詩の眞似をしたり。手爾波違ひの歌を吟じつゝ、爐火に向ひつる時に、淸閑自適の眞趣を會得したり、と思ひたる時も多かりき。

○瑞峯院の櫻盛すぎ、墻の內外に、雪かと怪しまるばかり散たるを、態と掃もせず有けるに、千種三品有功卿、おはしまし、殊の外愛させ給ひ、それより庭の奧まで入せられ、隣の大慈院に入、爰は去頃、高松三位の世を遁かばやとて、少時かくれ居給ひつることも有き、など語り出られ、やがて向春菴を訪ばやと宣ふにより、そと向春へ告遣はし、御跡に付て向春菴へ入しに、和尙出迎へたりしが、爰の花は皆散て、靑葉の弱々しき間に、楓の色うつくしきか、三株四株まばらに立たる、落花より又見處あり。細かなる淸流をすこし澱めて、傍の松の枝に眞柄の瓢を掛たるもおかし。室は二帖中板、掛物は爲家卿詠草、

建長六年三月、前太政大臣西園寺花見岡にて

いたづらに移ると思ふ日數だに花の盛は程ぞ少(スク)なき

紙中まことに殊勝なり。是歳爲家卿五十七歳なり。三品しきりに今日の實景に符(カナ)ひしことを感歎して止(ヤマ)ず。釜は芦屋の眞形(シンナリ)、梅松竹の丸紋、小早川隆景卿の物とかや、炭斗は宗全作、香合は秘色(セイシ)の木魚取別(トリワケ)てよし、香は和尚手製の梅花也。譚常ならぬ薫(カホリ)と問(キケ)ば、然(サル)鼻こそ珍(メヅラ)しけれと打笑(ウチヱミ)、一器(ヒトウツハ)づゝ引(ヒカ)れたり。灰器は玄齋と云(イヘ)り。花を尋ね、林をわけ、今は物ほしく思(オボ)すべしとて出さるゝをみれば、天王寺蕪(カブ)の汁に紅花飯、碟子(サラ)にうどの根の太(フト)きを、能々煮て三切仁保のりかけて、平(ヒラ)に丸燒豆腐葛(クヅ)かけ、猪口にさらさ梅鉢(バチ)に麩の甘煮(ウマニ)、長芋の短冊三枚、吸物は松たけの笠(カサ)ばかり、蕗(フキ)の花、取肴は柚べし木(コノ)芽漬也。和尚の云(イハ)るゝ如く、腹も空(スキ)たれば、十分に搔(カキ)て中立すれば、左の小座敷に坐(ザ)を設けらる。其(ソノ)處は庭に樹木なく、石四つ五つおもしろく立て、其根に石葦(ヒトツハ)または岩柏(イハヒバ)を植(ウヘ)らる。然(サテ)案内につれ再度(フタヽビ)室に入(イレ)ば、白玉椿の半(ナカバ)開きたるを、竹花筒に挿(サシ)れたり。筒は佐久間將監實勝作なり。是は河内守政實の男、慶長九年從五位下に叙し伊豫守と云。後は河内守に更め將監と改む。別號を隆藪齋山陰宗可と云。龍寶山中に菴を營して寸松と名付(ナヅク)。寛永の末江戸にて卒す。駒籠養源寺に墓あり。寛永十九年十月廿三日卒、五十五歳といへり。水指は安南、縞松竹梅、茶入は瀬戸窯(カマ)の芋子(イモコ)、袋は永觀堂に傳はりし白地金襴、茶碗は御器、むかしは五器と云しが、明史に江西御器廠と云(イフ)あり、明(ミン)の天子の御用の品を燒窯(ヤクカマ)也。依て御器の字に改む。茶は山上殊に別品、陽明家より昨日和尚の許へ贈られし也とぞ。茶杓は一翁、建水(コボシ)は備前、蓋置は千年や。丹生山田大同竹、菓子はさゞれ石、宗守の手製、是皆有合(アリアハ)せし品にて饗應(アルジ)せられたり。

○武者小路へ、半寶菴、官休菴見に行んと云(イヘ)ば、宗守いはく、我等(ワレラ)少年何も存知申さず、和尚の御隨意に

と答しにより、和尙と共に朝早く行て見れば、梅軒門の傍の柳梅春を含めば、非筒の許の松常磐の色深く、仙境の心地せらるゝ。石橋の苔翠に露跲の芝も心有て濳を入ば、釜の煮る音たかく、半寶の額を外して床に置たり。和尙薄茶一服點給ひてのち、額を打て尺を充て見るに、竪八寸九分半、横一尺八寸三分、杉板也。爰にて粟の餅を饗て、官休菴に入。此は一帖大目也。額は是も外して床に置、竪九寸二分半、横一尺七寸七分半、杉板厚七分弱也。爰にも釜を掛たれば、松風さと落し來りぬ。棚に茶碗茶入を置。すべて今日菴咄齋の遺愛の品也。茶碗は安南の染付、下鳥羽の大澤四郎右衛門光中が、安南より將來しものにて、宗旦の若き時に得たる也と云。茶入は利休所持金花山窯とかや。是皆わざと求めしに非ず。然るを力を竭し財を費やし、只人に劣じとのみ競ふは殊に拙なし。

○利休居士は古きものを好まず。其故は今一つと高貴に所望されし時、得がたき故也と云しと也。向春菴の話也。必受る處有べし。予十七八の時、或大名の許にて薫鉢と云ものを見しことあり。一座に時の有識歷々居並びて愛翫し、三古圖にも見ざる古器なり、極めて神の代の器ならんなど稱訇る時、庭の掃除しつる下部が、殿方の仰らるる薫鉢とは、何樣の器にやと云により、汝知たるものかとて見すれば、打見まゝに莞爾と打笑ひ、是は武藏國秩父郡某村に、勳八等社と云が在しが、何の頃にや神社は無なりて、地の字にのみ傳はりし也。其字の地に古塚あり。畑の妨なりとて堀崩したれば、此器を得たり、何の用に充しものとも知ねど、クンハチと云處より得たれば、クンハチと呼て持たるを、川上不白の聞て、頻りに望むにより讓りしかば、小判金一枚送りこしつる也。其器をさばかり殿方の愛給ふことよと云。是を聞に、實に不白が記せし處と同じければ、疑ふ由もなけれど、其下部の家に持しつる器と思へば、興さめて覺えし也。

○檜山坦齋義得は、書畫の鑒定は世に許されし男なり。茶は千舸菊旦の門人にてありき。それが云、茶器の取合は六ケ敷もの也。或貴人の御茶に召呼れて參りし時のこと也。其日懸られし墨蹟は、世に希なる禪僧の一行七字也。書の品格は云に及ばず、表裝まで勝れたるを一座感稱して止ず。其外の茶器も夫に准じて名物のみなりしかども、墨蹟の愛度さに壓れて、何とも云人なし。歸る路すらも此事をのみ語りつゝ行と、弱き女坦齋を呼とめ、只今御咄の掛物は御所持にやと云。不思議のことを尋給ふ女性かな、夫は或大家に藏め給ふ品也と答ふれば、何方樣ぞと推返し問により、何某君と答て行過しに、後に歸ば其女の夫なるもの、某君の納戸役にて、其掛物を失ひし罪により禁錮せられて在しを、妻の路にて聞しかば、妻やがて、其藏め給ふ殿の家に參り歎きけるに、其次第を正されしに、果して其女の夫の預れる墨蹟なりけるにより、終に本へ還り禁錮は許し、いとも此墨蹟ゆへに罪せらるゝもの三四人に及べり。然ば古書畫を弄ぶにも、心付べきこと也と語りし也。

又樂庵示蒙話 終

南嶺子叙

黴霖經霽。祝融司令。齋居餘閒。避暑于軒窓之下。南嶺子偶訪過。譚餘見示其所著冊子。云是隨聞見輒筆之。漫錄群載。筆資談柄者。無慮數十則。命之曰南嶺子。予擊節歎之、曰乃學不修則已。修則當修有用之學矣。古先聖王之經國甄陶。固由其風習導諸。猶順流行舟。夷塗推車而已。々而夫馳高遠論空理。何益焉。蓋謂。吾東方。以掌故者流。建旗幟者。類謂。本邦自有其典故。詎必求異域。其濫竽鹵莽。固不俟論。南嶺子名光樹。字公實。號秋齋。南嶺亦別號。嘗以多田爲氏。蓋其系出自源氏。多田滿仲之遠裔也。其爲人也。襟宇浩達。不硜々瑣事。不區々時俗。而不知者以爲矜誕姤妄。知者以爲希世宏器。其學博綜强記。又有獨得之見。專研究故典。兼闡明神史之蘊祕。故獨虎視當世。名聲籍甚。講道輦轂之下者有年。時或翺翔于東都尾藩之間。以其道謁于千乘之君者。亦不爲少。而其所嘗著書若干卷。炳焉若觀火。奉以中夏歷代之沿革。參互會通。遂歸是正。後還京。仕于竹園懿親王家更襲桂氏。此蓋有所本據云。見屬序予。辭以不文。而不許。因陳其梗概。以爲辨言。

寛延己巳歲六月　　南海陶冕謹譔

南嶺子序

桂子所著南嶺子三卷。主解世愚之惑。其語謔而其　確。使讀者至不自厭、駸々而移愚者豈非邪。桂子嘗所著之書數十部。未嘗建稿。援筆即成。若其構耳。桂子本姓多田。其先自攝之多田源公出云。其爲人豪放而不效小節。博學善記事。尤熟吾邦之典古。以正名爲學。皆因國史及華書而證焉。好論神書。其所發明者多々。不與巫祝談怪。竊儒說理。附會以誣道之徒伍。獨成一家以教焉。從而學者。往々而有不知者。稱曲學。又爲放人。於是乎毀譽鋒起。余自傾蓋於京師。二十年如一日。初桂子遊東武。又如尾城。諸侯大夫受教者亦多々。爾後還于京師。時已皤々。今也且終年於此。奇哉桂子。知者譽、不知者毀。毀譽亦大哉。桂子名光樹。字公實。南嶺其別號也。書就而請序於余。序以贈。

寛延己巳六月既望

讃岐　良芸之伯耕撰

南嶺子引用書目

周禮　禮記　詩經　書經
說文　爾雅　春秋左氏傳　呂氏春秋
國語　史記評林　孔子家語　淮南子
文選　漢書　宋史　韓文
列仙傳　閩書　論語大全　稗海
群書治要　輟畊錄　字彙　事物紀原
陳氏樂書　夢溪筆談　武備志　登壇必究
經國大典　本草綱目　東醫寶鑑　吳子
唐書　孫子　唐李涪刊誤　法華經
萬行首楞嚴經　佛本行經　傳燈錄　佛祖統紀
宋高僧傳　續高僧傳　釋氏要覽　南海寄歸傳
日本書紀　續日本紀　續日本後紀　日本紀略
三代實錄　古語拾遺　令義解　令集解
延喜式　貞觀儀式　北山鈔　文德實錄
雜律　江家次第　朝野群載　類聚雜要
類聚三代格　倭名類聚鈔　本朝文粹　釋日本紀
拾芥鈔　東鑑　玉塵鈔　梁塵愚按鈔
玉海　野府記　二水記　太平記

庭訓往來　新申樂記　明衡往來　方丈記
源氏物語　神皇正統紀　徒然草　しほじりの記
萬葉和歌集　古今和歌集　新古今集　伊勢物語
平家物語　太閤記　禁祕鈔　明月記
枕草紙　宇治拾遺物語　長秋記　園太暦
大和物語　園槐鈔　百練鈔　類聚國史
神社啓蒙

右引書　通計凡九十七部

南嶺子目次

卷之一

卷之二

卷之三

南嶺子四巻　九十條

南嶺子巻之一

秋齋桂先生著　門人　松尾守義
山中秀蕃　同校

○第一　湖船風波ノ論

少かりし時、東近江にゆくとて、大津なる石場にかゝるに、船皆出つくして、只一艘いま出るといふなり。やがて便船しけるに、琵琶ならすさゞ浪のおとに、もろこしの西湖まで思ひつゞくる折から、俄然として空の景色變り、比叡おろしに舷かたぶき、さもなごかりつる湖水逆浪つよくして、船人もせん方つきしにや。各覺悟し給へといふにぞ、遠近の乘人あはやとさはぐ中に、是やこなたに御免とことはり、船のせがいにたつを見れば、烏帽子浄衣に大襷取かけしは、いづれの社人にかありけん。いで〳〵神力を以て此風をしづめ申さんと、柏手いかめしく、高天原に神とゞまりますと、祓をくりかけしに、科戸の風の吹はらふことばさへあるに、根國底國に氣吹放末は、佐須良比失てんとよむに隨て、風はます〳〵つよくなり、人皆さすらひうしなはれなんありさまなるを、輪袈裟かけし老僧、いや〳〵わが佛陀の冥感にあらずんば、いかでか此船中を救はんと、光明眞言くれども〳〵、吹まさるにおどろく人々を哈て、艫に高いびきせし山伏、むく〳〵とおきあがり、すでに文覺上人は船中の難をたすけんとて、龍王め〳〵といからはれし例もあり。われ役優婆塞のながれをくみ、野にふし山にふせし修行、その驗を見よやとて、いら高の珠數おしもみしに、どつと打こむ大浪すゞかけを浸せば、山伏も

しり居にまろびぬ。船人腹をたて、いかなる驗者たちにもやと、無益に見合せし悔しさよ。いでわれらが行法、おめにかけ申さんと。眞帆を片帆にゆり直し、おもかぢを、とりかぢにおしなをせば、何の事もなく、船は片田につきて、人々からき命拾ひたる心になりぬ。されば船の上の事は禰宜、出家、山伏の祈よりも、船人のするわざはるかにまされり。是につけても危き病人の藥をとゞめて、香水に腹中を損じ、古の名醫陰陽をわかち、論に論をかさねてくみし方藥をさしおき、神勅夢想の妙藥を信ずる徒は愚なりとやいふべき。神より佛より藥の事は、功ある醫者ぞ勝れたるべし。いつぞや道成寺といふ猿樂を觀たるに、鐘の落たる所へ住僧出て、我々が日比の行法もかやうの時のためなり。一いのりしてもとの鐘樓へあげんとある故、いのりの力にてあがる事と聞て居けるに、ひけや手々に千手の陀羅尼とあり。此謠物の作者はいかなる心きゝにや。ひけや手々とは、もつとも事なり。

○第二　七福神ノ話

世に七福神のかけ物といふ物あり。漢土の布袋、日本の蛭兒、天竺の吉祥天女、あまさずもらさぬとりこみ樣は、貪慾者流の物好なるべし。是も星貨舖に出て煤まぶれに成り、紙表具やぶれ軸もはなれ、我身の餝さへ人をたのまねば出來がたくして、いかでか人に福を與ふべきや。壽の字書たる盃を持、鶴龜松竹の島臺に向ひ、千秋萬歲の小謠に祝せられながらも、俄に病氣おこりて、あへなき命の露きゆる筈にて生れたる身、七五三繩引し我は神道者なりとて、生迦しにもなるまじ。こゝが佛法の售やすき眼的にて、賢も愚なるも取こまるゝ場なればこそ。伊勢兩宮の地にも諸宗の寺院立つらなり、談義說法の信者は皆神境の人なり。よしとやいはん。あしきとやいはん。只是國の風俗となりたり。

○第三　漢耽儒者ノ論

儒者より我國の神道を難じ、もとより道なき國などゝ誹る類多し。神代卷に伊弉諾尊、伊弉冊尊の鶺鴒の尾を搖すを看て、これにならひて、交道を得給ひぬとあるは、詩經に、鶺鴒在レ原宜二于兄弟一とあるを以書たるものにて、兄弟夫婦なればこそ、妹兄といふ名ものこり。日本書紀雄略天皇卷に、稱レ妻爲レ妹、蓋古之俗乎ともものせたり。用明、推古のころまでも、庶妹を后とし給ふなど申つのる輩あり。○稗海といふ書に、世に傳フ女媧は伏羲の妹なり。而して夫婦となり、是より生民滋息すとのせ、舜は堯の女娥皇女英二人を妻とす。姉と妹をならべて娶事、今を以論ぜば、聖人とも君子ともいふべからず。是時の然らしむる所にして、禮を製せざるむかしと、製せしより後の差別を、わきまへざるが故なり。今の儒者わづかに書をよみ、いまだ物理をも辨ずして譯文の修行ぞ、左氏傳の會ぞと、器物より始て何事ももろこしの物を愛し、我國に生れながら、我國を夷狄と心得、異國を中華といひ、華音華物などいふは、我本邦に對しての罪人なるべし。漢土は數度國號かはりて唐といひ、宋といひ、明といひ、清といふ。通號さへ立がたき國なれ共、漢以來年號を建て、今の清に至るまでたゆる事なく、此年號を受る諸國よりはいかにも中華といふべし。夷狄の國年號別にある事なく、安南國にしば〳〵年號を建しかどもつゞかざりき。わが大日本國は、文武天皇の大寶といふ年號より、今寛延まで斷る事なし。年號連續の國はたゞわが大日本と、清と兩國のみ、〔割註〕明をみん、清をしんとよむ人もあり。是ばかり異音を用べき理なし。」然れば清の王を、われ何ぞ中華の天子と稱せん。大日本に天子まし〳〵、年號あり。我國はわが中華のみ。

○第四　三年ノ喪ノ義

禮記曲禮ニ曰、入レ竟而問レ禁、入レ國而問レ俗と云々。然るに今の儒者神道を譏る。禮記をすてゝ我意に

まかすに。。曲禮下に、君子行禮不求變俗。祭祀之禮、居喪之服、哭泣之位、皆如其國之故。謹脩其法而審行之。とこそあるに、わが國の祭法にかゝはらず、國風の服を過て三年つとめ、神主を造るに周代の尺を用ゆ。わが國風に戻れるのみにあらず。禮記に背るを、儒者とやいふべきおぼつかなし。

○第五　漢風を好異人ノ說

或家中に、三十口の扶持を賜りし儒者あり。何事も孔子の通りにせざれば、儒者にあらずと心得、沽酒沽脯食はずとて、酒もわが方にて醸し、鰹節も手まへにてほさせ、周尺にて諸物をこしらへけるを、家老の人異見しけるは、いかに漢器をこのまるればとて、內々にて承れば、大小ともに眞は諸刄の劍のよし、日本の劍術何流にてもそのつかひ方はなし。貴殿、儒を以つかへらるゝといへ共、武門の奉公ならずや。その上文武周孔の時代が、周なればとて、一切の事を周の製にてすまさんとせられても、官途品級の次第、職掌のていこそ、周禮にて成とも考らるべし。もろこしにても太古の事なれば、今日の用に充ては考へたらざる事のみなるべし。その分は日本の製にてすまさるゝならば、まことにちくらものゝ部に入給ひなんとあるに、彼儒者、近比思召は忝けれ共、周の代の事考得られざれば、漢の代の製を用る故、さしつかゆる事更になしと答ふ。家老の人、今はたまりかね、智は非を凌ぐに足るとは、まことに貴殿の事なるべし。それ五穀を量升、周の製は考がたし。漢の升を考るに、日本の一合を一升とす。漢書に牛一疋に三十六斛を餼すると見へしも、日本の三石六斗にあたれり。貴殿事、三十人扶持なる間、一ケ月に四石五斗づゝわたさせ、一年につもりての高五十四石なれ共、何事も周製漢製にてすまさるゝが望ならば、扶持方も漢の升目を以つもり、一人扶持五合、是を三十合て一斗五升、一ケ月三十日

に四石五斗、十二ケ月の內、大小のちがひすこしはあれ共、おつ取て五十四石を、漢の法にてわたせば、日本の五石四斗にあたれり。當月より四石五斗の所へ、四斗五升づゝわたす樣にと藏方へ申渡すべし。貴殿にも扶持米まで漢流にてとらるゝ段、さぞ大慶なるべしといへば、儒者仰天して家內十一人、一ケ月に四斗五升にては飯米も是なし。全平あやまり入しとわびことして、漢流をやめしとなり。わが勝手にならぬ事は、そのまゝ日本古格にまかせ、損のゆかぬ事ばかり異國の風をまね、國の俗に戻るは、畢竟いさゝかの學問に取のぼされたる狂客といふべし。扨漢の升をおもへば、樊噲が斗酒をかたぶけしも、日本にての一升めづらしき事にあらず。異邦も升次第に大になり、今は日本の五合にあたる程を一升とす。萬事是を以、我日本の大ィなる事を察すべし。

○第六　文字を知て誤レ己話

文字は用を達する迄にて、思ふ事を書のこし、口上にていひやりがたき事をしたゝめやり、遠方への文までにて事さへ埒あかば、外に穿まはるにおよばざるものなり。久しくあやまり來りし文字を、今書改ては俗に通ぜず。通ぜざれば、文字の益なし。こゝに或學者生れつきて脾胃よはく、しかも食ごのみをしけるが、一時醫者のもとへ文して、今日鮭をもらひたるが、たべてもくるしからずやと申おくりし返事に、何かはくるしかるべき。功能よき物に候とあれば、やがてしたゝめさせて、したゝかにたべしかば、惣身悶熱し四肢しきりにゆるみ、くるしむ事しきりなる所へ、彼醫者通りかゝりしを、家內の人々よび入レ、毒魚と聞て是迄はたべられざりしに、あまり見事なるを贈りし人ある故、うす味噌にて煮させながら、先刻手紙にて尋られしに、くるしからずとの御返事にて、多くたべられ、あの通りの苦しみといふ故、醫者眉に皺よせ、鮭をみそ汁とはがてんゆかずと、鍋を見らるゝに河豚汁なり。是はいかにとお

どろくを、亭主くるしき息の下よりも、それ鮭は河豚の一名、俗誤て是を、サケとよむ。サケは正字鮏にして、狀鱒に似て圓肥、其子有二胞一。胞中數十粒呼曰鰤。最前尋に進ぜしは正字にて書し鮏の事なり。文字をしらぬ醫者にあやまられて、思ひよらざる死をいたすと、うらめしげにいへば、文字は取ちがへてもそこが仕覺の業とて、靑砥の粉を水にかき立てのませければ、たちまち河豚の毒を解して、別條はなかりしとかや。いはれざる文字知自慢にて、命をすてんとせしわる物ずき、俗字になれて本草を覺へざる家業にうとき、いづれを非といはんや。池淵の魚屋へ鮎をとて書付やりしかば、あゆをさしこしたるに、扨々文盲なる魚賣かな、あゆは正字鰷にして、鮎はなまずとよみ、䱱魚と同じ。源順の和名抄に、鮎をあゆの事とせられしを、かな見あやまりしかと笑ひし人あり。魚屋をとらへての、正字ぜんさくは皆難ずる人の非なり。昨日の昨の字に、作兵衞の作の字を書たりとて、とがめらるゝ事はないといふ程にさへなくば、通用のなる程にて事たりぬべし。

〇第七　觀音ノ歌ノ義

たゞたのめしめぢが原のさしも草我世中にあらんかぎりは。觀世音の哥と申傳ふ。此哥びいきなる人の說には、しめぢが原のさしもぐさといふ十二字に、一切衆生といふ事こもれりとぞ。然れ共それは觀音ばかり合點にて、世間へ通ぜぬ隱語なれば、衆生に對し更に益なし。たゞ哥のおもてをやすらかに見る時は、しめぢが原のさしも草、何の緣もなくことばつゞき直ならず。さしもぐさしもしらじなもゆるおもひと、よみしとは各別にして、是が彌觀音の哥に極らば、觀音は哥におゐて下手うたがふべからず。病氣平癒の願などかけし人へ、炙をせよとのしめしなりや。一笑すべし。惣じて佛菩薩の哥といふ物多くあり。其時の住持の僧下手なれば、その本尊も下手にて、住持の僧が上手なれば、本尊も

上手にてましますと疑ふべし。又外の人夢中に感得せし哥、哥よみにはよき哥をあたへ給へども、一向哥よまぬ人はいかばかり信仰しても、よき哥を感得せし例なし。たま〳〵夢中にしめし給ふといふ哥も、木に竹をつぐ段にてはなく、糊をかためて礎とせんとするがごとく、佛菩薩はうくる人によりて、上手下手あれ共、さしも草の哥は、新古今集にのせられて、是清水の觀世音の御哥となんとあり。五文字は猶たのめとぞ見へし。御哥となんのなんの字にて聞へたり。

○第八　儒佛賢愚を分論

儒學は日々智を磨くたねとなり。古聖の語により、歷史諸子百家の書を涉獵する故、古今の變に達し物に惑はず、事理に明になる道理なり。佛者は日々智をくらまし、信實を佛陀にまかす。自力を捨て他力をたのみ、息ひきとるといなや、彌陀にもせよ釋迦にもせよ、光明のうちへ攝取せらるゝといふが眼的にて、少も疑ひなきを、まことの信者とす。然ればいさゝかも智をはたらかしては、此場にいたりがたし。智をはたらかさず、たゞ一念に南無阿彌陀とか、南無妙法蓮華經とか、となへさへすれば、寂光淨土にいたると信ずる徒は、今日より明日は愚に、明日よりは明後日は猶おろかに、少も智を動せば疑ひを生ず。されば佛者も博識になるには、先達の說を守るばかりにては、名は成がたし。疑をなして疑ひを散ず。こゝを以、方便說の高をくゝると、墮落するとが一時の事なり。われ佛法は譏らず、智を明にする方につかんや。才をくらます方に從はんや。人それこれをわきまふべし。

○第九　梵語ノ義

唐の義淨三藏、天竺へわたり、五天竺を巡りしに、處々に池をほり是を覆ふ程の木を栽、功德池とするは、彼國天地の正を得ず、大熱國なる故、暑日往來の人熱氣にたへざる故、浴させて共くるしみを救んた

めなり。然るに唐にて處々に池を造るを功德とするは、無益の事なり。天竺ハ熱國なる故にてあれと、南海寄歸傳にのせたり。天竺の事を漢土へうつすは遥の道なり。漢土の事を我大日本へうつすは甚ちかし。それにさへ取ちがへて、杜若をかきつばたと訓じ。欵冬をやまぶきとおもふ類、あげてかぞへがたし。梵語を漢語に譯する事、唐已前の舊譯はもとよりの儀、唐已後の新譯とても心もとなし。漢土は文字を體にし、天竺は音を躰にす。日本亦音を本にして、漢字わたりてよりも、花此曰二波奈一。月此曰二都幾一。梵語を漢語に譯するには、是と裏表にて、阿迦此曰レ水。摩迦此曰レ大の類なり。もとより日本の語は天竺とひとつなる物多し。船へ水の入たるをアカと云、皿をサラ、瓦をカハラ、猿を哥にもマシラともよむがごとく。日本の語と入まぜても、やはらかにして耳に立ず。然れば日本に才量すぐれたる僧ありて、漢土へうつしたるを、またうつしにせず、日本の語を以、天竺の語を直譯にしたらば、誤すくなかるべし。むかしより其人なき事をいかん。

○第十　天竺牛糞を崇む說

天竺は牛の糞を尊む國なれば、人情殊異なるを推知るべし。南海寄歸傳には、乾ける牛糞を地に措、清淨ならしめて其上に人をして臥息しむとのせ、三才圖繪には、南尼瓦羅國（天竺地の内なり。）に牛糞を尊で壁にぬり、或は是を灶く事を樂しむ由見へたり。密宗に牛糞壇とて、牛の糞を壇にぬりて修法する事あり。いかに境域殊なればとて、沉檀を愛する人より見ては、がてんのゆかぬ事故、或ル能化とよばるゝ僧に尋しかば、胡粉をぬる事にて、音を假て書たるならんと、さも有ぬべしと思ひしに、近日思ひかけずも、佛本行經第十四卷を見るに、一ノ牛王ありて說たる偈あり、其偈に曰、世人皆取二我之糞一持用、塗レ地爲二清淨一下略　萬行首楞嚴經第七には、雪山の白牛は淸き物ゆへ、その糞を栴檀香等に合し、泥として場地

穢に塗とあり。又南海寄歸傳に、病ある者は猪糞、猫糞を龍湯と號してのむ。美名を加るといへ共、穢惡斯極とのせたり。かゝる國にて、天地の變氣をうけ、常にはだかに袈裟かけてくらす程の、至極の蠻戎に生れし釋迦は、いかなる才徳の人にて有しや。其敎よく愚俗をしめすに功あり。但し牛糞を尊び、猫糞をのむ國風常となる故、禮のそなはれるを害する事なきにしもあらず。古今の譯人凡一百八十七人皆誤あるに、羅什のみ誤のすくなきは、胡國に産れし人ゆへといへば、天竺を上國といふ事、佛ひいきが過て、地理にうとく還て笑をとるの本なるべし。

〇第十一　巫覡ノ義

大日本國は天照大神より此かた、千皇不易の神國なる事、今更あらためていふにおよばず。神代前皇の道あり。君臣其位を易ざる事萬々世、民無二能名一不測之道なるが故に、是を神道といふ。（史記の謚法による文）日本書紀孝徳天皇卷に、輕二神道一の字あり。續日本紀三十七、桓武天皇延暦元年七月の文に、神道難誣と書れたり。國史といへ共、多くは此文字なきは、唯我大日本の大道にして、別に號を設べき樣なければなり。佛法儒敎は天竺漢土の敎にして、我大日本の主敎にあらざれば、いかにも佛の字儒の字を蒙らしむ道理にて、神道常には只大道とのみいふべきに、近年祈禱を業とし、勅補の禰宜、神主にもあらずして、市中又は村邑に住し、神道者と名のりかけて、人を誣る屬、男なれば是を覡といひ、女なれば是を巫といふ。覡も巫も人を誣詐の號なり。されば源順の、倭名類聚鈔卷之二、人倫部に、乞盗類と部立をし、て巫覡（巫和名加牟奈岐、覡和名乎加牟奈岐）、遊女、乞兒、偸盗、群盗、海賊、囚人と列たるにも、巫覡を第一におかれたれは、其比まではよく／＼あしきものに立たると見へたり。予巫覡をあしくいふにはあらず。古書のおもて右のごとし。巫覡此說を聽て恨ば順を恨べし。予は唯順の說に從ふのみ。〇續

日本後紀第十五、承和十二年七月文に、中務少録正五位下巫部宿禰以下五人、神饒速日命の裔なるに、子細ありて桓武天皇此かた、巫部といふ姓を賜り、何とやらん巫覡の子孫の様にて、迷惑なりと願ひし故、當世の宿禰と改賜りし事見へたり。古より巫覡をいやしむる事かくの如し。官幣に預る大社小社の神人は、其社のためにつけ置るゝものなれば、庶民の祈禱に預る理なし。故に是は別儀なりといへ共、市中の巫覡に紛るゝわざをせば、罪猶重かるべし。禮王制に曰、假於鬼神時日卜筮以疑衆殺云々。又一種神道者といふものあり。神代卷、中臣祓などを說て、門徒をこしらへ、是には流々わかちて金胎兩部へかけて說兩部神道あり。兩部といふは佛神の兩部なりと、心得ちがへたる兩部神道あり。兩部ならず神道唯一筋なりと心得し唯一神道あり。天と人と唯一とたつる唯一神道あり。深祕の大事は唯授一人と立たる唯一神道あり。護摩をたき加持をして、無上靈寶神道加持と心得たる神道者もあり。宋儒敬の一字を眼的にするを取こみ、土金の傳といふ事を新に巧出し、敬の字へ約する神道もあり。伊勢をはじめ諸國の大社、その祭祀の法は、その職なるゆへ傳り知れ共、神代卷等の文義に疎し。何故なれば、最初日本書紀を撰ばれしは、一品舍人親王勅を奉て、太安麿、佐伯富士麿以下五人の儒者に命じて成たる事、予が神史考にしるせる證文のごとし。弘仁より康保にいたるまで、七度禁中にて是を講ぜしも、紀傳、明經の博士の任にて、別に神道者又は禰宜、神主の出て講じたる書にはあらず。神學といふ事むかしよりあらば、紀傳、明經、明法、算道の四道の儒の外に、神道學の博士あるべき事なれ共、令にも國史にも見へざるは、文字を漢史に擬して書たるもの故、文字にかゝる學者より講じ來れり。然るに日本書紀神代卷、禮法は儒書を以かざり、奇妙なる事は佛書を假てかざれり。太古の事得て識べからず。老少口々相傳るを、儒書、佛書にて潤飾したる書なれば、其潤飾せし書の出處、

是は漢書某本紀の文、是は法華經某品の文といふことを分、其文を省其實を取事を、神史をよむの祕訣なるべし。白井氏神社啓蒙の凡例に、神代卷に於て取べきこと唯二三策而已と書れしは、見解ありと見へたり。其潤飾は其質實に於るの糟粕なり。其實を撰考る時は、神古の大旨著かるべきに、奇を說眇をのべて、人を懷んとする故、實を舍て糟粕にのみかゝる。世諺に糟禰宜といへるも、かゝる事よりにや。忌部が弱肩に太襷とつゝけとこそあるに、其職ならぬ人、襷を兩肩にかけ、是を懸て神前へ向ふを禮と心得、神に向て祓をよむ類。佛法を罵ながら佛家の所作におちて、木綿襷は輪袈裟に比せられ、祓は梵經にひとしくなる。かゝる愚魯の徒には、國史格式の本據を引て、其誤謬をしめせ共、先入のもの主と成て、日用人の行ふ大道の外に、別に道ありと心得て、意必固我の醜塊中々改るには至らず。愚はます／＼愚にして、下愚はうつらざるの古語、むべなるかな。如レ是の事より、漢學者いために神道を蔑如せらる、不二亦歎一也乎。

南嶺子巻之二

○第十二　儒佛ノ徒神事に戻義

今の儒者やゝもすれば、我大日本の大道を誚り、佛者は我大日本の前皇を佛陀へとりこみ、神道者流は右にいふごとく、神祭の故實を失ひ、前聖の道をうしなふ共に禮なし。禮なくして何レの爲をか説んや。儒者は周公孔子の道にのみ心をつくし、學者は歴史文章の上に情を用ひ、佛者はわが主とする釋迦彌陀あり。他を誘他をとりこむには及ブべからず。近世の神道者流の中に至て卑きは、佛を誚り、雜言惡口におよぶ。人の情に悖て何の益かあるや。わが主とする大日本の大古の風を、國史格式に考て、故實に心を用ひば、他を顧るにいとまあるべからず。己が學ぶべき所は推ずして、他の教を議するは、己が主とする道の學びたらざる所より出と知べし。

○第十三　天皇氏地皇氏ノ義

我大日本を神國と申事は、國常立尊以來御統易らず、もろこしは、寂初天皇氏より地皇氏に易り、又人皇氏へうつり、堯に九男二女あれ共舜に讓り、舜もわが子に禪ずして禹に讓る。是より夏殷周の三代、姓を殊にし、秦漢より次第にうつりかはりて、北狄入て天子と稱するに至る。それにあはせ見るときは、我大日本は天皇氏のまゝにて、萬世不易なるべければ、天子を天皇とあがめ奉り、萬葉集には、天子の御事を惟神とよみたり。公式令にも以二大事一宣二於蕃國使一詔書には、明神御宇日本天皇詔旨と見へたり。今日の天子を直に神とあがめ奉るの文なるを知べし。然れ共神國といふ事、日本書紀より文德

實錄まで、五部の國史には見へず。三代實錄に至て初て出たり。第十七貞觀十二年二月十五日、告文曰、我朝乃神國止憚良禮來禮留故實ト云々。○貞觀十一年十二月遣二使者於伊勢大神宮一告文曰、日本朝波所レ謂神明之國奈利云々。是より後の書には神國の字往々出たり。昔は神國といふに及ざる程にて、貴賤よく心得たる號なれば、儒佛の學しきりに行はるゝ故、それに對して相混ぜられざるために、清和天皇以來神國といふ號を張と見へたり。

○第十四　神代人代ノ論

神武天皇より後を人代とし、人皇と申奉る事。神代の終を鸕草不葺合尊と申奉り、神武天皇はその御子にてましませば、神武天皇の御時までも、神代の人々のこりてあるべし。是より前は神代、是より後は人代とて、俄にかはるべき道理なし。されば日本書紀には、太祖國常立尊より、伊弉諾尊までを指て是謂二神世七代一者也と書れたり。俗には是を天神七代とおぼへ、天照大神より以後を、地神五代と覺へぬれ共、古書になき事にて、天神地祇といふは各別の事なり。古今和歌集の序を紀貫之かゝれしにも、ちはやぶる神代には歌のもじもさだまらず、すなほにしてことのはわきがたかりけらし。人の世となりて、すさのをのみことよりぞ、みそもじあまりひともじはよみけると見へたり。是伊弉諾尊までを、神世と見へし神代卷に合て、天照大神よりは禮も粗そなはりし。その御弟にてまします故、人の世と書れしにや。然れ共瓊々杵尊、彦火々出見尊、鸕草不葺尊三代日向に都なされし御世は、文物明ならず、質朴の御時なる故、直のまゝに斯行て、かつて謀策といふ事にわたらず。神武天皇東に國ある事を知しめして、軍勢を催し、大和へ入むとし給ふに、朝敵長髓彦が射たる箭に、天皇の御兄彦五瀨命あたらせ給ひしかば、衆軍機を失ひ、既に敗せんとする時、天皇宸襟に神策をめぐらし、英氣を取直

させ給ふ事、神武紀に見へたり。此はかりごとを用るといふ事、今日の人情と一なる故、是より人代と申は、人情今日におなじき世といふ事なりと、玉塵鈔といふ書には見へたり。ことはりはさも有ぬべき儀なれ共、人王何代といふ事、さしあたりて五百年前の記文には見へず、其後の書には多く見へたり。

○第十五　博奕古よりの禁

博奕は上古よりの禁なり。續日本紀、文武天皇元年丁酉七月乙丑文曰、禁二博戲遊手之徒一。其居停主人亦與レ居同罪云々。○日本紀略第一、延喜五年七月廿八日文曰、今日内舍人大野夏貞配流。又捕二博戲之輩一云々。○雙六樗蒲を博戲として罪に行はるゝ事、捕亡令、雜律、及天平勝寶六年の官符に見へたり。角方を用るはすべて雙六に屬す。故に延喜彈正式曰、雙六者不レ論二高下一一切禁斷云々。色に耽ものは利に志すか老て改る事あり。博奕は初より利によりて行ものなれば、老慾益つのり、やむ時なく、博奕は利する時あり。人に利せらるゝ時あり。其利を懷ふ意増長しては、盜賊心におつるより外なし。百錢已下の勝負も、千金萬金の爭ひも、其意地一なり、たとへ毒に中られず共、毒魚と題せし河豚を食し、わづかの慰なりとて、樗蒲を弄じ、法を忘れ、躬を顧ざるは、獸肉を食して、神社にむかふよりは穢惡甚しかるべし。親子兄弟にても、わが勝べき意なくては博奕の心にあるべからず。是より不孝不弟の情の原となり、つゐに人倫の道にはづるゝに至。かりそめにもその人を見ば、盜賊心ありと知るべし。予が子孫にもし是を好までもなく、かりそめにもその席につらならば、予がための子孫にはあらず。僧尼令を見れば、僧尼作二音樂及博戲一者謂双六樗蒲之類也。百日苦使。碁琴不レ在二制限一とのせられたり。碁は博奕に入ずと見へたり。今の僧某寺其院等の法事に、音樂を習ひて行ふは、罪人たるべし。僧侶いかなるいひわけあり共、我大日本に往て、大日本の故實を背かば、彼禮を蔑如にするの域におつべし。樂人ありて

官寺の法樂は古よりあり來れり。僧侶私に行て僧尼令に戻る。佛說に其國に在て、其國のおきてをそむけとのしめしありや。いかゞ。

○第十六　神國と云の義

我大日本のみ神國といふものあらず。日本書紀、孝德天皇大化元年七月文曰、巨勢德太大臣詔二於高麗使一曰、明神御宇日本天皇詔旨天皇所レ遣之使、與高麗神子奉遣之使、既往短而將來長。是故可下以溫二和之心一相繼而往來上而已。○續日本紀、延曆九年七月、左中辨正五位上兼木工頭百濟王仁貞以下。所レ上表曰、本系出レ自二百濟國貴須王一。貴須王、百濟始興第十六世王也。夫百濟太祖都慕大王者、日神降レ靈奄二扶餘一而開レ國と云々。孝德天皇の詔旨に、高麗神子とあり。百濟王等の表文に、日神降レ靈と書たるにて知べし。漢土の人、夷狄の國にゆきては、我本國の事を神州と稱す。唐の義淨、天竺にて著せし所の寄歸傳にも、唐の事を始終神州と書たり。天竺の教を信ずる僧だに、わが本國を尊稱す。況や我大日本素より神國なるにおゐてをや。儒者是を侮言し、漢土を中華とうやまひ、佛者我國を粟散邊土などと說。我大日本の地に住し、我大日本の五穀を以生命を保、禁を侵禮を失ふ。其愚其徹大なるかな。佛經に天竺を際限もなき大國の樣に書たれ共、凡星辰を以地理を量るの程あり、義淨三藏渡天して、わづかの間に五天竺を悉觀たるに、楊柳の木なしとしるしたれば、是にても推考べし。我大日本に產れし人、大日本の地をめぐりて深山幽谷まで、何の木の有無と視盡す事は、中々わづかの年數にてはかなふべからず。唯巡行するまでゞは事はなはだたがへり。方便說を以、實地の論はなしがたかるべし。

○第十七　藪に香物の諺

藪に香物といふ事は、唐醫にも功者ありといふ諺とのみ思ひしに、予尾張に在し時、名古屋より津島

へ往とて、海東郡を通りしに、阿波手森といふ處に、藪の中に壺をふせて、往來の瓜茄鹽の買人、そのわが賣物を納置、香物自然と熟て瓜茄子に蓼穗を少加て、毎年極月廿五日熱田社の煤拂と二月初午ノ日の神供に獻ず。兩所より獻じて其數も委く記置たれ共、無用の事なれば略しぬ。此香物よりいひ弘めたる事にぞ。かゝる事もあれば、私の考のみにては、齟齬の事多し。近代の神道者流、神古の事を理にて推すのみにて、舊記正史に本ざる故、實を失ふ事少からず。

○第十八　兼好長明ノ論

兼好は神祇官の龜卜の家に生れ、長明は御祖大社の神家の子ならずや。出家して和歌にのみ心をかくるは、風雅の方より看れば、一家の洒落おもしろしともいふべし。其家系より看ては、先祖數世の業を見切たる樣にて、父祖への不孝いひつくすべからず。兩人とも才智群に秀し人なれば、よく〳〵わが家の業をうとむ筋なくてはと思ふに付ては、いよ〳〵いぶかし。長明はまことの僧と成し心は、方丈記にてもしらるゝなり。兼好は後宇多院崩御の時、出家はしたれ共、都にも住がたく、伊賀へ下り權守橘成忠にやしなはれ、其比、年も六十ばかりなりしが、成忠の妹中宮ノ小辨に密通し、伊賀を追出せられ、そのゝち成忠情ある人にて、又よびよせてやしなひしか共、此度は別に菴を建て置し故、小辨への通路も道たへし時、○「忍山又ことかたの道もがなふりぬるあとは人もこそしれ。とよみたり。あらましは園太暦にも見へたり。その上つれ〴〵草、風流には書たれ共、文面に自慢あらはれ、わが才を餝る意多し。彼書に依る鎌倉の海よりかつをといふ魚を出して、人々是を食すとめづらしき樣に書たり。延喜式に堅魚を供御にのせ、萬葉集に、かつを釣たい釣とよみしは、食品にあてずして何ぞや。かゝる事一部のうちあげてかぞへがたし。東醫寶鑑に、松魚とのせたるは、その比わたらぬ書なれば、見ずもあらんかし。予

兼好に恨なし。何を以あしくいはんや。つれ〳〵草をたしかなる書と、兒女の謬らん事をおそれて辨じぬ。本寺ともいわるゝ住僧が還俗して神人と成たらば、其一派の僧、善といはんや。長明、兼好を神家より視んこと、亦還俗の僧を寺院の徒の視ん事同義なるべし。

○第十九　不定日ノ義

都にては心ばやく短氣の人に、からしをとかすればからみすぐるゝと云事、世のしるところなるに、尾張の方にてはぬるがらしと稱して、心のゆるくおだやかなる人にとかすれば、からみつよしといへり。しかればからしに心なし。そのいひならはしによりて、人の心の上にあるのみ。本來無東西とはきこへたる語なるが、その無東西と説僧の寺に、立春大吉祥とかくはきこへがたし。立春大吉の四字は、裏より見ても同じ事故、邪鬼うらへ廻りて入ル事もならぬしるしといはゞ、まじなひに落べし。迷故三界城と口にはいふて心に不定日をおそるゝ屬多し。不成日をいむ人にも寶をあたへなば、今日は不成日とてうけまじきや。古書に不成日の事見へず、況や大不成といふ日に於てをや。

○第二十　人相ノ論

世に相者といふ者あり。其傳一派ならず、愚民の是に惑はさる事なり。さとりを開といふ禪僧まで是を憑て吉凶を苦樂す。擬人論ずるに足ずといへ共、是も亦巫覡に屬すべし。漢土より渡りし相書多許部を見しに、迂遠附會よき人の用べき事にあらず。説文曰、古之神聖人母感レ天而生レ子。春秋元命苞曰、女登生レ子。人面龍顏。始爲ニ天子ー。○史記、周本紀正義曰、帝王世紀曰、文王龍顏云々。○漢高祖本紀にも、龍顏とあり、顏の字、增匀に領角曰レ顏と註し、山の至高なる處を山領と稱す。領は額と通ず。國語に天威不レ違顏咫尺云々。眉目の際を顏と稱する由説文にのせたり。然ればいまだ位に即ざる其むかしより、

眉目の際に天子となるべき相ありしとの義、龍は飛龍在レ天を、天子の象とするよりいへり。太古よりなき事にしもあらね共、龍に比するは天子の相ありとのたとへごとなり。今の相者或は人の面を三十六禽になぞらへ、虎に似たるは虎の性を以一生を說、鼠に似たるは鼠の陰なる性を一代へあてゝ說類。半猫半鼠とて、額は猫に見たて往事を猫にて說、向後の事を鼠にて說など、又は福壽貧夭の四十二相を圖せしものありて、是にて考るもあり。皆不稽妄談にして、見てもらふ心から、氣をうばはれ合が如くに覺ゆ。我大日本に相する法別にあればこそ。源氏物語桐壺卷に、高麗人の相の外にやまと相といふ事見へたり。是は道理にもかなひたる相様にて、その相様の子細を言にあらはして、いさゝかもつゝまぬ事なり。今の相者といふは、己のみ知りたるていにて、その見わけたる子細はかたらず。明雲座主のわが相やいかにと尋給ふを、さしも天台の座主にて、いかにと尋給ふがよからぬ事の始なり。明は日月にしてその下に雲あれば光を覆れ給ひなんと信西相し申されし事、平家物語に見へたり。天智天皇元年四月、鼠產二於馬尾一いかなる事にやと道顯といふ僧に占せ給ふに、北國の人まさに南國に附んとするの兆なり。高麗破れて日本に屬んかと占へり。鼠を北方の子に取り、馬を南方の午に比して占たるものにて、たれ聞ても共わけ明なり。今の占者相者とは殊なるかな。

○第廿一　聖德王ノ考

聖德皇太子は、我大日本に佛法を弘給ふ始祖なり。世に此太子を南岳惠思禪師の再生なりと申傳ふ。宋高僧傳、傳燈錄などにも、惠思禪師、倭國王となる由をしるし、宋史にはむかし隋の時、日本國用明王の子、雲中を飛行し前生の法華經を取歸る。南岳の後身なる由を載たり。續高僧傳に、唐の玄宗の時、鑒眞和尙に或人問て、南岳惠思禪師、再生倭國王となるといへり。有やといひし事見へたり。かゝる事にて

中も傳ふならめど、禪師の入寂より前に、降誕の事、佛祖統紀と日本書紀を合せ看るべし。聖徳を諱なりと神皇正統紀に書れしは、北畠大納言の卿の誤なり。令集解に諡號なる事明し。

○第廿二　古代遊女ノ義

遊女の事、既に漢有二游女一と詩經にうたひ、我大日本にも古來より有たる事なれ共、今のごとく市中邑里にありたる事はなく、船のやどる所に群して、旅客を慰す。むかしは江口、神崎、蟹島など繁昌しけるとぞ。三善爲康所レ錄朝野群載第三に、遊女の記一篇あり。其文をのせて其世の古なるをしめす。○自二山城國與度津一浮二巨川一西行一日、謂二之河陽一。往二反山陽、南海、西海、三道一之者、莫レ不レ遵二此道一。江河南北、村邑處々分レ流向二河內國一。謂二之江口一。蓋典藥寮味原牧、掃部寮大庭莊也。到二攝津國一、有二神崎、蟹島等地一。比レ門連レ戸人家無レ絶、倡女成レ群棹二扁舟一、着二旅舶一以薦二枕席一。聲遏二溪雲一、韻飄二水風一。經廻之人莫レ不レ忘レ家。洲蘆浪花釣翁商客舳艫相連、殆如レ無レ水。蓋天下第一之樂地也。江口則觀音爲レ祖、中君、小馬、白女、主殿、蟹島則宮城爲レ宗、如意、香爐、孔雀、立牧、神埼則河菰姫爲二長者一、孤蘇、宮子、力命小兒之屬皆是倶尸羅之再誕、衣通姫之後身也。上有二卿相一下及二黎庶一莫レ不下接二牀第一施中慈愛上。又爲二人妻妾一歿レ身被レ寵。雖二賢人君子一不レ免二此行一。南則住吉、西則廣田、以レ之爲下祈二徵嬖一之處上。殊事二百大夫一。道祖神之一名也。人別剋レ之、數及二百千一。能蕩二人心一。亦土風而已。長保年中、東三條院參二詣住吉社天王寺一。此時禪定大相國被レ寵二小觀音一。長元年中、上東門院又有二御幸一。此時宇治大相國被レ賞二中君一。延久年中後三條院同幸二此寺社一。狛犬、犢等之類、並レ舟而來。人謂二神仙一。近代之勝事也。相傳曰、雲客風人爲レ賞二遊女一自二京洛一向二河陽一之時愛二江口人一。刺史以下自二西國一入二河之輩、愛二神埼人一。皆以二始見一爲レ事之故也。下文長。故略レ之。むかしの遊女は、かく貴族の寵もあり、然れ共たゞ旅泊のちぎりのみに

して後世の禮とは甚殊なり。觀音、如意などいへる名も見へたれば、西行の出あはれしといふ遊女の普賢菩薩に成しといふも、江口は地名、普賢は其遊女の名なるべし。大江以言の見二遊女一詩序一篇、本朝文粋第九に見へしも、事は同じけれ共、好色の心のごとく何ぞ賢を好の道に近ざらんやの語あり。遊女は昔より老去まで眉を抽しにや。金葉集に「さりともとかく眉墨のいたずらに心ぼそくも老にけるかな。わさと眉つくる事は、秦の宮中に始り、八字眉は、漢の文帝の時に起り、それより青黛眉、愁眉、啼粧等の眉のつくり方行れし事、事物紀原等に見へたり。頼朝卿の時、志水冠者を遊女別當とせられしは、東鑑にのせ、新田義貞朝臣、越前國金崎の城にこもりし時、島寺の袖といふ遊女を船にのせて、上宮の沖にたのしまれし體、太平記にしるせしが如し。傾城と號るものは、はるか後の事と見へたり。

○第廿三　傀儡ノ説

傀儡は木偶戲なりと註して、今いふ人形舞しなり。されば史記殷本紀正義に、以二土木一爲レ人對二象於人形一也云々。是より人形ともよぶなるべし。然るに和歌の題に傀儡と書て、くゞつとよみ、遊女の事とす。傀儡何ぞ遊女に限んや。すべて人形舞の事なるべきに、何とて遊女の事に限る樣にはなりしぞと思ふに攝津國西宮より人形舞、世間をめぐり始て遊女の人形を第一にたてゝつかふ。知ぬ是より轉じ來れると見へたり。

○第廿四　坂口翁ノ教示

予少りし時、神明憑談といふ書二卷を著、叔父にて侍りし坂口幸因翁に見せしかば、翁ノ曰、汝近年の神學者の惑ひを闢んとする。其志は叱べき事にあらざれ共、競角の情、書のおもてにあらはなり。學問はすゝむべし。おのづから貧なるべし。それ才に富ば貨に貧しく、貨に富ば才に貧きは古今の通俗なり。

故に財の字、扁旁を兼備する人は稀なり。才に富んがために貨にうとく、一生を誤ん事おろかなるべし。古書を讀で樂べし。人と競爭べからず。終に窮の窮を求るたねとなるべしとぞ。翁温柔和容學を好、醫に長じ、有馬温泉の邊に隱る。今おもへば、予は才にも貧しく、貨にはます／＼貧し。學問に疑を存する癖やまず。叔父の嘉言思ひ出さゞるにはあらね共、近世の神學者謬多きをいかん。

○第廿五　永樂錢ノ事

應永十年八月三日明の舟、永樂通寶といふ錢を多く積來れり。是より慶長に至るまで、二百年餘、永樂錢直貴く、他の錢を惡錢と號して、在々所々永樂惡錢の撰つよく、天文九年相摸國、北條家より下知して永樂錢の外は用べからずとの儀におよび、關八州是に習ひしによりて、他錢は上方へのぼし、關西の諸國ばかりにつかひしに、豐臣家の時、又永樂錢と他錢まじへつかへ共、他錢四つ五つを以、永樂錢一ツにあてたり。慶長十一年十二月八日、永樂錢通用を禁ぜられ、慶長通寶の錢を鑄させ給ひ、永樂ノ撰ビ凡五十七年ノ間其後寛永三年に、寛永通寶の錢を行れしより、終に通規となるよし、天野氏鹽じりといふ書にのせたり。彼書およそ百卷におよぶ。杜撰の事なきにしもあらねど、世の重寶ともなるべき事も亦多し。天野氏は尾張の士にして、博達好事の一人のみ。

○第廿六　僧の髯あるは非法ノ義

古來は鬚髮悉剃を僧形とす。日本書紀古人大兄皇子詣ニ於法興寺ニ佛殿與レ塔間ニ剔ニ除髯髮ニ被ニ著袈裟ニと見へ、同紀天武天皇いまだ大海皇子とて東宮の時天智天皇の疑ひを散ぜんとて剃ニ除鬚髮ニとありて、ひげかみと訓じたり。因果經曰、過去諸佛爲レ成ニ就、無上菩提ニ故、捨ニ飾好ニ剃ニ鬚髮ニ下略云々。然るに今世の僧信を售んために、わざと鬚をのばし、頭は僧鼻より下は俗髯をかざる。賴政の射られし鵺といふは、

形の定らぬ物の名といふ說も侍れば、かゝる類もその部に入べきか。

○第廿七　古の婚禮ノ義

戸令を見るに、男子は十五以上、女子は十三以上なれば、婚儀を聽となり。是吾大日本の古法にして異邦の定とは別なり。上古は始より女の男の家にゆく事にてはなく、たがひの媒介すみて後、女の方へ男ゆきて、婚禮をとゝのへ、後々はわが家へともなふと見へたり。故に舊記古式に嫁入の式は見へず、婿取といふ作法は多く見へたり。江家次第卷二十に、聟取次第をしるして曰、聟公來中略入レ自二中門一、登レ自二寢殿腋階一、水取人下レ階執レ沓。件沓舅姑相共懷臥レ之、云々。婿の足のとまる樣にとて、女の父母共履をいだきふす。その上聟方よりともし來りし脂燭と、よめ方より迎に出し脂燭と、火をひとつに合せて、寢所の燈籠にうつし、三日消さゞる等の故實見へたり。光源氏の葵上の方へ出させ給ふ類思ひ合すべし。こゝを以、女の方より盃をはじむ。亭主方なればかゝる古禮も所謂ある事なるに、中古以後はよめ入とて、初より夫の方へゆき、盃は古例のこりて、女よりはじむるによりて、異說さまざまに行はれぬ。舊記にうときが故なるべし。

○第廿八　未レ嫁女不レ結レ髮事

むかしは夫をもたざる內、女は髮を結ず、夫をもちたるしるしに髮あげしたる事になん。伊勢物語に、井筒の女と業平との事をしるせしに、くらべこしふりわけ髮も肩過ぬ君ならずしてたれかあぐべき。此歌にても知るべし。萬葉集十六、古歌一首作者未レ詳とて、橘の寺の長屋にわがいねしうなひはなりは髮上つらんか。此歌も定れる夫持ぬらんかとの意なり。允恭天皇七年紀曰、皇后聞レ之恨曰、妾初自二結レ髮陪二於後宮一既經二多年一、是も結髮の二字を以、入內の事とし給へり。文選古詩、蘇子卿結レ髮爲二

夫妻。李善曰、結髪始成人也。さげ髪はいまだ髪を結ざるかたちなるべし。

○第廿九　牛に鼠を捕さんとする論

淮南子主術篇に、兼於毫釐之計者必遺天地之數、不失小物之選者惑於大事之擧。猶狸之不可使搏虎、牛之不可使捕鼠。と書たるは、誠に宜なるかな。大行の功あるべき人を細事にかけ、小事に心ある人を大用にかけては、其つぼへあたらず。武道に志つよき人に秤量をせる舗あきなひさせては、愚と見へて用にたらず。一釐一毫をあらそふ商賈をして、國政をとらせては小鮮を烹るに、度々あぜかへして損ぜしむるが如く、民人其細密なるにくるしむべし。すべて主君たる人は、其臣を使に、虎には虎の役を命じ、猫には猫の役を見たてゝ申わたしなば、各其職其任にあたりて、政其處を得べし。虎に鼠を捕役を命じ、烏に水入をせよとの役わりより、虎は鼠を得とらぬのみかは。不足の情常に慍て。烏は心一はいにはたらきても、鵜のまね成がたく、役義不相應とのとがめにもあふなり。學者は學問にのみ心ありて、利をわするゝ故、多く貧にくらすを、貧を以渡世のおろかなりと嘲る類、わが利にさとくて眞に學問を好ざる眼より見るが故か。學者にして利にさときは、富るに道あり。詐訣家に問べし。

○第三十　善人に親むべき事

孔子家語に、與善人居、如入芝蘭之室。久而不聞其香、即與之化矣。との語あり。然ればかりそめにも平日の交友を選べき事なり。むかしおのれを正しくさへすればよし。たとへ夜盗博奕の徒に交りたり共、おのれ是に染ざれば、何の害かあらんとて、不正の友にも交りし人あり。五六年も立ては、その詞ばくち打の常語になれ、勝負は天にまかせて、奇巧さへせねば、道にもそむくべからず。されば聖人も博奕

といふものだもありとの敎ありと。そろ〳〵かりて見、勝ばおもしろく、まけぬれば取かへさんと思ひ、後は大博奕打と成しと古き物に書つたへたり。自然となれやすき物なれば、盜者と知てはちかづく人なかるべけれ共、博奕の人にはまじはるもあるべし。一錢二錢も千金萬金も同理なり。ばくちを好人は盜賊とおなじ心に見て、交を絕べし。況や學問せんと思ふ人に此心あれば、學問は決して成就せぬものなり。師となる人もその徒としらば敎べからず。敎ても益なかるべし。

○第卅一　佞奸忠良に似たる義

呂氏春秋の意を摘で曰、人をして大に迷惑せしむるは、必物の相似たるものなり。玉をつくる人は、玉に似たる石にまどひ、すりあげて玉にあらざる故、その功をむなしくするを憂ふ。賢主といへ共博聞にして辯よく、物理に通達せし樣にて、實は左もなきを憂ふ。それゆへ國を亡ふ主は智あるに似、亡國の臣は忠臣にまぎるゝものなり。愚者共似たるにまどひ、眞を嫌ひて、僞を信ずる故、聖人慮を加る所なりとぞ。かくの如く書し呂氏不韋も亦似たるものにて、秦王を惑せしは呵々。

○第卅二　朱を奪ノの紫は今ノ紫とは別なる考

仲尼、紫の朱を奪とてにくまれし紫の事、是も似たるものゆへの事なれば、今の紫にてはあはず。今の紫は紫根といふ物をすり付てそむるゆへ、古今和歌集にも、むらさきの根すりの衣とよみたる歌あり。古の紫は茜根を主にして、さま〳〵あはせ物ありて染る故、あかくそめたる色にて、朱に似たるより奪の語あり。仁山金氏、紫は間色なりといふ朱註により、四隅の間色を註して、論語大全にのせたるは、予においては信せず。隋より紫を朝服とするも、茜根の紫なり。延喜式に見へたる紫のそめ方にて知べし。故に東山左大臣實熈公の名目鈔に、紫端の疊の事を、赤端世俗云此事歟と註し給へり。後世女服のため

にそめ成す紫草染に似せんとて、茜根染のむらさきを、色くろみてまぎらはしく成にき。茜根ぞめにあらずして何ぞ朱にまがふのそしりあらんや。紫の字、もと糸より出たる字にて、紫草より出たる字にはあらず。鄭聲の雅樂にまがひて是をみだり、利口の忠言に似て邦家をみだる。似て眞ならざるをにくむにあらずや。今の神道者、口には中臣祓をとなへ、肩にはゆふだすきと心得て、輪袈裟めきし物をかけ、或は又六根淸淨祓とて、法華經の法師功德品の聞香の段と、圓覺經の、淸淨部を取合せて妄作したる文を唱へ、神事に似たる佛事誠に多し。紫の朱を奪ふよりは甚しきか。

○第卅三　方語鄕談ノ事

方言鄕談といふものあり。それをもわきまへず、和訓の例にかけて註したる書あり。吾大日本より看れば、梵語は皆是天竺國の方言なり。それを漢文に譯して經論と仕立たるも、亦是漢土の方言なり。吾大日本の人は此國の語を本語に立て、他の萬國の語は、その國々の方語と見るべし。同じわが國の内にても、邊國は皆その方語ありて、京都の語とは通ぜぬ事あり。肥前國佐賀の方語、皿古京曰ニ志多乃屁比。加以京曰於言登智京曰ニ壽保牟。○尾張國方語、李于京曰ニ波奈波太。の類、諸國にあり。吾國に居て我國の文字にてさばく事を主とする故、彼より看れば、吾國の語をも、日本の方語とすべし。吾國に居て我國の常語を主とせず、漢字を主と心得たらん者は、吾國の罪人なるべし。漢土とても蒼頡、文字を造り始ざる以前は、音のみにて併つかひたるなるべし。漢土なればとて、天地開闢より文字あるにはあらず。諸國の方語は、登壇必究、武備志などにあり。考見るべし。

○第卅四　言語のなまるとなまらざる論

平安城の人は言語に訛謬なく、平安城を離るれば少づゝなまりて、遠國に至ては、東南西北方角に隨ひ

て、大に訛る事と成。是をいかなる故と十五六歳の時、或學者に問しかば、人の音聲は水によりてかはる。共同流の水をのめば、音も亦等し。都は其水清濁の中を得だる故、是を飮でそだつ者はひとしく訛らずと答られし。今按ずるに、神武天皇以後ひさしく大和に都なされ、その時山城は鄙土なり、その時は大和を以、音聲の中和を得たる國として、歌のてにをはも大和をめあてにし、倭歌とたつとび、鄙土の歌は訛るによりて、甲斐歌、するが歌などゝ書にもわけのせたり。歌の訛るとなまらざるは天爾於波にあり、てにをばは、漢文にていふ焉哉乎也の助語と見るべし。置まじきところに置、置べき所に置ざれば、其文よみくだされざるがごとく、てにをばたがへば、詞通ぜず、都の人は自然と此てにをば善ゆへ訛らぬを、水のわざといふては通ぜぬ事あり。その子細は大和より山城へ都を遷されて後は、此平安城の人のことば大日本國の正音と成て、今の大和は還て訛れり。訛は水のわざにもせよ。訛ざるは水のわざにはあらず。京は大日本六十六國及二島のこらず、都會の地なる故、諸國の人の音聲和合して、ゆづりあひ自然と其中を得るなり。一國一邑はたま〳〵他國の人も來れ共、ゆづりあはする程におよばず。その國限の音なる故、平聲にかたより、入聲になづむ。故に諸國の人の入ことすくなき國程、訛事もつよし。平安城は桓武天皇以降およそ千年の都會なる故、諸國の音聲合熟す。何方にても都會三百年以上におよばゝ、又かくの如くなるべし。南京は古の吳國にして、荊蠻なれ共、都會の地となりしより、漢土の諸國第一の正音の國と成しを以て、水にはよらず、都會によるを知るべし。

○第卅五　古ニ云百姓は百官ノ義

書經に堯の德をあぐるに、平二章百姓一とありて、註に百姓ハ百官ナリと。百官の人に、種々の姓氏あるが故なり。古の百姓は士民の稱にあらず、士民は黎民庶人の號あり。すべて古の稱する所と今日によぶ所と、殊なる事多し。今を以古を說、古を以今を釋する類の、事理を誤る事少からず。たゞ古今人情のかはらざるものは、利と色に在のみ。

南嶺子卷之三

○第卅六　庸醫誤レ人義并六尺ノ字

學問もなく方術の論にも心を用ひざれ共、時に遇ふて行はるゝ醫者、いきほひに乘じて、其の藥は驗あるが如し。此如といふ一字に心つかば、庸醫のために命は誤るべからず。其病を治すべきの要眼もなく、古今先達の醫論にも力を用ひずして、のめばとて配劑し與ふる醫は、醫賊にして論なし。其選もなく服用する病人は大膽者なるべし。頃日大根を煮させ、其餘をおろさせてかけたるに、煮たる大根は甘くして、おろしたる大根は辛し。味を異にすれば、功能も亦かはるべし。しかれば業にそなはりたる製法あり。少もあやまてば能もたがふ事なるに、古人理をせめてくみ置る方藥、五味にもせよ。其味をはかり。其たがひに持あふて相佐る理をも察せず恣に加減して、此一味は痞にあたるとて引、其藥は痰に宜しとて加ふ。古人の加減は惣藥に合して、味の程をはかれり。只その能にくゝられて味を考ざるは庸醫の所爲なり。良藥口に苦といふ古語もあれ共、人常に飲食するに、甘になれたるあり、辛にこのめるあり。此鹽梅たがふときは、腹に受る所快からず。いか程の良藥なり共、人によりてうけ心あしきは、害なしとはいふべからず。近年の醫者のり物にのれば、病家にて、駕夫の價を徴しむ。それのり物にはのる程の勢ありて、而後にこそのるべきものなれば、駕夫はわがかゝへ置たる筈を、雇ひ人にするは、內々の儀なるべきに、病家よより價を受さするを思へば、後々は縮緬純子の羽織を著て來たりとて、其入用も取べきか。是は誇口の樣なれ共、其意味は一なるべし。さてのり

物かく人を六尺といふ事、史記秦始皇本紀に、秦は水徳を以、王たる故、六の數を用ゆ。輿は六尺と見たり。然るに、六尺の字に轆軥などいふ文字をつかふ人は、史記を考ざるが故か。のり物に乘て時めける庸醫あり。藥を懐にする名醫あり。其能を選べし。其衣服にかゝはるべからず。是賢愚眼を分の場なるべし。

○第卅七　藥の精論をなす話

或醫者博學宏才、世に勝れ、方術も亦精かりけれ共、とかく藥がまはらぬとの風說、よばねばゆかれぬ家業、次第に貧しくたま〲たのむ人ありて、藥籠にむかひ匙を取て藥をのゝしりて曰、汝藥、藥もし心あらばよく聽べし、われ仲景、丹溪が肺肝に入て、良方を按じ、運氣を考て、病を驅に時を失はず。然るに他の合す八解散はよくまり、わが製合する八解散はまはらぬとて功なし。汝等われに與して、われをして立身なさしめば、今こそはげ損じたる藥籠に納るとも、蒔繪に耀かし、すみ〲は銀物ずくめにして、大刀作の刀の如く人目おどろかしの藥籠に住しむべし。かへす〲もきこへぬ藥どもかなと、匙を持ながら世營の心くたびれに、とろ〲といねふりける夢に、前へ引出されたる藥の精、紫のわかき女郎左に座すれば、黃衣の老人右につらなり、紫衣の女すゝみて、我は是紫蘇の精なるが、八新の部に入られ、舊は廢られて塵芥となる。あすか川かはる瀨のならひとはいひながら、今の人情何にてもめづらしく異たる事を好ば、一模樣きれかはりたる療治を工夫あれかし。我身、參蘇飲とよばるゝ時は、人參にならべ稱せらるれ共、食用にあてられては、物のあひらひにのみ成、梅と漬られても、紫蘇漬とはよぶ人なし。世はさま〲なれば、かならずはやられぬをうらみ給ふなといふ時、黃衣の翁扇取直して、いかにもその通にて、我等は甘草の精なるが、いかなる方ぐみにも、我等まじはら

ぬといふ事まれなり。もろ／＼の藥の出會を取もち、仲をよくする役目ゆへ、我等さし出ざる方劑は甚稀なり。かゝる働つよきつとめなれ共、此病氣は、甘草にて治したるといふ事、つゐに聞へず。まことに勞して功なき身の上、貴殿も我等が身に引くらべて、世を恨る事なかれといさめける所へ、思ひもよらぬ方より朝鮮冠を被り、五葉の紋付たる官人すゝみ來り、我は人參の精なるが、本草にも卷頭にのせられ、もとより重く用られしとはいへ共、各一所に藥籠の小袋に納て、獨參湯を合すとて、醫者より人參を入との、ことはりにもおよばざりし物なりしが、世に用らるゝに隨て、價貴くなり、醫者もわれらを三分入て、五分藥七分藥に禮を受てはたまらぬ故、此藥に人參何分いれられよとの指圖、そのかみ醫者より入たる時は、病家に共論なかりしが、今は病家より入るゝによりて、五分は多し。三分はすくなからんとの相談、醫者の工夫をはづれて、増減するゆへ我功能もうすく、人參かへつて人を害するの說にあひ、われもとより直根とて、直なる生たちなるを、すみ／＼まで堀かへされ、糸にてまかれ日を重くせんとて、頭上より鉛を鑄こまれ、日本までうりわたされ、外の藥は煎じくるしめらるゝも一度なるに、煎餘までを二三度くるしめ、最功を見せて、死命を蘇するの勳勞を見する事、度々なれども、中分より下の人は、人參の功にてたすかりたれ共、人參ゆへに身上をはたせしなどの惡口にあふ。無念さまさしく一命をたすけし大恩をわすれし人、非人と思へ共、のまれて廻仕ふたる跡は是非もなし。さためて貴殿にも、大功を見せたる病家より、謝禮おもひの外わづかにして、是はと思はるゝ事あるべけれ共、ねだりにもやられぬは、我等を頼て本復し、われらをうらむるやからと、同じとあることばの下より、身おもげに白衣のわか者、末庭より出て、手前は石膏と申ものなるが、まへ方は寒藥なりとて人におそれられしに、近年もちひ付られて、煎藥のどろ／＼する程入られ、すたれありし功をあらはすの

譽はうれしけれ共、外の藥があたりても、手前が所爲の樣にいはれ、何とも迷惑いたすとかたると思へば、夢もさめて、醫者もさとりをひらき、此上は灸をしたゝかすへさする、流の裏へ廻りて、水をのます療治を仕出すより外はあるまじと、是までの素問容氣をやめしとなり。

○第卅八　感狀は佐々木に始と云誤を解

佐々木盛綱、藤戸の海を馬にてわたしたるを、稀代のためしなればとて、備前國兒島を賜り、賴朝卿より感狀を下されしを、感狀の始なりといふ說あれ共、軍防令に勳狀とあるは、即後世にいふ感狀ならずや。しかれば文武天皇の頃、即に感狀ありしを知べし。

○第卅九　古今和歌集序詞ノ事

古今和歌集の序に、和哥の德を稱して、天地をも動し、目に見へぬ鬼神をも、感ぜしむることかゝれしは、荀悅所ㇾ著の申鑒に、君子之所下以動二天地一應二神明一。正二萬物一而成上二王治一者、必本二乎眞實一而已とあるを、本據とせれしにや。むかしの人はかく由緒を正して、かりそめのかな物をもかゝれしなり。申鑒に群書治要の內にあり。

○第四十　庭訓往來の考

藤原明衡は博達の人にて、本朝文粹を編集し、明衡往來を著して、中古書法を學ぶ人の文鑑とす。又新申樂記一卷を著す。其書を閱するに、十二人の男子を持る人ありて、官人、武士、僧、醫者より角力とりにまで產業をわかち、其職分に附て、器財伎能をしるしたてたり。今按ずるに、玄惠の編れし、庭訓往來は、明衡往來と新申樂記をとりあはせて、文躰を俗に通じやすき樣に書たるものなり。庭訓往來さのみの事なき樣なる書なれ共、容易は解すべからず。諸道の事にわたらずしては、得意しがたき

事多かるべし。此書朝鮮へもわたりしにや。韓繼信等撰ずる所の經國大典にものせり。

○第四十一　直物袋漢土ノ證文并牡丹花老人ノ事

韓文に、襆被入レ直とあるは、直物の袋なり。直物の袋が祕事なるにはあらず。全躰の文へかけての祕事なり。さなければ、今いふ番袋といふてもすむべし。先年大坂にて、牡丹花老人の自筆といへる祕事のみ書たる一卷を見たるに、直物の袋を第一に書し故にや。その書の題號を、とのゐものゝふくろとしるし、卷末に大永七年四月廿日、夢菴とあり。牡丹花は大永七年四月四日に身まかりにし事、二水記にのせて四月四日夢菴肖柏法師近年號ニ牡丹花ト、死去八十有餘云々。然れば牡丹花の名をかりて、後人の僞作なるべしと申せし。かゝる僞書、世に多くして、人を惑はす事少からず。

○第四十二　忌レ鐵藥ノ論

或人のいへるは、藥によりて鐵氣を忌は鍮刀にてきざめり。日用の飲食を炊く鍋釜皆鐵器にして、其飲食の腹中へおさむる藥なれば、さゝむ時ばかり忌て、同食には忌ざるやいぶかしといへり。予笑て曰、理窟といふて理にせめられ、志を屈するとは吾子が類なるべし。顔を洗には其盥あり、足を洗にも亦その盥あり。是を別にして淸きと次を立るは法なり。然れ共居風爐などへ入には、足より入は止事を得ざるが故なり。成事と成ざる事の差別ありて、そのなるべきをなすを常とすべし。理のために葛藤せらるゝ事なかれと答し。

○第四十三　空理學ノ事

ひとつの箱をたゝきて、此ひゞく聲は箱より出るや、たゝく物より出るや、天地のひゞきなりやと問フ。かゝる無益の事に情を費し、日用常行のためにもならざる工夫に、生涯をつくす徒もあり。さとり

陰陽家の說に、六月祓といふは秋へうつる界なる故、夏の火と秋の金と遇時なれば、火剋金となるを、祓しづむる義なりと云々。陰陽家よりかく申せし事、玉海に見へたり。延喜式に、六月晦、十二月晦、二季大祓詞とあり。江家次第、北山鈔、貞觀儀式等に其事悉し。六月晦ばかりなれば、火剋金ともいふべし。十二月晦日をいかん。冬の水と春の木と水生木ならずや。察すべし。

○第四十八　平魚を賀祝に用る事

日本書紀に、海鯽魚と書。仲哀卷に出たり。延喜式に平魚とのせたるは、閩書に、棘鬣魚にして、今の俗鯛の字を用。平魚とあるより、たいらうを、又略してたいとよぶ。神代下卷に、平の字を「オモムカス」とよませたり。故に獻方の目錄には、たいを「おもむきと書」名によりて祝賀の魚とす。たいらか魚の名まことに舊し。

○第四十九　禰宜の字義

祈をネギコトとよむ、いのりたのむ義なり。その職なるによりて、祈を假字にして、禰宜と書、國史のうちに、念義とも書たり。字義にかゝりたる事にあらず。願を「ネガフとよむも意は同じかるべし。

○第五十　神前湯立ノ事

神前にて、湯だてをする事、古書に所見ありや。予に於てはしらず。古語拾遺の手草とても、比例とはしがたし。武內宿禰の探湯も神事の湯だてにはあらず。梁塵愚按鈔にのせ給ひぬる神樂に、弓立といふあれど、弓にして湯にはあらず。博識の人に問べし、いつの頃より始けるにあやしみおもへり。

○第五十一　神事の舞女を市と云義

神前にての舞女を市といふは、齋の下略か。嚴島姬を市杵島姬と神代卷にも書たれば、市はいつくの假。

字なるべし。貞觀十年官符に偁、諸國小社。或置二祝一無二禰宜一、或禰宜、祝部並置。舊例紛謬准據無レ定。加以或國獨置二女祝一永主二其祭一。右大臣宣旨、自今以後禰宜、祝、並置社者以レ女爲二禰宜一。下略云々然れば、今いふ市は、女祝にして禰宜の餘風にや。

○第五十二　古は官人裘を着せし事

今は革を穢としていむ共、むかしは、朝官の人も裘を著たる事なり。三代實錄第十七、仁和元年正月十七日文曰、天皇御二建禮門一觀二射禮一。是日始禁二著二用貂裘一。但參議已上非二制限一。古今の異なるを看つべし。

○第五十三　鳥井ノ考

鳥居の事、異說多く、列仙傳にのせたる華表の故事などへかけ、直に華標、華表の字を用る人さへあり。爾雅第四、釋宮ノ篇ニ曰、雞棲二於弋一爲レ桀。鑿レ垣而棲爲レ塒。疏曰、弋橛也云々。詩經に雞棲レ于桀といふ卽是なり。字彙に桀ハ其ノ月切、門中橜、爲レ閫ノ木段節ヲ也と註せり。雞棲の號因て來る事尙し。吾大日本古來より、上長押と其上との間に小柱ありて、是を鴨居とよぶ。卽雞棲于桀の處にして、水鳥の名を用ひ、火をふせぐの祝とす。類聚雜用などに、母屋寢殿の指圖をのせたるにも、人家に鳥居の號あり。神社の惣門是より社地といふ限をしめす物に笠木とその下との間を雞棲とす。俗に通じやすきために、鳥居とも書り。全躰の名にはあるべからず。伊弉諾尊、伊弉冊尊二柱の故事にかけて雞栖を說の屬は論にたらず。

○第五十四　嫡子長子の分

日本書紀に、安閑天皇を繼體天皇の長子とのせ、欽明天皇は繼體天皇の嫡子とあり。安閑帝は、元妃目

子媛とて、尾張連草香の女のうみし所なり。故に初に生れ給へ共、嫡子とはかゝれず、欽明帝は、正后手白香皇后のうませ給ふ故、御弟ながら嫡子とす。嫡は嫡妻又は嫡母の嫡なり。國史に御妾腹の御子は、庶兄庶妹などゝあり。嫡庶の義により嫡子、長子、太郎、小太郎の義も是に同じ。

○第五十五、二合字ノ事

京近き矢瀬、大原邊の女のことばに、「ニヤ」といふ事を助語とす。京の人は、かくいふべきを「ナ」といふ。「ニヤ」の切ナなる故、自然と二合してことばやはらかなり。「クヰミヤウ」を「キミヤウ」とし、「クヱハヤ」を「ケハヤ」とよむ。皆此例なり。之於の二字を諸の字とし、而已の二字を耳の一字とする、是を二合とする事、懷硎錄にくはしく、筆談にも二合を以切字の原とするせり。

○第五十六　猿樂段を取事

猿樂の舞曲に、袖をかへし、或は扇をひるがへして、三段、五段とわかつ。日本書紀を考れば、天武天皇禮ありて樂なくんばいかんとて、おとめともおとめさびすもからたまをたもとにまきておとめさびすも。といふ哥を製し給ふ。此哥を以舞時、五たび袖を飜す故、五節の舞と號す。五節ニ變袖ーと春秋左氏傳に見へたる字なり。本朝文粹には、天女天下りて、此哥を以舞しとあれ共、國史を以正とすべし。續日本紀、寶龜ニ年辛卯の文曰、葛井船津文武生藏六氏男女二百三十人供ニ奉歌垣ー。其服並著ニ青摺細布衣ー垂ニ紅長紐ー。男女相並分レ行徐進歌曰、おとめらにおとこたちそひふみならすにしの都はよろづよのみや。其哥垣歌曰、ふちも瀬もきよくさやけしはかたかは、ちとせをまちてすめるかはかも。毎ニ歌曲折ー擧レ袂爲レ節。其餘四首並是古詩不ニ復煩ー載ー云々。はじめに両方より男女すゝみて哥をあげて舞。その袂をかへすを節として左右に立並らびし輩の同音に地を助る

を歌垣と號す。釋日本紀十五卷に、楯節儛といふを註して、手以レ楯爲二節度一故名とあるも然り。節とすといふは、今の俗段をとるといふに同じ。

○第五十七　眞野氏撰書ノ事

尾張國名護屋に四五年游びて、兵學と、武門の故實を敎へ、門人の誓約におよぶ、およそ二百人に過たり。兵學は馬場氏にとゞまり、故實は五味氏にのこりて、餘も其大様を得たるはあれ共、二氏の志を竭せるには如ず。或時津島にゆきて、神主家に逗留し、國史など講じけるに、眞野時綱の撰書百有餘卷を著す。博覽強記誠に一方の大家といふべし。眞野氏をして、京都にあらしめ、秘府の舊文になれしめば、其功も亦大なるべきに、記錄に疎かりしぞ遺恨なるべけれ。其高弟宇都宮兵助今に彼書を守りて、師名をおとさず。かゝる大部の書の近年に成て、人のしらざるをおしみ、こゝにしるしてその功を著せんとす。

○第五十八　外宮文庫ノ事

伊勢に游びける比、豐受皇大神宮の、大宮崎の文庫にて、職原鈔を講じける、文庫の書籍を拜見しけるに、もろこしの書、我國の舊記多くあつまりたり。今の長官、その比は二ノ神主にてありけるもとに逗留しけるまゝ、鈔錄など心にまかせたれ共、本書は皆禁河と號して宮川よりこなたへは出さゞるまゝ、うつしのこせる物も、都へは携得ず、外宮にはかくのごと、書編も多きに、内宮にはさはなしとぞ。延佳神主の功といふべし。

○第五十九　桃花ノ事

詩經に桃を賞するのみにて、梅を賞せし詩なし。梅はおつるもの梅ありなどとて、花を賞せず、實をの

み賞せり。然れば漢土に梅を賞するは後と見へたり。我大日本上古より梅を賞すればこそ、仁徳の帝に賓祚をすゝめ奉るとて、難波津の詠あり。萬葉集に花とたてたるは梅なり。古今集よりぞ櫻を正花とはし給へり。土境、近古のかはりめかくのごとし。然るに我國に住て外域の風をにせんとせば、悉禮にそむくべし。禮をそむけるを學者とせんやいかん。

○第六十　蕎麥を解事

中柴氏の老人の話に、蕎麥麪を饗さんとて、客をうけ既に蕎麥糸の如く、是を大釜に入てゆでさするに、一すぢものこらず、にごり湯ととけて形なし。こはいかにとおどろき、水をかへて又ゆでさするにそば湯と蕩しゆへ、是非なく客方へことはりをたて、飯を出し、翌日よくあらたむるに、其朝荒海布を多くたきたる鍋となり。予此話を耳にたもち、そのゝち六條の人、したゝかそばきりを過食して、腹こはく、いたみ甚し。予醫人ならずといへ共、其席にて見るに忍びず、荒海布をせんじさせて、用ひければ、腹痛たちまちに治したり。古人のはじめて藥の能毒を知るもかゝる事なるべし。荒海布そばを消の能は、諸の本草にも見へず。錢を苣葉にまきて嚙ばふつ／＼ときれ、刄物をとうきびのからにて乘をあはせて切れば、いかなる梅干も核ともに輪切になる類、各工夫して仕出したるにはあらじ。思ひよらぬ事が始となりたるなるべし。古人のなせし事は、後世のための故事となるも亦その如し。

○第六十一　ねたばノ字

刀劍のねたばを合すといふ字、様々に書人あれ共、乘の字を用ゆべし。延喜兵庫寮式に、太刀を造子細をのせ、分レ乘。合レ乘といふ事あり。乘は字書に、把也執也と註して、いねたばなるを上略してねたばとよみ來れり。

○第六十二　極樂ノ字

禮記曲禮上曰、敖不レ可レ長、欲不レ可レ從、志不レ可レ滿、樂不レ可レ極。とあるに、佛家には、極樂を眼的にして、安養世界へすゝむる。極むべからずといふと、極むるといふと、儒佛相容ざるの義かくのごとし。極むべからずといふには、取つき人すくなく、極むるといふには、信者多し。藥を以毒を治すると、毒を以毒を治するとの教の別人是を察せよ。

○第六十三　足輕と云名ノ起

足輕といふ名目、吳子に輕足とある卽是なり。諸註に、能走者と云々。然れ共、異邦の輕足といふは、一格ある職にて、日本の足輕といふよりは重し。

○第六十四　柿本人麿ノ事

或公卿の仰られけるは、柿本人麿は石見の人といへり。都にのぼり、としを經て和哥に上なき名を得、後世まで此道の神とまつらるゝを以見れば、田舍人の哥とても、てにをはなまる事なく、心もすがたも道にかなはゞ、何ぞ地下の哥とて悔らんや。今はかゝる事もむかしに異なりとぞ。

○第六十五　猿樂の仗日

猿樂の仗日も、わづか百四五十年の間にかはれる事多し。太閤記十四、文祿二年卯月九日、筑紫名護屋にての能組に、○千歳振大藏六○さんばさ大藏龜藏○もみ出し大藏平藏とう取幸五郎次郎とありて、翁は今春八郎と云々。すべて謠曲の名なども今とかはれる物多し。古名は雅ならずして實あり。萬事皆かくの如きか。

南嶺子巻之四

○第六十六　猿樂古今ノ異

猿樂といふ事、神樂の餘風にして神の字の旁のみを用ひ、申樂といふが、正說との一義あり。又神代ノ巻に、猿女君祖天鈿女命、神樂を舞始し事見へたり。猿女氏より舞ひはじめたる名によつて、猿樂といふの說もあり。然れ共、禁祕鈔中卷、可ㇾ遠二凡賤一事條曰、況如二猿樂一參二庭上一可ㇾ止事也。○明月記寛喜二年閏二月十二日乙巳上略至二于建久一下衆猿樂被ㇾ召、先々無二此事一。仍只可ㇾ召二侍猿樂一由所ㇾ申也。下衆猿樂とは是を數世家業とする義なり。侍猿樂とはめしつかはるゝ人の慰藝にして、家業ならざるの事と見へたり。神樂ならば何ぞかゝる文あるべきや。清少納言の枕草紙などに、猿がふわざとのせたるは、正體もなきわざとのことばにして、宇治拾遺物語に、御神樂のすみたる跡にて、猿樂をしたるとあるを見れば、樂人兄弟尻をまくりてつきあはせ、おどけごとせんとの事なり。されば唐の散樂といふは、いろ〳〵の伎曲にして、上竿伎とて竿などへのぼる輕飛などまでをいへり。散樂の音轉じて、サルガクになりたるにや。今能と稱するものは、さるがふわざにはあらず。文章時代をあやまり、古語成語を書たがへて、たしかならぬ物とはいへ共、章譜節を正し鼓笛拍子をうしなはず。千里同譜にして、見聞の人をして婬ならしめず。古と今と轉變かくのごとく、貴介公子の壯觀更に害なし。

○第六十七　高砂ノ謠曲

理に屈せる人のいへるは、高砂といへる舞曲を觀けるに、松の精とはいひながら、腰に梓の弓をはるま

で、夫婦して松の落葉をかき、かゝるべき子もなきてい、長生すれば、恥多しとの諺に似たり。何ぞ賀席にて是を用んやと、それ富貴をうかやみ、利を先とする心よりかゝる說もおこれり。壽を祝するの大樣を作りて、利を以すゝめざるは、誠に大人のもてあそび事と成しもとゝ見へたり。

〇第六十八　忠臣良臣

唐の魏徵、天子に奏して、何とぞ臣をして良臣となして、忠臣となさしめ給ふ事なかれとのことば、誠に其臣たる道を得たりといふべし。國の亂るゝか主君難にあふかにあらざれば、忠臣にあつはれず。孔明、正成は軍に死し、豫章、良雄君の仇に死して、共に忠烈あらはるゝといへ共、國靜に君安きにはしかず。常日を以見れば忠臣はあらはれがたし。故に良臣とならん事を請も、君の政正しく、國の亂れなく、君己を愼ときは安くして變なし。やむことを得ざるにいたれば治世の良臣、忠臣の名を蒙るが故に君を全からしめんとの志、良なるかな、忠なるかな。事は魏徵傳に見へたり。

〇第六十九　富士ノ三尊

少かりし時、江戶へゆくとて、駿河國吉原といふ所に、渡邊長藏といふ豪農のもとに、十四五日も逗留しけり。長藏凡ならざる人にて、學問は業を東涯先生に受、書法は廣澤翁に學びて、屋後に一室をかまへ、書を讀で閑を養ふ。予と弓馬の故實などかたりあひしに、一日富士權現社へともなはれ、芝川苦布賣るほとりに休しに、渡邊氏いへるは、富士禪定とて嶺へのぼる時あり、終宵にのぼり、岩陰にまちあはすに、朝日出るを御來迎とてふれありくに、皆々出て拜すれば、あみだ、觀音、勢至の三尊日の中にあらはるゝと申傳へけるまゝ、先年のぼりて御來迎とふるゝに、つぐるにまかせ、出て見けるに山のすがたにしたがひ、朝日すはまのなりの樣につらなりわかれ、いかにもその內に三尊ともいふべき形見

へ、日の内にかゞやけばたとへん方なくみやびやかに光をなせり。皆々忝や、とうとやとふしおがむを、我はしばらく考てうなづいて見ければ、三尊もうなづぎ、手にてまねけば、三尊もまねく。さてこそわがかげのうつる所にして、日に映じてうつくしく、あやしく見ゆるにぞ有けると心得たりき。高山のいたゞき日の出る方によりて、まばゆからずとかたりし。思へば世間にかゝる事多し。まどひふかければ、石も佛とおがまれ、おそるゝ心つよければ、稲むらも山賊ならんとの心はづかしからずや。

○第七十　閻魔印

古き寺などに、閻魔王の印といふ物あり。是をいたゞけば、極樂へ通す信と成よし、其印を見るに、木印にして、多くは、壽の字、福の字なり。攝津國にも二ヶ所ありて見しに、いかなるおろかなる人にても、是には欺れまじきと思ふに、涙をながし、手をすりていたゞく徒少からず。又阿彌陀如來の御印文とて是も極樂へ通るために、價を取ていたゞかすもあり。人の善惡はいふにおよばず、佛法の方より看ても修行も信もおろそかなり共、是がために極樂へゆくの理あらんや。極樂の東門は、相撲歌舞伎などの鼠口と同じ事なりや。今世の如き邪智に勝る人多ぎにも惑さるゝといふに至ては一向論なし。平家物語に、閻魔王のもとにて、法華八講おこなはるゝに、供僧一人たらずとて、攝津國清澄寺の住持、慈心坊尊惠をめさるゝに、五道冥官の奉書に、年號は我大日本の年號を用ひたれば、地獄極樂も大日本の殿下と見へたり。慈心坊冥土より歸りて、くはしく清盛公へ申上しとしるしたるに、その時將來せしとの閻王の印といふ物今に彼寺に傳れり。是をだにいたゞけば、惡人にても、極樂へ通すとなれば善を修するだけが無益なるべし。呵々。

○第七十一　理學の惑

理外に理を求て悟りをひらきたると心得たる惑ひ、理中に理をさぐりて格物致知にくるしむ愚さ、天地の事は限なし。人の智には限あり、水は流れ、土は止る物とのみ見ば、何ぞ益なき事に力を用んや。理を論ずる事をやめて、たゞ博學べし。

○第七十二　盲人ノ紫服

應仁の亂世、吉水安養寺やけたり。今圓山と謂す その比源照といへる盲人五條坊門烏丸東へ入處より、東山へうつして建立す。源照後小松院の御めぐみを蒙る事ふかく、初て紫衣を賜りぬ。是より盲人も紫衣を着る事と成にき。又舊記に俳業福市とあり。いづれの時よりか、撿挍と書、勾當といふ名目をもそへ來りて、むかしとは殊なるか。

○第七十三　遊女くまのが事

平宗盛公の愛せられしゆやといふ女の事、くま野とよむべし。皇后宮大夫師時卿の記號長秋記に遊女久万乃とのせられたり。熊野權現をことめかしくいはんとて、ゆや權現と申す方より、遊女ゆやとよみ來り、謠曲もその誤にしたがひしと見へたり。げにも女の名熊野と音にてよぶべきにもあらずかし。

○第七十四　海ノ字のよみノ事

一とせ越の敦賀に遊びける。金崎は新田義貞のこもられし城趾にして、風景殊にすぐれ、八月十五日船をうかべ、上宮へは海のおもて三十五六町、したがへる門人古歌を朗詠して盃酒酣なる比、按摩のためにとてのれる盲人、予に尋けるは、海といふ字には、訓いくつありやといひしゆへ音は、カイ、讀はウミといふより外は、しらずといひしに、彼盲人あざわらひて、海老をゑび、海月をくらげ、海人をあま、海苔をのり、海鼠をなまことよむときは、エとも、クとも、アとも、ノとも、ナとも、よむ聲ある

にあらずや。いかゞと申けるには予も答べき様なく、今までは知らざりしとてやみぬ。かゝる事をいひつのりては更に益なし。

○第七十五　主水掃部ノ事

可成談に、主水をモンドとよみ、掃部をカモンとよむ事いかなるゆへとも知がたしと見へたり。すべての水をモトリといふ事、大和物語などにも見へたり。故に舊は、主水司なるをたゞにはモンドとよび來れるなり。掃部をカモンといふは、古語拾遺に鵜草不葺合尊の故事より起りて、尊を海邊にてそだて奉りし故、蟹多くあつまりしをはらひのけしより、蟹守といふ名起り、後終に掃除の官號と成、掃部をカモンとよむ。具してはカニモリ、略してはカモンなる子細委見へたり。何ぞそのわけしれずといはんやしれがたき事は、大辨を於保伊於保止毛比、中辨を奈加乃於保止毛比とよませたる、おほともひの訓はいかなる事にや。官名の一ツの難なり。人參の和名、加乃仁介久佐、一名久末乃伊とあり 以上順和名鈔 人參をくまのいといふ事、順何ぞ熊膽とあやまらんや。甚あやしむべし。

○第七十六　蛇猫の爭

予廿八九歳の時、和泉なる岸和田へめされて、折々參上せし事あり。高師の濱を日くれかゝりて通りけるに、四五尺ばかりなる蛇と、のら猫あらそひて、牛角に見へけるを奇事と思ひて、立とゞまり見る人をだにいとはず、猫は蛇を引くはへんとかゝれば、蛇は猫の喉にくらひつかんとすまふ間、たがひによりつかず、蛇はかりごとやありけん。とびしざると見へしを、圖にのりしと猫やがてとびつく所を、蛇ふりもかへらず尾を以、猫のかしらをしたゝかに打。猫いたみつよかりしにや。あとへとばんとする氣のたゆみへつけこみ、のんどにくひ付、くる／＼とまきてしめければ、猫はくるしみて死しぬ。孫子に、

善戰者求二之於勢一とはかゝるわざにやと、其後孫吳異見五卷を著けるにも蛇猫變といふ篇を立て論じ侍りき。

○第七十七　鰐口ノ事

菅贈大相國公、思ひかけずも大宰權帥に貶任まします時、天台座主法性房尊意僧正多年御交深かりしかば、比叡山より下らせられ、せめての御遺賜に御すがたをかきとゞめさせ給へと、二なう所望ありける故、鏡容とて、御祕藏の硯に墨すり流させ、千万緒の御心をこめて筆をとらせられし畫像に硯を取そへなく／＼僧正へ傳へ給ふ。その畫影硯ともに梶井宮の寶庫に傳り、今御境內の社の神像是なり。世に菅公自畫の像といふ物多し。何ぞ多く書傳へ給ふべきや。かゝるふかき由緣ありてこそ傳りもせめ。予彼御所につかへて、神像をも拜し侍りぬるに、誠に覺へずも感淚しけるは、至然の應なるべし。藁蓋に座し給ふてい、疊をかゝせ給はぬは、謙讓の御心よりといとゞおそれみ思へり。去年新造の宮柱ふとしきたて、神威もます／＼かゞやくにつけて、鈴をつるべきや、鰐口をかけんやと、評定ありける。維摩院已講の曰、山王の社に鰐口をかけて、常には鉦の緒をまき上おく事なり。不律の僧ありて、山を離放する時、鉦緒をおろして、二度山へ歸るまじき誓約に鰐口を打鳴して離山する法古來よりの義なり。何ぞ鰐口をかけられんやとて、鈴にきはまりぬ。後日に園槐鈔を按ずるに、諸社比二鈴奏一懸レ鈴曳レ之啓白。其社氏人退二其地一不二再歸一心決時、叩二鰐鉦一爲レ誓。此故神人有二犯罪一放二于他鄕一時、使下二其人一叩レ之立中不レ可レ歸二入於神地一之盟上云々。神人僧侶殺に忍ざるを追却する時、鰐口をのがれたる心にて是を叩せて再歸るまじきの誓盟を立させしと見へたり。諸社へ詣する人わに口にちかづかば心あるべき事にこそ侍れ。

（第七十八　痘瘡の鬼妖

疱瘡は胎毒のわざとかや。古にいふ膿瘡是なりなど、諸説まち〴〵なれ共、其父母夢に痘鬼を感じ、つゐに物かゝぬ童部物をかき、あやしきわざなきにしもあらず。予新町二條の下に住ける隣家に小田垣氏の人あり。いさゝかもうきたる事をいはず、物がたき醫生なりけるが、話して曰、わが父の伯父但馬國氣多郡伊福村にて、小田垣傳右衛門といひけるが、三人の子あり。皆幼少なりしに、第一の子痘にかゝりてより、はやく大熊へゆかんと晝夜にせがみける。大熊といふは、廿四五町もへだゝりたる處にて墓原なれば、幼兒の名を知るべきにもあらず。傳右衛門はいふにおよばず、親屬此事を甚忌おもふ内に、次第にあしく成て死したり。その翌日よりふたりめの子、大熱出て是もたゞ大熊へゆかんとのみ他なくいひ痘もすがたあしく、やがて果たり。第三の子は二歳ばかりにて、物いひもさだまらぬに、直に痘瘡出て大ぐまへゆかんといふことば、あざやかにて、成人のごとし。しきりに此事をいふ故、傳右衛門つく〴〵思案し、兩兒すでに此ことばを以、むなしく成ぬ。此子とてもたすかるべきにあらず。のりうつりたる邪物あらばともに刀にかけんとおもひさだめ、やがてその子を引提、奥の一間へ入、刀をぬき、さげ切にせんとせしに、小兒おそるゝ聲しはがれて、のうゆるし給へ。われ立さりて此子は安穩ならしめん。たすけ給へやとわぶる故さま〴〵にことばをかためゆるしけるより、たちまち熱もうすらぎ、次第に全快せし。その時のありさま父にて侍りし人、まのあたり見たる事と語られき。怪力亂神は、かたるまじき事ながら、醫人理學にくゝられては、天地の妙はつくしがたかるべし。人其子を愛するあまりに、除夜に痘の神とて燈燭をかゝげ、媚へつらふのみかは。其嬰兒熱出て痘と見るやいなや。棚をかざり、供物を列ね、敬屈する事、明神に仕るがごとし。此禮敬のあつきに乘じて邪靈恣に其兒を侵に至

る。如大量の君子ありて、瘟鬼を祭る事を禁じ、密にもこれを敬せば罪に充る程ならば、瘟はやむとも、鬼は侵べからず。たとへば善人はこれを敬すれば其禮に報じ、愚惡の人は、是を敬すれば、その敬に乘じて、驕慢さかりになるがごとく、邪靈は敬する人氣に行れて日々張行盛になるの理うたがふべからず。瘟鬼何ぞあらんや。只是胎毒のみといふは、理儒者流の說のみ。熊野路をはじめ、瘟をうけざる地處々にあり。その地のみ胎毒すべてなき理もあるべからず。鬼あらば彌まつるべからず。兒に托して茶をこのみ、酒をのみ、食を求む。いやしむべし。敬すべからず。兒にまどふが故に、大人君子も賤鬼に屈伏す。嗟呼おろかなるかな。

○第七十九　物皆相畏ある事

蜘蛛に畏れ、蟇に色を變ずる類は、活物なればさもありぬべし。京都に名高かりし半仲といひし優曲の者は、刀豆に畏れ、色變り魂を失ふ。是を祕して和物にして出すに、よく知りて共座にたまり得ず。又導引の手術に妙ある醫人あり。高麗煎餅を見ては乍に色靑くなり、畏るゝ事甚し。小田垣氏聞て、但馬出石といふ處にも刀豆に畏れて是を視る事蛇蝎のごとくにげまどひし人ありとぞ。しからしむる所謂をしらず。然れば藥の相畏るゝ理もおしがたき事にや。

○第八十　古代ノ米價

續日本紀第四元明天皇四十三代和銅四年の文を見るに、錢一文に米穀六升とあり。省佰に五石七斗六升なれば錢の貴き事がぎりなし。こゝを以百姓耆る事なく、食に乏しき事なし。省佰とは充百にあらざる九十六文なり。

○第八十一　天照大神を民家に祭論

天照皇大神は朝家の宗廟なり。公卿百官といへども、私に祭るべき樣なし。延喜式に皇后皇太子と

いへ共、私に幣物を上る事をゆるさゞるの禁あり。いはんや賤民をして宮社に馴近しむるの非禮をいかん。百練鈔第四ニ曰、長元三年八月五日召問祭主輔親去六月荒祭宮託宣之趣。申云、斎宮頭藤原相通妻、宅内作大神宮寶殿、詐假神威、誑惑愚民。其罪已重早配流。者八日相通配流伊豆國。妻比賣古曾流隱岐國。云々。後世の巫覡等私に是を家に祀、祈禱して神威を售をよしといはんや。庶人の家内に、天照大神八幡大神等の天子の祭場をかまへ、侵汚の潜上おそれざるは愚の至極といふべし。

○第八十二　安岡氏ノ家妖

土左國赤岡といふ處に、安岡源三郎といふ巨商あり。予に從て算術を學ぶ間に話けるは、我家數代吉事凶事ともに蒸物をする度に竈の後より、山伏出て、あれよといふ内に消失る事、四五代はしれたれ共、その始いつよりともしらず。然るに我老母いたくわづらひ、飲食をたつ事、およそ十四五日にして、次第につかれ、起臥心にまかせず、夜護の者のいさゝかも眠に就を見ては、心やすく立て四方に眼をくばると聞て、父源太夫たゞ事ならず思ひ、そばにつめたるに、いつ出しとなく、かげも見へず成たる故、家内おどろき、くま〳〵まで尋けるに、門衛をふたつに折て、出行たると見へたり。追々海邊にゆきて見るに、草履と裲を捨置ぬれば、入水せりとて、その日を忌日として、佛事いとなみ來れり。此母を亡てより、山伏も出ず。かゝる事もある事にやと問しは、まさに是其子なれば傳説にあらず。かやうの事多くは狐狸のなすわざなり。彼痘瘡も繁花にしたがひて、胎中にある時、其母情を費す事多く、食品におぼへず禁を侵すが故に、胎毒滯りて發するの瘡なればこそ。上古質素の人は是をうけず。情を勞する事すくなく、よく身をはたらかしむる地の人は、今も是をやまず。京都にても七十八十にいたるまで疱

瘦せず、身まかりたる人八九人も見來りぬ。癩おもてにあらはれず、肉中くさる時、鼠好で是につくがごとく、痘氣を察して鬼托しよるといふ狐のわざなるべし。北國山處にては、痘兒ある處へは狐たび〳〵來るといへり。妖怪といふ物、十に九は狐狸猫の所爲なり。人其理に通ぜば祭るべきにあらず。

○第八十三　野狐を祀る論

野狐を敬して稻生の神號を潛し、福を祈り、慶を求むる、頑愚の匹夫世に甚多し。たとへ野狐にわれをして富しむる術ありとも、人として獸に手をつかへ、敬屈して恥辱と思はざる人外の論を立るも無益なれ共、吉凶禍福を狐にまかする徒まことに悲しむべし。金銀は、野狐の細工に成ものにてはあるべからず。野狐われに是をあたふるは、他の寶を盗來らずして何をかあたへんや。巫覡のみにもあらず、僧侶狐の力を假て加持祈禱し、憑をたて、幣を搖かす。是這僧卽狐の同類なり。釋迦如來一代の諸經に野狐の力を假て祈禱せよとありやいなや。かりそめの病人をも人のうらみと名づけ、生靈が托しぞ。死靈がそひしぞとおどしかけて、狐をつかふ。其僧、心のとはゞいかゞ答ん。經力にてさやうの事もいのらるゝならば、何ぞ狐力をからんや。各其宗とする經までを人にいやしまれ、狐の力にて不思議をなさんとするは、狐よりつかはるゝといふ物にて、人面獸心其僧こそ、けだものより下につくべきものか。人としてけだ物の下に列さへあるに、是をたのみて信ずる徒は、けだものよりは二等下につくべきぞ。あさましからずや。

○第八十四　神道者異名ノ事

近年神道者といふもの出來て、その門弟となるものへ命號をゆるし、又は官名の下づかさなきを名づけ、狩衣淨衣などをゆるす。その謝禮高天原にして、神を售事、順の和名抄に、乞盜部の第一に列し義、

前にしるせしが如く然り。天子より命爵もなき人何を以命と稱せんや。たとへば米屋の太郎兵衛なれ共、神道の方にては、林玄蕃と名づき、豆腐屋の二郎七なれ共、神拜の時は松川左京と號するなどの免狀をうけ、異樣なる姿にいでたち、烏帽子をいたゞき、わが家におそれをだに顧ずならべまつる所の皇大神等にむかふ。よく合點して見つべし。その替名にて表向の人たる用はつとまらず。その烏帽子淨衣にて町内の出會はいふにおよばず、宮社へ參詣も成まじ。然れば替名をつき、表向へも着られぬ烏帽子をかけ、歌舞伎のごとくするは、向ふ所の神を僞るためか。他の見る所をおどろかしむるためか。かゝる非禮を、神それこれを享んや。察すべし。

○第八十五　佛書は吳音によむと云ノ謬を辨ず

僧侶何に據ていふ事にや。儒書は漢音にてよむべし、佛書は吳音にてよめとは。桓武天皇の勅に定りし故と云々。○類聚國史百八十七佛道部、桓武天皇延曆十二年、四月朔己酉、丙子文曰、制、自今以後、年分度者非レ習ニ漢音一勿レ令レ得度一云云。吳音は訛謬多く、經意を誤る故なり。卽是桓武帝の詔にして、佛經に吳音を禁ぜらるゝ事萬世の通規なるに、僧徒舊襲をはなれ得ず、吳音を以て經を諷誦するは、朝制に乖りといふべし。唐國子祭酒李涪刊誤といふ書にも、吳音あやまり多く、上聲を去聲とし、去聲上聲とするの辨あり。日本紀略には、延曆十一年十一月、儒書は漢音によみ習らへとの勅あり。然れば儒書佛書ともに吳音を用るは、故實にそむけり。

○第八十六　孔子見ニ南子一義

仲尼衛に至る。靈公の夫人南子に召れて相見す。南子淫行の惡名ある故、從ひゆきし門人子路說びざる故、仲尼これに矢て予が否き所の者あらば、天厭レ之天厭レ之の語あり。柳下惠ひとり寢るに、美女一

宿を請。ゆるしてとゞまらしめぬれ共、人これを疑はず。仲尼は才あるゆへに、その門人よろこびずして、矢をたて、柳下惠は才なき故に衆人疑ざるか。聖人にして門弟子に、天たゝんのちかひは、即是聖人なる所にして、後世の儒者の固なるとは誠に天淵なるかな。

○第八十七　契仲を論ず

大坂に契仲といへる人ありて、和哥の學に達し、萬葉集代匠記、古今集餘材集、百人一首改觀鈔、和字正濫、源中拾遺、川社、雜記、勢語臆談を始數部の書を著し、先達不勘の誤を正し、古人未發の義理を明にするに、舊文に徵を取、後學の龜鑑となす事多し。誠に千載の一人ならくのみ。然るにたゞ萬葉を以て主として、後世の哥を論ず。それ和哥には其時代あるものにて、當時新拾遺以後の風を用らるゝが如く、集を撰るゝ時、其時の人の、哥すぐれたるがありても、時の風にあはざれば、その集に入られず。たとへ古哥にても、當時の風にかなへば入らるゝことゝなん。何ほどよき哥をよみ出しても、時代の風をわきまへざるは用られざるを規とせらるゝに、太古の萬葉集を準繩にして、後の哥を議するはいかん。杜預に左傳の癖あり。契仲に萬葉の癖あり。契仲は哥學の達人といふべし。哥道の達人とはいふべからざるか。

○第八十八　三十三間堂棟梁ノ事

得長壽院今は三十三間堂とよびて、大佛堂の南にあり。其棟材、一本の柳のよし申傳ふ。其實否は予におゐてはしらず。世に是を疑ふ人多し。かゝる大木もあるべき事なり。日本書紀、景行天皇卷に、筑紫に長九百七十丈の歷木ありたる事をのせられたり。されば唐太宗外國に火浣布といふ物ありとの說をうたがひ、その辨をかゝれしに、後日にこれを貢る國ありて、さきのうたがひを悔、文集にあやまり

をのせたる勅あり。とかくわが才量のかぎりあるを以、天地變化のかぎりなきを論ず。學のすゝまざる基本こゝにありと知べし。

○第八十九　極樂地獄ノ義

極樂へゆきて、蓮の臺に座するも、せばき籠にのりたるよりは窮屈なるべし。地獄へゆきて、呵嘖にあふ事は彌いやなり。さはらぬ佛にたゝりなし。その證據は儒學したる人の蘇たるに、冥途を見て來たるは、むかしより聞も傳へず。愚昧のものか、後生願ひの蘇たるには冥途にて見てきたる話さま〳〵あり。しかればとても學問ある人はゆかぬ處と見へたり。極樂は安養淨土にして、娑婆を以穢土とす。厭離穢土、欣求淨土の悦びを以見れば、娑婆の食は悉穢食なり。然るに娑婆にてさま〳〵の膳をそなふるは、穢多村より重の内をもらふたるよりは迷惑なるべし。又是を供ふるはいまだうかばざる故といはゞ、釋迦、阿彌陀も、いまだうかまれぬ故、そなふるにや。先祖を祭るに志をつくし生るに仕ふるがごときの心にて供るとは意味別なり。地獄へ墮たる罪人は、呵嘖にいとまなく、供物をねんがくる隙もなく、たとへそのいとまあり共、穢土の食をすゝめて罪を增しむる事をいかん。少にても物の道理を考へ知りては、ねがはれぬ敎ゆへ、智惠才覺ではゆかぬぞ。たゞひとへにあみだ如來の第十七十八の願にまかせ、息引とるといなや。光明の內へ攝取せらるゝとうたがひの念なく、何とやら、かとやらして穴賢々々と、才智を出さゝぬすゝめ方、無學愚人のためには一助なきにしもあらず。佛法も學解を立る宗旨ほど次第にはやらず。おろかにすゝめこむ宗旨の分はます〳〵繁昌せり。

○第九十　神社になれしたしむを論ず

むかしある淸廉の宰吏のかたりけるは、わが支配する地の百姓町人度々わが方へ來り、せはしなきばか

りに音物を贈る。その者と他の者あらそふ事ありて、裁断におよびし時、爭ふ所は牛角にして、さばき得たるに、わが方へ度々音物する者をしばらせ、思ひよらず、わが方へあゆみをはこぶ。その心底はかりがたしと見合せしに、かゝる諍あり。われをして汝に荷擔させしめんためと見へたり。もしさもなき事にても、わが方へ度々あゆみをはこびしだけに、ゆるされぬ所なりと、しばらく禁獄してゆるしけるとなん。人にても淸廉なるはかくのごとし。いはんや、神祇におゐてをや。あゆみをはこび物をさへあぐれば、われに加護ありとなれ近くは、神をして穢濁の人におとらしむる、已がきたなき情を鑑にして神をかはる、それおそれざるべけんや。

南嶺子 終

書南嶺子後

南嶺者秋齋桂先生之別號、而南嶺子者、記其所思繹往事、而著之以俗語、說之以俚說、使讀者易曉焉。先生以本邦典故之學、鳴于世也。南嶺子唯示童蒙之意主之也而已。書賈某氏將上梓。蕃與松尾兄校合再次。書其旨於卷末云

寛延己巳九月

門人　山中游龍秀蕃謹識

南嶺子評

南嶺子評

伊勢貞丈著

一巻二、兼好は神祇官の龜卜の家に生れ、長明は御祖大社の神家の子ならずや。出家して和歌にのみ心を懸るは、風雅の方より看れば、一家の洒落おもしろしとも言べし。其家系より看ては、先祖數世の業を見切たるやうにて、父祖への不孝言つくすべからず。兩人とも才智、群に秀し人なれば、能々我家のわざをうとむ筋なくてはと思ふに付ては、いよ〳〵いぶかし。長明はまことの僧となりし心は、方丈記にてもしらるゝ也。兼好は後宇多院崩御の時、出家はしたれども、都にも住がたく、伊賀へ下り權守橘成忠にやしなはれ、其頃年も六十計り成しが、成忠の妹中宮小辨に密通し、伊賀を追出せられ、其後、成忠情ある人にて、又呼寄てやしなひしか共、此度は別に庵を建て置し故、小辨への通路も道たへし時、

忍山又ことかたの道もがなふりぬるあとは人もこそしれ

とよみたり。あらましは園太暦(エンタイリャク)にも見へたり。その上つれ〴〵草、風流には書たれ共、文面に自慢あはれ、我才を衒る意(コヽロ)多し。

貞丈按、兼好傳考と云書有。園太暦、兼好集、吉野拾遺、碩礫集、其外諸書を集て、兼好が事跡を悉書つらねし物也。今其書の大意摘んで、是を兼好俗にて京都にありし時、中宮の小辨といひし女にか(そか)たらひ寄て、度々通行しかば、後は人知りて、通ふ事もかたかりしかども、なをひかかに行たれども、あはで歸り來て、よみてつかわしける哥に、忍ぶやまたことかたに云々。此哥を小辨が兄伊賀權守橘

成忠見付てはらたちて、小辨を田舍へ伊賀國なり。遣しておしこめ置しが、其後、思ひにたへかねしにや。病ひおこりて身まかりぬ。兼好も都の住まはゆくなりて、東の方にさまよひける。其後、法皇後宇多院のめしによりて、また都にかへるとて、道の行手に小辨むなしくなりし事を聞て、かの墓にまうでゝ、歌よみとぶらひ、さて京に上りて、院につかうまつりしが、正中のはじめ水無月、法皇崩御なりしかば、兼好なげきに堪ず、よこ川と云ふところにて出家しぬ。時に四十三歲なり。其後、伊賀權頭成忠も年老て都の住居もむつかしくて、伊賀へ下り住しが、ありしうらみも今は昔をしのぶたよりと思へるにや。兼好を伊賀へよび下して、國見山田井の庄にすまいせり。兼好終にかの國にて身まかりぬ。是をもつて考れば、忍山の歌は、兼好俗にてありし時の歌なり。出家以後、伊賀にてよみし哥にはあらず。彼書に、頃日鎌倉の海よりかつをと云魚を出して、人々是を食すとめづらしきやうに書たり。延喜式に堅魚を供御にのせ、萬葉集にかつを釣たい釣とよみしは、食品にあてずして何ぞや。かゝる事、一部のうちあげてかぞへがたし。東醫寶鑑に、松魚とのせたるは、その頃わたらぬ書なれば、見ずもあらんかし。予兼好に恨なし。何をもつてあしくいはんや。つれ〳〵草をたしか成書と、兒女の謬らん事をおそれて辨じぬ。本寺ともいはるゝ住僧が還俗して神人と成たらば、其一派の僧、善といはんや、長明、兼好を神家より視んこと、又還俗の僧を、寺院の徒の視ん事同義成べし。

貞丈按、兼好がつれ〳〵草にいへるは、なまのかつほを食する事をいへるなり。延喜式抔に供御に堅魚を載たるは、かつほぶしの事をいへるなり。なまの堅魚は供御には參らづ。かつほぶしは供御に參るなり。かつをと言名は、かたうをの略語なり。古代はなまにては用ず。ほしてかためて用る物なりし故、かた魚といゝしなり。されば堅魚とは書なり。後に堅魚の二字を偏と傍にして、鰹の字としたるなり。西土の書海篇心鏡に、鰹音堅、大鯛也とあり。又倭名鈔にも、唐韻云、鰹音堅、大鯛也。大曰鯛、小曰鋭音奪、野王按、鮦音同、蠡魚也。註ニ曰、今按、可レ爲ニ堅魚之義一、未レ詳。又註ニ云、漢語抄云力豆、

乎。式文用二堅魚之二字一と見へたり。西土の書に見たる鰹は、かつほにはあらず。此方の鰹の字は、堅魚の二字を合て作りたるゆへかつを也。此方にて作りたる鰹の字、自然に西土の鰹字と同様に出來たる也。西土の鰹の字に、かつをの義なし。此方鰹の字はかつをの字にあらずと言べからず。堅魚を合一したる字なり。

一同卷傀儡は木偶戯なりと註して、今言人形舞しなり。されば史記殷本紀正義に、以二土木一爲レ人對二象於人形一也云々。是より人形ともよぶ成べし。然るに和哥の題に、傀儡と書て、くゞつとよみ、遊女の事とす。傀儡何ぞ遊女にかぎらんや。すべて人形舞シの事なるべきに、何とて遊女の事にかぎるやうにはなりしぞとおもふに、攝津國西ノ宮より人形舞シ、世間をめぐり始て遊女の人形を第一にたてゝつかふ。知ぬ是より轉じ來れると見へたり。

貞丈按、古哥に傀儡の題は、皆遊女の事をよめり。後成恩寺殿の和歌題林抄にも、遊女の部に傀儡を列ねて、くゞつと云は、たつのむまやにありと注し給へり。遊女の中に人形をまわす遊女も、傀儡と云也。是はひがしの事にて、その頃、男の人形まはしはなかりしゆへ、傀儡とだにいへば、遊女の事に紛なかりし成るべし。秋齋が言所の、攝津國西ノ宮より人形廻し出初しは、近世の事と聞ゆ。近世の男の人形廻しを以て、古の傀儡の事を論ずるは疏なる考也。その上、近世の人形廻し、遊女の人形を第一にするにあらず。第一番にはもろこしの形したる人形を出し、小倉と云歌をうたひて舞す也。其次に男も女も坊主も鬼も出す也。終には山ねこと云獸の形を出す也。

一同卷、平安城の人は言語に訛謬なく、平安城をはなるれば、少づゝなまりて、遠國にいたつては、東南西北方角に隨て大に訛る事と成る。是をいか成故と十五六歳の時、或學者に問しかば、人の音聲は水によりてかはる。其同流の水をのめば、音もまた等し。都は其水淸濁の中を得たる故、是を飲でそだつ者はひとしく訛らずと答られし。今按ずるに、神武天皇以後、ひさしく大和に都なされ、その時山

城は鄙土也。その時は大和を以、音聲の中和を得たる國として、歌のてにをはも、大和をめあてにし、倭歌とたつとび、鄙土の哥は訛るによりて、甲斐哥、するが歌などゝ書にもわけのせたり。哥の訛るとなまらざるは天爾於波にあり。てにをはは、漢文にていふ焉哉乎也の助語と見るべし。置まじき所に置き、置べき所に置ざれば、其文よみくだされざるがごとく、てにをはたがへば、詞通ぜず。都の人は自然と此てにをは善ゆへ訛らぬを、水のわざといふては通ぜぬ事あり。その子細は大和より山城へ都を遷されて後は、此平安城の人のことば、大日本國の正音と成て、今の大和は還て訛れり。訛は水のわざにもせよ、訛ざるは水のわざにはあらず。都は大日本六十六國及二島のこらず都會の地なる故、諸國の人の音聲和合して、ゆづりあひ自然と其中を得るなり。一國一邑はたま／＼他國の人も來れ共、ゆづりあはする程におよばず。その國限りの音なる故、平聲にかたより、入聲になづむ。故に諸國の人の入こみすくなき國程、訛る事もつよし。平安城は桓武天皇以降およそ千年の都會なるゆへ、諸國の音聲合熟す。何方にても都會三百年以上におよばゝ、又かくの如くなるべし。南京は古の吳國にして、荆蠻なれども、都會の地となりしより、漢土の諸國第一の正音の國と成しを以、水にはよらず都會によるを知るべし。

貞丈按、京都よりも江戸は猶十倍の大都會の地なれ共、江戸の人の音聲のなまりは少もなをらず。たとへばゑどに皇都をうつされたればとても、なまりはやむべからず。なまるなまらぬと言事は、音聲の輕重淸濁を云べし。言語の言違へ、かたことばなまるなまらぬにあづからぬ事也。京都の人の詞に、かたことばいひ違ひいくらも有り。田舍の人の詞に、古き詞の殘り傳りたる有り。

一卷三、尾張國名古屋に四五年遊びて、兵學と武門の故實を敎、門人の誓約におよぶ凡貳百人に過たり。兵學は馬場氏にとゞまり、故實は五味氏にのこりて、餘も其大樣を得たるはあれども、二氏の志を竭せるには如ず。ある時、津島に行て神主家に逗留し、國史など講じけるに、眞野時綱の撰書百有餘

卷を著す。博覽强記誠に一方の大家と云べし。眞野氏をして、京師にあらしめ、祕府の舊文になれしめば、其功も又大成るべきに、記錄に疎かりしぞ遺恨なるべけれ。其高弟宇都宮兵功、今に彼書を守りて、師名をおとさず。かゝる大部の書の近年に成て、人のしらざるをおしみ、こゝにしるしてその功を著せんとす。

貞丈按、秋齋は京都出生の者にて、武門の事は曾て知らぬ者也。その證は、秋齋の著しける武門故實百ケ條と云書あり。其書に記す所の事共、みな妄作の臆說にして、故實と云べき事一ツもなし。腹を捧て笑べき事のみ也。故に先年予其評を書て一書とす。讀人あらば秋齋が妄作を知るべし。かの尾張にて秋齋が門弟になりて、武門の故實を聞人々貳百人に過たるよし。愚蒙なる人も多くあれば有もの哉。其人々の秋齋にあざむかれし事、いたましき事也。

一卷四、大坂に契仲(マヽ)といへる人有て和歌の學に達し、萬葉集代匠記、古今集餘材集、百人一首改觀鈔、和學正濫、源中拾遺(マヽ)、川社、雜記、勢語臆談を始、數部の書を著し、先達不勘の誤を正し、古人未發の義理を明にするに、舊文に徵(シルシ)を取、後學の龜鑑となす事多し。誠に千載の一人ならくのみ。然るに只萬葉を以主として、後世の哥を論ず。それ和歌には其時代あるものにて、當時新拾遺以後の風を用らるゝが如く、集を撰るゝ時、其時の人の歌すぐれたるが有ても、時の風にあはざれば、その集に入られず。たとへ古歌にても、當時の風にかなへば、入らるゝことゝなん、何程よき歌をよみ出しても、時代の風をわきまへざるは、用られざるを規とせらるゝに、太古の萬葉集を準繩にして、後の歌を議するはいかん。杜預に左傳の癖有り、契仲に萬葉の癖あり、契仲は歌學の達人と云べし。歌道の達人とは言べからざるか。

貞丈按、契仲程の歌道の英雄、當世の歌の風をしらざる事やはあるべき。當世新拾遺以後の風を用らるゝ事宜からぬゆへ、萬葉を主として議論する成るべし。後世に至り、歌道の正躰おとろへたるゆへ、

古風に引かへさんと思ふが、契仲が志の大成處也。何程よき歌をよみ出しても、時代の風をわきまへざるは、用られざるを規とするといへるは、たとへば才智德行かね備へたる賢人にても、惡風俗の世には當世の風にあわぬとて忌み退せられ、姦佞邪智惡行の人を、當世風に合ひたりとて引上げ用ひらるゝが如し。秋齋がいへる如くなれば、朝廷にて集を撰るゝと云は、歌の善惡にかゝわらず、たゞ風をゑらむ事と聞かわりたる事也。我等ごときの者推量とは、大に違たる事なり。

山崎美成大人隨筆

世事百談

全四冊

東都書肆　青雲堂英文藏梓
下谷御成道

世事百談目錄

卷之一

卷之四

原稿百條、今見やすからんために、あるひは合せ、あるひは分ちて百三十八條とす。

世事百談卷之一

山崎美成著

過し頃つれ〳〵のすさみに、筆にまかせて記したることとくさのつもりたるを、かりそめに三養雜記と名づけしが、その後も猶筆をとゞめずして、おもひ出るまゝに書つけたるに、卷は四まき事は百條にみちたれば、やがて世事百談とは名づけぬ。

○淸家の訓點

明經道淸原家の訓點の論語古刻本あり。その中先進ニ於禮樂ニ野人也後進ニ於禮樂ニ君子也と訓たるは、諸注釋の意に異なり。かくよめる釋義のふるくよりありしと見えて、東坡が孔子從ニ先進ニ論には、淸家の訓點の如きこゝろばえに先進後進を用ふるところあり。かゝれば淸家の讀法かならず據ありしなるべし。

○平仄

四聲に平仄といへるは、上下の平聲を平といひ、上去入をすべて仄といふことは、宋の沈約始造ニ四聲ヲ謂ニ上去入ヲ爲ニ仄聲ト、古今韻會に見えたり。平仄の名宋に始れり。さて平聲は音韻ノ平なるゆゑに、平といひ、上去入はいづれも聲の平ならぬものなれば仄といふなり。仄は說文にも側傾也と注し、漢書の卷首なる古字の條に仄古側字とあり。おもふに上去入の聲は側傾不平なれば仄聲とはいふなり。

○韻塞

中むかしの遊びに韻塞といふ戯れあり。これは古人の詩の句を書てそれが下の一字ばかりを隠して、上をよみてその下なる韻字をなにそれとおしあてにいひてあてたるを勝とすることなり。こはもと古代の及第の對策とてするに、古語の中を出して上下を塞てなにの文句ぞとあてさするなり。さることより出たる戯れならんか。源氏物語にも見えたり。枕草紙したり顔なるものといへる條に、ゐふたぎの明とうでたるとあり、中務集に堀河の中宮のゐふたぎの、

　なつ山のしげりをわけて鳴鹿をいかでとものゝ人たづぬらん

唐土におもむきの似たることとは、冷齋夜話に、老杜詩云、身輕一鳥過。文忠公梅聖愈初得二一本一。而失二過字一。諸公續レ之曰、一鳥疾一鳥落一鳥去、及レ得二善本一乃過字。乃知二一字之工、才力有二短長一也といへり。

〇漢和

漢和といへるものは連歌より出たるものにて、詩歌ならべてくさるなり。さてそのことのものに見えたるは、古筑波集にはじめて見ゆ。されども一條兼良公より後のことなり、さあれば兼良公の息冬良公の作にてもあるべしと遠碧軒随筆にいへるはさもあるべし。百物語といふ冊子に、策彦と紹巴との百韻漢和を見侍りしに、おもしろき句どもおほき中に、

　難レ奈讀殘書といふ句に、

　　秋風に飛行ほたる吹きえてと脇し給ひける、

又懐紙の中に策彦、

　沙濕履無レ聲といへる句に、

しのぶ夜の雨はなか〳〵たよりにてとしられける、おもしろき句どもときこえしと見えたり。

○俚諺

哥人は居ながら名所をしるといふ諺あり。ふるくいへることゝ見えて、平家物語に、こゝに武藏國の住人平山の武者所すゝみ出て、すゑしげこそ、此山の案内よく存知仕て候へと申ければ、御曹子わ殿は東國そだちの者のけふはじめて見る西國の山案内者大に誠しからずとの給へば、すゑしげかさねて申けるは、こは御ぢやうともおぼえ候はぬものかな。吉野初瀬の花をば見ねども哥人がしり、かたきの籠りたる城のうしろの案内をば剛の武者が知り候とぞ申けるとあり。又近きものながら豐臣勝俊の九州道記に、まことに哥人はゆかずして名所をしるといふ諺にいへる如くとも見え、一條太閤連哥千句序に、哥の道なかりせばいかにして足を動かさずして千里のさかひをわたるべきなども見えたり。

げぢに舐らるゝと髮落といふことあり。伊澤氏の說に、世に頭髮のなにとなく脫て、錢の大さ、あるひは指のはらばかりにはげたるを、げぢに舐られしと云を、げぢ〳〵といふ蟲のことゝおもふものあり。かの蟲のなせしわざならば蚑行しともいふべきを、むかしよりなめらるゝと云きたれるは故あることならん。おもふに、蟲のことにはあらで、下食といへる鬼に舐られしといふ義なるべし。唐土にて云、鬼舐頭といふ病なるべし。その證は、江家次第に、追儺後主殿寮供二御湯一。注に雖レ當二歲下食一猶供。〔割註〕流布の印本には、下食を日食に作る。今古鈔本に從ふ。」一條禪閤鈔云、其日注レ曆下食者、鬼神之名。此日沐浴則鬼舐レ頭而髮落。故憚レ之。倭名類聚鈔瘡類云、病源論云、鬼舐頭師說爲二天狗下食一所レ舐是。人頭或如二錢大一、或如二指大一髮不レ生也。曆例曰、歲下食は天狗星の精、下界に下て食を求

むる日也。吉日なれば妨なし。凶日なれば忌べし。今暦家古來相傳書　拾芥鈔云、下食日沐浴誦妙善王金著女追枝鬼参尾ニ波羅々鬼。又云、下食日自ニ節中一計レ之。毎月戊日定下食也。又未丑戌ニ辰三、寅午子申、巳亥丑卯、とあり。これらの諸説は隋唐にもとづきし古傳なるゆゑ、鬼謡頭等の文字存せしならん。かゝれば俗説のげじはげじきの約りたるなるべし。げじきは今の假名暦にもしるしたり。

歳月のうつりゆくことのはやきをたとへて、光陰矢の如しといふことは、山谷詩集に、日月過レ箭疾といふ句より出たるなるべし。年の矢といふことも同じこゝろばえなれど、千字文に年矢とあるは漏刻のことにて自別なり。

僧をいやしめてすりこ木坊主といふこと内典に似たることありとて、西教寺則山のいへるは、成實論云、勤行故名ニ精進一。乃至如ニ優鉢羅鉢頭摩等一隨レ水增長。懈怠行者、猶如下木杵從ニ初成一來日々減盡上とあり。これ世諺にいふに同じといへり。

高野六十那智八十といふことは、男色のことのやうに世にいへどさにあらず、これは紙の一狀の數なり。高野紙は一狀六十枚、那智の紙は一狀八十枚、むかしよりの定めなりとかや。

目かどをつけて人を見るを、諺にうの目たかの目にて油斷のならぬなどいふことあり。この二鳥は目の疾ものゆゑにたとへていへることゝのみおもひたるに、六俳園立路隨筆に、世の諺にうの目たかの目といふことあり。いかなることゝもおもひわかたでありしに、硫黄にうの目たかの目といふありていづれも上品なり、是にておもへばおとらさるにいひ侍るなるべし。硫黄うの目鷹の目ひぐちこの三種の外なし。ひぐちといふは附木などに用ふる硫黄なりといへり。かゝれば硫黄の色の黄なるが夜鳥の目の色に似たるゆゑなるべし。

○俗語

いぢめるといふ詞あり。これは意地の音を活用していへるなり。されぱいぢるとも、いぢめるともいへり。又かするといふことあり。これは上のかは助語にてよはきをかよはきといひ、よれるをかよれるといふのかにて、唯するとばかりの義なり。延喜式に座摩巫を、ゐかすりのみことよめり。摩字をかすりとよめり。

人の身に觸れて笑はしむるを、くすぐるといへり。書言字考に、檪また櫪をよませたり。字鏡抄に、檪をこそぐるとよめり。節用集大全には、櫪コソグル櫪二人身一也出二止觀一と見えたり。このごろ慧琳音義にて、その詳なることを得たり。治禪病秘要法經曰、擊櫪音歷、鬼以レ指擊二觸人一令二心不一レ定也とあり。これにてその義いと明かなり。

女子のおとなしからぬを、はすはものといへるは、蓮葉女より出たる諺なり。蓮葉女と云は、昔大坂の問屋に抱置て旅人の伽せさせたる賣女にひとしき者なり、立居ふるまひ賤くはづかしげなき女をはすは女のごとくといふこゝろばえにて、はすは者、はすは娘など今もいふことなり。西鶴が一代男に、大坂の事をいへる條に、あれはいかなる女とたづねける。人のめしつかひかまど近きものと申、あれは問屋方にはすはと申て、眉目大かたなるを東國西國の客の寢所さすためかゝへ云々。また一代女に、難波の浦は日本第一の大湊にて諸國の商人こゝに集りぬ。上問屋下問屋數をしらず。客馳走のために蓮葉女といふものを拵へ置ぬ。是は飯たき女の見よげなるが、下に薄綿の小袖、上に紺染の無紋に、黑き大幅おび、あかまへだれ、吹鬢の京けうがい伽羅の油にかためて、細緒の雪踏のべの鼻紙を見せかけ、その身持それとはかくれなく、隨分つらの皮あつうして人中をおそれず、尻居てのちよこ／＼ありきひらしや

らするがゆゑに此名をつけぬ。物のよろしからぬを蓮葉ものといふこゝろなりと見えたり。其角が句兄弟に、

どろぼうの中を出るや蓮葉もの　　　　玄　札

其角云、はすはもの、蓮葉笠をかつぎたる姿の見ぐるしく目立たるよりいへるが、古來より蓮の字をかけりとあり。また棠大門屋敷に、大坂の事をいへる所に、釣鐘町の上尤江戸京いせの問屋多ければ、名にたてるはすは云々。女中玉鏡に、首筋生ぎは剃あげて、白粉濃ぬるは、問屋はすはの様にていとはしたなしなどもいへり。これらによりておもふに、長唄娘道成寺の文句に、都そだちははすはなものじやへといへるは、中村富十郎がおのれを謙退の心をふくめる詞なるべし。富十郎は京都の生なればなり。作者の用意のほどおもふべし。また落葉集の小唄樽踊といふものゝ文句に、袖ひきやひん／＼なぜ顔ふりやるへ、わしがとこにふつたぞへ、はすはなことはおかんせやといふ文もあり。今の俗語におてんば又はやつこなどいふこゝろばえにおなじ。このはすはの一條は山東京傳が考のよしにて、或人のもとよりしるしおこせたるなり。

人に忌きらはるゝをはちぶさるゝといふ詞あり。源氏物語に、にくき顔をはななど打あかめつゝはちぶきいへばといふことあり。仙源抄に、はちぶくは發服、蜂吹、發服、ハラタツなり。若菜に、女三宮侍從なにしに參りつらんとはちぶく、松風に、宿間はな打あかめてはちぶきといへばとあり。紫明に、蜂吹といふは、拂心なり。是は澄て可レ讀と見えたり。後の哥ながら下河邊長流の山家の心をよめる。

捨る身は虎もおそれぬおく山に猶世のうさは蜂ぶかれつゝ

おもふに蜂は螫ものなれば、人のおそれて近づけまじく吹拂ふといへる心なるべし。

○淺草寺觀世音菩薩

大江戸に古跡多かる中にも、今に古物を存したる舊蹟は淺草寺なるべし。鐘銘は至徳四年なり。且境内に西佛の古碑あり。毎年六月十五日の祭禮に用ふる古面には、元久三年の年號あり。本堂のうらのなげしに懸たる長刀は靜御前の持てるものといへり。また梶原景時奉納の繪馬もあり、古書には吾妻鏡を始め、古本永享記に、城の東淺草寺は、推古天皇御宇定居二年戊子に建立の所、佛法最初の靈場なり。關東兵亂記に、大永二年九月の初め古河の御所へ御使あり。御使者は富永三郎左衛門尉とぞ聞えし。その歸りに富永武藏の淺草へ參詣しけるに、その日觀音の縁日にて十八日の事なるに常より人群集す。中略　淺草寺は、仁王卅四代推古天皇の御時、定居二戊子年建立也。本尊は聖觀音、關東最初の伽藍靈驗無雙の處なり。種々の舊説不思議の事、舊記に載る所不レ可二勝計一と見えたり。さてこの定居といへるは古年號にて、逸號年表には載たれど、逸號年表には、古本水鏡、古代年號、年代記、皇代記、神明鏡、海東諸國記などを引證して、推古天皇十九年を定居元年とす。しかるに今こゝに載る永享記、關東兵亂記の二書には、定居二戊子とあるによれば、推古天皇卅五年を元年とするなり。逸號年表に、これを引かず、一説に傳ふべし。又本尊聖觀音とありて、今も現にかの御寺にまうづる人の拜み奉るごとく、聖觀音にてましますを、回國雜記には、十一面觀世音としるしたるはいかにやあらん。ある人の回國雜記を證として淺草寺の御佛を疑ふは、諺にいふ耳を信じて目を疑ふといふにひとしく非なりし。

○淺草寺神事舞

淺草寺には一年の中に七十五度の行事あり。その中三月十八日の田樂をどりと六月十五日の神事舞は古風を存してそのかみの手ぶりを觀るに足れり。ことに神事舞に用ふるところの古假面すべて六つあり。

その最ふるきものを翁大夫といひて、元久の年號あり。次に三人大夫と稱する假面三つあり。これは三社權現なるよしいへり。この外猿田彥大神および福女の假面あり。おもふにこの福女は鈿女命なるべし。その神事は神官田村氏の職掌るところにして、六月十五日午の時、社家五人この假面をきて馬上にて二王門を入りて本堂の前なる舞臺の西の方より本堂のうしろをまはりしころに、神官配下の社家二人をつれてこれも二王門より入りて本堂をめぐり、三社權現にいたり祝詞をよみ拍板をもてるもの六人舞臺にのぼりて舞ふ。この舞をはりて階をくだり御供所の內よりおの〳〵傳法院へ入る。次に神官及び社家二人とゝもに舞臺にのぼり、その一人は幣と錫杖を手にとりもちて舞曲あり、また劍の舞あり。この二段を翁大夫の舞とて、かの元久の古假面をきて舞ふなり。この舞をはりて後に三人太夫の舞あり。每年六月十四日祭禮の前日田村氏にて舞の稽古あり。過し文政甲申の年谷文二、西原梭江とゝもに田村氏にゆきて舞をもかの古假面をも見ることを得たり。

翁太夫の假面のうらにあるところの年號左の如し。

猿田彦の假面のうらにはあかき漆もて元和の年號と造りし人の名と花押あり。ほかの四面には年號なし。とるところの錫杖の劍などもさだめて古物なるべけれどその時は假面のみを手にとりて見たり。

○廿四孝　七賢人

廿四孝は、元の郭居業が作なるよし典籍便覽に見えたり。羅山雜筆云、俗所謂二十四孝者、嘉語怪異寔

非ニ有道之者所一ㇾ述也。昔程夫子謂ニ十哲者世俗之論一也。余於ニ廿四孝一亦云矣といへり。また竹竹七賢とて、畫家にてゑがける人物は、據もたしかにて、晉書嵇康傳に、所ニ與神交一者、惟陳留阮籍、河内山濤、豫ニ其流一者、河内向秀、沛國劉伶、兄子咸、琅邪王戎、遂爲ニ竹林之游一。世所ㇾ謂竹林七賢也とあり。これも又貝原篤信の論に、七人放曠荒醉不ㇾ可ㇾ爲ㇾ賢といへり。和漢名數に見ゆ。二大家の論まことに知言といふべし。

○水滸傳の諢名

水滸傳百八人の諢名はじめその義を詳にせざるもの多かりしが、後その說を得たることまゝあり。病關索楊雄、宣和遺事には賽關索に作る。こは蜀の關羽の子に關索あれば、それにおもひよせたる諢名なり。花榮が弓をよくするからに、小李廣といふに同じ。さて關索が名三國志に見ゆることなく、池北偶談にも名はありて實にはその人なしと云說もありとおぼゆ。さるに近く甌北集を見るに、關索挿槍巖歌あり。蠻仮危崖拔ㇾ地起、礎道盤ㇾ空有ニ遺壘一、土人相呼關索巖、云是前將軍子、曾從ニ諸葛一征ㇾ南來、丈八鐵槍挿ニ於此一、我讀ニ蜀志一典可ㇾ徵、髯翁二子平與ㇾ興、此外不ㇾ聞吏誰某、毋乃荒誕未ㇾ足ㇾ憑、然而滇黔萬里境、到處俱有ニ索名嶺一、若果子虛無是公、安得ニ威聲至ㇾ今永一。中略 年深世遠不ニ譜蝕一、此豈得ㇾ謂ㇾ無ニ其人一、嗚呼書生論ㇾ古勿ㇾ泥ㇾ古、未ニ必傳聞皆僞史策眞一といへり。かゝれば趙翼が史學に精しきをもて、關索をありとす。さて賽關索の賽は似たりといふことにて、俗語にいふ梅もどき雁もどきなどのもどきと云に同じきよし、葛原詩話に見えたり。また病大蟲薛永、母大蟲顧大嫂あり。大蟲は虎の異名なり。鳥山氏の水滸傳解に虎を大蟲といふことは、本長沙景欽といふ佛書に出づといへり。この解甚あやまれり。虎を大蟲といふことは已に本草綱目に

もいでたり。捜神記に、扶南范尋養二虎於山一有二犯レ罪者一投與虎。不レ噬乃宥レ之。故山名二大蟲とあり。捜神記は晋の葛洪撰なり。大蟲の名、はじめてこゝに見えたり。これはもと北齊の時に諸州の鎭兵を發する時の符に、銅虎符あり。それを北齊書に銅獸符に作れり。北齊書は唐の世に撰みたるによりて唐の諱を避て、虎を獸にかへたるといふことあり。かゝれば大蟲といふもゝと諱をさくるより起れるなるべし。因に云、鳥山氏の解に長沙景欽といふ佛書といふは何ともおもひわかざりしが、五燈會元に長沙の景欽和尚、勇悍なりしかば人よびて岑大蟲と綽號せりといふことのあるを傳へ訛りたるものとおもはる。再按に、佛説陀羅尼集經の講毗倶知像法に、作二曼荼羅結界一於中誦兒、一切師子大蟲禽獸水牛白象囉闍朱囉水等皆不レ能レ害といふこと見えたり。また兩頭蛇解珍、雙尾蝎解寶、といふも、明の陳章侯が繪によるに、解珍解寶ともに各半弓を手に持たり。弓を蛇に喩へ、弓筈を蝎に比したるよりいでたる名と見ゆ。旱地忽律朱貴の忽律は、獅子の綽名なるよし。猶餘はこゝにもらしつ。

○西方聖人

文中子に、或問レ佛。子曰聖人也。曰其教何如。曰西方之教也とあり。これによりて世に西方聖人を佛のことゝす。東坡集に、西方眞人誰所レ見、註云西方眞人言レ佛也。衣被二七寶一從二双狻猊一獅子也、また岳柯が桯史に、余嘗得二東坡所レ書司馬温公解禪偈一、其精義深[illegible]眞足三以待二儒釋之同一時表二其語一而出レ之。僞之言曰、文中子以レ佛爲二西方之聖人一。信如二文中子之言一、則佛之心可レ知也。また元の沙門祥邁が辨僞錄に、史志經云、孔子在レ魯、老子在レ周、以レ魯望二周之洛陽一。故在二西方一。蓋指二老子一爲二西方聖人一也、云々。辯曰、此夫子推レ佛、爲二西方大聖人一之語也。未レ聞下老子在レ周孔子在レ魯、故指二老子一爲二西方聖人一とありて、自注に、唐琳法師對二太宗一之表、張丞相作二護法論一皆引二此文一。佛西方聖

人也といへり。さて－の西方聖人といふこと、もと列子にはたゞ西方聖人とのみありて、佛とも何ともいへるにあらず。文中子にいたりて始めて佛の稱とせしより後世異論なし。しかるに貝原篤信の自娯集に、西方有二聖人一辨あり。云世有下一人之私言、而後爲二天下後世之通論一、人皆信レ之而不レ疑者上。此迷衆之言不レ可レ不レ辨。坦齋通鑑曰、列子述二孔子言一曰、西方有二聖人一、佞レ佛者以爲指二釋氏一而言、皆妄也。國語註曰、周詩誰將二西歸一。西方之人、謂レ周也。孔子果有二此言一、謂二文王一也。於二佛典一何與。篤信按、羅泌路史亦云、列子所レ稱二西方之聖人一者、蓋指二文王一也。今併二按之一、坦齋羅泌之言、恐可レ爲レ得レ之矣。莊子讓王篇亦曰、伯夷叔齊二人相謂曰、吾聞西方聖人似レ有道者一。試往觀焉。分明是指二文王一。蓋周在二西方一。故文王爲二西伯一云々。夫佛法入二中國一也、後漢明帝之時、孔子未レ可レ知二佛之爲一レ人、曷得レ有二其議論一乎。是必後世佞レ佛者所二附會一也といへり。劉氏鴻書に、原始秘書を引て商太宰問孔子孰爲レ聖。孔子亦稱二葛夫氏無懷氏一爲二西方聖人一也、其商之世封二文王一爲二西伯一居二于西方一亦曰二西方聖人一ともいへり。また西方聖人の一説に備ふべし。

○日を呑むと夢て孕

朝鮮征伐記に載する豐太閤の朝鮮王へ賜はりし返翰に、予當二于托胎之時一、慈母夢三日輪入二懷中一とあり。俗説も自據なしといふべからず。これによりておもふに、扶桑略記に、天台山沙門陽勝元是能登國人、其父僧善造俗姓紀氏也、母亦同夢レ呑二日光一、即有二娠胎一。また註畫讃に、蓮師姓三國氏、云々。母清原氏恒仰二朝曦一念誦。夢二日光映一レ胸而娠。なほ唐土にもやゝ似たることあり。搜神記に、孫堅夫人吳氏孕而夢二月入一レ懷已生。策及權在レ孕又夢二日入一レ懷。以告レ堅曰、妾昔懷レ策夢二月入一レ懷。今又夢レ日何也。堅曰、日月者陰陽之精極貴之象、吾子孫其興乎とあり。豐公は

いふまでもなく、孫權も亦尋常の人にあらず。且陽勝日蓮各僧徒の傑出といふべし。

○八百屋お七

世人の口碑に傳ふる八百屋お七が事實は、流布の書には江戸著聞集に見えたり。その中にいへる、湯島の天滿宮へ松竹梅の額をかのお七が自ら書きて奉納したりと世に云傳ふれど、その實は谷中感應寺なる祖師堂に、常住靈鷲山法華最第一と云額を、お七が十一歳の時書て、延寶四年辰春二月と、落款に年月をしるしたるを傳へ誤りしなり。さて罪を得しは十六歳の時のことにて、天和二年戊二月なり。葬所も駒込吉祥寺なるよしに世にはいへど、これも實は小石川指谷町なる、天台宗にて南縁山圓乘寺といふ寺なり。お七が法名は秋月妙榮天和二戌三月廿九日と石碑に彫てあり。天和笑委集といふ天和年間の江戸大火をしるしたる書にて十三卷あり。その書の卷尾三卷には、八百屋お七が事のみを詳にしるしたり。此書は當時の記錄なればさだめて實に近かるべし。このお七が事ははやく淨るりに作りて歌舞妓狂言にもせしからに、兒女までの話柄となれることゝぞなりぬる。予が幼かりし頃は、からくりにお七がことをうたひながら見することのいたく行はれて、兒童の口ずさみにもかの唄をまねたることなりしが、今にその名ごりありて、街にはをり／＼は、お七がからくりを見ることあり。かのからくりのいひ立にうたふ唄の濫觴をおもふに、ふるき小唄をあつめし松の葉の類に、松竹梅と云冊子あり。その中に載る涼の唄の文句に、八百屋の娘お七こそ、戀ぢのやみのくらがりに、よしなきことをしいだして、罪は死ざいにきはまりて、といふこと見えたり。かゝればこれらをやもとゝして作りまうけたるものならん。

○遊女總角が世代

世の口ずさみに、高雄七代、薄雲三代、總角一代といふことあり。高雄は古人の考ありて、世代も事

蹟もいと明かなり。按ずるに、總角は一代にはあらず、兩巴卮言享保十五年に、三浦屋四郎左衛門内に(小)あげまきあり。又享保十九年の細見に、介あげまきあり。元文五年の細見に、しかうあげまき、寛保三年の細見には、あげまきなし。その後延享四年の細見にしかうあげまき見えたり。延享五年の細見、寛延二年の細見に、あげまきあり。寶暦四年あ介げまきしのぶ、同五年の細見に、介あげまきしのぶとあり。同八年に三浦屋の家絶たり。これによりておもへば、兩巴卮言より元文の間に見えたるあげまき一人にて、延享四年より寶暦五年までを又一人とおもはるれば、これにて二代はありとしられたり。これより先正德四年に助六の狂言をはじめてしたる時に、揚卷の役玉澤林彌なり。享保よりはやく已にあげまきあれば、すべて三人はありとおもはるゝものから、猶そのくはしきことは後考を俟のみ。

○甲乙人

寺院の制札に、軍勢甲乙人といふことあり。この甲乙人といへるは深きわけあることにあらず。已に令にもありて一二とか上下とかいふほどのことにて次第をいへるまでなり。古寫本の節用集に、甲乙とよみて注にまた魁殿とあり。軍防令義解に、若有先鋒甲乙斬首五級丙丁四級、次鋒戊己斬首五級庚辛四級者、則是戊己雖不爲先鋒而共功勳過多於次鋒之人、卽以甲乙丙丁戊己庚辛爲歷名次第之類、又云、陣列之法一隊十楯、五楯列前五楯列後、楯別死兵五人卽以前列廿五人爲先鋒、後列廿五人爲次鋒とあり。令抄云、たとへば、

某國某郡軍團某隊

先鋒甲乙某

先鋒丙丁某

先鋒戊己　某
先鋒庚辛　某
先鋒壬癸　某

これにて甲乙人のこと明なり。

○男子の化粧

男子の化粧することは、白河院の頃より始るともいひ、あるひは鳥羽院の御時に、裝束を強張にして、ふくさ裝束あらためられしは、花園大臣のきらを好まれし故、仰せ合されしかば、その時より紅粉を粧ふことの始れるにやといへり。今按に、さもあるべくとおもはるゝよしは、海人藻芥にもそのこと見えたり。神皇正統記も、鳥羽院のころより裝束もかはれるよししるされたり。男の眉ぬきかねつけしことも、とりかへばやの物語にも見え、明月記、嘉祿二年七月廿七日の條にも、成實直衣初の所に、鐵付眉作りといふことも見えたり。猶これより先に、清少納言に、とねりが顏のきぬもあらはれ、白き物のゆきつかぬ所は、まことに黑き庭に雪のむら消たる心ちして見ぐるしきとも書たれば、さる賤き舍人さへ白粉つけたりと見ゆるなりと、類聚名物考にいへり。

○華甲重逢

六十一歲を本卦がへりとて、生年の支干にあたるをもて生誕の日をいはふこと世のならはしなり。唐土にてもあることにて、本卦がへりを華甲重逢といへるよし、明の陳白沙集に詩あり。また七十七歲を喜賀、八十八歲を米年といへり。喜賀とは喜字の草體を、㐂とかくによれり。橘窓自語に、四條隆蔭卿權大納言正二位にて八十八歲の時、依レ勅米字を書く。請人貴賤八千七十五人に及べりと聞つたへたり。延

文年中すでに米字をかくことありと見ゆといへり。按に、運歩色葉集に、米年は八十歳のことゝす。また幸菴對話に、人八十八齡にして、米の字を俗家に書くことあやまりなり。堂上方には八十歳にて書なり。よねは八十の人と書よねなりとあるを併せおもへば、八十歳を米年とすること據なしといふべからず。さて高年長壽の人は、古しへより尊敬することにて、恩賜のあつかりしためし、國史にも見えたり。近く江村專齋などのはなしは畸人傳にもしるして人のしるところなり。安永五年世上高壽のもの御尋ありしに、都て書上たる者十餘人に及ぶ。みな江戸の人にて、百歳以上にて、九十歳を寂下とす。大方武家の中長壽の人多し。その中お玉が池の大工喜兵衛といふものゝ祖母百廿一歳になりし、この老婆八百屋お七が帶解の小袖を裁縫せしよし常にものがたりしけるといへること、我衣に見えたり。

〇嬰兒の手あて

嬰兒はものいはぬものなれば、すべてのことどもをかたはらより察して養育も治療もするものなれば、小兒科を啞科ともいひて、啞をあつかふに同じといへり。小兒の養育治療の書も亦少からず。されど余かつていふ、五雜組に、保嬰論云、若要二小兒安一可レ帶二三分饑與一レ寒此格言也。終身守レ之可也といへる、知言といふべし。因云婦人產後乳のいでざるもの富豪なるものは乳母をもて嬰兒を養ふべけれど、貧賤に至りてはこれに充るの食たく、はてには嬰兒の病を引いだしなどすること常に見ることなり。近ごろ乳の粉といふ物を製して坊間に鬻ぐものあり。世の乳にともしき嬰兒を救ふことその功最多し。しかれども坊間のもの、あるひはその製麁なるものあり。予最上氏より聞たる製法精凡すぐれたりといふべし。

餅米の寒晒を水にてときゆるめ、ひめ糊の如くすべし。茶碗に壹ぱいほど一日の食料に充つ。水飴一

匙ばかり、右の寒晒の中へ入るゝなり。かゝれば飴にて米粉融化してことさらゆるくなるなり。世上にては砂糖を用ふるよろしからず。焼鹽、白牛酪この二味桐子大ほど入るべし。世上にてはこの二味を入れず。鹽は腹中へ入りて育ひとなることその功あり。白牛酪は鮫皮にておろし末として入るゝさてその飲ませやうは常のごとくにてよろしけれど、よく／＼飲せこゝろみて嬰兒の飲よきやうにすべし。

〇天時占候

古諺に云、朝霞不レ出レ門、暮霞走二千里一といへり。朝霞は朝やけ、暮霞は夕やけなり。朝やけは雨ふり、夕やけは晴るゝ兆なりといふ諺なり。予年ごろ試むるに果してしかり。俗間いひ傳ふる天時の占候いと多し。今たま／＼記臆するもの數條をこゝにしるす。巳時に晴るゝ雨には傘をはなしがたく、又未時にはるゝ雨には蓑笠を脱ぐ。」また夜中に晴るゝ雨は日あらずしてまた雨ふるものなり。」明星地を照すも明日雨ふるの兆なり。」朝に鳶なけば雨ふる、夕に鳴ば晴を主る。又朝夕ならで鳴は風吹いづる兆なり。鳶は泉流も井水も飲まず、雨ふればおのが羽をうるほしてその滴を飲もの故に雨ふらんとするを知りて飛鳴すといへり。蜉蝣の群飛ぶは風のふく兆なり。また舂くごとくむらがり動くは雨の兆なり。」山を望むに近く見ゆるは、雨ふる。晴天には遠く見ゆるものなり。これはたとへば、茶わんに水を入れその中へ錢一枚を入て四五歩も退きてこれを見るに、錢見ゆるなり。是は水氣によりて底なる錢の見ゆる て浮くにはあらず。雨ふらんとする時、山の近く見ゆるもこの水底の錢とおなじ理なり。雨歇んとする時は、茅屋の上に烟り透り升るに、はたして天氣なり。」夏日の旱天に畠などにある蜘の巣に、白く霧のかゝりたる時はかならず天晴るゝなり。」井の水の濁るときは、また雨ふる。」高き木に風あ

て、木の葉うらを見する時は翌日雨あり。」犬圃中をほり穿て伏する時はかならず霖雨なり。」狐鳴ときは三日の中に雨ふるなり。」

朝霧の空より晴るゝときは天氣よし。地よりはれて空に收るは雨なり。おもふにこれは雲霧の空にたちのぼる時は、冷際にいたること近く凝結て雨となるゆゑなり。

赤とんぼの北へ飛ゆくこと少き年は雪多くふらずといへり。かゝれば豐兆にあらざるに似たり。また杜鵑のまれなる年は雷鳴ことしば／＼なりとかや。これは豐兆なるべし。

暦の下段に田かりよしとある日多き年は、稲のみのりことの外によろしといへり。十度あるはあまりにでき過てかへつてよろしからず。八九度ぐらひあるをよしとせり。何事も十分はあふるゝといふ戒は常にあるべきことゝおもふべし。

農家にていふ諺に、彼岸太郎、八專次郎、土用三郎、寒四郎といふことあり。これは彼岸の節に入りはじめの日天氣よく、八專は二日め、土用は三日め、寒の入りは四日め、天氣よく晴れて寒暖も順におだやかなれば、豐年なりとて、その日の快晴を祈るとかや。

宋の孔平仲が談苑に、江南民言、正旦晴、萬物皆不ㇾ成といへり。これもためし試むるに果してしかり。

○梅風

雨の節に入るを入梅といひ、あくるを出梅といふ。芒種中五月の前の壬を入梅とし、小暑節六月の後の癸を出梅とするよし本草綱目に見えたり。しかれども、時として陰晴定まらず、時節のわかちがたきことあり。其時には花葵の花咲そむるを入梅とし、だん／＼標のかたに花の咲終るを梅風のあくるとしるべし。暦は算法に拘泥することなきにあらねば、天時の花艸にて節氣を知ること正しとかや。ためし試

むるにたがふことなしとある人いへり。

○大風大水を知ること

知風草といふ草あり。和名をちから草とも風草ともいふ。茅に似たり。そのふしの有無を見て、その歳大風のあるなしを知る。節一ツあればその年一度大風吹く。二ツあれば二度ふく。三ツあれば三度吹。

本にあれば春吹く。中にあれば夏秋ふく。末にある時は冬大風ありと、鄙事記に見えたり。又蘆葭の葉にて出水を知ること、その年の氣候によりて洪水といふまではあらずとも、田などに水押のあることあり。然れば湊田河付などの田を作る人はこれを心得て、たとはゞ今茲は水三合いでんとおもはゞ、河付にて植出のいでくる地なりとも用心して、水に逢ても稻のいたみにならぬほどのところまでうゑてよ

し。さてその水の出るを知るには、二月三月の頃蒹葭の若ばえの葉をとりて見れば、こゝに圖するが如く、葉にくせありて節あるものなり。此節一ッあるは出水一度なり。もし二ッあらば二度、三ッあらば三度水出るとしるべし。水の多き寡はこの節につきりとあらば大水いづるとしるべし。もしかすかにあらば出水すくなく、五分七分それは節のありやうを見て定むべきなり。月を知るには芦葉を中央より二ッに折て二枚となし、それを二枚のまゝにて又三ッに折て開き見れば、折め六段につくなり。さてこれを月に配當するに、正月より三月までは出水の節にあらず。十月より十二月までもまた水の出る時にあらざれば、春の三ケ月と冬の三ケ月とをば捨て、葉の中の折めに入れず、四月より九月までの六ケ月を割つくることにして、葉の本の方の一段を四月、二段を五月と、段々に九月まで順に配當して、其月に當りたるところの節にて、某月出水といふことを知る。又その一ケ月の中を上中下に十日づゝ三ッに割て見れば、上旬の出水か下旬の出水かといふことも明白に分ることにて、其驗數年ためし見るに聊もたがふことなしと、小西米重が物がたりなり。されば此事をひろく傳へて益あることなれば、今こゝに載。その圖を出せり。

この圖の如く四月より九月までを順にわりて見れば、節のありどころによりて某月出水といふこと知らるゝなり。今の圖にては、七月十日ころの出水なり。餘の月もこれになぞらへて知るべしと穗立手引草にいへり。

○雨足風手　雲海

風はよく物を動かすこと手あるがごとく、雨は一むらふり過ることと足あるが如しとて、風の手雨の足といふことあり。雨の足は唐山にてもふるく雨足とも雨脚ともいへり。晋の張景陽が雜詩に雲根臨二八極一、

雨足灑四溟又云翳々結繁陰森々散雨足と文選に見ゆ。蘇東坡の詩に疎々雨脚長などゝもいへり。和哥にも平兼盛集に「君をおもふかずにしとらばをやみなくふりしく雨のあしはものかは」蜻蛉日記にけふは廿四日雨のあし、いとのどかにてあはれなり。「ふる雨のあしともおつるなみだ哉こまかに物をおもひくだけばなど見えたり。風の手といふことかつてものに見えず、白樂天の謠曲に、手風神風に吹もどされてとあるを、拾葉鈔に風の手と哥によめば手風とはいふなりといへど、古哥にも風の手とよめることは見およばず。ある人は王渥詩に、平生敏疾如風手力振臺綱事所難と云を據とすれど、この如風手とあるは、敏疾をたとへて風の如き手といふことにて、風の手とは自その義別なり。また雲海といへることあり。淸の袁枚が游黃山記に食頃有白練繞樹僧喜曰、此雲鋪海也。初濛々然鎔銀散綿、良久渾一片青山群露角尖類大盤凝脂中有筍脯眞現狀。俄而離散則萬峯簇々仍還原形と見えたり。呉梅村などが雲海を詠ずる詩あり。願豐漫書に、晦菴劉少師健爲庶僚時、奉命往祀華山正及夏日晦菴與客高登、顧山下白霧彌漫若大海然。而山頂赤日了無纖翳。また佩文齋詠物詩選に載する、元の黃石翁が望雲の詩に、日出五丈高白雲浩如海といへるなど、はやく已に雲海のおもむきをいへり。

○雪の竿

信州越後北陸など雪の深きを知るに棹に一丈までの寸を竿に刻みて水の高さを見るが如くにしてはかるを雪の竿といふ。夫木鈔に載する、大炊御門爲佐の哥に、

越の山立おく竿のかひぞなき口をふる雪にしるし見えねば

とあるこれなり。さて越の雪け、世人のたとへぐさにもいひ出て、かの國人のあらはしゝ雪譜といふも

のもあれど、その越後よりも越前、近江の國境なる湯尾峠あたりなどは、すこしといふが五尺ばかりにて、大雪といへば一丈よりも深くつもれるとぞ。また越前大野、能登の邊、いづれも越後より雪ははるかに深しといへり。

○節序の賣物

南畝翁の筆のすさみにかゝれたるものに、正月の削掛は門松の木をけづり、又は柳にても削りしなり。二三十年このかた、削かけ〳〵とて、賣ありけば、誰もけづるものなし。盆の精靈祭の團子をさへ賣に來れば、うす引家もまれになりぬ。靈棚の杉垣をつくりたるも我わかゝりし頃はなかりき。七月十六日のあしたに、精靈さまのおむかひ〳〵とて、靈棚を崩せしものをも買にくれば、世は便利にのみ走り行て、はて〳〵は飯も汁も朝ごとに買ふて食ふべし。五月の本手の鎗、または纏など瀧がへしの紙もてつくり、價もいやしかりしが、今はなし。盆太鼓、團扇太鼓とて、紙にてはりしものをうりに來りしが、これもやみぬ。よろづの玩物も價高きものゝみありて、いやしきはすくなし。かゝる時に逢ひて錢のなきを歎くものあるもをかし。錢のなきは必然の理なりといへり。この記は文化六とせの頃、翁が金杉に僑居のをりからしるされしなれば、二三十年といはれしは明和の頃なるべし。

○奉公人出かはり

近世武家編年略に、寛文八年十二月十六日、新有レ命曰、舊例江戸士民之家入仕之奴僕、以二二月二日一爲二放遣之期一。來年以後須下以二三月五日一爲上レ期。又安齋隨筆に、江戸奉公人三月五日出代りの事、その前は二月二日に出かはりしが、明暦三年丁酉正月十八日江戸大火事により、その年三月五日に出代りすべきよし仰ごとありて、夫より毎年三月五日となりしよし見えたり。この說いづれか正しからん。むか

しく物語に、昔は家來家の出かはり二月二日なりしが、寛文八申年より三月五日になるといへり。されども今にても越後あたりより冬の人ごろ江戸へ奉公に出くるを世に冬奉公人といへり。これは春になれば、二月二日に一統國にかへれり。是のみむかしの名殘にはありけるなりと思はるゝを併せおもへば、編年略の說正しとすべし。再案ずるに、寛文八年二月一日江戸大火あれば、安齋のいはれし明暦大火は寛文の火事をあやまり傳へしにはあらずや。そは二月一日大火あるによりて、二日の出かはりを三月五日までのばしたるが、そのまゝ通例とはなれるなるべし。

○しきせ

召つかひの者に時の衣服を給するをしきせといへり。文字には仕著、あるひは四季施などかけり。書言字考に見えたり。古鈔の曾我物語に、四季をり〳〵の小袖をたまひといふことあり。かゝれば四季施とかゝんこと義におきてかなへるとおもひ居たりしに、他日琉球の中山傳信錄に、春秋四季賜袍褂衫褌といふことのあるを見出たりしが、猶ふるく鑑眞東征傳に、四季給時服ともあり。おもふに四季施と書る施の字おだやかならず。四季著の約語なるべし。

○彼岸

彼岸といふは、もと佛語にて到彼岸といふことなり。さるを暦本に書くはへて春秋分の時節の名目となりしは、いつのほどよりかいひそめけん。暦林問答集をはじめこのかたの書どもに、たしかに證據をいへる說も見えず、今は彼岸を農事の助にのみ暦にしるすことゝぞおもはるゝ。天野信景が鹽尻に、日本後紀、延暦二十五年二月官符、應三五畿七道諸國轉二讀金剛般若經一云々。宜下使二國分僧一春秋二仲月別七日存レ心奉中讀之上云々。是爲二崇道天皇一也　信景云、春秋二仲一七日佛事、蓋和俗彼岸會權輿歟。讀二金剛

般若經一而起乎。然延暦二十五年春分中日彼岸會之始也と見えたり。この説正しく僧徒などが附會の説とは懸隔せり。

〇八朔白小袖

今吉原にて、八朔には遊女のかならず白小袖を着ること、むかしよりのならはしなり。その説洞房語園吉原大全などに見えて、薄雲が瘧をわづらひし時のよそほひとも、又は夕霧が病中ながら客を迎へしすがたともいへども、もと時候にかゝはらで小袖を着用することは、遊女も俳優もよそほひを専らとすればなるべし。しかはあれど、八朔にしろきを用ふること、ゆゑなきにあらず。その證は古來禮家の服色にて、はやく宗五大草紙にも、古は八月朔日より袷をめしたるとて候とあれば、袷をきること已にその來ることふるし。かゝれば遊女の綿入を用ふるは、かの地ばかりのならはしなるべし。また秋艸に、七夕八朔白かたびらをきること七月八月とも秋の季なり。秋は西方金氣の司る時なり。金の色は五色に取て白なり。この故をもて白帷子を用ふるなりともあれば、遊女の白小袖も、かの廓にての傳説はもとより附會にて、古禮のなごりとこそいふべし。

〇純子の上下

禮服には貴賤ともにおしなべて麻上下を着用することなり。その外には龍紋絹の小紋などにかぎれり。昔は仕官の人なども繻子純子の上下を着たるなり。今も越後の農家などにて婚姻などはれの時は、純子錦の上下を用ふときけり。戯場にては常のことなり。これらもみな古風のなごりといふべし。むかし純子の上下を着たることの物に見えたるは、寛永頃の記錄に、青柳某といふ人の、純子の袴、くゝり股だちこて、羅紗の雨羽織、數奇屋足袋、高木履に、下人に傘をさゝせ通りけるといふこと見え、また

白石遺稿に、むかしはしかるべき仕官の人は大かた緞子繻子等の裏付候上下を用ひられ候と承り及び候、ある人の親父は、しかるべき御役をつとめ、世のもてなしも大かたならず候人にて、齢もその頃五十計にても可有之。しかるに唐織の緞子の上下たゞ一具にて、日夜の昵近をし候て、君のかくれさせ給ふ御あとまでも存生にて候ひしが、その上下のきれにて候とて、その子息の時に茶入の袋にせられ候をそれがしも見たるに、花色の小紋なる緞子にて候ひきとあり。今よりおもへば、純子の上下を着用すること奢侈に似たれども、たゞ一具にて日夜の昵近を勤められたるは、かの晏子が一狐裘三十年の類にて仰慕すべし。

○野寺の鐘

回國雜記に、野寺といふところ、こゝにも侍り。これも鐘の名所なりといふ。此鐘、いにしへ國のみだれによりて土のそこにうづみけるとなん。そのまゝ堀いださゞりければ、

音にきく野寺をとへばあとふりてこたふる鐘もなき夕かな

と見えたり。この野寺といふは、武藏國新座郡野寺村にあり。近きころ此寺のあたりにて、ひとゝころ薯蕷づるの生いでゝ、ぬかごの常よりも大きなるができたれば、土地のもの彼つるのやうすにては、薯蕷も亦大きかるべしとて、堀りて見れどおもひまうけしよりも、薯蕷のいと少さければ、猶深く堀りて見んとて、よりつどひてほるほどに深く堀たれば、鐘の龍頭にほりあてたり。いとふしぎにおもひ、やがてその鐘をほり出して見るに古鐘を得たり。その銘には野本寺とあり。これ即 回國雜記にいへる野寺の鐘なり。薯蕷のつるをほるとて得たれば、土人はいもの鐘と稱するとぞ。輪池翁の物がたりなり。

○黄金の壺

河内なる打上村といふところにて、むかしより山中に石の蓋をせし壺の土中よりいさゝか現れ見ゆるがあり。いつとなく、あたりの者もかれこれ見しりたれど、大かた古墳などにてやあらんとて、そのまゝにてありしが、安永三年の七月十三日に、ある人行て、かの壺の蓋をとりて見るに、内に又壺を入れこにしたり。その蓋をもとりて見るに、又その内に色くろき壺あり。さて密にもとのごとくにして歸り、その夜又ゆきて壺を堀いだし見るに、そとなるは陶器にて高サ五尺ばかり、その内なるは三尺ばかり、又その内なるは、色くろみ銅器にて六角なる壺なり。瓔珞を覆ひ蓋もあり。蓋のうらに、明骨と彫付あり。その壺の中に骨ものこり朱もいさゝかありて、水たまりてゐたり。やがて持かへり、その次の日大坂の町へもち行き、商人に賣ことをはかるに、商人彼壺をよくよく打見ていふやう、これは黄金の壺にて商金の品なればたやすくは買請がたし。そのところの村役人よりあかしの文書を添たらん上に價銀をまゐらすべしといひしにより、再び持かへりたりとぞ。その壺蓋とも掛目四貫六百目あり。かゝればその價を廿兩がへに積りて金千六百兩餘になれり。この事は一話一言に見えたり。

世事百談巻之二

○物化

譚子化書に、老楓化爲羽人、朽麥化爲蝴蝶。自無情而之有情也。賢女化爲貞石、山蚯化爲百合。自有情而之無情也といへり。已に生物に胎卵濕化の四生あり。されば鳥獸昆蟲の變化することは、ことさらにめづらしきにもあらず、月令に田鼠の鴽に化し、雀の蛤となることをしるし、孑々の蚊となり、毛蟲の蝶に化するなどは、世の人常に目なれて奇とするに足ず。なほいまだ見聞にふれざることゝいへども、亦理外のことにあらず、蛸魚に柳蛸魚といふ一種あり。そは蛇の化したるものとて、食ぬ人もあり。獨醒雜志に、蛇の蟠りながら鼈に化したることをしるしたり。山居四要に、鼈腹有蛇蟠痕者不可食といへり。地蟲の蟬に化すもつねのことなり。東遊記には、竹根の蟬に化したることをしるせり。またあら海布を刻みて、泥土に交おけば蛭に化し、鼠尾草を蒸して濕地におけば、なめくぢと化り、蕎麥がらにて泥鰌を造り、鼠の糞にてげぢ〳〵をこしらへるなどの類、あぐるに遑あらず。西域聞見錄に、夏草冬蟲とて夏は草の葉岐に出て韮のごとく、その根朽木の如くにて、冬に至れば葉枯て、その根蠕動化して蟲となるといへり。この夏草冬蟲のこと諸書に見えたり。醫賸に詳なり。又三河にては、螻蛄の艾草に化することありといへり。まれ〳〵には、土人はまのあたり見ることゝぞ。螻蛄の平地にひしとつきて、動ずにしばしあると、それがすぐに根となりて、艾草の生いづとかや。その圖草木性譜に見えたり。この條なかば書さしたるをりから、友人畑銀雞訪來りしかば、予物化

のことといひ出たるに、さればとよ過しころ、おのれ草津に遊歴のかへるさ、松井田と安中とのあひの宿に、原市といふところあり。そこを通りしに人あまたつどひゐて、何やらさゝめきけるゆゑ何事にやと立よりて見しに、道の傍なる柿の木に桑蠶のとまり居たりしが、頭ははやく反鼻に化りて、體はまだ蠶なり。こはめづらしとおもふものから、なほ人々をおしわけつゝ近くよりて打見るほどに、口はいとおほきくさけて、體は見す〳〵延ると見えて、動脈の運動體の上にあらはれて、見るも氣みわろき心ちす。一人の老婆そばにありていへるは、桑蠶を取りて柿の木へうつしおくときは、三びきのものならば、必ひとつは反鼻に化る桑蠶あるものとぞ。さればいかなる桑蠶の變化するにや。その見わけはおのれもしらざれど、いづれ四五日を經れば、全身こと〴〵く反鼻となること、わかきころよりいくたびも見たり。銀雞は金雞道人の子、その家奇品を藏す。六足蛙あり。三足なるものは本草にも見ゆといへり。六足

のもの古にもきかざることとぞ。

○下野國藥師寺

下野國河内郡なる藥師寺は、國史にも見えて三戒壇の一なり。むかし鑒眞和尚我朝へ律部を傳へ弘め給ひし時、聖武上皇の詔によりて、東國の沙門は此寺の戒壇にて受戒すべく、西國の沙門は筑紫の觀音寺にて受戒すべく、中國の沙門は大和の東大寺にて受戒すべしとて、三所の戒壇をば定めたまへり。これ今世にて、本寺本山といへることのはじめとはおもはれたり。鑒眞和尚のことは、宋の高僧傳、扶桑略記、元亨釋書、本朝高僧傳、及び思沌の東證傳に見えて、人のしるところなり。驛場より三町ばかり入て前藥師堂といへるあり。鐘樓のわきより本堂にいたれば、藥師如來を安置し、左右に弘法興教の二大師をおき、前に鈴杵等を　たり。住持の僧と見えしは草鞋をはき、井のほとりにて鋤を洗ひてゐたり。知事僧と見えしは襤褸の衣を著して、竈下に火を焼けるさま、誠に僧のかたちとは見えず。僕は二三人もありて、農事をなすことゝ見えたり。寺僕に案内を頼みて、戒壇の古跡を尋ねもとむるに、組物立ての六角なる堂ありて、中に誕生の釋尊の像を置けり。戒壇を建るには作法ありて、具には南山の行事鈔などにも見えたれど、この堂は戒壇の制法には少も似ず、秋の草のみ芊々として茂りて懐古の涙に堪がたく、こは末法とはいひながら、如來の教法は世に盛なれども、戒律のかくのごとくおとろへたることを思ふて、去るにしのびざるのおもひあり。人みな戒壇下には、天竺の土ありとて床の下に入りてとるものあり。鑒眞の傳を案ずるに、祇園精舍の土三斗を携來りて、三戒壇の下に埋むことあれば、據どころなきにあらず。それより竹樹の中を分けて、寺のうしろに至るに、この所を堂跡と字せり。塔跡か堂跡か。俚言にて明らかにわきまへ聞えがたし。餘の古寺の跡とはさはりて、

礎石は一所も見えず、たゞ碎瓦のみ路のかたはらに彌滿せり。たま〳〵藥師寺といふ字ある瓦ありといへり。四方に盛なるものは只麥稗の類ひにして、見るべきものさらになし。この寺を安國寺といへり。されども古の藥師寺なること疑ひなし。足利將軍のとき一國に一寺を建て、安國寺と名づけたり。おもふに此寺もその時に寺號を改めしものならん。天子詔ありし寺號を、武將の命にて改めかゆること心得がたけれども、時の勢ひなるべし。さて寺をいでゝ驛に至る右の方に、舘あとゝいふ所ありといふ。これは藥師寺次郎左衞門が屋敷跡なるべし。左の方龍興寺なり。今は燒失して小堂小屋のみあり。堂の左に小き木戸ありて、その內に小高き岡あり。これを弓削道鏡の墳といへり。上にひとつの古碑あり。文字存せずいとふるきものと見ゆ。下のかたはらに鑒眞の塔あり。そのかたちまた道鏡の碑に似たり。しかれども正面に鑒眞大和尚、左に天平寶字の年號あり。おもふに碑は古物なれど文字の漫滅したれば、後世彫加へたるものと見えたり。前に菩提樹を植たり。これ又鑒眞の菩提樹子を將來のこと僧傳に見えたれば、その緣なきにあらず。この地にて遷化にはあらねども、戒壇を開きし律の鼻祖なれば、この所に塔を建たるなるべし。五百年ばかりさきに、密嚴律師の藥師寺を中興して、戒律を弘め給ふこと本朝僧傳に見えたれば、この菩提樹はその時に植たるもしるべからず。今按ずるに、扶桑略記にて見れば、唐にて鑑眞の寺を龍興寺といふ。また僧傳に鑑眞の入滅を聞て、唐の龍興寺にて大法會を修することあれば、この墳寺をも龍興寺と名くるなり。二寺とも藥師寺の遺跡なれども、安國寺は本坊、龍興寺は一院にて、墳寺の殘りたるなり。故に安國寺には古瓦多し。龍興寺には古瓦を存せず。これをおもふべし。藥師寺驛小亭の燈下にしるす、駒山西教寺潮音」この一條は駒山師かの地に遊歷の筆記より鈔しおきたるなり。駒山師は大藏はさらなり、和漢の博識にてことに華嚴經に精しく、予も曾

て倶舎論の講談を聞たることあり。著す所出定後語を辨破したる、摑裂邪網編印行して世に流布す。

○道成寺

道成寺の謡曲の安珍淸姫がことは、もと法華驗記に見えて、寡婦と旅僧の事として名をしるさず。元亨釋書の安珍が傳に、その事をしるして安珍がことゝせり。日高川の綺詞、あるひは道成寺の綺詞ともいひて、安珍がことを繪がけるもの三巻あり。又賢學物語とて、賢學といふ僧のことゝして作れる畫巻一巻あり。その道成寺のことを謡曲に作れる時に、安珍にまなごの庄司が娘淸姫が、戀慕するよしに作意して、かつ許多の脚色をそへたり。おもふにまなごは、氏にはあらで異名なるべし。あまりに娘をふかく寵愛するといふ心にて、愛子の庄司とは名づけしなるべし。されば謡曲の文句にも、庄司娘を寵愛のあまりになどいふこともあり。愛子をまなごとよめることは、万葉集の歌に、

母之最愛子
人ならばおやのまなごぞあさもよひ紀の川上のいもとせの山

また催馬樂の我門に、まなむすめといふ詞も見えたり。

○寺を瓦葺といふ

神宮の忌詞に、寺を瓦葺といへり。異稱日本傳に、本朝舊制皇宮用檜皮葺佛寺用瓦。故神事忌言佛寺曰瓦葺。出延暦儀式帳、延喜式等書とあり。おもふにそのかみは、貴人は檜皮葺を用ひ、賤民は板屋茅葺など常のことなれば、和歌にも、板屋もる月茅がのき端などよめり。只寺院は壯麗を専らとすれば、瓦葺に造りしなるべし。さて唐土にもやゝ似たることあり。孔平仲が談苑に、羌人最重佛法。　者皆板屋惟以瓦屋處佛と見えたり。

○さしもぐさ

實方朝臣の歌に、

かくとだにえやはいぶきのさしもぐささしもしらじなもゆる思ひを

このさしもぐさの、さしといふ詞、百人一首の諸註釋も多かれど、明解なし。さすとは灸をするゐることなり。鍼灸ともに肌にたつるをさすといへり。陸佃が埤雅に、醫用艾灸一灼謂之一壯者、以壯人爲法。其言若干壯、謂壯人之一。當依此數。老幼羸弱量力減之。これ灸をすゆることを何壯といふ尋常の說なり。されど楊子方言に、凡草木刺人。北燕朝鮮之間謂策。或謂之壯とあるによれば、鍼灸ともにさすといふべし。かゝれば壯も刺も同じ義にて、灸を一ツするゐるを一壯といふのみ。壯人によりて數を定めしといふは謬りなるべし。

○京間　田舍間

間數に京間、田舍間の二やうあり。京間といふは豐臣太閤の時、壹丁は三百六十歩なり。これは一年三百六十日にして、民の食料一日に壹歩づゝの積りにて、六尺五寸四方なり。田舍間は慶長以後に、壹丁三百歩の御定めとなりしゆゑに、六尺縄を用ふることゝはなりしなり。

○格天井

組たる天井を、がう天井といへり。文字には書言字考など合天井とあれど、いかにぞやおぼつかなし。格天井とこそかくべきが正字たるべし。格は隔と同じ四方に組たるをいへり。格をかうと唱ふるは音便なり。已に格子をかうしといふにてもおもふべし。その後閑情偶寄を見るに、天井のことを頂格といへり。これ卽格天井なり。

〇片岡山の贈答和歌

太子と達磨との片岡山にての贈答の和歌は、書紀はいふもさらなり。法王帝説にも見えず。其ものに見えたるは一心戒文よりふるきはなし。また片岡山の飢人を文殊菩薩なりといへるは、俊祕鈔、奥義鈔等に見えたり。かの贈答の歌は、妄誕無稽なること辨ずるに及ばず。殊に異說あるは妄中の妄にて、夢中に夢を說の類とはいふべし。

〇蘇迷魯の山の歌

大雜書の卷首に、須彌山の圖ありてその傍にある歌に、

北は黃に南は靑く東しろ西くれなゐにそめいろの山

とあり。この四方の配色は、須彌山の北は金山、西は紅玻璃、南は吠琉璃峯、東は銀山なり。かつ須彌山を梵語に蘇迷魯山といふ。飜しては妙高山と釋するをもてなり。されば蘇迷魯を、染色にいひかけたるいとたくみによめる歌なり。此歌を日本紀通證には、和泉式部の歌とすれど、據なければ信がたし。謠曲の歌占に、須彌をよみたる歌にて候とて載たり。この頃應仁記を見に、京師のありさまをいふ條に、毘沙門谷に梅坊百梅を盡して木密にきり山を作りて、色々に谷嶺をこそ通しけれ。北は黃に南は靑く東白西紅にそめ色の山とは、この事にやありけりと、いはぬ人こそなかりけれと見えたり。かゝればむかしはこの歌、專ら人口に膾炙して、ことわざにもいひ出けることゝぞおもはるゝ。

人口に膾炙する和歌

世人の戒めにいへる歌に、

そりたきは心の中のみだれがみつむりのかみはとにもかくにも

これは鴨の長明が歌なり。

　何ゆゑに捨ける身そとをり／＼は姿にはぢよ墨ぞめの袖

これは圓光大師の熊谷蓮生にしめされし歌なり。繪詞傳に見えたり。

身を捨てこそうかむ瀬もあれといふ歌の下句、人口にもいひ、かつ撃劍家の傳書といふものなどにもしるしつたふれども、上の句を知るものまれなり。空也上人の詠歌なり。繪詞傳に、

　山川の末にながるゝとちがらも身をすてゝこそ浮むせもあれ

また、尤草紙のうかぶもの〳〵しな〳〵といふ條に、

　ものゝふのやたけ心のひとすぢに身を捨てこそうかむせもあれ

また世人の口碑に傳ふるには、

　河水に流れながるゝちから藻も身をすてゝこそ浮む瀬もあれ

かく異同ありといへども、空也上人繪詞傳なる歌、しらべもよく正しといふべし。

四月八日に家ごとに厠にはりおく歌、

　ちはやぶる卯月八日は吉日よ神さけ蟲をせいばいぞする

この歌は蟲よけなるよしにて、都鄙ともにする風俗なり。これにも所によりて歌の詞異なるあり。周防國野上の里の邊にては、

　年々の卯月八日は吉日よ尾ながのむしをせいばいぞする

予過しころ日光道中の間久里なる秋田屋といふにて見しは、

　今年より四月八日は吉日よ神さけ女郎せいばいぞする

とあり。この蟲よけの歌のこゝろ何ともわきまへがたし。曳尾菴の說に、この歌は神職の佛をいやしめたるなるべし。そは四月八日は釋迦の誕辰なり。さて神は佛を忌み避くることにて、神宮の忌詞にも佛をなかご、經をそめがみ、僧をかみながなどいへり。神さけむしは佛をさしていへるなり。むしといふ詞は、物をいやしめのゝしる時の詞にて、涕泣するものを泣むし、柔弱なる者を弱むしといふ類ひ俗にいと多かり。されば佛生日に、神さけむしの佛を成敗する今日こそ、吉日なれといふことならんか。その歌を厠にはりおけるは、ことさらに不淨なる所をもとめ置けるなるべし。

正月二日の夜、はつ夢とて家ごとに、寶船の繪を枕にしくこと、むかしよりのならはしなり。その寶船の繪に、

ながき夜のとをの眠のみなめざめ波のり舟のおとのよき哉

といふ回文の歌をかけり。この歌もその意何ともわきまへ解しがたし。柳亭翁の說に、この歌は九月頃の詠吟なるべきを、いつのほどよりか初夢にして、寶船には書きくはへけん。歌のこゝろは、長き夜すがらに十府にねふるとなり。十府は、十府の菅薦などふるき詞にて、十府の枕といふこともあり。舞の伏見常磐に、とふのうらなしといふことも見えたり。かくあるによればすべて敷ものをいへるか。みなめざめは回文なればしひて說べからず。なみのり船は、船のつくりやう常とは別なるか。俳諧世話燒草の附合に、戶といへるになみのり船とあり。かゝれば、波よけに戶などある船などにもあるべし。この歌假字づかひの訛り、詞のことわりなくとゝのはざるは、回文なればなるべしといへり。

○こさ笛

蝦夷人の吹けるこさ笛といふものは、長さ壹尺五六寸より二尺までにて大小あり。吹口に竹の管を入

れて、異木の皮をぐる／＼と卷て、丸く制したるものなり。

古歌に、

こさ吹ば曇りもやせんみちのくの蝦夷には見せず秋のよの月

おもふにこゝに圖する笛は、こさ笛といふものなるべけれど、古歌の意は笛のことゝはおもはれず。龍宮船といふ書に、蝦夷人のこさ吹くといふことは、かの地の人は霧を吹出して、吾身を隱す術ありて、せんすべなくせまりたる時は、かのこさを吹きて身をかくすよしいへり。その事の虚實はともあれ。歌のこゝろはそのことをよめるに似たり。

○神社の位階

神社に位階を授くることは、尊卑をわかつためにはあらず。これは正五位なれば田十二町、正四位なれば田二十四町を奉らるゝなり。かゝれば、正一位なれば田八十町の神領を寄附するなり。これを位田と云。くはしきことは令の定めのごとし。さるを今は一歩田もなく、有名無實にして、稻荷とさへいへば、必正一位なるものと世にも思ひ、社家よりも免許することいとをかし。

○氏神

俗にうぶすなの神社を、わが氏神と心得たるはあやまりなれど、いつの頃よりかいひならひけん。臥雲日件錄に、世人以神明主于我所生之地謂之氏神と見えたれば、近きことにもあらざるべし。もと氏神といふは、藤氏は春日明神を祭ることぞ、わが氏の神をいふなり。伊勢物語に、むかし二條の后まだ春宮の御息所と申けるに、氏神にまうで給ひけるといふことあり、これは大原野の社をいへり。古今和歌集には、すでに大原野にまうで給ふと書り。藤氏の氏神は春日明神なれども、京よりは道のほどもいとゝければ、仁明天皇嘉祥三年に閑院左府冬嗣公のはじめて平安城大原野に勸請ありて、ながく王城ならびに藤氏の守護神とはし給ふよしなり。吾妻鏡に、平家の氏神といふこと見ゆ。これは平野の社をいへり。平野を平氏の氏神とするよしは、古事記傳にも見えたり。また源平盛衰記に、八幡の神松名を護り玉ひし所なれば、神護寺と名づけたり。故に此寺を和氣の氏寺なりとあり。神社のみならず氏寺もありと知るべし。猶氏神、氏子の辨のくはしきよしは、予が好問質疑にしるしたれど、今思ひいづるまゝに、いさゝかこゝにしるす。

○彌陀の手糸

新古今和歌集の法圓上人の歌に、

なむあみだ佛の御手にかくる糸の終りみだれぬ心ともがな

長秋記、元永二年十二月四日の條に、阿彌陀佛手付五色糸。引付件佛去年臨終料丁寧所奉作也。また盛衰記に、佛の御手に奉結付五色の糸引かへたまへる心地にてなども見えたり。本說のくはしきは法苑珠林に、西域祇洹寺圖を引ていへり。

○烏八臼

禪宗の寺院に、延寶、元祿のころなる石塔の上のかたに、鵮あるは鳴、あるは鷺、などの文字を彫りたるあり。かの宗旨の僧などにとへど知るものなく、むかしより烏八臼ととなへ來れるのみ。何の義といふこと詳ならず。予が弱冠のころ聞ける梅塢先生の説に、こは隨求呪の中なる陀ちえといふ文のえ字を釋して鵮とかけり。その鵮字をあやまりて書けるなるべし。さて鵮字にすぐれたる功德あるよしは、曹洞引導集といふものに見ゆといはれたり。その後、大隨求陀羅尼經をよめるに、怒瑟、鵮（二合引）とありて、經に、時彼苾芻無救濟者、作大叫聲。則於其處有一婆羅門優婆塞、聞其叫聲、即往詣彼病苾芻所、起大悲愍、即爲書此隨求大明王陀羅尼、繫於頸下、苦惱皆息。便即命終生無間獄。其苾芻屍殯在塔中、其陀羅尼帶於身上、因其苾芻纔入地獄、諸受罪者、所有苦痛悉得停息、咸皆安樂、阿鼻地獄所有猛火由此陀羅尼威德力故悉皆消滅。と見えたり。この經說にて隨求呪の功德はしらるゝものながら、鵮字をのみ一字かけることは何のゆゑにか。おもふにこれは吾邦のふるき傳へと見えたり。そは寶物集に、大地獄におちて苦患をうくるに、隨求陀羅尼の文字一ツ、風にふかれてきたりかの墓所にかゝりける。その功德力によりて、地獄の鼎にはかにやぶれて忽涼しき池となれり。また沙石集にも、隨求陀羅尼の一字、風にふかれて屍にふれたるゆゑに、婆羅門地獄より出て天に生ず。如來の等流變化の分身の字として佛の化身なり。いかでかその德むなしからんといへり。これらの書にもたゞ一字とのみしるして、何の文字といふをいはず。されば鵮字を書けることは、曹洞宗の先德よりいでたりと見えたり。いつのほどよりか、烏八臼とはあやまり傳へけん。

○ほうさい念佛

ほうさい念佛の繪卷の詞書に、さてもほうさい念佛とて、花を造りて笠にさし大鼓鉦のひやうしを打、躍りとびまはる姿を見るに、をかしく腹すぢをかゝへ、大勢こぞりて見侍りける。是わたくしに躍るにあらず。むかし常陸國に貴き僧一人おはしける。その名をほうさいばうとぞ申ける。我すむ寺はそんいたしければ、弟子あまた引つれ、太鼓鉦のひやうしをそろへ、躍念佛をくはだて、繁昌の地へ躍り出で、一錢半紙の勸進をえて、堂塔伽藍を建立したまふとかや。されば今末代にいたつてほうさい念佛と名づけ、太鼓鉦をたゝきおもしろく躍りければ、をさあひは申すに及ばず、老たるもわかきも、われさきとこぞり出てこれを見、くわんじんを入れければ、おもひのまゝに米錢をもつて、やぶれたる堂寺そこねたる橋までを建立をなし、そのところはんじやうするとぞ申ける。

右の繪卷は寛永、正保の頃のものとはおもはれたり。そのよしは寛永十八年に印行の、そゞろ物語といふ冊子の江戸中橋の女歌舞妓のことをいへるところに、猿若いでていろ／＼の物まねするこそをかしけれ。ほうさい念佛猿まはしといふこと見えたり。これに次ぎてこれかれものに見えたるは、仁勢物語に、をかし男いとかじけおとろへて米錢もなかりけり。さるをいなことをならひて、いざなふものにつきて、世の中をすぎんとおもひて、出て躍らんとおもひて、かねなどを買て首に懸ける。

　出てゆかば心くるしとわらはれん世のほうさいを人のしらねば

とよみおきて出で申けり。卜養狂歌集に、ある人ほうさい念佛を繪にかきて、歌よめといふ、

　人はみなさいはうとこそ願ひしにさかさまことぞほうさい念佛

世事談にも、寛永のころ、ほうさいといふ狂人の法師ありて、町々小路を走る。わらんべあつまり氣ちがひよ、ほうさいよとはやせり。今以て云事ありて、氣ちがひの名目となれりと見えたり。今これら

鶴庭摹

の文を考ふるに、寛永よりまへかた、ほうさいといへる僧ありて、躍念佛をしけるが、寛永のころそのまねをして勸進するものありしかば、自躍念佛の名目とはなりしなるべし。世事談の説はあやまれりといへり。この一條はこゝに載する繪卷の、もとわが藏品にて、人にもしば〳〵見せけるに、ある人の書ておくりしなり。

○木魚

木魚といふ佛具は、むかし或僧の弟子に聊も敎示することなかりしかば、その弟子命終して海中に生を受、大魚となりて、その背の上に大樹を生じ苦惱を受たりしが、此師舟に乘りて海中を過るに、魚あらはれて師を怨むるによりて、此師弟子の罪を消滅せん爲に、その形を造り、佛前におきて日ごとにこれを打鳴して、經をよめりとかや。この事大智度論に出たりとも、あるひは婆娑論に見えたりともいへど、すべて經論中に見えず。あとかたもなき妄説なり。しかれどもおもふに五百問論に、師弟子に敎示せず、その弟子龍身を受くるに、師舟に乘りて海中を過るに、その龍師をうらみて、舟をくつがへさんとせしかば、師罪を悔て自水中に身をなげたりといふこと見えたれば、これらのことに附會して木魚といふ文字によりて、魚の背上に樹生たりといふことに、つくりまうけしなるべし。こはもと木魚といふは、木にて造りたる魚といふことにて、魚の背の上に木あるといふことにはあらず。玄透和尚の清規の首書、佛像圖彙などの書にみなこの妄説を載せて、人をあやまることまゝなきにあらず。三才圖會に、木魚刻木爲魚形、空其中敲之有聲。釋氏謂閻浮提乃巨鰲所戴、身常作癢則鼓其鬣。川山爲之震動。故象其形擊之。此荒唐之説。然今釋氏之賛梵唄皆用之とあり。これにも已に荒唐の説といへり。古今原始に、木魚隋僧志林作とあれど、此人も僧傳中にかつて見ゆる

ことなし。唯百丈淸規に、相傳云、魚晝夜常醒。刻レ木象レ形擊レ之。所三以警二昏惰一也。といへるぞ正しき說といふべし。さて明の瞿祐が木魚詩云、長廊懸掛發二鯨音一鱗甲光芒欲レ倍レ尋といへり。この詩のおもむきにては、初めは高く懸て打たる魚形の版なりしが、後に形の變じて今の如くなりても猶懸たるならん。置て打は後のことにて、これを打鳴して經咒をよめるは、いよ〳〵また後のことゝぞおもはるゝ。

○謠抄の勘文

謠曲の抄物に、謠古鈔と稱する注釋あり。その書の時代は文祿年間に撰みしものとおもはれたり。第一なる熊谷の注に、百聯抄解のことをいはんとて、この本は嘉靖四十二癸亥年あつめし書なり。文祿四年乙未年までは三十三年なりとあり。又芭蕉杜若等にもみな同じおもむきに載たり。おもふにこの謠鈔の撰みは、一人の手になりたるものにはあらずと見ゆ。その證は鵺の注に、一佛成道觀見法界草木國土悉皆成佛云々。此文を山門寶地坊證眞は中陰經の文とは引たれども、今彼經を考るになしとありて、遊行柳の注に、中陰經云、草木國土悉皆成佛云々。西行櫻の注に、草木國土悉皆成佛是中陰經の文也云々。當麻の注に、中陰經云、一佛成道觀見法界草木國土悉皆成佛と說たまふなどゝあるを見れば、後の三條は寶地坊の說、はじめの一條は他人の意なることとしるし。これによりておもふに、この鈔は諸家の說を集錄したるものと見えて、猶三輪の注に、來歷は神道より記しいださるべきものなり。阿漕の注に、贄のあし吉田殿へ御尋ねあるべし。また兼平の注に、我たつそま叡山のことなり。委ことは天台宗よりしるさるべし。小鹽の注に、神もまじはる塵の世和光同塵のこと吉田殿注あるべし　蟻通の注に、和光此末に神道よりしるし申べし。俊寬の注に、山中撿挍申す。葛

城の注に、紹巴申すなどとあれば、その家々の說を集められしものと思はる。また詞の中にむかしより典據のつまびらかならざることあり。そは富士太鼓の注に、しうこうが手を出しはんらうが涙にても、此故事往古よりいまだかんがへず。二人靜の注に、もろこしのさこく、自昔此故事知れざるなり。自然居士の注に、然れば、ふねの船の字を公にすゝむと書たり。船の字をわけて、舟の字をすゝむと讀たる訓見えず。近くは建仁寺の月舟へ、相國寺の惟高のとはれたれども、つひに見ぬとあつたぞ。出處未審。これらをもておもふに、梅村載筆に、秀次關白の時、謠百十番を注せられしに、五山の僧衆相國寺慈照院に聚まり、故事ども其家々へ尋られたり。知れぬ事ども多かりといふに全く符合せり。猶載筆に云、遊子伯陽が月を愛せしこと、唐土のさこくは花に身を捨たること、しうこうが手を出し、はんらうが涙のこと、船の字を公にすゝむと書たることなんどの類、げにも不審なることどもなり。俗間に古今和歌集の注とて、やくたいもなき假名かきの物あり。遊子伯陽は史記にありと云、柞國は後漢書にありと云。みな大なる僞なり。それをすぐに謠に作りたるなり。此時元信と云僧、足利より上洛して、大佛の邊にゐたりしが、詩の北風柏舟を、柏にすゝむとよめり。舟は蒼也と、辨毛披意といふ書にありとて、片紙に記して言上す。諸人その本を見んといへども、祕して出さず。博陸より急に詰問せられければ、件の本を出す。開き見れば、唐本の傍に、舟蒼也の三字を細字に、日本にて書入れたるなり。元信面目を失へり。又小野賴風が女郎花の事、深草四位少將が小野に通ふことも謠に作れり。この兩人は公卿補任にもなしといへりと、建仁寺の雄長老語られき。この長老は謠の注作るときの棟梁なりと見えたり。この僧は了阿大德のかんがへなり。予がいとわかゝりし時、示されしをおもひいでてこゝにしるす。これによれば、謠曲に解しがたき詞のまゝあるも、ことわりとおぼえたり。

○小歌

糺物語に、糺河原にてある上﨟の、三味線ひきこうたふ小歌に、

何の因果に婆婆に出て〳〵

と、おしかへしうたひ給へると書けり。この册子は、日蓮宗門のことをむねと述しものなれば、さる唱歌をも作りしものならんとおもひゐたりしに、吉原小歌總まくり、ならびに吉原たゞのりといふものを見るに、替りぬめり歌に、

みしやういぜんがはるかにましじやなにのいんぐわにしやばへきて。

またさらへ考の中、大石内藏助うき表德がつくれる狐火といふ、はうたの文句に、

何のいんぐわに婆婆へ出ていきてそはるゝ身ではなし。

など見えたれば、何の因果に婆婆へ出てといふ唱歌の、そのかみはやりしことゝ見えたり。ある人の見せし烏丸光廣卿の作り給ひしとて、自筆にかゝせたまひしに、

おなじ空なる影かとおもて見れば、あやしや月さへサマとともに見ぬ目がかはるげな。

○淨瑠璃の評

南畝翁記に、酒顚童子の忌日は八月十日なり。大江山千丈が嶽の由來緣起に見えたり。童子はもと越後のものにて、叡山に上り兒となりしよし、甲陽軍鑑にもしるせり。今も越後に童子屋敷といふあり。近松が酒顚童子枕言葉といへる淨るり本に、童子が母の、童子を愛して成長にいたるまで乳をのませしゆゑ、つひに人の肉を食ひしといふ述懷の段、あはれに聞ゆ。西鶴が小夜あらしに、閻魔王の地獄を落るさまもまたあはれなり。名人のかけるものには、かゝるあらくれたるものを、ものあはれに見するこ

と筆力の妙なり。吾妻淨瑠璃の淸玄が、さま〲の蟲けらを護摩の火にくべて祈りしが、されどもしるしのあらざれば、ばうぜんとして立たりける。かの淸玄がこゝろのうち、あはれともなか〱中ばかりはなかりけりとかけり。今の世の下手作者がかきなば、あはれとはいはずして、おそろしとかくべし。惡人といへども戀の心は一ツなり。あはれとかける文、まことにその情をつくせるといふべし。隣の小女が唄ふ豐後ぶしの聲をきけば、靑樓の詞に後生でざんすをがみんす、こはばからしいと抱きつきといふは、何とも語をなさゞる文にして、並木五瓶が作なるべし。五瓶は上方ものにて、江戸の靑樓の詞はしらず、人傳に靑樓の詞をきゝて、わからぬことをかきしなるべし。かゝる作者さへ五人切の大あたりあり。

この二條、南畝翁の記より鈔出す。翁はかりそめに書れしものにも筆力あり。その敏捷滑稽おもひやるべし。因に云、淨るりの文句には、作者のふるき唄ひものゝ詞を、みだりに摸擬標竊なすからに、もとの意を失ふことまゝあり。また作者はさもあらで、後にうたひひがめたるもなきにあらず。お房德兵衞の道行の文句に、番場の町をあとにして月のかさ木もはる〲とのびあがらねば見めぐりのといふは、河東節の隅田川舟の內の文句に、若葉にうゑし鳥居こそ、のびあがらねばみめぐりのといふをとれるなれど、こは舟の內より土手を望むけしきなれば、のびあがらねば見めぐりといふ詞、おもひやられたり。さるを堤の上をゆく道行の文には似げなし。また源太の文句に、あつはれ敵よのがすなとはちきがなかにとりこめられ、といふは、はやく箙の謠曲にも、はちきとあれど、平假名盛衰記の文には、箙の梅のむろ咲とはちきが中にとりこめてとあり。八騎に、鉢木をかよはせたる、作者のはたらき巧みといふべし。また長唄のよし原雀に、凡いけるを放つこと光正天皇の御宇かとよ。養老四年季の秋諸國に始

まる放生會といへる、光仁天皇は元正天皇をいつのほどよりか、よみあやまりて唄ひひがめけん。そはともあれ。作者のあづかるべきことかは。養老四年季秋といへるは、かゝる唄ひものにも、さすがに神事の原始をいふことの、正しかることよとおもはれたり。そは宇佐宮にて、始めて放生會を行はるゝよしは、宇佐宮緣起に、養老四年九月征夷の事あり。大隅、日向兩國亂逆す。公家宇佐宮に祈請す。その禰宜辛島勝波豆米、神軍を相率て行て彼國を征す。其敵を討ち平ぐ。大御神託宣して曰、合戰の間多く殺生を致す。宜く放生會を修すべし。者諸國の放生會この時より始りとあり。さるを淸元のながれをくむものゝ唄ふを聞くに、養老四年中の秋といへるは、いかにぞや。石淸水に勸請し奉りし後こそ八月十五日なれ。諸國にはじまるといふにも心づかで、なまじひに改めたることよと、いと拙くおぼえたり。何ごとにもあれ。ふるき人の書おけるをあらためんには、心すべきことぞかし。

讀書會意に、余少年時好ニ院本一。以レ今考レ之、乖レ實者十而一二、皆存ニ善惡之戒一。迨ニ近松氏書行一、據レ實者十不ニ一二一、使ニ人不一レ知レ倦。壞ニ風俗一亂ニ倫理一不レ可ニ勝言一。經ニ三十餘年一兒女好尙大與レ昔別、老婦撫ニ兒女一絕不レ及ニ古之事一、無レ誦ニ勸戒之語一。嗚呼近松之罪不レ容レ誅也。

○腹に子のあるかざみ

壇浦兜軍記、あこやが琴責の段に、腹に子のある、かざみの格鹽こひて、水のませいといふ文句を、ある人、腹に子のあるかざみといふことの、わきがたければとて問はれたるに、予云、かざみはかざめの轉訛にて、蟹の一種なり。和名類聚鈔に、擁劍本草云、擁劍和名加散女、似蟹色黃、其一螯偏長三寸。また本朝食鑑に、凡本邦所レ食者擁劍石蟹二物也。擁劍者一螯大一螯小。常以レ大鬪、以ニ小螯一食レ物。和名訓稱ニ加佐女一。以下生ニ江海一而大者上爲ニ佳品一。用ニ鹽水一煮熟則全

體變作純赤色。脫甲取白肉和薑醋食。其黄最美也とあり。かざめ諸書みな擁劍に充れど、怡顏齋介品には蝤蛑にあてたり。さて蟹は常に腹上に卵を含めること、最多きものなり。かゝればその腹上に卵を孕める、かざめ蟹の格に、鹽水に調理せんと、水貴をおぼめかしいへるなり。こは忠臣藏九段目の切に、くらひ醉たるその客に、これ加茂川の水雜炊をくらはせいといふに、おなじかる文勢なり。

かざめ蟹の圖

○節付の名目

淨るりの節に、レイゼイ、また三重などいふ名目くざ〴〵あり。そはみなよりどころあることにて、三河國やはぎの長が娘淨るり姫に、牛若丸の戀せしことを、十二段に作りし物語に、節付をしてか

たりけるに、かの物語のしのびの段に、柴のあみ戸をおしひらきといふ所の、あみといふ詞のふしを
アミといひ、更科冷泉もろともにといへる、侍女の立いづるところの、れいぜいといふ文句のふしを、
レイゼイといふ節の名となれり。またたゝきといふは、むかし網笠を着て扇を持、手を打たゝきて唄ふ
ものをたゝきといふ。人倫訓蒙圖彙に見えたり。その節を用ひたる所をタゝキといふ。鉢扣の歌の節
といへるはひがことなり。三重といふ節は、ふるき琵琶の手なり。何某勾當の師直が前にて、平家を
かたるに、琵琶の三重を上たりといふこと、太平記に見えたり。

○三味線

三味線はもと蠻樂の器にて、琉球にて專ら翫び、海蛇皮もて張たれば、世俗はジヤヒセン蛇皮線といへり。
文祿年間瞽者石村撿挍、それが弟の平兵衛といふものと、おなじく琉球國に渡り、兄の撿挍は其曲を習
ひ、弟はその製作をならひ得て歸り、石村平兵衛はじめて三味線をうちたり。そのかみは寸尺定りな
し。さてかの石村撿挍が琉球にて習ひたる唄、

チヤウリヤウ、フリヤウ、ソレヒヤウラニ、リヤ〳〵ニ、イヨアリヤヨイ、フリヤウソレルリ
ヒヤウフリヤウ。

このうたの三味線の手にて、石村撿挍のはじめて作りたる唄、

ちよの始のてんに照る月は、十五夜が盛りよの、あの君さまは、いつもさかりよな。

撿挍これに次ぎて、七組の曲を作る。琉球組もその中なり。この時猶三味線の寸尺定まらず、一二三
ともに上駒をかけたり。その弟子虎澤撿挍、あらたに六組を作る。その後柳川撿挍、はじめて三味せん
の長さを貳尺壹分と定む。その弟子淺利撿挍、佐山撿挍、市川撿挍など、みな三味せんの名人と稱す。

ことに佐山撿挍の端手七組を作り、手事といふことをはじむ。かつ二上りの調子をはじめて彈出す。若みどりといふ唄、二上りの調子のはじめなり。この後連川撿挍、一下りの調子を引いだすといへり。本手組、十三組、端手組、七組あはせて二十組なり。今も京大坂にて、法師のならひ傳へて、やんごとなきあたりの好ませ給ふか。あるひは神佛の法樂ならでは彈けることなし。みだりになみ／＼の人の爲に彈きて聞することをゆるさず。強て所望すれば復すとて彈くなり。この法師といふ者は四分の瞽者にて、芝居狂言などの淨るり小歌をば、座歌と唱へて彈くことを、かたくいましむることなり。

石村撿挍――虎澤撿挍――山野撿挍――柳川撿挍
石村平兵衞
淺利撿挍――伊豆撿挍――岩崎撿挍――河村撿挍
佐山撿挍
市川撿挍

○琉球國の小歌

琉球國には、今も專ら三味線を翫ぶよしなり。京師堀川なる南溪といふ人、天明のはじめ薩摩國にあそびしころ、琉球の喜屋筑登之顔鴻基、字は延德といふもの、三味線を彈き、當間筑登之紹達道、字は隆嘉といふもの、小歌を唄ふを、きける時の筆記とて、ある人の見せけるは、

一きよのほこらじやな、おれがなたてゝ、つぼでをるはなの、つゆけたごと。
蒼　花　露

この歌は、祝儀のうたにて、始めをはりに唄ふよし。高砂の謠をうたふが如しといへり。さて酒もりな

かばに二人にてうたふ小歌、

「こゝの人のうちに、つぼみてつゆまちよ、うれしもきくのはなやゆる。
　蒼　露　菊　花

「ときはなるまつのかはるもなき、まいつもすこりはいるぞまさる。
　常盤　松

「うれしさよ、にはのたけのふし／＼に、きみがよろづよりよはひこめて。
　庭　竹　節　君　万　代　齢

「むかしうらめたろん、あかつきのとりん、今としにならすしらなあなや。

「つきやむかし、つきやすが、かはてゆゝやひとごころ。
　月　月　人　心

「つきひかさなれば、としやよゝれども、ゐりなけるいそぐたびのそらよ。
　月日　重　年　旅　空

「たびやはまやとり、くさまくらこゝろねてもわすられんそかおそは。
　旅　草　枕　心　寝　忘

その弾くこゝろの三味せんは、わが邦のものよりは三四寸も短く、棹は紫檀、黒檀にて、皮は海蛇皮なり。調子ことさらに高く、聲にも合せず弾くやうに見ゆ。手はいたつて繁手なり。なか／＼わが邦のごとき妙手にはあらず。伊勢のあいの山なるお杉、お玉のひく三味せんに、やゝ似たりとかや。

○ゐらぶ鰻

琉球よりわたる三味線の皮は、實は海蛇皮にはあらで、かの國に産するゐらぶ鰻とて、漢名を蒸鰻と云ものゝ皮なり。ゐらぶは島の名にて、その島は薩摩と琉球の間にありて、口のゐらぶ、中のゐらぶなどと唱へて、二ツ三ツある島と見えたり。中山世譜などにも島の圖はありとおぼゆ。この島に住むゆゑに、名づけてゐらぶ鰻といへるとぞ。いと得がたきものにて、常に島の岩窟に海よりあがりて住み、こ

とに冬にいたればかの鰻の總身へ、落葉をまとひつけて、穴の中にかくれ臥しぬ。そこへは島に住める人といへども、なか〳〵往がたきけはしき海岸なり。琉球よりは十里ばかり南に、イトマンといふ島あり。その島人つねに裸にて、海中を自由に往來するといへり。その島人が楠の獨木船に乘り、かのゑらぶ島にわたり、小刀を携へ、水中より海岸の穴にのぼり、かの鰻をとらへて、刀にてさしとほし〳〵して取るといへり。小きは二三尺、大きなるは壹丈にあまれり。その大きなるものは、三尺ほどづつに切りて舟に積みかへると、中陵翁のものがたりなり。

○一樹の陰に宿るも他生の縁といふ詞

いにしへ白拍子のうたひものに、一河の流れを汲、一樹のかげにやどるもみな他生の縁といへるは、說法明眼論に、宿二一樹下一汲二一河流一一夜同宿一日夫妻皆是先世結縁と見えたり。この書は世に聖德太子の作といひつたへたれど、僞書なること辨を待ず。源平盛衰記、太平記、義經記、保暦間記などにこの詞見えたれば、ふるき諺とおもはる。さて珍書考といふ書に、古文類談と云ものに載と云、隋張郎之詩に、汲二流一川一接彌深、屏二雨一樹一思殊親とあるが、來處なりとあり。この詩を夏山雜談、閑田次筆などにも引たれど、疑ひなきにあらず。

○兒啼を止る諺　手々甲

籠耳といふ册子に、小兒の啼を止るとき、むくりこくりの鬼が來るといふこと、後宇多院の弘安四年、北條時宗が執權のとき、唐土元の世祖、たび〳〵日本をせめけることあり。元の國を蒙古國ともいふな

り。世祖よりこのかた大元と號せり。さるによつて、むくりこくりといふは、蒙古國裏といふことのいひあやまりなり。鬼がくるとはこの夷賊をいふなり。又いとけなき子を威嚇ときに、顏をしかめて元興寺といふことあり。むかし大和國元興寺といふ寺に、鬼すみて人をなやますとて、世間さはがしきことあり。本朝文粹に見えたり。これよりして元興寺とて、顏をしかめておどせば、小兒なきやむといへり。又小兒をすかしゆぶるとき、虎狼來々々々といふこともあり。もろこしにては、張遼來といへば、小兒なきやむとあり。張遼といふもの、たけき兵にてありしとなり。又日本にて手をくみ顏にあて、手々甲といふて、小兒をおどすこともありといふこと見えたり。むくりこくりのことは、櫻陰腐談に見ゆ。元興寺のことは、南畝莠言にありとおぼえたり。手々甲といふことは、今土佐國にて兒女などの常の遊戯にすることとて、その國人祖父江氏の過しころ、訪ひ來られしをりの物がたりに、その戯れは左右の手を組合せて、手の甲をたがひに、うち鳴らしながらとなへて、その詞の終るところに、あたれるものを鬼とさだむるよし。その唱へ詞、

むかいの河原で土器やけば、五皿六皿七皿八皿、八皿めにおくれてづでんどつさり、それこそ鬼よこれこそ鬼よ。蓑きて笠きてくるものが鬼よ。

○方言

漢の楊子雲、輶軒絶代語の撰あり。世に楊子方言といへり。わが邦にて近來、越谷吾山といふ俳人の物類稱呼をあらはしたり。ある人、大和の國の方言をすべいへる諺とて、

ていくござれ、さうはつちや、かたつか、けんずゐ、ゑそまつり。

おもふに、てい〳〵ごされは、歩行の義、あるきてござれと云に同じ。さうはつちやは、左樣と云詞にて、はつちやは助語のはたらきなり。かたつかは、つまらぬといふ俚語に同じ意ばえにて、かたつかもないなどゝもいへり。けんずゐは、間炊なるべし。中食のことなり。籠耳に、晝食くふこと人によりてその名目たがひあり。侍は中食といひ、町人は晝食といひ、寺がたに點心といひ、道中はたご屋にてひる息といひ、農人は勤隨といひ、御所方にて、女中のことばには、御供御といふとあり。又風俗文選の汶村が南都賦に、なら茶をヤチウと名づけ、晝食を硯水といふともいへり。しかれども勤隨また硯水ともに、字音の假借なるべし。ゑそまつりは、ゑそは魚の名なり。大和は海なき國にて、神事祭禮ありとも、ゑそなどの海魚の得がたきをもて、肴に酒宴することは、なみのことにてなしといふことろにて、珍肴をそなへたるふるまひなどのあるときの諺なり。出羽の方言をいふ諺に、

　あいべちや、こいちや、ござもせちや。

あいべは、行といふこと、こいは來れといふこと、ござもせは、ござれといふ方言なり。ちやは助語にて、かの國にてつねにいふことゝぞ。盛岡あたりの方言をいふ諺に、

　びるどんぼがにげいる

蛭、蜻蛉、蟹、蘯なり。陸奥の俗は、濁音多ければなり。また筑紫がたにては詞の末に、ばってんといふ助語をそへていふことあり。聞なれぬもの耳にかゝりて、をかしきやうに思へど、今常にさういふたればとて、しかじかなりといふこと、誰もいふことにて、ばとてといふ詞の國のなまりにて、ばってんとなるなり。すべて國によりて、品物の名の異なるは、さもあるべきことゝなれど、詞の轉訛は、

大かた音便よりくづれて、終には詞のもとのわからぬこと多かり。

世事百談 卷之三

〇米穀は國の基

黄金萬貫不レ可レ療レ飢、白玉千箱何能救レ冷と書紀にもありて、食は天下の本なれば、上古にも祈年祭とて、豊年を祈ることあり。令に仲春祈年祭、義解に欲レ令二歳災不レ作不二時令順度一、即於二神祇官一祭レ之。故云二祈年一といへり、安齋筆記に、凡生活する物、その生命を保つものは食物なり。鳥獸魚蟲に至るまで、食物を求るを以て勤めとす。況や人倫をや。赤子出産すれば直に乳味をもとめ、生長して四民おの〳〵其家業を勤るは食物を求るが爲なり。食せざれば生れ得たる生命を保つことならず。されば人倫の至寶は五穀なり。金銀珠玉を寶とすれども、その金銀珠玉をもて、五穀を買んとおもふといへども、凶年饑歳、あるひは兵亂などにて、五穀を賣るもの無き時にいたりては、金銀珠玉は食れぬものなれば、忽ち餓死すべし。然れば五穀は至寶なり。五穀は生にては食れぬ物なり。五穀を食ども衣服を着ざれば凍死す。されば衣服は五穀にひとしき寶ものなり。食物と衣服の外は有用の寶物にはあらず。皆無用の寶なり。永祿年中の兵亂に、天子も饑渴におよばせ給ひければ、富有の商家より米を奉りて饑を凌がせ給ひしよしいひ傳へたり。上へもなき三種の神器は禁中にありといへども、天子の御饑を助けたまふことはなかりしなり。彼時にあたりては、米穀は神寶よりも貴かりしを考ふべし。世に寶物と稱する物は寶なることなれども、五穀衣服食物を調ふ器物よりも劣りたる寶物なり。後代には食て生命を持つべき米を賣拂ひて、食はれもせぬ金銀を求むるは愚なるよしいへるは、げにさる

ことぞかし。百姓足らば、君たれとともにか足ざらん。百姓足らずんば、君たれとともにかたらんといふがごとく、國家の富饒はその次第一やうならざれども、まづは耕作を力て出精なると、不精なるとにもよるべし。しかるに、米穀の人を養ふ德のたふときこと、上にいへるがごとし。一雙話に、劍術の達人、弓馬の名人にても、腹の中からひだるいといふ大敵にきりかけられては、防ぎも遁れもならばこそ。昔の名將勇士たちの、名もなき雜兵の手にかゝりあへなく討れ給ひしも、大かたは數日食事のいとまなく、空腹になりし故なるべし。それを軍書に軍にはしつかれ給ひしなどゝしるしたるは、さすがひだるくなりしからとはいひにくければ、飾り詞といふものなり。これを孔子の、足レ兵足レ食民信レ之と仰られき。また論語に既に庶あり。富レ之敎レ之とのたまひしを、ある人庶とは軍兵の多きこと、富ますとは兵糧のこと、敎とはかけ引操練のことなりと解しに、活たいひやうなりといへり。

○必死を極めし人開運せし話

元祿の初、信濃國下の諏訪なる百姓佐左衛門の一子佐次郎といへるもの、盲となりけるが、父母身まかりて後、その里に住がたく、十四歲のとし伯父の諏訪都といふ瞽者江戸高輪の邊に在とのみ聞て、芝に至り、こゝかしこ尋しかど知れざりければ、いかゞはせんと心を痛めてぞ日を送ける。かの伯父の諏訪都は二十四年以前に江戸へ出でしは佐次郎が生れぬ前のことにて、古鄕へは音信もなく、是まで一度も逢ひたることはなけれど、父母に別てより家貧しくて國元に住居成がたく、緣あるものゝ話へたへに諏訪都がことを聞しかば、それを便りにはる〴〵と江戸に立越、わが身の上を賴まんとの心なりしに、その伯父のありかも行へもさらに知れる人のなかりしゆゑ、心細さ、かなしきことといはんかたなし。思ひわびて、日每に芝の町々を問尋しがその名に似たる人だになければ、佐次郎わづか十四歲にて田舍育

なれば、江戸のひろきをわきまへず、唯芝の邊とのみきゝて登しことなれば、江戸の中にて三ツがひとつにたらぬ芝をのみ尋ね、もはやこの上は尋ぬべき便りもなしと思ひきはめ、たま〳〵盲人などにいで合て尋れど、それかとおもふ心あたりありとも、わづらはしきをいとひ、知らるゝ便宜もかたり聽せぬたのもしげなきものにのみ問ひければ、遂に知るべきよすがもなし。そも〳〵佐次郎が古郷を立出しことのもとは、父の家さへ斷絶し、遠縁の人の方に身をよせてありしが、なほその家も貧しければ、ながくは頼みがたく思て心をさだめ、伯父を便りに、わづかの路用をもて江戸に來り、はや日かずを過せしかば、今は旅宿にやど錢さへつくなふ貯も盡はて、この四五日は人の軒ばにたゝずみて食を乞ひて凌ぎたれども、くやしきことのみなりしにぞ、この程は、伯父を尋ん力もなく命ばかりをつなぎかね、哀れはかなくきのふ今日とせまりつる身のうへを歎つゝ兩國ばしに至りしに、頃しも六月なかばにて、川の中には數十艘の凉舟波のうへに漕つらね、琴三線の音色おもしろく、げに大都會のありさま、耳驚かす賑はひなれど、憂ことつもる佐次郎が身には、いよ〳〵己が身の拙なく生がひなしと思ひ極め、川水に身をなげんと欄干より飛び入りけるをりから、橋間よりこぎいづる船の中へ落入ければ、船中の人々はあはやとおどろきけるが、この船の中に樋口撿挍といふ人をはじめ、琴の弟子多く居合しが、その時撿挍は佐次郎が身をなげんとして船の中へおち入りし躰を聞て、おなじ盲人とある故、わが身につまされ、不便におもひ、介抱を云つけて後に側近まねき尋けるは、いまだ歳もゆかぬ身にて何故命を捨んとはせしぞ。一河の流を汲も他生の縁とかきく。まして死を極めしものゝ此船に入て命つゝがなきはひとかたならぬ因縁なり。身の上をうちあかし語ば助力しても得させん。死なでかなはぬ罪にてもあるかと、深切に問れて、佐次郎は涙をながし、その頼もしき詞の禮をのべ、さてそれより伯父の諏訪都を尋て信

濃よりはる〴〵のぼりてこの日頃久しく艱難辛苦をこらへ尋ねあぐみてはては一錢の貯へも盡、詮方なく覺悟をきはめて、この川へ命を捨しに目の見えぬ故、あやまりてこの御船へ落入御遊興の妨げとなりしこと免し給へとわびければ、樋口は是を聞うちにはや涙をうかめて、扨はその方はわが妹のうみし佐次郎といふものなるか。我こそ尋ぬる汝が伯父の諏訪都にて今は樋口撿挍といふものなり。故ありて國元の人々には音信不通にはなりたれども、その方は我ためには正しく唯一人の甥なればなつかしく思ひゐたるに、今日はからずも必死にのぞみて、伯父甥の名のりすることは先祖の靈の引合ならんと聞より佐次郎は夢かとばかり悦びつゝ先だつものは涙なり。船にありあふ人々もいと〳〵まれなる會合と希きことに稱しけり。さあれば樋口は佐次郎が名を今日より諏訪都と改め、この以後は何をもて身を立る職業とせんと思ふやらん。琴三線は我得たるわざなればこと〳〵く傳ふべし。但し外に望みあらば申べしとありければ、その時佐次郎は伯父にいふ樣、音曲の業は田舍育にておぼつかなし。何卒針治の業をまなびたくといへば、樋口は大きによろこび、げにもよき心入かな。音曲の道は老後はいかゞ也。仁術こそ頼もしけれとて、やがて師をもとめ學ばせけるに、他念なく修行して上達し高貴のあたりへもまかりて、しば〳〵功ありければその名四方に賞せられ、つひには伯父の養子となりて榮たりとある人の物がたりなり。

○慶安　女衒　肝煎

今世にて人の口入するをけいあんといひ、遊女の口入するをぜげんといひ、これらのことを媒するをすべて肝煎と云俗語をおもふに、慶安といふは、江戸木挽町に大和慶安と云醫師ありけるに、また同じ頃に伊達三郎兵衛、長谷川助右衛門といふ浪人、かの慶安と參會し入魂の上にて世間の人の出入あるひ

は男女婚姻の媒妁など右三人して肝煎す。しかるにある諸侯の縁邊を取もち、その息女金五六千兩持參の筈に相定め、彼三人の者どもいひ合せて、その中を二千兩ばかりかすめ取たくみを仕けるところに此事世上にあまねくきこえ、寛文五年己巳八月廿四日、かの三人のやつばら追ひ放たれぬとかや。その頃よりして人の世話するものを慶安といひけりと諸家深祕錄にいへり。又ぜげんと云は、女衒の轉訛なるよしかけるものあるを見たり。衒はうると讀り、俗語を字音にあつるは文人の附會ならんとおもひゐたりしに、俳人不角が作の一騎討後集といふものに、うれしがらせ／＼といふ前句に

　女兒をば親父ぢやといふて遣る妹　　柳水

といふ句あればふるくも女げんといひしと見ゆ。されば女衒の字音といふことさもあるべし。また肝煎といふは、ふるき詞なり。室町殿日記に見えたれば、ふるき俗語なるべし。猶琉球神道記に、村の肝煎といふことも見えたり。今の如く職名となりしは、いと／＼近きことゝおぼゆ。おもふに、きもいりといふは、源氏物語に、ある心いられと云詞と同じこゝろばえにて、卽今いふ氣のいれるといへることなり。和歌の詞に、おもひに身をやき、戀にこがるゝなどいふも、みな躁急心熱の謂なり。この詞のふるく見えたるは、須本將門記に、胷上之炎焦心中之肝とよませ、源平盛衰記に、肝を焦すといふことあるも、もとは肝をいるとよませしならん。顏子家訓に、墨翟之徒世謂熱腹。楊朱之侶謂冷腸。また呂覽に焦脣乾肺費神傷魂といへるも肝煎といふに語意似たりといふべし。

○中人

婚姻の媒妁する者をなかうどといふは、中人の義なり。雙方の中にたちて婚儀をとりむすぶよしの名なり。中人をなかうどといへるは音便なり。旅人をたびうと、商人をあきうどと云例なり。さて朝鮮の訓

蒙字會に、媒妁俗呼男曰ニ媒人一女曰ニ媒婆一。總稱ニ中人一とあり。

○敷島の道

安齋の說に、わが國の哥を敷島の道といふこと、上古には聞えず。後代の詞なり。しき島は日本の總名なり。道は人倫の道なり。人倫の道は聖人の教の法なり。應神天皇の御代始て聖人の道渡り來て以來、代々の天皇聖人の道を本として、我國の風俗に隨ひて斟酌して天下國家を治る法を立て、律令格式等をさだめ、ひしをこそ、しき島の道とはいふべけれ。神武天皇東征を始め、代々の天皇天下國家を治るに心を勞し給へり。君臣ともに、うか／＼と哥ばかりよみて居たればとて治るべき道理なし。哥を敷島の道といふは、哥人の私言なりといへり。この一條の論、げにさることながら、もと吾邦の風俗は武勇に勝れたればめゝしき哥などを丈夫のよみ出べきことかは。男子は男子、婦女は婦女らしく、わが持まへを吟詠するこそ眞心なるべけれ。文物さかんなればその弊浮華になり行、和哥の風體もおのづから淫靡にのみながるゝを、たとへていはゞ、聖教は仰ぐべけれども、後學者に僻說いと多し。佛說も尊とけれど、末世の僧徒に破戒あるごとく、哥道も名人君子にはなきことなれど、哥にすさむことも亦なきにあらず。なげくべし。因に云。もとしき島といふは、大和國の地名にて、欽明天皇のそこに都し給ふところなれば、しき島をもて大和の枕詞とはしたるなり。萬葉集人麿が哥に見えたり。かゝれば後拾遺集に敷島の大和哥といふことあり。またそれより轉じては和哥のことをやがてしき島の道ともいへるなり。これは枕詞をもてすぐにそのことにいへる例なり。おしてるを難波のことゝして難波宮をおしてるの宮ともいひ、あし引を山のことゝして、あし引の嵐などいふ類なり。猶くはしきことは石上私淑言に見えたり。

○東百官

東百官の名は、相馬將門が定めし官名なりといふは、大なる僞說なり。近世の人、官名に似せて妄作したるなり。古記に東百官の名つきたる人は見えず。天正、慶長の頃より以來の書には東百官の名つきたる人も見ゆるが、古今著聞集の印板の本、卷の十には、松尾神主賴母がもとにたつみの權守と云翁ありけり。わづかに田をもたりける相論の事ありて、六波羅にて問注すべきに定まりけり云々。右賴母とあるは神主の實名にて、賴何とぞいふ實名なるべし。母字は傳寫の誤にて、賴母と書たるを印板にするときに、たのもとかなを付たるならん。鎌倉將軍の時に、もはや東百官の名ありしとて、右の賴母を證據に引かんことは誤なりと、安齋の說なり。

○法華經の卷數

妙法蓮華經は誰にても八卷にかぎれることゝのみおもふに、宋藏明藏および、淸朝の本にもみな七卷なり。空華日用工夫集、貞治六年十一月五日の條に、法華本七軸本朝作二八卷一者、乃慈覺大師爲二八講會一分爲二八卷一而配レ之。藏本有二七卷一。乃添品也。非二今本一也とあり。案ずるに法王帝說に、太子の法華經疏七卷を作るといひ、また日本靈異記に、縮八隻の法華經八卷に化したるよしのことあり。かゝればはやく七卷も八卷にも分てると見えたり。猶いはゞ出三藏記梁僧祐記に法華七卷とし、慧琳音義には八卷とあり。開元釋敎錄には、七卷とも八卷ともしるしたり。

○草書心經

ある人の說に、高野大師の眞蹟、眞艸二體の心經今なほ世に遺れり。唐土にて書に名ある人の書ける經文は道家の黃庭經晋の時に書して、佛經よりふるく、心經は唐の虞世南の書きしより續に緒遂良の心

經あり。いづれも眞書にてかけり。英宗の時に至りて、鄭萬鈞艸書心經を書すと唐文粹に出づ。大師よ
り凡百年ほども古し。總て草書もてかける經文希なる故、大師ばかりにやとおもひ侍りしに已にいへるごとく、はやく大師より以前にあり。但しこれより後は聞ゆることなし。北宋におよびて蘇黃の諸賢禪宗を好みしゆゑ、佛經を書しこと多し。宋末に至りて葡萄の能畫なる僧日觀に行書の心經あるよし剡源集に見えたり。

○いらたかの數珠　平形念珠　二連數珠

謠曲の詞などに、いらたかの數珠おしもみてといふことあり。このいらたかといふは、あらたかの轉訛にて阿羅多迦は念珠の梵名なり。あかの水など云例なりとしるべし。また四宗要文の淨土宗の條に、大勢至經を引て云、以平形念珠者、是外道弟子也。非我弟子。我遺弟必可用圓形念珠とあれど、今はなべてみな平形のみなり。たま〳〵異邦より舶來のものは多く圓形なり。おもふにわが邦の念珠を造るものゝ、平形がつくるにたよりよければにやあらん。また今淨土宗にて二連の念珠をもてることのよしは、淨土宗諸廻向寶鑑に、淨家二連數珠濫觴（四卷）出御傳上人常成給仕有謂阿波介念佛者。仕出一連數珠始此阿波介。彼阿波介持百八數珠二連。其所以尋人弟子無隙爲上下盡易其緒。一連稱念佛一連取數。所積數取弟子易緒被盡云々。とあるによりて、圓光大師御傳を案ずるに阿波介といふ陰陽師、上人に給仕して念佛するありけり。かの阿波介百八の念珠を二連もちて念佛しけるに、その故を人たづねければ、弟子ひまなく上下すれば、その緒つかれやすし。一連にては念佛をまうし、一連にては、數をとりて、つもるところの數を弟子にとれば緒やすまりて、つかれざるなりと、まうしければと見えたり。かゝればこの御傳をもて、今の二連數珠の始とするは非なり。阿波

介の念珠二連をもてるにて據にはなりがたし。和漢三才圖會には大樹寺の上人造れるよしいへるも謬なり。忍徵和尚行業記に、師生平唱號之數珠五十四珠、而別穿麥形二十珠鈎鎖相連搯之記數。蓋鈎鎖之以一過爲千聲也。且麥形之新製護其珠之放過也。天下淨業之徒尤爲便稱號取以爲則靡不效之、とあるをもて、正しき證とすべし。こは忍徵の四十六歳の時にあたりて貞享三年の事なり。されば淨家の二連數珠はいと近くいできたるものなり。

○氏寺

氏寺といふは、氏神といふに同じく、神護寺を和氣の氏寺なりと云こと、源平盛衰記に見えたるは已に氏神の所にいひたり。猶おもひ出たるまゝこゝにいへり、古今著聞集に、渡邊にそのかみの堂あり。藥師堂とぞいふなる。源三左衛門かけるが、先祖の氏寺なり。また平家物語に、治承五年正月一日の日内裏には朝拜とゞめられ、公卿一人もさんぜられず。これは氏寺燒失によりてなり。また遊行廿四祖修行記に、永正十七年六月廿九日信濃より甲斐へうつらせたまふ。國堺近きところに、村山といふ里に、日なたの圖書助と云人あり。自身兄弟ともに輿をかきさゝげて、わが氏寺へ入まゐらせなどいふことも見えたり。ふるく江談抄にもありとおぼえたり、

○古畫を證とす

安齋說に、凡故實を考るに古畫を以て證とすることあり。古代の畫工當時眼前に見る所の體を直にうつして畫きたるものゆゑ、後代に至りて、その昔の事を考る證になるなり。しかれども、そのむかしの畫工後代の證に備んといふ志にて畫きたるものにあらざれば、唯その事物を大體に似せうつすのみなり。諺にいはゆる繪そらごとも交ることとあり。又細密なることをその通りに畫ては畫體見ぐるしきゆゑ

省略することなり。されば古畫は信じて證とすべきものなれども、取べき所あり、捨べき所あり。取捨は學者の意に在り。古畫なりとても、悉く信じて取捨せずば、あやまることあるべしといへり。青蓮院にありといふ古畫の小野道風の像に硯筥を左におけり。また明の仇英か畫帖を見るに、硯を几の左りに置たるを二ところ三ところ畫けり。かゝれば硯を
畫史會要に載するところの圖
左に置くこと故あることにやとおもひゐたるに、秘傳花鏡の花園欵設の部堂室坐几の條に、古人置硯俱在左。以其墨光不閃眼、且於燈下更宜といへり。これら古畫を證とすべきの一なり。
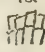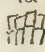
〇郭巨が黃金釜

盍簪錄に、郭巨將坑兒、忽見黃金一釜。釜上云々。蒙求註に孝子傳を引けり。今廿四孝の圖を繪けるもの、金釜をゑがくは誤なり。こは一釜に滿る黃金を得たるにて、金釜にはあらざるなり。法苑珠林にこの事をしるして、於土中得一釜黃金とかけるは、益證とすべし。過し年畫師永納が郭巨が故事をゑがけることありし。永納は本朝畫史などの著述あるほどの人なれば、蒙

求をよみて云、見黄金一釜とあり、金の釜ならば、一金釜とあるべきを、黄金一釜とある時は釜といふは量の名なり。論語に與之釜の釜にて重一釜の金といふことにて、金釜にはあらずとて、やがて圓き形の金錠をゑがきたれど、これもまた非なり。おもふに、論語の注に、釜は六斗四升とありて斗斛の類にて目方のことにあらず。猶蒙求注に釜上銘に云とあるをもても、六斗四升の釜にあらざること知るべしといへり。

畫史會要に、島繪とて載する埋兒賜金の圖には かくの如き金を數多く掘いでたるかたをかけり、同書に載る探幽が圖には かくの如き形にゑがけり。されば釜にゑがくことはふるくはなきことにや、これらの圖にても已にいへるごとく、釜上銘といふこと本文にあれば、猶誤れりといふべし。

○源氏物語

源氏物語のはじめに、桐壺のみかどといふ帝あり。更衣の女官を寵愛し給ひ、その腹に皇子出生す。是を光源氏といふ。その母はやく死去す。帝哀みに堪えず、その心の慰めに帝の姪なりし姪宮を中宮として、藤壺に住せたる。是伯父にて姪を妻とするなり。光源氏藤壺の宮に密通す。是繼母に通ずるなり。その藤壺の腹に光源氏の子出來たり、帝この事を知らずして、我子としたまへり。後に帝崩じて光源氏の子位に卽たり。是を冷泉院といふ。右のごとく、伯父にして、姪を妻とし、子として繼母に密通し、臣として、わが子を帝位につけ、これらの非禮不義亂逆もし實事にて、その事蹟を記すならば是非におよばず。素より無きことを設けてつくるならば、右の如き非禮不義亂逆のことを作らずとも、人倫の道に背かざる好色のものがたり、いかやうにもおもしろく作りやうはあるべきなり。哥學者流は源氏物語を聖經賢傳の如くに貴べども、あしき作りやうの物語なり。女のつくりたるものがたりなれば、

答るにおよばざれど、紫式部は文才もありて、菽麥を辨ずるほどの智もありしなれば、これを答るなりと安齋說なり。

○田舍詞　俗語

田舍人の詞に、何をぎやあるといふは、何と御意あるといふ詞の轉じたるなり。また何とおもしやるといふは、何と御申あると云詞の轉じたるなり。又何とすべいといふは、何と爲べきなり。きといと音相通なり。源氏物語、枕草紙にもべいと云詞あり。又何としたつけと云は何としたりきといふ詞の轉じたるなり。いつたつけと云も、いひたりきといふ詞の轉じたるなり。又うつちやると云は、うちやるといふ詞の轉じたるなり。かくのごとくみな詞の轉じて鄙くきこゆるなり。

たまぎると云は、たましひきゆるの畧語なり。たまは魂なり、きるは消なり。强く驚くをいふなり。田舍詞にたまげると云けはきゆの約たるなり、（きゆの切音け）古哥に、雪消をゆきけと云、消えたが上にといふことをけたが上にとよめる類なり。江戶詞に、きもをつぶすといふは、鄙俚なり。田舍詞に、たまげるといふは、古雅なり。古風たることは田舍に多く存りてあり。江戶には漸々にうつりあらたまれり。

俗語に物事猥ならざるやうに、取り治るをしんまくすると云。しんまくといふ字、詳ならず思ひしに、寬保癸亥年南溟といふ僧、梓行の續砂石集といふ書あり。その第五に火葬の坑に向て豆を燒て食する物がたりを述て、其事に付て敎戒を記したる詞に、人は常に愼莫の二字を忘るべからず。愼莫夜行愼莫不忠愼莫不孝等也といへり。愼莫の二字はつゝしみて何々することなかれといふことなり。これにて俗語のしんまくと云こと始めて心付たり。近年の人著たる書なりとも書をば見るべきものなり。不慮の

知見を開くことあり。滇莫の二字、古よりある詞なり。ひきようと云詞常々人のいふことなり。古今著聞集に所々見えたり。その外の古書にもある詞なり。比興とかくは誤にて、例のあて字なり。非の字を用ふべし。興もなきこと、興のさめたるなどといふ意なれば非興と書べきことなり。比の字には義理通せず。

ごさんなれといふ詞、平家物語その外の古書にもあり。この字濁てよむは非なり。ごさんなれとは、こそあるなれと云詞なり。何とこそあるなれと云事なり。この五條は安齋說なり。

幽遠隨筆に、遊里にすいといふことは、久しくいひならはせると見えたり。職人盡の詞書に、すい御覽ぜよとありといへり。醒齋の說に七十一番職人盡印本に、すい御覽ぜよ。けしからずやとかきあやまてるを見ていへるひがことなり。古本には、すい御らんぜよとあるをや。今按にすいといふ詞は近きことなるべし。粹の字音なるべし。萬事にくはしき人といふ義にぞあるべき。江戸にて通といふを、大坂にてすゐといへり。通といふも、萬事に通達する義なり。禁短氣に、いやがることのみきかせて粹のていしゆをこらしぬ。またかならず粹のいきかたをわるうのみこんだる大臣など見えたり。この外にも猶あまたあるべし。

江戸にて盜賊をどろほうといひ、大坂にては、放蕩者をどろほうといへり。今按ずるに、盜賊を、どろほうといふは、取といふ詞の轉なり。物を盜み取より負はせたる稱にて、ぼうといふは、人をいやしめいへる詞なり。吝嗇なるものを、吝ぼう、色黑きものを黑ぼうといふの類にして、この詞の例なほ多かり。放蕩者をどろぼうと云は、どらと云詞の轉なり。このどらといふは、墮落の訛言にて、取り締なき人を、じだらくといふもおなじといへる說あり。また今昔物語の度羅島の故事より起るといふ說もふ

るくいへり。いづれかあたれりや。

或書の說に、すべて女の男撰むには心をば見よ。人をな見そ。必しも男さだめんは、父母のはからひに從ふべし。我とちゝくひあひつる中はいかにもくやしきことこそ多かりなんと、十訓抄にしるしたりといへり。今も男女みそかに心をかよはすを、ちゝくり合といふは、ふるき詞と見えたり。

瘠たる人をひがいすといふことのよし、友人渡邊至輔の淡海魚譜に、ひがいは漢名いまだ詳ならず。鰲魚の類なり。そのかたち瘠て骨高きを以て、土俗の諺に、瘠人をひがいすといふといへり。

なべて世の人情はかわらぬものにて、詩哥に物を詠ずるもこゝろばえはおなじかれど、その詞の和漢異なるのみ。されば何題の哥にも白氏の句を定家卿のよみたまへるなど、そのたくみまたあるべくもおぼえず。かくて鄙賤のものとても、月は月、花は花、樂しみ憂ひ、いさゝかかはることなけれど詞の雅俗によりて、そのことのうるはしく聞ゆると、いやしかるとわきためあるなり。ある人云、陸放翁と西行法師とは時代も大かた同じくその吟詠のたえて似たりと、放翁の詩に、何方可化身千億、一樹梅前一放翁。西行の哥に、

よしの山こぞのしをりの道かへてまだ見ぬかたの花を尋ねん

といへるは、詩哥ともにその心ばえ全く相似たり。また唐詩の、陌頭楊柳枝已被春風吹妾心正斷絕君思那得知といへるを、服南郭の和語に譯したるに、

道のべの青柳すがた風に吹れてゐるわいの、わしが心はやるせなや。ぬしがこゝろにしりはせん。

○省文

省文にくさ〴〵の別あり。その大むねは、已に文教溫故にいへり。省文に似て省文にあらざるものあり。十二支の寅を刁に作ること、安齋の記に、寅の字の代りに日本の俗刁の字を用ること。刁は火熨斗の如くなる器なり。軍中にて湯をわかし、食物をも煮る物なり。これをどらの如く打て鳴ものにも用る、どらといふ心にて寅のかはりに用るなるべしと云說ありといへり。刁斗をどらの如く打鳴すよしは、漢書李廣傳に、不擊刁斗自衞。注に孟康曰、刁斗以銅作鐎受一斗。晝炊飯食、夜擊持行。故名曰刁斗と見えたり。刁字を用ることもふるきことゝ見えて、扶桑略記拔萃に十一月甲刁日とかけり、また盡を尽に作るは、盡の草體尽とかけるより草體を眞書となして尽とかけるなり。これによりて書を居、晝を昼に作るは非なり。また釋を釈に作るは、釋尺同音なれば筆畫の少く書寫に便ならんとての假借なり。文字は似たりといへど澤を沢に作るは非なり。そは澤に尺の音なければなり。秉燭譚に云、今俗に田一反といふは、反は段の字の草體なり。互市の互を牙の字に書て、牙郎牙行と云と同じきことなり。互の草書牙の字に似たり。遂に牙の眞字を書くなりといへり。

○時の鐘

晝夜六時の鐘の數は、はやく延喜式に見えたり。諸時擊鼓子午各九下、丑未八下、寅申七下、卯酉六下、辰戌五下、巳亥四下、並平聲鐘依刻數とあり。またある說に、時の數うつこと晝夜九ツを數の終りにして、九ツ時の數を九々にて合するなり。たとへば六時は六九五十四にて六あまるなり。五時は五九四十五にて五あまるなり。四時は四九三十六にて四あまるなり。九時は九々八十一にて九ツあまる。八時は八九七十二にて八あまるなり。七時は七九六十三にて七あまるなりといへり。さていとふるくは、揚子雲が太玄經に見えたり。五行大義にも太玄經を引ていへり。

○熊膽の功幷に眞贋の辨

子癇とて懷妊の婦人月數重りて俄に氣絶し倒れ、眼を見ひらき瞳子をつりあげて齒をかみ、舌を出し手足をふるひ動かしそりかへり、人事を知らず癲癇やみの如くなるを子癇といふ。はやく正眞の熊膽を濃水にてときて、口中へ入べし。度々用べし甚妙なり。予その効驗を直に見たる故、右の病する婦人の命を救はんとおもふゆゑ、是をしるし置なり。懷妊の婦人ある家には兼て正眞の熊膽を求め蓄へおくべし。急には得がたし。母に用ことなくとも、赤子に用ることあり。いづれにも求めおくべきものなりと、これも安齋の記なり。熊膽を蓄へて急に備ふること妊婦のみならず、小兒ある家には急症を救ふ必用の藥品なり。されどその正眞と下品の鑑定なくば、いかでかその正眞をえて蓄ふべけんや。されど世に琥珀手と稱するものまづは上品なり。已に本草綱目に熊膽陰乾にして用ふ。しかれども僞のもの多。但栗粒ほどを茶盌へ水をくみ、その中へ入るゝに線のごとくすぢを引て散ざるものを正眞とす。又熊膽の佳ものはすき通り、米粒ほど水に入るれば運轉して飛がごとくめぐるものを上品とす。外の獸の膽もめぐれども熊膽よりめぐること綾やかなりと見えたり。今わが邦にてもかはることとなし。また苦味の草根木皮をせんじ、練りつめ僞造するものあり。水中に入れて線を引くを良とすること誰もしりてあれば、僞物も亦線を引くやうに造れり。そをわきまへんには、燈火の上に少しばかり置き試見るに、あとなきものは上品なり。焦てかすのこるものは、僞造としるべし。膽はもと血なれば、火上に置ときはながるゝなり。練りて造るものは糟あり。これ鑑定なき人といへども、その眞僞をわきまへ易し。之は心得て益あることぞかし。

○鬼魘たるものゝ治療

臆病なる人か。あるひは婦人などの妖怪に出あひて、鬼魘死するものあらば、しづかに手にても又は風呂敷のやうなる物にても病人の口鼻にあてゝ、息の出ざるやうにしておくべし。扨病人の眼をあきたらばあつき小便一はい口に入るべし。しばしありて正氣になるなり。またはその病人を喚活すべからず。脚の踵を力一はい口にて咬べし。又は面へ唾を吐かくべし。初より燈火ある所ならば、そのまゝ燈火をおくべし。もし初よりくらがりにて魘死たるには燈火をともすべからずときけり。これらもかねて心得おくべきことなり。

○食せずして飢ざるの法

串柹を糊の如くにして、蕎麥粉を等分にまじへ、大梅ほどの大さに丸じ、朝出る時二三丸を用なば一日の食事になれり。もし蕎麥粉なき時は餅米の粉にてもよろし。又三色あはせても用ふべしと、安齋漫筆にあり。また芝麻一升糯米一升をともに粉にして、棗一升を煮て、それへ二味をこねまじへ、團子として、一丸食すれば一日飢に及ばずと、白河燕談にあり。猶これらの法あり。予、嘗てきけるは、白米壹斗を井籠に入れ百度蒸し干おき、一握づゝ毎日水にて三十日のめば、死まで一切の食物くひたからず。壽世保元 黑大豆をよくむして、一日食物をくはず、翌日かの黑大豆を食し外の食物をくふことなく、渇時は水を飲べし。如此一年ほどすれば後には一切の食物をくふことなくて仙人となる。博物志 黑大豆五合、胡麻三合、水に一夜浸し蒸こと三度、さてよく干て二色ともに手にて皮を取り舂くだき、拳の大さほどにつくね、甑の中に入て、戌の時より子の時まで蒸して、あくる日寅の時に取出し、日に干付て食ふべし。拳ほどなるを一食へば、七日飢ず、二食へば四十九日飢ず、三食へば三百日飢ず、四食へば二千四百日飢ずして、顏色おとろへず、手足の働き少しも常にかはることなし。王禎農書 この三方は唐土

にて飢饉の時に多く人を濟たる名方なりといへり。因に云、人の通はぬ谷底又は井の中などへあやまちて落入りたるか。あるひは海上にても一切の食物なきところにて、命をつなぎ、しかも身體氣力おとろへざる方、壽世保元に、口に、唾を一はいためてはのみこみ、又ためては飲こみ、かくの如くする事一日一夜に三百六十度飲こめば、何十日へても飢ずといへり。これにつきて話あり。正德のころのことゝかや。奈良宗哲といふ人、武藏に住しをりから、常にこゝろやすく交る僧の祈願ありて、七日斷食して禮拜行道す。同行の僧一人あり。彼僧に右の唾を飲こむ方を敎ふ。彼僧ふかく信じて相勤む。同行の僧はあざけり笑てこれを用ひず、行法六日に至りて同行の僧は手足痛み、ことの外にくるしむ。又唾を飲こみし僧はつねにかはることなく行法とゞこほりなく、滿願成就したりとぞ。おもふにこの唾を飲こむの方は効驗さもあるべくおぼゆ。唾は身液なれば吐かずして飲まば身體の潤をまさんこと、ことわりあり。常の養生にも心得あるべし。已に遠唾高枕壽を損すと醫心方に見えたり。

○唐人は浴せずといふ諺

世人の諺に、唐人は浴することを好まずとて、人のよごれ、ありつきたるか。物ぐさき性のものをば唐人などゝいふことをおもふに、癸辛雜識續集に、蜀人未ニ嘗浴一。雖ニ盛暑一不ニ以レ布拭一レ之耳。諺曰、蜀人生時一浴死時一浴とあり。これらのことを訛りつたへて、唐人は湯あみぎらひたどゝはいへるにやとおもひたるに、ある書に、李笠翁が一家言に、倪涵谷孝廉に與て澡盆を借るの書あり。其文に、公得ニ此養生妙訣一果能與ニ彭籛一比レ算否。老年翁以ニ南人一居レ北。必能避ニ此迂風一。幸爲ニ假磁弟入レ都半載塵垢滿身未レ經ニ一浴一。無ニ其具一也。北人都不レ辨レ此。且謂多浴耗レ神不審。此地諸盆寓中儘有。但恐浴至ニ好處一忽然瓦解、喫驚致レ病則耗神之說驗矣。將爲ニ北地諸公一所レ笑

故必求其木者と見えたり。今已に長崎にて來舶の淸人ども、湯あみすることなく、熱湯に手巾をひたして肌をふき拭ふのみといへり。この一家言の文を見れば、北人の迂風なるべし。

○舟幽靈

海上にて覆溺の人の寃魂夜のまぎれに行かふ舟を沈めんとあらはれいづるよしいふことなり。唐土の鬼哭灘といふ所は怪異いと多く、舟の行かゝれば、沒頭隻手獨足短禿の鬼形とて首のなき片手、片足のせいのひくき幽靈、百人あまり羣りあらそひ出來りて、舟を覆さんとす。舟人の食物を投あたふれば、消失せるといへり。わが邦の海上にもまゝあるなり。風雨はげしき夜ごとに、この怪多しとかや。俗にこれを舟幽靈といふ。その妖をいたすはじめは、一握ばかりの綿などの風に飛び來るごとく、波にうかみ漂ひつゝ、やがてその白きもの、やゝ大きくなるにしたがひ、面かたちいでき、目鼻そなはり、かすかに聲ありて、友を呼ぶに似たり。忽數十の鬼あらはれ、遠近に出沒す。已に船にのぼらんとするの勢ありて、舷に手をかけて、舟のはしるをとゞむ。舟人どもゝ、漕行のがるゝことあたはず、鬼聲をあげて、いなたかせといふ。そのもののいふ語音分明なり。こは舟人の俗語に、大柄杓をいなたと名づくる故なり。さて事に馴たる者、柄杓の當をぬき去りて、海上に投あたふれば、鬼取りて、力をきはめて水を汲みいれてその舟を沈めんとするのおもむきあり。もし、當あるものをあたふれば、波をくみて、舟をしづむといへり。また、風雨の夜は海上の舟道の目あてに、陸にて高き岸に登り、篝火を焚ことあり。鬼もまた、洋中に火をあげて、舟人の目をまよはす。これによりて、人みな疑ひをおこし、南なるが人の焚にや。北にあがるが、鬼火かと舟道を失ひ、かれこれと波に漂ふひまに終に鬼のために誘はれて溺死し、彼と同じく鬼となることもあり。ある舟人の物がたりに、人火は所を定めて動かず、鬼火

は所を定めず、右にあがり、左にかくれ、鬼猶且遠く數十の僞帆をあげて走るがごとくす。人もしこれに隨て行くときは、彼がために、洋中に引るゝなり。これも人帆は風にしたがひて走り、鬼帆は風にさからひて行くといへり。されどもこの場にのぞみては、事になれし老舟士といへども、あはてふためき、活地に出ることかたきものとぞ。

○呪咀驗

安齋の記に、ある人問て云、人を恨みにくむ事ありて、その人を呪咀し、神木などに釘を打ことあり。婦人の所爲なり。神は非禮を享ずといふなれば、驗あるまじきことなるに、まゝ驗あるものを見聞せり。その理さとりがたし。このわけはいかゞといへる答に、人を恨み憤るとも、初は仰につゝみてあり、さかんになれば包みあまりて、口より溢れ出で、人にも語り獨り言にもいひ出んほどなれば、言語にも晉りいかるのみにてはことたらで、心に堪忍びかねて、形にあらはし、態にうつして恨みおもふ人を一途に惱さんと欲する執念專らになるにおよびて、神木に釘を打如きの呪咀をするなり。神氣ふかくさかんなるが故に、其強氣邪氣におふはれて、人惱むなるべし。惱さるゝ人は、彼がさぞ恨むべしとおもふ心の虛あるが故に、かの邪氣にかぶれるなり。漆の氣にかぶれ、熱病人の氣にかぶれて病がごとし。我身に虛したるものなければ、かぶれることはなきなり。狐の氣にかぶれて、はかさるゝもおなじ理りなり。此かぶれるといふこと、萬事にあり。思慮すべし。正しき人にかぶれては善人となり、よこしま邪なる人にかぶれては、惡人となるなり。かぶれるといふことを、文字にかゝば感とも、感冒など書べし。

○欺て寃魂を散

人は初一念こそ大事なれ。たとへば臨終一念の正邪によりて、未來善惡の因となれる如く、狂氣するものも金銀のことか。色情か。事にのぞみ迫りて狂を發する時の一念をのみ、いつも口ばしりゐるものなり。ある人の、主命にて人を殺はわが罪にはならずと云を、さにあらず、家業といへども殺生の報はあることゝて、庭なる露しげくおきたる樹をゆり見よとこたへけるまゝ、やがてその木の下に行て動しければ、その人におきたる露かゝれり。さてその人云やう、怨みのかゝるもその如く云つけたる人よりは太刀取にこそかゝれといひしとかや。諺にも盜する子は惡からで、縄とりこそうらめしといへるは、なべての人情といふべし。これにつきて一話あり。何某が家僕、その主人に對し、指たる罪なかりしが、その僕を斬ざれば人に對して義の立ざることありしに依て、主人その僕を手討にせんとす。僕、憤り怨て云、指したる罪もなきに、手討にせらる。死後に祟りをなして、必取殺すべしと云。主人わらひて汝何ぞたゝりをなして我をとり殺すことを得んや。といへば、僕、いよ〳〵いかりて、見よとり殺さんといふ。主人わらひて、汝我を取殺さんといへばとて、何の證もなし。今その證を我に見せよ。その證には汝が首を刎たる時、首飛で庭石に齧つけ。夫を見ればたゝりをなす證とすべしと云。さて首を刎たれば、首飛びて石に齧つきたり。その後何のたゝりもなし。ある人その主人にその事を問ければ、主人こたへて云、僕初にはたゝりをなして我を取殺さんとおもふ心切なり。後には石に齧つきてその驗を見せんとおもふ志のみ專らさかんになりしゆゑ、たゝりをなさんことを忘れて死たるによりて祟なしといへり。

豐太閤

豐臣太閤の素生は知れざることなるを、眞顯太閤記などに、母は持萩中納言の女と書たれど、あとかた

もなきそらごとなり。持萩と家號をいへる公卿はかつてなきものをや。豐鑑は豐太閤まだ世にいましたる時にしるしたる書なるに、父母は知られざるよしかけり。生たちのことは遺老物語に收めたる太閤出生記やゝ實に近かるべし。さて朝鮮を攻、後に大明を攻取んと欲したるは器量大なる人とて、稱美する人多かれど、安齋の論に、器量の大なるにはあらず。器量少くして、欲心ふかく大なる人なり。器量と云は才智なり。豐太閤は無學文盲なる人にて、惡才邪智あり。善才正智はなし。唯虎狼のごとく、武威をはりて人を怖畏せしめて、國を治めんとす。假令朝鮮を拔き取りたりとも、何の徳ありてか、その後をよく治平ならしめんや。いはんや大明をや。治術を知らずして、大國を得んことをのみおもふは、是欲心限りなく廣大にして、器量は甚だ小き人なりといへり。この論實にしかり。はやく已に貝原篤信の懲毖錄の序にも、朝鮮征伐は所謂忿兵貪兵なりといへり。

○曾呂利新左衞門自畫贊

曾呂利新左衞門は、滑稽の人にて豐太閤のお伽衆にて、ことに寵遇を得たるものといへり。その事蹟人口に膾炙して、くさ〲のはなしありといへど、大かたは浮説のみにて、正しき事實にあらず。堺鑑に載るところ、傳記やゝ實に近し。

○安藝國可愛川

日本書紀神代卷の一書に、是時素戔嗚尊下到於安藝國可愛之川上と、ある傳への安藝國甚うたがふべし。そは出雲にこそあれ。安藝にながるべき水脈にあらず。又安藝に同名の川あるにもあらず。しかるに通證に安藝郡府中にありとも、又は山縣郡戸河內村に十方山あり。雲石二州に接し甚峻高にして石窟あり。相傳ふ古大蛇こゝに住めり。今にいたりて、雲霧朦々として風雨時ならず。その郡に、

原本縦二尺六寸五分 幅六寸三分

飯石
三瓶山
矢山
神門
出雲

南
東
伯耆大川即可愛之川是也
室原山
鳥上山
出雲
大原
仁多
能義
意宇
葛野山
舟上
手間
松江
佐陀
長江
平田
北

可愛瀧といふあり。十方山に出づ。奇石怪巖多し。疑ふらくはこの地なるかといへり。また私說藻鹽草などの說には、安藝出雲は疆界を接す。蓋簸川安藝に入りて埃川となるとも、あるひは可愛川、簸川と水源もと一にして、出雲にてはこれを簸川といひ、安藝にこれを可愛川といふ說あれど非にて、一書に大蛇の居る所を鳥上の峯とす。出雲と安藝とは境を接するの國なり。されば鳥上の峯より西北、出雲に流るゝを簸川とし、鳥上の峯より西南安藝にながるゝを可愛川とするともいへり。これらの說、みな非なり。もとより出雲と安藝とは境を接する國にあらず。寛政年間藤原宣昌といふ人、鳥上二水考證と云書をあらはして、簸川、可愛川の辨あり。そのいふところ、千古の卓見前人未發の說といふべし。其說に宣昌按ずるに、重遠說に、今安藝國を尋るに、可愛川あることを聞ずといふもの當れり。予友親利万呂といふ者、安藝の國の人にて日本紀に心をひそめ、可愛川を安藝國に求むれども、その處なし。これによりて、予出雲を搜り索てその舊跡を得たり。夫安藝國は國の名に非。出雲風土記に載る意宇郡安來鄉にして、今能義郡に屬して八杉鄉といふ地なり。先輩文字に泥みて山陽道の安藝とあやまり泥じて、アキノクニとよめり。遂にその正しきを失へり。改てヤスギノクニとよむべし。鄉をもて國ととなふること、その證少からず。神武紀に、難波を浪速國とし、饒速日命一鄉を睨て虛空見日本國と名づけ、その他珍彥をもて倭國造とし、劍根をもて、葛城國造とすといへる、郡に鄉に、みな國とするものなり。されば、安藝とよめるは、安來の訓を訛るものにて、可愛川は安來鄉をながれ經て、伯耆の大川といふもの是なり。その源、出雲の仁多郡、能義郡の堺、葛野山より出て、川上をいしを川といひ、安來をへ、伯耆國に入りて、日根川といへり。伯耆國にてその川を總て大川と名づくといへり。これまで宣昌說なり。猶いはゞ出雲風土記に意宇郡安來鄉神須佐乃烏命天避立廻坐之爾時來ニ

坐此處一而詔、吾御心者安平成詔 故云二安來一也。この文にて素戔嗚尊の詔にて安來と名づくるよしも神代紀一書の傳へにも符合するを鳥上二水考證にも、古事記傳の須賀宮つくらしゝ條にも引いでせざるはいかにぞや。(マヽ)

○おこつへいの窟

越後國會津領新發田領入合の山に、字をおこつへいといへる地あり。文政七年の夏のころ、戸倉村の樵夫七人いひあはせ、山深く尋ね入りたるに、往來の道より二十五丁ほど入こみ、僻きところにて、凡そ人數三十人ばかりも住べきほどの窟あり。その窟の深さ五十間も行たりとおもふところ、打ひらけ、人の六七十人も住むべきほどの所あり。いづくより明りのさし入るにか暗からず。それよりおくのかたはいくらばかりとも、その深さ知りがたし。この所より奥へ行べき穴の口に鐵の格子ありて、いかほど押たりとも開くことかたし。をりから何となく物すごくおぼえて、おの／＼立かへりしとかや。その七人のうち、三人はかへると其まゝ、發熱して、やがて身まかりしといへり。こは過しころ、友人卿塘のはなしなり。この類ひの窟諸國にまゝあることにて、予が曾て聞けるは、常陸國關本鄕に、隱里といふ所あり。これも越後のおこつへいの窟に似たり。猶隱里といふ所、信濃にもあり。壤鑑といふ地志に見えたり。大井平の洞穴の圖說は予が耽奇漫錄に載せ、下野都賀郡の洞穴のことは隨搐篇にしるしたれば、こゝにもらしつ。それが中に或はあがれる世の廟穴、野人の爲にほり穿たるもゝ、まゝなきにあらず。菅笠日記に、安倍文殊の岩屋は高さもひろさも七尺ばかり奥へ三丈四五尺もあらん。これもみな、いと／＼あがれる世にたかき人をはふりし墓とこそおもはるれといへり。また陵墓志に、倭姬命の御墓のあらはれたるを、土人の字に隱石窟といふよしも見えたり。

○富士山の高

駿河の富士山は三國にまたがりて吾邦に無比の高山にして、その高さいくばくといふことはかるべからず。塵塚物語に、直に立れば九十六町ありといひ、月刈藻集に、直立して二十五町ともいへり。いづれか正しといふをしらず。近きころ、享保十二年の夏、福田某といふ人測量せしに、駿河の吉原宿より富士山の頂まで、二百十六町二分一六、二十四間四方の盤にてはかる、差一寸八分五厘。これを里數にすれば、六里〇〇六〇〇六となれり。山の高さは三十九町六分二一六三、兩柱の間一丈一尺にて高差一尺九寸七分三厘。と、ある筆記に見えたり。こは町見の測法なるべければ、正しき積りなるべし。

○翁問答

吾邦にて、はじめて陽明王氏の學を唱へ、心法を專に敎さとしけるは、中江藤樹なり。近江の國の人にて、そのころ世人德を崇みて近江聖人とよべりといへり。その人物おもひやるべし。猶行狀のくはしきことは、年譜あり。藤樹、年まだわかゝりしより、心に守り、身に行ふべき道理をもとめて、釋敎を學びしが、その道人倫日用にたよりあらずとて、儒道に入り、遂に一家をなし、敎へて倦ず、勉めて怠らず、迷ひをときまへ、德に入るべきことをむねとして、老翁の物がたりに託し、かな書に聖經の語意をやはらげしるして、翁問答といへり。その書に、心學は凡夫より聖人に至る道なりとあり。かな書にはあれど、實に類ひなき心法傳授の書ともいふべし。今心學といふものゝおこなはるれども、心法の學ははやく藤樹におこれりといふべし。心學の書、くさ〴〵多かる中に、この翁問答におよぶものなし。

世事百談 巻之四

○松竹梅

松梅竹をわが邦には慶賀のものとす。唐土にては歳寒三友といふこと、月令廣義に見えたり。葛原詩話に、世俗の恒言にして、賦詠に顯るゝこと稀なり。高士奇が金鼇退食筆記に、五龍亭舊爲太素殿。創于明天順年。在太液池西南。向後有草亭。畫松竹梅于上。曰歳寒門。また元張伯淳題皇甫松竹梅圖詩あり。曰三友亭々。歳晩時政、緣冷澹易相知。何須近舍今皇甫、却向圖中覓補之。元詩二集養蒙先生集に出づといへり。猶ふるく見えたるは、元次山丐論に、古人卿無君子則與山水爲友、里無君子則以松竹爲友。坐無君子則以琴酒爲友。東坡詩に、風泉兩部樂、松竹三益友といへること、該餘叢考歳寒三友の條にいへり。唐の李邕が題畫の詩に、對雪寒窗酌酒、敲氷暖閣烹茶。醉裏呼童展畫、咲題松竹梅花とあり。

○梅に鶯

梅に鶯をよめること、和歌には常のことなり。鶯宿梅の故事、拾遺和歌集に見えたるより、猶さら、なべて世人も鶯といへば梅はかならずあるべきものとしもおもへり。いとふるくも萬葉集にも、鶯には多く梅をよみ合せたり。詩にも葛野王の春日翫鶯五言に、素梅開素靨、嬌鶯弄嬌聲といふ句あり。唐土にはいはぬことゝのみおもへるに、王維の早春行の詩に、紫梅發初遍、黄鳥歌猶澁といへるぞ、鶯梅を對する據ともすべし。また竹林に虎の住めること佛說金光明最勝王經に見えたり。

○九尾狐

玉藻前の謠曲にて、那須野の殺生石の故事を世人のきゝなれ、かつ過し年、妖狐傳といふ冊子なども印行したることありしからに、九尾狐といへば、惡狐とのみおもへり。ふるくも下學集琉球神道記などにもこの俗說を載たり。下野なる玉藻稻荷の社は、かの惡狐の靈を祭れるとかや。しかはあれど、九尾狐はもと瑞獸にて、已に太平御覽に、山海經、竹書紀年、吳越春秋、白虎通、古今註、魏略、郭璞九尾狐贊等を引用せり。因に云、官妓を九尾狐といへること侯鯖錄にあり。これは官妓の聲色のために人の蠱惑せらるゝを狐に魅さるゝに喩へしなるべし。

○手飼の虎　山猫

虎と猫とは大小剛柔ははるかに殊なりといへども、その形狀の相類すること絕てよく似たり。さればわが邦のいにしへ、猫を手がひの虎といへること、古今六帖の歌に、

あさぢふの小野のしの原いかなれば手がひのとらのふし所なる

また源氏物語女三宮のくだりに見えたり。唐土の小說に、虎を山猫といふこと、西遊記第十三回䧟虎穴金星解レ厄といへる條に、伯欽道風响是個山猫來了云々、只見二一隻斑爛虎一とあり。形似をもて互に異名とすること、おもしろくおぼえたり。

○とり貝

鳥貝は赤貝に似て殼薄く、貝の表うすあかし。丹後の宮津にて茶碗貝といへり。肉はまぐりに似て色黃なり。正二月その肉を酢に浸して京師へおくり賣れり。この貝鴟に化す。ゆゑに鳥貝とよべりと介品にいへり。江戸にてもつねに賣來り、鮓にも專に製し鬻ぐ。されど味さのみ美からず。上總の國人の

いへるには、海上に千鳥といふ鳥多くゐて、その鳥の水に入り化して貝となれば、鳥貝といふとかや。その肉の卵の如くなるはこの故なりといへり。また伊勢のあたりより廻船の舟人、船がゝりのをり、とり貝を求めて食料とす。そは價のこと外にやすきものなるゆゑとぞ。その貝をはなし、肉を見るに鳥の形ありといへり。かゝれば鳥貝といふは、いづれのわけにて名をおふせしにか未だおもひえず。しかれども、月令に雀の化して蛤となるとあるをおもへば、鳥の貝に化するといへるがさもあるべくや。

○旃檀は二葉より香　頻伽鳥

旃檀は二葉より香といふは佛説に出て、吾邦にもふるくいひならへる諺なり。觀佛三昧海經に、牛頭旃檀生二伊蘭叢中一。未レ及二長大一在二地下一時、芽莖枝葉如二閻浮提竹筍一云々、仲秋滿月卒從レ地出成二栴檀樹一。衆皆聞二牛頭旃檀上妙之香一、永無二伊蘭臭惡之氣一と見えたり。撰集鈔に、せんだんは二葉よりかんばしく、梅花はつぼめるに香あり。また寶物集に、縦ば伊蘭といふ樹あり。その香臭くして一枝一葉を嗅ぐに、猶醉臥して死門に入る。其伊蘭四十里の間に生茂らん中に、栴檀といふ樹、その中に生出て、未だ二葉に及ばずして、莖の角ばかりならんが、香芳くして、伊蘭の臭氣を消し失ふ。また源平盛衰記に、栴檀は二葉より芳くして、四十里の伊蘭林を翻し。頻伽は卵の中にてあれども其聲諸鳥に勝たりと見えたり。因に云、頻伽鳥または訶陵頻伽鳥ともいへり。翻譯名義集などに、訶陵頻伽を妙音と譯したるは義譯にて、また訶陵を美妙、頻伽を音聲と譯するよしもあれど、ともに誤りにて正しからず。おもふに唐書に、訶陵國より頻伽鳥を貢するよしあれば、訶陵は國の名なること明かなり。頻伽は鳥といふことの梵語なり。その證は十誦律に、頻迦軍持とあるを、南海寄歸傳に、鳥頭瓶と譯してかけるにてもおもふべし。かゝれば訶陵頻伽は、訶陵國に產する鳥といふことなるを、その聲の

うるはしければ、音聲のかたに譯したると見えたり。

○薺を行燈につりて蟲除とす

物類相感志に、三月三日收薺花置燈檠上、則飛蛾蚊蟲不投といふことあるは、吾邦のならはしに、四月八日薺をとりて、行燈につり置て蟲よけとするに似たり。

○木中に佛像あらはる

文政己丑の夏、谷中なる多寶院といふ眞言宗の寺にて、樫の木をきりしことのありしに、その木のきり口に、佛像の繪がきたるごとく現はれありしかば、人みな奇異のおもひをなし。日を經るまゝにそのこと世にあまねくきこえたれば、かの佛像にまうづるものいと多かりけり。くはしき紀事および佛像の寫眞は、予が隨筆篇に載たればこゝにしるさず。曠園雜志に、有柏樹大十數圍、以其堅重難舉鋸而折之、中有觀音大士像、極其端好。崖石水竹童子鸚鵡之影、纖細備具儼若圖畫。此兩所有合之彼兩無亦少別と見えたり。木中に文字あることは、和漢にそのためしありて、めづらしからねど、佛像、畫圖の現ことはいと稀れなることゝ見ゆ。こはみな木の澁の染みて、自文字、畫圖をなすなり。木中に文字ありしことは、述異記、酉陽雜俎、夢溪筆談、春渚紀聞、および吾邦の國史、今物語、砂石集、佛書には、寶積經などにも見え、折たく柴の記、俗說辨にも論ありて、人もしりたることなればこゝにいはず。

○清正題目の旗

加藤清正の朝鮮國へ渡海のとき、題目の旗をたてゝ征伐せしといふこと、兒童走卒も話柄とすることとなり。その事實の正しくものに見えたるは、清正記に、加藤には、南無妙法蓮華經の御旗をぞたまふ。こ

の御旗は、秀吉公、播磨國拜領のとき、信長公より赦したまふ吉例にまかせて、くだしたまはるとあり。これによりておもへば、もとより加藤清正は日蓮宗にて、かつ信仰もあつかりければ、ことさらに題目の旗を賜はりしことゝ見えたり。さればその宗門にて清正公大神儀などゝ仰ぎまつれるも、亦故なきにはあらず。その旗の縮圖、諸將旌旗圖といへるものに載せたり。それのみならず、南品川なる妙國寺にも、加藤清正の自筆にてかける題目の指物ありときけり。

加藤清正は世にきこえたる文武兼備の名將にて、その傳記は木村又藏のしるしたる、清正記といふものあり。いと正しき記錄なり。印本には、續撰清正記と云ものあり。世には大かた續撰のみ行はれて、寫

本にて傳ふる清正記をしる人少し。この外、清正の事の見えたるは、太閤記、朝鮮征伐記、高麗陣日記の類もつとも多し。さて清正の家中へ申渡しといふもの七條あり。今こゝにしるす。

○加藤清正家中へ申渡七ケ條

奉公の道不レ可ニ油斷一。朝寅刻に起て兵法をつかひ、食を喰、弓を射、鐵砲を打、馬を乘るべし。武士の嗜み能者には別て加增を可レ遣事、○慰に出べきと存候はゞ、鷹野、鹿狩、相撲かやうの儀にて可ニ遊山一事、○衣類のこと木綿紬の間たるべし。衣類に金銀を費し、手前不成旨申ものは可レ爲ニ曲事一候、不斷身上相應に武具を嗜人を可ニ扶持一。軍用の時は、金銀を可レ遣事、○平生傍輩づきあひ、客一人亭主の外咄申まじく候。食は黑飯たるべし。但武藝執行の時は、多人數可ニ出合一事、○軍禮法侍の可ニ存知一事なり。不レ入事に美麗を好む者可レ爲ニ曲事一事、○亂舞方一圓停止たり、太刀を取れば人を切らんとおもふ。しかる上は萬事は一心の置處より生る物にて候間、武藝の外、亂舞稽古の輩可レ加ニ切腹一事、○學文の事可レ入レ精。兵書を讀、忠孝のこゝろがけ專用たるべし。詩聯句歌よむ事停止たり。心に花車風流なる手よわきことを存候へば、いかにも女のやうに成ものにて候。武士の家に生れてよりは太刀かたなを取りて死する道本意なり。常々武道の吟味をせざれば、いさぎよき死は仕にくきものにて候間、よく／＼心を武にきざむこと肝要の事。

右之條々晝夜可ニ相守一。若右之箇條難レ勤と存輩於レ有レ之者、暇を可レ申。速ニ遂ニ吟味一、男道不レ成者之印を付可ニ追放一事不レ可レ有レ疑。仍如レ件。　加藤主計頭清正在判　侍中

○僧日遙傳

肥後の本妙寺第三代日遙上人といふは、もと朝鮮國の人なり。文祿二年、豐太閤、朝鮮征伐の時、加藤

總大將として、彼地を攻なびけ、凱旋のときにあたりて、雙溪洞の普賢庵にて、ひとりの小兒の居たるを見て、名を問はせたまふに、何ともそのいらへはせで、やがて筆をとりて、獨上二寒山一石徑斜、白雲生處有二人家一、とかきたるのみ。その時、兒の年十歲なり。清正これを見て奇兒なりとおもひ、わが邦へつれかへれり。生長の後、天資伶利にして、書をも見事にかき、佛門に入り、名を日遙といへり。これ卽本妙寺の三代なり。清正の歿後も懇に香花の手向おこたらざりしといへり。本化別頭佛祖傳に見えたり。これ亦清正の蓮宗を信ずることのあつきに出る所といふべし。先年、淺草幸龍寺にて京師妙滿寺の開帳ありしが、その靈寶いと多かりし中に、この日遙が眞蹟の題目あり。草體尋常ならず友人南畝摹刻して同好に贈れり。

○赤國

豐太閤朝鮮征伐の時、彼地のことをいふに、赤國、靑國といふことあり。豐太閤軍令に、赤國のこらずこと〲く一へんに成敗申つくる。などゝも見え。また太閤記朝鮮征伐記などにも、此詞見えたり。案ずるに、舊聞記に、今度赤國征伐のことは太閤の命旨にあらず、諸軍の私意に起るとぞ陳じける。此赤國といふは晋州のことなり。朝鮮の繪圖をかねてうつして、太閤御覽あるに、國々を五色、八色に彩りわけて歷覽に安からしむ。この晋州をば、赤色に彩りければ赤國とは申けりとあり。これにて赤國のわけあきらかなり。

○書幅にて穢を拭ふ　潭帖を砲石とす

甲乙剩言に、劉玄子從二朝鮮一還言。彼中書葉多二中國所レ無者一。且刻本精良無二一字不レ倣二趙文敏一。惜爲二倭奴一殘毀、至下圊溷之間往々以二書幅一拭上レ穢亦典籍一大厄會也とあり。また三韓紀略に、

西韓之士編著素稀。今播上國者皆壬辰所俘。などもいへば、かの國の書籍、器物ともに多くこの時に分捕し來れることゝ見えたり。また洞天清祿集に、淳化閣帖既頒行、潭州即摸刻一本。謂之潭帖。余嘗見其初本。當與舊絳帖雁行。至慶曆八年石已殘缺。永州僧希白重摸。東坡猶嘉其有晉人風度。建炎虜騎至長沙。守城者以爲砲石無一存者。紹興初第三次重摸失眞遠矣といへり。吾邦にも、弘法大師の益田池の碑を毀て、城壘の石垣としたる類にて、唐土はしば〳〵の兵燹にて古書のほろぶるもの數ふるにいとまあらず。吾邦も、安元の火、應仁の亂こそまたなき典籍の一大厄なれ。

○小兒の詩

童蒙先習に、やさしきものといへる條に。和朝文祿の頃ほひ、兵をつかはし、異國をおびやかすことありしとき、人を多取て歸朝せし中に、七歲の兒のありしが、夢裏分明歸故鄉、雙親向我開扶桑、華鯨樓上一聲響、撫枕猶疑在大唐とぞ作りし。寔にやさしうもあはれにもおぼえたりとあり。この事は已に乘穗錄にもしるして、世人もたま〳〵話柄とせり。猶これよりふるく絕てよく似たることあり。臥雲日件錄に、寬正五年二月廿三日、壽向來話、雲州海賊侵大明投南小兒來。兒七歲作詩曰、異國更無青眼友、空江秪看白鷗群、秋風灑淚三千里、吹滿西山日暮雲、弟六歲亦作詩曰、標水微茫歸路□、滄波萬里在他鄉、與人欲語語音別、終日無言送夕陽、吁在此方則八十八翁亦道不得乎と見えたり。一書に載する小兒の詩を誦し、そのかみのありさまを想像すれば、實に酸鼻するに堪たり。

○一錢切

信長記に、信長卿は淸水寺に在々けるが、洛中、洛外に於て、上下みだりがはしき輩あらば、一錢切と御定めありて、といふことと見えたり。この一錢切といふことをおもふに、淸正記に載る高麗軍中の制札にも、軍於二味方地一亂妨狼藉輩可レ爲二一錢切一とあり。また上總國望陀郡眞里谷村に、天寧寺眞如寺と云上總國曹洞派總錄の寺あり。その寺の門前に禁榜あり。條目の文に、門前百姓於二非法有レ之者可レ爲二一錢切一事などゝもあり。これらによりて考ふるに、戰國の時の刑名と見えたり。この一錢切の義詳ならざりしに、讀史餘論の豐太閤のことをいへる條に、二ッには此人軍法によりて一錢切といふことを始めらる。たとへば、一錢を盜めるにも死刑にあつ。刑罪既に重くなりしかば、重罪の輩をば、或は切腹、或は斬罪、獄門にかけ。はりつけ、火あぶりなど云刑出來たりといへり。これにて一錢切の義分明なりといふべし。

○樽人形

ある人の說に、延寶、天和の頃のものにやとおもへる浮世繪を見しに。そのおもむき遊女のごとき女の小き樽に衣をうちかけ、編笠をきせたり。おもふに酒宴などの席にてのたはむれにて、遊女のもてあそびとのみおもひしに、

寶曆七年の印本に、繪本咲分櫻といふ冊子に、こゝに載圖あれば、そのころも猶この戲れありしことゝ見えたり。これによりておもへば、遊女のみのことにはあらで、なべて花見野がけなどのをりから興じもてあそびしなるべし。

ある日柳亭翁に、この樽人形のゆゑよしをとふに、翁いへらく、一老人の話に、むかし人形樽といひしものあり。野遊などに持行ときふくさやうのものに包めば、その形木偶に似たるをもて名を負せたり。

さてその樽に、小兒の小袖または羽織など打きせ、人形廻しの戯れをなしゝが、つひにひとつの遊戯となりて、はては酒をいるゝ事をば用とせず、木偶またはしにたよりよきやうに作り、花見幕の内などにて是を興ずるなり。人形樽の詞を轉じて、樽人形といひけるとぞ。西武撰の砂金袋明暦三年印本に、

影うつせ人形樽のかゞみ餅　康　重

人形樽の名は、ふるくこゝに見えたり。また山岡元隣寶藏萬治の印本、後に宝蔵と名を改む。の花見の事をいへる條に、こゝら行きかふわび人の、人形樽につめ懐辨當にをさめて、花はいづれの情に見つるかしらねども、とりどりほこりがなる顔つきも、實に春は春なれやとあり。これらにて人形まはしに用ひしことはいはざれど、人形樽の名のあかしとすべし。また桃青が俳諧次韻延寶九年撰、に、

前　　樂やつこかくれて風流林とよふ　其　角
　　　奴
附　　樽に羽おりをきせてあふぎし　　桃　青

この句、かの樽を人形として、まはすことのあかしなりけり。

○津輕笛

文政甲申の秋、兒童のびやぽんといふ鐵にて造りたる笛を專ら翫ぶことの行はれたりしが、その笛はそのころはじめて造りいだしたるものにはあらで、むかしより邊地などには、もてあそびしものとぞ。翠

軒翁筆記に、ホヤコンといふもの、薩州にて吹物神事に用ふ。岩城八幡にもあり、その形かくの如し。又關東陽話に、百谷といふ人、薩州に遊びしころ、かの地にて見しも同じさまにて、名をシュミセンといへり。その笛の唱歌あり、

チウサノベントヽ、カヂキノベントヽ、ノドクビトラヘテ、ビヤコン〳〵

こはいかなることゝもおもひわかねど、ある人は、チウサは中山にて、琉球のことか。カヂキは加治木にて、筑紫の地名なるべしといへど、その外はいまだ考へ得ずといへり。

○鼠のよめ入

ふるき繪册子に、鼠のよめ入といふことをつくりしものあり。今も猶錦繪などにのこりて、たま〳〵見ることあり。こゝ鼠の異名を嫁とも嫁の君ともいへるより作意したるものとおもはれたり。古歌に、

秋なすびわさゝのかすに漬まぜて棚におくともよめにくはすな

といへるも、鼠をよめといふあかしなり。また季吟が師走の月といふ俳書に、

月の鼠よめ入するやむこの山

といふ句あり。これにつきて滑稽の一話あり。荻生徂徠ある人にいへるは、われかつてより讀書に心をひそめ、和漢ともに表紙のつきたらん書に、よまざるといふものなし。およそ世にしれぬといふことはなきものをと廣言いはれしかば。その人云、さらば鼠のよめ入といふ册子に、道具持の宰領につきたる侍の鼠の名を、棚渡仲右衛門といふ名あり。かゝることにも據のあることにやと問ひけるに、さればとよ、そはどぶ鼠の仲間が出世して足輕になりたるにて、抱朴子内篇に、鼠壽三百歲、滿二百歲一則色白善憑レ人而下。名曰レ仲といふことあり。その侍、鼠も年へしからに、名をば仲とよべるな

りとこたへられしに、ある人もその博識に服せしとかや。

○箱入娘　錢樹子

幽遠隨筆に、今世間に深窓に養ひかしづく娘を、箱入娘といふは、竹取物語に、竹取の翁かぐや姫を竹の中に得てうつくしきことかぎりなし。いと稚ければ箱に入れて養ふといへり。今の世に箱入娘といふ是なりとあり。このころ舶來の、事物異名錄をよみたるに、明皇雜錄、許子和倡家女、能變二新聲一。臨レ卒謂二其母一曰、阿母錢樹子倒矣といふことあり、この錢樹子といへるは、ことわざに金のなる木といふに同じ。また娘を金箱といふことにもかよひてきこゆ。

○竹簪

この竹簪は、關氏に傳ふるところにして、その家の女子、享保年間やんごとなきあたりに宮仕せしころ

拝領の物といへり。或書に云、天正のころより今に及びて、昇平百二十年、世俗の奢侈日にまし月に長じて、婦女の笄簪多くは金銀をもて造り。玩物および人形、手遊までも金銀箔をもて飾ることゝなりしかば、命をくだし禁止あり。また婦女の衣服、髮器みな質素を用ひさせ給へりと見えたり。竹簪の時代と符合す。

○柏餅

端午の日に、柏の葉に餅を包みて、互に贈るわざは、江戸のみにて、他の國にはきこえぬ風俗にして、

しかも又ふるき世よりのならはしにもあらざるにや。ものに見えたることなく、徳元が俳諧初學抄に、五月の季に見えず。かゝれば寛永の頃より後のことか。寛文年間のものとおもはるゝ、酒餅論といふ冊子に、彌生は雛のあそびとてよもぎの餅や、端午にはちまきのもちや柏餅、水無月はじめの氷餅、嘉祥の餅云々といふことあり。延寶八年の印本、不卜作の俳諧向之岡に、柏餅の句あり、

餅なりけふ世人はをみがく玉がしは　　　兼豐

押ならべ雨蛙が聞やかしはもち　　　水巴

延寶九年の印本、言水作の、俳諧東日記に、

端午の御祝儀として柏木の森冬枯そむ　　　盲月

非樓の山や楢の四方のかしはもち　　　兼豐

これらの句によりておもふに、この頃より、あまねく節物となりけんもしるべからず。さて予、過し文化のころ西遊せしをりから、豐前の中津にて、端午の日にあひたりしが、菝葜の葉に餅をつゝみて、家ごとにもこしらへ、餅あき人も賣れるを見たり。名をば何といふにか問ざりし。案ずるに、地錦鈔に、菝葜は荊のゐゐなり。葉丸く柿の葉のちいさき如くにて、葉中に三の筋あり。冬葉落て春出る秋あかく實あり。俗にサンキライとも又はサルトリバラともいふ非なり。さるとりばらは、葉の形槐の葉のごとく、花色ホうこん、花の長サ一尺ばかりにて、針大きくありて、各別の物なり。又の名をかめいばらともいふなり。近ごろ武州秩父の山中へまかりしに、農家客ある度に、小麥の粉を水に練、丸くちぎりて、此ばらの葉を兩めんよりあてゝ、柏餅のごとくして、はうろくに燒てもちとなし饗應しぬ。葉をとれば、餅に三條の紋見えてあいらし。猶しほらしくこしらへなさば、いかにいみじき物ならんとおぼえし

まゝに、家の女あるじに、是はこの所の名物にや。此葉を用ふるも子細ありや。たゞ問ひ侍るに、聲高に打わらひて、何條事の候はん。是を龜甲餅といふ。此葉をかめいばらと云。葉の形龜の甲に似て、またその齡を延る大事の藥にも入るといへば、食して無毒といひ傳ふと答ふ。さればこそいさゝかの人のことの葉も捨てたしとはかゝることにや。田舎人のいひすてに、殊勝なる事もこそあれとおもひ出れば、實にや荻藪に屠蘇の一味なれば、長壽の緣にもなるべしや。といふに併せおもへば、西國の俗のみにはあらぬか。ある册子に大隅の片里にといひて、五月五日とて、松火あかしくなどゝあるところに、女は柏の葉にて黒米の餅を包みけるは、これなん上がたに見しまこもの粽のかはりなるべし。とあるなど見えたるにても、江戸のみのことゝも思ひがたく、もとより柏の葉は、すべてかしはといふこと、いにしへの詞なれば、いづれの木の葉にもあれ。餅つゝみたらんは、かしは餅ととなへんも難なかるべし。

○牡丹餅　萩の花

ぼた餅に、牡丹餅と書けるが正字にて、かのあんをつけたる餅を盆に盛りならべたる形の牡丹花のごとくなれば、見たてゝ名をおふせしなり。一名を夜舟といへり。その意はいつつくやしらぬといふことなりといふ隱語なり。また圓めずに器にもりて、その上に小豆のあんをかけたるを萩の花といふ。女詞には、おはぎともいへり　これは萩の花に似たればなり。下總の邊にては、俗にかい餅といふ。これは餅のうちにてことさらにやはらかなるをもて、粥餅の訛れるなりといへり。

○海鼠

海鼠の生なるを生海鼠、湯でゝ熬たるを熬海鼠、串にさして干たるを串海鼠といひ、奥州金花山の海邊にあるもの別品にて。その干たるを金海鼠とて世に賞美することなり。又虎海鼠といふ一種あり。六俳

園立路隨筆に、大磯の驛にて縁泰寺と云寺の門前に、小牌をたてゝとら子石と記しあり。行て見れば、彼先海鼠のとらこに似たる形の大石なり。貫目など付て、小き藏に卓にのせてあり。その藏の壁に此石持あげたる人々の名、反故の如くひしとしるしてあり。力量を試ることかと問へば左にあらず、此石を持得し人は、戀の叶なりといふにぞ。これをもて世には大磯の虎石と云なめりとあり。かゝれば今彼寺にて、大磯の遊女虎が石といひて旅人に見するはひがことなり。

○寸をきと讀る

馬の丈四尺を定尺とし、それよりあまれるは一寸より三寸までをスンといひ、四寸より七寸までをば寸といはずキといひ、又八寸より九寸までを又スンといへるよし、今の馬乘人はいへど、そはいつの頃より定まりたる詞にか。むかしは幾寸にても、なべてキとのみとなへたり。雜和集に、

あふざかのすきまの月　なかりせばいくきの駒といかでしらまし

私云。馬は四尺を馬たけと云を、それに一寸まさりたるをば一きとし、八寸まさりたるをばやきといふなりと見えたり。幸若の舞の高舘志田などの詞に、名馬のことをいひて、さんのへだちのしらあしげ七き八ぶんあけ六さいにひきよせ、ゆらりとのつたりけりといへり。この七き八ぶんは、七寸八分なり。幾寸にてもキといへることの證とすべし。おもふに、寸をキとよめることは、古事記傳に、寸を伎といふは刻の意なり。万葉集に、玉刻春と伎に刻の字を書けるもその意にて、伎といふぞ。キダ、キザムなどの本語なりといへり。ある人は、寸は樹の省字にて、その訓をとれるものなるべし。漢土にも此例あり。古鏡に、鏡を竟、鑑を監に作るものまゝありといへり。これも一説に備ふべし。されど鏡鑑の省文には別に論あれど、こゝにえうなければいはず。因に云、錢の壹文の半をきなかといへることは、算勘

の詞に、壹文半を壹文五分といへり。そは五分は一寸の半なれば、きなかとはいふなり。寸半の約語なるべし。再びおもふに、たゞ半が五分なれば、きなかとのみいひてはくはしからず。錢の徑りは壹寸なること開元錢よりの定めにて、吾邦も同じければ、もと尺度よりいでゝ壹文の半を五分とも、きなかともいへるとしるべし。

○手綱染

斜に筋を染たるを手綱染といひ。世俗に小六染などもいへり。正しくは取染といふが本名なり。諸書當用抄に、手綱はとり染にいたし候。まづ手綱の先壹尺ばかり萠黄、それより一寸ほどづゝ淺黄、白萠黄に横筋をつけ染候。腹帶同前。また弓馬聞書に、とり染手綱本色尺不レ定、五寸ばかり一色に染て、又一寸づゝ段々に三ッばかりいろ／＼に染候て、又五寸ばかり一色に染るなり。色は何にてもくるしからず。このとり染はれの時。軍陣のときならでは不レ用候。小笠原備前入道宗信傳なり。また上臈抄に、手綱はかちんにて筋を一寸まだらに可レ付。これをとり染といふと見えたり。かゝればもととり染といふを、手綱にその染を用ふるからに、手綱染とはいへり。あて小六染といふよしは、嵐小六といふ俳優の好みて常にこの染を専用ひたれば、とり染をやがて小六染といひならはしたり。石疊を市松といふも、佐の川市松が好み用ひたる故なり。猶そめ色に路考茶、大和柿の類もみな俳優より出たり。すべて物の名の俗稱は轉訛にてあらぬことになり行くこと少からず。妾は女子にかぎることとなるを男めかけあり。いはれなき詞とおもふに、唐土に男妾といふ熟字あり。遊山の字は蒙求にいでゝ山に遊ぶこと勿論なるを、舟遊山といへり。これも唐土に遊山舫といふ文字あり。

○文七元結

元ゆひに文七元結とて、上品の稱とす。俗説に、これは切元結のことにて、ふるくは輪元結のみ長きまゝ結ねたるを、浪華の俠士雁金文七といふもの、常にさかり場にはいかいし、鬪諍あれば生きて再びかへらざるの勇を示さんため、元結をゆひ切、その死を決するをあらはせしかば、切元結の短かきを文七元結と人みないへるとかや。この説ひがことなり。案ずるに、紫一本に、永坂の下にて、文七髻結とて、名物の元結をこしらへるなり。文七といへるものゝこしらへ侍るかとたづねければ、ある老人の物語に、文七といふは、元結にこしらへる杉原紙の印の名なりと申されし。元結車にてよるなりと見えたり。かく彼俠士の時代よりふるき名目なり。この説を正しとすべし。

○四十二の物爭

四十二の物爭といふ歌ものがたりの冊子あり。そは似たるもののふたつを題にて歌をよめるなり。遠碧軒隨筆に、四十二年の禁忌のこと書物に見えず。雙六の釆の目兩箇にて四十二あり。されば四十二までは王老衰徵の爭あり。これを過れば法外の心にて、何事も足らずと云ことなしと云かとの俗説あり。是おもしろしといへり。これにて物あらそひの數を四十二とすることの據あきらかにしられたり。

○起請

徒然草に、起請文といふこと法曹にはその沙汰なし。いにしへの聖代、すべて起請文につきて行はるゝ政はなきを、近代此事流布したるなり。野槌に、起請文といふこと、もろこしに盟誓をたてゝ、牛馬の血をすゝり、其詞をしるして土にうづみ、約するところもし背かば、此牛のごとくきり屠らるゝ罪にあたらんと諸神に誓ふなり。周禮、左傳等にくはしくしるせり。日本にては、天照大神、素戔嗚尊と誓ひましませば、神代にもありけるなり。始は盟誓といひしを、人の代の末にいたりて、白川、鳥羽の御

時も、起請文といふことあるよし、貞永式目起請の裏書にありといへり。これによれば、中むかしよりのならはしと見えたり。あるひは慈恵僧正よりはじまれりともいへり。さて起請文に一枚起請、二枚起請、また七枚起請、百枚起請などいふことあり。義經記に、土佐坊が七枚起請かけること見え、後のものながら、室町殿日記、豐太閤朝鮮文書にも、七枚起請といふこと見えたり。七枚起請の文をば、かつて友人より得てもてり。文明年間のころ、書たるを寫しつたへたるなり。七枚各文章別なり、そは誓言いく通りにもしるしたるものなり。おもふにそのかみは、尋常のことは一枚にかき、その誓ごとの重かるは幾枚にもかへすがへす書けることゝ見えたり。源平盛衰記に、百枚の起請といふことあり。驢鞍橋に、一枚起請、二枚起請、三枚起請といふことも見ゆ。これにて法然上人の一枚起請といふもこれにて明かなり。起請といふ文字は、後漢書劉盆子傳に、其餘不レ知レ書者起レ請之といふより出たり。因に云、起請文の前書に、伊豆、箱根の兩社をしるすことは、北條家盛なりし頃のならはしにて、關東には今にそのまゝ沿襲して改めざるなりといへり。

○無盡錢　たのもし

今無盡と稱する講あり。たのもしともいへり。無盡錢といふ名目は、はやく建武式目に見えたり。さてたのもしといふことは、田物代の約語にて田實の意にて、これはむかしの國制に、貧富強弱を平等に配り合せて、互に伍人組を立、たのもしをもて出しあひ、村役所に預かりおき、貧民のもの、租なく食なく、進退に迫るときはその錢を役所より出しあたへ、一郷一村の中を結合せ立行ゆゑ。富有なるものは一生涯にその田のもしを取ことなく年々賭入ることのみなせり。是上古の貸稅の制度の遺れるなり。貸稅のことは、書紀の天武紀の詔に見えたり。

○貸稅

租稅といふは、今の年貢のことなり。古語にちからといふ。賦役令の義解に、凡官稻之源出レ自ニ田租一。而分爲レ三。一曰ニ大稅一。二曰ニ穎穀一。三曰ニ郡稻一也。この稅は一國々々に貯おくなり。たとへば十五万束の稻を民に割つけて貸、その元を大稅といひて、毎年に不レ動おくなり。さて貸たる利を取て京へ上る故の名なり。右の大稅を田力といふは、春百姓のかりて田を耕す力とするよしなりと、祝詞考にいへり。

○通り惡魔の怪異

世に狂氣するものを見るに、大かたは無益のことに心を苦しめ、一日も安き思ひなくて、はてには胸にせまり心みだれて、狂ひさはげるなり。されば男たるものには先はなきはづのことにて、婦人にはまゝあることなり。しかれども、男女にかぎらず、何事もなきに、ふと狂氣して、人をも殺し、われも自害などすることあり。そはつね〴〵心のとりをさめよろしからざる人の、我と破れをとるに至るものなりかゝれば養生は藥治によらず、平生の心がけあるべし。こゝろを養ふこと專なるべし。そのふと狂氣するは、何となきに怪きもの目にさへぎることありて、それにおどろき魂をうばはれ、おもはず心のみだるゝなり。俗に通り惡魔にあふといふこれたり。游魂變をなすの古語むなしからず。不正の邪氣に犯さるゝなり。こは常に心得あるべきことなり。むかし川井某といへる武家、ある時當番よりかへり、わが居間にて、上下、衣服を着かへて座につき、庭前をながめゐたりしに、椽さきなる手水鉢のもとにある葉蘭の生しげりたる中より、焰炎々ともゆる三尺ばかり、その烟りさかんに立のぼるをいぶかしく思ひ、心つきて家來をよび、刀、脇指を次へ取のけさせ、心地あしきとて、夜着とりよせて打臥、氣

を鎮めて見るに、その焔のむかふなる板塀の上よりひらりと飛おりるものあり。目をとめて見るに、髪ふりみだしたる男の、白き襦袢着て、鋒のきらめく鎗打ふり、すつくと立てこなたを白眼たる面ざし、尋常ならざるゆゑ、猶も心を臍下にしづめ、一睡して後再び見るに、今まで燃立る焔も、あとかたなく消、かの男もいづち行けん常にかはらぬ庭のおもなりけり。かくて茶などのみて、何心なく居けるに、その隣の家の騒動大かたならず。何ごとにかと尋ぬるに、その家あるじ、物にくるひ白刃をふり廻し、あらぬことのみ言ひ叫びけるなりといへるにて、さては先きの怪異のしわざにこそとて、家内のものにかのあやしきもの語して、われは心を納めたればこそ、妖孽、隣家へうつりてその家のあるじ怪しみ驚きし心より、邪氣に犯されたると見えたれ。これ世俗のいはゆる通り悪魔といふものといへり。またこれに似たることあり。四ッ谷の邊類焼ありし時、そこにすめる某が妻、あるじの留守にて、時はつ秋のあつさもまだつよければ、只ひとり椽先きにたばこのみつゝ、夕ぐれのけしきをながめゐたるに、燒後といひ、はづかのかり住居なれば大かた礎のみにて草生しげり、秋風のさは〳〵とおとして吹來りしが、その草葉の中を白髪の老人、腰はふたへにかゞまりて、杖にすがりよろぼひつゝ、笑ひながらこなたに來るやうすたゞならぬ顔色にて、そのあやしさいはんかたなし。この妻女心得あるものにて、兩眼を閉ぢ、こはわが心のみだれしならんとて、普門品を唱へつゝ、心をしづめ、しばしありて目をひらき見るに、風に草葉のなびくのみ。いさゝかも目にさへぎるものさらになかりしに、三四軒もほどへたる醫師の妻、俄に狂氣しけりといへり。これもおなじ類ひの怪異なるべし。むかしより妖は人よりおこるといふこと亦うべならずや。鳩巣云、陰陽五行の氣の、四時に流行するは、天地の正理にて、不正なけれども、その氣兩間に游散紛擾して、いつとなく風寒暑濕をなすには、自不正の氣もありて、人に

感ずるにてしるべし。されば天地の間に正氣をもて感ずれば正氣應じ、邪氣をもて感ずれば邪氣應ずといへり。色にまよひて身命を失ふも、おなじことわりとしるべし。

○能書不レ擇レ筆

能書不レ擇レ筆といふ語は、李笠翁柬ニ同學一書に見えたりと、蜀山翁の筆記にあり。この頃唐書をよめるに、歐陽詢傳に、褚遂良亦以レ書自名。嘗問ニ虞世南一曰、吾書孰ニ與詢一。答曰、吾聞詢不レ擇ニ紙筆一。皆得レ如レ志。君豈得レ此。また裴行儉傳に、行儉常曰、褚遂良非ニ精筆佳墨一未ニ嘗輙書一。不レ擇ニ筆墨一而妍捷者余與ニ虞世南一耳とあり。これ即能書筆を擇まずといふに同じ。また楊升菴外集に、太白浣沙石詩、一雙金屐齒兩足白如レ霜。又越女詞云、屐上足如レ霜不レ着ニ鴉頭襪一。又云、東陽素足女再三張愈光戲答云、太白可レ謂ニ能書不レ擇レ筆矣。聊記以餉ニ一笑一と見えたり。しかれども古人云、工その事をよくせんとおもへば必まづその器を利くすといへり。已に晉の王羲之與ニ謝安石一尺牘に、復與ニ君此章草一。所レ得極不レ爲レ少。而筆至惡殊不レ稱レ意。かゝれば右軍の能書をもて、なほ既已にしかり。紙筆を擇まずして佳を要するは通論にあらず。

○みゝず書

世人手の拙きを蚓蚯のやうになどいへり。榮花物語に、姫みやみゝず書にせさせ給へる、これいかであての御もとに奉らんとのたまはするにつけても、ほとゝぎすにやつけまじと、あはれに御覽ぜらるとあり。歌には、信明集云、返事にみゝず書しておこしたれば、

わびしきに戀にまどへる心にはそのことゝしも見えずぞありける

と見えたり。そは文字筆力なく、蚯蚓の蛇行ごとしといふことにて、わが邦のみならず、はやく唐土に

も見えたり。續書譜に、草體をいへる條に、唐太宗云、行々若レ縈ニ春蚓一、字々如レ綰ニ秋蛇一。惡レ無レ骨也といへり。陸放翁の、喜ニ小兒輩到ニ行在一詩に、阿綱學レ書蚓滿レ幅、阿繪學レ語鶯囀レ木など
も見えたり。

○和歌に印を押

兼好法師が自筆の、三社の和歌といふものあり。その歌、

直なる心をまもる男山榮ゆくことのあらんかぎりは
五十鈴川ながれの末も絶やらずたまらぬ水に光りある月
むかしより跡たれそめしみかさ山祈る袖にもかよふ神風

この歌のかたはらに、兼好といふ篆書の印あり。そはかならず正しきものにはあらざるべし。さて和歌に印おすことはあるまじく思ひゐたりしに、照高院道晃親王の、竹の畫に和歌をかゝせ給ひて、御名はなくて印ふたつおしたるを見しことあり。これは畫賛なれば例にはなりがたし。後鳥丸光廣卿の歌に、三角なる朱印を押たるが、浪華の雜喉場なるある魚屋某の藏にありしと蜀山翁はなしなり。

光廣卿印　正

○懸鈎　引墨

和歌に點かくるに可否を對ふるに加點とて、そのよろしきものへ點を加ふることあり。また廻文、散狀など領諾して、その書面をかへすをりにも、加點とて勾を懸ることあり。これらをすべて點するといふは、古實に違へることなるべし。古書を考ふるに、懸鈎といひ引墨ともいへり。さて懸鈎といへるは、その點のかたち翠簾の鈎のごとくに點ずるをいへり、山槐記要執筆云、勘文並申文、懸鈎樣「、又

說い、可用何樣乎之由、申相府之處已兩說也、但以云勾知之。可橫翠攏鈎歟、可用懸鈎於端樣之由有各云々。また逵幸故實抄問事陣右筆に、懸鈎樣事、永萬元正廿一日功過定、予表紙上文。「物解山勘大文了。如此懸之資仲抄懸樣如此也。然而鈎體以無割目爲善云々とあり。これらを見て、懸鈎のやうをしるべし。また引墨といふは、玉勝間に封字を書くべき所に、〆とかくことは北山抄に封字のかはりに、近代は忽引墨といふことありといへり。菟玖波集に、

　　墨を引かと見ゆるくろ髪
　思ふすぢかきやる文のむすびめに　　良阿法師

と連哥の附合などにも、文にすみを引ともいへり。三中口傳に、引墨褒事也。但非秘藏事不書封して引墨也ともいへり。引墨といふは、〆またはタなどの體のことをいふ。今公家方にて白紙にものを包みていだざるゝをり、各右二やうの引墨あり。或人云、唐書の中に斜封といふことあり、引墨のことならんといへり。

○苦學

古人苦學のもの少からず。その圓き枕に睡りをさまし、戶を閉て人にあはざるの類ひ、あるひは勤仕のしげく、活計のいそがはしきにいたりては、夜をもて日に繼ぐ。わが邦のいにしへ、大學寮の書生に學文料をたまふ。これを燈油料といへり。延喜式に見えたり。またともし火ののぞみともいふこと續世繼物語にあり。なべて晝のほどより夜は物しづかに、こゝろおちゐて書よむにはことにたよりよければ、閑人の兼好法師たどすら、ひとりともし火のもとに見ぬ世の人を友としてなどいひたり。晁無咎が書

燈銘に、

武子絫螢孫生映雪。雪固易消螢亦易滅。惟此銀缸不疚其光。黃簾綠幕永夕煌々。經史在右子集在左。如或不勤負此燈火。

揚升菴外集に見えたり。しかれどもことに貧困にせまりては、あるひは夜學に燈火のそなへなきに及びては、螢をあつめ雪に映ずるに至れり。今そのたぐひ數條をこゝにしるす。後進のものかならず貧窶をもて學を廢することなかれ。

壁を穿て書を讀

西京雜記云、匡衡字稚圭、勤學而無燭。隣舍有燭而不逮。衡乃穿壁引其光、以書映光而讀之。

雪に映じて書を讀

孫氏世錄云、康家貧無油。常映雪讀書、蒙求註引

螢をあつめて書を照す

晉書云、車胤恭勤不倦、博學多通、家貧不常得油。夏月則練囊盛數十螢火以照書、以夜繼日焉。

糠を燃して書をよむ

南齊書云、顧歡八歲誦孝經詩論。及長篤志好學。母年老躬耕誦書。夜則燃糠自照。

月の光に隨ひて書を讀

南齊書云、江泌少貧、晝日斫屧、夜讀書隨月光。

宋史云、陸佃字農師、越州山陰人、居貧苦レ學。夜無レ燈映ニ月光一讀レ書。躡屩從レ師不レ遠ニ千里一過ニ金陵一受ニ經於王安石一。

薪を燃して書をよむ

唐書云、畢諴蚤孤、夜燃レ薪讀レ書。母卹ニ其疲一奪レ火使レ寢不ニ肯息一。遂通ニ經史一工ニ辭章一。

木葉を燃して書を讀

唐書云、柳璨字炤之、公綽族孫也。爲レ人鄙野、其家不下以ニ諸柳一齒上。少孤貧好レ學。晝採レ薪給レ費。夜燃レ葉照レ書。彊記多レ所ニ通涉一。

明世說新語云、鄒智居ニ龍泉菴一。貧無ニ繼晷之給一。掃ニ樹葉一蓄レ之焚以照。讀レ書達レ旦如レ是者三年、遂成ニ大儒一。

竈火を吹て書を照す

天寶遺事云、蘇頲少不レ得ニ父意一、常與ニ僕夫一雜處。而好レ學不レ倦、毎欲レ讀レ書、又患レ無ニ燈燭一。常於ニ馬廐竈中一旋ニ吹火光一照レ書誦焉。其苦學如レ此。后至ニ相位一。

天保十二年辛丑の歲秋分の日、山崎美成しるす。

世事百談 終

萬蹊伴先生著

閑田耕筆

此書は天地人物事と五にわかちてこれ
れの珍しき考証和漢の書に詳し或ハ俗
話の情を交へて教誡となるへき情ちのゝめ
叢あ附るとも書をあつめかれをのなき

閑田耕筆

としごろ人のかたれること、おのが見もし思ひも得たることのくさ〴〵を、反古のうらはしなどに、書付置たるを、さながら捨れなんも、惜むべし。書つめて見せよと、そゝのかす人々のあるに、いづれをさきにし、いづれを後にとも思ひえねば、五雜俎のついでにならひて、天地、人、物、事とわかちて、かの反古の中より、見出るまゝに書いる。又たゞ心にのみ、とゞまれることの、此題にひかれて、おもひ出ることも、此ついでに残さず。ものしる人のためには、わらはれんことこそおほからめ。

老来幾部著書成
祗道屛居遂懶情
最是紙田閒不得
長遺筆耒四時耕

此予卜居閑田廬之初林泉院六如尊者見恵
之作真知予平生者也及著此書遂取之以名
焉故揭之巻首云　己未冬日　蒿蹊識

閑田耕筆目次

閑田耕筆　巻之一

閑田廬蒿蹊著
男　伴資規直樹校

天地部

○長庚星を常に夕豆都と、中のつもじを濁る。和名抄由不豆々とあるは、二字共に濁音によめとにや。しかるに此訓の出所は、詩小雅大東篇、西有長庚の毛傳に、月既入謂明星爲長庚。庚續也とあるによれるか。しからばつゞくの意にて、下の一もじをのみ濁るべきものなり。予此考をなして後、貝原翁の日本釋名を見れば、夕の日につゞきて出ればなり。と觧せられたるも同じけれど、清濁の義はいはれず。萬葉第二には、夕星の字をゆふづゝとよますれど、假名書には見えざれば、清濁の義はより處なし。故に愚意をのぶ。

○七夕に牛女交會の說は、もろこしの昔よりいひ傳へて、萬葉集にも、歌あまた見ゆ。詩歌の人のみならず、乞巧奠は公事の一にさへなりぬ。さるに或人、星の妹背といふ僞を、世に傳ふるよしの歌をよみて、或卿にみせ申せしに、かゝることは歌道の邪義なりといましめ給ひしこと、或冊書に見えたり。是は古人の例に背きて、一己の理窟に落るをいましめ給ふ成べし。さて後、仁齋先生の歌をみし中に、「さかしらにたがいひそめてたなばたのこよひなき名を空にたつらん。といふがありき。是は宋儒の說に、二星交會の俗說は、天上の列宿を汚穢せるものなり。といへるによられしか。經儒の本式といふべ

し。例せば居蘇は少年より呑はじむるといふを、宋儒、吾家の屠蘇は、長者よりはじむ。年の初より長幼の禮を失ふべからずといへるにひとし。

○上弦は南方欠る。下弦は北方より薄くなるは、定れることなれども、畫などにもたがへるもの見ゆ。

○おのれ幼より蒲柳の資にて、秋冷を畏るゝ故に、月を賞するは文月にますかげなしとおもへり。されば或年の秋、「名にしおふ葉月長月の月はあれど月はふづきの中空の月、と戯れしが、おもふに東坡の前赤壁賦も七月既望なり。又此頃一友人示せる楊萬里が詩に、月色如レ霜不レ粟レ肌、月光如レ水不レ沾レ衣。一年沒レ養ニ中元節一。政是初涼未レ冷時。人情はひとしきものなりと、是を聞て感じぬ。さるに或人はいふ、七月はなほ晝のあつきからに、月を見ても照日のおもひあり。吳牛の喘も、吾にひとしきかといへり。これはまた暑をにくむの甚しきによるべし。

○暦に兄方といふことを、世に惠方と書は、惠をうくる方と心得たるにや。然らず。甲丙庚壬等の方にあたれば、兄弟の兄なり。甲乙をもて兄弟とするなり。此くりやうは、

甲己歳は甲方　寅卯間
乙庚歳は庚方　申酉間
丙辛歳は丙方　巳午間
丁壬歳は壬方　亥子間
戊癸歳は丙方　以上は故人小西梁山話なり。

○世にうけむけといふは、暦にあづからぬことなれども、貴人は嚴重に祝ひたまふことなり。うけは七つめ、むけは五つめにて、性をとるは木ならば卯より算ふるなり。然るに其文字を有卦無卦と書ならひたるは、先の惠方のごとく誤にて、有暇無暇と書べし。大般若經に、貧窮無暇入ニ有暇一。といふに基せり。俗に貧乏暇なしといふも是より出ると、祖芳老禪の話なり。

おのれ天學の事におきては、露ばかりもしらず。されど五等の一を欠べからねば、止ことを得ず纔に五條をもて數に足すのみ。此外に聞こともあれど、元よりしらざることは、たゞ〳〵しければ、これを略けり。

○唐山は開闢も早く、世々に聖者出たまひて、文物制度備はれれば、本邦の禮樂刑政も、かしこに傚ひ給へることも多きはうべなり。然れども必しも彼國風よきにもあらず。こなたも天竺も通じて、互に是非あるべし。

○かしこの人、自稱して中華とも、華夏ともいふは然るべし。こなたの人、それに傚ひていふはおもはざるなり。天地間の廣莫なる、いづこをかさだめて中とせん。華も美稱にして、こなたより稱べきにもあらず。されば水戸の大日本史に、一所も中華の文字なきは、心を用たまへるにこそ。或は大唐大明などいふ大も、同じく唯彼屬國のみ稱すべし。本邦よりはいふべからず。

○本邦の風は、質直にて文飾少きが本色なるべし。善も惡も進むに速にして省る所たらざるか。はた質直によりて天皇を仰ぐこと、實に天のごとし。民心一つなればか。雄略紀に、樟姫といふ者、其夫弟君が、父と共に上に叛を知りて、ひそかに殺せるを、國家情深君臣義切、忠踰白日節冠青雲褒給へり。婦にして夫を殺すを節とし、忠とせる紀者の詞あたらずといへども、國風の然らしむるなり。

○中世より威權藤氏に歸し、政務全く其手に出づ。やがて此權平、氏にうつり、源二位に至て、惣追捕使の任をもて、四海を掌にめぐさられしも、天位に望をかくるに及ばず。神統連綿せさせましますは、忝く君臣の分正しき國風にあらずや。然るを吾所生の國の美をいはず、其學ぶところに牽れて、かしこをあがめこゝをいやしめ、自日本夷人と書し腐儒もあり。是國の蠹のみならず、孔夫子春秋の筆意にも背くものか。彼國に臣を稱し官服を得たる、源義滿の流といふべし。

○本邦に、人を殺すことをたしまず、高官の人は重き罪あるも、死一等をなだめて流刑に處せらる。源

頼朝平氏をほろぼし、内府をはじめ斬罪梟首に行れしよりこそ、官位を撰ばず刑することにはなりけめ。其始院宣をもて追討すといへども、實の朝敵といふにもあらず。頼朝私の宿仇のみ。などか法皇の御處置なかりけん。凡保元平治に基して、壽永文治に、本邦の風大に變じける成べし。況北條氏權を握り、三帝の遠狩においては、天を仰ぎ地を撲に堪へ、元弘建武に窮れりといふべし。

○彼國風は文餘ありて武たらず。歴史にも猶豫して、事機をあやまてることあまたみゆ。力量もそれに應じて弱きか。今も長崎に來る唐人ども、日本人と相撲をしては、常に負て怒るとなん。しかも殘忍性となり、代々の聖人の教誡餘りなけれども改らず。開闢已來しみつきたる風習をいかん。其一二をいはゞ、人を罪すること孥までにせずと、書にみえたれども、さしもなき罪にても人を刑すること、やゝもすれば三族より朋友までにも及ぶ迹キ歴史に多し。或は冎音寡といふ極刑あり。是を凌遲ともいふ。生ながら肉をこそげて骨計にす。俗になぶり殺しといふものなり。又戰國より已來、人を煮ること常にみゆ。これら吾朝にてはかつて聞ざることなり。人を煮ることは近世に到りて、唯一度石河五右衛門といふ賊をにくみて、豐臣公これを行るゝのみ。凡かしこは人類すらかくのごとくなれば、況や鳥獸におきては、是を割こと非情の草木をみるごとく、かつていたむことをしらず。廟中にて生牛を割ごときは、聖代の法とさへなれり。長崎へ來る唐人の話とて人のかたりしは、かしこにては毎朝家猪を殺し、悲鳴する聲四隣にかまびすし。此地にてはかつて聞ず。心のどかなりといへりしとぞ。又此ごろ、廣川醫士の筆記を見るに、唐人等は追福に、小ぶねを造りてさまざまの調度をも、或は形小に造り、畧しては紙にても摸して、舟につみ海に浮べて、しばらく漕出して後燒捨ることをす。是に家猪の子、鷄・雛などをも載て行き、これをも共に燒捨つ。彼ものら、烟に咽びくるしむが、みるに忍びずといへり。人の追福に物をくるしめ殺といふは、道理にあたらぬことはもとよりなれども、廟中に牛を割も同じことにて、習にひかれ意を用ぬ成べし。齊宣王、鄭子産等、牛を殺すに忍びず、生魚を放てるなどは、

たま〳〵惻隱の情の動ける成べし。

○風習といふものは、いかにともすべからず。唐山にて國々の風を論ずるごとく、吾朝にても、大國の人は氣象おのづから優に、小國の人は過れり。或は其領主勢あれば士民驕泰に、勢なければ畏縮す。海濱の人は散漫に、山中の人は儉素なり。市井の人は黠智多く、油滑に、僻境の人は魯直にして偏窄なり。孔子曰、里仁爲美、擇不處仁、焉得知。と、是地によりて氣をうつすの由なり。論語微に、里の字を居のごとくなしてみるべしといへるも、亦理あれども、唯字のまゝに見れば如此し。

○西王母は仙女にして、漢武帝にまみえしこと、漢武故事、列仙傳等に見えて、人皆しれども、地名なることは考得ず。前漢書九十五西域傳に、烏弋山離國の下曰、安息長老傳聞。條支有弱水西王母。亦未嘗見也。注引爾雅曰觚竹北戶西王母日下謂之四荒。かくのごとくなれば、西域の國名也。

○國里の名に唱へと文字と異なるもの、近江はもと淡海なれども、都近き江といふより、今の字に改れり。遠江も是に對す。上毛下毛も唱へは殘りて、文字は上野下野に改れり。むさし、さがみも、武藏相模の文字にては、いかにもよむべからず。むさしもむさかみの畧、武者のこゝろなりと、加茂氏はいへり。慶雲年間、諸國好文字に改給ひし時の所爲にや。今はいふ人も書人も馴てあやしまざるなり。里の名も、かすがを春日と書るは、春はかすむ義、日はいくかといふかにや。滓鹿とも古書に見ゆるは明らかなり。河內國交野郡に私部、私市と書て、きさべきさ市といふ。私字、きさとよむこと心得がたし。もしさゝとかなを付たるさに、一點を誤りそへて、きになりたるにやあらん。ひらかたを牧方とかけるは、枚字につめを添たる誤は誰も知べし。淀の隣村に一口と書て、いもあらひと唱ふるもいぶかしきを、ある人はいふ、一はいなり。口はもらひと義訓せるか。いもらひとも稱ふるなりといへり。備後國世良郡の邊鄙に小童村と書、ひちむらといふ所あり。其所の人も義はしらずといふ。又伊勢國三重

郡に四足八島村と書て、ろくろみ村とよむも、同じく解べからず。是等はもしひちといひ、ろくろみといふ名あるがうへに、又小童とよび、四足八島とよぶ名をおほせて、兩名の文字と唱へと混じたるにや。其文字も唱へも、其時には各所由あるべけれど、後には倶にしられずなりたるならし。近江愛知川の近邑に、いんでといへるは位田と書り。是は昔官家の位田に充給ひし所にて、音便にて轉じたるならん。北近江坂田郡馬渡、まうたりと稱するも同例也。

○七條の南油小路に不動堂有。今島物の市を立る所にて、土俗ふどん堂と稱ふ。又六波羅密寺のことを熊野といふ。謠曲に六波羅の地ぞん堂よと伏拜むと諷ふ。〔割註〕今觀音を本尊とすれども、近古まで地藏尊を主とす。今も脇檀に安ず。太平記にも、地藏堂のかねをつくとあり。」又高砂に、のこんの雪の淺かんがたとうたふ。殘雪の淺香潟といふことなり。唯うたひものゝ呼法とのみ思へるに、近來清家古點の禮記をみれば、有遺味者矣と訓あり。是古きよみくせならん。然れば謠曲も呼法によりて、古訓を存したりといふべしと、書林竹苞鶴鶏氏の話なり。

○橋本經亮話に、萬里小路を今柳馬場と俗稱す。あるひは萬利共書り。里利ともにてとよむこと知がたきを、田の水をとる井手を山理といふ。山は井に通ひ、理は手とよむ例、右と同じかるべしといへり。

○いなかにて田畑の事をのらといふ。萬葉集に、大のら荒のら、古今集にも、秋の野らと有。此古言の殘りて轉じたるなり。又互の事を、近江にてかたみといふも、かたみに袖をしぼりつゝなどの古言のごとし。又そへにといふ言を用ふ。たとへばさきのことはいよ／＼違はずやといふ時、そへにと答ふ。いふにや及ぶとのこゝろなり。古今集に、そへにとてとすればかゝりかくすればといふ歌の詞、其もとか。古今は其方にといふ意と聞ゆ。古今著聞集に、文覺と壇光兩法師強力なるが、不意に行あひてすまひとりける所に、おのれは聞ゆる文覺かなといへば、そへにといらへて、おのれは聞ゆる壇光かなといふ。又そへにと答ふといふ詞あり。是はいかにもといふ詞と聞ゆるを、近江の俗言にあはせ

て丘に聞及たることなれば、いふにや及ぶと解すれば、紛ひ有てさも有べくも覺ゆ。もとのことばの轉じたる成べし。

○陸奥にては、蜂をすがりといふとなり。是腰細のすがるをとめの古歌、又雄略紀に、蜾蠃といふ人の名、すがると訓ずるにあへり。後世すがるなくといふ歌を、こゝろ得たがひて、鹿の事といふは、非なる證とすべし。すがりすがるをは通ふこと論なし。

○近江彦根ノ陪臣大菅中養父、其主の領地を檢する時、或山家にて不納を責るにつきて、其家の後山に林繁茂せるを見付、是を伐剪て代なさば、かく未納にも及ぶまじきをと咎む。農夫いな、これなくてはあわのふせぎいかにともすべからずといふ。それは何の事ぞと問しに、雪はつもる物なり。あわはつみて崩るゝものなれば、林をもて防がざれば、家をうちたふすなりと答へけるに、中養父は古義を好む人なれば、はじめてさとりぬ。萬葉集に、「ふる雪はあわになふりそ吉張のゐかひの岡の塞ならまくに。とあるも、正しく是にてあゐはふりて崩るゝ故に、塞となりがたければ、あわにはふることなかれといふなりけりといへり。凝雪は水氣ある故に、よくつむ。あわは密雪に充べし。寒至て强き故に、水氣盡て輕し。さればあわとはいふならんと。上田秋成は釋せり。つねにあわ雪は、ふるほどなく消る春の雪とのみおもへり。それにても萬葉の歌聞えざるにはあらねど切ならず。これらも夏に失て、夷にもとむるといふべし。

○予少年のむかし、人のいへることとは、圃をはたけといふ。けは毛にて、其作物蔬菜をいふ。地を指時を唯はたといふべし。孔明出師表に、不毛之地といふも、穀類、蔬菜の不レ生處をいふにて知べしとなん。其時はいとことわりにおぼえしを、今按ずれば然らず。本邦にてはたけといふは、全く地をさす詞なること疑なし。和名抄曰、畑、玉篇、呼旦反、耕レ麥地也。唐韻耕田壠、日本紀、師說八太介とあり。是はおもふに、日本紀仁賢天皇卷、韓泉郎畑といふ人ゝ名あるを引れしなるべし。たゞし紀自

注、柯羅摩能波陀詠とあり。詠字書誤とおぼしきを、或說には計字ならんといひ、又似閑（契沖門人、京人、今井氏。）著せる倭訓類林には、咳字ならんと記す。おのれ又思ふに、此咳字も亦傳寫の誤にて、該字ならん歟。詠の言篇に基すればなり。いづれにもあれ。はたけなることは和名を證とすべし。又物がたりの類ひにも、源氏松風の卷に、御莊の田はたけなどいふことの葉侍りしかばとあり。うつほ藤原君の卷に、てうだなさかどのゝ方はしとみのもとまではたけに作れり。殿の人うへ下、鋤鍬をとりてはたけを作ると見ゆ。古今通用の詞なることとあきらかなり。

○加茂眞淵氏冠辭考に、あさぢふ、よもぎふなどいふふに、生字を書は假字なり。實は原字なり。萬葉に、芧原、茅原など、皆ふとよむ。和名抄にも、攝津國東生郡味原鄕、あぢふとよむといへり。今私に按ずるに、原字には限らず、總て物の生る地をさしてふといふべし。日本紀には、粟田、豆田を、あはふ、まめふとよめり。然るにうつぼ物語たゞこその卷に、をかしき御文あさぢふにさしたりとあり。ふの字心得ず。いかにとあやしみ思ひしに、其後おもひ得たるは、萬葉第七に「をみなへしおふる澤邊の眞葛原いつかもくりてわがきぬに着ん。とあるこの原字も添たるものにて、眞葛を絡て衣に着んといへるなり。又うつぼとしかげの卷に、岩木の皮を着ものとしとあり。岩の皮といふことは有べからず。唯木の皮といふに、岩を添たるは、詞の勢ひなるべし。此類を漢にては帶說といふ。太宰氏が漫筆に、或人曰、易曰潤レ之以二風雨一也と、風雨物を潤さんや。帶說なりと書るも同じ。多きことを多少といふも類なり。

○名所に何の杜といふは、凡神社のある所なり。唯木のあまたある所と思ふは非なり。萬葉集中の歌、またなべて名所の杜の、今さだかに殘れるも、皆社あるにてしるべし。されば社字よりうつりて、木篇に從ひし杜字をも用るならん。もりの言はまもるにて、社を守る意とおぼし。漢の書に、杜字に此意かつて見えず。甘棠の類にて、一種の木の名のみ。因にいふ、社字もかしことは社稷と列ねて、社は土神

なり。こゝになべて神のいまし所をまうす意にあらず。やしろの國語は、屋代の謂ならん。漢にては廟といふがこれなり。禹廟、關帝廟の類、めづらしからぬことなれども、聊童蒙に示すのみ。

○橋本氏話に、三條橋東居者〔割註〕今穢多と書は、唱へあやまりて、其まゝに字を付たる成べし。和名抄に、屠者と書り、鷹隼の爲に餌を取意なり。」の居所をあまべといふは、餘戸の畧語なるべし。和名抄諸國の郷名の下に、餘戸といふもの有。今いふ出村のことにて、居者、此出村に居たれば、やがて此名を負するにやとぞ。〔割註〕今印刻の和名抄、餘戸にかなを付ざれば、國訓に何とよむことをしらぬ人多し。あまりべとよむべしとぞ。」

○洛西西院村高山寺、もとは高西寺といへることは、親長卿記、資益王記にも、六地藏廻りのうちにみゆ。此後の田の名にすないといふ有。是は淳和院の略にて、此西院をさいと唱へ、淑景舍をしげいさと稱るに同じ。高西寺即淳和院の離宮の地なること分明なりと、同じ人の話なり。按るに、拾芥抄に、淳和院北京號西院とあり。

○大和の國秋篠の外山のさとゝよめる所、今しられず。然るに同國並松〔法隆寺門前を云〕の人藤川周齋は、頗和歌の名ありしが、少年より是を尋ねてやまず。或時又其わたりを過けるに、一老夫、鋤をつら杖にしてうちながめ、秋篠の外山のさとや時雨らんいこまの嶽に雲のかゝれると、高らかに唱ふ。周齋あやしみて、さまに似ぬ風流の男哉と思ひて、立よりていかなる人ぞや、吾は其外山の里をしらんと思へること久し。ねがはくは教られよといふに、農夫よろこびて、吾も亦かくとひ給ふ人を待こと久し。吾は物もしらぬ賤者なれども、若き時仕へし人、此ことをよくおぼえて、吾死なば又しる人もなく成なん、をしむべし。汝心ある人を待て傳へよと、ねもごろに示されしかば、年頃さるべき人をだにみれば、必此歌を唱へて試侍りしが、幸に尋給ふるにあひて、主の本意を今果せり。其外山の里を、今は中山とよぶ。一旦此里の吏に、外山氏の人有しかば、是に憚りて中山と呼かへぬるなり。あるまじき事に

て、古き名所を失ひぬと申されぬと語りしとぞ。按るに、貝原翁の大和路の記には、秋篠の西なり、名木の楓有と記さる。然れば此呼あしく、元祿の中頃よりこなたにや。さて賞すべきは、此農夫が主の遺命を忘れず、數十年心にかけて、つねに此歌を唱て、尋る人をまちしなり。其主はいかなる人なりけんとゆかし。おのれかしこに遊びて、中山と尋しに、西大寺の西一村を中に隔て、十四五丁計有といひつ。又伏見を尋ねしに、絶てしる人なかりしが、からうじて一人、興福院村といふ上の小山を伏見山といふと教ゆ。小山は即岡なり。然らば其興福院村即伏見の里にや。ついでにいふ、此興福といふは尼院にて、一名弘文院、もとはこゝに有しが、寛永年間添上郡にうつされぬとぞ。其名、南都中の興福寺に紛らはしければ記す。

○土地の名改まりて、しられず成行のみならず。變遷も亦古今いくたびぞや。滄桑相變ずるは、仙人ならではみるべからねど、佐々木盛綱が渡りし藤戸も、今は陸地となりぬ。鳴海も海遠くなりて、宿驛の名に殘れり。猪名の湊による波の音も、池田伊丹の市人の聲にかはるとか。住吉堺のうらなどの埋り行を見れば、所々に此類ひ多く侍らんかし。夫木集に、俊成卿のうた、「野邊はみな嵯峨野とりべの今はさと遠きのべこそ野は殘りけれ。新六帖に、爲家卿「いかにせむ內野の芝生年をへてあらぬ作りにせばくなるよを。などありのまゝによみ給へり。其遠き野の、むさしの、宮城野などさへ、今は里多しとかや。ふじの山も今は烟たゝずなり、ながらのはしも造るなりときく人は、歌にのみぞ心をなぐさめけると、昔もなげかれけるかし。

古今集の序に、よしのゝ櫻に、人まろがめには雲かとのみなんみけるとあれど、此歌のしられざるのみにあらず、萬葉集中、よしのにことさらに櫻をよまれたる歌見え(之脫カ)ず。はつかに此うしのよしのゝ宮にいでまのし時の長歌に、「花ちらふあきつのゝべといふことば、又一首に、「やますみのまつるみつぎと、はるべは花かざしもち、秋たてばもみぢかざせり。などあれど、これはさくらともさだめがたし。

されど「むかしたれかゝる櫻のたねをうゑてよしのを春の山となしけんと、後京極のよみ給へるごとく、其始はしらず。既に古今撰集のさきより、もはら櫻に名たゝる所なりけんかし。貝原翁、元祿九年に記されし大和廻りの記に、六田の方の麓より奥院まで百餘町の間、民家なき所は左右皆並木の櫻なり。又左右の傍も下の谷も櫻多し。まれに杉あり。二三月は花の世界といひつべし。中略。山僧曰、此四十年前は、今よりも此山に櫻多しと。中略、よしのゝ町よりも向ひ左より右方凡二十町計、唯一ト目にみえて皆花の林なり。おもしろさたとへていはんかたなしなど、猶言多くからやうのめでたき見ものは、やまとはいふに及ばず、おそらくは見ぬもろこしにもあらじとぞおもふなど書れしを、夫より五十餘年をへて、予二十歳の頃ほひに、初て見にまかりしには、纔に六田よりのぼる道の所々並木の櫻のみにて、谷間は皆杉になりぬ。又近年登りしには、ますく少く、纔に俗に一目千本といふ所のみ集りて數株あり。民唯利をのみはかりて、櫻の枯るを幸とし、あるひはひそかに根をやきてからしめ、代るに杉をもてすなどもきけり。又嵯峨の嵐山は、昔よしのをうつされて、藏王權現を勸請ありし。千本の櫻を栽られし所なるを、貞享の年間に著せし山州名跡志には、土地にふさはぬにや。今はさくらなしと書り。さるを近世は櫻あまたにて、都下の壯觀となりぬ。是も二十年前迄は、唯好士のみ遊びて、大かたの人はおむろに聚り、帷幕數十百をもて算へしに、今かしこはおところへ、大井の川邊煩らしきまで茶店軒を並べ、水上は舟運り、絃歌かまびすしく、なべてこゝを花の湊とす。世界の變遷かくのごとし。

○惟喬親王のおはしませし小野は、人其所をさだかにせず。凡山城國中に、小野と名づくる所多し。南醍醐のこなたの小野、北鷹峯通の小野は、あまねく人しれり。又市原野の邊の小野は、小野皇后のおはしませし所。淸原深養父の補陀落寺の舊跡などもある所なり。これが中に、北の小野の東北に、棧敷が嶽といふ山ありて、みこのさずきして遊び給ひし所といふ。其麓の東河内といふ里に、みこの御社

ありと、山州名跡志に記せる。それは今は其所の藥師堂の內にうつしすゆ　此堂もみこの御建立といひて、山中にしてはやゝ大也。みこの牌子も佛前に安す。予遊びてしれり。是より半里計山路をへて、岩屋不動堂に出るなり。然るに、いせ物がたり、古今集などに、比えの山のふもとゝいふにはかなはず。されば比えの麓には、しかいふ所なしと名跡志にもあやしぶ。是はよく考ざるものか。一乘寺村の北に高野といふが、舊名小野成べし。高野河の堤の道を小野畷といふ。又近世こゝより小野毛人の墓誌眞鍮の牌を掘出せしこと、名跡志及び東涯の盍簪錄に見ゆ。村中の寶幢寺に納めしを祟ありしかば、もとのごとく土中に埋めしとなん。然れば此所か、又大原の小野に親王の御社ありて、例祭九月とかや。是も橫河の下にあたりて、比えの麓といふによしあり。高野には親王の舊跡の傳へはなし。畢竟知べからぬことなれども、錄して後勘に委ぬ。

○東近江山中に、政所、君が畑などいふ所、維喬のみこのおはしませし故なりといふは、おそらくは謬傳なるべし。みこは御出家の後、いくほどなくかくれ給へば、かゝる所迄おはしますべき餘年なかるべし。

○野路の篠原は、近江東街道の大路なり。野路は草津の西にて、玉川の名殘絕々なれども、里の名によべばたがはざる歟。篠原といふ所はなし。中山道守山驛の間に、大篠原、小篠原といふ里ありて、平宗盛父子の塚もあれど、是は野路より二里餘もへだゝり。しかも東街道の順路にあらねば、古人も言をつゞけていふべきにあらず。行人もとまらぬ里と成しより荒のみまさる野路の篠原と、源親行紀行に見えたれば、篠原は野路につきたる名ともいふべけれど、猶隣たる地名にやとおぼし。これにつきて一考有。草津といふ名、ふるきものに見えねば、此草津の舊名、篠原にやあらん。其故は、草津常善寺といふは、石山より六年前天平勝寶元年の草創にて、開祖は同じく良辨僧正なり。中興興正菩薩。建長年間此寺にて布薩をひろめ給ひしより、里の名をふさつといひしを、訛りてくさつと呼來れるよし。彼

寺の縁記に見ゆ。然れば其もとの名なくてはあるべからずと思ふより、此說をおもひ得たり。猶後勘をまつ。

○萬葉集中第三高市（タケチ）連黑人（ムラジ）、其妻を伴ひて西國より登る時の歌二首の中に、「吾妹子にいなのは見せつ名次山角松原いつかしめさん、とある其名次山は、西宮のうしろの山といふ。式にみゆる名次神社、今は石もて作れる小社ながら、大なる鳥井を建、其柱に此名を記す。たがはざるべき歟。予近年門人のかしこに寓居せるをとひて、其案内にてしれり。角の松原は、此西宮の東の端、尼崎道につとゝ誂れる所なりといふ。しかるに猪名野は河邊郡にて、やゝ東なれば、西より登るにはいまだ見るべからず。いぶかしきにつきておもふに、もし是はいなみのゝことにて、みの字落たる歟。あるひは印南とかけば、南をなと計よみしか。然らずば此歌は下る時にて、のぼる時の歌と並べ記されし歟。あるひは名次山、角の松原など、こゝにはあらざる歟。いづれにもたがふこと有べし。

○讃岐象頭山の鐘樓の傍に、石の誌（シルシ）有て、清少納言の古墳（コフン）と傳ふ。いつの比とかや。此墳を他へ移さんとせしに、金光院といふ坊の住侶（リヨ）の夢に、一婦人來りて、「うつゝなきあとのしるしを誰にかはとはれんなれどありてしもがな、と唱ふとみてさめぬ。さてはまことに清女の墓なるべしとおもひて、もとのまゝにさし置たりとぞ。又同國白鳥（シロトリ）といふ所〔割註〕日本武尊の社います所の名は、彼白鳥に化し給ふ故事によるとぞ。」の鏡が峯といふにも、京の女郎といふ墓有て、清女なりといへども、しかならず。又阿波の里の海士にも、清女入水せるを埋めたるといふ墓あれども、ますます信じがたしとたん。又世に松島の記といふ寫本ありて、清女おちぶれて後、みちのくへさすらへて書れしといへども、さしたる證もみえず。筆のさまはよきものなれども、別の官女にや尼になりさまよひし由なり。これはいくたりもあるべきことにて、例せば世に海道記といふ書作者しれざるが、貞應二年とみゆるを、長明と誤り傳へ、又仁治三年源親行紀行（或は父光行ともいへり。）をも、印行の本に、長明と記せる類成べし。おの

れおもふに、讃岐には清女の所縁ある歟。象頭山より一里餘の所にて、道隆寺といふ寺に古墓ありて、道隆親王と札をたてたり。親王は必誤にて、中關白道隆公なるべし。此寺の造立の主故に、即寺の號に呼ならん。此關白の莊園、この國にありて、其御女定子皇后に仕へまつりし清女なれば、皇后かくれさせ給ひ、關白の御系も衰給ひて後、清女も此ゆかりにつきて、此國にさすらへけんはことわり成べし。

○吾黨の人坪坂直好、蕎麥喰社の辨といふ一篇をしめさる。今要をとりて記す。ある人、越後の高田より山一つこなたの里に至りてみれば、折しも其産土神の祭りとて、人むれて詣れば、ともに詣たるに、蕎麥切を、おびたゞしく掛て備へたり。あやしくて其よしをとへば、蕎麥喰の神と申、萬の祈もしるしある神にて、此喰物をめで給へば、御名にも呼び、又里の名も、山蕎麥喰村といへりと答へしが、そかしかりしと誤れる。是を直好の考に、凡國の名に山脊、河内、里の名に、山口、山中などいふ例にて、山の傍にあれば、山傍村といひけんを、喰物の蕎麥に誤りて、喰の字をさへ添へ、そこに祭る神なれば、やがて此名を負せ奉るにや。かくいやしき名をもいとひ給はず。其祭るものをも受給ふは、神の御心廣きなるべしといへり。おもしろきかうがへなり。

○石見の人いふ、柿本の神の舊跡、高角山は外濱千軒、内濱千軒有て、北海一の大湊なりしが、元龜年間の津浪にて、山崩れ家も人も亡びうせし後、半里計を去て、今の所にうつせり。此時神像も、松の枝に乘て、海に漂ひ給ひしを取あげたり。其岸を松が崎といふ。神靈たとむべし。今の社の木像即是なり。〔割註〕座像にて常人よりも大なるほどなり。予も昔繪にうつしたるを拜みたり。」もとの社の有し寺は行基寺といひ、（行基菩薩の開基なり。）後に、人麿寺ともいひしとぞ。今の寺は眞福寺と號く。又今の社より三十丁計の所に、戸田といふ里あり。柿本うしに仕へし子孫家名氏とて住り。〔割註〕此訓奇なり。定てゆゑ有べし、今も古風を存して總髮なりとぞ。」其者近來家富て地を廣めし時、二間計の石棺を堀

出たりしに、雷鳴頻なりしかば、畏れて領主津和野侯へ達せしにより、命有てもとの如く埋め、石の垣など嚴重に構へられたり。此戸田は、うしのかくれ給へる所なりといひ傳しが、これを堀出て、いよ〳〵其葬送の所なりといふこともしられぬとぞ。又其近き地より朱の多く入りし壺を堀出しことあり。思ふにこれも、其族の人の骨を朱もて、歛めたるにやあらん。此わたり邊鄙にて、貴人はもとより世にしられたる人の住しことは、此うしより外はきこえねば、紛るべくもあらずやとぞ。〔割註〕仏曰、もし石見などの任の內に卒て、其國に葬りし人も有べけれど、それはしられぬことなり。〔

○近江八景は、唐山の八景に擬せられしは勿論なり。其うち石山秋月といふは、世に傳ふる紫式部、此寺にこもりて、八月十五夜湖面にうつる月を見て、須磨、明石の卷より筆をたてそめて、源氏物語を成せりといふによりて、題せられしものと思ひしを、此ころ一知己のもとにて、近衞三藐院殿下の御自筆の、此八景御歌の一卷を拜見せしに、その御奧書左のごとし。

最前三上山之月を主上にあそばし候はんとの事故、それをば用捨故、石山になをし候、石山の鐘をば三井になをし、落雁を堅田に改候、法談之間轉覽もやと御作書付候。

御花押なり。

かゝればもとは三上山秋月、石山晩鐘、三井落雁と思し召けるを、御製に憚りて、次を追て改給ひし成べし。予正に知。此石山の月、中秋の頃かつて湖面にうつらず。遙みなみにあり。紫女の傳說も、よく地理をしらぬ人のいひ出したることならん。此源氏。此寺にて作られたるといふ說の非は、既に安藤爲章の紫女七論に委しければこゝにはいはず。八景も此浮說により給へるにあらざること、此御自筆にて明らけし。湖水の月を賞する人は、三井寺堅田へ行べし。石山は唯螢におきては他に無双と

おぼし。たゞしそれも眞盛は三日計に過ずといふ。おのれはからず、共盛にあひて、此川添の家に宿たるが、水面のみか、樹木の間、たゞ夜光の玉を貫(ツラヌ)きかけたるごとくにて、眼をおどろかせし。あるひは舟を買て、此川下の大日山といふまで行て見る人あれども、眞盛にはそれに及ばず。

○野寺はいづくの野にてもある佛寺をいふも常ながら、又所を定めていふは、例せば小野野上、高砂磯邊のごとし。契沖師の勝地一覽に、延喜式大膳式下三十三に、七寺盂蘭盆供養料、東西佐比寺、八坂寺野寺、出雲寺、聖神寺といふを引る。予按るに、此は洛外なり。然るに諸名所集、野寺近江とす。其所は今正しく蒲生郡川守(カハモリ)といふ里にて、其緣記をこの頃知(シル)人に尋て得たり。安吉山雪野寺、元明天皇和銅三年行基菩薩開祖にして、龍宮より出現せしといふ名鐘有(アリ)。是は光仁帝寶龜元年なりとぞ。一條院勅して龍王寺と改め、鐘樓に龍壽鐘殿の宸翰の額を賜ふ。今はまた雪野寺とよびて、叡山安樂家の律院なり。彼延喜式に出る野寺は、今其舊趾をしらず。歌によめるは果していづれにや。姑錄して、例の後人の考索(カウサク)に委(ユダ)ぬ。

○船木、萬葉集に美濃とし、船木の濱は近江とす。大嘗會の名所にとられしは、近江分明なり。又「さゞ浪や舟木の山の時鳥といふ歌を、美濃に入たるも、論なく松葉しふの謬(アヤマリ)にて、さゞ浪の詞、近江によしあり。さて此近江に船木崎とて、高島郡にあるは、人多くしれる所にて、是ならんとおもはるゝを、和名抄蒲生郡と見えたれば、八幡の近邑に船木村といふものなるべし。

○栗栖野、山城に二所人皆しれり。契沖阿闍梨和名抄を引て、愛宕郡栗野久留須、又宇治郡小栗、乎久留須所の名凡二字なれば、栗野は栖字を略してくるすと、野の字は加へながらよまざるなり。たゞし假付の乃字落たるにや。小栗は小栗栖なるを、これも栖字を略てよみ付たるなり。くるすの小野と歌によみゆるは、皆愛宕郡なるをよむ。唯新撰六帖に、光俊「ふる雨にくるすの小野の小鷹狩ぬれしぞ家の始なりける。とよめるは宇治郡なり。萬蹊云、是は故事によればなり。三代實錄二十六、又四十二、延喜式第十四主水司

式、氷室一所と見えたる。又源氏物語に見えたるも、但に愛宕郡栗栖野なりなど、勝地一覽に委し。また萬葉第六大納言旅人卿、「さし杉のくるすの小野の萩が花ちらん時にし行てたむけんの歌は、大和忍海郡栗栖と和名に出たる所成べし。然るを世の名所集、山城に入たるは誤なり。本集にて辨べし。

○大江山二所あり。山城、丹波の界樫原の西に、俗老の坂と稱ふるもの、大江山の坂を誤るなり。和名抄乙訓郡大江とあり。慈鎭和尚の御歌にも、「大江山かたぶく月の影さえて鳥羽田の西に落る雁がね。とあるは是なり。此山つゞき小鹽良峯今作二善峰一。と南へかけて、都の西に屛風を引たるごとし。又丹波、丹後の界なるものは、酒呑童子といふ賊の籠りし所にて、今千丈嶽といふ。「大江山いくのゝ道の遠ければと、小式部内侍のよみしは、其母和泉式部、保昌朝臣にたぐひて、丹後に有しほどなれば、そなたなること知べし。

○右のたぐひにて、玉のうらといふば、萬葉集にみゆる所二所あり。紀伊は後世の名所集にも擧たるを、備後國なるはよく考えず。紀伊に紛らはしきも、此集第十五卷に、短歌長歌に見えて、前後國の次、地名のついで左のごとし。短歌は遣二新羅一使人の歌の中、乘レ船入レ海路上一八首の第一武庫浦、攝津、第三いなみづま、播磨、第五多麻の浦、第六神島、〔割註〕備中、但し八雲御抄并宗祇抄、紀伊といふは非とぞ。」第七、第八は、むろの木をよめる。これは其頭名たゝる備後の鞆の浦の景物なり。又屬レ物發レ思長歌、前にみつの濱、みぬめ津、以上攝津 淡路の島、明石のうら、家島、以上二所播磨、次に多麻の浦に船をとゞめてとあり。反歌にも、「玉のうら沖つ白玉ひりつれど又ぞ置つる見る人をなみ。とあり。かくさだかなるにもとを正さゞるは、中世已後の弊なり。近來彼浦の人うらみて、此記を予に需む。こは尾道の舊名なりとぞ。又丹後にも橋立の西成合の邊、保昌朝臣の館のあとゝいふわたりをしかいふとなん。そこより實に玉のごとき小石を得たり。紀伊の國熊野近き錦の浦より得たるものと類す。さて

此保昌の館の邊、昔より此玉石を出せる歟。榮花物語玉のかざりの卷に、「枇杷殿らせ給ひて後、御佛つくらせ給ふ御かざりの御れうに、保昌朝臣のがり、色々の玉をめしにつかはしたればまゐらすとて、和泉式部なり。保昌の妻なり。時に添たり。「數ならぬ涙の露を添てだに玉のかざりをまさんとぞ思ふ。こはある人考へ出せるを擧ぐ。是より後に玉の浦の名を負せたるか。もとよりしかいひて玉石を出せれば。召給ひける歟。しるべからず。此地名はますます人しらざることとなり。凡同名は、其歌の作者の事狀と、國所のつゞきによりてわかつべし。作者の事狀とは、「立わかれいなばの山の歌は、在原行平卿因幡國司なりしかば、美濃の稻葉山にあらざること明けく、由良の戸を渡る船人の歌は、曾根好忠丹後掾なりし程に、紀伊の由良にあらぬこと知べきがごとし。好忠の歌は戀によせて身の述懷とぞ。

○山城紀伊郡に佐比の里あり。三代實錄貞觀十三年閏八月に制有て、百姓送葬の地を定給ふ條に、下佐比、上佐比なども其地と定めらる。佐比寺は、延喜式にも、九原送葬之輩更留ニ柩於橋頭ニと見えたり。世に佐比河原を、冥途にて小兒の集る所とし、且地藏尊是を化益し給ふといふは、此葬所に小石塔多く、或は石像の地藏尊もありしよりいひ出しならんと、或人のいへるはさも有べし。

○朝鮮國初の主を檀君といふ。これ素盞烏尊にておはしますと、對馬にての話なりとなん。其素尊の朝鮮へ渡り給ひしといへる所、對馬の西北にて飛崎と名號。又神功皇后、朝鮮を歸化せしめて、對馬より九州へ歸船ましますま所も、飛前といふ。これは國の南なりとぞ。〔割註〕私按、素尊一旦新羅へ渡たまひしといふことは、神代紀中一書の說に見えたり。」

○尾張の津島の社司眞野時綱といふ人かける津島祭の記に、「昔より津島の渡といふは、こゝなりと書るはいかにぞや。「在根良つしまいわたりわた中にぬさ取むけてはやかへりこね。といふ萬葉集のうた、洋中ならではよしなし。大和の都より異國へ渡る人、何のために東國の尾張に至らんや。無稽の言論なけれども、又まどふ人もあれば記す。

し在根良のこと、ありねよしと古くよみ來れるを、ありねらと訓べしとも、近來說有。其義も說々あれども、とても今をもてはしるべからぬことなり。凡歌語は唯しらぬことにてさし置べしと、京極黄門の說なるを、契沖ば背はれず、其義を考へらる。是につぎて、荷田春滿、加茂眞淵、近歲建綾足も著書有。されどしられぬこと多し。予は强解を欲せず。

○萬葉集第十三の長歌に「處女等之、麻笥垂有、續麻成、長門之浦丹、中略吾妹子爾、戀乍來者、阿胡之海之、荒礒之於丹。下略、といふ長門のうらを安藝國なり、阿胡之海は住吉也といふ注あるを、長門人のいふ阿胡は、長門にまさしくあれば、長門の浦といふも、他國にあらざるべしとなん。此長歌、げに一意にて、安藝より住吉までをはるかによめりとも見えず。只戀つゝくればにて、旅行體とは見ゆれども、長門一國にて足べし。

○萬葉集に「おほなむちすくな彥名の作けん靜の巖屋は見れどあかぬかも。とあるしづのいはや、いづかたともしられず。抄物にもいはれず。あるひは播磨の石寶殿をそれなりといふは非なること論なし。然るに近年小篠道冲といふ人、石見國濱田侯の臣にて、京師逗留の日話せられし趣を傳きくに、其國邑知郡に靜窟といふもの有。ゆゑに其鄕を岩屋村と號す。鏡岩といふものゝ下に小社ありて、靜權現と稱す。侯命によりて社を開くに、內に物なく、棟簡に少彥名神と書るのみ。且元祿年間に書る文章あり。其意は里人少彥神といひならはせども、社中物き故に、一旦藥師佛の鑄像の、土中より堀出せしを安置せしに、其鑄佛を虫喰ける。いとあるまじきことなれば、神慮に愜ざることを思ひて、取除てもとの空社となしたる趣なり。此文、眞名にて甚拙きものなれば、今不擧所の繪圖はこゝに出す。かゝる舊地も時有て顯るゝは、文明の化なりけり。

石見國邑知郡岩屋村
静窟圖
向岩
高一丈八尺許
高二丈許
下モ岩屋
高二丈許
此下三十人許
雨宿リナスヘシ
口静窟
此中二十人許
雨宿リナスヘシ
谷川
鏡岩ヨリ
峯岩屋
へテ三町
登ル
鏡岩
高一丈五尺
横二丈五尺
此所村里
人家有

上岩屋
高五丈
奥静窟
谷川
此内三十人許
雨宿リスベシ

○過つる四年壬子歳閏二月十五日より十七日に及び、三河國渥美ノ郡神戸ノ郷谷之口村の池塘を修補するとて、堀出せし一奇物有。銅鐸高サ三尺四寸、厚サ二分、重サ九貫目なるもの一枚、又重サ八貫目なるもの一枚、同じく地紋の彫刻甚密なり。昔貞觀ニ庚辰歳八月十四日辛卯、三河國獻ニ銅鐸一ヲ高サ三尺四寸、於ニ渥美郡村松山中ニ獲レ之。或曰、是阿育王之寶鐸也と、三代實錄に見えたる。其村松山中も此谷の

口を去こと、今の里數四里に不足とぞ。又近年小き銅鐸を此邊より堀出すことは、時々有と云。貞觀の時、既に分明ならぬ物なれば、今考べからねど、古佛寺の物ならんとおぼし。千載を經てふたゝび出

たるも奇なり。

○筑紫觀音寺は、日本三戒壇の一所にて、太宰府にあり。今荒蕪に及べり。然るに一とせ封境をだにも、さだかにせんとて治め繕ひしに、地中より壺一ッを堀出せり。壺のさま壯麗にして、中には抹香のごとき砂ありて、金牌に記せる所、此砂、釋尊靈山にて說法し給ふ會座の物なり。聖武帝、護法の御志をよみして贈り奉るとなり。三戒壇ともに、此金牌砂等定て有べしとぞ。

○水戸宍戸〔割註〕苗氏にもありて、完と書は誤りなり。肉と同字にて、國訓しゝといふなり」といふ所に、稻田姫を祭れる小祠あり。其邊の崖崩れたるを修んとするにあたる物あり。何ならんと堀てみれば、大なる甕のごとし。彼鋤にふれて缺たる所を取あげ見れば、たゞなる齒骨なり。猶此甕のごときもの、限もしられず齒も隨ひて數あり。官の檢を得て、此齒を奉りしが、一枚の重三貫五百目なり。彼の甕のごときは、龍頭に決す。猶堀ば全體顯るべけれど、益なしとてやみぬ。傳說なければ由緣はしらねども、稻田姫を祭れるも、もしくは此龍の妖を鎭めんがため、八股の蛇の故事をおもへるにやと、かしこに仕官せし人かたりぬ。

○大和三輪と柳本の間に、箸中村といふ里中に箸塚といふは、倭迹々百襲姫の御墓にて、箸をもて御陰をつきてかくれませし故に箸の名あり。事は日本紀崇神天皇の卷に見ゆ。然るを土人昔ありし長者の箸を埋めし所といふは、いともかしこしや。又添下ノ郡招提寺のほとりに、垂仁天皇の陵池ひろく山の姿おもしろければ、土人、蓬萊の丸山といひならはして、陵なることをわきまへず。おのれかしこにあそびし時、此山をいひさとせしかどもうけがはず。安康天皇の陵も近くて、是は兵庫山とよぶ。又右に擧る大江の坂の西沓掛村のはしつかたに、酒呑童子が首塚といふものは、桓武天皇の御母高野氏贈皇太后宮の御しるしなり。世遠く隔たればとはいふものゝ、一王萬代の國にかくしも謬るべきにはあらぬものをと、いともかしこし。平安城開闢の桓武天皇の陵だに。深草の東谷口といふ所の人家の後

に、それともなくて纔に殘れり。近年桓武天皇と記す石の表たちてしらるゝのみなり。其傍に南へ流るゝ川あるは、めぐりの堀の名ごりにやあらん。此陵などは、殊に嚴重の御構へ有べきものをとおぼし。又光孝天皇の陵、仁和寺の西田間に大樹の松あるのみ。封境いくばくもなし。此外おのがしる所にて、嚴重なるは和泉百舌鳥野の仁徳天皇の大仙陵、又攝津に繼體天皇の藍陵、是は芥川の西面にて、今いふ藍村よりはやゝ北なり。河内に譽田陵は御社あれば、人皆詣。されど是も陵の上へ人をのぼすはおほけなき事ぞ。また山科に天智帝の陵は、御廟野の名かくれなければ、陵は小くして傍に小社有。鳥居に天智天皇と記す。三條通衢ながら、人皆陵の所へ立よらずして行過る故に、其上の山に森一村見ゆるを御陵なりと誤るが多し。彼森は山神を祭れるなりといへり。さしもの眞淵も、彼山上の森を御陵なりとおもはれしにや。萬葉考の書ざまにこ察せらる。醍醐に醍醐、朱雀兩帝の御陵も、唯かたばかりにおはします。猶此わたりに、皇后大臣の陵墓の所在を失するも多し。

○山科栗栖野に田村將軍の塚は、杉一株たてりしが、田の上におほひて障なりとて伐んとましに、眼くろめきて伐えず、祟なるべしと畏て止ぬ。其後自然に樹より火出て燒つれば、農作に害なくなりぬとぞ。神靈たうとむべし。將軍は奥羽の蝦夷を歸化せしめ、朝家に大功の良臣なるを、世には鈴鹿の妖鬼を討給ひし浮說、淸水建立の由緣のみを傳へて、大功は知る人尠く、あまさへ其古墳さへ微々に、しるしの樹燒亡ぬるは歎くべし。又遍昭僧正の墳の花山にあるも石塔は失ぬ。これは一とせ茶事を好めるものゝ取來りて、己が庭に居たるが祟有しかば、畏れて本國寺とやらんへ納めしとぞ。古物の貴きをしりて、古人の尊むべきをしらず。祟をおぼえてももとへかへさゞるごとき、不敬の所爲惡むべし。

○門人淡海日野濱崎望海、其近境の古跡を語せし内、耳に留るを擧。顯宗仁賢二帝の御父市邊押磐皇子の陵墓、音羽村といふにあり。土人御墓とよび、又御廟野と稱ふ。塋前に蹄躅の石あり。牛馬此内に入ば怒驚ること、今もいちじるし。此皇子は雄略天皇に害せられ給ひしことは、日本紀、古事記共に見ゆ。

はじめ安康天皇國を傳んと思しけるを恨給ひて、近江來田綿蚊屋野に狩せんと陽て、伴ひ出射殺し給ふなり。其蚊屋野といふ所、いづこともしらず。蒲生野は此後天智、天武の御狩も有しかば、此野の古名にやとおもふ。又皇子と共に殺されし佐伯部賣輪が骨と雜りて、髑髏の外は分がたきをもて、双陵を起、葬儀無レ異と、日本紀には見えたるを、今在ところ一陵のみ。古事記には、唯蚊屋野の東の山に御陵墓を作るとのみ見ゆ。是正しき歟。その東山は、今の音羽村ならん。昔はおよそ日野のわたり大山の岬にて山中なり。また蒲生野に薄りてこぼし塚といふ里有。是もと害せられ給ひし時、御骨を馬槽に入てうづむと、古事記にいへる所、改葬の時こぼちし故、こぼち塚といふを訛て、こぼしとはいふならん。今鬼が窪といふ所あるは、皇子が坳を誤れりとぞ。參考太平記に、惡事高丸がこぼち塚とあり、義經記に、田村丸高丸退治の事ども正史に見えざれば、こは僻事とおぼし。はた此邊より日野わたりまでは、三里計を隔たれども、大かたに東の山とは書れたるならんといふ。

○推古紀、又聖德太子傳に見えたる人魚塚は、小野村といふにあり。天智紀に、近江國置レ牧放レ馬と見ゆる其牧は、岡本より東の山をいふ。同紀天皇幸ニ蒲生郡匱邇野一而視ニ宮地一。とあるは、今檜物庄とて、日野近き十二村の地名なり。新六帖に、光俊朝臣「あふみなるひものゝ里の樺ざくら花をばわきて折人もなし。といへる所なりとぞ。

○日野大宮といへるに、紀貫之うしの梁簡銘あり。本書はいつ失ひけん。今ある所寫したるものなれども、いと古びて虫はみたり。近年其攝社を再建せるとき、はからず取出せりとなん。乃左にしるす。

天慶八年梁簡銘

大嵩社者。

天穗日命神世之古跡也。於是

欽明天皇御宇六年、觀レ瑞以創ニ祠於錦嶽一。其後

天武天皇白鳳甲申。仰徳更作時於篠谷而奠儀竟備矣。雖然赤烏早翔兮、春雨點其瑤玄兎速過兮、秋露疵其瑤清宮既廢矣。故今復上棟立柱以全其佳躅因以祝冀。明謨朗融、四裔定焉、良弼協和八荒安焉。四時序季疾病除焉、十雨順節、穀粱登焉。俯念神明叡聖、尚垂皇愍矣。敬白

天慶八年乙巳八月二日

従四位下行木工頭　紀朝臣貫之謹誌

神主正六位上出雲宿禰　貞主

工匠　無位　鞍部稲足

右銘中に錦嶽といふは、錦面山とも、錦向が嶽ともいふ。錦面を謬りて錦向とよみ来れりとも、または今の地に御遷座の時、錦を擘るがごとき一片の白雲、東に向て飛去、猪部の杜の古櫻樹に止れる故ともいへり。あるは奇日嶺、朝日山ともいふ。大嵩とも稱るは、彦神山を小嵩といふに對るとぞ。祭神三座、天穂日命、天夷鳥命、二座は式内小社に入。武熊大人命一座は式外なり。すべて社地のことに付、記文兵に残れるを見しかども今は略ぬ。所に残れる古歌左のごとし。

大嵩の篠吹風に空はれて鏡の山に月はくもらず　作者不知
右鏡山は此邊にあるなるべし

祝子が絶ず注連引朝日山よゝに曇らぬ影を仰て　五辻兵部卿宮

たのもしな綿の御山のいともかく守こし道の跡はふりせず　九條殿 御名可尋

露ふかき朝日がのべにをがやかる賤が袂もかくはぬれじを　清輔朝臣

餘所よりもゆふべ／＼は風戰き月かげ凉し篠の谷川　藤房卿

今の社地を馬見が岳といふは、牧の馬を検する所なりし故なり。日野の名も、朝日の野を略き稱へし

なりなど話多し。又ついてにいふ。貫之うし木工頭に任ぜられし事は、補任に天慶八年三月と見ゆれば、是にあへり。從四位下に進れしことは、他に考ふる所なけれども、是を證とすべし。九年に逝去にていくほどなければ、記錄に洩たるならんかし。此所、昔は杢寮の領地にて、檜物庄なれば、寮頭にて梁簡をも記し給ふならんといへり。

○俗諺に、歌人は居ながら名所を知といへるは、古歌により、古記文によりて知のよし成べし。されども古今に國郡の違ひもすくなからず。高槻むかしは山城にて、萬葉集黑人の歌に、「とく來てもみてましものを山城の高つき村の散にけるかも。とあるを、今は攝津に屬し、木曾はもと美濃に屬せしを、後は信濃にて、中世の歌にも、信濃なる木曾路のさくら咲にけりなどよまる。又山城の北極大布施大悲山は、其佛具の銘には、皆丹波桑田郡と記されたるよし、名所にはあらねど類すべし。又古今變改はなけれども、貴人の聞たがへ給ひしもあらん。伊吹山は近江なれども、八雲御抄には、美濃と記し給へり。大山にて美濃にも逼りたれば、たま／＼其下をかよへる官人も、美濃とおもひて聞え奉れる成べし。是につきて、此ごろ彼わたりに遊びたる門人の道の記を示して、柏原より今の道一里計をへて、西の山中に大なる谷川有。梓川といふ。里ありて同じく梓とよぶ。梓杣は諸名所集近江とあるにあへるを、契沖師の吐懷編に、「梓山みのゝ中道絕しよりわが身にあきの來るとしりにき。といふ曾丹集の歌を引て、美濃にあることさだかなりとみゆ。たゞし此邊東南の嶺々、近江美濃引つゞきたれば、まがへるにやいかゞおもへるとゝへり。予こたへて、此曾丹集の歌をもて見れば、げにも美濃なるべけれど、梓山をへて美濃にいれば、かくはよまれしにや。今正に近江にあれば、疑なく古說に從べしといへり。予先に吐懷編に補注を加へしかども、其所をしらざれば論ぜざりき。是等のたぐひも、諸國に有べきことなれども、其地に至らざればしらず。せんかたなし。又不審なることあり。後京極の御歌に、「遙かなる三上の山をめにかけていく瀨わたりぬやすの川浪。とあるは、道の記の御歌なれ

ば、遊ふべくもあらぬを、三上山はたゞちに野洲川の東岸にのぞめりし。これも三上山を遥に御覽じ來らせ給ひて、さて野洲河に臨せ給ふとうけ給ふらん歟。然らば梓山みのゝ中道とつゞくに准ふべし。

○位山はなべての名所集飛驒と記せるを、六帖に「衣手のいろまさりつゝ信濃なる位の山は君がまに〳〵。といふうたあり。契沖あざりの吐懐篇に、此歌によれば、飛驒にあらざること明けし。もしは伊勢物がたりのかふちの國いこまを見れば、といへるも、伊駒は大和勿論なれども、西の方は河内にもかゝれば、かうかけるやうに、信濃ながら飛驒にもわたるにや。さりとも大かたにつかば、猶信濃とぞ申べきと判せらる。然るに此ごろ飛驒高山加藤氏の書答に、位山、當國大野郡宮村にありて、東信濃境まで十二里、南美濃境まで十七里、西美濃境郡上、越前加賀境迄各十二里計、北越中境まで十四里にして、國の中央にある山なり。あるひは信濃とも美濃とも記せる書あるは、いかにやといへり。美濃といへる書は、予いまだ見ず。何を證に出せるにや。凡古今屬國のたがへる類ひは、右にもいへるごとくなれど、かくのごとく正しく國の眞中にあれば、六帖の歌も、おそらくは都人の聞たがひ成べし。むかしとても聞たがひ有べければ、一首のうたをもて、現在の地理には爭がたし。

○越中國布勢の湖は、家持卿のうた、萬葉集に見ゆるに付て、其邊の地理を國人にとふに、先かの卿を祭れる社、湖邊にありて、御藤明神と稱す。多胡のうらは、今湖をさること半里餘にして、陸地の一邑となれり。此間の湖水は埋れて田となりし成べし。たゞ名におふ藤は、大なる古樹、今も繁茂せり。澁谷崎は二上山の北の尾のうみに臨む所をいふ。射水河は水源飛驒山中より出て、當國礪波郡井波といふ所にいたり、細き谷口より流出るが、水勢甚急なり。さて其水二流に別れ、また末にて合し一大河となるを、射水河と號く。兩岸相さること四百間計とぞ。

○同じ國名子のうらは、今放生津といひて、名にも似ず漁家三千餘ある。其東北の一町を名子町とよぶ

のみ。むかしは此邊より牧野といふわたりかけて、名呉の浦なるべし。牧野は南朝の將軍中務卿宗良親王、三年がほどおはしませし所なりなどいふ。げにこゝにゐませしからに、越中ノ宮と申す、はた其御作歌にも「今はまたとひくる人もなこのうらにしほたれてすむあまとしらなん。といふが、李花集御家集に見えたるにあへり。また「ふるさとの人に見せばや立山のちとせふるてふ雪のあけぼの。といふ御うた、其所の口碑に傳へて、牧野の北の口に少したかき地を雪見ノ岡といふ。猶此邊に、親王の御名ごりを申所、これかれありとかや。かの射水河も此邊より八九丁の間にて、又四五町にして北海に流入とぞ。

(一)近江坂田郡番場驛より八丁北に、能登瀨村、のとせ川あり。萬葉第三に「さゝれ浪磯越道なる能登湍川音のさやけきたぎつ瀨ごとに。といへる所なり。此歌のごとく、今もあまた所に瀧落ていさぎよしと、百如律師の話なり。私に案ず。古く近江と註せるを、代匠記に大和の巨勢か。又こせぢは越路にて北陸道にや。能登瀨川は能登國にある歟とみゆ。然るに、同萬葉第十二に、高湍なる能登せの川とあるは、古訓たかせとよめれど、こせと讀べしといふ說は從ふべし。今の歌も、近江にしては二の句穩かならねば、大和なるべけれど、地景のあへるも亦一奇なり。又こゝを靑木の里ともいふ。あふきと稱ふ。「こがらしの風のふけどもちらずして靑木の里や常盤なるらん。といふ歌も有。こゝに靑木明神とまうすは、相殿大梵天王、古は大社にて、今も數村の產土神となん。因に奇話あり。一とせ請雨せしに、林頭より水氣のぼりて、他よりは失火の烟歟とて、見さわぎしほどなりしが、大雨ふりて其あづかる村々のみ潤ひける。其時拜殿に人々會集せし所へ、一尺計の白蛇出たるも不思議なり。また或時、大風にて數十本の樹、倒れながら五十日計をへしかば、幸に賣んとせしに、一夜何ともしらず物音村中にきこえ、明るあした見れば、もとのごとく起直りて、次第に繁茂せりと。同じく百如律師、其ほとりに庵居して、正しき視聽の旨をかたらる。又男資規、其邊りをよく知りて話す。此社の

北の方山崖の巖の中より、三尺計の椿二股なるが生出たり。昔より此樹如此といふ。其二股片枝は枯、片枝は繁茂す。年によりて又枯枝繁茂しかはるなり。其繁るかたにあたれるさとは田作實のり、枯たるはよからず。としまざきに替ることもあり。二年も續き片枝のみ繁ることも有。いとふしぎなり。もし此木全く枯る時は、神此社にいまさじと神託有し由、村老はいへりとなん。

○先年伊豫國宇和島領上之灘尾端串浦社の神木を伐らんとする時、白衣の人四百人計來り止むれどもきかず、伐りて船に積たる時、此四百人、やがて船を乗沈め、吏及び人夫共に溺死すと、或人語れり。又吉野上市の上にて、俗稱いもせ山といふに社あり。其神木を伐て賣しに、伐たる者をはじめ、其材を買しものまで祟をうけ、或は狂亂し、或は病惱して、數家皆死絶たりと、其所の人語せり。右青木明神の奇靈とひとし。凡神靈は疑まじきものなり。此頃山庵雜錄明人恕中無慍禪師の著述なり。を見しに、世人局々其耳目之所レ及、耳目之外以爲レ誕冴と、示されしはさることとなり。

○西岡鷄冠井といふ里の田地のあざなに、大極殿といふあり。長岡の都にて作られける舊跡なり。其古瓦、稀に地中より出るよし、門生源詮の話なり。

○鳴海驛山父といふ老人の話に、今八橋といふは、實の古跡にあらず。今の所より三里計東に舉母といふ所あり。其川の路に小橋あまたあり。此所なり。それより細川といふ所へわたる。細川は、和名抄に豐川といふ。三河の其一つなりと、岡崎六所明神の神主大竹大膳といふ人、古義を好めるが九十の老人にて、今よりは五十年前の話なりといひき。何ぞ考ふる古圖古記文にても有しやしらず。唯聞まゝに錄す。

○重厚なる人、東奥行脚の話に、壺碑は南部地に入て、七戸より野邊地の間にあり。壺川といふ大河に、壺村といふ小村も有。其傍に千曳の社といふもの、是壺碑を納めし所なり。といへるは謬にて、是は千曳の石といふものを埋めて祭れるなり。碑は百年あまりのさき、大水に流れたり、砂石に

埋れしならんと傳ふるとぞ。予案ずるに、袖中抄に顯昭云、陸奥のおくに、つぼの石文あり。日本のはてといへり。但し田村將軍征夷の時、弓のはずにて石の面に、日本中央のよし書付たれば、石ぶみといふと云々。信家侍從の申しは、石の面長サ四五丈計なるに、文ゑり付たり。其所をば壺といふなり。私にいふ、みちのくには東の果と思へど、えぞの島は廣くて千しまともいへば、陸地をいはんに、日本の中央にても侍るにこそ以上袖中抄。と。見えたるにあへり。さて猶思ふに、將軍、奥羽の蝦夷を平げ給ひしが、猶異國までも從へて、こゝを中央にせんとおぼせしにやあらん。今仙臺城下市川村多賀城の古跡に、壺碑とよぶは、鎭守府の碑とかや。或人はいふ、上に西字あるは、是西の壺碑にて、南部なるは東ノ碑なりと、此は西の字に付て說をなすものなれども、壺の名義、壺川によるべければとりがたし。「いしぶみやけふのせば布はつゞゝに逢見ても猶あかぬけさかな。是ば袖中抄に出たる歌なり。また「みちのくは奥ゆかしくぞおもほゆるつぼいの石ぶみ外の濱風といふも、ともに南部にてよくあへり。

○同じ話に、末の松山も、南部地五ノ戸、今福岡といふ所にありて、其上を波打峠といひ、貝の化石も有といふ。是は心得がたし。波のこえぬ所故に、末の松山波もこえなんと、誓ひの言によめるなり。凡誓ひにはあるまじきことをいふが常なり。然るを波打峠といひ、貝の化石ありては、誓にはとりがたし。たとし松山は實にこゝなれども、後人、此うたを心得損じて、波打の名を負せ、貝石など附會せしにや尋ぬべし。仙臺にあるは、後世の作りものとは誰もいふかし。

○同じ話に、森岡の城下にたゝら山といふ小山、萬葉集中に、あたゝらの根にふす鹿とも、あたゝら眞弓ともよめる所也といふ。今獅子祀と號るが有も、ふす鹿によせ有て覺ゆ。鹿を俗にしゝともいへばなりといふ。果して此所かしらず。錄して例の後勘に委ぬ。野田の玉川も、南部に有、仙臺にあるは實にあらずといふ。

○森岡城下に、七月十四五夜、樺火といふこと有て、魂祭の手向の火といへり。樺の皮を廻り二三尺計に

卷て、高サは一間有餘、或は軒にも及ぶ。大小定らず。町家の門々兩側に建て是を燒、此中を諸士馬に乘て駈通る。こは馬に火を馴しむる習煉とぞ。いとおびたゞしき事なれども、昔より此火にて燒亡の事はなしといへり。樺は鵜飼の篝にも用ゐて、此火は水を得ていよ／＼もえまさるものとなん。

○南部七ノ戸に、六里四方計の野あり。それに年々の二月の末に狐隊といふこと有。其邊の人はさゝえなど携へて見にゆく。およそ空薄曇たる日なり。あらかじめ窺ふに、狐ども出て飛ありくさまあれば、必其日にて、初に二三十の狐出たるを、人々高聲に褒れば、頓て城郭の形顯はる。是は二丁計のかなたに見ゆ。さて甲冑を帶び馬にまたがり陣だてをなす。凡二百計に見ゆ。又こなたより頻に聲をかくるほどに、やがて諸侯の行列をなすことふたゝび、一度は松前侯の行粧、一度は津輕侯のさまをまねぶなり。彼城郭陣立などは、厨屋川の戰の昔をまねぶ歟。此野の狐は、これらの事より外に見しることなければなりといへり。たゞこなたの見る人多くて、聲をかくるもしげゝれば、かしこの人數も多く花々しく見え、人もこゑも、少なければさびしとなん。是も重厚まさしくみしよしかたられぬ。

○邊鄙にはかくあやしきことあるも疑ふべからず。出羽は陰地にて常に曇がちなり。さる故に、人も陰氣にて、幽靈の出ること多きよし、橘南谿の東遊記に記さる。松前の奥の蝦夷地もまた然りと傳へ聞ぬ。はた唐山も同じき歟。往年長崎に來りし唐人、病人を療するがために、願ひて町家にやどりしことありしに、〔割註〕もとは唐人、平常町家に來り遊びて飮食などもせしよし、そこに住し人、老の後話せし。」其隣に新死の女のありし家を夜々うかゞひしを、何ことぞとひしに、幽靈の出るを見んとおもひてなりとこたへしこと、廣川醫士の筆記にも見ゆ。ついでに又まさしく予があひたりし怪異をいはんに、今は十七八年前、讚岐の金比羅にまうでゝ、夫より嚴島に遊んとする海路、おんどのせとゝいふ所を過て船をとゞめ、天明をまちて出せしに、二三里計も過ぬらんとおもふ比、船頭俄に人語を制す。何事ぞとあやしむに、烏帽子のごときもの浮みて、船に行違ひたり。さて後になぞととふに、船人、彼

物と計こたへしは鱸なりとしられぬ。かのゑぼしのごときは、尾の先の顯れしなり。是は船を覆へし、あるひは人をもとれば、大きにおそるゝなり。さて怪異といふは是にはあらず。此ものを見ていくほどもあらず、東北の間とおぼしきかたより、十三四計の童子の聲して、ほい〳〵と呼ぶこと三聲、船人また手して人の物いふことをとゞめて、彼方に向ひよいはそこにをれ〳〵といふ。其日は雲霧深くて四方かつてみえず。はじめは友船のよぶにやと思ひしが、影も見えねば、また霧のかなたに島などありて、島の聲の人語にまがふにやとも疑ひしが、此船人のいらへにて、あやしき物とはしりぬ。其後又是はなぞと、とはまほしかりしかども、船中にてはいたく物忌すれば默しぬ。按るに、こは船幽靈といふもの歟。よるは火の光見えて、しきりに船を漕よせて、あるひは檜杓をこふ事有。其時底なきものを與ふ。もし底あれば、海水をこなたの船へ汲入つて、つひに覆すといひ傳ふ。此外、船中の怪異聞こと多し。溺れ死したるものゝ靈、おのがごとく船を沈めんとするなりとぞ。こゝに七月十五夜、十二月晦日夜は、諸船往來せぬがならひにて、此兩夜は海上に怪しきことあまた有といふを、何某の船頭、強氣なるものにて、試みに船を出せしが、果して風波さわがしく、鬼火あまた見え叫ぶこゑなど、所々に聞えおそろしさ、言にもつくされずと、其船頭、鈴木修敬にかたりしとなり。まさしくおのが彼こゑを聞しにて、虚妄ならぬをしりぬ。

○幽靈のついでに思ひ出しことは、江戸某の檀林に一僧の靈有。學力ある住僧あれば必出て見ゆ。一代の和尚、夜本堂に登らんとする時、是にあひて忽商量す。心法性元淨忘念何によりてか生ずと有りしに、靈にらみて腐小僧めがといひし。和尚心よからざりしが、ほどなく隱居せられしとぞ。むつかしき靈といふべし。

○懸崖絶壁數十丈屹立し、下は急流迅瀨にして、柱を建べからざる所、奇巧を用て橋をわたすもの、甲斐に猿橋、信濃に水内の曲橋など、圖を見其話をも聞しが、曲橋は信濃地名考に出たれば更にいふべ

西

南
川上也
東

西
川上へ
北
解寺
カンテラ

からず。猿ばしは圖を寫とめざりき。其所出は、猿のたくみにならひてかけそめたりしとかや。こゝにまた此頃、飛驒の人田中記文といふが訪來て、其國の藤ばし、かごのわたりのことをかたり、且記せるものを示さる。藤橋三所有、其あらはれたるものは、吉城郡舟津町村にありて高原川にわたす。東西各民家あり。西を朝浦といひ、東を東町といふ。川の兩旁石崖突出せる上に架たるものにして、歳ごとに近縣の民、相つどひて改作る。長三十三間餘、濶數尺、一柱を建ず藤を經にし、木を緯にして、織こと席のごとし。往々木を横へて、歩を進るの程限とし、兩邊藤索を張て欄干に代ふ。是を攀て渡るべし。然も風に觸てゆらめくからに行人難み、あるひは匍匐て前むこと能ざるものあり。土人は重きを負ついたゞきて、しかも彼程限を踏て進む。かつて一歩をあやまたず。或は雨夜に燭を執らず、木履を穿て行となん。狗もよく行。牛馬は常に駄を解て水を游がしむれども、或は駄を解ずして、よく渡りし牛もありしとか。馴ればなるゝものなりなど、彼記に猶つばらかなり。記は高山の人川元義なる人著せり。眞名文なるを今要をとりて和す。且其詩に「蒼藤織作橋千尺、人似二龍蛇背上行一」の句有て、さこそと親しく見るこゝちせり。同郡茂住村、益田郡大島にもまたありといへり。籠のわたりは吉城郡中山村に在て、神通河に架す。川の北は蟹寺（里人カンテラと稱ふ。）村とて、越中の南鄙なり。籠渡とは橋にあらず。西域傳にいへる度索といふものか。其地兩岸絶壁にして、河の流れいちはやく、水に航すべからず。岸に橋すべからず。故に大索三筋を張て岸に架し、懸るに小籠をもてし、人其中にうづくまるを、籠に兩索ありて、前岸曳レ之後岸送レ之、南北より相助、からうじて渡る。土人は男女をいはず、手をもてみづから索をたぐりて、たやすく行かひすること神のごとし。籠は木を撓めて幹とし、底は藤をもてめぐらし、編こと蜘のあみを結ぶがごとし。三の大索、月毎に一筋を更るといふ。其往來のしげきこと知るべし。飛驒より越中に行道あまたあれど、此道便なればとかや。此餘椿原狄町共に此國大野郡にして、此籠もて度ること同じ。狄町は其地ことに嶮隘、其河流駛、しかも東岸高く

西卑ければ、階梯をたてゝ登りて籃に就。椿原は是よりも猶危しとぞ。記者、中山を賦せる古詩の歌體長篇あれど、事繁ければ洩しぬ。いにしへ衣笠内府の御詠とて、其所につたふるは、「徒にやすく過來ぬ山藤のかごのわたりもあれば有物を。おのれにも歌をこはれて、とみに口ずさふ。「波分しまなし堅間のふることも斐太にありてふ渡りにぞ思ふ。

○佐野儒士の話、阿波にて祖谷山の邊深山幽谷に村里多し。村といふことを名といふ。其所にて然るべき者を名主とよぶ。下の民を名子といふ。東大寺の古文書に、村を名といふことあるにかなへり。又諸侯を大名といふも、名主の大なる心成べしとぞ。

○同話に、此名主の中に門脇宰相の子孫といふもの、山あまた持たるあり。又祖谷の並びに木屋平といふ山に劔權現と號る社有。安徳帝の御懐劔と御髪を納めし所といふ。實は御出家にてながらへまし〳〵けるといへり。凡此帝の御名残をまうす所、猶二所あり。豐前小倉のうちかくれ嚢といふ里に、安徳庵といふは、御落飾の後かくれ給ふ所にて、四十歳餘まで御生存と傳ふ。近侍の人の墓もありとぞ。又肥後神璽寺といふが、開基を神璽和尚といふ。是安徳帝にてましますかといふ。此寺住持あらず。看主にて相續す。住僧と名のれば死と云。其寺に劔あり。御持物なるべし。請雨に驗あり。又平氏の墓も有といふ。畢竟決しがたき事なれども、異聞に備ふべしとぞ。又或説に、肥後東南五ケ山といふは、平家の族遁隱れし所にて、村中皆先祖の稱號を傳へたり。其氏神と崇る社は、安徳帝を祭り、御璽は寶劔なりといへり。因に一說有。緒方三郎は無二の平家の方人なるに、俄に心變せしといふは、實は平家の勢、とてもさゝふべからざるを知りて、帝をはじめ奉り一門の然るべき人々を、此五ケ山に隱せるがための謀なり。其後つひに戰まけて入水せるは、皆其さまを眞似たる人なりといへり。奥州の泰衡が頼朝卿に從ひて、却て義經を蝦夷に落せしといふ話に似たり。是尤實否は今定がたき事なるべし。

○近江野洲郡江部の庄に涌水有。江部、北村、永原三邑の間に水道を通じ、田圃を潤し、餘波數村に及ぶ。是を妓王涌と呼ぶ。北村に妓王寺あり。予四十餘年前、その庵に至りし時、守僧の由縁を語りしは、妓王妓女はもと此莊の產にて、父を江部の九郎時久といふ。平家の家士にて、熊野合戰に戰死せしかば、母刀自兩女を抱きて、此里に蟄す。後淸盛公の寵に遇ひし日、何にても希望の事あらば、速に成就せしめんとありしに、妾望所なし。たゞし鄕里水に乏しく旱魃の憂あり。願くは此田圃を潤すべき謀をなし給れといへり。こゝにおいて、大に功を興して、永世不朽の涌水を堀て、其利、今に及ぶ。女の望には奇ならずや。されば妓王は、此莊の產土神の託生にて、其生存の日は、神の託宣を祈るに驗なかりしといひ傳ふ。涌水の源は、三十丁計西野洲河より地中を通じて、水を引たるものなれば、なみ〳〵の工夫をもて成就すべからず。其代の平家の勢いちじるしなどかたりしは、其寺の緣記にしるせしなるべし。何ぞの軍記に見ゆることにや。考得ず。平家物語にて見れば、此兩女は舞姓もしれざる舞妓のやうに見ゆるを、此說はさも有べきことなり。おのれがしる所にて、淸泉の溢れてみゆるは、此所と洛西大通寺の門前櫛笥にしくものなし。

○平安東山の將軍塚は、國家鎭護のため、土偶甲冑をかふむらしめて埋給へることは世のしる所なり。纔にも變あれば必鳴動することと世々たがはず。予幼き時は、地震にもあらで、こだまのごとくきこふるをおぼえぬ。三條街のものなればなり。其後近江に住し、又洛南に閑居せれば聞わすれたる歟。今は心もつかず。然るに老禪釉芳和尙の話に、過し天明六年午のとし四五月の比より鳴動す。其音遠あやしといふ人ありしが、九月六日の夜丑ノ二刻計聞つけたり。如鼓聲四段に鳴て、以上十二聲なりし。其夜三條橋大水にて損じたれども、かゝるかろ〳〵しき事の故にはあらじ。同八申の年平安大火の前兆ならん。百鍊抄に、平家都落の時、將軍塚鳴如鼓と見えたるにあへり。世の大事といふ時は、かゝる成べし。凡天變地妖、天下の安危をあらかじめしめし給へども、人の心つかぬなりとぞ。

一法住寺の御所より新熊野ノ社へ、御舟にて南へめぐりて、詣させ給ふやうにかまへしもの歟。今其御池のあとを池田町といふ。義仲、法住寺殿をせめし時、御舟にて遁れさせ給ふも、こゝなるべし。泉涌寺の松原の北のかたの田に、大鳥居の名殘れり。御社は南にむかひて建られたるなり。今も然り。昔は嚴重の經營にて、山伏あまた守護すとかや。今彼村の農民、先祖はしらず、數百年土着して、三百年計以後の者は、新人といひて、村役は持しめず。集會の席なども卑しといふ。故にさらば古き家は、山伏の子孫成べし。御社おとろへて、守護の山伏、農民になれるならんといひしかば、手を打て誠にさも侍るべし。傳れるものに古き金杖などはべりといひつ。此御社のめぐりの田の名に、坊の名などあまた殘れりとぞ。村中に祓殿の辻などいふ名もあり。

一新日吉の社の經營も、またいかめしきこと、古繪圖にて見たり。其後豐國社とかはり、それ破壞して、又もとの日吉を勸請す。轉變定めなきこと、所々皆かくのごとし。

一右はおのれが幽居のわたりなれば、案内をしりて記す。此ついでに、近世貞德の翁の柿園の事をいはんに、これは北村季吟法印のつぎねふといひて、山城の名所舊跡を集られしものにくはしくいでしを、其書寫本にて、人のもてるを見しが寫しもとゞめず、今所在をしらず。柿園は池田町寺島吉左衞門といふ瓦棟梁の地面にて、卽おのが閑田廬の合壁北隣なり。貞德翁、此家にゆかり有しかば作られしなりと、彼家の話なり。つぎねふに見ゆる趣は、報恩藏といひて、法華千部を收む。此翁は日蓮宗の信者なればなり。吟花鄕といへるは繪馬舍に似て、貴賤をいはず、歌、連歌、俳諧等を板短冊に書て掛たり。蘆の丸やといふは、翁の蘆の葉もたる肖像を納む。〔割註〕私云、もし是は翁の歿年作れるか。生前あらかじめまうけられしかしらず。」此外の屋も有しや記得せず。其後、本町伏見街道ないふ。七條の南にうつりし所は、高杉亨安といふ老人しりて語られし。それも又いかなる故か有けん。舊地の半町餘南にうつしたれども、荒廢して昔の形見に殘るものも見えず、蘆の丸やの肖像も、近比鳥羽實相寺といふ卽翁の墓所へうつ

しぬ。唯柿園の石誌あるのみ。さて彼法華經はいづこにかかくしけん。近き比髯とてあまた出し、細書にして一小冊に全部を盡す。毎冊與書ありて、共に印刻す、翁の記せるなり。如左、

奉納報恩藏千部之內也

これは人丸、赤人を始奉り、萬の歌仙は申に及ばず。過去現在未來の歌よみ、連歌俳諧に至ルまで、此敷島の道に心をよする一切の貴賤上下道俗男女、殊には麿が御恩を蒙りし尊師運の御菩提、皆共成佛の御爲なり。

南無三寶諸天善神

慶安三稔庚寅正月二十八日　　長頭丸敬白

あはれに殊勝なる書ざまなり。板短冊もまた持る人ありてみしが、官家の書は地を金にだみ、其下のは色繪など有し、吾見しは俳諧の發句なりき。今をもてみれば、をさなき物數奇なり。俳諧を盛に弘められしかば、かゝる好みも、俗にちかくまうけられし成べし。

閑田耕筆 巻之二

人部

○凡人の受得たる所の禍福、いかにともすべからざるものは、佛家に因果といふ。この種子ありて、此菓を得るの謂なり。菅神の寃をうけ給ふこと是歟。藤左府の讒によりて、筑紫に左遷し給ふは御生存の日の寃なり。薨後雷電の變をなして、禁中を驚し給ふといふ浮説も寃なり。とにもかくにも寃を免れ給ふことあたはざるをいかん。嗚呼神は忠良才能比類なくおはしますことはいふに及ばず。其配所にしても、朝家を重じ御身を愼たまふことは、御作にて知べし。今記得せるは、去年今夜侍二清涼一、秋思詩篇獨斷レ腸。恩賜御衣今在レ此、捧持毎日拜二餘香一。また或時は、都府樓僅視二瓦色一、觀音寺唯聽二鐘聲一と、これは一歩をも動さず閑居ましますなり。世に朝家を恨み、天拜山に祈りて上天し給ふと傳ふるものと、天淵のたがひをしるべし。されども此寃によりて、千載の今なほ、貴賤をいはず尊崇し奉ること、所謂地によりて倒るゝものは、地によりて起成べし。

○渡唐天神の像といふは、菅公薨後、宋ノ徑山無準佛鑑禪師にまみえて、衣法を授り給ひし圖像とかや。事實は相國寺瑞溪周鳳和尚の臥雲夢語集に、〔割註〕此書、珍書にて世に多からず。たま／＼竹苞主人示されて見つ。」受衣記といふものを引て、委しく記さるれども、今は是を略す。其奥に、應永二十七年庚子甲斐武田、此像を圖して、洛下諸師の贊をもとむ。又是より先、天龍開山の徒普觀庵主京師に居れり。同參佐庵主、筑紫より天神の畫像を贈る。いまだ披きみるに遑あらず。壁間に投ず。翌日醫僧員

知客來り話す。菅天神を夢む、袖に梅花を挿、時に小袋をかけていはく、我無準に參して衣を受と云云。不知何の謂ぞと、普觀驚て曰、昨日天神の像を得たりと、便侍僧に命じて取來らしめ、是を展れば圖樣眞が說所のごとし。二人稱嘆して不已、旣而悟心椿庭和尚作贊、因て此事を述ぶ。爾よりこのかた、人多此像を設云々。以上夢語集、今妙心寺中雜華院の什物に、明ノ徐璉といふ人の畫せる像に、本朝の僧東福寺の了庵桂悟禪師贊を作れるを、同時詹仲和といふ明人書せるもの有て、是此像を畫きし初なりといへども、前の像と年記いづれぞやと思ひしに、同時なりとなん。或は王仁の像を誤りて、菅公と傳へたるならんといへる說有ルは、西土の服を着、手に梅花をもち給へればいへるにて、たしかなる證はなかるべし。彼傳衣の說をうたがひて、此異說を作るといへども、今現に傳る所の徐璉が圖、件の說によりて畫きしものなれば、圖像の據とすべし。又近世鷹峰卍山和尙の錄にも、件の傳衣の事故を載らる。數十年前假初に見て、さだかにはえおぼえず。世に人のいひ傳ふる「唐衣さしてきたのゝ神ぞとは袖に持たる梅にてもしれ」といふ御歌といふも、卍山の錄に載られしかと覺ゆ。又竹苞主人話す。臥雲日件錄文正元年丙戌九月廿四日咲雲來話の條、天神參二無準一像、大唐亦畫レ之以贊云々。私云、かしこにて關帝の像を尊崇する類ひにおもへる成べし。關帝もまた靈顯れて參禪せられし說ありて、相似たることとなり。

○或寺の開扉に、水鏡の天神の像あり。御自作の由をいふ。其緣記は天拜山に登り、天帝に祈請し、旣に上天まします時に、水鏡を見て作り給ふよしなり。其像、雲上に忿怒ましますさまなり。可レ笑。此期に臨み、いづれの所に材をもとめ、いづれの所に彫刻し給ふや。雲中より投下し給ふや。其寺は大刹なるが、かゝることを說は、他の寶物も贋物の疑ひを生ずといふことをおもはざるか。ついでにい

ふ。又或寺の寶物に、聖德太子と達磨大師、片岡山にて互に其像を畫給ふよしの兩幅有て、上にしなてるや片岡山云々、いかるかや富緒川云々、〔割註〕此歌は人口にあり。是は拾遺集に出たるごとくなり。日本紀には、數句多くして長歌なり。」此兩首の贈答を題せるは、尊氏將軍の筆といふ。太子、飢人に面會し給ふ時、互に畫をなし給ふといふが、笑ふべきのみならず。其讃を後世、尊氏の書れしといふ取よ(ママ)りもあまりなる傳說にて、論ずるにたらねども、惣て僧徒の僞を傳ふること、識者のあざけりをうくるがいたむべきものなり。緣記など見きく間に、脊に汗出るもの尠からず。

○齋明天皇、冥府にして本田善助にまみえ給ひ、「わくらはにとふ人あらば死出の山なく／＼ひとり行とこたへよ。と宣けると傳ふ。こは古今集にある、在原行平卿の歌「わくらばにとふ人あらばすまのうらにもしほたれつゝわぶとこたへよ、といふを引直せるなり。齋明の御製、日本紀に出たるを考て、其代の體にあらざるをも知べし。

○小野篁は閻王の化身にして、常に冥府に往來し給ふといひて、五條(今の松原通なり)の東に死の六道、上嵯峨に生の六道といふは、出入の穴有し所なりと傳ふ。又世に閻王の像といへば、篁の作なりといふもの多し。然るに古今集に、此卿の歌、妹の身まかりける時にと言書ありて、「なく涙雨とふらなん渡り河水まさりなば歸くるがにゝといふが見ゆ。是は冥途の案內おぼつかなき歌なり。常に往來し給ふとならば、歸りくるかにの疑詞にては愜はず。此卿、文才比類なきからに、入唐の副使の時も、かしこにて白樂天と贈答あるべきことを、人も望し程のことなり。又其母に孝ありしなど、史に著るゝをいふものなく、あらぬことをのみ傳るはなぞ。

○鶴林玉露に、本朝の僧安覺がことを記して、こと／＼く一部の藏經をそらんじて歸らんとし、念誦甚苦

み、晝夜を不レ舎。遺忘る事あれば、佛前に頭を叩きて、佛の陰相を祈る。是時既に筆を記ぬと感じたり。此安覺のこと、本朝文粹にも出といふ人あれども、予いまだ探見ず。又香月牛山の記有とぞ。筑前宗像神社（田島村に在ッ一宮といふ。）兩部にて開基は即此安覺なり。遺像倚子にかゝり、手に筆を携ふ。即手筆の大般若有しが、散逸して今百卷計殘るとなん。是は山科西向寺南圭といふ老僧の話なり。此社は唐山より小松内府重盛公へおくりし、陳仁稜が石刻の阿彌陀經の碑ある所なり。是は奇代の名物にして、摺たる物、まゝ世間に傳ふ。さて此安覺に似たることは、建仁寺開祖榮西禪師の肉弟良友といふ僧、禪師と共に入宋せられしが、かしこにて人にあひては、唯紙の續やうのみ問ぬ。歸朝して後、常に所を定めず行脚して、机を首にかけ、いづこにても筆に任せて、一切經を書寫す。全く暗記せるなり。彼紙の續やうをとはれしは、是がためなりしとぞ。其一切經は、筑前博多箱崎の八幡宮に納りぬるが、他に散じたるを見しに、卷ごとに奧書あり。「一切經一筆書寫行人釋良友於二其所一書レ之」と、某所毎卷皆かはれり。或は於住吉松下と記せる卷も有きと。是は山科妙見堂に寓居せし慈堂和尚といへるが話なり。記憶强き人々もあればある世なりけり。同じ筑前に筆痕の殘れるも、歸朝の順路故歟。

○本邦よりかしこへ渡りて名をえし人、官人には吉備公、安倍仲麻呂、是は續日本紀にも既に記されたり。仲麿はかしこにても、其代に名を得たり。人々に親しく交を結ばれしは、本朝の光輝といふべし。風波に障られて歸朝かなはず沒せられし時、貧かりしも官に居て清廉なりしにやとおぼし。僧家はかしこにて用られし人多かるべし。中にも大江定基、入道寂照は、新發心の人なるに、求法のため入唐し、しかも彼帝王の尊崇にあづかりしは、希代のことゝいふべし。發心の初も、其器量拔群の人としらる。又其母公、愛をさきて、求法の志願を遂しめられしも、大かたの男子の及ぶべきにあらず。

儒釋道こそかはれ。道を勸るの志は孟母にひとし。

○世々の人、後世に縁あるあり、縁なきあり。さばかりの人も、學者すら記得せざるは縁なきなり。縁あるの至極は、束帶の像は必菅神なりとおぼえ、行脚の僧の像は必西行法師なりとおぼゆ。書を學ぶ兒童等、菅神を崇めて、道風、佐理、行成の諸公をいはず。和歌者流はひとり柿本神を祭りて、山邊のうしを祭らぬがごとき、いかにともすべからず。兼好法師はつれ〴〵艸によりて名高く、頓阿法師は俗間にしらず。義經は稱へて範賴はいはず、弘法大師の奇特を仰ぎて、傳敎大師の德を崇ず。此類いくらもあるべし。

○藤原不比等公を淡海公に封じたまへるより、或は近江の人なりとおもへるが有。俗間のみならず、江戸の儒者、近江彦根の人の詩集の序に、湖中の勝景を稱じて、勝地には名士有べし。然るに淡海公以來其人を聞ざりしに、今此人をえたりと書るは笑ふべし。まづ義を取こと暗し、淡海公は朝家の大臣にして、其功、宇宙を覆へり。纔に文字をよみ、詩作ることを解する計の人と、年を同じうして語るべけんや。さて薨後の封なるをしらざるは何事ぞ。唐山のことは、上三皇五帝より下當今の清朝に至るまで、さしもなき人のうへをもしりて、吾生國のいにしへにおきては、此公の始末をもかうがへず、言をみだりにす。是を何とかいはん。或儒生、韓人に筆語せる時、皇國のことを問れて得答ざりしかば、韓人嘲しと、或人いへるも同じ趣なり。不比等の御事は、日本紀に見え、淡海公に封じ給へることは、續日本紀に明らかなり。續日本紀の文、左のごとし。廢帝天平寶字四年八月勅云、勳績滿二於宇宙一、朝賞未レ允二人望一。宜下依二太公故事一、追以二近江國十二郡一、爲中淡海公上。餘官如レ故。其後も此例にて封ぜらるゝこと、昭宣公を越前公とし、忠仁公を美濃公とし給ふがごとき、九公に及べり。しかるをたま

〳〵淡海公のみ、世人文忠公といへる謚をしらで、封號をもて稱せるによりて、取て當國の人とせるは、史を窺ざるの誤なり。儒家のうち新井白石、貝原益軒、伊藤東涯、土佐谷氏の諸先生のごときは、國朝の人たるに不恥といふべし。

○役ノ小角、久米の岩橋を渡さんとして、諸の鬼神を驅役す。葛城一言主神、形醜によりて、晝を憚りて夜のみ役に就く。故に遲緩せるを、小角怒て一言主神を呪縛すといふ說傳りて故事となり、岩橋の歌などにあまたよめり。其事は辨ずるに足らざる街巷の小說なれども、第一其一言主神を形醜しとは、いかにいひ出しことならん。日本紀雄略天皇の卷に、帝狩し給ふ時に、形樣全く同じき人出來りしを、帝あやしみてとひ給へば、一言主神と名のり給ひ、倶に狩しあそび給ふと見ゆ。まことに容貌見にくゝば、こゝに現れて、帝と同じく見え給んや。此時は容うるはしく、岩橋を役せらるゝ時に醜きはなぞ。もし又神通力自在ならば、醜くは見えたまはじ。一笑すべし。

○天智帝御舃一隻を殘して上天ましますといふ說の非は、日本紀、萬葉集等、御違例の間よりのこと詳なるにて知べし。

○此比予が盧文會の宿題に、古人を論ふといふ題を出し、人々こゝろ〳〵に書すさぶ。おのれが論る所左に掲ぐ。是非はまた見ん人の論に委ぬ。「顯昭法橋は國つまなびに深く、寂蓮法師はよみ歌にたけたり。されば歌合といふごとに、かたみに爭ひければ、女房達は獨鈷かまくびと名づけて笑ひけるとなん。寂蓮、顯昭を嘲りて、かれがよむごとき歌は、筆さしぬらしてよくしてんといへるが、まことに顯昭のみならず、其代に及ぶ人は、をさ〳〵稀ならんとおぼゆ。其身まかられし時、京極黄門、奇異の逸物とをしみ給へるはさることと成べし。常の人がらよりも、歌の道にかゝりては、わたくしなかりし

ことを、長明入道も賞たりし。さてしもおのれはまた、顯昭の學びに深きことを、よく識人なきが心ゆかで、こゝにいさゝかあげつらふ。其古今集の註は、定家卿の密勘を添られなじり給ふ所ども多かれど、花まひなしにの歌に至りて、萬葉の月よみをとこまひはせんといふをひきてことわられしを、卿もいたくめでゝ、花もいひなしにと心得て、みづからの歌にもよみしは、はづかしなどまで書給へりき。袖中抄はた古き詞どもをとうでゝ說れしに、取べきが多からし。近きよに契沖あざり、いにしへの學びを唱へられしも、此法橋を基にしたまへりとおぼし。又國つ學びのみならず、からまなびにおきても廣かりけらし。六百番歌合の中に、寄橋戀を「いざやさは君にあはずは渡らじと身をうぢばしに書しるさばや。是は人もしれる司馬相如の故事をとられしにて、論なう歌ざまもよろしき歟。また繪によする戀の歌に、「いとはれてむぬやすからぬ思ひをば人のうへにぞ書寫しぬる。とよまれしを、右の方より、左の歌何ごとにかとゞがめしに、長康、隣女を艶して、繪に書て逢たることなりと陳ぜし。そを五條入道殿の判に、かくのみまうしたれば、普通の三史の中には聞遠く、又陽唐の顧などの人の名にも見るとも覺え侍らず。長康誰の人にかなどのたまへり。長康は晉ノ顧愷之が字にして、畫に妙なりき。近くは蒙求、世說などにも見えたるを、顧ノ字をいはざるからに、入道殿の心づきなかりしにや。其隣女を戀よしは、げにも大かたしられぬことなれば、昔小西梁山なるともに語ひしに、つひに考出てしめされしは、太平廣記に名畫記を引て曰、かつて隣女をよろこびて、其象を壁に畫き、心にあたりてこれを釘す。女、むねをやみて長康に告つれば、やがて釘をぬきて愈たりとなん。此比おのれも此書を見しに、顧愷之と題せる下に出たり。廣記は其比はまだこなたへは來らずやあらん。さだめてもとにつきてしられたるべし。かゝるけどほきことまでを探えて、歌のれうにも取用られし

は、いとめづらなることなり。此うたは判にのたまへるやうに、いひかなへられたりとも聞えねど、其學びの廣きは、また其世にたぐひなかるべし。よみ口のさしもなきからに、あなづらはしう思ひて、其說どもの殘れるもとり用うる人尠(スクナ)きにや。もし二條家の傳へならねば用ずと思ふ人もあらん。あるは歌よみは一筋に唯よむべし。迷ふ道なくよむにてたりぬ。なぞかくしも物みることをつとむべきなど、いふ人もあらんかし。歌よみは必物よく見るべしといふにもあらねど、物見ぬをよきことにして、おもひ捨るは又いかにぞや。今の世は文の道明らかに、草刈童、菜摘をとめも、よみ書をつとむるものを、たとひさまよき歌にても、いにしへにくらく、事たがひたることをよみ出て、ものしる人にあさまれなんは、此道のために耻みるわざならんといたましきに、此法橋をしもとうでてあげつらふ。よみうたは、よみうたのよきに倣(ナラ)ひ、まなびは又まなびのよき人にならふべし。おのれ〳〵がざえの近きかたにつきて、成ルとならざるは、其人にあるべし。物見ねばよき歌のよまるゝといふことはえしらず。

○昔年龍艸廬の話に、武藏坊辨慶は、伊勢渡會氏系譜の內にあり。從五位下權禰宜晴親ノ孫僧淨智が子なり。辨慶も亦子あり。晨尙といふと。又百井塘雨が遺書を見れば、出雲穴深(アナフカ)磯に摩尼(マニ)組の牧(マキ)とてあり。此地、辨慶誕生の所とて、産湯(ウブユ)の水有。其靈を祭る社もあり。熊野別當辨眞が子といふは、其證なきよし、熊野別當は語られぬと記せり。東鑑にも、辨慶がことかつて見えずと、或人はいへり。水戶大日本史にも、此人の傳は見えず。義經傳ノ下、伊勢義盛、佐藤嗣信、忠信あるのみ。

○辨慶、義經を打て、人の見咎る難を遁れしこと、義經記に見え、世にも傳ふる話なり。鶴林玉露の內、三事相類すといふ條下に記されし事狀、全く同じ。こゝにしては四事相類すといふべし。但虛實はし

らず。

○應神帝九年、武内宿禰筑紫にありて、讒をえて殺されんとする時、壹岐ノ直祖眞根子といふ人、吾皃宿禰に似たるをもて、宿禰に說て、忍びて都にいたらしめ、おのれ代ッて劍に伏て死す。此眞根子といふ名をおもふに、眞根とは、まことに似たるの言にて、轉じてはまねぶといひ、人まねともいふ。まなぶも亦、是より轉じたる語ならん。されば此人の皃似たるより、やがて名に呼べる史の筆にはあらずや。神代紀に、手摩足摩の意、やがて手なづち、足なづちと名になれる類を思へばなり。のちの世におよびて、源氏ものがたりの人ノ名、紫のうへ、花ちるさと、玉かづら、浮ふねなどの類、歌によりて名づくるもあり、髭くろ、かほる、匂ふ宮のごとき、そのさまによりて名としたるもあるは、神代の卷のおもかげ成べし。されば式部は日本紀をよくみたりと勅定ありしも、これら其一ッにやあらん。

○古書に三善淸行卿を起與也壽とよみて、反名居易とみゆ。〔割註〕反名とは妹子を因高、史を不比等、馬飼を字合と書る類、訓を音にして、字をうめたるなり。後世名に反切をいふことにはあらず。」橘逸勢を万佐奈理とよむよし、神鏡抄を引て、和漢三才圖會にいへろも類せり。常に淸行をきよつら、逸勢をはやなりと訓は非歟。

○續日本紀大寶三年ノ下に、衣縫造孔子といふ名あり。慶雲元年ノ下に、文忌寸釋加、又養老五年ノ下に能ある者に物を賜ふ條、我閇連阿彌陀あり。此後、かやうの名を禁ぜらるゝことも、同紀に見ゆ。されども、唐人の名を付たる類は、藤原伊尹公、同相如の類尚有べし。相如は彼にても藺相如をうらやみ、司馬相如とつき、公孫無忌、魏無忌のごときあればさも有べし。伊尹はあまりにや。禪家には古德の號を付人あまた聞ふるが、さらずともとおぼゆ。

）百二代稱光院の御嗣絕しかば、後花園院を伏見よりむかへ奉りて、御位につけ參らする。これは無品道衿（欽カ）親王の御子崇光院より四世なり。此前足利義教將軍、御位につけ奉るべき御仁禮を一休に謀らる。歌をもてさとして、此王子を迎へまゐらさるゝ由、櫻雲記に見ゆ。是によりて新井白石翁の讀史餘論にも記されぬ。此時南朝ノ後龜山院の皇子小倉ノ宮います。南朝御和合の時、南北の御末一代ヅヽ、かはり〴〵に御位につかせ給ふべき御約にありしかば、幸に此時、北朝の御末微々なれば、南朝の御末にて繼せ參らせば、足利氏の信義もたゝんに、おもひかけぬ御卽位の故に、南朝の餘類北畠のごとき、怨て蜂起し、是より世は戰鬪止ムひまなく、終に足利氏亡ぶるにいたる。若はたして一休のはからひならば、事機に暗きことあやしむべし。和尙はもと、後小松院の落胤なりといふ一說によらば、いよゝ吾黨に私すといはざらんや。しかも櫻雲記は、街巷の小說にして憑むべからざる書なれば、おそらくは一休和尙の冤なるべし。

○享保十七子歲、東福寺千人結制の師家象海和尙は、高德の名聞あまねし。東福の僧堂年來衰廢せしも、此和尙の志願により、政府の上聽に達し、中興出來しとかや。其本師は名失す。西國に隱れて世にしられぬ人なり。さるに結制の前にいたり、書をよせて此師家たることを止めて曰、請に應ぜられば命期を速にすべし。若シ壽を延んとならば、是を辭せらるべしと諫められしが、象海も此老師のいさめしる所有べしと信じながら、一旦請をうけて今さら辭すべからざる勢なれば、つとめ給ひぬ。さて此時、天下大饑饉にて、會中危懼を抱しかども、信施多く、會終りしがつゞきて遷化せられぬ。彼本師の言違ざりしを、人皆驚きたりとぞ。其先識のほどはかるべからねど、凡よろづの事、世出世によらず、亢龍の悔あるためしには思ふべきことなりかし。

○檗門大眉和尚の法嗣梅嶺和尚といふは、伊勢、近江の間に開基の寺ども有。然も大かた大眉を祖とす。其うち、伊勢相可の法泉といふは、自の開基として壽像有。それに施主ありて、常燈を供ず。これに付て其寺を嗣れし悟心和尚の話に、梅嶺和尚生涯夜燈を消して寐給ふ。今像前に晝も燈火のあるは、其つくのひ成べしやとありし。假初のことなれども、應報の理、福を愼む龜鑑とすべし。

○大石良雄を譏る人有。曰、初、長矩朝臣に死を賜ひ、居城を官に返し奉りて後、其弟大學頭殿をもて家を興されんことを訴へしかども、事成ざりしかば、終に吉良氏を討て復讐を唱ふ。是事成ざるによりて、其怒を吉氏に洩すなりと。己いふ。予が譏りは却て良雄の良たる所なり。家國のために謀りて、一君のうへにかゝはらざるは、晏子が故態にて、社稷の臣の分なり。しかも事不成しては、又亡君のために、其遺意を繼で讐を復するなん、豫讓が所行にして忠臣の分なり。得て二ながら全きにあらずやと判せしかば、客大に服す。

○上野國の主人の家に、祕藏の皿二十枚有し。もし是を破ものあらば、一命を取べしと世々いひ傳ふ。然るに一婢あやまちて一枚を破りしかば、合家みなおどろき悲しむを、裏に米を舂男、これを聞つけて、わが家に祕藥ありて、破ゝる陶器を繼に跡も見えず。先其皿を見せ給へといふに、皆色を直して、其男を呼てみせしに、二十枚をかさねて、つくづくみるふりして、もちたる杵にて微塵に碎たり。人々これはいかにとあきれたれば、笑ひていふ。一枚破たるも、二十枚破たるも、同じく一命をめさるゝなれば、皆わが破たると主人に仰られよ。此皿、陶物なれば一々破るゝ期有べし。然らば二十人の命にかゝるを、我一人の命をもてつくのふべし。繼べき祕藥有といひしは僞にて、かくせんがためなりと、一寸もたじろかず、主人の歸りをまちたるに、主人歸りて此子細を聞て、其義勇を甚感じ、

城主へまうして士に取たてられたりしが、はたして廉吏成しとかや。

○江戸兩國橋を、いかにも淺ましき浪人、妻子を具して通りかゝりしが、薩摩芋をうるを見て、小兒あれほしといひてうごかず。さま〴〵にすかしこしらふれどもきかず。止ことを得ずして、芋賣者に乞らく、見らるゝごとくなり。されども今錢なし。しばし貸給はれ。其うち錢とゝのはゞ、たがはず返すべしといへどもうけがはず、あてもなき人に錢かすべきものかはととりあはねば、せんかたなく泣兒をつれて行過る時、筆跡を直す餌取、さきよりのやうすを見しかば、ひそかに其人をまねきて、あまりに痛はしければ、今有所の錢十字を參らせん。芋をとゝのへ給へ。いつにてもかへし給んことは御心のまゝなりといふに、浪人とりて押いたゞき、思はぬ情をうくる事なり。されどもこればかり受たる同前なり。用べからずと返す。餌取吾かゝるものなれば、さのたまふは理なれども、事によるぞかし。たゞ〴〵と勸れどもうけず。橋の欄干によると見えしが、兒を引つかんで水に打入ル。妻これはとおどろくを、又足をかきて倶に投入レつゞきてみづからも飛込たり。見る人驚といへども、救べきよしなく忽溺れ死たりとなん。大志ある人にはあらねど、其廉耻賞すべし。悲しむべし。

○野客叢書に、北魏永平の間、元愉が妾李氏を誅せんとす。崔光奏して曰、元愉が妾懷姙す。戮の胎を割に至るは、桀紂の主、此事をおこなふ。陛下春秋日長し。いまだ儲君あらず。皇子襁褓尋夭失に至る。是がために李氏が獄をゆるべて、育孕を候たまへと、帝欣然として是に從ふ。是世繼を心とし給ふ故に、胎を殺ことを免る。夫レ魏主殘忍の性をもて、恣に殺戮を行ふて、是を回すべからざるがごとくなれども、一たび是ノ語を聞て、甚是が爲にいたみ、少しく刑禁を弛む。然る時は人誰か此心なからん。能其機を動し、仁念を挽回せば差易耳といへり。然るに豐太閤の慘刻甚しからずや。近

江關白に死を賜ひて後、其愛姬三十六人、三條瑞泉寺にて戮せしむ。刑の婦女子に及ぶは、其胎あらんことを疑ふなり。若夫此おそれあらば、月を經て姙とあらざるを明にして後處置あるべきを、一旦の忿を忍ぶことあたはず。あるひはまた、故人に與みするものありて、保護せんことを慮る歟。いかにもあれ。崔光が所謂桀紂が心を心とせるものなり。又ある時、大坂にて其祕藏の鷹の放れたるを、某町の家婢、いかきをもて伏たるが露顯に及び、其一町が間の老少男女をいはず、皆斬罪に處せられし旨、東涯の盍簪錄に見ゆ。是を諫る臣なきは、諫れば忽チ災身に及ぶ故歟。畢竟戰鬪の餘、君臣共に學術なく、我意に任せて行へばなるべし。されば骨いまだ冷ざるに嗣ほろび、廟食を絕ツ事、秦ノ始皇に同じきも、天理もとより然るべし。

○積善ノ餘慶、積不善ノ餘殃は、古今の通誡、又已レに出るものは已レにかへるの教、仰ぎて信ずべし。源義朝、父を殺せし時、其弟數人の童子も、皆船岡山にして刑す。然るに義朝の殃其身に留らず。其子賴朝も亦、兩弟義經、範賴を害し、又賴朝の子賴家、實朝、賴家の子一幡、公曉、倶に相害して亡び、北條が爲嗣を移さる。悲しからずや。

○賴朝は魏武に似、時政は仲達に似たり。政子は呂后に類して、妬心の甚しきも亦同じ。才氣勇銳丈夫に勝り、しかも其子のために謀らずして、吾族のために力を用う、あやしむべし。

○三浦大介、戰死の年九十八才、世に百六ツと傳ふるは謬とぞ。されどいくばくのたがひめもあらず。既に期に及ぶ齡なれば、老てはます／＼壯なるべしといふにも過たるを、子孫の後榮の爲に身を捨たり。さるにかひはく、いくばくもあらず、和田氏の亡びたるは、悲しむべし。

○尚齒會の名高きは、樂天の會、本朝にて淸輔朝臣の會なり。然れども其壽數におきては高しとするに

たらず。唯文潞公の會、程珦、司馬旦、席汝言、各七十八、是を同甲會といふものやゝまされり。めづらしきは或人の話せる、正徳五年江戸の人生島幽軒八旬の賀に招きし人々の齢なり。志賀瑞翁 百八十七歳、榊原越中守殿内、 小森閑齋、 百三十六歳、同侯内。 古結宗軒、 百八歳、松平肥後守殿内、 石寺權左衛門、 九十七歳、御直參、 下條七兵衛、 九十一歳、御直參、 茶人一雲、 九十一歳、細川釆女正殿内、 岡本半兵衛、 八十三歳、浪人、 以上七老也、百歳已下といへども、精神實ならでは會に趣がたきを、さだめて矍鑠(クワクシヤク)の老人成べし。

○右之内志賀瑞翁は、人よく聞しれり。おのれ三十二三の時、此翁の三十三回にあたれりとて、手向の歌を勸進する人有しが、これは彼延壽の藥方を傳へて、寶人其恩を報が爲なりと聞えき。此年紀をもて算ふれば、正徳五年より八十七八年、猶ながらへて凡二百七十餘歳なり。長壽とは聞しかども、二百に餘れるとはいふ人なし。もし正徳の會の時の齢たがへる歟。いぶかし。こはとまれかくまれ。浪花の陣をも經たる人なればとて、其代の事をとふに、答さだかならず。しひてとひければ、さることを能記憶するごとく心を用ては、長壽は保がたしといひけるとなり。おのれ思ふ。かくのごとくならば長壽も益なし。壽を尊ぶは、古きことを記憶して、其中には有益の事もあればなり。自もまた漸々に少壯の非をも悔て改れば、壽の益あるをおぼゆべし。昔相識し下村道瑞といへる老人、鶴龜の千萬歳も益なし。人は上古の事をもしれば、百歳も萬歳にまさると示されしは、甚理(コトワリ)におぼえしが、其後淵明の詩、得レ知ニ千載外一、上頼ニ古人書一、といふを、鶴林玉露にて見て、彼話に思ひ合せし。

○近來年賀又追福の勸進を、無縁の人にも乞こと流行す。心得がたき事なり。凡賀も悼も相識のうへ、千世も生延よとも、身まかるをばまことに悲しともおもへば、其意をよむなり。所謂秦人越人の肥瘠(ヒセキ)を見るごとく、まだしらぬ人には情(コヽロ)かつてうごかず。さるをよむ人はいつはりをいふなり。こふ人は

おのが賀は何百首に及べり。高名の人々には、誰々などほこるの料とす。甚うしては長崎に縁をもとめ、異國人の詩をさへもとむるに至るは笑ふべし。唐人旅館の徒然に、何の趣味もなく、よくもあらぬ詩を書おこせたるが、何の榮ぞや。近來尾張の士横井也有といふ人、六旬の賀を勸れどもせぬよしの文章に、妻子こそ悦もすべけれ。他人にあづかることかはと書るこそ、けだかく傚ふべき志なれ。又芭蕉門人其角が、句集に「七十餘の老醫身まかりて、弟子どもこぞりて泣まゝに、予に追悼の句を乞ける。其老醫いまそかりける時、さらに見しれる人にもあらず。哀にもおもひよらずして、古來稀なる年にこそなどいへど、とかくゆるさゞりければ、「六尺も力落しや五月雨」と見ゆ。さすがの男なり。

○四十を年賀のはじめとすることは、代々の歌集に見ゆ。西土にも四十を賀すること、王賓の詩に、昔年嶽降産二英雄一、誕節奇逢日西東。萬善作レ基天必壽。一恆立レ性德何窮。文章五色鳴時鳳。豪氣千尋貫斗虹。四十古來稱二始仕一。桂秋留レ意爲レ君紅。と見えたる旨、畑橘洲示さる。しかるに初老といふことの出所、かしこにはありやいなや。こなたにても、例あること人多くしらず。おのれも近年に及びて、或書に、菅家文艸を引たるにて見出たり。左金吾善相公於二宣風坊臨水亭一餞二別奥州刺史一と題ある詩に、相公送レ君君知否。爲レ我君聞說二本因一。裡里一千五百路。星霜四十六廻人。人是初老路何遠、下略、四十年滿に限らず。五句までの間を云べき證とすべし。

○近世の俗、六十一を本卦と稱す。明陳憲章が詩あり。世間甲子是何年。母髩双皤子亦然。十數曾孫羅二膝下一。兩三杯酒笑二燈前一。尋レ僧野寺花迷レ路。吹レ笛江門月滿レ船。聖主萬年歌不レ足。黄河清了更翩躚。卽題二六十一自壽一とあり。彼邦も六十一を壽することとみつべしと、同じく橘洲話なり。

○人の命數は不測のものなり。橘南谿の東遊記に、越中糸魚川近き下名立といふ所の津浪の話を載られしに、生有もの悉皆亡し中に、女一人、木の根にかゝりて有しが、息を吹返して、初よりのことゞもを語りし旨をしるさる。又寛政四子歳四月朔日夜、島原津浪のときも、溺死の者の中に、譏にも氣息ある者は、藥を用しかども、皆救えざるに、四五歲の小兒、唯一人存命せしかば、三賓村の莊官の宅にて育ふとなり。又今は百年前歟。浪華津浪の時、同國富田普門寺の龍溪和尙、人の請によりて滯留の日にて、人皆逃走りしを、和尙は時なりとて、禪客十人と共に座して滅を取れり。年八十有餘なり。然るに其十人の中に、唯一人氣息通ふやうに見えしかば、藥を用しに蘇りて、和尙の示しなど語れりとなん。是も同轍なり。和尙は富田にあられば難なかるべきを、こゝに來り給ひしは、又橫死の命なるべし。

○一友人かたりて、永源寺末下の僧、關東に有し日、某の野中にて雷雨甚しきに逢ひて、辻堂を見つけて休らひしが、一婦人の子を抱きたる者、同じく駈入て晴るをまつに、時うつりぬ。僧はいそぐこと有しからに、止ことを得ず雨を犯して出行たり。一町餘も過ぬる頃、あとのかたへ雷の落し音せし程に、ふり返りて見しに、今までやどりつる辻堂、雷火に燃上りぬ。さては彼婦人も小兒もうたれて死つらんとあはれさ限なく、音兒しを不思議におぼえぬと、話せられぬとぞ。然るに近き年、洛南竹田街道油小路の下にて、四五人雷雨を佗て、一茶店に休らひしが、其中兩人は、何ばかりの事かはとて出行たり。人々とゞめしかどもきかず。程なく雷近く落たりしが、やゝはれて後、殘る人々も南へさして行て見れば、さきのふたり、路中にうたれて死てありしとぞ。これは强て出て災にあふ。さきの僧は出てまぬかれたり。或は隣家へ雷落て、こなたの人は震死し、其家は恙なきたぐひ、年々に聞ことあ

り。おの／＼が命分いかにかもせん。

○壽夭の天命いかにともすべからねども、あるひは善により、不善によりて、延促あるべきことも、またたがはぬことなるべし。袁了凡の陰隲錄にも、此旨をねもごろに示さる。こゝに一話有。畑鶴山一とせ、津國郡山の近邑宿ノ庄といふにあそびて、その豪農某にあひたるに、其面左方へゆがみて、又あるまじき象なりしに、其人もあやしく思はんと心得てや。吾面につきて物がたり有とて語りしは、おのれ十二三計の年、父、京へつれ行て、時に名ある相人郭塞翁に見せしめたり。其時は人なみ／＼の面なりき。塞翁見て、此兒の壽十九歳に限るべしといふ。父、大に歎きて、遁るべき法もあらんやととふ。翁しひておこなはゞ、なきにもあらじ。なれど得行はじとこたふ。父、たとひ家を傾るほどの金錢を參らすもいとはじ。唯此延壽の法を敎へ給はれと乞しに、翁勃然として、吾は金錢を貪るものとやおもふ。さるこゝろにては、いよ／＼敎ふとも行はじとて、ふたゝびものいはず。父、旅宿に歸りても、唯此ことをのみうれへて、さきの失言を謝し、再三翁に乞たれば、翁さらば敎へん。他のことにあらず。きく所、その家、村中にゐて他の嗜好なく、富ていとまあるまゝに、漁獵をもてあそびとす。是夭死の所以なり。若以後かたく殺生を愼まば、あるひは壽限を延べし。此外に術なしといへり。是よりふつに殺生を止めしが、おのれ十七といふ年、父は身まかりぬ。我先立て汝が死をみざることのうれしきとなん申き。さて十九になりたる年、一夜頭割がごとく痛みて、苦しきことといふ計なし。時に彼塞翁が言を思ひ出て、今夜身まかるべしと決せしが、夜の明行に隨ひ、漸々に痛ゝかろみて、朝になりて止しかば、閨を出しに、家の内の者ども、かほを見てあやしみ笑ふ。おどろきて鏡をとりて見れば、かくのごとし。是死る代りなりと悟りて、醫療をくはへず。今五十三歳までながらへたり

と語るに、さては今も堅くつゝしみ給ふらんといへば、其事に侍ふ。いつともなくゆるびて、此近き年頃は、また折々漁獵するは、他に慰むことなければなりといふに、そはあしきことなり。さばかりの現証を見、父も亦、いましめ給へるものをといさめて、旅舍へ歸りしが、あやしきことは、其夜此男頓死せり。若誓言をげにもと罪に伏したる所にて、天刑を示し給へるか。官の罪人を刑せしめ給ふも、罪に伏して行るゝなりなどかたらる。彼蒹翁が神相は、予が相識も彼是試みて語れり。中には無病の人を見て、此月の中を過ず、身まからんといひて當れるもありき。右の殺生によりて命短しと知ぬるも奇なり。顔淵の短命いかにともすべからずといへども、先善を行ひ、不善をとゞめて後こそ、實に修短の命には委ぬべけれ。

○吾もと仕ひし奴僕が舊里、美濃國池田郡小島庄廣瀬の坂本といふ村にて、そこに實右衛門といへる無頼あり。一人の母に不孝なること類ひなく、折々は脚をもて蹈蹴に及ぶ。其のち此母死して火葬するに、片腕燒ざりしかば、人の見ることをいとひ、竊に携かへり、藁苞にして棟木につり置、他日河に流しもせんと思ひけらし。さるに其夜、此實右衛門、狂亂して騒ぎ逃走り、彼腕、蛇になりて吾を追といひて、門に出るとますく懼れ號叫、鬼、又吾を責るとて逃入て、火の燃る圍爐へ倒れて苦しむを、近隣の者、うちよりて引揚しが、それよりは毎夜かくのごとくなれば、母の怨により冥の責を蒙るならんと、邑の人々議して、一七日に當れる日、村中三箇寺の僧を請し、阿彌陀經を誦せしめしかば、其夜より止たり。こゝに於て此男懺悔して僧となり、此世にて現責をうけしは、猶母の慈悲なり。若かゝらずば永世の苦輪をいかゞせんなどいひけるとぞ。彼火に落しより片輪になりしなど、奴か話なり。からやうのことは、むかしの因果物語の説とのみおもひ過すべからず。

○信濃國にて天龍川の邊某里名を失す。の民盧平、寛政四子歳に及び四十三歳、妻某三十三歳、女いく十八歳、母勘六十六歳なり。父十兵衛、七年已前死せり。盧平平生不孝甚しきに、父死に臨みて、必近く變事あらんといひけるが、當年に及び母發狂し口ばしりに、盧平が不孝の事をのみ說く。其聲も所作も全く父のごとし。かくて母の身に鱗のごときもの出、漸々惣體に及ぶ。後には天龍川の岸に伴ひゆけと叫ぶ。故に止むことを得ず、栗丸太の大なるをもて、牢のごとく作り、四寸四方の窓を開きて食物を入る所とす。さて盧平も發狂し、其河邊の牢にむかひ、得もしれぬことをいひて、甚苦しむさまなりとなん。これは其年、官へ上書の旨とて、其寫しを見し人かたれり。

○五條の上大黑町某家に伯母同居せるが、よく家事をまかなひて漸昌しに、妻を迎へて後、此妻、伯母に順從せず。不貞成しかども、出さんもさすがにて、伯母を別居させ、年に三百錢の銀をあたへんと約し。さて日々の食事野菜をも、心をつけて參らせよといひ教ふれども、主にはおくる旨を僞りておくらず。かくて伯母何となく病み出しに、またいつの程よりか、此家婦も心地あしとて、屛風を引めぐらして出ず。亭主にもまみえず。二三日もかくのごとくなれば、あやしみて強て屛風の內に入て見れば、小蛇首にまとひたり。おどろきて引はなせども離れず。せんかたなく、北野近きに智賓院といふ修驗者を招きて、祈禱をたのめるに、是を退けば婦必死せんといふ。死すとも此苦しみは見るに忍びず。唯退たまはれと乞しかば、壇をかまへて祈ること三日、其終小蛇首を離て、婦が口のうちに入て婦は忽死せり。さて其時刻、伯母も死せりとなん。是も同じく子ノ歳なり。ある人したしく知りて話す。

○洞家の　病僧、宇治に安居して有しが、一日常に立入る芋賣男行たるに、門より片眼盲ある蛇一筋入

來る。其さま何となくおそろしくおぼえて、我しらず芋の荷を打捨て、其近き家へ逃入たるが、其時病僧は息絶たり。其所由を聞くに、此僧、某國にて、衣類の洗濯を托したる女に相馴けるが、其女、醜がうへに、一眼眇なれば、僧もいつしかうたてくなりて、其所をさりしに、跡を追て尼になりて付まとひければ、いよ〳〵わびしくて、又後の所を夜に紛れて宇治に來れるなりしとぞ。執は懼るべきものなり。是は同宗の尼僧、よく知りて語れり。

○五條下寺町某寺（憚て名はもらす。）の子院に無頼の僧有て、つひに還俗して、七條新地賤妓樓の主になりて有しが、年へて後病に苦しむ。其病狀あやしきよしを聞て、もと相識僧、さすがに憐にて行て見しに、臥ながら手をも觸ずして物を喰ひ、口の中にてねり返すさまなり。物いふ言はわからず。唯おう〳〵ときこゆるが、全うしの聲なり。生ながら變化したるなりと、其見し僧が、社中の人に語れり。此外此類の話多けれど、さのみはうるさくてとゞむ。

○續畸人傳刪補しける日、入べきを後て聞しかば、こゝに擧ぐ。丹波桑田郡小林村とて、龜山ちかきに木匠某が妻長といへる有。夫婦が中に女子二人ありて、いまだ幼きほど、夫は江戸大火後造作多きをたのみて下りしが、終にかしこにて妻をまうけ、音信もせざるに、妻は操を守りて、二人の女子を養育して、縫針洗濯の賃業をして、貧き世を堪忍びぬ。さて夫の愛せし櫻一樹、庭外にあるを、形見と守り、夫に仕ふる心地に、木のもとを清め枝をいたはり、假初にも人に折することなし。かくすること二十年許、樹はます〳〵榮へ、二女も生長して、それ〴〵に身も納りぬ。かくて此婦身まかりける後、櫻忽に萎み衰へたり。よりて心ある人は、呼で操櫻と稱す。非情の草木も、人の誠に感通すと、同國馬路の醫中河東白の話なりと、播磨の人兒島尙善傳らる。

○同國龜山に頗る富る商夫有。母嚚しくて、若きより妻を娶ることを肯ぜず。鰥にて六十有餘に及びし時、母九十計にて疾厚きに、此男、醫藥の事に心を盡しもてあつかふ餘り、一日ことさらに禮服をつけて、彼東白の所に至り、人を避て竊にいへらく、母の病に利あらば金錢を惜まず、いかさまにも療し給はれとて、銀二貫目を出して與ふ。醫、其志は感ずれども、既に九旬の人なれば、醫療の術なし。人參など用うべき症にあらずといひて歸しつるが、再び來りて托すること初のごとし。銀をも益して携へ來り、しひて術を乞ふ。醫陽怒て、子、我をしらず、金錢のために醫術に私するものとやはおもふと、罵りければ、懼れて力なくかへりぬ。其後も病狀はげしければ、みづからはだしにてかけ來りて、脉をこふことしば／＼なりき。つひに母は身まかりしが、此にて平生の孝を思ふべしとなん。是又、東白暫く龜山に有し時と同じ人いへり。

○伊勢三角儒士の文集に出されし孝子の内に、同國蛸路村の醫元伯は、母に至孝なるが、其介抱の爲にと、人の勸まゝに、母の姪女已に五十有餘の者を娶る。自はいまだ三十有餘成しに、孝の爲に是を厭はず。三角翁曰、元伯が孝、他は能すべし。此一條におきては、大に難しといふべしとなん。げにさることとなり。これも續畸人傳にもらしてこゝに擧ぬ。

○又續畸人傳に、安藝廣島貞佐といふ人の傳をいだす。それは狂歌の流をくむ人の記せるを、潤色して擧しなり。然るに其後、貞佐の男又佐といへるにあひて、奇なる狀をきく。傳中の事狀よりもまさりて興あれば、追てこゝに錄す。貞佐、船にて物へ行し時、某の浦に船泊しに、一人の男、此由を聞て、やがて迎へて吾家へ伴ひたれば、家婦も出てさま／＼美酒佳肴をすゝめてもてなし、厚恩を蒙り、今かく夫婦のどかに世を經る由の謝を述ぶ。貞佐は少しもおぼえたることなく、其夫婦の顏も見しらず。

いかなることにやとゝへば、幾年さきに、此家婦は宮島の妓にて、此男に相馴、叉なき中なりしかども、金銭とぼしければ相見ることかたく、共に死もやせん。走りもやせんと悲しみけるを、貞佐故有て聞つけ、憐みて數十の金をもて、其妓を買て此男にあたへしなりしとぞ。其折には夫婦ともに、しば〳〵ま見えしかども、心にもとゞめざりしか。露計もおぼえず。金を費すことはもとより物の數ともせねば、恩をかけしともおもはず。此船泊の時に聞て、げにさることも有しと、ほのかに思ひ出せしとなん。又一時、船にて京へ登るに、風波はげしく帆柱も折て、船危きに及び、船頭もせんかたなし。各神佛を祈り給へ。生死は人々の運に有べきのみといふに、一船の人歎きかなしぶこと大かたならず。或は念佛題目を唱ふるもあり。一向氣を失ふもありしに、貞佐も妻子を具したるが、其妻、疳を發して苦しみしかば、主片手にては其胸腹を按じ、片手には兩人の子を抱ながら、船辨慶といふ謠曲の終、知盛が靈、義經の船を沈めんとする所をうたふ。凡船中にては謠曲をうたふことをいたく忌むに、ましてかやうなる所は、言の端にも憚るべきを、船人どもゝ大きに騒ぎ防ぐ中なれば、耳へも入ざるからに制止せねば、思ひのまゝに高聲にうたふ。さてやうやう風しづまり、からうじて某の湊へ船をよせし時、伴ひたる人けしからぬこと哉。船にて忌ことをうたふはよしなき事なり。其ひまに神佛をも念じ給ふべきをといふに、貞佐笑ひて、常にたのむ神佛は守りもし給はめども、吾すべて念ずる所なし。常に念ぜずして、危き時、俄に祈りたりとて、肯給ふべからねば、それます〳〵よしなきこと成べしといへりしとぞ。危きに臨て心を動さゞるは奇特といふべし。

○後漢書、建安七年下曰、是歳越巂男子化爲女子とみゆ。本朝にも慶長年間、一老僧、弟子を携へて某所（今地名を遺忘す。）に投宿す。其弟子僧、一夜腹痛甚しく、朝に及び男根沒入して爲女根。老僧せんかたな

く、其者を其家に托して去しに、漸々に顔貌身體も女のごとくなりて、終に其家の妻となり、子をも産せしと、和漢三才圖繪に見ゆるも、同日の談なり。女の男に化せしことは、近年江戸某の士の家婢にありしと、めづらしきことにいひはやせしを、備中玉島近き邑（邑名失す。）に、姉妹年を隔て、ともに男に化せしを正しくしるよし、予相識る彼國の人の話なり。是は田舎の事なれば人しらず。かゝれば聞ゆると聞えぬにこそあれ。世にあることにこそ。

○世に轆轤首といふは、一種の奇病とす。あるひは是を飛頭蠻に混じて、數丈の間を徘徊するなどもいふを、俳諧師の遊蕩一音といへる男、正しく見たる話あり。其若き時、江戸新吉原にして一妓容貌美なる者を見て、即相接し、朝に歸るさ、友人のもとへ立より、此美貌を撰得て接することを誇りしに、集ひたる二三の少年ども、皆掌を拍て笑ふ。なぞといへば、予しらずや。それはろくろ首の名有。何のあやしきこともなかりしやといふ。一音初は戯言なりと思ひてあらがひしかども、友人皆、其聞ことの遲きを嘲て止ねば、さらば急に實否を見はてんといひて、又其席より引かへしてかしこにいたる。かの渡部綱が羅城門に趣きし心地なりけんと思ふもをかし。さて遊び戯れ、あまりに醉て、一夜よく寐て、明はてぬるに、かくながら歸りては、友人のためにいふべき詞なしと思ひて、又其日もそこに暮し、此夜は先の夜に懲て、醉たるふりながら、露計もねぶらず窺しに、妓は馴てやゝ心解しにやあらん、熟く眠りぬ。夜半過る比ほひ、一音、眼を開て見れば、其首、枕を離るゝこと一尺計にして垂たるに、心得ながらもおどろきてかけ出、われしらず大聲をたてたれば、不寐の番する男とみに來りて、一言が口をふたぎ、此まらうどはおそはれ給へり。皆おはしませとわめきて、紛らはしたれば、かれこれの妓ども起出て、彼妓は退けて後、酒を勸め夜を明し、さて朝になりて家あるじより、こと

更に盛膳を出し、人をもてひそかにいへらく、もしあやしと思すこともあらめど、必口に出し給ふことなからんを、深くねぎまゐらす。あしき名とりては、吾家の疵にて、大かたならぬ愁に侍りと、ねもごろにいひしとぞ。おのれこの形狀を思ふに、轆轤の名のごとく、頸の皮の屈伸する生質にて、心ゆるぶ時は伸るなり。病にはあらじ。もとより飛頭蠻の話のごとく、數丈延て抑下に登るなどやうのことは、あるまじきことなり。

○小兒にして其智早く開らけ、藝能、成人にまさるものまゝ有。或は早世し、又生存れば常人にも及ざるごとく成ゆくも多し。上京水火天神社邊の貧人、孫を負て今宮旅所の前に到りしが、其兒纔に三歲、背に負れながら、そこに建たる公禁の札をよみしに、老父おどろきて、やがて歸り、よましむべき書を近隣にもとむるに、窮境なればあるものなし。からうじて往來ものと名づくる俗書をかり來りて、よむや否やととふに、何の苦もなく、かたはしよりよみつゞく。相識もの見聞て皆おどろきしが、七八歲にて身まかりぬとぞ。思ふに三歲にしては、貴富の家の兒といへども、いまだ一丁字をしるべきにあらず。況やかゝる所がらにては論なし。然るに學ばずして、よくよむは前生の因なるべしや。羊祜が前生隣家の兒にして、玉環を地中にもとめしと、同日の談なり。予が相識山家の一兒、三歲にしてついまつをとりしが、是は母なるもの教けるを、才ありてよくおぼえしなり。おのれもこゝろみに花風の字を教しに、明る年來りし時も、よくおぼえゐたりき。されど僻遠の地に生長して、後には常人なりし。をしむべし。此たぐひにはあまたありて、奇といふにははたらず。

○三十年前范古といへる畫人ありしが、長崎にて學び、京に住りし。其人、業をつぐべき弟子なく、纔に貧生の扇面を書て、食料に充たしとねがひしもの兩人あり。又此人を信じて、とかくの家事をも心を

付てまかなひし富商の弟子一人ありしのみ。其言ニ曰、おのれは弟子をとること嫌ひなり。其故は初學のほどは、夜晝となく入來て學ぶが、やゝ筆力も出來、人にもしらるゝほどになれば、誰が弟子といはるゝをにくみて、他人、師のことをとへば、其人ももと知人なりしなど、よそごとにいひなすもの、自他のうへにあまたしれり。それに懲たりといはれき。其後、畫には限らず、よろづの藝能に付て、かうやうの人どもを見きくにつけて、此范古が事をおもひ出ぬ。此弟子といふもの意いかにぞや。師に及ばざるは論なし。もし藍より青く、水より寒きほどならば、かへりて手がらといふべきものを、大かた世の人も、誰が門人なりといひはやすを、いなく\さらずといひて、しひて人の口を塞んとするとも得べからず。畢竟其心術のあしきをにくまるゝが損なりといふことをしらずや。悲しむべし。吾才能を售めやく\とかまへて、かへりて滯貨となりぬ。

○古今の人物、其業は同じくて名の改たるもあらん。又は古ありて今なき物もあらん。職人盡歌合といふもの、建保の東北院を始にて、度々に及ぶ。其中に知がたき名目ども、歌と繪とを合せてしらるゝ有。たとへばいたかといふは、流灌頂勸る乞丐僧なり。藏廻りといふは、女すあひに對して質物取かふるものなり。其由は歌に見え、繪には刀、脇指、衣裝などもたるものゝさまなり。今かくして廻るものはなし。又皮かふといふは、獸の皮を卷て杖に結たり。是は朝來るものと、歌にも判詞にもみゆ。或人の話に、「うれしきは人まつよひの油賣、うきは別の皮かうの聲、といふ歌有。皮かうは今皮抹香とて、燒ものならんといへりしは、ひが事のみ。皮かはふの略語、かふの假名にて、かうにあらじ。油うりは夕に來り、此ものは朝來るを對へいへり。右の歌合にて明白なり。但し此歌は何に出たりや、いまだかうがへず。人口には有。又尺八を吹て米を乞もの、今虛無僧と書を、勸進聖の歌合の中には「判

註」此職人盡歌合は、勸進聖を判者にしたれば、此名をおほせたり。勸進聖とは、其頃鐘鑄のために、勸進せる野僧の有し成べし。序にも判詞も、其由見えぬ。圖は左に出せり。古き卷ものゝ終に此繪樣あり。」薦僧と書て、繪にも有髮にて、藁薦を卷て腰につけて、座して吹さまなり。これは乞丐執行の標示歟。もし又雨の用意、野宿のためのまうけにもやあらん。其故はしらず。今はかゝるものを付る事なし。文字も虛無と改たるは、此徒、普化禪師をより所となし、禪宗なれば後世莊りて書ならんかし。

○鉢たゝきといふもの、四條坊門油小路極樂寺より出づ。住僧は法衣を着、袈裟をかけて、淨家の和尙のさまなり。是は一臈とぞ。其下はつねの半剃たる頭にて、法衣の上計と見ゆるものを着る。いとあやしき姿なり。然るに貞享比の板本にて、いろ〳〵の人品を繪がきたるものには、素袍の上に鷹羽の紋付たるを着たるさまなり。其後、よく知る人の話をきゝしに、衣の上のごときものに改めしは、元祿以後なり。彼鷹羽の紋も定まれる事、萬歲の橋の紋のごとしとなん。是は俗形相應にして改たるは異さまなり。

○五條の東（今の松原通なり。）愛宕寺の內に一種類あり。弓の絃を賣を業として、絃めそといふ。是は賣聲につきて、名によぶ成べし。めそはめせの通音にて、むかしはつるめそ〳〵と賣ありきしならん。橋辨慶といふさるがくの能の間に、絃うるもの、五條橋の邊にて牛若に出あひて、迷惑せるよしの所作有。其通街のさまをもて、此ものを出せるなり。此もの、文字には犬神人と書るを解せざりしが、森川高尹、神人に似て非なるものゝよしならん。犬櫻、犬蓼の例なりといへるは、誠に然るべし。連歌の筑波集に傚ひて、犬筑波といふ俳諧の書も有。近古よりいふ俗語成べし。神人とは、此者もとより淸水の地主權現

の神祭に預るよし、又祇園會の神輿を守護し、頭を白布にて包み、棒を携て先導せるもの六人、次に甲冑を帶たる者許多行烈す。げに神人に似て、神人にあらざるなり。かく神事に供奉せるかとおもへば、又東西本願寺、佛光寺等御門主の葬儀には、此者、かの祇園會の先導の姿にて出たち、荼毘の事を行ふ。おもふに此愛宕寺近く建仁寺町西側今蛭子社の南方に、庶人の火葬所ありしさま、正保、慶安比の京繪圖に見ゆ。其頃は此種類、總て火葬の事を執あつかひしにや。是は火葬場につきての推量なり。國名を付ていかめしく、しかも平民とは婚姻を通ぜぬものなり。

○石犬の稱につきて思ひ得たる事有。九州には犬神つかひといふもの有。犬の靈を祭りて使令すと傳ふれども、是も其奇特をなすこと、神靈に似たりといふ意にてやあらん。出雲、伯耆のあたりにては狐持と稱へて、彼は何疋もちたりなどいふよしなり。其意に違ふ者には、とりつきて惱す事狀をきくに、全同じ。中原の者には敵することと能ざるも同じとぞ。

○國史に民夷と並べ、擧給ふ詔勅所々に見ゆ。民は平民なり。夷は蝦夷を諸國に分ち仕しめ給ふにて、後世に餌取といふ種類成べし。餌取を訛りて、今は穢多といふことは、前に擧るごとし。唐山には餌取の仕る所を、猺人洞といふこと、四分律に出たるよし、一友人いへり。

○一種の巫祝、祓祈禱方角占卜のことなどを業とせるもの、土御門家支配と標を出せるが、洛外などに見ゆるを、京師にては名目をうしなへり。近江にては是をしよもじといふ。應仁廣記に、洛北の地名に唱門師村あり。是成べし。山城名勝志には、二水記に、聖門師と書れたりとみゆ。是は唯音を借たる計歟。今も禁裏に役するものに、此名目有とぞ。然るに豐瀛陶庵といひし八幡の儒醫、このしよもじの文字を唱、文師ならん、巫祝を業とすればといはれしは甚理有。此類も國名をつき、刀を帶るも

有。しかも平民にあらざること、犬神人の類なり。此もの等、近江又攝津にも古塚あるあたりに住ゐせるがあれば、守烟何戸と式にみゆる其子孫にやと、或人はいへり。

○千秋萬歳は大和より出る者一種類なり。萬歳村有とぞ。河内、三河などより出るも其類歟。京師にては陰陽家の人小泉より出ッ。これは禁裏、仙洞、后宮など計へ參りて、世にあまねくはしらず。壽詞五段頗古雅にて、大鼓一調をもてはやすとなん。彼大和の者は、あまねく民間をもめぐり、舞ぶり詞がらもやゝくだりてけぢかく、十餘段小鼓もてはやすさま、世にしるごとし。因にいふ、彼唱歌にとくわかに御萬歳といふ詞、何ごとゝも知がたきを、或人いふ。とこ若にて、とことはに若きのいひなりと、又やしよめ〳〵京の町のやしよめといふこと有。これもやさめにて、艶しきめといへるなり。京の町のと重ねたるにてしるべしとなん。

○右の條を竹苞樓主にかたりけるついで、此ものはもといつ計よりおこりぬらんといひ出て、かたみに考たるに、彼人云、臥雲日件錄（右に出せる夢語集同作にて、日記なり。）文安四年正月二日の條に、一種乞食革歳首到ニ人家一歌ニ祝言ヲ。世號ス之ヲ千秋萬歳ト。前後相逐來ル。各與フ百錢ヲ云々。又御ゆどのゝうへの日記云、元龜三年正月五日、北畠のせんすまんざい三人參ると有と、おのれ云、勸進聖の歌合第一番に、千秋萬歳法師有リ。此時は法師にて祝ひ言して來りけるなり。又後成恩寺殿の御作源語祕訣に、末代に千秋萬歳などいふは、男蹈歌の餘風なり。後嵯峨院の御時にもはやりしことなりと書給へりといへば、彼人、げに世諺問答にも此よし見ゆといふ。同公の御作なれば然るべしなどいひしろひける。後又同じ人、或人考出せりとて示さるゝは、長明發心集〔割註〕私云、此書眞作にあらずといへども、時代格別後の物にはあらじ、」に、唐坊行因の條に、此人、眞言ならひ初ける比、師の大あじやりの心見んとや思はれけん。男に

ては物まねをよくし給ひて、をかしきかたに人興ぜられけりと聞つるなり。千秋萬歳し給へ。見んといはれければ、又こともなくうけ給りぬとて、經のつゝみ紙のありけるを、頭にうちかづきて、めでたくまふたりければ、云々。中略、又古今著聞集の興言利口部に、知足院殿大とのとておはしましける。侍を御かんだう有けるには、千秋萬歳をもちてはやさせて、其侍をまはせられけり。さる御かんだうやはあるべき云々。先々の證文は、みな足利家の中葉の時なり。此二件は北條氏執權の比ほひの年記なるべければ、やゝ先よりありしことなり。凡かくかりそめの事も基有て、それに付て搜索すれば、次第に明らかに成行こと、世に貨が貨を殖し、力が力をもち出すといふたぐひなりとをかし。

○京の四方に夙といへる一種類有。其所由をしらず。平民にはあらざるものなり。

○近江八幡にてもと有しことゝて、人の語りしは、醉人もろ肩をぬぎ、劍を廻して過るもの有。花子の長、非常をみめぐる者、或家の門にてみつけて、此劍を奪んとす。醉人はとられじとすまふ間、みるもの堵のごとくなれば、彼家のあるじ出て、花子の長を叱りて、吾門を塞げて何とするぞ。疾他所へ引連ゆけといふ。長、いらへて無理なる人歟、かく危き劍の下にて、我心にまかすべきものかはといふに、家あるじ息まきて、花子の身をもて、無禮なることをいふものかと、握りこぶしをもて打んとす。長も怒りて、我は其花子を治め、はたかくやうの非常を防ぐが任なり。貧者の身をもて、吾を花子とやはいふべきと、是も棒を引そばめ、打ばうたんず勢なり。其間に醉人は本性になりて、劍を室にし肩をさしいれて、彼爭ふ中に入て、さしもなきことに、さは爭ふものかはとあつかふを見て、つどへる人はみなどよみけりとぞ。つら〳〵思ふに、本末混じ恩仇定めなき事、亂世は論なく、治世といへども、人間の波瀾かくのごとし。一隻眼を豁開して、これに偏ず傍觀せずは、劍樹刀山俄然脚下に現

成すべし。危哉。おそるべき哉。

閑田耕筆 巻之三

物之部

○過し癸丑歳七月二十二日、攝津品槻の近邑農家の男兒、纔六歳にて馬を追て城下に出て、歸るさ道なる川に水出て渡るべからず。いかにせんと見をりける間、暮にせまりて、雨いよ／＼はげしければ、人かげもなし。童、大に叫び歎きしかば、馬やがて此子を喰へて、やす／＼川を渡り、むかひにして地にはなつといへども、闇夜に雨、篠をつくがごとくなれば、行べき方をしらざりしに、馬また先にたちて歩みければ、童も泣々綱を取て、つひに故なく我やどにかへりたり。むかへに人を出したれども、馬は間道を歸りたれば逢ざりし。さるにことなく歸りて、しか／＼のよしを語りしかば、家こぞりて限なくよろこび、先馬をもてなし、明る日、餅を搗て其邊の家々へ配りしが、其隣へ行たる士、その日聞て語られし趣なりとぞ。凡牛馬は人の勞をたすけて、世の爲有益の物なること、他の獸にまされり。疎かにあつかふべきかは。牛も舊主を見しりて、涙を流せし話、既に續畸人傳の評に錄せり。智も亦人にちかし。老て用る所なしとて、餌取の手に委て屠などは、其情牛馬におとれり。

○是につぎて人に近きものは犬なり。「おもひぐま人は中／＼なきものを哀に犬の主をしりける。」といふごときは、常のことにて、陸氏が手飼の類ひ、今もはた聞こと多し。こゝに其智につきて、おのがまさにしる所を擧ぐ。近江八幡にてある家に養ひたる犬、縣吏の犬を噛たるとて、大に怒りしかば、せんかたなく、西近江より柴賣に來るものゝ船にことづてゝ、彼地にやりたるに、二十日餘をへて、いた

く衰へ、毛もはげたゞれて歸り來り、陸地こそあらめ。船にてやりしものゝ、かへるべき道を、いかでしりけんと、皆あやしみけり。西近江は比良小松の邊、もし北へよりては古津、今津などいふわたりよりは、常に船かよふよしなるを、いづれの船にか有けん。此わたりより八幡への陸路、北に向はゞ、鹽津、海津をへて、三十里にもあまるべし。南へめぐらば堅田より大津、勢多をへて、二十里にもやゝ過たるべし。船路は五六里の程ならんを、かく遥に行めぐりて歸來たる事、奇といふべし。又人語をよくわきまふるがごときはめづらしからず。中にも彦根の傍南泉庵といふ尼院に飼たる犬、衆僧念經の時毎に、堂前に蹲りて、ともに聲をたてゝ吠ゆ。食時には同じく食を與ふればかけ來り、時をたがへずして喰ふ、唯形の異なるのみなりしと、そこに勤めし尼かたられき。黑谷勢至堂にありし犬も、同じ類ひにて、衆僧勤修の時、こゑを揚しが、是は二月十五日涅槃像のかゝりたるに向ひて、前庭に死したりしも、ふしぎなりしとぞ。

○兒島尙善醫士語られしは、京師より丹波路を經て、播磨に歸る山中にて、うち向ふ所物騷がしく、何ならんと見れば、猿どもあまた集りたるが中に、藤かづらやうの物にてあみたる、畚のごときものをするゑて、かはる〲たちより、菓などあたへなぐさむるさまなり。內には老さらぼひたる猿、ほのかに見ゆ。子うまごども是につかふるとしられて、みづからも母の親もたれば、こと更に感じて、かへるみちのいとゞいそがれしとなり。形人に近ければ、其情も亦近き成べし。されば是を畜もの、伎藝を敎れば馴てよく起舞せり。

○山獸の中には、熊は人に馴安きものなり。華山のさき、牛ノ尾道と三條への別路に、菓賣女のかり初に出居るが、熊の子をつなぎたるを、おのれ立より見て、其菓物を買て、熊に與へたれば、女らまい

と申せといふ聲に隨ひて、うなりたる。いかにもうまい／＼と聞ゆ。幾度も同じ。伊吹山よりいまだ乳をのむものを、人のとらへ來るを買て、初は物を嚙てあたへしに、今は三とせになれりといひしが、猶小なりし。旅人來あひて、是は大きにして觀場の料に賣んとにやといひしに、女いなかく養ひて何かは賣べき。生涯飼ひぬべし。もとより是がために、物買ふ人も多しといはれて、旅人は得ものいはざりき。殊勝のこたへなりと、思ひてわすれず。

○年毎に洛北今宮の御旅所、四條河原の納涼などに出る奇獸異鳥の類さま／＼なり。浪華はまして是を賣買もの多しとぞ。其人語につきて、伎をなすこと見ぬ人に語らば、うけがはじとおもふ計なり。其中にわきてあやしかりしは、二十年前、形象蝙蝠のごとくにて、大きなるものを、ごふ鳥と名付て見せし。つかふもの〻口に付て綱を亘り、或は身を飜轉す。又近き頃、水豹とて見せしが、海獸にて、たとはゞ鼬の色象に似て、大さは鹿よりもまさるべし。魚を喰せて味やといへば、あと答ふ。今一ッ欲きやといへば、手を動して、小兒の物乞ふさまをす。水ぶねに入て物喰しむる所は、板を張たるに、魚を見すれば飛登り、身の尺長けれども進退自在なり。これらの物、物品の學びある人はよくしるらんかし。此外がらん鳥と名付て鵜鷀を見せしが、頷下に袋有て、數升の水をのましむるに能收む。たゞし面赤くなり、眼をはたらかして、頗苦しむさまなり。川澤にてかく水共に吞て魚を取となん。其水は吐出せり。指揮せるもの〻言に從ひ、進退せる抔、教ればをしへらる〻ものなりと感じぬ。教に從はぬ人は、げに鳥にだもしかずといふべし。

○うづらなるものには、豪猪、やまあらしと俗名せるもの、是は本草、又、和漢三才圖會などにも出たるこ遊はず、惣身管をもて作れる簑を着たるがごとく、色は上黑く下白し。動く時はさわ／＼と音

す。又駝鳥いふもの、凡鷹の形象て大に、足は馬のごとし。是は右の書どもに見えし形とは異なり。求歡鳥とて見せしは、秦吉了なりとか。鵯鳥よりも大に鳩より小なり。色は眞黒に光あり。言語至十二三計の童の聲にて、人敎へねども、戯場の隣にて、かしこにて人をよぶ聲をたゞちにうつしいふ。敎る言はもとよりなり。從 人の知る鸚鵡のたぐひにあらず。其音さはやかなりき。形も大に異なり。又右のがらん鳥を初て見せし後、似たる名を付て、からくん鳥とてみせしは、實名何なりけん。色あひなどさだかには覺えず。うつくしきものゝ、いと大なるが、尾を團扇のごとくひろげて舞ありきし。凡五十年計に成ぬらん。此外奇物數十年の間、見もし聞もせしを書もとゞめねば、大かたはわすれつ。海山の廣き、國々の多き、さま／＼の物出るかし。

○珍禽奇獸國不畜は古の誡、異草靈木も亦同じ。瑞祥を獻じて君上の喜をむかふるも、是が基成べし。凡人は眼馴ぬものをとうとむの習ひ、和漢同轍にして、有來れるは多きが故にいやしむ。世にもし鷄といふものゝ稀ならんに、頭に紅冠を戴き、身には五綵を備へ、晝夜時を報ずるといはゞ、深谷海島の遙なるをもいはず、是をもとめて數百金をも惜まざらんを、常あるからに物ともせず。異國の人は、日々の食料にさへ充めり。又猫といふもののなき世にて、たま／＼見る人有て、虎の形して小に、人に馴安く、其能はよく鼠を捉といはゞ、いかに得まく欲せん。あるは世にあるものといへども、すこし異なれば、是を賞してやまず。此頃平地木の實の色異なるを貴て、世人狂せるごときはいとあやし。いかに奇なる色なりとも、梅櫻はさらなり、草花のうるはしきにたぐふべきかは、まことに吾心にとはゞ明らかならん。又鶯なども、聲の引色三光の囀などいひて、親鳥を撰みつけ子とて、かれがこゑを學ばしむとか。これも舊としの内に聲しどろなるより、やう／＼日影のどかに成行につけて、う

ちとくる音をおのれもうれしげに、枝うつりして遊ぶさまは、籠の内にさびしげなるにはいづれ。さるをこれは野鳥といやしみ、飼鳥の音あしくなるとて、竹棹などもて追やらふ人もありとなん。畢竟世の風に乗ると、價の貴きにまどふならしやは。あるは耳目の翫びにはあらで、利を求るがために、他の好みを射るも多しとか。士農工商各其業あるがうへに、かうやうの小徑によりて利を謀るは、論ずるに足らねども、また大息せらる。

○飼鳥を好む人は非にして、飼るゝ鳥のやうを知る人にきけば、奇特なるものなり。巣ながらに畜れて、籠の内をおのが所とし、山野の廣莫なるをしらず。子鳥の時は、付親の音を大事と聞うけんとす。親鳥と呼れては、子鳥あまたつどへるを、門弟子のおもひをすらん。先音をたてんとしては、能餌をしたゝめて後、あるはしばし休らひ、心をしづむるさまにて鳴出るが、甚つゝしみて、引色までまさしくくり返り〳〵教る趣なりとぞ。人は教るもまなぶも、利欲といふものゝ病になりて、其正を得ざるも多きに、小鳥の振舞感ぜざらんや。

○あとりといふもの、過し寛政七卯年、秋冬をへて明る春まで、嵯峨天龍寺の林に群飛す。都下の人も亦群聚して見にゆけり。此鳥は諸書に出。其時、人に問れて、考る所略左に擧。

日本紀、天武天皇七年、獦子鳥蔽レ天、自二西南一飛二東北一と出。和名抄に、辨色立成云、臘觜鳥、阿止里、一名胡雀、漢語抄云、獦子鳥、上同、和名同 自註曰、今按、兩說所レ出未レ詳。但本朝國史用二獦子鳥一。又或說云、此鳥群飛如二列卒之滿一レ山林一。故名二獦子鳥一也。袖中抄に、「あまたゆひゆたひたゆたふ雲間よりきこえやすらんあまどりのこゑ。といふ歌を出し、あまどりとは、空の雲の中に住て、大かた人にもしられぬ鳥なり。其鳥、六月晦日七月になる程に、雲の中に巣を作りて子をうむが、風など吹て雲いたくさわ

ぎて、其巣破ぬべければ、わびてなくなり。其時計ぞ、世の人鴉聲をもきくと、或書にかけり。まことゝも覺えねど、古双紙にしるしたれば書載るなり。但和名抄には、胡鷰とかきてあまどりとよめり。又あとりともよめりとて、右に引所の和名の文を出されたり。今按るに、和名抄の胡鷰は別物ならん歟。別條にて、兼名苑注云、鸗有二胡越二種一。楊氏漢語抄云、胡鷰子阿萬止里(アマドリ)とみゆるを、袖中にひとつにして擧られたるは覺束たし。もとより雲中に巣を作るなどいふ、双紙の說は論に及ばず。さて又萬葉第二十防人が歌に、國めぐるあとりがまけり(マカリノ轉語なり)行めぐり歸り來(ク)までにいはひてまたね。といふを、仙注には、あとりは我一人なりといふ。あれひとりの略語とおもへる成べし。これを代匠記には、猿子鳥とす。尤從ふべし。貝原翁大和本草にも、猪子鳥をもて名とせるは、いまだ出所を詳にせずとて、事は右の日本紀を引かる。猶他書にも見ゆべけれど、予はおぼえず。

○慈悲心鳥といふものは、下野の黑髮山にあり。〔割註〕日光山なり。此鳥の形狀鵯(ヒヨドリ)のごとく、羽は鼠色にして尾長く、足と嘴(クチバシ)は黑し。聲勝れて高く、夏の氣候に入ば、晝夜ともに啼と、百井塘雨筆記にしるせり。此人は、足跡天下に周き人なり。」さるに其宮に仕まつる鵜川氏、はからず比えの山にても聞つけしと語られしかば、栢原瓦全なる人、彼ますほの薄をとひにまうでし登蓮法師が昔にならひて、やがてふりはへて、比えにのぼりしに、比は水無月計、唯老の鶯、駒鳥などの聲のみなりしかば、口をしながら諸堂ども拜みめぐり、暑さに汗あへてこうじたれば、よしや今はとて下りしに、水呑みと云人舍のほどにて、ほのかに聞つけたり。あはやと心をしづめ、耳を澄すに、十聲計淸らに鳴つゞけたる、うれしさいはんかたなかりしといへり。はじめ修學院にて或僧をいざなひし時、「慈悲心となくてふ鳥を尋ねゆく道しるべせよ法の衣手。とよめりし、因に、人々にも歌勸めぬとかや。おの

れもこはれて、慈悲心と鳴聲きけば鳥にだにしかぬわが身のはづかしき哉。とよみておくりぬ。比えに詣る人は、心にかくべきことぞ。又佛法僧といふ鳥も、同じく鳴聲につきて名付たる類なり。高野山に名高きは、大師の性靈集に見えしが本なり。後夜聞ニ佛法僧鳥一と題せられて、寒林獨座草堂曉。三寶之名聞ニ一鳥一。一鳥有レ聲人有レ心。聲心雲水倶了々。玉串正視云、此詩を梅村栽筆といふものに評して、性靈集中此詩尤好なり。またいはく、高野山にあり。下野國日光山にも有と、藤原敦光の書る縁起にみえたりと記せるとぞ。又高野山通念集に、佛法僧の鳥のことは、靈窟の閑林の内にて、曉がた一夏の間啼となり。雄、佛法となけば、雌、僧と聲をあはすなりと見ゆとかや。此二書は、予いまだみねども、他の説による。又古歌にもよめり。「吾國はみのりのみちの廣ければ鳥も唱ふる佛法僧かな。また「うきことをきかぬ太山の鳥だにも鳴ねはたつなみつのみのりに。また此ごろ或人の筆記を見れば、靈元法皇の御製御集に有とかや。御詞書、佛法僧の巣をつくりたるを見て、「聲をきゝ姿をいつのよにかみん佛法僧のありし梢に、此巣はいとめづらし。いづこより採きて、叡覽に入けるにや。京ちかくにては、松尾によめり。是につきて一話あり。近古に京師に名ある醫師を夜更て迎ふる者あり。かねて相識人の名をいひたれば、速に輿に乗しを、頓て物にて押つゝみ、數人て圍いづこともしらず勾引し行ぬ。さていと山深き所の大なる家の内に舁いれ、家あるじとおぼしき者の金瘡を療ぜしめ、藥をこひて後、あつく謝物をあたへ、また先のごとくかこみてかへしたり。いかさまにも賊の隱れたる所とおぼしく、ものをも得たるからに、默してはあられず、官に訟たれば、時の京兆尹板倉侯、其所のさまを尋給へども、東西をもわきまふる所なかりし旨、上の件をのべけるが、唯一つめづらしとおぼえしは、佛法僧と鳴鳥有しとまうす。侯さては松尾成べし。松尾に此鳥をよめる古歌ありとて、速に吏をつかは

して、彼山深くもとめさせ給ひしかば、はたして賊の所領居りしとなり。これは新六帖に、光俊、「松尾の峰靜なる曙にあふぎて聞は佛法僧啼。といふ歌たるべし。今は彼山にて聞たるといふ人なし。絶たるにや。又下野那須の雲巖寺に、此鳥あり。及び慈悲心鳥もありと、播磨玉拙法師話せり。

○雀の子飼は、よく人に馴るものにて、放飼にするに安し。或は人の肩に登り、懷にも入り、又庭の樹木にも遊ぶ。苦しげも見えず、よきものなれども、あまりに馴て人の足もとにまとひ、あやまちて踏殺すことのあるがかなしと、人いひき。此飼雀に、ふと酒糟を喰せたれば、頓て死たりとか。さらば雀には限らず、鳥類には大毒なるか。人の心つかぬことなり。

○雀字、大雀尊と古事記に書れしごとく、さゝは古訓なるべし。さゝとは少き事なり。本艸綱目時珍說、上ノ少は共容につき、隹は短尾の鳥を稱する字なれば、合せて雀字を作るといへり。後世さゝと稱へず。すゞめと訓ても、少き事に用ゆ。すゞめうりは、ひめうりともいひて、王爪の類なり。すゞめの鐵炮といふは、看麥娘といふ草にて、皆少きものなりと、一友人話せりき。

○和漢同物にて、名つくる所も同じきもの有。狐の鎗と俗名せる草は、かなたにて夯鉾といふとか。鉾も鎗も同じく形によりていふなり。此類許多あるべし。燕麥とは麥に似たるものにて、杜詩に出づ。俗名茶ひき艸、西どちともいふよし、西どちの義はしらず。茶ひきとは、穗を爪上に載ればまはる故とぞ。小兒は、ぎいといふ。是も引ばなるの義なりと聞り。これらはみる所によりて、心々に名づけたり。おのれは物産に暗ければ、纔にきく所を擧ぐ。

○常見きくものも、古今の名異にして辨へかたき故に、和歌者流など、傳授祕說などいふこと多し。しられぬとはしられぬにしてさし置も、何の咎かはあらん。しひて明らめんとて、牽强附會するはい

かんぞや。或は今古の間疑はしきことも有。光俊朝臣の歌、「山深みいつよりねぶと名をかへてからかの木には人まとふらん。といふは、六帖に、一書は咲よるはこひぬるからかの木君のみやみんわけさへに見よ。萬葉に合歡花と書り。わけに我なり。「わぎも子がかたみのからか花にのみ咲てけらしもみにならぬかも。萬葉にはけらしもをけだしもとあり。といふによりて、よまれしなるべし。さるに此二首、もと萬葉集に有て、合歡と書、ねふとよましむ。今も亦ねふといふ。六帖撰の比のみからかといひたるや。たゞしもし古訓からかにて、後にねふと訓じたるもしるべからねど、初の歌合歡花とあるからは、ねふの花とよむべし。光俊朝臣は、たゞ六帖にのみよりて、萬葉集を考られざりける成べし。又案ずるに、もしからはかふの誤、合字の音にて、かは歡ノ字音、くわんの約、かんのんを省きたるにてやあらん。然らばいよ〳〵萬葉集の古義にはあるべからず。

○戴叔倫が盧橘花開楓葉裏と云詩の、三體詩に見えたる註に、廣州記書云。盧橘皮厚氣色大如柑酢。夏熟。土人呼爲壺橘。又增注、盧橘即枇杷也とあり。又正字通橘條を見るに曰、或云、金橘盧橘也。蘇軾誤以盧橘爲枇杷。陶九成始疑之、以廣州之壺橘爲盧橘。とあり。白香山の律詩に、盧橘實低山雨重、栟櫚葉戰水風涼、とある對句をもてみれば、是も夏熟するものとす。然るに和歌者流にて、盧橘の題は、唯橘をよむこと流例にて、花を主とし、右の義には愜はず。たゞし其中、堀河院初度百首、神祇伯顯仲卿の歌に、「吾園の花橘の色みれば金の鈴をならすなりけり。といふは、夏熟の說にあへり。又永德百首に、「此ごろは實さへ花さ同じえに並べて見つる軒の橘といふは、珍らしきよみやうとはいへど、世の常の橘柚花落る時、やがて少き實生れば、不審なきにやと、或人はいはれき。

○近江蒲生郡奥島より、每歲霜月朔日に禁裏へ獻ずる牟倍といふもの一奇品なり。延喜大膳職式曰、諸國貢進

菓子、近江國、郁子二輿籠、と見ゆるものなり。黒川道祐の日次記事に說あり。曰、今考、所獻之物、通草之實而、其氣味形色與郁核子大異也。按土人以此獻物不稱名。專謂御貢。御貢與郁核、倭語相近。故誤稱通草而謂宇倍者乎。以枯柴造小籠盛。其體存朴古。（按、以枯柴造小籠とは誤也。其圖左に出す。）或人、此黒川氏の考を論ぜる書入有。曰、按、順和名抄云、郁子、和名牟閉、今覩近江國所獻之物、乃野木瓜實也。和名止幾波阿計比、又名牟倍。凡貢物和訓皆稱牟倍。即於仁倍之轉語也。此物近江自古有。故爲貢物來。故稱之牟倍。特不此物名之。貢物之惣稱也。順誤以郁子當牟倍。〔割註〕私云、順の誤にあらず。式に見えたる所、上に擧るごとし。」蓋野木瓜、通艸形狀相類。故道祐以之爲通草子亦誤也。是論誰なろことをしらず。閑田子曰、これは奥島の内王之濱といふ所に生ずとなり。さと人は、某王の此所にて飢させ給ひし時、奉りし例といふ。其王誰とさだかならず。王之濱の名あれば、いづれにも帝王のおはしまして、おものに奉りし成べし。今彥根侯より牟倍田といふ除地有て、其費用に充らる。人夫禁中へ持參る時は、黃衣の上計を着る。京極宮の諸大夫生島家より執奏し、釆女口へ差出せば、長橋より青銅貳拾疋を賜ふ。（閏月ある時は三十疋となん。）又生馬氏へも同じさまにて贈り、且近江表拾枚を附す。此家にて酒食を與ふ。近年は夜宿をもせしめらるゝとなん。其盛所の器、古朴にて面白きものなれば、左に圖す。式所謂輿籠の遺製歟。又彼奥島に傳來せる所の文書を示す人あり。依てこゝに寫す。

近江國蒲生郡奥島庄内薗供御人等申。任先例此非分之課役可專調貢之由被聞食事、可令下知給之旨、

天氣所候也。仍言上如件。俊秀、誠恐謹言。

郁子ノ菜
進上
折
貮合
下司
奥くろ
葉数三四五
四千拾八
十六紙
内ニ杉の葉あり
葉の内ニ檜葉を布
其中ニ郁子を置
四脚
葉ニて作ル結目十二
但同月ある年ハ十三

十一月廿一日　　　　　　　　　　　　　左中辨俊秀達

進上　尹大納言殿

嘉暦元年十月八日　　・　　加賀守　在判

三位註記御坊

此正文は義卿がもとにあり

嘉暦元年十月十三日　　　　　圓意　在判

預所在判　奥島庄下司殿

○まきもくの檜原もいまだ雲ゐねば小松が原に淡雪ぞふる、と云歌を、六帖にくもらねばと誤り、其まゝにて新古今集にも入らる。されば解むつかしきにより、新古今集中祕歌の一種とする說も聞ふ。逍遥院殿も檜のくもるを日にかけ給へり。萬葉集の雲ゐねばは、後代のてにはにては、雲ゐぬにといふ意なり。集中の歌に例あまたあり。

○薩摩がたの鬼界ノ島、屋久島、兀了島の内に、をかたまの木といふもの有とぞ。其屋久島より得たるもの津國灘吉田氏に祕藏す。花は紫瓣、黃蘂、實は橘柚ノ類となん。是往古よりある物歟しらねど、聞まゝに記す。或は祕書と號て心得ぬことのみ書たるものに、古今集のをがたまの木は、御賀玉とて、いはふことに用ゆるものゝ由かけるは笑べし。物名の歌、「みよしのゝよしのゝ瀧に浮び出るあはをかたまの消と見ゆらん。といふさへ賀のものには似つかはしからぬに、まして墨滅のうたには、「かけりても何をかたまの來ても見んからはほのほと成にし物を。といふは、類ひなくいま／＼し。それがために墨滅なるべけれど、元來賀に用ゆる物にかくよむべきものかは、もとよりをおのかなの違もわきま

へぬにや。

○もゝちどりは、よろづの鳥の春に時えて囀るこゝろ論なく、萬葉集にてわきまふべし。後世にも逍遙院殿の御うたに「百千鳥さえづる中に新玉のとしの初ねはうぐひすのこゑ。是にて惑說は破るべし。

○われからといふもの、小きゑひのごとしと袖中抄にも見ゆ。越前、若狹、丹後わたりの方言には、ありからといふ。尺なぎといふ物に似て、凡一寸計の赤きものなり。わかめの類の藻につけり。わかめ賣女どもに、ありから多く付たりと咎むれば、ありからくはぬ上人もなしと申すとこたふるよし、村井古巖かたれり。

○又同じ人の話に、しのぶの形は今川了俊の言塵抄に圖出ぬ。是は加茂眞淵の說に同じく、風蘭の形して、うらに星あるものなり。忍ぶ摺の狩衣といふは、小き水玉のごとき形を摺りて、彼うらの星になぞらへたるものにや。其子細は鷹經辨疑論、鷹尾にしのぶのふといへるもの有り。これ水玉の小きものなり。これをもておしてしるといへり。

○伊勢物語八橋の段に、水せく川のくもでなれば、〔割註〕今本に水行とあり。眞名本にせくとあるものよしとぞ。」といふを、加茂氏の解に、蜘の手のひらきたるやうに、右左へ枝川を取て、川へ水を入るためにす。されば橋を八ツわたせるなり。といへりとて、其圖をも出せり。さるに今燈臺のくもでといふは、十文字を斜にしたるものなり。是もふるくよりいふよし、同じく古巖の考に、初瀨寺の緣起に、ろノ字を上下に置て歌よめる者に女を與んといふ人有しに、其女を戀て觀世音に祈申ければ、示現まします歌にて、「轆轤ひく遊ひのつなの行かへりくもでに物を思ふ比比。と見えたるも、右十字ノ斜なるをいふべし。又平家物語に、大納言成親卿を取籠し所へ、小松殿とひ給ふ條に、くもで結たる內に取こめて

とあり。是も木を違へて打かこみたるなれば同じといへり。畑橋洲もまた説あり。曰、くもではくむ手なり。手をくみたるごとくやり違へたるをいふ。蛛をくもといふも、糸をくむの義なり。又雲をくもといふも、くもるにて、くもるはこもるなり。義は別なれども、言のためしかくのごとしとぞ。尤面白きかうがへにて、古巖が證文をてらすべし。

○又古巖の考、槻弓は槻の若ばへにて作るべし。京極黄門の歌、「けさみれば弓きる程に成にけり植し岡べのつきの片えは。拾遺愚草に出づ。此木は堅くさくゝて、老ては弓に作りがたしとぞ。

○又同話に、武藏鐙さすがとつゞきたるを、契沖師の考へ、鐙さすと計りうけたるとす。然るにさすがとは、鐙の上の輪の中の鋏をいふ。今はさすがねと誤る。武藏鐙は、此かねみじかくて、左へも右へも心のまゝ掛かふべし。㋣形如此。今の製は此かね上にとゞきたれば、かたく一定す。㋑かくのごとし。さすがにかけて思ふの詞も、左右せるにて、武藏鐙の所詮見ゆといへり。

○和田一類酒宴せしといふ盃、今鶴岡の神庫に納りたる物を、或人うつして、事故を記すべくもとむ。今をもて見れば、古雅なるからに、左に圖す。予が記は、

　このさかづきは建久のむかし、和田のしぞく、大磯につどひて宴しけるをりに、めぐらしたるものゝ、今なほつるが岡の宮居に納りたるを、露たがはずうつせるなり。作ざま、繪つけのやうなど、實もむかしおぼえて、きゝうなるうへに、彼宴には曾我の十郎、虎ごぜとゝもにたちまじり、弟の五郎が[illegible]猛かりし事など、世の語り草にて、いよゝ此杯の光をそふるといふべし。

鎌倉和田盃圖
亘り四寸九分
深サ六分斗
裏上底亘り一寸六分
深サ五厘

○木綿は今世稀なるが、阿波國麻殖郡種穗忌部神社の神主より、神祇伯の御家へ年々參らす例なりとぞ。麻殖郡の名も、是による成べし。此社、所レ祭神天日鷲命、天太玉命、栲幡千々姫命、長白羽神、津咋見神等なりといふ。古き由緒あるにや。木綿は常の麻より白くて脆きものなり。

○海龜は尾のふさやかなるものなり。おのれはりま高砂の沖にて、水中にをるを見たり。守與和尚の話に、このもの岸に登りて卵を産み、身をもてよく地を堅めて、人しらぬやうに搆ふ。人も亦はゞかりて是をとらず。取れば祟りて、其年漁りても魚を得がたし。龜は龍王に次て、海中に勢ある物なればとかや。さて彼卵を埋みたる所の遠近をとめて、其年の波の高と低を占ふ。又童など、もし彼卵を取ことあれば、是をもて脱肛を療するに妙なり。味噌汁に調して喰へば、數寸脱せるも、即時に收りて、其勢ひ病人も自おどろく計なり。時にやゝ痛めども、收りては後患なしとなん。

○同じ和尚、備前の下津居より船にて、丸龜へ渡る海上、丸龜近くなりて、遥むかひに五尺計なる黑き水尾つくしみゆ。さも深かるべき所に、いかに長き木をうちこみて、かく見ゆる計にやとあやしくて、船頭にとはれしかば、船頭見て、あれは大龜の首を出したるなり。空曇なく海のどかなる日は、かく首を出し、あるひは全身をも見す。昔より大小二龜住て、大なるは廿疊敷のほどもあらん。小なるもさのみは劣らず。このものゝ住るが故に、こゝを丸龜とは名付たりと語りしとぞ。

○龜の呑經といふこと世に傳ふ。おのれは正に聞たり。誠に程拍子よく音の堅き鉦を打ごとく、初は雨だれ拍子にて、次第に急に、俗に責念佛といふごとし。又鼈をすぽんといふも、其鳴聲によれり。是は間遠にすぽん〳〵といふ。昔夜に及びて聞り。

○龜尿は小兒の龜背を治す。是を取には、漆器にのせ、煎餅やうのものを喰せ、覆置ば、一時餘には

小猪口に一盃ほど泄ると。試たる醫師の話なり、又或人云、朱漆の器よし。あるひは龜に鏡を見するもよし。蝦蟆の油を取るも同じ。是は己が影におそれて、尿し油をも出すなり。人のおそるゝ時、汗を流し尿するも同じ理なりとぞ。

○鼈を薬用にすべしと醫の教たるに、其人、殺すに忍びず、鼈にむかひて、其由をいひ含て放たるに、其病はたして愈たりとなん。此類の話あまたあれど、これはおのれしる人の、浪花にて交たる人、此事をなし此驗を得たりと語りし旨なり。病は痔疾にてありしとなん。凡鼈は執念深きものにて、折ふし奇なることも聞ゆ。中京の者三人、鼈を喰んといひ合せて、それ賣家へ行たるに、中に一人門をさし入より、俄にわれは喰まじといひしに、二人も亦、げにとて連立て出たり。さて歸るさ、なぞ俄に喰まじき意には成たるやととひしに、其男身を戰栗て、我立入て見れば、鼈、火爐によりて寢たるが、あやしくて能見れば、亭主なりしほどに、おそろしく成たりといひしに、二人もそよ我々も同じことにてありしに、吾子喰まじといひ出しかば、うれしくて速に應じたるなりと語りあひ、此後は永く此物を喰はず。是も正しきことなり。

○龜を床下のさゝへ物にしたるに、年をへて食ずして能生をたもちけること、史記龜策傳に見ゆ。又中山三柳の醍醐隨筆に、蜈蚣を誤りて祈禱の札の下へ、針もて打付たるを、其札を取拂ふ時見付たり。札の年號を見れば、二十餘年を經たるに、死でありけることを記さる。此類ひにて、今は四十年にも成ぬらん。中京に眞魚筋を負る鳶、常に飛ありきて、人皆見しりけるが、年をへて其柄の木は朽て、刄はさびながら猶見えし。是ははじめ人の魚を調する所へ下りて、其肉を取んとせしを、やがてもてる眞名筋を打たてしに、それ負ながら飛さりしなりとなん。是も同じ類なり。苦痛にあらめども、死生に

心なきゆゑに、かへりて死せざる也。莊子に、所謂醉て車より墮る者に、なやまぬためしたらん。東近江にて、小兒が竹林に入て、誤て竹の切株の尖にて横腹を刺、腸數尺出しを、予が識る醫士、腸を收め縫て、故なく平愈したり。大人ならば心先へ勞して堪まじきに、小兒なるが故に生たりと語られしも同じ理なり。まして畜類は鶴の首の長き、龜の穴を出入する類ひ、能長壽をたもつは、數屈伸而導二引精氣一。身を損じても重きを負ても堪るは、此道理ならん歟と、或人はいへりき。

○大隅の人の話に、鬼界島、大島、とくのしまなどに、はぶ文字はしらず。といふ蛇ありて、太く長きものなり。人をとらんとしては、竪になりて其齒をもて、人の頭にても身にてもうつ。うたれたる所、毒氣にて腐れり。手などなれば、其うたれたる所を切捨つ。然らざれば腐惣身にめぐりて死す。又、はぶつかひといふものあり。其島々にて惡事をなせるもの、陳して善惡わかちがたき時、其咎ある者を咎なきものと共に車座にして、彼はぶつかひをよびて、はぶをはなせば、必咎ある者をうつとなり。常にも此はぶにうたるゝは、よからぬものなりとかや。然らば交趾の象を用るに似たり。さるに此蛇を見付れば、必打殺すといふは心得ず。人の善惡を知りてうつものならば、正物といふべし。

○章魚の内に、あるひは蛇の化するもの有といふ。ある人の話に、越前にて大巖にふれて尾を裂たるが、つひに脚に成たり。其間、時をうつせしといへりし。又使し僕も彼國の者にて、是は山より小蛇あまた下り來て水際に漬り、小石にふれ、漸々に化して水に入たりといひき、彼邊にては折々有事ならし。

○薯蕷の半鱓魚に化したるが、彼薯蕷の分折したれば、生氣出ずやみたる物を、まさしく見たりといふ人ありき。谷川の岸の自然生の芋、水に漬りて化するとぞ。鮠魚とて鮎のごとき魚も、竹の水にひた

りて化すといふ同じ類ひなり。

○狐を稲生(イナリ)明神の使は　めといふこと、古書に見ゆる所なきを、或書に、御食津(ミケツ)の神といふ。稲生の神の本號なり。　訓に三狐と付たりといふ人ありき。狐はきつねといふのみならず。くつねとも、けつねともいふ。詩經の古訓　は、くつねと見ゆ。いなかにては大かたけつねといふ。昔はけつねとのみ稱(トナ)へしにや。或書は何にか。おのれ彼是考ふれども、いまだ見あたらず。稲生の社、今下の五神合祭の神供殿は、常のごとく狛犬にて、上段の三神をいはへる社は、白狐を狛犬にかふ。是も彼訓よりおこれりとぞ。されば世人狐をつかはしめとおもふのみならず。狐もまたしかおぼえたるべし。諸國より番狐といふもの、この山に來りて穴に住り。大かた夫婦すみて、もし女狐姙身の時は、別に産屋の穴にて子を産り。しかも其子をいづくへうつすや。山に住(ム)はたゞ夫婦のみなり。又番の年限りあるや、時有てかはるとおぼし。あるひは田舎よりわが里の狐殿番に參られたり、いづくにあるゝや逢たしとて、來る人もあり。夫は穴を敎てやる。其子細はかつてしらずと、彼御社の神官たちはいへり。又此番狐の外は、野狐一疋も山中に住ずとなん。又狐付は此社中へつれ來れば、大に恐れて必去るとかや。都鄙ともにあるひは狐の所望、又さらでも稲生とて狐を勸請する時は、必この神官の家々に、勸請の璽(シルシ)を請ふ。いにしへはししらず、今世狐の本所とするは、まさしき事なり。

○淡海八幡の近邑田中江の正念寺といふ一向宗の寺に住る狐有。其寺のために火災などふせぐことはもとよりにて、住僧、他へ法事などに行時は、守護して行とか。人の眼には見えねど、或時、彼僧のはける草履に、ものをかけし人有しに、歸りて後、もの陰より人語をなし、吾(ワレ)草履の上にありしに汚(ケガ)せりとて大に怒(イカ)りしを、住僧、夫は人の眼に見えねばせんかたなし。怒(イカル)は無理なりとさとしければ、げにと理に

伏せりとぞ。此狐の告し言に、凡吾黨に三段有、主領といふは頭にて、其次を寄方といふ。其下を野狐といふ。人に禍するは大かた野狐なり。然れども吾下の野狐にあらざれば制しがたし。所々に主領有。もし他の主領の下の寄方、もしは野狐にもあれ。是を制すれば怨をうくること深し。一旦の怨永世忘れざること、人よりも甚しといへりとなん。是は狐つきのことを、彼寺にたのみてとはしめし時、こたへし言とぞ。凡物をとはんとおもへば、書付て本堂にさし置ば、其答をまた書て見す。人語をなして答ることも有。形は見せず。凡住僧を敬することは、君のごとくす。ある時、官を進むために、金の不足せるを助力せられんことを乞ふ。住僧うけがひながら不審して、其もとの金はいかにしてもてるやととはれしに、本堂の賽錢の、箱に入らずこぼれたるを、折々に拾ひ置しなりとこたへしとか。常に本堂の天井に住りとなん。さて此狐に限らず、官に進むとて、金を用るよしの話ども聞るにつきて、稻荷の神官に、其金の納る所をとひしに、かつて知人なし。彼等が黨にての所爲ありや。しられぬことなり。

○江戸増上寺内の寮舍に、狐の小祠ありしかば、初午に近隣の僧衆を招きて、酒飯などもてなさんとす。既に膳具調ひて、先小祠に備ふべき折しも、住僧は法衣を脱したれば、新に來たる僧に備へものを托し、法施をもせられよとあつらへたれば、うけがひて事濟ぬ。然るに明の日、其寮中にある一僧の少しおろかなる人、玄關に居れる所へ、烏帽子裝束したる人來りて、たのみたきこと有といふ。何事ぞといへば、年來吾住る小祠へ辨天影向し給ひて居がたし。別に小祠をかまへ給はれと、寮主へ傳へ給へといふ。何心もなくうけがひたればさりぬ。さてうち忘れて、二三日を經たるに、再び來りてなぞ傳へ給はらざるとうらみしかば、おどろきて速にかくと告たりしに、寮主あやしみながら思惟して、

彼初午の日、膳具を托したる僧の所へ行て、何と念じて法施ありしやといふに、辨天と心得て拜みたりと答ふ。初午に辨天を祭るべきやはといへば、實にあやまてり。社の故にふと辨天とおもひしなりと笑ひぬ。さりければ彼あつらへしまゝに、其傍に又祠をかまへて、勸請の式など行ひしに、程なく彼烏帽子きたる人、もとの僧の居所へ來り恩を謝し、そこの終身は衣食乏しからず守護すべしといひてされりしが、寮主の檀越のうちに、此事を聞し人、此僧は無我に正直なる故に、此奇特をえたりけりと感じて、平日衣食を供養せしとなん。是は守興和尚、江戸留學の間の事にて、正に見聞しとなり。予思ふに、神を祭れば神いますこと疑ふべからず。辨才天と念じて法施せしからに、靈狐、所を失ふ。鬼神を祭る人、必思ふべき事なり。

○又同じく和尚の話に、是も增上寺にて、卽和尚留學の寮の傍輩の若僧に狐つきて、其所作、女のふりに成ぬ。さて主僧にむかひていへらく、吾は隣舍の庭に小祠ありて住しものなるが、寮主、祠をこばち捨られしかば住べき所なし。あはれ御庭にかたばかりの物をしつらひてたばへとこふ。主僧うけがひて、其從來をとひ、はた名もありやととふ。答てもと洛西久世の者なり。數百歳の先キ此地に來り、名は花崎と申なりといふ。然らばみづから名をかくべし。それを鳥居の額にせんとあるに、物書ことかなはず。されども手本を賜はゞ、書さむらはんといふまゝに、花崎社と三字書て與へたれば、それを見てたゞちに書たるが、書たる所は寮主の手にまさること遠し。さて又こふらく、月の朔望には一飯を與へたまへ。吾は喰に及ばずといへども、眷族どもの爲に施すなりといへり。一盃の飯をあまたに施し、はた一月に兩回にて足り、みづからは喰に及ばずといへる、皆あやしと詰問せられしに、人間には異なりとのみいひしとかや。小祠成就し、彼書るものは額にして、今も有となん。凡少し物よみ理

屈などいふ人は、狐狸の付托すといへばうけがはず。それは狂亂なり。癇症なりなど笑ふも多し。吾智の限有をかへり見ず、事物の理を究めたりとおもふは、かへりて笑に堪たり。人は人の良智あれば、物は物の業通有。予もまさしくしれる所あれども、あまりに怪談多ければもらしつ。凡數百年の狐は、氣ばかりにて形はなしとおぼし。

○本朝にていふ天狗は、唐土にて說なきことなれば、諸儒さま〲義論す。徂徠氏も天狗の說といふ著述あれども、決定の義なし。然るに先年護法資治論とて、水戶の儒士、義學を好める人の著せし書を見しに曰、世傳、天狗者主ニ災禍一。是非ニ天狗星之類一。地藏經曰、天龍夜叉天狗土后等依ニ此排次一、是一種鬼神也。予是說によりて、地藏經を閱せしにたがはず。畢竟山鬼の一種なり。天竺の言を傳へて、こなたにてもしかいふ成べし。予相識ル一老禪、少き時筑波山に詣んとて、同行共に三僧椎尾といふ山背より登りしに、半腹にて一道の暴風吹來り、是に競ひて谷を過る一僧、長當に殊なるあり。緋衣を着たるが、袖は風に飜翻し、瞬目の間に吾來しかたへ往さりぬ。よにめづらしく足速き人哉と計思ひて、あやしと迄は心つかざりしが、同行の僧一人、おくれしをまてども來らず、立歸りて見るに、巖の陰に打臥たり。是はいかにといへども、物に醉たるごとく、眞氣なければせんかたたく、兩僧の肩に引かけて登り、本堂の前に至る時、堂守と思しき僧、是を見ていとをしや。山人にあひ給へるやといひし時、始て心つきて、先に見しは是成べし。吾は何とも心なくて過しが、此僧は道におくれたる間、此異形におそれけるならんとおぼえし。やう〱に助けて旅宿をもとめ休めけるが、明る日は事故なかりし。さてさきのふの事は、いかにととひしかども、おそれしけにや、つひに其由を語らで過ぬ。是世にいふ天狗なべし。堂守が僧の精心なきを見て、山人に逢給へるならんといひしく〱思へば、此山にては常

に有ことなるべしと語られし。又愛宕山、吉野山にても、人のとらるゝこと折々有。引裂て杉の枝にかけたるなども見し人あり。あるは數年引つれられて後、故なく歸りたる話もあり。野狐にかどはされしとは趣大に異なり。ふしぎなるものなり。

○淡海長命寺に普門坊といへる住侶、其麓松が崎の巖上に百日荒行して、終に生身天狗に化したりとて、其社、即松が崎の上本堂の裏面の山に有。此僧の俗性は、此長命寺のむかひ牧といふ村にて、某氏忠兵衛といふ郷士の家より出たりしが、化して後、一度至り暇乞し、今よりは來らじと聲計聞えてされりとなん。今は百有餘年前のことゝかや。今も年々某月日、此社の祭は彼忠兵衛の家より行ふとぞ。

○某浦よりかゝる奇物出たり。某山より怪獸顯れたりなど圖して、とりはやすことどもあれど、あるひは好事のものゝいひふらすも知べからねば、こゝには擧ず。天地間の廣き、いかなるもの有べきもはかるべからねども、虛も害なく、實も益なきことはさて有なん。

閑田耕筆 巻之四

事部

○舊友和田荊山の話に、加茂祭は久しく絶たりしを、鴨ノ長宮梨木祐之三位、政府に言上し御再興なりしは、元祿七年なり。此時の歌、「絶たるを繼もかしこし此御代にあひにあふひのけふの祭は、此人あづまへ召れしは、正親町公通卿の吹擧にて、〔割註〕此事、公通卿の養女町子といへるが、柳澤家の側室にて才女なるが、書れし松蔭日記にも見えて、即柳澤侯專執持れしなり。」歌人の御所望なりしかども、歌は長ずる所にあらず。つひに國學をもて御もちゐなりしとぞ。日本逸史の著述あり。日本後紀の闕たるを補ふものにして、其功、大なりといふべし。神學は垂加翁の門人なり。始御社零落のことを歎まうし、終に神事御再興にも及ばれしとなん。行粧は古き繪卷物によられしとか。此卷物の寫し、世間にも傳はれり。凡是のみならず。繪卷物の圖の徵をなすこと多し。予前後所々に證とせるもの〻ごとし。觀喜光寺の一遍上人の行狀の卷物、知恩院に納る圓光大師の繪詞傳なども、殿舍の作樣、坊保坊門の有様を畵たるなど、むかしを知るに足れり。

○加茂祭御再興の初年の近衞使は、野宮定基朝臣故實者にて勤め給ひしに、渡殿の疊を少し筋違て敷たりしを、直して座し給へりしが、歸館の後、心にか〻りしにや。祕藏の古記錄を探り給ひしに、筋違へば神前に向ひて宣命よみ給ふによしありて、是故實なりき。我家に記錄は有ながら、あやまりぬるは實のもて腐らしなりと悔給ひしとなり。かしこにはよく知人有し成べしと、古き人かたりぬ。

○いつの頃にか。彦根侯の御内の士に小笠原、伊勢二流の間、武家の禮式をよく知人あり。彦根侯、關東御使として上洛し給ひし時、彼士、諸家の使者執次の役をつとめしに、もとより禮を知の名高かりしかば、使者にたつ人皆おぢて、太刀折紙の進退にあらかじめ心を勞せしに、彼士は何の樣子もなく、太刀を請取と引かたげて出入す。是はいかにとまたあやしみけるが、老練（レン）の人甚感じて、事しげき間にては、かくせざれば事辨ぜず。時宜をしるは卽禮を知るなりといへりしとぞ。おもしろきことなり。

○故人鈴不修敬は、多能の人にて、殊に樂を好めりし。管も絃も皆弄（モテアソビ）しかども、他人に異なるは律學にて、和漢を考あはせて說れし趣、予は此道にくらければ、其是非の極る所はしらざれども、理（コトワリ）さもやとおぼえしまゝ、其說を書置るを、いさゝかこゝに擧（グ）。今樂家十二調子の次第は、壹越、斷金、
一　二　三　四　五　六　七　八　九　十　十一　十二
平調、勝絶、下無（シモム）、双調、鳧鐘、黃鐘（クワウシヤウ）、鸞鏡（ランケイ）、盤渉（バンシキ）、神仙、上無（カミム）なり。是を唐山の十二律に配すれば、黃鐘、大呂、大簇、夾鐘、姑洗、仲呂、蕤賓、林鐘、夷則、南呂、無射（ムエキ）、應鐘次第のまゝに、壹越を黃鐘に充（アツ）るなり。然るにかくのごとくにては、すべての人聲、双調法までならではとゞかず。鳧鐘以上は、唯器の聲のみとなる。凡十二律は、なべての人聲の高下に應ずべきものなるを、器の聲のみにては、本義にあらざること知べし。されば是を改めて、かなたの黃鐘を、こなたの黃鐘に充（アテ）て下音の極とし、鸞鏡より漸々に次第すれば、壹越第六次に充り、中音となり、鳧鐘、上音の極となる。古所謂黃鐘を律の本とし、九寸より次第に短くなるの義に的當す。今古違へる所以は、甲乙の事なり。黃鐘を乙にし、鳧鐘を甲にすれば、かくのごとし。壹越を中音とせるか、人聲に應ずる證は、今俗間優曲（ユウキヨク）者

の一本といへるは、やゝ高き音にて、一本は卽壹越の義なるを、俗間にはしらずしていへども當れり。朝に失ひて野にもとむるといふも、是なるべしとなん。又箏を論じていふ。宮生ㇾ徵、徵生ㇾ商、商生ㇾ羽、羽生ㇾ角、角生ㇾ宮、古法なり。是を十三絃に配する時、順八逆六にして極ふ。今のごときは壹越は三絃以下黃鐘となり。双調は三絃巳下壹越となる。然れどもかくせざれば、今の手つきにはあはず。黃鐘、盤涉は古今別なし。又曰、今壹越調壹貳の絃柱、貳前して雁行にならず。されども今の手付、かくのごとくせざればかなはず。黃鐘調も一二三四の絃柱、四前雁行にならず。是は押下ても彈るれども、黃鐘ひきくなるをにくみて、四前するなり。古きにはあはずとぞ。此外話せられし事ども多けれども、おのれ全體解せざることなれば、夢中に飲食せるごとくおぼゆるものから記さず。

○國朝の樂、高麗唐樂みな譜のみなるが、或は章歌を傳へたる樂家もあれど、祕して出さぬとも聞ゆ。凡樂家の僻にて、祕することを旨とし、祕するによりて、いにしへの名曲どもの傳を失へるが尠からず。流泉、啄木の類猶有べし。惜むべく歎かざるべしや。琴はいたく微音にて、源氏物語の須磨の卷に、もとの五節が船にて奏せし昔の海はすこし遠しといふ源氏の假家へ聞えしといふにはあはず。是は作物語なれども、其代になきことは書べからず。あるひは昔は、大琴、小琴といふもの有しなどいふ說もあれど、さだかなる證文を見ず。すべて傳はらずして、後世の疑を生ずるは、皆祕するのわざはひなるべし。又繁手は淫樂にして、雅樂は簡なりといへども、それも限りあるべし。今箏、琴、琵琶ともに吹ものによりて彈じ、獨調のよしなきはうたがひなきにあらず。

（一）催馬樂の樂曲にあふもの多しと、常に鈴木氏かたられしが、みづからうたひ、また笛にあはせ、箏にのせてきかされしことも有き。是おもしろきことなり。いづれの曲も、かくやうにうたひものにあは

ましかば、俗樂を捨て、これによる人も有べきものをと歎息したりし。樂所には、催馬樂も纔に二三曲、近年勅によりて再興ありとかや。

○催馬樂の名目は、貢ものをおほせたる馬を曳てうたへるによると、梁塵愚案抄には記させ給へるを、或人の說には、體源抄に吾駒を序とし、伊勢海を破とし、竹川を急とし、三曲を合せたるが催馬樂といふ樂の一曲なりと、みゆるによれば、「いで吾駒はやく行ませまつち山待らん妹を行てはや見ん。といふ歌によりて、馬を催すの文字を用たるにやといへり。是もいはれたれども、兩說ともに文字によりて義をなすなれば、いにしへには有まじきこと歟。加茂眞淵の說に、神樂の前張の節に做ふ故にいふならん。催馬樂の文字は、音を借たるのみといふは、さもやと覺ゆ。

○內侍所の御神樂は、一旦中絕したるを、男山初卯の夜行はるゝが殘りて、御再興ありけるとかや。顯昭古今集の註に、神樂には巫女は常にはなけれど、やをとめとて、八人の巫女相具したり、石清水の御神樂にも有と書れたれば、石清水の御神樂も久しきことなり。今は巫女一人のみ、人長と共に立舞へり。

○謠ひものは其書傳り、節章など付たるものあれど、聲ふりうせぬれば、ふたゝびかへらず。今様あるひはしをり秋などいふものも傳はらず。七八十年前までは、京にても行れし舞といふものも、今は知る人なくなりたり。越前に幸若とて、其家あれども、祿あるゆゑに世間へ廣めんともせざるにや。其書おのれは幼き時常に見たり。

○劇場を俗に芝居といふは、むかしは芝にて伎をなせしゆゑなるべし。然るに江村專齋の老人雜話に、觀世宗雪が能の事をいふ所に、觀世小次郎一の弟子に、堀江宗室といふもの有。二月の能に、張良を

二度芝居より所望しければ、宗室にさせたりと書り。かゝれば芝居は、舞臺に對して、見物者の座所をさしたると聞ゆるを、是は後世の一轉なる歟。一友人云、昔の伎をなすさまは、今南都薪の能にて知べし。後世舞臺を構へしは、陣小屋に傚ひて、城門といひ、櫓といひ、太鼓を撃も陣鼓のさまなりと、いへるは然るべし。

○この雜話につきておもふに、昔は能も手輕き事にて、臨時に見物者より所望し、夫に應じて何にてもしたりと見ゆ。今貴人の御乞といふものゝごとし。當時は數十日前より催して、番組し役者をも定てのゝしるなり。彼輩いふ猩々の亂といふもの、むかしは大夫の心にて、若シ切幕よりあふぎをひろげて出れば、囃の役人、心得て亂をうちたり。然らざれば常の猩々なりと、是等も手輕く、又其道に達者なるゆゑなり。藝は下手になり、事は重々敷なること、何の藝も同じ。

○田樂法師の態、むかしは盛なりし旨は、太平記に見ゆ。今は豆腐の串に貫きしが、彼が木をのぼりてれんひとやらんいふことゝするに似たれば、田樂となづくるのみ。世にしることゝ成ぬ。纔に春日祭の時、片ばかりをまねぶ。されど今も水戸にては、此もの一村をなして、年々の神事をつとめ、又三十年一度の大祭の時は、殊に藝をつすと聞ゆ。

○笛をようでうと平家物がたりなどに書たり。笛の事とはしりても、其由をさだかにせる人なし。體源抄は樂家の書なるに、笛の下に腰打といふ字を、小書にしたるのみ。腰打とても、其義辨へがたきを、おのれ思ひえたり。是は横笛の字を呉音によめるにて、何の子細もなきこと歟。笛は入聲の字にて、てきに通ひ、てふと書べきを、てうと誤るより、辨へがたく成しならん。又笛字、ちやくともよむことは、笙、笛、琴、箜篌と連續したる語にてしらる。同じ字も昔よりのならはしにて唱へ轉ずるな

り。

○大和物語に、右京のかみ宗于の君の三郎にあたりける人、はくやうをして、親はらからにもにくまれければ、足のむかんかたへ行んとて、人の國へいきけるといふ文を、季吟抄に、人は供養をしてと、佛事に見る註は非なるに論なし。一説博奕をしてと解して、博様の字を充らる。博奕のことは實しかるべきを、本書やうと假名を誤るに心つかず、様字を充られしは非歟。按るに、是も先の横笛の例に同じく、奕字は入聲葉韻にして、えきとも、えふとも通はすべし。されば博奕の字のまゝ、はくえふの假名にて論なかるべし。おのれ此物がたりを講じける時、條々に考ふる所あれども、修繕に及ばず年を經たり。餘命あらば注せんや否やしらず。

○博奕といふは、本朝も漢土も、ともにもろ〳〵の勝負の都名なるを、こなたにては殊に双六をいへる歟。建保の職人盡歌合に、腹うちひろげて双六うつさまを畫けり。袁彦道が一擲號叫は樗蒲にて、博物志に、老子入胡作五木也。今人擲之爲戲といふものなりとぞ。こなたには傳はれりや、いなや、いまだかうがへず。

○市街に餳を賣者、笛を吹て小兒を集るは、西土よりおこりて久しきことなり。周頌有瞽ノ篇の鄭箋に、簫編竹管爲之。如今賣餳者所吹也とあり。

○相撲の赤躶になることは、後世の弊風成べしと思ひしに、古き繪卷物の相撲の圖をみれば、皆赤躶なり。是に附て、又玉串正親生のかうがへを得たれば、左に掲ぐ。西宮記内取條註曰、〔割註〕玉串氏の按、今俗地取と云もの也。左は左と手合し、右は右と手合す。」左相撲。犢鼻上着狩衣、經陣向幕。右犢鼻上着狩衣袴入幕。近代不分別。又江家次第内取條云、左相撲人參入。犢鼻褌上着狩衣差

紐挿狩衣前。中略、右相撲、犢鼻褌上着狩衣開紐、以狩衣前相違夾之。裏書曰、延久三年江記云、次相撲人三十人、次第行列、其装束烏帽狩衣犢鼻褌也。差紐、狩衣上着帶、不着下衣袴徒跣。或人曰、大内時左相撲人如此。是依渡陣座前也。右相撲依不渡陣前開紐。狩衣前不加帶、左右引違夾之。今仗座在右方、若左方可用右體歟。然而依爲年來例不改也。蒿蹊云、或は袴を着、或は不着、或は紐をさし、或は紐を開、帶を加はふるとくはへざるとの差別はあれども、畢竟は裸體に狩衣をつけて參るなり。手合はせするときは、狩衣をもぬぐべし。玉串生又按、榮花物語根合卷、相撲の條、はだかなる姿どものなみたちたるぞ、うとましかりけると見ゆ。古今著聞集には、烏帽子、水干、袴ながら、重忠の相撲とりしことと見ゆれども、是はとみのことにて、取あへぬさまなるべし。只いづれの御前にても、裸にてとる成べしといへるは、實しかるべし。さてまたこれにつきて、すまひのいにしへのさま及び、此生のかうがへ等、ちなみに左に擧ぐ。

西宮記召合條註、左着葵花、右着瓠花。取劒衣等出。裏書云、天暦七年七月二十八日、於仁壽殿前有内取事。中略、次相撲人三十人立庭中。西面有天氣。上卿仰云、北戸向介。次仰云罷入禮。列而入畢。次始自白丁一々取畢。十五番。〔割註〕玉串氏按、北山抄に據るに、北山の上に東爾向介、次仰云の七字あるべき歟。」此時最手頸田成連。與腋宇治郡利里決勝負、成連負畢。吏部王記、應和二年八月十六日、有相撲事。次相撲、着犢鼻巾葵花瓠花。北山抄内取條云、相撲人進出列立御前。大將候天氣。仰東向。次仰北向。次仰罷入。次相撲。江家次第云、相撲人等次第進出列立於庭中。傍書曰、自上臈出。大將候天氣。仰云、東戸向介。次仰云、北戸向介。〔割註〕傍書云、以上依御所之體可改詞。或有先南向、次東向之所。」

次仰云、罷入爾、一本爾作レ禮。次相撲。傍書云、近例自レ上始。一番、〔割註〕最手與二助手一取若有二披共可レ決レ之者一、最手獵練退入畢。下略、　玉串氏云、御前へ出東へ向、北へ向などの様子、今いふ土俵入に似たり。」一裏書云、十五番、左右各十五番也。故相撲人左右各可レ爲二三十人一也。助手又云レ腋也。最手腋手皆近衛府各補也。相撲人者皆近衛之類也。召合條云、取二圓座一置二幕前二許丈。一枚置二劔衣一料。次一番。〔割註〕左先出着二葵華一、取二劔衣一、置二北圓座一、進二立櫻樹下一。次右出。着二瓠華一。次次番。」裏書云、葵瓠華造花也。一番、右詐負。事長暦元年以後例云々。〔割註〕蒿蹊按、加茂競馬、又凡歌合一番左は必不レ負。若不レ勝もまた持とすること歌合の例なり。」〔割註〕玉串氏云、最手の名目、三代實録四十九、又うつほ物語俊蔭巻にも見ゆ。今いふ關なり、腋手助手も推當れば、腋手は關脇、助手は小結なるべし。又相撲の長とは、今の頭取ならん。立合とは今の行事なり。弓を以て指圖をなす。又結番文といふは、今の番付なり。又算刺といふことあり。勝負の數をとるなり。圓座を敷て先矢一筋を立て、それより勝負に從ひて、矢をたつ。其體は鳥羽僧正の畫巻物に見ゆ。此巻物、相撲のことを考ふるによしあり。又臍鼻の看様、職人盡歌合相撲人の像及び光長が地獄の圖の羅刹の褌、佛鬼軍の巻物、或は千本閻魔堂の粉壁の地獄の圖の羅刹の褌を以て合せ考ふべし。」又玉串氏云、關といふ名目は、近世室町殿物語といふものに、秀次公相撲を見給ふ條に、「こゝに西岡の住人につきうすといふ相撲あり。かくれなきすまふとは申せども、さるべき相手なきによりて、よひより一番もとらざりければ、人々出て關をとれとぞすゝめける。行事きゝていそぎいでられ候へ。遲參は御前へおほそれありと申さるれば、是非なく出にけり。下略、此詞をもてみれば、今世のごとく定たるものとは見えず。終に取をば關といふにや。〔割註〕蒿蹊云、前の記録に、

近例上より始むとも、或は白丁より一々取とも見えて、一定の義なし。秀次公の比は、今世のごとく終りにとるは上手なるべければ、相撲人の中にて、首たるものを稱して、關といへるなるべし。古に引合すれば最手に當るなり。」又云、此次に此つきうすが躰をいふに、白布を三重にまはして、いかにもつよくしめたりける。さて岩根の介は云々、あかねの下帶二重にまはして、大手をひろげつい立けると有をもてみれば、昔はさしも晴の義に、白布、茜布などにて、質朴の義なり。今織物、繡物の美をつくすは奢侈の至なりと。蒿蹊云、むかしの風流は、右に出たる作り花をさしはさむごときものなり。今世は唯奢侈をもて風流とす。凡の事皆かくの如し。可嘆。さて相撲の繪卷物、おのが見しうつしには、藤原基光土佐家の祖。息男阿闍梨、巨勢公持〔割註〕或公望と書るは非なりとぞ。金岡の孫金忠の子とかや。」等畫所と記せり。さるに同圖を田中訥言生もてるは、土佐光吉 光信の孫、光茂の二男、剃髮久翌と云。 粉本のうつしなりといふ。光吉は慶長のころの人なれば、彼古本をもて畫ける成べし。今田中氏の縮圖をこゝに擧、また此圖によりて、頭を半剃ことも、古きならひなりといふことをさとりぬ。或は太平記大塔の宮の熊野落の所に、村上彦四郎あらあつやと頭巾をとりて、まことの山伏ならぬをしらせける所にて、其前よりの事かといひ、又なほ古き證は、撰集抄に月代の跡あざやかなりと見えたり、などいへども、此すまひの圖は、其撰集抄よりも時代のぼりて古きものとみゆれば、其はじめはしらねど、いかさまにも縉紳家ならぬ人は、久しきならはしなりし。

因いふ。近江草津近邑人、產土神の神事をさうもくと稱ふ。それはいかに。何わざをかするととへば、神前にてすまふとるなりといふ。さらば相撲の字を吳音に唱へ、やがて神事の稱とさへならひし成べし。他所にては聞ぬことにて、中古の唱への殘れるならんと、殊勝におぼゆ。

○蹴鞠の伎、むかしは若き人の戯にてありしにや。狹衣の物語に、人々まり弄ぶ所に、大將やゝもせば下りたちぬべき心地す。今少しわかくはなどやうにのたまへること、まだ二十ばかりにやみゆるさまなれども、官位やゝ高ければ、おとなしやかにもてしづめ給ふと見ゆ。源氏若菜卷も趣同じ。もろこしの打毬も、少年行の態なり。彼物がたりどもは、實事にあらざれども、其代の趣をもてかければ、かゝる證には取べし。さるに成道大納言、此伎に妙有し聞え有。雅經卿もまたいたくすきて、つひに是をもて家をなし給ふ。爲家卿も若き時、これにふけられしを、定家卿諫給ふことは、明月記に見ゆ。されど後々も弄び給ふよしなり。時代につれて、伎藝のふりもかはり行成べし。今は凡下のものまでも、其伎の裝束に次第あり。僧形も亦其裝束あり。嚴重の事に成たり。たゞし地下なん、衣裝は美麗にて、官服にかよひながら、頭はかふむりものなく、はだかなるは、人魚のごとしと、あるものは戯れぬるに、近き頃はゑぼうしの制もいできたり。是も文華の世なればなりかし。

○鞠場の植物、宗匠家は四本松、なべては松柳櫻楓等、皆二股のものを植ゆ。或は免許によりて、二本松、三本松の次第も有とかや。むかしは是も法なかりし成べし。源氏に見ゆるも櫻の木陰なり。新古今集にも、雅經卿の言書に、「最勝寺のさくらはまりのかゝりにて久しく成にしを、其木年ふりて風にたふれたるよし聞侍しかば、おのこどもに仰せて、こと木を其あとにうつし植させし時、まかりて見侍ければ、あまたの年々暮にし春まで立馴けることなど、思ひ出てよみ侍ける。「馴々て見しは名殘の春ぞともなどしら川の花の下かけ、と有。又柳もまりに詠合せたることめづらしからず。又雜木を植る證も有とやらん。其道の人は委しく知べし。

○蹴鞠の伎の立合に、人には蹴よきやうにしてわたし、蹴にくき所をとりてあつかふなど、萬の心ばへ

かゝらましかばと思はるゝを、其伎にのみとゞまりて、他の交りにうつすべきことゝもしらぬは念なし。されどもさすがに勝負を爭ひ、われよく人あしかれとおもふ態には似ず。たゞし此伎、日毎に半日を費し、はりありの聲に暮をまつはをしむべし。

○茶香は風流の態にて、近世盛に行はる。香はもてあつかふ調度など、金銀蒔繪のものにかなひて、貴人の翫びと見ゆ。茶具はものさびて、其室も松の木柱、竹のなげし、長ずさゝび、壁のしつらひ、貧賤のさまをさながらに、隱士の態に似合しきを、かへりて香の具は、いかに美麗なるも限り有て、茶具は古器の價、數百千金にもあまるものあり。されはわびたる室、かたわに見ゆる器は、金殿に飽、珠玉の器めづらしげなき尊貴の翫給ふこそ、御眼覺る心地すべけれ。陋室に倦、陶瓦の歪からぬを左右にするものは、たま〳〵香の具の艶に美なるを取扱ひたらんは、しばしよきゆめ見たる思ひせんかし。

○或茶博士、男資規に示ていふ。萬の調度有に隨ひ、無にまかせて、只各境界のまゝになるが、茶道にかなふべし。古語にも風流ならざる所、也風流といへり。求て風流なるは、却て風流ならざるなり。片桐宗關翁もさびたるはよし。さばしたるはあしゝとしめし給ふ。利休居士、男道安を伴ひて、或人のもとに行しに、露路の中垣に、古き猿戸を釣たり。道安さびておもしろしといへれば、利久、首をふりて、我はさびたりと思はず。是は遠き山寺などより求めたるべし。其役夫の費用いか計ぞや。麁なる猿戸を、其業するものにもとめて釣てこそ、誠に侘にては有べけれ。其人の茶道は、はや見えたりと申されしとなん。以上は茶匠の示しなり。予又聞く。誰とかや雪の朝に興に乘じて、或數寄者のもとを訪はれしが、露路の戸を細く明たるは、さすがに人まつにやとゆかしく、やがてさし入しに、飛石のうへにわらうだをまうけたるは、雪のあとをいとふならんと、彌興に入りて待合に休らひたれば、あ

るじ長き棹を携て、ものかげに枝もたわゝになりたる柚の實をうち落すが見ゆ。とりあへぬ饗のまうけならんとおもひつゝをるに、後はたして膳のさきに、柚みそを調じて付たり。さればこそとをかしきに、又鮮けき魚をあつものにして出したりしかば、是にことさめて、彼柚はわざと風流をかまへたる成しとおぼえぬとぞ。茶のみにあらず、萬の事にもわたるべし。自然に出ると作るものとは、魚目と眞珠のたがひなり。

○茶の態の孟は、いとふつゝかにあら〳〵しき人も、是を翫べば起居おとなしく、物をとりあつかふも見ざまよく成ぬ。又主客の禮節、たとへば夜會にあるじ手燭を携へ出て、客を迎へ燭を石上などに置て、禮して退く。客、其燭を取て庭の木立など見るふりして、わざとなく主の歸る道を照らすなどやうの心づかひ、禮の實に愜ひて、此意をめぐらさば陰德成べし。さるに俗流の弊風、得がたきをもとめ、金錢を費し、あるはまた其產業ならぬ人も黠智あれば是をもて利を射るにも及び、心ざまよからず成行もまゝみゆ。富豪の家に茶を翫ぶ事を禁ずるがあるも、子孫過奢に及ん事を懼るゝとなり。利久のことばとかや、「釜ひとつもてば茶湯はなるものをよろづの道具好むはかなさ。」「釜なくば鍋湯なりともすき給へそれこそ茶湯日本一なれ。」かくいへば有道具をもおしかくしなきまねする人もはかなき。

○茶禮に心得がたき事あり。招るゝ俗體の客は、麻上下の禮服をつけ、迎ふる主僧は、法衣を脫てあらぬ服をつけ、茶をたつるに辨利なるやうをはからふ。禮の相當らぬやいかん。又必禮服をつくべきならば、官位ある人はゑぼうし裝束なるべきを、さてはせばき入口の名におふにじりあがりかなふべからねば、首服を脫上をとり、さしぬき計にておはさんか。凡かゝればはたして禮による歟。よらざるか。書院のあつかひは別なるべけれど、これは常ざまの茶室のうへにておもへるなり。

○一人茶を翫びて、苔むしたる石の盥水盤を愛し、今參の男に水かへさせけるが、彼苔を殘りなく洗ひ捨つるにおどろきて、かくはするものかとむつかりしに、こたへてさきに見侍れば、蚯蚓、蜒蚰、蝸牛やうの虫、苔をよすがに宿りしかば、口をも漱ぎ給ふものをと思ひて、能清め侍りしといふ。あるじこゝにして思惟すらく、彼がいふはことわりにして、吾古びを好むは僻めりと。これより古器の潔よからぬをさとりて、つひに茶事を廢せり。又俳諧の連歌をたしめりしが、或會に卑俗なる句を付合せたるに、披講の時、其句にあたりて、吾名をよみあげられしに、耻を生じて、おぼえず背に汗す。是より此伎をも止めて、學文に精を入、歌をもよめりしと、其知己の人かたりぬ。事にあたりて、道理をかうがへ恥をしるは、君子なる哉。吾儕及ぶべからず。

○萬葉集中に、猥雜なる歌あり。又近體の巧なる中の戀の歌など、あまりに情にしたしからんとて、父子の間にて唱べからぬものも見ゆ。これらは倣ふべからず。「よそにのみ見てややみなんかつらきや高まの山の峰の白雲。とても戀なるものを何ぞいふ言のあしき。中冓の猥褻をあらはにせんや。こゝに又荷田春滿は、生涯戀歌をよまれず、寄戀の題をも雜にかへられしこと、近世畸人傳にしるせるごとし。是は中世の弊風、殿舍の間にても、男女別なく戯かはし、詠歌是が媒となるごときをにくみて、其獨を愼しむの志ならん。されども戀は人情のまぬかれぬ處、「大土もとればつきけり世中に盡せぬものは戀にざりけり。と萬葉集中に見ゆるごとく、神代のむかし、花月の風流なきよにも、戀の歌は多し。柿本ぬしの「石見のや高角山の木の間ゆも吾振袖を妹見つらんかと、紅粉樓中を省みし給ふごとき、譽謝女王の「ながらふるつまふく風の寒きよに吾脊の君は獨かぬらんと、良人の旅愁を想像し給へるなどは、關雎の和鳴ともいひつべし。かゝれば絶て戀歌よまざらんも、人情に背に似たり。「戀せ

ずば人は心もなからまし物の哀れも是よりぞ知ると、五條入道殿の詠じ給へるも、さることにて、春のゝにあさるきゞすのこゑ、秋の山にもみぢふみ分る鹿のねをあはれときくも、戀の情をしる人は、ことに身にしみ侍らんかし。されば戀歌はよむべし。猥褻は避べし。辭氣を出して、斯鄙倍を遠くといへる曾子の遺訓、凡言辭のうへにわたりておもふべくこそ。

○杜子美が辛酸萬狀、止ことを得ずして秦を去時、尙憐終南山、回首清渭濱と聞ふるは、俗情をもていはゞ、決斷なくまどへるに似たれども、南郭が燈下書といふものに、何ごとも道理を考て、是非なきことゝおもひ切るは、よき了簡といふべけれど、かなはぬことをもくり返し、とやかくおもふが詩人の情なりといへるごとく、是卽戀歌の趣に愜ふべし。刻薄の人決絕にいさみて、臣の君を辭するには、日の力を窮め、妻の夫を離るゝには、粧具とりあへぬごときには、是等の旨をしらせまほしくこそ。「僞とおもはで人も契りけんかはるならひの世こそつらけれ。などやうに、怨みて怒らざる歌は、其人がらいとしたはしくこそ。

◉ある僧の詩集に、閨怨の詩ありしを、其朋諫て、のぞかせたること有。其身に應ぜざることは、歌も亦然るべし。若き法師のつやゝかなる面もちして、艶なる戀の歌うちずしたるは、聞くも丸木ばしうち渡るやうに危く、老たる和尙の鬚髮白きが、すさうげにうめき出たるも、いとおもはずなるこゝちす。緣にふれて心は動くものなれば、五倫の外に遊ぶ僧は、戀歌よまざるも可ならん歟。たゞしそれも唯人によるべし。慈鎭和尙の拾玉集にいはく、「戀の歌よめることこそ、まことに浮世を離れぬためしには、皆思ひ馴たることにて侍めれど、是によせてこそは、厭離の心を致へ、欣求の心をも顯さんとて、もゝ歌にかぞへたして、いそぢにつがひ侍りぬ。など見え、およそ詠給ふ戀歌あまたなり。

西行上人又同じ。一言芳談に「たのめたゞたとへば人の僞を重ねてこそはまたもうらみめ。といふ新古今の戀歌にて、他力念佛の意を會したる人も有。敬佛房といふが、明遍僧都に申されし言なり。正宗贊といふ錄に、頻に小玉と呼も、元これ無事、唯檀郞が聲を認得せんことを要すといへる、艷史の語もて悟りし人も有。〔割註〕圓悟禪師、五祖演禪師の侍者として、此ことあり。」堺の漁庵和尙も、閨怨の詩作りて、其見所を呈せしかば、一休禪師肯へりき。此境界に至りては、なにはのことか法ならぬ。諷ふも舞も、意にまかせたるべし。ひとへに自己の意にとふこそよからめ。

○撰集に入ことをいたくよろこぶ人々は、鴨長明千載集に、纔に一首入りしを、たび〱よろこびければ、さしもなき人も數首入りしからに、さは有まじきものをと、人もあやしみしと、みづから無名抄に書る。又道因法師の歿後、其數寄をおもひて、十八首まで同じ集に入られしを、夢に見えて悅びければ、哀がりてまた二首くはへられしこと有。忠度朝臣も都落に隨ひながら、狐川より引かへして、五條三位殿へまうで、よみ歌の卷を出して入集を望まれしも、世の知る所なり。これらは、其志、哀にすさうの事といふべし。さるに又、おのが意にあらずとて、入集を辭せし人は、金葉集を撰ばれし時、金源三といふ人の歌、「もろこしのから紅に咲にけり吾日の本のやまとなでしこ。といふを、吾日の本憚あり。此日の本と直して入んと、撰者沙汰せられしを、さやうに直してならば、いるべからずといなびければ、入ずしてやみぬとなん。是はことわりなり。此日の本とは、異國の客鴻臚館にしていふべき詞にて、日のもとの人、吾住國を吾といふは、自他をわかつ詞にて、西土の人、吾唐とも吾宋ともいふに同じ、憚べき事にもあらず。天皇に限る御詞とおもはれしは、撰者の無稽なり。直されんは實苦しかるべし。又風雅集御撰の時、頓阿法師のうた「あふ坂のゆふ付鳥もうづもれて明る桁の雪に

啼なり。といふを、雪や鳴らんと直されんとの御事なりしを、吾意にあらずと辭し申されしも、甚旨ありて、邪正の境の分るゝ所成べし。いなかにて何のわいだめなく、今勅もなき撰集の事をいひ出て、凡下の者はよき歌よみても、入集かなはねばせんなし。吾分に應じたるは、はいかいこそといふは、彼撰に入をよろこびし人をのみしりて、辭したる人の志をかうがへざるなり。花に啼鶯、水にすむ蛙も、おのれ〱が志をのぶるなり。豈人にとらるゝと、とられざるをもて進退せんや。

○或人國歌の體裁をとひて、今時やすらかなりといふもの有。たくみなりといふもの有。おもしろきさまとみゆるもあり。又古風とて、大かたの人の心得がたき詞共をもてつゞくるもあり。あるは中古の風とて、詞をのびらかにし、意を少くよむ人も有。たゞことゝて常いふこと葉のごとく、口に任せていひ流すもあり。いづれにかよらん。たゞし其體にとりて、皆病ひはありやいかにといふ。こたへていへらく、およそ今世文華盛なるからに、國歌の體裁もまた、さま〲に分るゝ成べし。いづれをいかにともつたなきおのれが、わくべきにはあらねど、今こゝろみに是を論ぜん歟。まづやすらかなりといふ體は、たれもよきことゝいふべきを、其病は輭弱に落べし。是は思ふに、草庵集などの、うはべのうつくしくおだしきをまねびてよむもの歟。草庵の歌は、底に力を入て、うへを穩しくつゞけしものにて、玉葉、風雅兩集のごとき、風調異ざまに損じたるをためんとて、ことに詞がらをいたはられし成べし。さるを今是をまねぶ人は、其力は及ばず、うはべのうつくしき計をとる程に、弱きに落るはことわりなり。たくみなりといふは、力の見ゆるものなれども、其病は心得られぬに落べし。これは三玉集を基にして、近世の新題林、新明題集のたぐひをまねぶもの歟。これらの歌は上手の心をつくして、新奇をむねとよみ給ふなるに、其うへをまた一きはめづらにも、幽玄にもとかまふるほどに、

風調くるしく、ともすればむつかしく心得られぬなり。おもしろきさまとは、うち見て花やかにも風流にもおぼゆる成べし。其病はなよび過て、つや〳〵心もなきにや落ん。是は新古今集をまねぶ歟。此集は後拾遺集よりこのかた、世の歌ざま平話の様になりもて來めるを、改て一超向上に仕立しものにて、其代にも後拾遺の風を執する人よりは、達磨風と謂れるよし、長明入道の記に見ゆ。並々の人是をまねては、其達磨風も空腹高心にて、蜃氣樓を見る心地すべし。萬葉風といふものは、中比はつかに顯昭法橋、衣笠内府、鎌倉右府など、これをたしみ給ふを、近年加茂眞淵、更に唱へ出して、世間の人をおどろかしむ。されども老後には、奇辭僻語を除て、唯けだかくて古調ならんとかまへられしにやとおぼし。したしく其門に學べる人の、今殘れるも心あるきはゝ、おだしくよまるゝなり。かへりて遠き國々などには、彼翁の一旦の體をまねびて、なべてはしらぬ詞どもをつどへて、すがたもつゞけがらもいたはらずよむを、古風とおぼえたるが多し。あるひはまた詞は古にて、意は今やうなるも見ゆ。さて中古體をまねぶは、古今集をむねとして、わなみの好む所なれど、そもあながちに、序歌のごとき優美をのみ眼にして、心のすくなく味なからんは、姿こそかはれ。彼やすらか〳〵といふ穴にまろぶべし。たゞことは萬葉風はもとよりにて、中古體にも、近體にもあるべし。うち思ふまゝに口ずさぶ、當意の贈答などにはさるべからんを、あるひは彼入ほがにむつかしきものをにくみて、かくてこそと何の趣もなくいふものは、又曲れるを採て、直きに過るとやいはん。又とふらく、さらばいかに心得てかよむべき。答、唯眞心のまゝをうるはしき辭もてつゞけんは、天に背かず、人に背かずといはん歟。夫をも謂る人はさばれ。

　さしてゆく心の道し直からばなにかひとめも憚の關

いにしへの人のこゝろの高間山今しもよそに見てやまめやは

となん、述懐のうたの中に口號侍りしは、常に思ふ所なり。但おのがごとき才つたなく、態のかなはぬはせんかたなし。道理はかゝるべきのみ。

○鶴林玉露に、雖貪者賦廉詩仕者賦隱逸詩、亦豈能逃識者之眼哉。又楊誠齋云、古人之詩天也。后世之詩人焉而已矣。此論得之といへり。西行上人の歌に、「山深くさこそ心はかよふともすまであはれはしらんものかは。といへるも是なり。自己をもて試みて、實のおほふべからざるは恥かしきものなり。

○佛經と題してよめるは常にして、儒經子史の類の語を題とせる例は見えず。菅江二家の儒流に、歌人も聞ゆるを、いかにぞや。昔は儒書といへば、たゞ文字のことにのみ用て、道理をとることは、佛經によるが常となりたる故にやあらん。たゞし題には見えねど、儒教の意によれる歌もまゝあり。今纔に記得せるを擧ば、夫木抄に、爲家卿、「あまのはら高しと計あふぎ見ておほふ報ひをしらぬかなしさ。天は高きに居て卑に聞、積善餘慶、積不善餘殃必報ある心ならん。又「人ごとに五ッの教絶はてば神も佛も何を守らん。是は五常の教絶て行はれずば、神佛も守るべきよしなからんの心、世に假初のことをも祈しさわぎて、其私を察すれば、不仁不義の徒などにはよき諫成べし。又九條內大臣、「たのしみに歎きは影と添ものを世にあふほどは知人やなき。富貴保がたく、泰に否を含む。心世にあひ、時めく人は鑑とすべき御歌なり。新葉集に、前關白「君の爲民のためぞと思はずば雪も螢も何か集めん。此集には猶此たぐひ多し、南朝に君子多ければなるべし。

○能因の玄々集に、儒者孝宣といふ人のうた詞書に、爲義朝臣人づてによばせければ、「戀しくばきても

みよかし人づてにいはせのもりの呼子鳥哉。と見ゆるは、來りて學ぶの道有。往て敎るの禮なきこゝろ成べし。おもしろきよみやうにて、其本職にかなへり。

○催馬樂「田中の井戸に光れる田葱つめつめあこめこあこめ、といへるは、田に生る葱は、苗を害する惡草なれば摘捨よと、女子等を勉勵し敎示するならん。歌曲にはかやうなるを取べしと、鈴木修敬はいはれし。質言簡にして義廣し。豳風の農事をつとむる意にも愜ふべし。或は取用ては私曲を掃除するにもあたらんかし。ついでにいふ、此光れるといふを、引れると心得たる人も有しを、小澤老人云、然らばひかへるといふべし。是は光れるなり。爲家卿、此曲を本據にして、「露結ぶ田中の井戸の葱の葉に光さやけき夕つく日哉。とよみ給へるも、證すべしとぞ。其後、加茂氏の註を見しに、光れるは葱の花をいふか。又葉もつや／＼めけばいふかと有しも同意なり。然も花より葉にしたしく聞ゆ。

○或人語りしは、慶元の間功有し諸侯、封地三十餘萬石におよびたるに、其愛女白き小袖唯一ッのみありて、やゝ古びしかば、侍女、閨門のことを預る士に告て、父君へ訴へ新なるを調ぜんとす。侯敢て許さず。侍女、是は士がまうさぬ成べしと疑ひて、間を得て直に訴へければ、侯、さきにも士某が此事をいひしかども、一箇あれば事足るよしを答ぬるに、又もいひ出るは何ごとぞとて、けしきいとあしくおはせしかば、重ねて此事まうすまじきよしの詫狀を奉て、やう／＼怒をなだめけるとなり。又或時、其國の上大夫に列る人を、他國へ使に遣はさるゝに、さだめて肩衣ふるびたるべし。他國への晴なれば、同列の士某が物を借て着るべしとて、其まゝ自筆に書を認めて、借べきよしいひやり給ふとなん。凡家士への書翰、感狀など、五六寸、七八寸計の紙なりし。是は物につかひたる紙の剪裁たるを、集めて用ゐ給ふとなり。初て入國の時、先城主の居間を見給ふに、明障子皆字紙にて張たりしか

ば、彼も亦爲る所有しものなりと感じ給ひしとなん。此等の話をきけば、戰國の諸侯は、今の庶人に及ざること遠し。儉の甚しきは晏子が譖なくしもあらじ、なれど亂後の風俗志氣ある人は、かゝりしをしるべし。官家は大に衰微の時なれば理なれども、或卿、晴のこと有て、白小袖を同僚の卿へ借りにやり給ふに、卽一重使へ參らすよしの答へにて、文箱一ッ來り、內に掛衿二ッ入て有しとなん。專齋の老人雜話にも、何某殿の歌の會に、黑み古びたる臺に、赤豆餠のころ／＼したるを盛りて出されたる計なりき。されども歌は上手なりしとしるせり。凡貧富をいはず質素なる時風を見るべし。

○近世庶人の墓の大なること、唯其富によれり。天下のために、其親を儉せずと、孟子も說給へど、尊卑によりて、其禮はたがはざるべし。墓碣大小定めあることは、唐六典、文公家禮にも見えたりとか。本朝もまた昔はしかるべし。さしも高名なる人々の墓の、今殘れるを見るに、僅なる五輪なり。桓司馬が石槨の三年成ざりしを、孔夫子のにくみ給へることとおもふべし。すべて何ごとも過奢にのみ成行は、世の常なれども、心あるきわ(は歟カ)は愼むべきことならし。

○源氏物語に、王家統（天子の御系といふことなり。）をわかんどほりといへり。落くぼ物がたりには、わからどほりとかけり。同じことなれど、落くぼにあるは大かた人しらず。

○古今集三條西家の祕本を、中院也足軒、一字をたがへずうつし給ふとて、細川玄旨法印、天正十六年の奥書ある本を又寫せしを見しに、かな序の內、花をそふとてといふ所、花をこふとてとあり。契沖あざりの餘材抄に、そはこの字を誤るならんといはれしにあへり。阿闍梨の卓見稱すべしと、矢部直なる人語りき。又或人の考に、後拾遺集の序に、花をもてあそぶとてと書れしは、全く古今集のことばを摸せられしなれば、もてあその三字脫せるにやといへれど、なほこふにて侍らんかし。

○安藤爲章の年山打聞に、とりかへばやの物語、作者未レ詳。彰考館の御本、合冊にて四冊と記さる。江戸隱士明阿彌の話に、いにしへ今の物語の歌計を集めたる書あり。其中に此とりかへばや、新舊二本の歌を擧ぐ。彼爲章のいはれしは、新のかたなり。歌にてしりぬ。舊本は見たりといふ人いまだきかず。さだめて世に傳はらぬ成べしといへり。其頃或人も此書を得たりと聞しが、是も定めて新のかたならん。さてとりかへばやといふ義は、兄弟の人、兄は女めける故に、女のごとく生たちて、中頃宣耀殿となり。女帝の寵にあづかり、妹は男のごとくにて、權中納言になりしが、面貌よく似たる故に、後には又人しれず、互に姿を改めて、宣耀殿と中納言、有のまゝにて事なくすぎしよしなり。此物語は源氏狹衣より後に作れるものと見ゆるよし、爲章の説なり。おのれいまだ見ねども、草子の作意、唐山の小説にあるべかしきことなり。

○有の物語の中に、女のまことの形に改むる時の詞に、眉ぬき鐵漿つけなど、女びさせたればと有と、爲章引出されたり。是によりておもへば、此物語作れる世は、中納言の人といへども、男の鐵漿染ることはなかりし成べし。今井似閑の和訓類林に、西峯先進の説に謂、始二于後鳥羽天皇一。見二于日本傳一と書る、さも侍らん。朝廷の一變おもひはかるべし。

○專齋の老人雜話に、今世の肩衣袴は、近衛龍山公、薩摩にして制し給へりと記す。世には松永彈正製せりともいふ。いづれか眞なるをしらず。戰鬪の間、袖の長きを不便なりとて、素袍の袖をきりて製せしよしなり。玉露に、宋渡江以來、士大夫始衣二紫窄衫一。上下如レ一。又云、紫窄袖衫乃戎服也。出二於兵興一時權宜一、而相承至レ今不レ能レ改と記す。袖の窄きと袖のなきと、兵興一時の權宜に出るもの、其意全同じく、永世改ることあたはざるも亦同轍なり。

○伊勢物語の畫に、烏帽子を冠りながら臥たる所あるを、かくはあらじと笑へる人ありしが、榮花物語に、儀同三司伊周公、なやみ臥給ふ所に、烏帽子を引入給ふよし見えし。又古今著聞に、修驗者が釜匠のゑぼうしを盜着、女の臥所へ忍びしこと有。やゝ後世まで然しにや。或人は其頃までのゑぼうしは、巾にて黑漆にて堅めしものにあらねば、便利成べしといへり。男たるものは、卑賤の者といへども、必着ること、即彼伊勢物語隅田川の所に、船頭の象はたれもしれり、濱名橋の古圖に馬士、又物賣店の主が、ゑぼうしを着たるさまも有き。近頃田舍より出しとて、疊みては懷にすべく、左折にも右折にもすべきものを見しが、源右大將の烏帽子とて、鎌倉某の寺に傳るもしかなりとぞ。又義經、少年の日東行の路にて、左折のゑぼうしをもとめ給ひしに、速に折たてゝ參らせし由、小說に見ゆ。うるしぬりにては、速に折たつることかなふべからず。後三年の奧州合戰の繪卷物に、胄を脫て手に持たる兵の烏帽子を着たるが、胄の下に着たれば、ひしげたるさまを畫けり。今の士ゑぼうしも、頭ひしげたる象なりといふ人もありき。たゞし近古の詞に、ゑぼうしを緣ぬりといひたるは、轉じて緣計を漆ぬりにしたるにやとおぼし。さるに日本紀天武天皇の卷、十年丁卯、男女始結レ髮。仍着二漆紗冠一と見え、北畠准后の神皇正統記の天武帝の條に、朝廷の法度多く定められにけり、上下漆ぬりの頭巾をきること、此御時より始ると書給へるも、右日本紀の文に據たまへると見ゆ。おもふに此漆紗とある沙は紗にて、是は朝服の冠に限り。ゑぼうしは後までも巾なりしにや。知る人に尋ねべし。朝服の冠も、もと紗の巾にて髻を卷て、紐にてゆはへ、それを後へ垂たるが纓なり。是は誰も知ることなれども、童蒙のために記す。又彼十二冠階の時の次第、大織、小織、大錦、小錦のごときは、織地と色をもて、わかたれけんかし。

〇衣裳は禮の標示、尊卑のわかるゝも是によれり。一トとせ或卿、關東に在留し給ひし日、大火有けるに、美麗なる官服にて、提灯を照らし遁れ給ひしかば、近よるものなく、さしも騒動の間に障なかりしとぞ。其反にて、諸侯盛會の時、急火ありて頓ににげはしり給ひしが、皆麻上下なり。出入の町人も能見物を許されて參りしかば、ともに遁たるが、同じ姿にてわかちがたく、國主も工商も雑りて、一ッ小屋の狭きに押合て、しばしあられしとなん。又一笑話あり。あふみにてすまひ好む男、深夜く旅立たるが、山陰にて賊にあひたり。衣類を脱ずば、めにもの見せんといふに、おそれてたゞちに裸に成たり。裸になりたれば氣強くなりて、彼賊を引とらへ、すまふの手にて、何の苦もなく谷へ投入ゝ、心靜に衣類を引かづきて過しとなり。是は赤はだかに成し故に、平生好むすまひの力わざを思ひ出しなり。衣裳によりて禮を思ふも、亦かゝるべし。「何ゆゑに捨にし世ぞと折々は姿にはぢよ墨染の袖。といふも、緇素のかはりはあれど、形をもて心を正す道理は同じ。

〇謎語といふもの、やまとも、もろこしも、古へより聞ゆ。絶妙好辭を謎字にせるごとし。こゝに栢原の瓦全記せるもの有。をかしければあぐ。

「あたり近きに、ある宮がたの古女房の仕ておはしけるが、雨夜のつれ／＼なるに、なぞ／＼などかけて興じ給ふ。椿葉落て露となるとかけて、雪とゝく、椿葉落てとは、はの言を除くなり。露となるとは、つばきのつをゆに置かふるなり。さてゆきとはなりぬ。これにつきて、かの兼好の書給ふつれ／＼草の中に、馬のきつ、りやうきつにの岡中くぼれいり、ぐれんとう、といふことのわきがたきに、ものしりの大納言殿もまけになりて、負わざいかめしうせられしといふこと見ゆるが、心にうかびて、かうがへ見るに、馬のきつは馬といふ言のくなり。りやうきつにのをか中くぼれりとは、りと

かと上しもの二文字をのこして、中の七文字をのくるを、中くぼれいりとは、いひまぎらはしたるなり。ぐれんどうは顚倒にて、殘れるりかの二文字をさかしまによみ、雁になるなぞ〳〵とはとけたり。さしも深くいひかすめて、興ぜしむかしの風流なるべしといへり。おのれおもふに、此うちれいりの三もじは、いひまぎらはしたるとはいへど、猶いかにともおもはるゝものから、かりと判ずるはおもしろし。〔割註〕此ころ、後奈良院御撰の謎の書を示す人のありしに、「ゆきは下よりとけて水のうへにそふ弓と解。「いちご岩なしちごとゝとき、「花の山は花のき、はゝその森はゝその木、山寺ととくるいこれなり。

○和名抄に、獨樂和名古末都玖利有孔者なりと有り。然るに行成大納言小松ふりといふものに、むら濃のいとを添て奉れ給ふといふこと小世繼に見ゆ。くりとふりとは通へども、通す時はふるものなれば、ふるは言のもと歟。糸もてまはすものあれば、糸を添たまふもきこえたり。有孔者也の註は、今世のさまに異なれば心得がたし。もし孔に糸を通してまはせしにや。

○除夜に懸想文といふものを賣を買て、元旦に是をひらき、其年の運をうらなふこと、元祿の比ほひまでありしならはしとぞ。けさう文といふは、艶書の事なるを、彼うりける文は、女文などのさまにかける故に此名ありや。或は此文にて、未嫁女の緣のよしあしを占ひしともいへり。予其文を見ざれば、さだかなることをしらず。一老人いふ。板に彫て賣物にする文に、凶事のいま〳〵しきことをやは書べき。是をもて吉凶をうらなひしは、愚に直き事なり。今世の黠智盛なる人々は執用ず、廢れしもことわりなりといへり。

○厠を雪隱と常にいひながら、人其所以をしらず。是は夢想國師の法嗣、義堂和尚の著されし空華集

に、雪竇和尚音便にてセツトウと唱ふ。靈隱寺の淨頭僧の名、厠を司る役となる故に、かくいひはじむと見ゆと、祖芳和尚の話なり。又東司厠のことなり。に、雪隱の二字を額とするは、建仁寺に初ると同じ話なり。予思ふに、近古禪法盛に行れしかば、屋舍器財の名も禪流に倣へること多し。玄關の類のごとき、かぞふるにいとまあらず。雪隱もこれなり。〔割註〕兒輩のためにいふ。是も音便にてせつちんといふべし。せついんと改る人は笑ふべし。

○今世造作をせる時、諸職人に三時の食物の外に、勞を慰むるために、酒餅の類を與ふるをけんずいといふ。其字も義もしらず。唯ならはしにていふものも聞ものも、此事と心得るなり。然るに此比、藤叔藏藏せる古文書の零紙を見るに、硯水の字を用ゆ。

天正十九年六月

櫓造作入目注文と題せる數條の内

三十文　粽　硯水一日分

同　ヲカ引ノ內

十六文　酒　硯水

硯水と書る仔細は未レ聞。もし硯の乾きたるに、水をうつすがごとく、疲たるものに酒菓を與へて、是を慰め用をなす義にや。されど是は推量の說なり。橘洲は間食かといへり。

○餅を、かちんといふにつきて、或は能因法師、伊豫の三島にて、祈雨の歌をよみて驗ありしよろこびに、餅をつきて、もてなしけるよりおこれるとて、則歌餈の字を充。又いつの比とかや。朝廷御衰微の比、川端道喜なるもの、日每に餅を獻ず。〔割註〕是は例にて、今も日每に小豆のもちを獻ずると

そ〻それが褐色の服を着たりしより、女房達けふはかちんはいかになどいひならはせしより、終に餅の異名となれりともいふ。皆信じがたきを、藤堂樂菴、搗飯ならんといはれしは、理に覺ゆ。搗栗といふも栗を搗たるなり。

○婦女の詞に、米をうちまきといふは、散米よりいへるなり。うつぼ物語藤原君ノ巻に、「いちめはらへさせんとする時にのたまふ、あたらものをわがためにまばかりのわざすな、はらへすともうちまきによねいるべし。もみにて種なさば多く成べし。〔割註〕是は大臣にて吝嗇甚しき人、市女をとりて妾にしたるが、煩ひ給ふ時のさまを書り。」と見ゆ。是にて明らかなり。

○俗間に甲字を誤て冑のことゝす。按るに、禮記曲禮上篇獻レ甲者執レ冑。鄭注、設二其大者一擧二其小者一便也。甲鎧也。冑兜鍪也とみゆ。是にて甲冑の差別分明なり。或人云、史に得二甲首一とあるより誤れり。是は甲着たる者の首といふことなりと、さも有べし。

○血に泣といふことは、世間皆涙の色のかはるを指ていふとのみ心得たるは、卞和が涙盡繼レ之以レ血と、史に見えたるによれり。然るに又、禮記檀弓篇、高子皐執二親之喪一泣血三年。此下の鄭注に、言泣無レ聲如二血出一と見ゆ。是は人の心つかぬことにやとしるすは、獻芹のたぐひ、遼東ノ豕の誚難し。

○時俗咳の高きを自負といふは、昔より然るなり。曲禮上に曰、車上不二廣咳一。鄭注、爲レ若二自矜一廣ハ猶レ弘也。と見ゆ。又榮花物語かと覺ゆ、有國卿、御堂殿のために造作のことを指揮せられしに、なげしを高く作らせたり。後に上東門院御入内の時の儀式に、なげしの高きが用にあたりしかば、有國卿高く咳せられしことあり。こなたにても久しきならはしなり。

○先年金龍道人といふが、祇園林にて庵を結び、茶を施すよしにて、義茶亭と名づく。義字のことを尋

けるに、唐山にて蜜湯を施すことを、義蜜湯といふと計こたへて、出所に及ばず。按るに、義字に施の意はあるべからず。此比、正字通義字下を見るに、容齋隨筆を引て、人物以レ義爲レ名。其別最多の條々の中に、與レ衆共レ之曰レ義、義倉、義社、義田、義學、義役、義井之類是なりとあり、然れば施にはあらで、人と共にするの意にて用るならんかし。

○ついでにいふ。右の容齋隨筆に、衆所二尊戴一曰レ義。義帝是也とあり。しかるに義帝は、項羽是をたてゝ、其威を借ものにして、陽尊のみなれば、猶義子、義兄弟のごときかといへる人有。彼隨筆にも、自レ外入而非レ正者の類を擧る條々有。義帝も亦此中に入べし。たゞし生存の日に稱するならば、表は衆尊戴の意にて、裏面は非正の意にやあらん。

○義齒は俗いふ入齒なり。四條に名工あり。予が友人是に此物を托せる時、工人いふ馴給はぬ間は、心あしきものなり。それを堪て久しく經れば、まことの齒にかはらぬやうになれり。たとへば、義子のごとし。血肉の者にあらねば、愛も薄く心にかなはぬことも有べけれど、忍びて養育すれば、實子のごとくなるものなりといひしが、其後此友人、男子を養ひて、女に婚ける時、此工人の言をいくたびかおもひ出て、ことなく相續せしめたり。義齒によりて善言を得たりと喜しを、此義ノ字によりて思ひ出たり。友人も工人も倶に賢なる哉。

○或人話に、辻といふ字、此方にて作れるは、誰もしれり。然るに世に辻と書は義なし。十字街の事にて、十しといふ假名を、一字になしたるなり。四辻殿略譜にも、辻と書る。若又辻とかけるは、之はしに同じとぞ。

○本朝にて作れる字、右に擧る辻字の類、峠、畠、畑、榊、など猶多かるべし。拵の字も、此方にて作れ

るとおぼえたるを、或人見出て示す。字典に、引二五音類聚一云、俗弄字。此方にては、かせぐといふことに用て、義は異なれども、かしこの俗字なり。唐則天の時、作れる字どもゝ物に見ゆ。又今の清朝にて作れる俗字塊は、橋限の事の由、線香などの印紙に見ゆ。涾は舟の着岸のことぞ。又礁といふ字、海上のことに不レ懼二風波一懼レ礁と、満人の文にあり。水中の大石にて、船を損ずる故おそるゝなり。こなたにて今はえといふものなるべしと、故人樫田房州話なり。私按ずるに、列子にある沃蕉石の故事より出て、二字を一字にせるにやあらん。

○學者彼是會談せる時、漢人の錄石數、戸數の話におよぶ。明文を記得せる人なかりしが、おのれ前漢書にて見しを、ほのぼのおもひ出しまゝに語りき。手近きことにて、かへりてよくおぼえぬ人もあればこゝに擧ぐ。前漢百官公卿表題下師古註曰、漢制三公號稱二萬石一。其俸月各三百五十斛、穀其稱二中二千石一者、月各百八十斛、二千石者百二十斛、比二千石者百斛、千石者九十石、比千石者八十斛、以上斛數、同功臣表、平陽懿侯、曹參侯、肰戸數下、以二右丞相侯萬六百戸一。同六世元鼎三年侯宗嗣。中略、戸二萬三千、蕭頭許惠元曰、參始封二萬六百戸一。至二其六世一。乃有二二萬三千一。叙所謂叙ト八功臣表之叙也。四五世間流民歸戸口亦息者也。以上戸數。私にいふ、封建の世、列國千乘の富にも及べるを、郡縣の世となりて、三公といへども、周年の通計、纔に四千二百斛、封侯の戸數は是にあはせては大也といへども、また封建の世のさまにくらぶれば、物の數ならず。此方も中世まで、職田、位田の定め、令に見えたる所、位田は一品八十町、二品六十町、三品五十町、四品三十町、正一位八十町、從一位七十町、正二位六十町、從二位五十四町、正三位四十町、從三位三十四町、正四位二十四町、從四位二十町、正五位十二町、從五位八町、女減二三分之一一。職分田太政大臣四十町、左右大臣三十町、大納言二十町。かくのごとくな

れば、令外の官もまた准らへて知べし。乗官ありともいふに足らじ。但し荘園は、官位に拘らず、代々相傳し、天暦の比ほひより後、藤氏の威權盛なりし時は、國々にあまた持たまひたりけん。されども大よそをおもへば、今封建の世の大小侯には類ふべからずこそ。

○或人とふ、昔の貴族、其富、今の諸侯に及ばざるはさることなり。然るに殿舎諸佛寺の造立、廣大なるものゝ成しはいかにぞ。答ふ。是は其功人民を驅使ひ給ひしによりて、費用は材木金銭の類のみに止るゆゑ成べし。されば佛寺の建立の功德を尊給ひしにこたへて、こと〳〵く是地獄の業と、永觀律師は歎息し給ひけんかし。

○又或人、神社に位階を奉らるゝことをいぶかしみていふ。もとより貴き神を、正五位、正四位など申ことはいかにぞ。答ふ。是は正五位なれば十二町、正四位なれば二十四町の田を奉らるゝなり。次第は令の定のごとし。有名無實にして、稻荷といへば、必正一位を社家より免許せるたぐひにはあらず。

○昔年高橋圖南翁の話に、三百年前の膳具の書つけに、がんぞうとかなにてかけることあまた見ゆ。それはいろ〳〵の物を取交へて、繪やうのものにせるなり。此がんぞうの名義詳ならずとありしに、おのれも近江にて、つねにがぞうと、人のいふを聞侍りつ。されども其義はしらずといひしが、ふと其席上に思ひよりて、もし含藏の字にて、繪の中に色々をふくみかくす意にやといひしに、いな三百年前の文華なき時、さやうに文字をあつかふべきにあらずと有し。さて歸りても心に掛りて、思惟せしが、何のこともなく、合雜の字音なるべしと、思ひ得て、他日翁に正しければ、誠然々々と點頭ありし。がふもがんも横通にて同じ。

○槃庵老人問、平家物語の景淸は十六でをぢを討といへるごとき、での字如何。予云、にてに代るなり。曰、然らばにてを、でといふ意如何。予暫按じて答ふ。にての約ねなり。ねの濁音でなり。槃庵大にうけがはる。

○或人云、平家物語の內に、本三位重衡と有。本の字心得がたし。一説に、父子三位なる時、父を本三位といひ、子を新三位といふといへるも、本三位の證を不ㇾ知。うへに重衡卿子なし。是は平ノ字を本にあやまるならんかといへり。

○或書に、彼斯匿王經を引て出せる語、守ㇾ口攝ㇾ意身莫ㇾ犯。如ㇾ是行者得ㇾ度ㇾ世。周利槃特。以二此偈一得二阿羅漢果一。匿王怪而問ㇾ佛佛偈答曰。學必不ㇾ多。行ㇾ之爲ㇾ上云々。たうとき哉。身口意を愼しむこと、かくのごとくならば、まことに足ぬべし。われ人、學を好めども、實ならざるをいかん。あるもの言に、おのれらがごときものは、耳學問なり。もの學ぶ人は、眼學文多しといへるは、理におぼえき。鳥窠禪師、樂天に對して、諸惡莫ㇾ作、衆善奉行と示されしを、こは三歲の兒童も知るといへりしに、知ることは三歲の兒もしる。行ふことは百歲の翁もかたしと說れしも是なり。槃特は愚魯なるがために、一語もて得道し、世人は黠智によりて多岐に迷惑せり。實に小智は大道の敵なる哉。

○予ひそかに四少三安の養生を思へり。四少は少二飮食一、少二交遊一、少二言語一、少二思慮一也。三安は安ㇾ分、安ㇾ心、安二死生一也。しかも四少猶守りがたし。況や三安は賢者も病所歟。何ぞよくやすんぜん。唯年老て世間に希望の事なきのみ、自然の養生となる。是は餓鬼の斷食といふものかも。

○此比、百如律師の法語を示さる。其初に人の褒るは諂へるにあらざれば、吾あしき僻をしらざる故なり。諂るはあたらずといへども遠からずとあるは、實にたうとし。寵辱如ㇾ驚、吾儕のためには、適

當の藥石なり。

○觀二山水一亦如レ讀レ書。隨二其見趣之高下一といへる古人の語を、幻阿法師とう出て、若き時しれる所も、老て再び見れば、更に同じものにあらずと書れしは、さることにて、さすがに年ふりぬれば、かはらぬ風雲月露も、其趣味を知に近し、さるから又、松永翁、老ぬれば眼はあがり、口はさがるとて、白長頭丸と名のられしはをかし。しかのみならず、人の喜びもせぬ年にほこりて、人を見くだし、吾いにしへのよからぬことは、いかに知る人尠しとて、恥べくも思はで、初生より賢きおもゝちして、假初にも理屈めかしくものいふなん。吾儕の僻なり。此よしなしごとゞも、筆にまかするにつきても、此僻やまじらんとおそるゝ所なりかし。

閑田耕筆　終

吾かその翁、つねの心淡しきからに、筆ずさびもまたあわし。さればある人なじりて、此條々うちおもふまゝにしるされて、あるはかにかくにあげつらひもあれど、とりすぶる所なきはもとより、おのれにたてたる旨なければなり。よくまれ、あしくまれ、一トかたに心の筋をとほしてこそ、もの書かひはあるべけれといふ。やつがりこたふらく、そのたてたるむねなしと見ゆるが、おのづからにたてたるむねにやあらん。かぞは常にわが心狹きを恥るものから、あはれ大空に倣らはばやといへり。曇み、はれみ、雨よ、雨よとさわぐとも、跡をとゞめじとおもへるならしなどいひて、後にしか〳〵とかぞに告れば、彼言よし。いましがこたへもまたよし。さばれ文字のたがひ、言の滯る所をよくかうがへてよといひてやみ。此日比、この文の端に終に、まなかなの言添てんといふ人もあれど、さることゞもしきものにはあらずとてうけねば、あまりにさう〴〵しきからに、いさゝげ此あげつらひをしるして、かうがへの筆をおさむ。

寛政十まり一とせの霜月

男　伴　資　規　誌

萬蹊伴先生著

閑田次筆

文化三年丙寅仲秋發兌

閑田次筆序

かぞの翁は、わかきより胸ふたがれる病のあなるからに、たゞよそにあそべば、氣ものびらに、心ものどに成ぬとて、老といふ名のはじめのほどは更なり、いそぢむそぢにあまるころまで、猶はるけき海山を見んとて、旅の空に出たつことをなんよみしけるも、やゝ七十まぢかき頃よりは、はつかなる所へ杖ひくもうるさしと、あら田のいほにひたやごもりにこもり、花見るもくるしかりけり青柳のいとよりよわき老が力は、とよみたまひし人もあなれど、こはよそにまうづるにこそ、我は居ながらにとて、庭もせの花に心をなぐさめ、軒もる月を寐覺のともとして、いとまあるをり／＼は、わかき時より見もしきゝもし、こゝろにとまれるくさ／＼を、かきちらしたる反古とうでゝ、是こそ老が心やりなれとて、此ごろ見聞ける事をさへ書つどへられしを、ふ

むやらがそゝのかして、梓にのぼせしは閑田耕筆なり。これもまたそがつら成からに、もと末もつばらかならず、もとよりわらは子のひゝなにたぐひたる、老のもてあそび艸なれば、こと〳〵しく世に出すべきものにはあらねど、またせちにすゝめらるれば、翁のこゝろはしらず、わたくしにさきの筆をつげるてふ名をおふせて、かのもとめにしたがへるはや。

男なほ樹とものり誌

文化といへるとしのはじめのとし

長月のもち

閑田次筆目次

閑田次筆　巻之一

閑田廬蒿蹊著
男直樹伴資規校

紀實

○寛政年間、和泉國貝塚の人岩橋善兵衛、新に望遠鏡を製す。その形八稜、周圍大抵八九寸、長はこれに十倍す。政府の司天臺に蠻制のものを藏めらるゝといへども、其他にきくことなく、善兵衛が製する所はじめなりとぞ。五年丑秋七月廿日、橋南谿の宅に人々つどひて、これをもて諸曜を窺ふに、能肉眼の視ことあたはざる所をわきまふ。もとより蠻人のいふ所に符へり。先日を觀るに、四邊氣ありて毛のごとく、氣みな左に旋る。日面黑點五ッありて大小等からず。善兵衛いふ、黑點十餘日を歷て日面に亘る。冬春の間は黑點最多しと。又或は、蚯蚓のごとく梵字のごときをも見る。其色純黑にして、其何物といふことをしらず。又いふ、日邊の氣、朝は右に旋り、夕は左に旋る。卯酉の二時、山の頂よりこれを觀れば、日輪雞卵のごとし。日邊氣の庬大、鋸齒のごとしと、市中は隔ありて見ることをえず。月を觀る、其色新に爐を出る銀のごとし。其虧る所泡沫のごときものありて、大小一ならず、數十相寄る。肉眼見る所、月中黑暗の所、鏡をもて見るもまた微しく暗し。其象車輪の紋に似たるもの三ッを見る。また蠶豆の大なるもの二ッあり。極て鮮明にして、光芒四方に出づ、其外彼泡

沫のごときものあまた點綴。其魄則肉眼の見るところに異なることなし。歳星をみる、正に圓に肉眼の滿月を見るがごとし。たゞ東邊微しく虧るに似たり。善兵衛いふ、子時より前、星在レ西則東邊微く虧、子時より後、星東にあれば西邊微虧と。南谿謂、日光の向背理あるひは然らん。歳星の傍四小星あり。其二右にあり。遠きもの明らかに、近者微なり。其一在レ左、あまりに近して辨へがたし。其一ッ上にあり、亦まぢかくて辨へがたし。善兵衛言、前に見る所四小星の所レ在皆同じ。但本月十八日の夜より、四小星居を變て、今見る所のごとし。まへに見しは右一ッ、左二ッ、上一ッ、皆明らかにして辨へやすし。蓋本星左にうつりて然る歟。鎭星を觀る、其象長く米粒のごとし。蓋本星の上下兩耳ありて相附く、其相附所微界限あるを見る。尾宿の第三星、光芒上にむかふものを觀る。其實五星相聚りて然り。其三ッ下にあり、其二ッ上にありて、所謂光芒なるものなし。尾宿左鈎の上の白氣を觀る。其實小星二十三相聚るなり。奎宿の白氣をみる、其實もまた白氣なり。北斗の開陽星を見る、輔星の外又一星あり。其本星もまた二星相依るもの、相接の近き開陽星爲レ最、牛宿上の二星相依るものを觀る。鏡を用るのかひは更に濶大なり。その本星も亦一小星傍にあるあり、下の三星左角の星、二星相依るものなり。北極星は四小星これを圍む。其距間遠近齊しからず。善兵衛言、其一星眞に處を動かずと、其他肉眼をもてしられぬ。星あまた鏡を用て觀れば、明らかにして數ふるに遑あらず。又此後同じき七卯のとし十月、善兵衛再びきたり、前の制せしよりも更に大にして、星をみるも亦明なるものを携へて觀せしむ。歳星をみるに、星面に三帶ありて、三ッ引の紋のごとし。鎭星を見るに、一ッの輪ありて本星を斜に纏へり。其輪左のかたは本星の上にかゝり、右のかたは本星の下に入る。其輪本星の上下に出るゆゑに、長く米粒ごとく見えしなり。後又明年辰の春同じくこれを見ず。時に

觀日月星圖

月眞象

歳星真圖
木星也
鎭星真圖
土星也

太白星をみるに、すこし虧て十二日の月を見るがごとし。銀河の中の最白きを見れば、細小の星數十百千、聚て、紗嚢に螢を盛ごとし。鬼宿中の白尸氣をみるに、小星廿八聚りたるなり。以上は橘南谿漢文に記されしを和してこゝに擧ぐ。予は天學のこと露ばかりも窺はざれば、一言をいるゝに由なし。彼岩橋善兵衛か奇工、實に希代のことゝすべし。京師にも又七なるものゝ自鳴鐘に奇工を盡し、蠻製の器物などたがはず摸せるたぐひ、すべて人の才は他より計るべからざるものなり。

○大典長老對馬國にあられし時、仲秋の月曇晴、京と異なりし旨を語られしことを、葛原詩話に（六如上人著述）記されしが、去年癸亥の仲秋、京師は十四夜曇り、望夜は雨降、十六日は朝の間より巳刻におよびて、小雨うちしまきけれど、漸々にはれて、暮ぬうちより空こゝろよく、月もとも清明なりき。然るに河内國石川郡山田村の人、先の雨夜は同じく、十六夜は初更過るより晴たりといへり。又但馬豐岡の便には、十四五六ともに雨いたくふり、十七夜始メて空はれたりといひて、「三よさまで寐て立まちの月夜哉」といふ俳諧の句を見せたり。かの對馬は地方遙に隔り、朝鮮に隣たれば、異なるもなほさこそともいふべきを、河内は無下にちかく、但馬といへども、空にてはいくばくの間もあらじとおもはるゝに、かくばかり雲氣のたゝずまひのひとしからぬは、ふしぎなるものなり。右は此夏のころ書置しが、又此仲秋望日、晝間は雨ふりて、今夜はいかにとおもひしに似ず、薄暮より空こころよく晴ゝ、月のひかりもことさらなりしを、江戸橘千蔭よりの文には、かしこは空曇り、いたうふけ過てからうじて晴ぬるよしなり。さればこゝには異なりといひて、「暮るよりさやにみやこの望の月あづまのそらやしほくもりせし、と口すさびておくりし。

○新井白石先生、仙臺佐久間洞岩翁に贈られし手簡數十通、（俗牘也）おもしろき話ども多きが、其中に某のとしの秋の手簡に、「中秋などのことも年來常に來賞は一二聲、其餘は定り候事もなく候ひし、當年に限

り候て、彼常に來り候人も、遠所を凌ぎがたく存候に、〔割註〕此比白石翁、宅を郊外にうつされたればかくいへり。」出て來たり候人、當年までに三十年、一夕も欠ず候を悦候ひし事に候、酒後は和韻もなりかね、情字の韻一句を、千里郊外中秋色、三十年來故舊情、と申十四字書ちらしつかはし候、當秋の晴れ、五三年にこれなきことゆゑ、右のごとくにも候きと有は、八月廿日の書にて、其後洞岩よりの返翰ありしなるべし。十一月廿八日の再答に、「中秋夜其地陰晦に候よし、如レ仰古人の說に、中秋は萬里一晴、萬里一陰と申候事、たしかに無稽の論とをかしく候、其節何ぞもの詩寫し進候程の佳作もなく候ゆゑ、不レ能ニ其義一候、中略、手前一聯は、一聯のまゝにて、あとさきもなくめで度、來年足し候はんとて、これも一興に備へ候き、潘郛老滿城風雨を、重陽の例たるべく候。

右の書簡を集めたるものは、本年甲子の春吉備津の人に借得て、去秋今秋の陰晴等しからぬに同じ趣なれば、をかしくて書出す。はた中秋の賞一聯に情盡て止ミ、めでたく來年足さんとあるも、いと面白きことなり。詩人も歌人も、情意なきにしひてかまへ出すはよきことも出來ず、又くるしくもあることなり。月にむかひ、花にあそび、酒など汲、時に御作は、いかになどとふは人の僻なり。ある卿の仰られし、凡美景にむかひ、勝地にいたる時、しひて其趣きをよみ出んとすべからず。其氣色を意にしめおけば、題にのぞみておもひあはして、よきことといでくるものなりとなん。いとことわりなる御しめしなり。又川北自然齋といひし人の話に、儀同三司實陰公のよみたまへる秋田の題に、

「朝霧に袖はまかせて小山田にをしねほすべき日かげをぞまつ、とあるは、實に如レ畫、われ嵯峨の庵室より望むに、秋のあした霧をわけ露を凌ぎて、うばも家婦も打むれて出きたり、きのふ刈し稻とり掛け、あるは烟草くゆらしなどして、日のさしのぼるをまちつけて掛干すおもむき、全く此御詠のごとし、よく實景を見とゞめたまひしものと感ずとかたられし。おのれまだ無下に若きときのことなりしが、月の一聯に引れて、心にうかむまゝに錄す。

○西國某の國に一老婆、船出に天氣を見ること神のごとくなりしかば、大に稱て浪華へつれ來りてこれをうかゞはしむるに、ひとつもあたらず。それはいかにと尋るに、故國にては雲のゆきゝに付て、眼當とせる山あり。こゝにては其山なければ、唯雲氣をのみ見るゆゑにあたらずといへりとぞ。いとをかしく、萬のことにわたりて、かやうの類ひ有べき事なり。

○夕月の形によりて晴雨を占ふこと、つねに人のいへることにて、大やうたがはず。さるを或人は、其月によりて夕月の象は定まれるものなりとあらがひしが、先に中山三柳の醍醐隨筆を見しに、月如ㇾ懸ㇾ弓少ㇾ雨多ㇾ風、月如二仰瓦一不ㇾ求自下、といふ古語を出せり。然れば今時のいふ所に同じ、所謂論より證據なり。

○夜間暦を見ることを、あるひはいむ人あり。中古物いまひ多かりし代にも、この説はなかりしか。榮花物語に、東三條兼家公、一條天皇の東宮にたゝせ給ふにつきて、圓融帝の內勅にて、祈などせさせ給ふ所に、「女御殿にものさゞめき申させ給ひておほんとなぶらめしよせて、こよみ御覽じて、所〲におほんいのりの使どもたちさわぐとあり。

○今の暦の上段に、開閉など記せることを中段といひならはすは、貞享以前の暦には、支干日並の上にありしゆゑ、今の上段が中段になりしなりと、予が若きときに老人の話なりし。

○百人錄といふ書に、月は東方卯の影うつり、日は西方酉の影うつる。ゆゑに兎と烏を畫くといへり、と龍艸廬の筆記にみゆ。是にて金烏玉兎のわけ明白なり。手ぢかきことなれども、これをいへる人なかりしにや、百人錄はいかなる書とも、其作者も時代もしらず。

○過し壬戌のとし七月晦日、上京今出川邊に一道の暴風、屋を壞り、天井床疊をさへ吹上、あるひは赤金もておほへる屋根などもまくり取離たり、纔に幅一間ばかりが間にて、筋に當らざれば咫尺の間にて障なし、末は田中村より叡山の西麓にいたりて止りしとぞ。蛇の登るならば雨あるべきに、一雫も

降らず。これ羊角風といふものかといへり。北國にては折〳〵あることにて、一目連と號くとぞ。又別に一種の風有て、俗にかまいたちといふは、かくのごとく甚しからねど、此筋にあたるものは、刄をもて裂たるごとく疵つく、はやく治せざれば死にも及ぶとなん。これは上方にてはなきことなりと思ひしに、今子のとし、予が相識人の下婢、わづかの庭の間にて、ゆゑなくうち倒れたり。さてさま〴〵に抱へたすけて、正氣に復して後見れば、頰のわたり刀もて切たるごとく疵付しとなん。即これなるべし。又是につきて、ある人の話に、下總國大鹿村の弘教寺の小僧、この風にあたりて惱みしに、古暦を霜にして付しかば、忽ち治したるとなり。暦を霜にして付るといふことは、予もかねて聞及びしが、これは現證なり。下總甲斐の邊にては、窻明り障子なども暦にて張る。かゝれば彼風いらずといへり。さて其わたりにては、風神太刀を持といふより、かまへだちと稱ふとかや。かまいたちと稱ふるは、此語をあやまれるにや、是は語に理あり。

○辛酉のとし極月より壬戌の正月におよび、長崎に疫邪流行す。予が門に遊ぶ人、かしこに事ありて、一周年が間旅ゐせるも、病たるにつきていひこされしは、阿蘭陀人より傳へしとも、又去年漂流せしアンホン、その外蠻人より生ぜしともいふ。往年暹邏人渡來りしより、風邪流行せし例なりときこゆとなん。此邪氣、長崎より九州を經て、つひに上方におよび、世間一遍になり。京は二月の二十日餘りより三月二十日ごろにおよび、毎家毎人病ぬものなし。近江わたりもおなじ頃とぞ。風邪に似たれども、一種の疫氣ならんと、呉又可が溫疫論にて思ひ合せぬ。療治も凡微疫をもて藥したるは、速に効をえたりと見ゆ。さてあやしきは邪を病ものは、必袂のうちに毛ありといふ。それは腋毛の落たるならんと嘲る人もありしかど、予が近江の親族の者、たもとのうちに薄赤きいろの毛を一すぢ見つけて、家の内のものどもの病るを、人毎に袂を見せしむるに、皆おなじ。あるひは二すぢ三筋にも及

ぶが有しといひき。播磨、尾張の國々よりいひこせしも同じ。いとあやしきことなり。予が家に病みしは、はやくてさる噂も聞ざりしかば、心もつかず、いかが有けん。蠻人より傳へしゆゑに、かゝる毛も生ぜしにや。必秩の中より操出しも奇なり。定理をもてば論じがたし。

○壬戌の春、嵐山の花いとあしう見るかひなかりしは、うそ鳥てふもの、花の含たるほどよりついばみて、損ぜしめたりときゝしに、吉野も同じかりしといへり。其外の所も群飛して、櫻といへば喰たりといへど、予が閑田廬の庭に數株あるは、速きも遲きも例にかはる色もなく、もとより見馴ぬ鳥も來ざりき。山をのみ尋て群たりしか、もし花のあしきにつきて、此說をなせしか、しるべからず。

○前編に同名異所の多きことをいへり。又題名はひとしく、下の地の稱異なるもあまたあるべし。袖師の浦は出雲、袖のうらは出羽、袖の湊は筑前、袖の渡は陸奥、と諸名所集に見ゆ。又戀の山、凡の名所集には出羽といふを、契沖の考には出雲成べしとて、其國の風土記に、郡家正南二十三里といふ明證を引る。戀の杜、戀の湊は、同所にて伊賀なり。室は紀國、室浦は播磨、室生は大和、室山は伊勢にて、一志のうらによみ合せ、室野は備後にて、鞆の浦の磯の室野とよめり。室積は周防、俊頼朝臣の歌に、筑前竈山をよみ合されしかど、舟行の順路にて竈を過てとあれば疑なし。證空上人の遊女を見給ふもこゝなり。室戸は土佐なり。法性の室戸ときけどゝいふ、弘法大師の歌あれば、證空上人のことに混ずる人もあるべければ、わきて記す。又同國に室津といふ所、土佐日記に見ゆ、これも別か。

○室のやしまに立煙は、よゝの歌にきこゆ。しかるに其所を、貝原翁の日光の記の附錄に、金崎といふより一里半にして惣社村あり、林のうちに惣社明神のやしろあり、是下野國の惣社なり。其前に室の八島あり。小島のごとくなるもの八ッありて、其廻りはひきく池のごとし、今は水なし、島の大きさ、い

づれも方二間計、其島に杉少し生たり、此島の廻りの池より、水氣烟のごとく立のぼるを賞しけるなり。其村の人あまたに問けるに、今は水なきゆゑ煙もたゝずといへりと記さる。しかるに、此頃かの國の士の一說を得たり。これは一所にあらず。島と號る所八村俱に都賀郡にて、鯉が島、高島、萩島、大川島、卒島、曲の島、沖の島、仲の島等なりとぞ。いづれか是なることをしらねど、見きくまゝに記す。さて煙ははたして水氣歟、又里の煙歟しらず。室といふは若一所ならば、惣社村の古名歟、都賀郡の所々をいふとならば、郡内にて室といふ惣名ありしにや、辨ふべからず。室といふ名も煙によしあり。

○世にことなる苗氏稱號などは、大かた鄕里の地名なり。和田の親族に朝比奈の三郞といふは、人よく其名をしれり。こは和名抄安房國の郡名に、朝夷と書て、あさひなとよめる有、そこを領せられしにや。

○前編に三河國八橋は、今の所にあらずと、大竹大膳といへる人の說を擧しに、三河人芝田氏うけがはず。順路にとりてきたく今の舊跡なり。彼大竹氏は高年なりしかども、其說恃がたきことゞも多しといへり。

○二村山、契沖師の勝地吐懷篇に曰、和名抄に、尾張國山田郡両村布多無良とあるによれば、三河にはあらぬにや、但し詞華集にはたしかに三河とありと。以上、予按ずるに、詞華集橋能元の歌の言書に、武藏の國より登侍けるに、三河のくに二むら山の紅葉を見てよめる、「いくらとも見えぬもみぢのにしき哉たれ二むらの山といひけん、と見ゆ。例の都人の國をあやまらるゝなるべければ、和名抄の慥なるに從ふべしとおもへるに、去年右の芝田氏きたりて、三河の圖を示されしついで、此事をたづねしに、今三河國藤河の東に、山中寶藏寺といふ淨宗の寺の山を、二むら山といへるは非なり。二村山は尾張

に決す。かの所謂山田郡、今は絶て愛知、春日二郡に分隷ぬれば、兩村も辨ふべからざるに似たれど、張州府志といへる書、國君の命によりて編集せし中の說、（此書寫本にて世には出ざる物なり。）從ふべし。鳴海より二里餘東、今の街道より下れば、左に入て沓掛といへる邑、即二村の鄕にて、大なる里なり。此里の西の峠二むら山にて、東は尾張、三河のさかひ河なり、とあり。かゝれば、古人も誤て三河ともおもへり。峠に立像の石佛あり、上は折れて殘る半身に、大同貳年の銘見ゆ。これもむかしの官道の徵とすべし。むかしは鳴海と池鯉鮒との間に入海ありて、堺河へ汐のぼりて通るべからねば、東の山へかゝり、堺駒場を經て八橋の邊へ〔割註〕是今の八橋にて、往來の順路なれば異所にあらず。」至りし順路甚明白なり。今は入海埋れたれば、街道も改れり。仁治の光行記行〔割註〕今印本誤て鴨長明とせること、既に前篇に辨ず。」に見えし路のついでも、宮を出と有て、鳴海のうた「次て二むら山にうつる。こゝにてのうた「玉くしげ二むら山のほの〴〵と明行末は波路なりけり、とあり。此山遠く海を望み、景色甚だよく、まさに此歌にあへりなど、芝田氏も至りて見し旨を、彼府志にあはせてかたられぬ。

○名山大河を探ることを好むは、大史公が遺意にして壯なりといふべし。されば不二峯などに登るは、儒士の好む所なり。ふじも淺間もよそより見てこそおもしろけれ。昔より歌といふうた皆、よそより見ることをよみて、登たるはいまだ聞ず。夜ごめに登りて石室に息ひ、雪の汁を吸り、燒穴をのぞきて、砂の力に下るは、何の益ぞといふは、優美を好む歌人の情なり。女めかしき情ばへなど誚るも、また一概の事なり。都良香の富士の記も登臨せるにはあらず、辛をよみし甘をたしむも、たゞこころ〴〵成べし。秋儀玉山登山して、遠近の景を連らねられしは、文にして悉せり。又百井塘雨が、自登て考論じたるも益あれば、こゝに擧ぐ、其說に曰、富士は駿河、伊豆、相摸、甲斐、四州に亘りたり。

宋景濂が日東曲の第三首、此嶽を賦して、蟠根直壓二三州間一と作りしは未レ盡。又申叔舟が海東諸國記に、日本富士山高サ四十里、四時有レ雪といへる、此高サ四十里といふもの、いまだ十餘里を殘せり。甲州吉田口より直に絶頂に登ること、三百五十七町十三間といへり。又明ノ謝肇淛曰、莫レ高ニ於峨眉一、莫レ秀ニ於天都一、莫レ險ニ於太華一。莫レ大ニ於終南一、莫レ奇ニ於金山一、莫レ巧ニ於武夷一、其宅雁行而已。吾不二峯一山にして、其半をかねたり。猶其美麗なるや、面向不背の象狀、世に並びなし。されば文人雅士、一度此山を見ずしては、目をひらきがたしといふべし。中略、麓より樹繁き所を離れて、一合二合といへる兀山に出れば、暮過る頃頻なりし雨の脚麓へなだれて、雷鳴足下に響き、降音も猶甚しけれど、中天は月光玲瓏として、一點の雲なく碧瑠璃のごとく、時維レ七月望の夜なれば、彼唐帝の月宮に遊びたまふも、かくやと計、星の光さへ空中に曜きて、手にとるばかりにおぼゆ。兀山より上は里數をしらず。五合より以上には石室を設けて飲食を鬻ぎ、氷を灑てゝ湯とし、渴を助しむ。八合の室中に暫憩ひ、且飲且喰ひ、火に誇りて寒を拒ぎ勢を休むるに、いつしか眠きざして、覺えず時を移すに、室主おどろかし、夜明ばかひなし、早く出られよといふに、げにとて又登るに、此うへ甚だ險難にして、大巖峙ち道危く、若一歩をあやまたば、環を盤に轉するがごとく成べし。遙に絶頂を望み見れば、傘を開きし形にて、自の頭を覆へるがごとくおぼゆ。あるひは岩角を掴み、杖に倚て休む。意を靜にし氣を收めて歩めども、呼吸喘ぎて、山と胸とひたと合たるやうにて、いかなる剛勇達足のものも、一息に三歩を進むことあたはず。宜もここを胸突と號く、兎角して羊腸を九合といふにいたるとき、先達、すは御來迎なり、各をがむべしと呼ばふ。いかなるにやと東方を望めば、初に一帶の白雲空中に引わたると見れば、忽雲動て舂がごとく、朱青紅紫の彩雲靉靆す。其麗しきこ

と比すべきものなし。其見る所眼を八分に下しみる。其時傘計の薄墨をもて、月輪を隈どりしに似たるもの、漸々に進み昇る。中に朦朧と人の影のごときもの見ゆ。是を來迎と稱す。さて此圓鏡のごときが、次第にさし昇り出離ると見れば、忽然として吹消すがごとく、地下より車輪のごとき紅日さし昇ること、矢を射るにひとしく、速にして一世界こゝに明らかなり。既にして一反斗登れば、光輝宇宙にきらめき、人の眼を射て、再びむかひ見がたし。さて此來迎といふものゝやうす、日々異同あり。或は前後雨を帶、又日の長短朔望、若は曇晴によるとぞ。はた雲漢に傑出せる葱嶺なれば、登山の者山に醉て精神恍惚として、眞に觀留ることかたければ、種々の異說もおこれり。近世印行せる小說に、富士山上せるもの來迎を拜むといふこと忘誕なり、是日の暈の中に、此方の影うつりて見ゆるなり。依て此方の人點頭ば、その佛も同じく點頭す。これをもて證とすべしといへり。これは理學類篇にいへる、人娥眉山に至る、五更の初に見れば白氣を敷、既にして圓光有て鏡のごとし、其中に佛あり、然も其人手を以て頭巾を包むときは、光中の佛も、また頭巾を包む。これをもて、是人の影なることを知る。則彼山中一氣ありて、日の初めて出るに照しみる時は、其影圓にして人影映ずること佛のごとしといふ。又潜確類書にも、大蓬山の象王峯にのぼれば、大徑百丈の黑影の佛像に彷彿たるあり。朝雲初て霽り、日の出る頃なりなどいへるを、とり合せて富士の來迎といふも、己が影のうつるなりと臆說せるなり。予彼國の二峯は眼のあたり見ざれども、おもふに似て非なるもの歟。彼二峯は、まことに山中の一氣日光に映じて、かくのごとくなるべきは、こゝにて阿波の灌頂瀧、立山の勝妙瀧の類ひならん。富士の日出を見るは、眼下の海中に出て、更に山氣の遮映るものなし。凡日月の照せること、物あれば其影背にうつるは常理なり。しかるを日東方に出るを見る、人のかげも亦東

にうつるべき理は、決してなかるべし。異邦にいふ所の日出の圓鏡は、中に陰氣の隔あるゆゑ、人影もうつるべし。富嶽にみる所とは、大に異なり。よく辨ふべし。世の人の彌陀の來迎とたうとむを、儒生など憎みて、佛といへば理非を押究めず、一概に誣譏らんとするより、却てあらぬ說をもいひ出すなり。また佛者黃冠の類の、信不信によりて來迎を拜むことの、異なるやうにいへるも笑ふべし。心氣虛弱の人は山に醉ひ、忙然として始末を考へざるも多かるべし。〔割註〕以上元文甚叮寧重復、かへりて心得がたきゆゑに、要をとりてしるす、意は少しもたがへず。」秋玉山の記に著せる日出の景、大同小異、是前に所謂時によりてたがふなり。曰、六成六合をいへり、以上不毛兀山をいふ、而峭。曰小縣度。是時衆星皆沒。東顧蒼茫間有物。若大炬火。炎々有光。動搖不定。問之石室人則曰。是啓明也。是星上丈餘。東海始見朱碧相混靑黃適拂紅光一帶激灔。余謂。靈曜將躍。踞石注視久之。既而諸彩皆滅。扶桑无景。衆疑焉。須　之。山趾深黑中忽見赤色。石室人指曰是日出也。其初升如車蓋。稍變爲帝者金冠玉衣而立之狀。使人不覺興敬。故然端嚴也。須臾屢變爲鏡容。爲重輪。爲鎔銀。旋轉不已。欲合欲離。畢凝胭脂色。俄而光芒亂射。金線百通。一輪吐千輪。後輪屬前輪。輪々相及飛到我前。爲珠璣。爲瑠璃。雜而下者不知其數。以手欲掬。紛々墮地。豈所謂日華者邪。未知泰山日觀之奇。與此果如何也。下略、日出の趣、彼是をあはせてしるべし。

○讃岐由佐邑の人菊池武矩つくしの記行に、筑前國濱男といふ所の近の近きに耳塚あり。神功皇后三韓を討たまひし時、其國人の馘を埋めたまひし所とぞ。是本朝馘塚のはじめにして、此後源義家朝臣

奥州の戰に打勝、河内國に馘塚を築き、耳納寺を建らる。是第二度なり。豐臣公京大佛に耳塚を築かれしは、第三度なり。耳塚は左氏傳所謂京觀なりといへり。

○同じ記に、香椎宮は允亮抄に云。承保四年香椎宮回錄。公卿宣云。件社或稱二神功皇后廟一。或稱二仲哀天皇廟一。資綱云、仲哀天皇也。武矩云、日本紀第八曰、仲哀天皇。以二八年正月一到二灘縣一因居二橿日宮一。云々。九年春二月丁未崩。と見ゆ。又社頭御棺をかけし椎の木など思ひあはすれば、資綱の說に從ふべき歟。貝原先生の神功皇后と定たるは、別に據あるか。但し陵と廟と所異なる例なれば、いづれとも定がたくなんといへり。

○江戸の人、去あへぬことによりて、出羽へ雪深きころに赴たりし道の記、即雪の古道と號しを、こゝかしこめづらしきことをうつし留たり。名を記さねば、何人とはしらず。文のさまいとゆうに情あり、うたもやすらによめりしものなり。天明八年の霜月、雪を凌ぎてからうじてかしこにいたり、同九年の二月までのことゞもをかけり。其はじめ「立かへり雪のふるみちあとゝめて分行旅の末はまよはじ、さるは八とせさきゆきかひし道なれば、かくいはるれど、其年は葉月に出たちて、霜月にかへりぬるまゝ、さばかりもあらざりしが、ことしは冬深き雪の旅路におもひ立ぬるを、人々たどりいへば、われも人やりならず思ひわづらふこと限りなし。白河の關こゆるあした初雪白うふりたり。

　分こゆる是よりおくのいかならんけふはつゆきのしら河の關

と書しより、末／＼雪に苦しみしさま、よむも身の毛たつこゝちするを、吾里の外しらぬわかき人に、世わたらひはかうくるしきこともありとしらせばやと、所／＼こゝにぬきうつす。「關といふうまやにやどる。風あれてさわがしきに露まどろまず、あしたに見出したれば、山も里も雪白たへに降しきたり。夜をこめて出たゝんと定めつれど、風の音におぢて、明はてゝ立いづ。かち人、よべより荒つる風

にさそひ添て、雪いと深く成つとて行わづたり。十町餘りも來つらんと思ふに、乘ものゝ底雪にさへられて、とかくすれど行がたし。今はかちにておはすべし。おのれらのりものをさゝげて過侍らんといへば、せんすべなくおりたち、つまごわらぐつさうどきつゝあゆむ。げに雪いと深くして、あまたゝびたふれなんとするを、下べにたすけられてあゆめば、くるしきこと限なし。滑津(ナメツ)のうまやにいたる。こゝよりならぎまでは、雪ことに深うして、馬もかよはず、乘物もかなひ侍らずといへば、そりをもとめ出てのる。はたご(俗云駄荷ノコトナリ)をばときわけてかち人に負せつ、風にむかひては雪吹(フヾキ)に堪たまはんやうなしとて、そりにうしろざまにのせつゝ、はたごの馬に負せつる雨具頭に引かづき引れゆく、山路たゞ白たへなる中に、踏つけたる道一筋をとめて走る。風おどろ／＼しくつよりて、ふりくる雪を吹まきたるに、かち人もえ行やらず。われは中／＼うしろざまに風をうけたれば、乘行ほども心やすし。雨具引あげてよもを見廻らせば、うとましき山幾重となく立こみたる中を過(スギ)、谷をくだり橋をわたり、すこし高き所に引のぼるほどは、斜(ナヽメ)にくつがへるべうおぼゆるを、綱引直しつゝこゆ。そりには蒲團(フトン)を敷て、我身をも綱にて結(ユ)ひつけたれば、はしるやうにあれど、さすがにたふれず。下部、乘物かづけるかち人も、遙に跡におくれて、雪吹(フヾキ)に行なやみたるさまくるしうこそ。韓昌黎(カンシヤウレイ)が馬すゝまずといへる、藍關(ランクハン)の道もおもひあはせて、雪の底なる山ぶみ、をかしくも又哀なり。

　めであかぬ心にのりて行橇(ソリ)は山路を分る雪もうからず

峠田(タウゲタ)の驛にいたる。こゝよりゆのはら迄三里ときこゆ。下部くるしうおはさんとて、こゝにてかごそりといふものをもとめてのせつ。これは橇ながら、乘物のうちにありてひかるゝまゝ、こしかたにくらぶればいとめやすし。

此後雪中の辛苦を書つゞけられし中に、殊におぼゆる所を、又書出つ。「かくて金山(カナヤマ)より及位(ノゾキ)（及位なのぞきとよ

む、めづらし。にいたらんとするに、ふゞきのなごり、行かふ人稀にて、うまやぢ分がたきよしをいふ。されどいかゞはせん、こゝにとまりなんも日高し、及位(ノゾキ)にいたらば、明日(アス)院内へ入らんに便よかるべし、はたこゝにいたづらにあらば、夜の間のふゞきもうしろめたしとて立いづ。此うまやよりは、すべて深き山の中を過る所にして、ゆく手にも跡にも、むくつけき山重りそびえたり。乗ものゝ底あまたたび雪にさえらるゝを、からうじてひき除(コヤ)つゝ過ぐ、夕日花やかに晴たれば、いとたのもしくていそぐに、山陰のならひにや、ほどなくかげかくれ暮そめつ。かち人かくてはついまつしてこそ越べけれとて、道行ぶりにとひつゝ、とかくしてこなたかなたより数多くもとめ出て、かち人の負たるはたごに添てもたらしつけたり。二里あまり来つらんと思ふに、またく暮はてつれば、ついまつともさんとてもとむるに、はやうはたごのかち人負さりぬといふ。こは此莊根(サウネ)坂は、たうげまでは十八丁あるを、いかにしてかは越んとわぶ。乗物にありつる燈火の具とうてし、火打たゝきともしつけて、下部携へつゝみちびく、雪の上に人の踏つけたる跡、帶ばかりにあるを、路にてとめ行、左右(サウ)のゆきやう／＼高くて、それにさえられつゝ、乗物すべて行がたくなりぬ。かち人今は負まゐらせて越ん、おのれ臭(クサ)きもの喰てあれば、其香(カ)堪がたく侍らん、ねんじておはせよとて、着たる蓑を疊みて、たすきもて腰に結かけ、それに尻(シリ)かくるやうにかまへて負つ。たゞにもけはしき道なるに、我さへ負ぬれど、かち人はいと馴てすかやかにすゝみゆく。乗ものゝかち人は、雪のうちを捧げくるに、とかくなづみておくるれば、われを負たるかち人、かくては道はかどらじとて、おくれしともし火をまちてともしわかち、みちを照して足とくのぼる。山のたかくなるまゝ、さうの雪は屏風をたてたるやうに高う、道は谷の底を行やうになりぬれば、いよゝ道狹(セバ)くなりて、負れたる吾脚(アシ)、雪を摩(スリ)て過ぐ こりかたまれる雪なれば、さうのあしにひし／＼としみつき、時の間にもちひばかりの大きさになりぬ。手して拂ひ

背負荷の体
橇ノ圖
加籠橇ノ圖

すてゆけど、十間計を過れば、又しみつきて同じさまなるに、爪の先より腰のあたりまで、冷とほりて、戰おのゝき堪がたく苦しきことせんすべなし。さすがに空を見れば、星の光きら〳〵と晴て、そこはかとなく、よもの山迫りそびえたり。いでやかゝる所にしてふゞきにあはゞ、またくいきてあらんことはかたかるべしとおもふに、はかなくもまたおそろし。嶺にいたりて下らんとする時、山かぜさと吹落て、あやなくともしびをうちけちぬ。よるの雪の色は一トつらにて、いづこいかにともわいだめなし。燈火の光にこそみちはとめつれ、今は一あしもゆかれず。いかにせましと、かち人手を額にあてゝまどひたれば、われはまして何事をもおもひわかず、唯神佛の御しるべにまかせてこそ、つゝがなからめとおもひをる。乘物の火遙におくれ侍れど、かれをまちてものせんより外は侍らず、及位の驛も、あのくらふ見ゆるしげみ なん、八町には過侍らぬを、いとびんなきわざとわびつゝいふ。麓の方よりつい松取てくるものあり、いかにと見れば、はたごにつきてまかりし下部が、迎へに出きたるなり。いとうれしくて伴ひつゝくだり、のぞきにいたる頃は、戌の時も過たるべし。いける心地もせず。やがて埋火のもとによりふしたるに、いさらゐの口腫あがりて、とかくすれど納らず。から雪の中をこえきて冷とほりつる氣にや、いたづきは引出しけんといふに、下部聞おどろきて、さま〴〵にあつかひ明す。わびしく苦しきに、ものも得喰でふしぬ。

いかにして行へもそこととしら雪の深き山路をこえて來つらん

といはるゝも、せめて物のおぼゆるぞ、われながらあやしき。

右くるしきことの限りを、見るがごと書つけし筆のすさび、悲しくおぼえて、われしらず長くこゝにうつしとゞめぬ。これより先は、人あまたして雪をかきのけさせて、乘物にてこえつ。病者になりて、かちにて行んことかなはねばとなり。彼自筆にかける圖、所々に見ゆるうち、面白き景も多かれど、此ことに苦しく見ゆる夜雪の雄嶺坂、次に院内に及ぶ道をしるす。秋田に至りて

莊嶺坂（サウネサカ）

院内驛

の奇話、またその憂への詞を記す。

○くぼたより七里西に、八郎潟といふ四里に七里の湖あり。冬はさながら氷あひて、人も馬も其上を行かふ。又漁人氷の上に火を焼て日比あれば、其所氷ぬけて深き穴となる。其穴に網をおろして、魚をとることをす。氷の厚きこと三尺か四尺かばかりもありなど聞ゆ。行て見まほしけれど、道のほどもとほく、いたづきにかゝりてもだしぬ。近き城下の川も氷あひて、人みなその上を通ふなり。

閑田按ずるに、八郎潟の様子、信濃諏訪の湖のごとく成べし。其諏訪のうみは、昔より歌にもよみならしたるを、此八郎潟、又城下の川も、氷の上を行かふことはしる人稀なり。昔出羽は蝦夷の地にてありしかば、よき人など聞も及ばれざるゆゑ成べし。村瀬栲亭の語られしも、此記に同じ。

正月十五日は、さえの神祭るとて、町ごとにわらは二人づゝ、さうぞきたてゝかしづくこと限りなし。童のとし八ッ九ッ十あまりを限りてえらびものす。錦綾などの頭巾衣も同じさまにて、赤き袴をつけ、卯杖つきて、ことぶきのことのはいひつゞく。年ごとに定まりてあることなり。其日は乗物又橇などにのせてうちぐし、城にまうのぼり、つかさ〳〵の家など行廻り、帰来て酒肴まうけ、親しき限りつどひて、ことぶきあへることゝぞ。またかまくらとて、十四日は雪を集めて竈を造り、門松をつみて焼あげ、その火を俵やうの物に移しとりて、町のほどをふるひありき、人の家にも投入て、ことぶきなりとてさわぎのゝしる。俵を竿などにさしあげて、うちふるひ行ちがふは、夜々のほかげはしたなきものから、中々やうかはりてめづらし。町ごとに火をたきつゞけたれば、けぶりたち添て、十四日のよひは空も赤うくゆりあひたり。雪の竈は町ごとに必一ところあり、家より高うよもを囲みてつくり、四日いつかまへよりかまへいでゝ、鎌倉おこなふとて、よるも人其内に入臥。木をもて角につくりて、をづゝとなし吹ならし明す、ひなの手ぶりいとあやしきわざにこそ。つとめてあづきの粥すゝめたるなん、故郷にかはらぬことゝちするかし。

雪ハ竈
鎌倉大明神
とうのと吹
俵の火

夜一よ風吹あれたる、つとめて外面を見れば、雪一さか計つもりぬ。あるじの妻、けさはいと寒きに雪餅てうじて参らせんとて、雪をまろめて鳥の子のごとしなし、もちごめ蕨の粉を合せて折舗に置、それに雪をまろばしかけたれば、つゝまれてもちひのごとくなりぬ。やがてたぎり湯の中に入たれば、にえとゝのひぬるを、けに盛入てすゝむ。箸にておしつぶせば、あつきゆげの中よりはしりいづ、かくしに喰ざれば、あやまちて舌を焦したゞらかすことゝぞ。〔割註〕此條めづらしき調製なれば寫し出す。此外いろ／＼の圖どもあれど、さのみは煩はしければ、こゝに略く。旅情を盡せる一條は、いと悲しく覺えて、また左に寫す。」「しづかに旅のやすげなきことをおもひめぐらせば、晝はひめもす、むくつけき馬追ひかち人にのみなれて語らふ友どちもなく、よるも人げ遠き山ざとなどに宿りたる時は、しらなみのかりもやくると心がまへし、又はうまやに催したつるかち人、馬など遲く出くる時は心やましく、はたそれにかゝりて行べき所までもゝのせず、道のそらにて日をくらし、しらぬ山路、遠き松原などたどりても、心づかひやはたゆる、何ばかりの能もなけれど、かゝる時は腰刀ひとつをたのもしきものにて過行もはかなし。はた旅やどりおろそかなるあるじに、しらげるよねもゝみがちにして、あつもの香さへあやしうことなるは、えも喰でやみぬるぞうれたき。まして病などに犯され、いたづきとこしなへに臥たる比など、見あつかふ人さへなくて、なかめゐたる故郷も、一しほこひしう、あはれもまさる心地するかし。あるは馬追ひの腹ぐろなる、あらぬ筋なるかこつけごとにものいひ腹たち、ひたぶるに、あしむさぶらんとかまへたるもうたてし。それだにあるを、老たるかち人などいできて、乘ものかづくはうち見るも淺ましく、いとくるしげに行わびたるほどは、我さへ心苦にて、道行こゝちもせず。などてかく人を苦しめて、あいなきめを見ることぞとおもへば、おのづから罪つくる業も多かるべし。いでや故郷にありて衰へ、人わらはれにさすらふとも、かうまで心

をいたましむることはあらじを、あだなる露のよをむさぼり、悲しうするめこなどのために、行末安くあらせんとて、千里の旅におもひたち、うきた　雲のさかえをもとむとては、心にもあらぬついさうしありき、おのづから僞ごとも、ことにふれてはいはれたる、かへす〴〵うきは世わたるならひなり、とおもふに、すべて何ごともあぢきなく、つく〴〵燈火のみ守られて、うちうめくにこそ。

　右よむにも涙さしぐみて哀なり。その人のしられぬは、かへす〴〵惜しくこそ。

○更級日記に、下つふさの國とむさしのさかひにてある、ふとゐ川と云々、以下、むさしのくにの日記終りて、むさしとさがみとの中にゐて、あすた川といふは、在五中將の、いざことゝはんとよみけるわたりなり。中將の集には、すみだ河とあり、舟にて渡りぬれば、さがみの國になりぬとあり。此段を不審して、契沖の勢語臆斷、加茂氏の古意（二部は、伊勢物語の註なり）などにも論ぜられたり。しかるに此ごろ、江戸の橘千蔭の文に、ことのついでありていひおこされしは、此所古本をえて校合せしに、今本語の錯亂にて、古本はむさしと下つふさの間、あすた川とあり、すみだとも、あすだとも、すだともいひきたりしこと歟。其邊に今もすだ村といふ所もあり。さて又むさしさがみの間なるは、ふとゐ川とみゆ。是は今の馬入（バニウ）なるべしといへり。後又此古本をうつしおくられて家藏とす。或は今の川筋にはあらで、別にもと隅田河といふ所あり、そこに梅若の塚などもありと見し人の話なれども、これはかへりてたしかならぬこと歟。いかにとも辨ふべからず。さきに記せる八橋の說のごときにや。

○西宮より灘路の上道に、菟原住吉ありて、是がもとすみの江なりといふ說あれども、たしかなる證なし。中古以後は、うたも事實も、今の所なるは明白なり。世に是非を考得たる人もやあるらん、しらず。

○紀州の士金吉正陳といへる人のかける熊野の道記を見しに、瀨戸浦の内に、何とかいへる小人江あり。先年國君船にて遊覽ましませし時、民家唯一軒あり。親子三人住りしを御覽あり。駒木根八兵衛正次

をめして、何をいとなみて過すや問候へと仰ありしほどに、尋ねしかば、釣をしてよをわたると申す。また御意に、何にても望候へとのことなりしに、外に望申ことなし、網を下され侍らば、やすくいとなみ仕べしとまうす。やがて宮地某に申付て、とゝのへとらせよとの御事にて、駒木根かれこれはからひしに、後は追々に家あまたに榮え、一ッの浦になりける。是ひとへに駒木根が蔭なりとて、駒木根八兵衞明神といはひこめ、社を建、其所の氏神とうやまふとなり。是正次いまだ生存の日よりのごとゝなん記せり。おもふに、昔もろこしにて、善政をほどこしける良吏を慕ひて、生祠を建しことこれかれ見ゆ。こなたにてはめづらしきことなり。はた此一むらをなせる趣は、かしこの朱陳村に似たり。

○備中國に沙美(サミ)浦といふは、僻(ヘキ)地にて流風をしらず、淳朴を守り、むかしより村中物を爭ひ利を貪ることをせず、禮節もとより正しく、其村長ッの所へ季節の慶儀に行など、老若次第を亂さず、門の前よりわらぐつをぬぎて、一人々々禮をのべてたちかはるとなん。一とせ西山拙齋其朋にいざなはれ、梅の花に遊びしついで、此村のあらましを聞て往て見しに、實に別世界のこゝちせしかば、沙美の歌（古詩の體）なり。といふものを作りて稱せられしが、其歌縣令某聞とめられて、巡村のついでに檢(ミ)せられしに違(タガ)はざりしかば、つひに上聽に達し、賞として許多の銀を賜りしに、頓て是をもて用水の池をつくりて、田圃の益とし、即惠池となづく。拙齋又碑文を著して碑を建(ツ)。其石搨をも贈られて藏せり。

○淡路州繪島に出る石、白くして人物花鳥恰も彫(ヱ)れるがごとし。自然の物なりと。湖中山田浦木内小繁石亭老人いへり。おもふに古人も此石を見出して、繪島と號られしにやあらん。名によりて石の生ずべきにはあらず。むかしより繪島と號ける故をいはねば、いと珍らにて記す。

○淡路より出る埋木は、全く黒檀(タン)のごとく、木理(キメスヂ)うつくしく紫色のやうに見ゆ。凡扶桑木に類す。須本(スモト)

より出るとかや。今は國禁にて、小きも得がたきを、予或人より笏に作りたるを與へて手ならせり。はた其人のもとめによりて、予がよめるうた。

　淡路洲胞となすよに生そめし其木や今も朽殘りけん

實に不思議のものなり。また同國よりしぼだけといふものをいだす。水邊に生とかや。其膚堅に皺あり、奇品なり。しぼとは、しぼがよるといふ俗語なり。花瓶にせるものを、明石の人あたへてもてり。

○顯昭法橋の袖中抄ひをりの日の條の一説に、右近馬場の南。洞院よりは東に引入たる所あり。今案に、一條西洞院歟。そこをひをりといふなり。中略、洞院より東は人の家を引いれて造たること一定也。隨身秦ノ兼成が家は、それにあれば入への府生と申けり。下略、閑田按ずるに、今入江殿とまうす尼御所あり。是も同じ意歟。家は古假名はいへ、今假名はいゑなり。江はかたを誤り來るにやしらず。洛中に入江の名義心得がたきにつきて、おもひよれるなり。

○去る寛政の末つごろ、湖水の北下八木濱といふ所にて、やゝ廣き間水氣涌がごとく上りしが、鯉鮒の類をはじめ、雜魚ども醉るがごとくなりて、磯際によれり。浦人これをとらんとて、水にひたりしが、冷かなること氷のごとくにて、しばらく脚をとゞめがたく、其ゆゑはしらねど、懼れて速に岸に登りしとぞ。古老百年前にもかゝることありしと聞りといへり。此冷氣にて、魚も半死半生に成りしならん。あやしきことなり。と其邊の人かたれり。

○もたひのうら、備中玉島といふ。又一説鞆浦とも云。玉島の所のかたち甕の象に似たりと、其所の人はいへり。但し鞆の浦は、萬葉集にも出て、古より鞆本ノ名なり。玉島の名も、弘安年中の古記文、其所の寺にありといへば、もたひはいづかたに取ても別名にや、尋ぬべし。

○あちかたの海の一かたにうくてふ魚とよめるは、玉しまより三里餘東に西あぢあり、倉舗といへるにあぢ町あり、これ東あぢなり。あちのち濁りていひならはせるを、かしこにてはすみて唱ふ。むかしは此邊にて、鯛を漁しが、今は雨あちともに陸になりて、鯛は玉島の一里計沖水島といふ所にて專漁するを、水島鯛とて甚賞せりとぞ。

○北野天滿宮二月廿五日の神供を、菜種の御供といふは誤にて、梅の御供なり。其故は平なる桶に飯を高盛にして、神前階上の八脚机の下へ供し、其机のうへに香たてと稱して、小土器に白き紙をめぐらし、三杵の米を滿て、それに梅の小枝をさして奉る。或は花はちりてなき年にあひ、葉を生じ實を結びても、同じく折て揷。數は左四十二、右三十三、是男女の厄のとしの數に准らふ。いつより初り、いかなる故ともしられず。是西京の神人より奉ると、即神人の黨の話なり。

○年ごとの文月七日のあした、陽明家より内へ奉らせたまふ花扇といふものあり。御使は匂ひといへるはしたものにて、勾當の内侍の御許へ御文あり。長橋へもて參れるさま、いと興ありて、衣被着ごめ、高き足駄をはき、雨ふらねども大傘をさしかけさす。みづからは文箱を携へ、下部ふたり從ひて、ひとりは此大傘、一人は花扇をもつ。此下部も又助と何とかや、此日の名はむかしより定れりとぞ。内にては小御所のおまへの御池にうかべて、二星の御手向になし給ふとなん。これもいつのころよりはじまりしといふことはさだかならぬよしなり。源勘解由判官書きて贈られぬ。

○皆川淇園話云、河水溢るゝときは、表は順行し底は逆流す。河をわたる人心うべきことなり。魚鳥は風に逆ひ、水に逆ひて、毛も鱗も順になるゆゑに、必逆風に飛び、逆水に行く、又滿水には、大石も水上へ行ものなり。其ゆゑは水波は砂を穿て、石は動ざるものゆゑ、砂の穿たる所へ落返り、段々上へ行なり。人の心つかぬことにて心得べきことなれば、きくまゝに錄す。

○橋經寛話に、粟田祭は年ごとに九月十五日なるが、天明六年は國恤(コクジユツ)俗御停止といへり、鳴物が制せらるればなり。の時にて、霜月に延引せしに、此祭式の內、知恩院裏門前の上白川の流に掛し獨木橋(ヒトツハシ)を、重き劍鉾さしてわたることあり。其夕霜深く置て、さらでだに細き橋の見るめも危きを、いかゞと人々おもへるに、其河涯(キシ)に住る明田利右衛門といへる中樂の笛師、心を得て木屑(キクヅ)を敷せしかば、障なく渡たり。かりそめのことなれど、時に當ての働きを人々感じたり。つれ〴〵草に、鎌倉にて中書王の御鞠ありし時、地の濕(シメ)りたれば、木屑(クヅ)を敷たりしを、人の褒(ホメ)ければ、乾き砂(カハ)やなかりけんと、嘲(アザケ)りしこと見えたるにおもひあはせて、此橋上は木屑ならでは用をなさず、彼(カレ)にまさること遠しと評せり。

○去年飛驒高山田中生のもとよりいひこせし、其國人宜適齋泰山といふ人、一竹彀律といふものを作る。唯一節の小竹に四穴を彫って十二律を明らめしむ。其法左手の指をもて四穴をふたぎ、右の大指の爪をもて下の節を打つに、彼左手の指を開くとふたぐをもて其律わかる。其圖四孔開閉の法如ㇾ左。

壹越	●	●	●	●	四穴皆閉
斷金	◒	○	○	○	第一半開
平調	○	●	●	●	第一全開
勝絶	●	○	●	●	第二開

下無	○	○	●	●	第一二開	雙調	●	●	○	●	第三開
鳧鐘	○	●	○	●	第一三開	黄鐘	●	●	●	○	第四開
鸞鏡	○	●	●	○	第一四開	盤渉	●	○	●	○	第二四開
神仙	●	●	○	○	第三四開	上無	○	●	○	●	第一三開

泰山は律に委しき人故、みづから工夫もて作れる歟。もし法あること歟。いざしらず。竹のふとさ細さも、其眞物を見ざれば辨べからずといへども、いとめづらなることなれば、かしこより記し贈られしまゝを寫す。

○河内國駒が谷金剛輪寺の僧、一絃の須磨琴といふものを弘めらる。其圖また謠ふ歌も、板琴知要といふ小冊子を印行して、世に公にせれば、再びこゝにはいはず。彈法を傳へし人も、これかれありとかや。行平卿須磨のさすらへのつれ〴〵を慰まんとて造られしといへど、さることもものに見えねばしらず。何にまれ、一興あることとはいふべし。昇平の御代、文雅盛なれば、かやうの事をもたくみ出す人、とりはやす人もあるなり　一旦は明樂といふもの大に行る。長崎巨鹿氏京に登りて弘めしなり。是も實の明樂にはあらず、長崎の踊り歌なりなどいふ人もありき。實否はしらず。今はすたれてこれを翫ぶ人もきこえず。四十年前唐ぶりの行れし時のことにて、近年は國學を唱ふことしきりなれば、また一竹鼓律も須磨琴も時を得るなるべし。

閑田次筆 卷之二

考古

○榮華物語は、他の作物がたりのたぐひにあらず。歴史の闕を補ふにたれり。歴世の事實、憚とこうなくしるせるは、董狐が筆に讓らじとおもふ所々多し。但看る人の眼にあらん歟。御堂殿の榮華をむねに書るは、もとより書名のごとくにて、此上に論ずべきこと多かめれど、わが儕の憚るべきことなればとゞむ。たゞし書ざま物がたりぶりのくせにて、衣裝の色目、おましの莊などのこと、なにくれとつばらに過て、卷ごとに書つらねられたるは、うたてうおぼゆれど、そもまた有職の衣紋のやうなど、むねと唱ふる人はよりどころとすべき歟。さて又音樂の卷、玉のうてなの卷のごとき、佛像堂舍の莊嚴につきて、くだ〳〵しく佛經の文を引て稱揚讃嘆せり。かゝらずして唯一ト わたり、其形相をつらねても足ぬべきをと覺ゆ。かゝることにて、文も長くなり、さしておもしろくもなければ、倦て見る人殊にすくなからんかし、をしきことなり。

○榮華の中に、德行を賞すべきは、中納言有國卿なり。はじめさしもなきことにて解官せられ、辛めにあへるが、ひとへに中ノ關白道隆公の御仕わざにてありけるを、後に關白の御息伊周公、太宰ノ權ノ帥に左遷せられし時、有國卿は大貳にて事をあつかはれ、ことに伊周公をいたはり、物ごとともしからずはからはれて、其言にいはく、吾賤き身にてすら、彼御父關白の御はからひの情なきを悲しくわびにしを、ましてさしもの御人のいか計にかおはすらん、われにて思ひしりぬとて、厚くあつかひ參ら

せられしとなり。德をもて怨に報ひばいかにの問に答へて、何をもてか德に報ひんと、孔夫子の御言はあれど、是は吾幸に堪ざりしをおもひて恕せる志のほど、孔子も賞し給ふべく、人のしがたきことをせしなり。鶴林玉露に論じて曰、夫以德報怨。可謂慈悲廣大。孤高卓絶。過人萬々。然夫子不取者。謂其不可通行於世也。吾儒之道。必欲其通行。故曰中庸、又曰近人情。おのれも亦おもふ。げに孔子は、はなはだしきことをせざる人なりとも見えて、御みづからも人に示し給ふは、なるべきことをもて敎とし給ふなり。されども其うへのよきことの、仁に愜べき中心の誠より行ん人を、なぞあしとは宣んや。玉露文此前にいへることあり。釋迦佛。好一箇濶大肚腸。好一箇慈愍心性。人能以此段公案。降伏其心則省得寃々相報。沙界衆生悉成佛矣。是歌利王後身十大弟子中、陳憍如尊者の事に付ていへれば、此段の公案とは、此ことにて、卽以德報怨なり。

○榮花の中、人の病みかくれ給ふに及ぶも、みなもののけのわざにして、さだかに何の病といへることすくなし。さればかりそめにも、僧をつどへて修法誦經し、あるは陰陽師に及び、くすりをあつかひしことは、卷々の間、纔に三四所計に過ず。はた諸神の祟り、人鬼の怨み、祈るにつけて、人に乘うつり、口ばしらしむること、喫茶喫飯のごとく、常になりたるも亦あやし。源氏物がたりのごとき作物も、其世のさまをもてかければ、唯同じ趣なり。實事にていはゞ、天暦の皇子廣平親王は、一の御子にて御位につかせたまふべきを、御母民部卿元方の女におはして、御腹いやしとて、御弟の冷泉帝御位をふませ給ひしかば、元方卿の怨にて、冷泉帝御物狂はしくおはしまし、其皇子花山帝も、一旦の御歎によりて、不意に御位を遁れさせ給ひしに及ぶまでも、みな此祟なり、と此物語ならぬものどもにもみゆ。其後又、一條帝の一の皇子敦康親王は、御母后中關白道隆公の御女にて、御腹も申むねなき

を、中關白薨じ給ひ、御うしろ見心もとなきよしの叡慮にて、其御弟みこ後一條帝、御母后上東門院、御堂關白の御女にて、時のよせ重ければ、御位を繼ましましける。これは殊に御怨もあるべきを、さだかに見及ぶ所なきは、中々に又あやし。小一條院の女御中姫と申せしに、堀河左大臣顯光公の御女にてありしが、御堂殿の御女に寵をとられし歟つもりてかくれ給ひ、もとの雫の卷、父君も年老給ひて、此うれへにあひ給へる歟、大かたならず。其後年隔りて、御堂殿の御女の女御もうせ給へる。ときに御ものゝけども、いといみじくえたりと、堀河のおとゞ女御もろごゑに、今ぞむねあくとさけびのゝしり給ふと見ゆ。峯の月の卷、私に思ふに、もしこれ其代の僻にて、こなたの意に、此祟やあらんとおぼすよりむかへ給ふ所歟。はたもし其人に勢ひあるからに、其靈のこはきこと、左傳に、鄭伯有が靈の祟りしを評せられしためし歟。今の世にかくかりそめにも、祟り／＼といふことは聞えず。されどそは、ともかくまれ、醫の病を診すること希にて、うちまかせて、病ばものゝけとのみいひさわぎて、祈請に止るは、甚だしき弊風なるべし。醫を信ぜずして巫を信ずといふ誡しめは、しろ人なかりしにや。但しかく論ずればとて、怨祟といふことなきにはあらず。まさしく見聞の間にて、さだかに擧べきこと共もあり。前編又此末にも擧るごとし。なきことゝのみ一概なるは、又井中の蛙なり。

○榮花は赤染衛門の筆とのみいへる傳説なるを、或說に、此人歿後の事に及びたれば、一筆にあらずと疑しはことわりにて、年季のみならず、鶴の林の卷御堂殿薨逝の卷也。の終がたに、次々の有さまども、また／＼有べし。見聞給ふらん人も書付給へ　しと見ゆ。さて殿上花見の卷、以下卷々の筆づかひ、他人と覺え、はた始より所々にも、光源氏の物語を引れたるも、やゝ後の筆のしるし歟。赤染同時の人の作物がたりを引合すべきことにもあらず。是一ッにても知るべし。

○凡の人事實をよろこばず、文華をのみめづるからに、作れる人も、見る人も、物語々々ととりはやせ

し歟。されば後世も、ことに源語をのみたとき物にして、榮華のごときは行れず。枕の草子はおもしろきものなれども、畢竟筆にまかせてはかなきものなり。されど作りものにあらねば、其代のうち〱の有さま、上への御心ばせ、末々の男女のあるやうをも窺ふによしあり。さて源氏に限らず、作物語も、其かける代の趣をとりてあやどれるものなれば、又一班をみるにはたれり。はた故實服色のうへに、古への證とすべきことは多からめど、實記には似るべからずやとおもふ。たゞし巳達の人の眼はしらず。

○貞德の戴恩記に、九條玖山公の御事をいふ所に、何ぞおもしろきものは侍ふやとたづね奉りしに、源氏とのたまふ。めづらしきものはいかにと申せば、源氏と仰られしと書り。唯これを好ませたまふこと、飢人の食を見るごとくなりしか、されば孟津抄は此御作なり。

○似雲法師の聞書に、鞍馬にまうづる次手、市原野の相しれる庵を訪しに、折ふし雨氣色なれば、あるじ傘を出し、是持行たまへとあるを、未雨のふり出ざるには、かへりて邪魔なりといなみければ、さても悪き心がけかな、ひとり旅のよき道づれと、覺したまへといへりしは、身にしみて覺えしと書れき。

○前編耕筆に、丹後橋立の西、成合の邊、保昌朝臣の館の跡といふわたりを、玉のうらといふ。こゝより實に玉のごとき小石を得たるに付て、榮花の玉のかざりの卷に、御佛作らせ給ふ御かざりの料に、保昌朝臣のがり玉をめしけるといふを、或人の說につきて引合て、是より後に、玉のうらの名を負せたる歟。もとよりしかいひて、玉石を出せれば召給ひける歟、しるべからずとかけるは、予が考の足らざりし謬なり。榮華はむかし見て、さだかにも記得せざりしを、此ごろ又一トわたり見て、この條をくはしくせり。卷に云、御かざりの料に、大和守やすまさの朝臣のがり、玉を召につかはしたれば、京の家に奉るべきよしいひのぼしたれば、參らすとて、いづみ添たり。「數ならぬ淚の玉を添てだに云

ゝ。かくあれば、其時保昌朝臣は大和守にして、丹後にあづからず、又京の家より奉るべきよしいひのぼすともあれば、彼地にあらざること明らかなり。

○前編に、せんずまんざいの事實を擧ながら、圖をもらせり　こゝに擧ぐるものは、則職人づくし歌合勸進ひじりうた合、にいづるものなり。今のさまに大きに異なれば擧ぐ。

○光明皇后、貴賤をいはず千人に施浴し、御みづから垢穢を洗淨したまへりし。其終に癩疾のものいたりしを、なほいとはず。さき〴〵のごとくあつかひ給へりしかば、忽ち阿閦如來と現れましゝといふこと、傳記に見え、今も　良坂に阿閦寺の名ごりをとゞめ、癩疾のもの長屋を建て住り。彼故事によりてや。施浴の勸進するよしの札も見ゆ。その奇瑞の虛實は論ぜず。凡善を修するも、功德を行ふも、その人の相應有べし。皇后の善は皇后の善あり。此后の御所爲はなはだしからずや。御女孝謙天皇の道鏡を寵したまひしも、此人もと護持の僧にてありしより起り、畢竟閨門の法度正しからざるに基するなり。今の代も婦女子の佛を信ずるを題して、淫奔におもむくものまゝあり、嫌疑を避るは簡擇の門戶なるべし。又淫奔のことにはよらねど、某の寺の建立奉加などいひて、老婆寡婦の輩、鉦をたゝき町々を步行かまゝ見ゆ。身ざまたゞさのみ見ぐるしからぬは、まったくの貧人にもあらじを、出家にもあらで乞食の眞似をすなるは、甚だしと見ゆ。

○後三條院、藤家の權を奪ひたまひし叡慮、前後比類おはしまさず。宇治の關白は、此帝の御ために權を奪れながら、其かくれたまひしを惜み歎きたまひしは、賢王におはしましゝをおもふべし。宇治殿もまた、世のために私のうらみをわすれたまひしは、ありがたきことゝ申べし。唯うらむらくは、此帝院中の政をはじめたまひて、此御例によりて、白河、鳥羽、後白河も同じく、院中にて政を執せ給ひ、當帝は御名のみなりし。されば崇德院を故なく讓位せさせ奉らせられしが、保元の亂の基とは成

千秋万歳御師

けらし。凡女謁行れ、時の寵臣權を擅にせしなど、其弊藤氏政を執たまひしに劣ること遠し。是より世のありさま大に變り行しなり。

○神皇正統記に、頼朝といふ人もなく、泰時といふ人もなくば、髪を被り衽を左にせんと書たまふは、北畠准后の御筆ともおもはれぬやうなれども、朝家の御政陵遲せるを思召ゆゑにや。そも〳〵頼朝は、日本惣追捕使を申くだして、天下の權を掌握せられしは、開闢以來の一大變なり。泰時は將軍の家臣として、其父義時の命をうけて入洛し、三帝を遠島にうつし奉る。夫レ帝を遠狩せしめたまふは、孝謙帝の私に出て、淡路ノ廢帝其はじめなり。繼て後白河帝、崇德帝を讃岐にうつし奉らるゝなり。是非の道理は姑置。皆同じ皇胤の御間にての御事なり。此後平相國入道、後白河帝の吾氏族を誅せんとはからせ玉ふを怒り、遠島にうつし奉らんとせしを、小松内府賢にして諫られしにより、此事を止め、唯鳥羽の離宮におしこめ奉り、事に預りし人々を、島守となして止ミぬ。泰時も内府に傚ひて、父義時を諫むべきものを、其意に從ひて、後鳥羽帝を、例にも過たる隱岐へうつし奉り。順德帝を佐渡、土御門帝を讃岐へ移奉りぬ。畢竟大逆といふべきを、世務に長じ己を修るに謹倹なるから、世人も賢者と稱し、北畠准后もこれをもて、彼罪を許したまふか。されどもあやしぶに足れり。

○後白河法皇、建禮門院を訪せたまふ大原の御幸は、平語鏞（灌カ）頂卷の末にて、殊に文章もおもしろく、人々あはれときく所なり。謠曲にうつせるも亦同じ。然るに門院は、平相國の御女にまし〳〵て、安德帝の御母后なり。平族々皆西海の波に沈み、安德帝も同じみちにおもむかせたまひ、門院の御みづからも入水まし〳〵しを、源氏の武士引上奉りしは、御幸とやいはん。御おもひ草とやいはん。畢竟其基は、法皇の宸襟より出たれば、寂光院にして御たいめまし〳〵し時、いかにうらめしくも悲しくも思し召けん。もしあらかじめ女院の御心ばせを[illegible]り給はゞ、此みゆきはあらざらましをと、其御時の御有さま、おほけなけれど思ひやりたいまつるも長息せらる。はた西海より歸らせ給ひし後、御封の

御沙汰にも及ばれざりしか、誰か供養し奉ることとはせたまひしも、あやしきことにて、凡て褒貶のめぐらせたまはざりしか、寵臣時々にかはり行からに、その寵臣たがひに權を執らんと相妬て、亂におよび、その禍御自に及びけるも、忝く御いたはしと申べし。

○右京大夫の歌集に、大原の御庵室を訪ひ奉りしことゝ見ゆ。此女房は、もと此宮に仕へまつり、平家の公達に相馴しが、壽永の亂れに、その夫も西海に命をうしなひ、みづからに、せんかたなきよしありて、又ことかたにみやづかへせられし後、むかしを忘れずとひまつりしにて、其かなしみいか計ならんと、彼御幸の度よりも、まことに涙こぼるゝなり。

「けふや夢むかしやゆめとたどられていかに思へどうつゝとはなき

といふ歌見ゆ。平語にも世がたりにもいはねば、しる人まれなるべし。

○おのれに出るものは己にかへるものなり。應報のことわりはのがるべからず。平相國其御女を入内せしめられて後、高倉帝の寵妃小督の局を怨敵にして、これをたしなめさいなみければ、おそれて嵯峨の奥へ身を隱し、つひに北山に入て尼になりぬといふ。帝も此ことにより、深く宸襟を惱したまひしおもむきなり。あはれ其罪たれにか歸せんとおぼしきに、建禮門院の御はては、まさしく小督のごとし。いとも悲しからずや。後世に三好實休が、〔割註〕其主細川持隆を弑し、其内室をとりて己が妻とす。」和泉の國にてうたれんとする前、夢に感じける歌に、

「草からす霜またけふの日に消て因果はやがて廻りきにけり

といへるは、人々思ふべきことなり。實休が弟安宅木冬康といへるが、これをきゝて、

「因果とは遙車の輪の外にめぐるも遠きむさしのゝ原

とよみて、なぐさめけるは、さしあたりてさもいふべけれど、めぐるも遠きとはいひて、なしとはえ

いはぬも、せんかたなき事なり。

○白石手簡云、岩手陸奥市人に平氏候て、口宣も多く家譜も候よし、これはめづらしきものに候。人を御頼候て御寫可被下候、是非々々たのみ入候。平氏の末葉は絶候はぬ筈に候。中略。先師順庵も平氏に候ひしが、平氏家風は自讃に候き。いかにも〱公論たるべく候。平氏の衆一門不和の事なし、況や殺し候ことなどもなく、家人・人も源氏へ降參のものなく候。頼朝家風とは違候へども、盛衰記、平家物語等は、關東の世のものゆゑに、分外平家をばあしざまに申たるにて候。愚管抄、續世繼等を見候へば、清盛は殊勝なる所有之人に候き　老後耄のいたす所不及是非候。以上。右論ぜられしごとく、平族は互に相妬・相忌などのことと聞えず。西海の沈沒に及ぶまで功を爭ひ、或は身を遁るゝ所爲なし、頼朝の家風、義朝其父を弑せしを基本にて、親族の末まで相討て、其系他人の手を借ずして亡ぶるには似ず。世の諺に、源氏のとも喰ひといふは卽これなり。

○謠曲ははかなきものにて、事實をはじめ、詩文章を引なども誤り多く、論ずるに足らねど、たま〱またおもふべきことあり。熊野(ユヤ)といふ曲に、熊野といふ女、内府宗盛公に仕へしが、故鄕遠江國池田宿の母、老病により暇を乞へども許されず。このたびは哀なる文をおくりて、卽それをよみきかせ申すに、宗盛公のこたへに、いや〱左樣に心弱き身にまかせてはかなふまじとて、しひて清水の花見に召供せられしが、清水にて歌をよみたるに感じて、卽いとまをたびける時、熊野が詞に、かくて都に御ともせば、又もや御意のかはるべき、たゞ此まゝにおいとまといへり。此前後の文句にて、内府の心ばへをしるべし。〔割註〕此大意は、予小兒のころ、或人の說とて聞しを思ひ出しなり。」もと此熊野の一條は、平家ものがたりに、重衡のとらはれて東にくだりたまふ道、この熊野がもとに宿りたまひしにつきて、此女もと心ある人にて、みやこに登り宗盛に仕へし時、いかにせん都の春もをしけれど、といふ歌よみしとて、其ゆゑをしるせる所に出たるを、とりて此謠曲を作り出せしなれども、全體宗

盛公の趣をかうがへてつくりしなるべし。〔割註〕因にいふ、熊野はくまのとよむべきを、ゆやと音にて稱へしは誤なり、とある人の筆記にいへるは、さも有べし。」又鉢木藤榮などいふ謠曲に、最明寺入道のことをいへるおもむき、天下の政、またく其手に出るはもとよりにて、鎌倉には將軍おはすれども、最明寺の上にたつ人ありとは見えぬ書ざま、太平記の、鎌倉沒落の時、將軍のきたかりそめも記さぬにあはせて、其時世の有さまを知べし。謠曲にても心を付れば見るべきことあり。右書は他の伎藝に勝ること遠し。

○又因に、思ひ出しことあり、芭蕉門人去來は、漢學もありし人なるよし、それが書さしたる反古を、甘夢法師いづこよりか取出して、彼門人の筆跡どもを、集めたる中にまじへて印刻にし、義仲寺へ納めしを見たる、漢文にて平家の士盛久のことを論じて、既に刑せらるゝに臨て、觀世音の加護により刀折たれば命助かり、頼朝卿の賞にあづかりしを誚りて、甚不忠のものといへり。此反古書は消し、又改などさだかによみがたしといへども、大意かくのごとし。盛久といふ人、平家又盛衰記にも見えず、たゞ謠曲にのみ出たることにて、其よりて來る本據はしられぬよし、人もいふことなれども、もしあることならましかば、此去來の論はおもしろし。觀世音の利益はさもあらばあれ、みづから助命を喜で、頼朝の前に出て酒宴にあづかり立まふべきかは、上總の五郎兵衞が身をやつして頼朝をねらひしに、天地懸隔はもちろんにて、義經の妾靜女が、右大將の前にてせんかたなくまひうたひし時も、むかしを今になすよしもがなの古歌、又、よしの山みねの白雪ふみ分て入にし人のあとぞこひしき、とみづからのよみうたをうたひて、大將をおそれず、梶原源太がひそかに戀慕せしを怒り、判官さかりにおはします世ならば、汝たちに言をもかはさんやと、罵りしにくらべておもへば、いともかなしきふるまひ、慈愛を蒙る觀世音にむかひても、はづかしからずや。

○懷風藻は一冊子といへども、皇朝上代の文雅を見るにたれり。中世以後の風調に勝ること遠し。はた

作者の小傳、國史に洩たること共ありて、古人の履歴をしるを喜べし。議論また確然、予殊に感ずるものは、河島皇子の傳に云。皇子者淡海帝第二子也。志懷溫裕。局量弘雅。始與大津皇子為莫逆之契。及津謀逆。島則告變。朝廷嘉其忠正。朋友薄其才情。議者未詳厚薄。然余以為忘私好而奉公者忠臣之雅事。背君親而厚交者悖德之流耳。但未盡爭友之益。而陷其塗炭者。余亦疑之。云々。抑揚之論、此方の歴史にかばかりのものを見ず。漢唐宋諸儒も間然すること能はざらん。淡海三船の撰とたり。其人おもふべし。尤才智におきて名たゝる人なり。

○はじめ大津の皇子の詩の小傳云。時有新羅僧行心。解天文卜筮。曰。太子骨法。不是人臣之相。以久在下位。恐不全身。因進逆謀。迷此詿誤。遂圖不軌。嗚呼惜哉。蘊彼良才。不以忠孝保身。近此奸豎。卒以戮辱自終。古人愼交遊之意。因以深哉。此評又親切懇志といふべし。

○同書に、釋智藏俗姓禾田氏。淡海帝世遣學唐國。中略、太后天皇世持統天皇師向本朝。同伴登陸曝涼經書。法師開襟對風曰。我亦曝涼經典之奥義。衆嗤笑以為妖言。臨於試業。昇座敷演。辭義峻遠。音詞雅麗。論雖蜂起。應對如流。皆屈服。莫不驚駭。帝嘉之拜僧正。時歳七十三。以上。西土の郝隆が七月七日に仰臥て、腹中の書を暴すといへる故事は、人　く知りて、こなたの智藏におきて事等しといへども、隱れたるか惜く記すと。

○同書に、石見守麻田連陽春作。五言一首。和藤江守詠裨叡山先考之舊禪處柳樹之作詩あり。於穆我先考。獨悟闡芳緣。とあれば、陽春の父なり。桓武帝より先に梵字あること、大かた人しらず。

○藤公時平笑疾あり。一時朝廷にして此疾發り。いかにともすべからず。其日の政事は、菅公にゆだねて退きたまふとなん。不和にて權を爭はるゝ敵手にあひて、如ㇾ此はさこそ止こと得ざるたるべし。五雜組に、陸子龍有二笑疾一。古今一人のみといへるも同じ。かなたにてもめづらしきなるべし。たゞし世に笑中風、哭中風といへるものありて、これ實にをかしきにあらず。悲しきにあらず。內より催してせんかたなきなり。藤公も子龍も此甚しきもの歟。〔割註〕資規校合の因云、金匱要略禁忌部に、食二楓樹菌一笑不ㇾ止とあり。是を治するに人糞汁、或は土漿、或は大豆濃煮汁を飮ましむ。或人の話に、ゆゑなく笑にたへず悶亂するものあり、卽金匱の法のごと、大豆煮汁をあたへておさまれりと、のち詳ぬれば菌を食せしとかたりしとぞ。是正しく楓樹菌なるべし。

○刀自といへる名義は、世に老女の稱とひとわたりおもへるは、平語に、妓王、妓女、佛刀自といへる其刀自は、妓王、妓女が母なればなるべし。されどこれも據あり。和名抄にいふ劉向が列女傳に曰、古語老母爲ㇾ負。漢書曰。五娼負位引ㇾ之。今案、俗人謂二老女一爲二刀自一。字從ㇾ目。今訛以ㇾ貝爲ㇾ自歟。今案、和名誤之」〔割註〕閑田按、印本和名抄のまゝなり。此從ㇾ目は貝の字の書誤成べし。」契沖師、此和名抄に漢書を引れたるにつきて、史記にも、陳丞相世家にいふ富人張負。絳侯世家云、許負相ㇾ之、俱に老嫗を稱する旨、索隱の註を引て證しながら、しかも刀自の名義は、日本紀に見えて、負とは別なるを、頤は考られざりけるにやと、代匠記に論ぜらる。此紀の文は後に舉ぐ、又今時禁中內侍所の仕女に限りて刀自といふ。これまた古に據あり。榮華の若枝の卷に、宮々の刀自おさめといへるは、仕女の中にもいやしきものと見えたる文義のうへに、源語に、長女みかはやうどと連られたる例にてもしらるゝを、今內侍所にのみ稱謂となりたるよしは考ふ所なし。さて刀自といふこと、其もとは紀の允恭の卷

に、忍坂大中姫の皇后、いまだ家におはせし時、鬪雞の國造なるもの、かたはらの徑よりゆき、馬にのりて籬に莅み、皇后にむかひて嘲いふ。能園を作る乎、汝者也、且曰壓乞戸母、其蘭一莖、自註云、戸母此云二覩自一、時に皇后馬に乘者の辭禮无を、意の裏に結びたまひ、後皇后にのぼりたまひて、しかじかの旨を奏し、彼者を召て咎めたまひしこと見ゆ。是御母に從ひて、家におはせしときなれば、若くおはするゝ論なし。老女の稱にあらざる證とすべし。順の誤と契沖の論ぜらるゝは是也。刀自とかゝれたれば、唯家主といふ意歟。萬葉集第一吹黄刀自とあるも、唯女にて老女とは見えず。第四卷には吾子の刀自、第六卷、第二十卷等に、妣刀自、母刀自とも、あもとじ共見ゆ。母にも子にも、唯女房にも稱すれば、女の通稱といへるが古義にて、老女とし、仕女とするは、みな中世以後の轉とおぼし。あるひは彼大中姫の忿給ひしは、老女といひなせし、仕女といひなせしなどうたがへど、是は全體の無禮をにくみたまひしにて、戸母の名義の故にはあらざるべし。さて此ごろ、この名稱のことを、男資規、竹田安樂壽院中金藏院貫道師に語りしに、彼寺に納りし古記文を示さる。全文を左に寫す。合せ考ふべし。

安樂壽院本御塔所ニ藏ル大般若經

第五百五十一後批云

仁壽三年歳次癸酉二月十五日

爲御母刀自仕奉

願主　外少初位上　大坂眞長

外少初位上　同好勝美丸

同綱好

同芳哞
戒師佛子義藏
經生沙彌法仁

○世に語り傳ふること、もとの據ありて、それをいろ〳〵に取なしていふこと多し。今はづかに見出るをしるす。

○和泉の國の産智光法師、まふくだ麿といひし少年の時、ある家の女を見そめ、戀慕にたへず、さま〳〵にはかり、其心をしらせけるに、かの女のいはく、もし我にあはんとおもはゞ、先ッよく物をまなぶべしといひしかば、即ち學文す。さて又よく佛經に通じなば、必ず逢んといふ。かくて漸此道に入たちたるころ、彼女おもほえず身まかりけり。こゝにおいて大になげき、かつ佛經の意をしれるからに、忽ち志シを發して出家し、終に大德となれりと云々。然るに馬郎婦の觀音の緣記を聞しに、全くかくのごとし。國ことにして じさまの利益ありけるか、もしは馬郎婦の緣記をとりて、智光の傳を潤色しけるかしるべからず。いとあやしむべし。

○よにいふ田原藤太秀郷、勢田のはしにて龍宮の乙姫に遇ひ、其托（タノミ）によりて、三上山の蜈蚣（ムカデ）をたひらげたりといへる話は、古事談神社佛寺ノ部に出たることを基にして、其人をかへたるなり。古事談ニ曰、園城寺の鐘は、龍宮のかねなり。昔（自註云、時代不分明）粟津に男あり。（自註云、號ニ粟津冠者一、武勇者也。）一堂を建立せんことをおもひて、鐵をたづねんがため、出雲國にくだりしが、海をわたる間、大風俄に發り、波船に入しかば、乘船の輩こゑをつらねて泣叫びしに、小船一艘小童梶を取て出來たり。此男一人乘れといふ。いかにとも心をえねど、いふまゝにのり移りたれば、風浪たちまちやみぬ。もとのふねはこゝに待べしとしめし、さて小船は海底に入ルとおもふ間、龍宮にいたる。龍宮の殿閣奇麗いふべからず。龍王出あひてかたらく、從類おほく讐敵（カタキ）のために亡びたり。今日又害せらるべし。よつて迎フところなり。時や

うやくにいたれり。一矢射たまふべしと乞ふ。ちけがひて樓に昇りて待ところに、敵の大蛇許多の眷屬を率て出來るを、向ざまに鏑矢にて口の中に射入れ、舌根を射切て喉下に射出す。これによりて大蛇退歸るゝ間、追ざまに又中ほどを射たり。こゝにして龍王出きたり。深く喜びて、此喜びには何事といふとも、願にしたがひてまゐらすべしといふ。冠者いふ、一堂をつくるといへども、いまだ鐘を鑄ず。よりて鐵をもとめんため、出雲の國にくだるのあいだ、はからずまゐれるなりと、龍王甚だやすきことなりとて、龍宮寺に釣ところの鐘をおろして、これをあたふ。粟津にかへり、一ヶ所に掲け、堂を建つ。自註云、廣江寺なり。事移り時變り、件の寺破壞のゝち、纔に住寺の法師一人鐘の主たりしが、鎭守府將軍清衡砂金千兩を、寺僧私云、寺は三井寺を指也。千人に施す。そのとき三綱某五十人の分を乞集め、五十兩をもて廣江寺の法師に給ふ。法師よろこびて件の鐘をうりぬ。園城寺に釣ところ、件の廣江寺は天台の末寺なれば、後日に衆徒此事を漏きゝて、件の鐘ぬしの法師を搦め、口あらず湖に入とぞ。〔割註〕以上以記錄文章錄せられ、よみがたきがために、今和してしるす。」私云、是もむかしの作物がたり成べきを、又潤色してこれに加ふるに、種々の寶物ありて、其中にとれども盡ぬ米苞あり。されば俵藤太といふなど、田原の稱號につきて說をなす。あるひは此時、龍宮よりつたへたる藥方などいひて賣ものあり。笑ふべし。そのうち出雲の海にて、龍宮にいたりしといふはよしあり。瀬多のはしより龍宮におもむくとは、大海と湖水と混じて道理なし。潤色の拙きもの歟。

○同古事談に、陽成院の御邪氣大事にます時、儲君おはしまさゞるにより、昭宣公、親王達の御許へ行廻りて、事の體を見たまふに、他の親王たちは騷ぎあひて、或は裝束し、あるひは圓座とりて奔走しあばれたりけるに、小松帝予時上野太守、私云、光孝天皇なり。の御許に參られたりしには、破れたる御簾のうちに、緣

破れたる壘におはして、本どり二股に取て傾き動くけなくおはしければ、此親王こそ帝位に卽給はめとて、御輿をよせられければ、鳳輦にこそ乘らめとて、葱花には乘たまはざりけりとあるは、繼體天皇を大伴金村ノ大連迎へ奉られし趣に似たり。日本紀の繼體天皇の紀の文は、向レ西三讓、向レ南再讓、と史漢倶に出し、漢文帝紀の文を用ゐられしなり。また小松帝の御樣體は、晉代賀を王氏の子弟に撰ぶ時、獨り羲之床上に自若たりしにもよくかよへり。これらは自然にあへるなるべし。

○同書に、花山院頭風をやませ給ふ。雨氣の時はことにおこらせ給ひて、せんかたをしらず。さま〴〵醫療ましませども、さらに驗なし。こゝに阿部ノ晴明申ていはく、前生にはやんごとなき行者にておはしましけるが、大峰の某ノ宿にて入滅あり。前生の行德によりて、天子には生れたまへども、前生の髑髏巖の間に落はさまりて侍ふが、雨風には巖のふとるものにてつまり候まゝ、今生かくいたましめ給ふなり、よて御療治はかなふべからず。御首を取出して廣き所へ置れ侍らはゞ、さだめて愈給んかとて、しか〴〵の谷底のよし教申ければ、人をやりて見せしめたまふに、違はざりしかば、彼首を取出して、御頭風永く愈させ給ふと記せり。今世に傳ふ、後白河法皇、前生熊野の蓮華房といふ山伏にておはしましけるが、谷へ落て命を殞せり。後柳樹生出て其頭を貫きければ、風に觸てうごく毎に、御頭を病せ給ふ。故に其髑髏を埋め、其柳をもて三十三間堂の棟木にすとて、蓮華王院の名は有ながら、いつよりか頭痛山平愈寺とさへ呼び、或は本尊の御供養茶などを申乞て、頭痛速に愈ぬといふ。病の愈るは信心によるべけれど、此緣起は全く、彼花山法皇の典故をとりていへるなるべしと覺ゆ。此外漢の事をこなたのことに取なし、古き話を今の事、近世のやうにも語り興ずること、舉て數ふべからず。くだ〴〵しければ、さの　はしるさず。

○同書に、堀河右府、四條中納言に經を談ず。私云、談ずとはよみならふにや、文義明白ならず。上東門院に好色の女房あり。自註

に云、或は小式部内侍といふ。堀河ノ右府、四條中納言と共に此女を愛す。ある時、右府まづ此女房の局へ入て臥おはしける時、納言（自註、于レ時頭辨。）又彼局を伺ふの處、既に會合のよしをしり、納言方便品をよみて歸る。女其聲を聞て感ずるに不レ堪、右府に背きて泣ば、右府も亦枕をぬらし給ひぬ。さて右府竊に思ふ。よろづ定頼に劣るべからざるに、安からぬことゝて、忽ち心を發して八軸を覺悟し給ふと見ゆ。私に數ず、けしからぬ淫風なる哉。錦繍綺語、花鳥の情を通ずるのみならず。金口の寶典をもてすら、女を誑惑する媒に用ゆ。官女といふものも、大かた遊女のごとく成しさま、是のみならず、其世の書記を見てしるべし。江村北海の蟲の諫めといふ著述に、玉階草生じて奔々の鶉を藏し、上苑菊開きて綏々の狐戯る、といへるはさることとなり。然るに經聲のことにおきてはいかなりけん、今蛙鳴のごときものと相さること遠かるべし。同じく定頼卿禁中より退出の時、内に入らず、法華經第八の卷を誦せられしに、影のごとき物のあらはれて、つひに高欄の上にありて、異香室に薫ず。誰ととひ給へば、仙人揚勝なり。天台ノ嶺より金峰山をさして飛渡るの間、遙に御聲を聞て參り向ふといひて、揚勝がある所におはしまさんやと誘ひ、背にのせて去んとす。納言うけがひながら、猶豫の間、仙人心きたなしとて歸り去るとみゆ。是は例の實なき話にはあるべけれど、經聲の妙かくいふ迄に及べる歟。御堂殿車の内にて、譬喩品をよみたまひし時、門の外法の車のこゑきけば、と和泉式部のよめるも、其聲のうるはしかりし故なるべし。やゝ後に及びても、牛若と辨慶と、清水の寶前にて經をよむに、牛若の甲の聲、辨慶が乙の聲に、參詣の人々感じたりし旨、義經記に見えたるも、准らへて知べし。經聲の人を感動せしむるの如レ此は、呂律に愜ふ故にや。凡台家の伽陀の類、或は淨家の禮讃なども、よく唱ふる人はよく人を感ぜしむ。當時檗宗の經聲、明風の唐音にて、節をつけて唱ふる所は、なほ〳〵面

白く、心も澄ておぼゆるを、或は歌唱のごとしとて、誚る人もあれど、本朝のいにしへも、よみやうのならひありけること、明風に讓らざるべし。蛙鳴のごときは聞馴て、昔を考へぬ人の誚りはうけがたし。又ある人かたれるは、近き年頃淸水寺にて、いづこの國とやらんの巡禮道者、三十三所のうたを唱へし。其聲亮々いふべからず。聞人みな感に堪ず。其國はすべて是を唱ふることをはげみて、常に習練すとぞ。國所は今わすれたり。

○拾芥抄は拔萃の書にて、雅俗を撰ばず納たるものなれども、他に考ふべき古書喪びし今世にしては、大に有益の書なり。と有職家などにも稱せらる。又ある人の曰、水戶黃門君に國學をもて仕へを求るものあれば、先拾芥抄はいかにととひたまふ、よく見明らめ侍ふといふものは留められず。廣莫にて考得ずといへば扶持したまふとなん。さて此抄の中に、順禮三十三所の觀音を出せるが、一箇所は流布の本に脫せり。三十二所のうち、今に異なる所拾壹箇所あり。「河崎 壹演僧正」、〔割註〕私云、ある人近古の京繪圖を示さるゝ內、一條の東鴨河の西岸を河崎と稱す。其南角河崎觀音、壹演開基と見ゆ。次て名勝志を見るに、今寺廢して淸和院に此觀音をうつすといふ。」「法性寺觀音堂、伏見街道、今小堂あり。」「禪光寺神咒寺、兩寺無所見不及考。」「元興寺、南京、」「東大寺法華堂、」「同西金堂、」「天王寺、私云、浪華西天王寺歟。」「長樂寺、東山、」善峯寺、大和高市郡、」近江觀音寺下に、「同袋掛、觀音寺は古今同じ、此袋掛といふ所今不知。以上いつより改しけん。又曰、校合或人本之處、合點廿二箇所、附合此外とて十一箇所を出されし內、拾箇所は今順禮する所なり。金剛寶寺といふ一所ありて、是はいづくなることをしらず。此拾所前にはなし。又細書云、若同所異名歟。將又有異說歟。可尋決と見ゆ。上來一二の次第を書れず。むかしは然りけるに

や。又因にいふ、此三十三所を巡拜することを、今西國と呼ぶは、もと東國の人の詞なるべし。道のついで東街道を登り、伊勢兩宮に詣(マウデ)、八鬼(ヤキ)山をこえて熊野にいたるより、國々をへて、近江の長命寺、觀音寺、美濃谷汲に終りて、中仙道をへて、東國の故郷に歸るは、次第順路なり。されば其第二番紀三井寺の歌に、ふるさとをはる〴〵こゝに紀三井でらはなのみやこもちかくなるらん、といへるは、關東の人にはあひて、中原の地の人のためには聞えず。然るを本覺の故郷を出て輪廻(リンヱ)せしを、今順禮の力によりて、佛國の花の都も近くなるらんの意なりと解するは强解なり。笑ふべし。さて此順禮歌といふもの、都鄙ともに一文不通の人も唱へおぼえて、觀世音の緣日など、經文を稱ふると心得て諷ふを、少し文雅ある僧、そのうたどもの拙きをいひて、同じひまにて觀音の名號をも唱へよかしと思ふよしを語る。予曰、誠に然り、しかれども其稱ふる人の意には、經文なりと心得て、一向に稱ふれば、其人のためは經文なるべし。或所にあぶら桶そはかと唱へて、萬の病を愈しける老婆あり。大日の眞言をとなへ損じたるなり。又予が知るものに、鼻衂(ハナヂ)を止ることに妙を得たるあり。私(ヒソカ)に語りて、大せちのことなれども語り申さん。鼻衂出る人のため、紙をもみて口ノ内にて、此紙は神のぬしや、神の前の血しぼり紙と稱(トナ)へ、其息を紙へ吹かけて、鼻の穴をおほはしむるに忽止るなり、といへりし。ぬさといふことをしらで、ぬしやといへるなり。かくても其人のためは奇特あれば抑てしるべし。經文も謠曲などに引出たるを、唯文句なりと思ひて諷へば、うたひにして、經の利益はなかるべしといひき。

○又因にいふ、物にははからず用に充(アタ)ることもあるものなり。諒闇(リヤウアン)の時、泉涌寺の御陵を築(キヅ)くに、聲なくては杵を下すべからねば、彼順禮歌を諷ひて築きしほどに、拍子よかりしと。其人夫(ブ)につかはれしものいへりき。諷ひものには算(カゾ)へず、誦經和讃などに類すれば、八音遏密(ナリモノヲトヾマラル)の時にあたりてはよき

あつかひなり。

○先に擧たる古事談の中に美談ありき。又おもひ出てしるす。俊明卿公事を奉行し給ふ時、次第の書たるものを忘れてもたまはぬ時は、今案をもて行れけるに、舊慣に叶ふほどもたがふことなかりしとなり。又同卿丈六の佛を造られし時、薄の料にとて、陸奧の淸衡砂金をまゐらせしに、うけ給はず。即返し遣れしを、人いかにと問ひしに、こたへていふ、淸衡王地を押領す。只今謀反すべきものなり。其時は追討使を遣べきのよし定めまうすべし。よてこれをうくべからずと云也。私云、少しも思をうけては、征罰の時こゝろよからざるべし、あらかじめこれを謀りたまふは賢明の至なり。今案の舊儀に違はぬは、禮に習ひたまふなり。

○龍老人話云、大納言、中納言といへば、少納言も小なるべき歟とおもへりしに、明和七年寅夏、大旱にて諸國水涸たる時、大和高市郡の一向宗の寺に、井を堀て墓誌を取出したり。それに小納言伊奈卿とあり。然れば昔は小と書たるべし。少字も去聲に讀ば、小の意になれりとぞ。

○短冊の字、三代實錄、元慶五年夏四月九日丙戌。先レ是去七日。依レ例式部兵部二省可レ奏二成選短冊一。公卿謝レ病不レ上。故其儀不レ行云々。是も龍老人見出て示されき。かゝればもと歌かくものにはあらず。石野只軒の話に、今の小折紙の類にて、御堂關白此裏に歌書給ふより始れり。されば短冊の書損じは削りてくるしからず、と有職方にても說ありといへりき。右三代實錄の文にあはせて、げに然るべしやと思ふ。

○往年權少僧都堯恵の懷紙を看るに、はし書夏日同詠三首云々とあり。今は僧は季書せず。又同ノ字も書ず。(貴人へ出す時、俗は必同字を書なり。)栂井道敏なる人、此懷紙を携へ來て其ついでにかたらく、或諸侯の御家藏に、慈鎭和尙の懷紙にも、夏日と端書あるを見しが、拾玉集(慈鎭和尙の歌集なり、)の書留に、季書の端作あるも同じ

といへり。然らば僧の季書を止められしは、いと近きことゝ見ゆ。又あるひは俗形の懐紙に、季書なく詠何々と詞書たるもありとぞ。凡書法など何くれとむつかしく成て、かへりて作歌は劣り行こと、萬の道にもわたりて同じかるべし。

○懐紙は舊きもの歟。高橋圖南老人家藏の佐理卿の詩の懐紙を、石刻にして摺ておくられしをこゝにうつす。凡歌の懐紙も同じ體の物なり。

暮春同賦隔水花光合應
教一首 絶句爲體 和漢任意
右近權少將佐理
花辱不語偸思得隔
水紅櫻光暗親兩岸
芳菲浮浪上流鶯
盡日報殘春

右字數書法、本紙のまゝに寫す。

詩の懐紙、此外にも古きを見しが、如ㇾ此おもむきなりき。

○三井寺寺門ノ記に、天王寺の額は、慶耀已講奉ㇾ勅書と見ゆ。慶耀は慶暹といふ人の弟子、慶暹は祭主輔親の息にて歌仙なりと、同じく龍氏の話也。然れば世に道風筆といふものは誤なるべし。但し予は三井寺寺門ノ記を見ざれば、聞まゝに記ㇽすのみ。

○物を一ッ書といふは、三代實錄に出ると同人の說なり。

○一河の流を汲み一樹の蔭にやどるといふこと、古文類談四卷に、隋ノ張郎子が詩に、波ニ流一川ニ接スルコト彌深。屏ニ雨一樹ニ思殊親とあるが出ニなり、と同人語せらる。但シ是は鵜飼信興が珍書考の說を取出

して話せられしかと覺ゆ。

○牌位寸法長サ一尺四寸、弘サ八寸五分、厚サ七寸、天慶四年九月廿五日定、と拾芥抄に見ゆ。文公家禮に、神主の制、長尺有二寸といへるを、物徂徠氏難じて、凡禮用十二、唯天子爲然といへり。牌位の寸法も、拾芥に見ゆる天慶の御定は、唐に據給へりや、否や、其出所しられず。神主と牌位とは、もとより差別あるべし。

○およそいにしへは、私に家を出剃髪染衣することを許されず。故に志ありても、度者の數に入ことおたはざるときは、身に俗にして行は僧なる者、これを優婆塞といふ。日本靈異記などに、優婆塞の多きにてもしるべし。度者は寺によりて定額も有べし。又王公のために、度者百二百人を賜ふなどいふこと、續紀已後しば／＼見えたり。是は臨時に其病平愈の祈禱のため、追福のためなどに賜事なり。度者を勅免せらるゝとき、度牒といふものを下さる。東福禪寺に收る所、開山聖一國師の度牒あり。左にうつす。

治部僧書

駿州有渡郡久能寺沙彌圓爾、姓氏
平、見年十八、投於當寺住持堯辨禮
爲本師、賜度僧牒、剃髮受具者、
右被太政官符偁、右大臣宣奉、
勅件度者姓平宜仰治部省與剃度牒至準
勅故牒、
承久元年己卯十月廿日左大史 小槻宿禰國宗 給

参議郎兼治部郎　　藤原　信行　花押
典主　宰事官闕
鴻臚　亟正六位上行　平　貞弘　同右
鴻臚　少卿闕
治部主事正六位闕
典客郎中署令正五位上　橘　成恒　右同
治部良中正六位上行　源　威寛　右同
治部侍郎　従五位　紀　頼成　右同

かくのごとくにて今一通あり。端書駿州云々の文面少し異なり。如レ左。

駿州久能寺比丘圓爾、俗姓平朝臣、
見年十八歳、賜度牒法印、和尚位
堯辨爲師、剃度徴僧者、

又承久元年の四字に、かさねて朱印あり。

竪　三寸四分計
横　二寸六分余
畫ニ太サ一分
篆太サ八リン計
但シ曲尺ノツモリナリ

是より下官人の位次如二前書一、私案るに、印あるものは本紙にて、無印は草案歟。

又昔年龍草廬示されし一通はやゝことなり。左のごとし。

治部尙書

城州路東山東福禪寺龍行士思本貫係本州乙國縣
人事俗姓秦見年十四歲投覲當寺住持士雲長老
爲本師　賜度牒剃髮受具者
右被太政官符偁左大臣宣奉
勅件度者姓秦宜治部省與剃牒至准
勅故牒、
正和貳年四月八日左大史　小槻宿禰淸時　給
參議郞兼治部郞從四位下行　神朝臣康光　花押アリ
鴻臚丞　從六位下行　藤朝臣定行　右同
鴻臚少卿　闕
典客郞中署令從四位上行　平朝臣高廣　右同
治部主事　闕
治部郞中　正五位上行　江朝臣公經　右同
治部侍郞　正四位上行　源朝臣光房　右同

右始治部尙書の表、又後勅牒より正和參議へかけて、三行の上中に、太政官印朱を以押す、繕たる印と見えたり。曲尺三寸四方計、其形文字如し左。私云、昔は皇帝官印にて後改らるなるべし、

竪二寸五分牛
横二寸五分牛
田ミ一ト三四リン篆細ク

右料帋黄色の唐紙五枚かさねに、竪一尺五寸三分、横一尺二寸二分、書面文字大字の分板木摺、小字分位階花押共に墨書。但し位階文字破損あり。年號の所正和貳四八者墨書、年月日左大史等板なり。正和者花園院年號、〔割註〕以上草廬老人寫せるまゝなり。これも東福寺にありやしらず。」又守興和尚話に、叡山にも古き度牒あり。大様同じと覺ゆ。唯官人連名の次に、叡山の僧名拾餘人を連ねたりと。これは大山なればさるべきことなり。予おもふに、當世不如法の僧多きは、みだりに出家するもの多ければ成べし。又むかしは其才智拔群なれば、俗たらしむるを惜みて僧とせり。今は子弟きまたにて、產業の配分いかにともすべからざるもの、あるひは才なくて、身をすごすによしなきもいなどは、出家になりともせばやといふ。其人乏しきはこれが故歟。又佛子もひたすらに弟子をもとめて、其家がら人がらをも撰ばず。されど是も是非なきことにて、邪宗の御改によりて、寺々に檀那あまたあれば、人少くては寺務整はず、夫よりして人を撰むにいとまあらず、かくて其住職も凡物多ければ、一旨業盲を棄て、十に八九ひとへに檀家の機嫌をはかるを主とし、若寺物散失せず、寺内破壞及ばざれば、僧中上々の芬陀利華とす。

○西村正邦、予が七旬のことぶきに、七種風流の物を贈られし。其一色に夾竿二枚有。一枚は三寸、一枚は三寸六步。各曲尺なり。三寸の方は江次第の寸法とぞ。其說云、江次第云、第四巻除目篇百首書に出。夾竿三寸、以テ

竹作レ之、以レ絲結レ之、或紙捻結レ之、兩說也。又山槐記 執筆要、作二夾竿一、大外記師元朝臣作レ之與レ予也。寸法如レ此、以レ竹其色頗黄、作レ之。長甲方甲方義可レ尋也。其首少許、以二細搭捻一眞結結レ之。清家筆頭短、或又以レ糸結レ之云々。かく見えたれども、是は長ささだかならず。また一枚の長きは、高野山の古文書にはさまりて出しを、さきに藤叔藏うつされし形なり、といへり。枕草子第一卷に、御さうしにけうさかくしてもてわたらせ給ひ、中略、十卷にもなりぬ。さらにふようなりけりとて、みとのごもりぬるも、いとめでたしと見えたるも、此もの也となん。今用る枝折よりも、ことそぎてやすらに古雅なり。

○白石先生、陸奥洞巖老人へ、長生殿不老門の畫をのぞまれし書翰あり。そのうちに云、長生殿裏春秋富、不老門前日月遲は、本朝の人の句にて候。然るうへは畫樣の景色も、本朝のごとくにありたきものに候。しかるに昔、本朝大內裏の畫樣御覽候はん歟。さて／＼見事なるものに候。中略、門などの事、古制は當地東叡山の文珠樓門のごとくに、中に門ばかり候て、左右に塀もなき事に候。中門にはいかにも格子の有レ之候。塀左右に候歟。地取又は繪樣のあらまし如レ此なる望みに候。四時をこめ候へば、春の方は春の諸木遲速を撰ばず。秋の方は下より梢を見せ、又はいづれも雲やりの上下に見え候やうに、春には來燕、秋には來雁、門前に白鶴三ツ計、但し雛ニツばかりも候はん歟。畫樣は眞草行を御まじへ候て、細密なるかたに賑やかなる處も候べく候。さらりと仕候所も可レ有レ之候。其段こそは御筆意に任せ置候。彩色を設られ候ことも、同じくは輕きかたに可レ有レ之候歟。俗に入俗を脫し候望に候。額字のこと、假はいかさまにもひれは、上のかたかくしたく候。いかにも泥金可レ然候歟。春秋富日月遲は、上の方四字づゝかくれ候心得に候。下はつまりて上の明き候が、おもしろく可レ有レ之候歟。詹中和の贊候、寧拂の明ン朝にてかゝれ候富士三保の圖、奇代の物に候。それは中天に、富士をいか

にも／＼根張廣く、雲頂より出候體にて、殊外に引さげ候て、足柄箱根、前は三保、西は薩埵、清見等の山々浦々を、ことの外ちいさく書れ候。それにて富士の三國に蟠り候躰を、そのまゝに見て、夥しきものに候き。畫匠の精感じ入候事に候。不老門の圖とにかくに雲やりか、くまどりにて、中を書切候て、殿も門もさのみ大きからずして、大なる心をふくませ度、右のごとくに存寄の圖いたし懸ニ御目ニ候。本朝の鵰吻をくつがたとよみきたり候。心得ぬことに存候に、彼大内裏の繪を見候に、唯今のシヤチホコと申ものとは、以の外に違ひ候て、沓の形にて候。さればこそクツガタとは申候と存候。只今は制法を存候ものこれなく候。不レ及ニ是非ニ候事に候歟。

閑田私云、書畫は筆とる人のみならず、かゝする人の意ばへも、雅俗わかれて恥かしきものなり。其よしはつれ／＼草にもいはれたり。さればさすがの先生の好ミなれば、祝ひごとなれども俗ならず。こゝにある人此圖のみを見、大内裏の圖の摸寫と聞たがへていふ。大内裡は竪額にして横額なし。又聯といふものもとよりなしといぶかる。これ先生の趣意を解せざるなり。此圖はもと一己の物數寄にて、大内裏にあづからず。不老門前長生殿裏の一聯よりの趣向にして、此句本朝の人の作なれば、同じくは本朝やうの景色にありたしといふより、大内裏の畫樣の論が出たるなり。唯書の好ミ一通りのことなればこそ、春秋の景色を一時に見せたれ、實の大内裏に邯鄲の夢のごときことあらんやと笑き。かく主客を心得たがふ人もあらんやと、因にしるす。沓形の圖は、頃日ある人の記に出せれば、こゝには省く。

○凡ての歌の題集に、杜若を漢名は燕子花、春の末に出し、牡丹を首夏のものとすれども、今見る所しからず。いつも牡丹は春の末にして、杜若は四月に咲出ヅ。此ごろ權大納言宣胤卿の萬葉類葉抄を見るに、杜若の題下に注して曰、連歌式爲レ夏、此十卷歌此とは万葉集をいふ。夏相聞歌中也。可レ謂ニ夏雜歌ニ。又十七卷

夏歌也。其外者不レ分季歌中也。以上、私按、まさしく萬葉集に夏なれば、春の末に納るものは、後世の所爲なり。殊に十七卷の歌は、橘に郭公をよみ合されし歌どもの終にありて、天平十六年四月五日に、大伴家持卿の作歌六首のうち、「かきつばた衣にすりつけますら雄のきそひがりする月は來にけり、といふうたにして、代匠記に註していふ藥獵といふに同じ。日本紀推古紀、天智紀に見えたるは、皆五月五日なれど、此集十六卷乞食者のうたには、卯月と五月とのほどに、藥がりつかふる時にとよみりと云々。以上、こゝも四月五日なれば、これにあへり。今時俳諧者流には、杜若を夏とするもの、彼連歌式による歟。正に見る所にしたがふ歟。理ありといふべし。牡丹の例はいまだ見あたらず。

○初子は歌によみなれて常の事なり。中の子は後拾遺集雜四、馬内侍のうた詞書もあり。「けふ中の子とはしらずやとて友だちの許なりける人、松を結びておこせて侍りければよめる。

誰をけふまつとはいはんかく計忘るゝ中のねたげなるよに

これは近き集なれども、心つかざりしを、門生ふたり迄見出つゝて告られしなり。又おと子といふは、うつぼ物がたり菊の宴の卷にて見出たり。「かくて后の宮の賀、正月廿七日に出くるおと子になんつかうまつれりとあり。これも人しらぬことなり。

○信實朝臣の今物がたりに、さつまの守忠度某の局によりて、扇をたかくつかひけるを、内より草葉にすだく虫のねよといひたれば、つかひやみたりといふこと見ゆ。此うたいかなる古歌ともしる人なきが、近年新刻の今物語に、歌ごとに出所を肩書にしたるにも洩せり。然るに予たま／＼見出たるは、うつぼの　原君の卷に、「三のみこの御前ちかき松の木に、蟬の聲高く鳴折にかく聞えたまふ。

かしかまし草葉にかゝるむしのねよわれだにものはいはでこそ思へ

これなり。今物がたりにはすだくとかはれるのみ。平家盛のころまでは、うつぼ物がたりあまねく行れて、其歌などもそらにおぼえたる人ありければこそ、二三句をいひもしかしかましといふより、下

の句の意を忠度もさとり給ひけめ。〔割註〕又後に見出たるは、榮華物語根合の卷に「秋になるまゝにむかしのこゝろを開せたまふも、草葉にかゝるとおぼし召れてとあるも、此うつぼのうたなり。然れば人のおぼえしうたにてありけんかし。」

〇長明入道の無名抄に、ますほのすゝき、まそをの薄、まそうの薄、といふこと出て、ます穗は十寸穗にて、其穗の壹尺計あるなり。まそをは眞麻なり。まそうはますはうなり、と見ゆ。此まそうを蘇芳なりといふことと心得がたかりしかば、考みるに、そは書誤にてさなり。すはうも印本に誤て、すわうと書り。すはうにて、すはの約さなれば、眞すはう色のむね明白なり。

〇同抄に、「俊頼朝臣の、世中はうき身にそへる影なれや、といふうたを、かゞみのくゞつ〔割註〕くゞつは傀儡と書て、驛に居る遊女なり。舟に居るを遊女といふ、是中世已後の流例なり。」どもがうたひたるを、いたり〳〵にけりた〔割註〕私按、鏡のくゞつが知りてうたふ迄に、あまねく至り及びける意成べし。」と喜ばれしこと、また永縁僧正夫をうらやみて、びは法師どもに物をとらせてかたらひ、わがよみたる、いつもはつねの心地こそすれ、といふ歌を、こゝかしこにてうたはせけると見ゆ。俊頼朝臣の自然に思ひかけぬものどものうたひしは、時にとりて面目なりけん。さて是につきて、近きころ、ある人のかたりしは、四條の戲場にて、韓信の故事を引伎の所にて、小澤蘆庵のうたに、末つひに海となるべき谷水もしばしこのはの下くゞるなり、とよめるもこれなりといへりとぞ。正しく俊頼朝臣のためしなり。然るに、此うた蘆庵にはあらず。伏見中書島に寓居せる、隱士學丹といへるが歌にて、此士禪學を唱へて、見解をいひありきしすね者なりき。うたは長嘯子の風を好ましくおもふよしにて、高臺寺の墓所へ行て、入門の志をのべし人なり。此韓信を題せるうたをよみしを、誰か蘆庵にかたりしかば、四句然らずとて、少し直したるが、それをいかにきゝひがめけん。世に蘆庵なりといひふらせしが、はては戲場にもしかとなへけらし。又四十年前に交りし尼崎通齊といふは、もと浪華の人にて、

京に住て醫を業とせしが、いたく歌をこのみて、辭すがたしらべにこゝろを用ゐ、歌學はふつになかりしかど、よみ歌におきてはうつくしきものなりき。其人富豪の子弟なりしかば、過奢になれて散財度に過しが、富小路四條わたりにもたりし大家を賣に臨み、床上にめでたき掛物をかけ、さて庭に大きなる松のありしによせて、

馴て見し軒端の松よこゝにすむのちのあるじのちよをともなへ

とよみしが、〔割註〕三句住かはると聞たがへし人多かりしを、予直に尋ねし時、それにては詞よからず、こゝに住なりといはれし。かく細かに心を用し人なり。」いとあはれなり。おもしろしなど、其比京中に、歌はよむもよまぬもいひはやせし。かの俊頼朝臣のうたをはじめ、學丹、通齊等のも、情にしたしきには、おのづからに人感じて、世に弘まり。永縁僧正のはおもしろけれども、唯風流のうへなれば、托せざれば唱へず、よく思ふべきことなり。さて彼の通齊が家を買得しものは、ひとへに利を射ることをのみむねとするものなれば、嘲りてさる意ばせ故に、貧にはなるらんとて、やがて彼松を情なく伐たをし、長屋を建そへしが、一とせもたゝぬまに强欲のけにや、官の禁を犯して獄につながれ、彼家も又たゞちに他の有になりしかば、松を伐て先主の志を空しくせしを憎みしよの人々、いとこゝろよきことなりとわらひたり。老の寢覺に、こしかたの事をつら／＼思ひ出てしるす。

〇宣胤卿の類聚抄は、萬葉集中天地艸木鳥獸器財に及ぶまで、あまねく納られけれども、詞部におきては缺たり。是は元來記し給はざりしか、後に散失せしか知べからず。然るを惜みて、小澤蘆庵、何某の宮の仰を傳へて、浪華の人入江昌喜に補はしむ。此人八旬强に及て矍鑠類ひ稀に、筆硯を廢せず。此擧に應じて、詞部幷名所等の類聚を自筆して奉れり。しかるに此ごろ、萬葉類林といへるものを見しに、契沖門人の手になりて、凡て辭を聚め、代匠記の意をもて小註を加へたるものなり。こゝにしる彼翁、是を帳中の秘にしてもちたるをもて補へることを、名所はまた既成書あれば、これは補ふにか

たからず。類林は珍書にて、知人曾てなきものなり。

○萬葉集中、長歌の奥に反歌とあるを、かへし歌とよみて、長歌一篇の意をつゞめて、三十一言によみたるものとおぼゆる人多し。然るを龍岬廬の考へに、これは端書に何々歌幷短歌とあるに同じく、反は短字の義なるべしといはれしを、さることゝおぼえしが。其後土佐の山地某も、こなたのみならず、漢の字義をも取出て論ずることありしが、今記得せず。さるに此比、日本後紀を補へる加茂縣主祐之日本逸史を見るに、延暦十五年夏四月丙寅、宴二掖庭一。酒酣反歌曰、氣左乃阿沙氣。奈呼登以非都留。保登々擬須。伊萬毛奈可奴加。比登能綺久陪久。類聚國史遊宴、御製也。是前に長歌なければ、かへしうたとはいはれず。みじか歌と訓ずべし。是にて他の例引出にも不レ及。龍氏も山地氏も、此書には及ばざりしかど、其考は適當せり。

○同年三月庚戌、勅禁レ祭二北辰一。大意は棄レ職忘レ業、其場に相集り、男女混殽事潔清しがたきをもて、かへりて其殃を招く。自今以後殊禁斷を加へよ。若已事を得ずば、每人日を異にして會集せしむることなかれ。もし此制に乖かば、法師は名綱の所に送り、俗人は違勅。國史神祇部、雜祭。又同十七年冬十月己卯にも、兩京畿內夜祭、歌儛を禁制し給ふ宣あり。文長ければ略レ之。右に同じ趣なり。今世庚申待、日待、月まちなど、男女會集し、酒宴、淫樂をことゝし、果は淫奔に及ぶも尠からず。右の勅旨思ふべきことなり。又神祭るにはあづからずしても、男女の別を戒しめたまへるは、同十六年七月の勅に、男女有レ別禮典の崇ところ、上下無レ差名數既闕、頃者愚闇の輩、禮義を不レ識、會集に至りて混殽別なし、宜レ加二禁制一など見ゆ。古史律令の正しきを窺はず。中古以來陵夷して、官女はたはれ女にひとしく、郎は禁闕を淫房のごとくにおもへるさまなる、歌物がたりの片端を見て、本朝の風は、嚴格な

らぬが古風なりとおもへるは、不學の歌人に多し。故みるまゝに記す。

○延喜十七年夏四月、年分度者例勿取幼童の勅あり。識ところなく、苟課役を避んがため、緇徒を忝くす。還て戒法を棄、頓に學業を廢す。形は道に入に似て、行は在家に同じ。自今以後、三十五以上、操履已に定り、智行崇ぶべく、兼て正音を習ひ、僧たるに堪たる者爲之。每年十二月以前、僧綱所司請有業者、相對簡試所習經論、總大業十條を試、五以上に通ずる者を取、狀を具にして官に申し、期にいたりて度せしめよ。其受戒の日、更に審試を加へ、八以上に通ずるに受戒を得せしめよ。夫沙門の行戒律を護持す。苟も此道に乖かば、豈佛子といはんや、而今勝業を崇めず、或は生產を事とし、閭里に周旋し、編戶に異ることなし。衆庶之をもて輕慢し、聖經其によりて陵替す。眞諦を穢亂のみならず、固亦國典を違犯。自今以後、如此輩住寺、幷に供養に充る事を得ざれ。凡厥齋會法莚を開くことなかれ。三綱知て不糺者、罪を同せん。下略、國史佛道部、十四度者、同廿年四月丙午敕、前の文を舉て曰、而今性に敏鈍あり、成に早晚あり、苟も性年をもてせば、恐くは英彥を失はん。復三論、法相、義宗、途殊、彼是指歸理粗辨ずべし。自今以後、年二十以上の者を聽取て、其簡試之日、二宗之別を辨へしめ、受戒之時勿勞。更に審試ことを加へよ。同上、如此度者年數、時により敕旨殊に御意を用らる。しかも後世童子をもて度者に入らるゝこと、先に舉る所の度帳のごとくなりぬ。今世においては年二十にも及ぶ者は、橫入と號て是をいやしめ、童形を喝食たちと稱て喜ぶよし。おもだゝしき寺院皆かくのごとし。世の習しの變り行こと可歎。貴賤によらず、自己にははつかも志なきに、父の命に順ひ出家得度すれば、心行ともに在家凡俗に同じきは、もとよりあやしぶにたらず。かくて不如法を罪せらるゝは、實に憐むべし。凡生あるもの飲食、男女の大欲を離

るゝことはかたし。まいて少壯の人をや。されば或抄物に、佛事を行るゝにつきて、一生不犯の僧を撰ばれしに、一老僧皮つるみはいかにとゝひし人有。〔割註〕皮つるみは、後の書にはきせはぎともいへり。今千摩(センズリ)といふも、そのわざにつきていへり。獨淫のことなり。」慾に堪ざれば、然るべき人も免かれざるを見つべし。己をもておもへば、堪がたき人は還俗するが勝るべきかも。

○延暦十一年十一月勅。明經之徒不レ可レ習ニ吳音一。發聲誦讀既致ニ訛謬一。熟ニ習漢音一。日本紀略、同十二年夏四月丙子制。自今以後、年分度者、非レ習ニ漢音一勿レ令ニ得度一。國史佛道部十四度者、同二十年夏四月丙午勅にも、年分度者習行可レ業、兼習ニ漢音一、堪レ爲レ僧者爲レ之、など見えたれば、儒佛の徒ともに、只漢音を用うべきこと明らかなり。他書にも亦此趣に見ゆ。いつのころよりか儒經は漢音、佛經は吳音によむこと例となれり。最も出所あらんか、未ニ考得一。

○むかしは租稅米穀を貴み、錢帛をいやしめらる。延暦十六年の文に、十二月甲申敕。租稅之本細ニ於水旱一。錢帛之財饑而不レ食。今聞、京畿多有ニ取レ錢事一。宜ニ賤末貴本一。一絕レ收レ錢。但恐民有ニ貧不レ能レ畜レ穀。宜レ聽ニ貧乏ノ徒進レ錢。通計不レ得レ過ニ四分之一一。國史第百七十二、職官部、左右京職、米穀交易に事足り、まして饑て食ふべきものなるをもて如レ此し。今時は金錢をもて貴くし、萬物此力を借ざれば用をなしがたきからに、諸侯も國中の米を賣與して、金銀にかへ事を辨じらる。されば先年饑饉のごとき、國中に米盡き民を救ふの計なかりしも多し。大息すべし。國に三年の畜なきを貧といふの語は、實にたとむべし。本朝もむかしの政かくのごとし。

○仁德天皇炊煙の少きを見そなはしまし〳〵て、三とせの貢を免させたまひ、殿閣の破壞をつくろはせたまふことさへ、ゆるさせおはしましき。然てまた延喜帝は、寒夜に貧民の寒きに堪ざらんことをおぼし召て、御衣を脫せたまひしも、叡慮忝きこととなるを、其貧民を救せ給ひし御政は聞えず、仁心おは

しましても、仁政なくばかひなきことにや。もし此時に天下の政、聖意のまゝならざりし歟、おぼつかなし。一のみこの御位につかせ給はざりしごときをおもへば、其權は政家に歸したるゆゑ歟。寛平上皇、菅公を頻に登庸ましましゝも、是がための叡慮と聞ゆ。

○古今著聞集に、昔は人の裝束もなへなへとしてぞ有ける。されば齋院の大納言の消息に、先代の時節分絶借獻など書れたんなるは、節會の袍とて、ほのぼのとある物の人に借などが有けるとぞ。後朱雀院の御時、旬（公事の名なり）に參りたりける上達部を御覽じて、次日資房卿の藏人頭なりけるを召て、昨日公卿の裝束を御覽ぜしかば、以の外に袖大きになりにけり。かくては世の弊なるべし、いかゞせんずると、右大臣實資のもとへいひあはすべしと敕ありければ、則申されければ、おとど申けるは、みなの公卿此よしを承りて畏り申さば、（此下落字あるべし）さすがに老大臣御けしき蒙りたるときこえば、人もなをり侍なんと計らひ申されければ、其定めに披露ありて、右府閉門して畏のよしをせられければ、人皆きゝ畏れて、裝束の寸法すべられにけり。〔割註〕或ものには、延喜帝裝束の花美を止むべき叡慮につきて、左府時平公かくはからひたまひしと見ゆ。いづれか實ならん。」右の裝束の制度につきておもしろきことに、小野篁朝臣の肖像、即小野社の眞影の寫しなるよしの物ありて、誠に馬面といひ傳ふるごとき容貌にして、その裝束は重もなき衣冠にて、畢竟うちうちのさまに見え、右の手に筆をもち、もの書んとのおもむきながら、硯箱はかへりて左にあり、即左にうつす。此裝束のさま、なへなへとして袖狹少に見ゆ。これかの敕旨のごとく古儀なるべし。

聖徳太子の古像といふものも、法隆寺の寶物にて、寫しは所々にあり。御冠は巾と見えて透額なり。いづこの御像も、此透額を書もらせり。眼目を忘たりといふべし。故今こゝに寫せり。また此御衣も袖甚だ狹く、凡胡服に倣彿たり。又柿本大人、菅公の御像に巾を戴給ふがあり。やゝ古く見ゆるもあれど、

信實朝臣筆

百済國阿佐太子
所写ト云

傳來覺束なければ、證しがたくや。これらは好事の人の所爲もあらん。

○嵯峨二尊院に、空公行狀碑といふものあり。山城名勝志に、かく題して題下の細書に、文字滅不見と記し、又空華集といふものゝ詩を引て曰、斷碣荒涼蘚蝕文。曾厚病眼認前勳。道尊北闕人皆仰。名重西山世已聞。滿院花枝春乍晩。一庭月色夜還分。無端引起曾遊興。夢遶嵯峨嶺上雲。かくのごとくなれば、碑面の文字さだかならぬこと、既に久し。しかも右の詩も、湛空上人の事を說りとみゆ。今其碑前に、圓光大師御廟前と記せし石燈籠、左右に二基を建たれば、全く法然上人の塔となれり。然るを先年ある人ひそかに、此名を紙に摺寫せるを見しに、いかにもおぼろげなれど、湛の字にて、源にはあらず。源空は圓光大師にて、この寺を作りて後、やがて師を請じて開山とすれども、此塔は湛空上人なるべきこと、道理のあたるところなり。何等のものか、かく文字を欠損ぜしめ、しひて法然上人の塔とせるや。凡尊貴又德者の墓を謬り傳ふる、愚昧の土人の話は論にたらず。こゝに師弟の碑を紛らはすは、黠智の浮圖氏の所爲にして、誠ににくむべし。古佛寺の緣記なども、甚だあやしぶべきもの多し。其趣意人に信ぜしめんとして、かへりて嘲をまねくもの歎くべし。

○湛空上人は、さして歌人の名はなけれども、古今著聞集に出たる歌などいとよろしとおぼし。いはく湛空上人嵯峨二尊院にて、涅槃會を行れける時、人々五十二種の供物を備へけるに、花をうへにたてゝうたをよみて付けるに、西音法師水瓶に櫻をたてゝおくるとて、「きさらぎの中のいつかのよはの月入にしあとの闇ぞかなしき。返し、湛空上人、「やみぢをばみだの光にまかせつゝ春の半の月は入にき。又一首を添られける。「會をてらすひかりのもとを尋れば勢至ぼさちのいたゞきの瓶。また名勝志に、新拾遺集を引、同上人のうた。

「思はずよ夜半の煙とのぼる迄獨立そふ契有とは

これは詞書に、中園入道前太政大臣かくれ侍りて、二尊院にて後のわざ侍し時、あまたのはらからの中に、ひとりおくり侍しことをおもひてよめると有。今世腕をこきて、歌よみだてをせる僧衆の、よきうたよまんとかまへぬるに似ず、折にふれてそのおもひを述られて、歌ざまの殊勝にとゝのへるは、其心術によるべし。凡一宗を興し、末世を化度せるほどの徳ある人、一向に詩歌のいできぬは少かるべし。

○法隆寺の寶物に、阿彌陀如來と、聖徳太子御贈答の書簡といふものあり。寶物披露の時といへども、是は開かず、幾重も封じて、唯其封ながらを拜せしむ。然るに舜昌法印〔割註〕此僧台家にして、淨宗信仰の人なり。圓光大師の繪詞傳の作者也。」の述懷抄といふものに、如來と太子と往來の御書とて出されたるが、是はかの法隆寺の物と同じき歟、異なる歟、いざしらず。世に所謂書錄文章といふものにして、年號も歷史には見えぬ號なり。又年紀も、太子薨じ給へる後に當れる御書ありなど、或人は大に誹謗せしが、述懷抄は予も見たり。舜昌法印は學者とおぼしきに、いかにして是を信じて書出されけん。唯信の深きからに、眞贋(マコトニセ)の論にも及ばれざりしか、全文を擧べけれど、無益のことなればこれを省(ハブ)く。

○長明入道の發心集によりて、閑居の友は著されしなり。されども發心集は、殊に心を用て、始に名利を捨果たる玄賓僧都、增賀上人などを出し、それより難行易行、さまざまの行狀を連ねて取捨せず。其人の意樂(ココロネガヒ)を顯はし、是を見る人もまた、緣にしたがひて、いづれにもあれ、倣(ナラハ)んことをおもはるゝ成べし。一隅に滯らず、廣く擧られしは、殊にたとむべし。

閑田次筆 卷之三

（性靈集 弘法大師詩偈集、）常にシヤウレウ集とよむを、其宗徒は素讀するとき、セイレイと漢音によむ。是佛書にあらざるゆゑなりとぞ。これも故實なれば、こゝろえ置べきことなり。密家の學力ある法師の話なり。

○同じ話に、性靈集を編したまへる眞濟僧正は、大師の上足なり。しかるに此眞濟僧正のことを、元亨釋書に、染殿の后に戀慕して、鼻中の魅となれりといふことを出せり。これ何に出たることにや。本據覺束なし、と人のいふことなるに、陸奥仙臺の沙門梅國といへる博覽の人の、性靈集を註せる便蒙抄といふものに、右の說近江俳志といへる、ふるき假名書のものに見ゆる外他に據なし、釋書もこれが基なるべしといへりとぞ。予おもふに、凡元亨釋書には、無稽の事あまた有べし。菅公の天帝に祈請して雷に成給ひし、あるは役ノ小角の、葛城の橋を一言主の神にあつらへしことなどもありしと覺ゆ。本書をもとめず、傳說の誤のまゝに記せるなり。凡ソ其宗旨の外のことは、深き穿鑿に及ばれざりしか、彼是他宗の所立につきても違へること多し、と或僧衆の話せられき。又此釋書の文不レ穩助語違ぬ、と明 王玄才及盧安堂といふ儒者難じたること、皇明張美錄といふ書にありと、ある人いへり。

○古今集の或注に、同じく大師の弟子眞雅僧正も、業平朝臣の兒童なりし時、其美貌にめでゝ、思ひ出るときはの山の岩つゝじの歌をよみ給へるといふ說あり、可レ尋と記せり。これは古今集にてよみ人しらずのうたなり。何によりて作者をしりて、かやうの說をなしけん可レ尋といへるは、すべて覺束な

きこそにいへれば、此註者に咎はなけれど、かやうの俗說は出さでも有なん。

○故人海棠、賣茶翁の遺言に、析骨すべしと有しよし、それは茶毗せる後、骨を粉碎て、河へ流せよといふことなりと聞りとかたる。其のち海棠も久しく病みて身まかりぬるが、これも翁に倣ひて、「たのむぞよ析骨にして櫻の木と」ふ言を殘せり。火淨して河へ流し、其なき跡のしるしには、生前好める櫻一本を植よといふことゝぞ。然るに此折骨といふこと、あまねく諮問へどもしる人なかりしかば、續畸人傳に、海棠が小傳を端に書し時も、しれぬよしを記して止ぬるに、そのゝちある所にて、黃檗大眉和尙の傳をかりそめによみしに、摋骨の字有、よて正字通もて正せしに、摋字の下の注に云。同摋、韓愈刪ニ盧同月蝕詩一。星如ニ摋砂一出。攢集爭ニ强雄一といふを引。又摋字注。音薩。側手擊也。公羊傳。宋萬臂ニ摋仇牧一。又韓愈爲ニ孟郊墓誌一。惟其大翫ニ于辭一。而與ニ世抹摋一。註。掃滅也。古通用ニ抹摋一云々。此等說を合せ考ふるに、碎の意にて、又掃滅といふも、碎よりの轉歟。彼摋骨も火淨して骨の粉になるをいふならん。態と碎きて河へ流すなどいふ義にはあらず。これは摋骨して後に川へ流せよといひ殘されしを、誤り傳へし成べし。文字も析と誤りしよりしられざりしにて、唐山の禪院などには、常にいふことと成べし。これ計のことも、心にかくれば見出すことあるが、見聞を好むに付、冥加を覺ゆるなりと自喜す。

○或人云、枼は双びて離れぬものに用う。蝶は双び飛ぶ、鰈は双び行、鍱はてうつがひ、楪も戸張にて、左右をうちあはすものなり。

○字義にひしとあひたる訓もあり。又取合せたるものも多し。たとへば餞字は、說文に去を送るといひ、以ニ酒食一送事なりとも註す。詩經邶風の註には、道祖神をまつりて後、其側にて飮なりとも見

ゆ。然るにやがて、此字をうまのはなむけとよむは、說文の去を送にはあへど、食に從ふ字義と詞とは大に異なり。馬の鼻むけとは、旅立人の馬の鼻のかなたへむかふを送るなりといひ、また或說には、馬の鼻をしばしこなたへ引むけて、如此はやく歸りたまへといはふ意といへるは、道理おもしろく覺ゆ。いづれにもあれ、旅行を送るなれば、取合せて、こなたにても酒食をもておくるに用ゐ來れり。又熟字にて輓歌挽も同じ、といふは、柩を挽てうたへる歌にて、漢田横が故事より出たるを、なべて哀傷の詩歌の名とす。萬葉集にも是を輓歌と題す。是の類ことにつきて辨ふべし。

○予すべて音義に暗し。元來獨學の弊なり。故にたま／＼見出し聞つけて、いとめづらしとおもふことも、他人は遼東のいのこならんかし。史記貨殖傳に、吳楚七國兵起時。長安中列侯封君。行從軍旅齎貸子錢々々家以爲。侯邑國在關東。關東成敗未決。莫敢與。唯無鹽氏。出捐千金貸。其息什之。索隱初齎貸を註して云。齎音子稽反セノ也。貸侯也。音吐得反トク也。後の千金下の貸を註して、貸吐代反タイ也。正字通を考るに、貸庶耐切音代。假貸無息爲賒。有息爲貸。と註ありて、吐得の音義なく、候の字註もなし。字典などは左右にあらねば考ふるに及ばず。吐得の反音義めづらしと覺えて記置。索隱のごとくは、今も准らへて、かるはトク、かすはタイの音とすべき歟。

○輟耕錄に、臨寫は紙を傍に置て觀て學之。摹寫は薄紙をもて、本書に覆ひて筆を用ゆといへるを、譯文筌蹄に取違へて書れたり、と或人見出せり。さしもの徂徠氏なれども、かへりて大家の名おぼえ攷べし。且ツ豪傑の人を誣くも、又まゝある例にて、此老、琵琶を顚倒して琶琵とつかひて、誚にかなはしめられたる詩あり、と又或人はいへりき。

○世に行共燒とて、尻のすはらぬ壺あり。席に居る用にあたらぬは、茶毗の骨を納る物なればなりと

て、釘にかけて花を挿料などに用るを誹る人あり。しかるにこの頃ある人話す。陸奥鹽竈明神の神寶に如レ形の壺あり。いにしへ神酒を奉る器なりといへり。是に酒をいれて奉る時、新に清き砂子をおまへに敷、そこを堀て此壺を居るなり。尻の居らぬやうにこしらへたるは、外の用に充ざる證なりといへり。予按るに、忌瓮の殘れる歟。萬葉集の長歌に、齋戸をいはひほりすゑといへるも、砂を敷てそれをほりて居るにてよくかなへり。しからば世の行基燒も此瓮歟。若皆も亦壺へ入て土中に埋むなれば、すはらぬ器を用る理はひとしきにや。されど大かた其形も酒器に近し。

○風竹亭主金子氏は、古器物古書畫の類ひ、珍敷物をあまた集へて弄せらる。其中に和泉國大鳥郡百濟村より堀出せしといふ古鈴あり。此わたりは土師氏祖野見宿禰の宅地にて、東に反正天皇の陵、西に履仲天皇の陵あり。仁徳天皇の大仙陵も近し。宿禰の社もその近くにあり。しかれば其代の物成べしといへり。刀劍類もありしかど、夫は錆腐りて缺損じ、唯此鈴のみ全く存すとぞ。卽圖こゝに擧。此鈴の歌を、相識人々にもとめられ、おのれには長歌を望まれしかば卽詠ず。古物なれば古言もてつらぬ。

「さく鈴の　眞鈴はも　遠つ神代の　むかしより
もてならすべき　故よしの　ありけるならし　神風の
いせにいはへる　すゞ神の　宮ゐをめぐる　川の名も
いすゞと負へり　大きみの　大御使に　あまざかる
ひなの長路に　ゆく人も　うまやづたひに　ふる鈴を
しるしとすちふ　しかれこそ　おしでにこれを　とりならべ

すないものまをす　つかさ人　あづかりまつる　ものとしも
傳へきにけれ　あるときは　あふみのおきめ　むつましみ
おもほすからに　つたひくる　繩に引かけて　かしこくも
ぬでゆらぐちふ　大(オホ)御(ミ)言(コト)　ことあげましき　こゝにこの
金子のそぢの　藏(ク)せるは　つぶら(圓)眞玉(ダマ)の　星のごと
三かたにわかれ　そのたまの　中にさゞれを　こめつれば
うちふる聲の　さや〳〵に　すが〳〵しきが　うづもれて
よゝをへにしも　時しありて　いづみのくにの　大鳥の
百濟(クダラ)のむらに　家居せし　土師(ハジ)のそこねの　ふるあとに
顯はれぬとか　假初(カリソメ)に　見るわれすらも　いにしへに
あふこゝちして　いにしへを　したへる人の　眞ごゝろの
しるしにえたる　ものとのみ　たゝへことまをす　いくひさに
家につたへて　朽もせず　音もかはらぬ　たからとし
あがめざらめや　此眞鈴はも

又円に記す。金子氏に圖を寫し遣れしもの種々有、左に寫す。

〇先年鴨川大水の時、三條の少し下にて、砂中より取上たる物中、盥(タラヒ)の大きさにて、いろ〳〵の文あり。鐵の錆腐(サビクサリ)たるものなり。何に用るものともしられず。もし佛具にやあらん。護摩の爐の蓋(フタ)に似たり

比禮鈴
神武天皇十種神寳ト云
浪花座摩豐受皇太神宮
神寳

五十鈴宮の境内山中より
堀出安永の末蓬莱文英院
本田尚賢のもとより
本居翁へ送る

鈴屋の重宝
是よりして鈴の屋
もて其号とせし

古鈴在所不知圖傳之
面之圖
背之圖

下總國行德
善照寺所藏
下總国周集郡貝元村
神將寺土中所出
或作準和名抄作總
二字スエトヨマシム
五分
三分
七分
一寸三分

き。圖もうつし置たれども、何のおもしろきものにもあらねば、こゝには省く。

○石磬は西土にてはもてなすもの歟。白氏文集に、華原泗濱の勝劣を論ぜられたる文あり。此方にもさだめて所々に出べし。予は凡々翫物をしひてもとめず。一物あれば一物の煩らはしきを覺ゆればなり。さればかくやうのことよくもしらず。只先年讃岐綾の松山より出たるものとて、其國菊池氏よりおくられしものを机邊に弄ぶ。奇峯の象にて、腐は蜂の巣に似たり。聲堅く金鐵のごとし。此山にては折々拾ひうることありとなん。色薄赤きは赤き土の凝りて、數百歳をへしものにやあらん。

○陶淵明は、菊を翫ぶ祖のやうにおもふは非成べし。菊を東籬の下に採とあれば、摘採て藥用食用に充られしにて、離騷に、夕餐秋菊之落英、とあるにひとしく、はた桓景が、重陽に高きに登りて呑む酒に漬す類ひ成べし。元稹が衆華の中に、ひとへに菊を愛するにあらず。此華開けて後さらに花なしといへるも、ことに賞するにあらぬをいへり。菊は花の隱逸なるものと、茂叔のいへるも、唯叢中に交りて見ゆるを、あはれとおもふ成べし。今世のごとく根を分ちそむるより、さま〴〵に心を盡して大菊中菊それ〴〵の趣をなさしめ、あるは一莖數十の金にも代るごときは、繁華の重疊せるものなり。花も隱逸ならねば翫ぶ人も隱者ならず。其翫ぶ人の志に應じて、さま〴〵奇花を出し、繪にうつしては、さらに菊とも見えぬ花形なるも、時世にうつるならひ成べし。さて此種奈良の御代までは、いまだ渡らざりしか、萬葉集中には見えず。されば字音のまゝにてよびならへり。新撰字鏡に、からよもぎといひ、又世に翁艸などいふも異名なり。日本後紀に、桓武帝の御作歌、「此ごろのしぐれの雨に菊の花ちりぞしぬべきあたら其香を、と遊ばせしが見ゆれば、此御代のころ、はじめて來りしにて、こなたにては初より、色香をめづることゝおぼしきなり。

○風鈴は、開元遺事に見えたるは知る人多し。しかるに杜拾遺ノ句、風箏吹玉桂詰に、風箏挂簷角鈴

也。風鈴聲如レ箏云、と或人話せり。又或人風鈴の詩を話す。通身是口懸ニ虚空一。不管東西南北ノ風。一等誰爲談ニ般若一。滴丁東了滴丁東。此滴丁東の字チ、ンツンと云唐音也。了はリヤンとよむ。すべて其聲をいへりとぞ。私におもふ、聲に道理なきは活句にして、般若を唱ふ成べし。此作者は全篇禪を談ずるなり。

○大和下條邑某寺に、某皇后の護持佛とて、彌陀尊の像を、長良の橋の舊材もて作り。其背面に公任卿直筆の歌あり。

「ながら江の藻にうづもるゝ橋はしら又道かへてひとわたすなり

これ或人の話なり。おもふに上の句は、なには江のもに埋るゝ玉柏といふをとれるなり。然るに下句にて、別物になれり。實に已達の仕わざ成べし。但し公任卿や否は、明證をまつべし。

○橘經亮話に、遠江の天龍河をあめなかのわたり、と西行發心記に見ゆ。龍の梵語那可といふゆゑなり。さるを海道記に、世に鴨長明と傳ふるは甚非なり、年記たがへり。あまみつ空の中河とあるは、誤れりとなん。

○古事記神武天皇條に、大熊髮出入卽失といふ文面、諸先達皆解得ず。然るに栂尾山の古文書の熊野縁記の所に、古事記の文二行を引し中に、大熊髣髴出入と見ゆ。是にて明白なり。此古文書は三百年計以前のものなり。夫より後に寫誤る成べし、と竹苞樓主語れり。

○望鄕碑は、他鄕にて死したる者をかりうめにしたるをいふ。又同書に出づ。

○名川は吉川なり、と虔氏叢林に出、よき川の事とぞ。

○李笠翁の語に、机邊の雜物を淸煩惱といへり。淸ノ字下し得て面白し、と或人いへり。

○行菜夢常淸、と留靑廣集といふものに見ゆと、これも或人いへり。げに行ひのやうによりて、夢をなすべければ、夢もまた吾心にとへば恥かしきものなり。

○螟蛉有レ子果臝負レ之、といふことは聖語にて、非としがたけれども、實然らず。他の虫の子をとりて、冬籠の食料に充なり、と西土の人いへるあり。是甚だ非なり。予がしる人、これかれ正しく青き虫の子の半は、果臝に變じたるを見しといへり。變化を信ぜぬよりかゝる說をなせる歟。予菜虫の蝶にならんとして、雨濕に閉られて化することあたはず、終に少き蛘になりたるを見しことあり。是を蟬蛘といへり。本艸にも出しと覺ゆ。有情の無情に化せるも亦奇といふべし。又或ル隨筆にて見しは、何か化せんとせし虫を、戲れにうち返し〳〵せしかば、思ひもよらず蜈蚣に化したり。是怒氣の故と見ゆ、と其心術を懼れし僧の話を記せりしも、またしるべきことなり。

○歌袋のことにものに見えたれば、さらにいはず。これもと、古錦囊詩瓢の故事より出たるべし、と或學僧の考なり。古錦囊は、李賀工レ詩。毎日出騎二欵段馬一。從二小奚奴一。背二古錦囊一。所レ得詩入二囊中一。母見レ之曰。是兒嘔二出心肝一。」詩瓢唐求得レ詩投二瓢中一。臥レ病投二瓢于江一曰。斯文苟不二沉沒一。得者方知二吾意一耳。至二新渠一有二識者一。曰唐山人之瓢也。

○瀧本様の書をよくする人、江戸に鈍壽といへるは、大佛錢といふものを撰みて、大佛殿燒亡の年に寄附すること一千文なり。大かたの人、銅色のよきもののみ然りとおもふは非なり。鑒定の傳ありとて、其書の門人長坂長泰へいひこしけるは、寛「此點下へ引通サス」永「此所はれたる點あり、是は此外にもはれたる錢あれども銅異なり。」長泰は、吾に從ひてもの學ぶ人なれば、彼自筆のまゝを得て寫せり。

○おもてへかゝりたる算用に、永代といふ錢積りあり。何事ともしらず、永錢と覺えてとりあつかふとなん。然るに白石手簡に、永樂積りのことに候とあり。永樂錢にては、何錢が今の通用錢何ほどに充といふこと成べし。

○手簡に云、經國集のこと、原ト二十卷の物、當時は四卷斗ならでは無レ之候。藏本は恩賜ノものに候。惣而藏書、昔より門外へ出さず候。見たきと申人には、座舖をかし候て、朝夕の飯をふるまひ見せ候事、寫したきと申人にも、右のごとくにいたして爲レ寫サ候。此事は老拙古今の間を鑑み候て、所存有レ之故に候。恩賜のものは猶々のことに候。以上手簡、私云、予もまた若きより、和漢の印本寫字のものも、いづちへか、かしうしなひてをしきものどもあり、久しくなればかりたる人も、又人にかしなどして、終にもとを忘れ、かへさゞるもあり、又高價なるものは賣リ、或ルは質劑などにせし無頼の徒もあり。こなたもかしたる人を忘れしも、亦これかれあり。いづれにも白石先生のはからひは、甚だことわりなれども、左ばかりにも得せず、心弱くかして悔ることしば〳〵なり。此手簡を見て、さらにわがあやまちを歎ず。

○同手簡云、上略、傳摸補足（ツタヘウツシオキナヒタス）非ズ二其眞一ニとは、歐陽公集古錄の序の語にて、古き器銘、碑銘等を集め釋し候事、歐陽永叔よりのことにて、其後廣川書跋などの類のもの、いくらも〳〵候べく候。歐陽公の御申の如く、筆にて寫し候ものは、其寫し候人のおもひつき候處にひかれて、筆を足し補ひ候て、其おもひ付候字に作りなし候事ゆゑに、本文を失ひ候ものにて、惣じて舊きものには漫滅剜缺がちなる物故に、石本ならずしては、本文はしれぬことにて候。さて見る人の學文の淺深にて、釋はあることに候へば、中々容易に釋文などはならぬことゝ聞え、舊き碑字、見る人のおもひなし次第になり候よしのことは、老拙跋語、〔割註〕國造ノ碑ノ跋語なり、此論元ト此跋語より興れるなり。」這人以爲スレ鬼フト、楚人以爲スレ鬿ト、と申にて分明に候べく候。此事大きに關係のある事に候。次手に申入候。大學親民の字程氏は新ノ字の誤と見られ候。これ既に湯ノ盤の銘をはじめ、新に作り候證の明然たる故に候。しかるを王陽明は、親民を字のごとく申候がよく候よしにて、種々曲說を申述られ候ゆゑに、それよりして朱陽の學は別レ候て、衆訟起り、今に〳〵むつかしく候。其後に書の金縢（トウ）に、新迎（ザイ）ト有レ之候は、親迎に

候と申事の傳說見出し、新親音によりて誤り寫し候例有レ之候、と申事にて やゝ程朱の說に、文の徵も出來り候。又其後によき說一事出來り候し故、程朱の說に極り候やうになり候。此說と申は、古闕文に新字を親に作り候。新親字遠からず候ゆゑに、科斗文を漢楷にうつしかへ候時に、親迎をば新迎になし、新民をば親民となし候事、彼寫し申人のおもひつきにて補足し、ことの終に、本文をば取失ひたるにて候。此闕文出候にて事は決し、古人活眼にて活書を讀〆と申候は、これらのことにて、死眼にて死書を讀候はんには、はたらき候ことはあるまじきにて候。此國造ノ碑も石本にし候はゞ、必寫しとは違ひ候べく候。下略、おもしろき論なり。予これにつきておもふことあり、綴ていふ。

○本方の古書を註する人、凡元祿年間までは、元本を守りて、たとへばにゝては聞えず、をと改れば聞ゆる書誤りも、かつて改めず。しひて押廻して註せられしは、謹厚とはいふべけれど、又死守ともいふべし。其間に延佳神主古事記、舊事紀を新ニ改刻し、鼇頭を加へられしには、他書を校合して、考を付改られし所々有。其後契沖師萬葉集を註せられしを始め、諸書の解校正のものなど、古書を引のみならず、自己の考をもて、文字を改られしこと多し。是より開けて、加茂氏をはじめ、其門人われもノ＼と眼を光らして、これは草の手に誤る、是は前後したりなど、心のまゝに字を取かへ語を改む。これは所謂、活眼にて活書を見るともいふべけれど、又萬葉集も、吾撰のものゝやうになり、古傳の本は亡びなんやと危し、誤をあやまりにて傳ふが道なりなど、ひとへは舊轍を守りたまふと、表裏にして過不及いかんともすべからず。吾ごときおろものは、書を見て難事を過す淵明の意に倣ひ、常に闕て解すること勘し。彼改竄をことゝする人々は、程朱の中庸、大學、孝經の古本を改め、經傳をわかち、或は詩經の小序を、除かれしごときたぐひにて、機識拔群なりといふべき歟。凡ッ一家をなす人はしかるべし。されど其恩を蒙る人もあらん。又毒をうくる人も多からん歟。一是一非は、何にも

通ぬことなるべし。

○加茂翁、鳰の海といふことをとられず。是は湖邊に仁保といふ一村あれば、いひそめしならんといはれしは、うけがたし。野洲ノ郡の蒲生郡に通りたる所に、仁保といふ里ありて、舊名十一堂といひて、共川を聖徳太子のわたり給ひしこと、傳にみえたりといふ。此一小村湖水の名にあづかるべきにあらず。にほのうみとは、おもふに古事記、仲哀帝の條の末に、忍熊王與伊佐比宿禰共被追迫。乘船浮海歌曰。伊奢阿藝。振熊が痛手負すは。にほどりのあふみの海に潛せな和。卽入海共死也。とあり。〔割註〕伊奢は誘ふ詞、阿藝は吾子なり。振熊は敵の將軍なり。負すはとは此方へ負せたるなり。和は語助なり。〕此うたに、にほとりのあふみの海とつゞけられたるがもとにて、鳰鴿の海とはいへる成べし。右の歌の意は、にほとりのかづくといふことにて、中にあふみのうみに入たるにてはあれど、この海にもとより此鳥多ければ、それを自の海に入んとするに准らへ給ひし成べし。今も鳰鴿此海に多し。俗かいつぶりといふは、浮ぶと見れば忽つぶりと水に入ゆゑか、かいついたゞはたゞちにといふほどのことなり。

○みをつくし、常につを濁り、くを清みて唱ふるを、予おもふに、これは水尾串といふことなれば、つは助字成べし、さらばつを清み、くを濁るは音便なり。前編に長庚星の唱へ、夕都豆成べしと考ふるに同じ。

○白馬をあをうまといふは、誰も知たることにて、至りて白きものは青くみゆるとなり。然るに此ごろ、六如上人の葛原詩話後編を見るに、曰、碧桃は卽桃なれば、碧梅といふも亦常の白き梅なるべし。范成大が詩に、不知行到碧梅邊。但見天風吹積雪。以て證すべし。此紅梅に對していふなりとあり。碧も青も相通ずべし。さて此ついでに、彼國の人は常の白き梅を白梅とはいはず。臘梅のことを白梅

と稱すと記さる。閑田按、是は烏梅に對して白といふ成べし。烏梅は燒梅にて黑し。醃梅は鹽漬なれば、鹽を帶て白きといふ歟。彼地の製、ことに鹽を表に顯はるゝ斗に、强くせるにや。こなたにてもかゝる製見ゆ。

○顯昭の袖中抄に、ひぢかさの條あり。曰、六帖に、「いもが門行過かねつひぢがさの雨もふらなんあまがくれせん。」是は萬葉集に、「妹が門行過かねつひさかたの雨もふらぬかそをよしにせん。」とあるをやはらげたる詞なりと云々。私按に、やはらげたるにはあらず、誤たる成べし。」萬葉のうたをかきたがへ、或は少し改めしこと、六帖に多し。歌の作者も亦たがへること所々有。さて抄に又曰、催馬樂の「妹が門せなが門行過かねてや、わがゆかばひぢがさの雨もふらなん、しでの田をさあまやどり笠、やどりやどりてまからんしでの田をさ。催馬樂ノ譜は、一條左大臣雅信公作りたまひて、萬葉の後のことなれば、彼集に違ひたらんは用ゆべからずと、又曰、源氏物語須磨に、「風いみじく吹出て、空かきくれぬ、御祓(ミソギ)もしはてず、たちさわぎたり、ひぢがさ雨とかふりて、いとあはたゞしければ、皆歸たまひなんとするに、笠もとりあへずと云々。以上袖中抄、私按、萬葉の歌を、六帖に誤てより、催馬樂も、本トの出所を考へず、六帖により、源氏物語も亦催馬樂によりて、文を成れしとおぼゆ。ひぢがさ雨といふものあるべからず、とことわられしは、さすがの顯昭なり。綺語抄、俊頼の無名抄、童蒙抄ともに、俄にふる雨をいふとあるをも引れたり。俄にてひぢを笠にするといふなり。袖をかづくをいふとあるも、詞につきて說をなしたるにて、肘を笠といふこと、實にはこゝろえぬことなり。赤裸(アカハダカ)にて行人なりとも、肘を笠にはなるべからず。袖笠こそことわりさることとなれ。凡今の歌よみも、いにしへによらず、中世已後の說を宗(ムネ)とする人多し。顯昭法橋はしを開かれしに、眼をつけて、契沖師の復古なかりせば、古學はうもれはてなん。世の人顯昭のよみうたの、さしもなかりしをあなどり、其說におきて據あることを考へず、聲にのみ吼(ホユ)るはいかにぞや。

○古筆鑑定の人の話に、此門戸はまづ誰にても、古人の書たる字の手くせをよく／＼見覺え置て、其類を押す。同じ流といへども、人々の書る趣き一様ならず。さてまた同じ筋につきては、さだかにしれたる人の手筋を見しらしむ。其間同じ流と見えても、名のさだかならぬは誰と極めず。たとへば紀貫之の筆の筋は、後にいたりて小大君（女藏人左近とも、後の撰集には見ゆ。）に傳る。此間に其流あるべけれどもしられずといへり。又或人いふ、西行法師と鎌倉の政子（俗に稱二尼御臺一）の筆跡、やゝもすれば見まがふといへるは、いと不審なり。其人がら氣象似るべくもあらず、自然の事歟、もしかくいへる人の非歟。其道しる人に尋ぬべし。

○探幽の畫はうはべかろくして、しかも千斤の力あり。學ぶ人は其力を得ることあたはず、たゞうはべのかろきと、形をのみ寫すゆゑに、見るにたらずといふ人ありしが、わがしらぬ道なれども、實に然るべし。頓阿の草庵集も、まさに然り。今草庵集に倣（ナラ）ひて、歌をよむ人、うつくしきことはうつくしくて、力なきもの多し。頓阿師は然らず。思ひ至らぬ隈なく心をめぐらして、さてこゝをとおもふ骨を、やす／＼と輕くつゞけしものゆゑ、よく味へば限なき風味出くるなり。正に吾が題をえて、思ひ得がたき時に當り、此集を見るに、まことにかうこそと思ふ。常によみ流しては、何とも心のとまらぬに、ことにあたりて初て感伏せらるゝは、其趣意の行屆きたるゆゑなり。

○伊勢國多氣（タゲ）國司村親卿の撰べる所、多氣（タゲ）窓螢（マド・ホタル）といふもの二卷あり。此卿文雅ありしよしは、文中に見ゆ。珍書にて世に知る人まれなるを、此ころある人のもとより借て見ろ。其孫、具教の端書し給へるは、天正元年十二月也。このとしいくほどなく、信長の奸計にあたりて命をうしなひたまひ、家亡びけるはいたましき限りなり。さすがに准后親房卿の余光を失給はずと見えて、其代にはめづらしき文雅の遺したちなり。凡伊勢につきたる舊話共を、筆にまかされたるものにて、其中に意にとゞまる

こと一條、左に掲ぐ。「昔東の京にて繪かくものあり、名を俊時といふなり。久我殿めでたきものにおぼして、當家へ送られき。北多氣の別莊に繪書せけるに、安藝守淸盛勸請の八幡の社の體制も及ばず書出しぬ。是は度會延直が書たる繪のうつしなり。しかるに彼八幡は東向なるに、海をうしろにあてゝ書たれば、西背けるやうなり。いかゞと難じけるに、されば繪そらごとゝはかゝることになん。すべて繪圖と申にはまさまにかけども、唯かくことは必引違へたる例なりと申せし。をかし書。かゝる世のことにさへかしこきをもて、此國にとゞまり三十貫の所みそのにてたびぬ。故殿の御時の事なり。以上、閑田云、此ごろは唯正うつしといふこと行はるゝは、古義にあらざるにや。近年までありし大森宗雲といふ人も、只畵を書がよし。されど書がたければ、心の及ぶ限り、畵に近く眞に違ざかるべし、と其門人に示しけるとなり。古風を知る人といふべしや。

○前編に安覺、良祐別人か、同人かと疑ひしを、此ごろ三條專念寺現住隆阿上人、本朝高僧傳中、此師の傳を書うつして贈られぬ。全く一人なること分明なり。其文云。釋良祐號安覺。一名色定。建仁榮西禪師弟也。甫七歲歸釋氏。習業良印學頭。剛記捷穎種智夙發。讀書五行並下。操觚千言立成。未盈冠歲。博涉精通。誦法華四功德之文。始志全藏書寫之願。奔走四方。紙墨化人。一時緇白資助者多。孳孳力書。造次不歇。雖行程之間。必具筆硯。筑之吉源觀音。香椎。箱崎。豐之彥山。淡之武島等之地。遊歷蹈遍。踰海在宋。餘十寒燠。暗記一藏。不舍寸陰。還止筑前田島。住香正寺。祈素願之速成。日詣孔大寺神。胸帶經案。行步揮筆。承元初年。終功一筆。凡經律論該計。其部六百三十八。其卷二千七百四十五。其帙二百五十八也。大宮司宗像氏國。與祐雅好。捨財建堂庋神祠側。祐自彫像。守護眞典。鎭西奔儕。香華稽禮焉。以某年仲春。祐告徒曰。望日吾行矣。至期持念誦安座念佛。諸徒圍繞。及日停午瑞雲覆院。音樂聞天。祐

忽曰。時至矣。又手當レ胸。辭レ衆而逝。顏容如レ生。葬二於高天陵一。歲七十三。臘若干夏矣。贊初めに鶴林玉露の文を引て、終にいはく。古今一人にして扶桑萬世の盛美なり。

右高僧傳は看ル人少きがために、本傳全文を其まゝこゝに寫して譯せず。又近年大典禪師、安覺手筆の解節經八十五行をえたる。長樂雄禪師といふ人のために跋を加へられたる文、小雲棲稿にあり。其中には、文治三年丁未法師二十九。首業二華嚴經一。至二安貞二年戊子一。而大藏既已成矣。中間四十二年。其中略、其跋二華嚴經一。有レ曰。昔釋尊以二三七日一日レ之。今弟子以二九十日一筆レ之。謂之與レ昔雖レ異。開悟得脫是同。偉哉斯言。苟非下菩薩乘二願輪一以椅上焉。能如レ是云々。此跋文もまた別に考ふる所ありて、年紀などもさだかに出されしか、又右本傳其年と書れしを、隆圓上人考て、法師平治元己卯誕生、寛喜三辛卯二月十五日逝、と書て貽られし。他に香月牛山著ス安覺辨。伊藤東涯の秉燭譚にも出、安心推敲記といふものにも出たりとなれど、しかも高僧傳の委しきには及ばざらまし。此高僧傳は、元祿十五壬午歲三月、美濃加納盛德禪寺師蠻といふ人の著されて、此傳と婆羅門僧正の傳とは、殊に力を盡されし旨、其凡例に如二菩提仙那碑文一。安覺法師行狀一。是搜索之珍奇。若爲二卿讀一。則非レ好二古之人一矣。と見ゆとなん。されば因みに、婆羅門僧正の傳、元亨釋書にことなる所譯して左に掲ぐ。

釋書には、釋菩提南天竺婆羅門種なりとありて、支那五臺山に登りし時、一老翁に遇ひて其問に應じ、文殊を拜せんとすと答へしに、翁曰、文殊あらず、今日本に誕生すとこゝにして本朝に赴く、天平八年七月行基法師奏して、聖僧を迎べしといふにより、禮部、鴻臚、雅樂、三僚をして、難波津に向しむ云々とあり。高僧傳に擧る所は、南都域聖院所藏婆羅門僧正の碑銘のまゝにて、傳法弟子修榮著す。平素隨仕して親しく見る所、一毫の違ひ有べからずといへり。先其名字さだかなり。釋菩提仙那南天竺人。姓婆羅遲。婆羅門種なりといふより、天竺にて十六國九十六種、皆其德風を仰ぎ、唐に至り

ても緇素奔走せることを擧ぐ、五臺山に至り、文殊師利を拜せんとするの一條はなく、日本使丹治比廣成、留學僧理鏡等、唐において芳譽をたうとび、東歸せんことを要め請と記す。東歸の船中風浪甚しきにあひ、端仰一心入禪。須臾風定波息こと有。釋書にはもらせり。渡來の年紀は同じ行具相見。和言梵語往復欵密、宛如舊識の條、又三條をして郊迎せしむるも同じ。天平勝寶東大寺開眼供養の導師三年僧正に任ぜらるゝも、天平寶字四年二月廿五日遷化も同じ。享年五十七、越三月三日舍維於登美山右僕射林。那臨滅度謂諸弟子曰。吾常觀淸性。直嚴白性身。而猶尊重彌陀。景仰觀音。汝曹抽吾資貯衣物。奉造阿彌陀淨刹。又云。吾生在之日。普爲四恩。造如意輪像。欲更造八大菩薩像。無常有迫。其願不諧。宜共相助畢功矣。弟子等遵遺旨。修飾八像。又刻肖像。並置大士傍焉。贊は前に擧るごとく、東大寺にして雜集を檢閱する中に得たるよしなり。

○親しき僧戒璽來話のついで、さきに畸人傳を著せし日、妙立和尚を洩せるをしみて、其行業記をしめし、假名に譯して、此隨筆に收めんことをもとめらる。然れども、予義學のことにおきて、露計もしらず。名目につき理義につき、和するに艱むといへども、其道識る人に畧とひきゝて、要を採り大意を擧ぐ、折ふし、安覺、仙那、兩師のことを錄するにのぞみて、これに次づ。和尚名は慈山、妙立は字なり。唯忍子と號す。俗姓は和田氏、母天人懷に入と見て娠む。幼して出家を望むといへども、父母愛して許さず。十七歲にして、つひに山城國花山寺雷峰に投じて、薙髮染衣す。是より宗に心をつくして、夕べ曉に倦むことなく、いく程をへずして忽ち心境を忘れ、機用現前す。師こゝにおいて印可せれば、自おもへらく自由を得たりと、よて飄然として四方に遊び、寛文四年近江坂本に庵をむすびて、山水に心をゆだぬ。八年に一友人其心のまゝなるを見て、いましむることあり。是より志を發して、洛

東泉涌寺に往て藏經を閲す。未ㇾ半大に悔ひ悟りて比丘となり。自他を兼濟んと誓ふ。閲藏終りて槇尾山に適て戒を受んとおもふに、其一律師に途に遇ひて、疑ふ所をとふに明らかならず。且其人内に白衣を著を見て心よろこばず。復坂本に歸る。瓔珞の羯磨〔割註〕本業瓔珞經の作法にて、二百五十戒也。羯磨は作法と譯す。コンマとも、如ㇾ字カツマとも、流義によりて唱ふとぞ。」に依ㇼ自誓て受與し、更に有情の身に出たるもの、一絲といへども身に纏はじ、微塵といへども喉に入じと誓ふ。時に其徒光雲庵の上に覆ふを見る。當時はなべての受戒、皆瑜伽の羯磨〔割註〕瑜伽資地論の作法なり、梵網經の四十八輕戒によれりとぞ。」を用う。是に異なる故に、人多く譏をなす。即雪謗ノ詩を作て、其局見を斥ふ。かくて山中の諸惡侖者、小乘の比丘、大乘を混亂すといひて、つひに師を逐ふ。故に坂本をさりて山城、攝津の間に遊び、後梶井宮盛胤法親王の請に應じて小野に止る。又鎭照居士といふが、庵を洛東岡崎に構へてこれを迎ふ。此間僧俗の化益甚多く、琉球の僧法を求めて來る者、和尙に謁して後臂香を燃し、初メ故國にありて日本に至り、善知識に遇ば、必此事を行ひなんと誓ふに酬ふといへるごときに及ぶ。元祿三年正月、其母儀沒す。自後哀情内に纏ひ、外ヵ苦節をくはへ、師もまたつひに疾に染て、七月三日に化す。翊日其徒に示すこと叮寧なり、曰、即心念佛一心三觀、これ吾住處なり。汝等おもひをこゝに留めば、旦暮我に遇ん、我死變ふることなかれと。又其夜彌陀像前に合掌念佛し終て云。中道即法界。々々即止觀。々々ハ即刹那。刹那とは何ぞ、南无阿彌陀佛。しかれば則念佛の外に止觀なく、止觀の外に念佛なし。能所は情の取ㇽところ、法界は智の照すところと。侍者曰、是はこれ臨終の用心なりや、和尙曰、吾に平生臨終の異なしと、此外遠近ゝ徒衆に、垂訓の語氣平昔のごとし。齡五十四、臘十八、門人全身を北白河に葬る。和尙初め禪を學びしかども、藏中三

大部なをよむに及び、教觀大に備る事を見るが故に、心を天台四明の學に潜め、宗を更めて、もとの衣拂を雷峰に還す。時に年四十なり。已後天台一宗の律法行るゝこと四五百年來、これより盛なることあらず。方今當宗におきて、山家の正統たる所以を識るは和尚の力なりとぞ。和尚元來性強記、一夏法華を悉く背によむ。其撰述せる處、圓頓章句解。十重俗詮。三千有門大義。始終心要大義。心經略解。野山艸集、詩偈雜著、世に行るとぞ。嗣靈空律師其志を繼で安樂律院を創建し、法流盛なり。和尚の詩、其生涯の志を看るに足もの、傳中に記すきゝ、こゝに寫す。幼苦人生短。常悲歳月徂。邂逅尋俗態。入寺作禪徒。解慕馬師秀。行欽船子殊。忽忘機境了。祇與杖鞋俱。說話自茲淡。威儀絲底拘。要同雲裏鴈。期等霧中鳧。一旦蒙朋諫。多年究典謨。升巖鷲峯月。落几鶴林珠。初識闇時蕊。不如明處株。興懷禁絲革。發誓護衣盂。方入宜公域。更遊智者郭。設房鄰北嶺。披帙對東湖。教眼彌昭爾。文心欲豁乎。六塵輕白雪。三觀熾紅爐。挂號天將曉。課經日又晡。豈思遭讒害。俄去背招呼。野雨衫斤倍。村燈錫影孤。毎離泣慈母。數病傍頑夫。當世澆風盛。未看信手扶。何時損執受。直得侍金軀。又歌集一冊あり。うたはことさらに學ばれしとは見えず。實に時にあたりての述懐、經文の意など述給ひしなり。其内其教示にあづかるもの少し擧揚す。

無我無造無受者善惡之業亦不亡の意を

出にけりぬしはなぎさの捨舟も風にさそはれ汐にひかれて

心を師とする人の色即是空の義を、ひがさまに思ひけり、不如法の三業にも怖畏を生ぜずと傳へきゝて、いと悲しさに。

色もかも空しとしればそれ故に花は實としもならぬものかは

西方のうたよみける中に

わが願ふ花の色かに滿べくはこよひの夢よこてふともなれ

法華三昧をつゝめ侍りて、戒根清淨の夢を感じければ、

いせのあまの拾ふにあらぬわが貝もみがけば玉にかはらざりけり

こゝにとゞむ。

私汝、此律師はじめ禪に參じて後、義學に改む。榮西禪師はもと台家にして、僧正に登りながら、入宋して禪を傳へ、歸朝のゝちこれを弘め、なほ先には、法然上人比えの學匠の聞えありながら、淨宗を興したまふ。いづれをか是とし、何れをか非とせん。只みづから機にかなへる法もて、人をも濟度せんと成べし。これがために釋尊は、七千餘卷の教法を說たまひき。

○竹荷鵜鶘氏、話のついでに、臥雲日件錄を示す。其第十六。寶德元年閏十月三日。長照院竺華來過。竺華曰。吾翁大椿、築紫人也。少年東遊。就二常州師一。學二四書五經一。始開二孟子講一。時食不レ足。就レ人求二豆一斗一。掛二之座隅一。日數二一握一以療レ飢耳。如レ此者凡五旬。後將レ開二易講一。而乏二資用一。爲レ之西二歸紫陽一。求二財於親族一。得二錢十五貫一。因持又東遊。遂得二易學一。云々。曰、今時如レ此困學者不二復多見一之。閑田云、困學はまことに稀なる人といふべし。さてまた學文の廢れたる事も甚し。筑紫にて四書五經を學ぶことも出きず。はる〲關東にいたりて、纔に本意を遂ぐ。江村專齋の話に、此翁少年の時、何某殿に四書をならひしが、孟子は本なしとて敎へ給はざりしといへり。およそ專齋生存の時迄、文學の世に絕たることかくのごとし。昇平今のごときは、山野のはて、海島の隅まで、年を追ひ月日を重ねて、文筆盛に成もてゆき、一郡一鄕の間、所につけて敎導する人も、ともしからずきこゆるは、ひとへに御代の恩賴なり。かゝる世に生れては、學ぶことの安きを、中〲に怠る人は悲

しむべし。

○事を類するに平等なるあり。或は主とする所有て、其類を並べ擧るもあり。譬へば四事不レ可レ久(カル)とて、春寒。秋熱。老健。君寵。此中(チ)三事はいかにともすべからず。君寵におきては意を用ゆべし。三利をいへるに、一年之利ハ種(ウユ)レ穀(ヲ)。十年之利ハ種レ樹(ヲ)。百年之利ハ種レ德(ヲ)。此主意は種德にあるべし。

○茶は類聚國史に見えたれども、久しく絶けるにや、高辨上人入宋して將來し、栂尾に栽給ひしより弘まれり。されば類聚國史に見えたるは、世に知人稀なり。因にいふ、今世茶禮を敎る人を、茶人と稱す。西土には茶を採制する人をいへり。

閑田次筆 巻之四

雜話

○予が識る人野遊に出たる時、小き虫ふと耳中へ入たり。かゝる時は、かたへの耳に蜜をぬれば、其香をとめて必出るものなれども、さやうのたくはへもなき所にて、いかにともせんすべなかるべきを、其友なる人卒におもひえて、眼も口も鼻も堅くふたがしめ、其入たる方の耳より、息をつよく吹入たれば、吹れてかたへの耳より、ことなく虫出去ったりと、其友手がら咄しに仕たり。心得置べきことなり。

○小兒糸のつきたる針をふとのみたり。いかにともせんかたなきに、數珠の珠をかのいとに次第につらぬき、夫を力にして針を引ぬき出せり。是も臨時のはたらきにて、死にも至る痛苦を救へり。

○小兒戯れに錢を呑たるが、咽に滯りて死したるがあゝき。いたましきことなり。是は烏芋を多く喰へば、〔割註〕若自喰ふことを得ざれば、碎てその口へ入る。」錢とろけて下る。或は錢ながらもゆがみて降下ければ滯らず。これは本草にも出たることなれども、大かた醫ならぬ人は知ざれば、急に備るためにに因みに記す。

○嬰兒のしきりに泣入しを、腹痛ならんとて、醫を迎へ頻に藥を用ゐしかども、ますく\に泣いりてつひに死したり。そのゝちに死骸を見れば、背に蜈蚣喰付てありし。背をたゝきし時、ますく\に泣しは、此故なりしとおもひ合されし。これは衣類を干たる時つきしをしらず、着せたりしとなり。實に非命にして、其親の歎きはいかばかり成けん。きくも悲しく胸いたきことなり。子もたらん人、およそか

ゝるたぐひ、或は衣類に針など、あやまちて殘りたらんやうのこと、よく〳〵心をつくべきものぞかし。

○このごろ飛彈高山人紀文よりの書に、同國高原山中は、谷水を食用にするが常なるを、ある人暑甚だしき時に、彼水を一掬呑みたりしに、其水不消、起臥に腹中雷鳴し、さま〳〵療ずれども驗なきが、此谷に大蛇住りといふにより、其毒に當りしならん、とある人考へて、古釜の類の鐵を濃く煎じて、呑しめしかば平愈せり。又蛇の脱皮炭薪に交れば、鍋釜破るゝものなり。此時芋蔓を火に入て燒ば、忽もとのごとくなれり。これも高山紀文が隣の菓子屋の、いりものせる釜破れしを、三日の後に此方を聞つけて、釜下に燒たるが、水はもらずなりたれども、跡はそこと見えたり。後十餘年のゝち、又同じ家にて茶釜前のごとく破れしを、このたびは直に芋がらをたきたれば、頻にもり出たる水忽やみて、其破たる所もいづこともしられず愈たり、といひこせしは、めづらしき話なり。

○芋ノ葉もて蜂のさしたるを撫れば、忽ち愈てあともつかず。村中の小兒戲れにわざと手足など蜂に刺せて、やがて芋ノ葉にて撫ることをすと昔聞しが、後試みて効を覺ゆ。又ついでに急を救ふことを思ひ出たるは、舟中にて蜈蚣に刺れたる人ありし時、折節藥物をたくはへず、ありあふ酒を熱して、其疵にかけたれば、即熱氣去、いたみ止たり。これもおのが知れりし人の、即時の働きたり。

○反鼻の刺たる毒針、氣血ともに上逆して害をなし、あるひは死にも及ぶ。刺たる時眞綿をもて其わたりを撫れば、綿に針かゝるを、即時に拔去ば、後難なしといふ。又ある家に秘せる法、干鰯を濃煎じて、刺たる所、腫痛する所を洗へば、毒氣も針もとろけて、速に治とぞ。猶鼠毒、犬毒は甚うして、死におよびやすく、治方も多けれども、是は醫のよく知るべきことなれば、こゝに贅せず。唯其疵口を愈すべからず。愈ば切明て蛇を出すべし。毒をもらすためなり。熱氣によりて、疵愈やすきものなれ

ば恐るべし。

○江戸にて或小侯の宿直の番、葛籠を負たる僕に、雷火落かゝり、背と葛籠との間より、下へ抜たり。僕は氣絶して、身もやゝ焦れたるを、同僚の奴、吾たすくべしとて走り行て、生鮒を取來たり、是を其まゝにて、彼焦れたる背をひたもの摺たれば、黑氣さるにしたがひて、氣を吹返したりとぞ。これも正しきことにて、其侯或ものに話し給へりとぞ。

○ついでに思ひ出たり。むかし彦根の士、父子居間を異にしてありしが、雷鳴甚しく、正しく其子の居れる室へ墮たる音を聞て、父やがて走り行て、いかに〳〵といへば、こゝに侍ふと烟氣の中よりこたふ。立よりて見れば、半身焦れながら氣はたしかなりしかば、さま〴〵療治して、平復したりしとなり。めづらしき豪氣の人もあれば有ものなり。凡震死せる人、其身の焦るは稀にて、音におびえ肝を潰せるが多し。或は墮たる家は障なくて、其隣の人の震死せるもまゝ聞ゆ。是等は響の筋に觸たるものといふは、さもあるべし。臍ひらくものは不レ救といへり。俗に雷が臍を摑むといふも、此ことゝぞ。

○僧正房東國行脚の記を、あづき貝となづく。その中に雷獸をとりたることをかきて、其圖を出されたるは、貍に類す。しかるに此ごろ、ある人のしめせる所左のごとし。虚實はしらずといへども、いとたしかなることゝ、其人のいへるまゝこゝに圖をあぐ。

○但馬豐岡の人鶯蹊おくれる文に曰、其國氷の山といふは、播磨、美作、因幡に根張ゆゑに、四箇の山ともいへり。登ること五拾丁にして、六十六體の地藏尊あり。靈驗の地といふ。其麓鵜縄村といふところの女と童二人つれて、草籠負て谷筋に入しが、橋の下に長さ七尺斗のおぞきもの居たれば、魂

享和元年五月十日於藝州九日市里
塩竈へ落入死ス雷獸の圖 大サ曲尺一尺四五寸

を消て逃歸り。しか〳〵のよしを語るに、もとより其邊のものは、猛獸を捉ことを常とすれば、手ごとに獲物を拄へて至るに、彼者驚くけしきもなく、又怒れるさまもなければ、つく〳〵窺ふに、角一つ手足有て、身は木の葉の色に金の光を帶び、うつしゑの青龍のごとくうつくしければ、橋より下角を撫たるに、喜ぶ風情なりしとなん。此後また少し奥の淵に河を隔て、凡八間斗の白き皮に金色あるが脫ぎ捨てありし。これもさきの神龍の所爲成べしといひき。惡龍、毒蛇の類ひにはあらず。治る御代の瑞なるべし。まさにことしの秋の實のりよきも、思ひ合されてたうとしといへり。

○南都の人の話に、松虫、鈴虫を投ふるに、挑灯を携へて夜行けば、其光をとめて飛來るといふは、むかしのしわざにて、今わがあたりに虫を賣ものは、竹を二本もちて叢行薄を押分れば、虫ども驚きて飛出るを捉ふ。又黠智者は薄を根こじて吾庭に植ゆ。惣じてかゝる虫は、薄の中に卵を殘せば、ことしの卵、來るとしの秋に至りて、かへりて聲をなす。吾庭にて生じたるをとりて、籠にこめて賣ればいと安し。春日野にて虫も捉、薄も根こせば、よくしれりとなん。是につきておもへば、世中のこと惣さかしくいちはやくなりて、眼前に利見えて、後の不益になること尠からず。畸人傳に擧たる、稻こき辨利になりて、寡婦の糊口乏しくなれるごとし。又扇を鬻もの鯨要といふことを仕出て、これに倣ひて利を得るもの多かりしが、要のぬけはしるものすくなくなりて、是より木あるひは角もて要を造る者乏しくなりたり。扇屋もまた扇の損ずることすくなくなりしは、大なる損なりと、或者かたりき。此虫賣者もかくかしこく立廻れば、勞少きかはりには、人も亦得やすきことをさとりて價減ずべし。凡黠智は才に出づ、才に事に煩ひあるのみならず、やゝもすれば其身を亡す。楊修が才をもて曹操をはかり、つひに是がために殺されたるごとし。こゝに坪坂直好才智辨といふものを書れし。其まゝこゝ

に寫す。「風月の君いませし世、敎たまふげるは、凡は才と智とひとつものにゝたり。されどもまことには、其わいだめあるべし。さえを指揮して、程よきにかなはしむるものは智なり。才ある人はあなれど、智ある人はまれにもまれらなり、とさとし給ひにき。ひそかにおもふに、千里行駒も鞭もて指揮せざれば躓る。風にまかする早船も、梶の制なければ溺る。ひとへに才に任せて智を用ざれば、かへりて身を損ふも亦かくのごとし。こゝら世を見るに、才の弘きまゝに、人を人とも思ひたらず。さかしだちたる人の身をたつるよしなきが多かり。こは學びのみちのみならず、すべて士農工商の世わたらひに、此心掟をわすれずば、さるあやまちなかるべし。おのがごときおろものは、もとより才なければ智はたあるべくもあらねど、かしこき御敎をすき〴〵へも傳へ聞えんとて、かいつけ侍るも、いと〳〵おこなりや。以上記のまゝ。

○有才智辨おもしろしとて、息貪規、ある學匠の僧にかたりしに、其人云、佛經によりていはゞ、智は見るべからずして用廣し、猶聖人のごとし。次で惠は賢人に比すべし。才は衆人か。才もて智をおほふは、浮雲の日月を隔つるにゝたり。然るに其働き見安きをもて、人皆迷ひて、才をたゞちに智と思へり。智より出たるものなれども、次第有のごとく、惠はやゝ善にして、才の及ぶ所にあらずとぞ。

○又ある學匠の話に、名聞を好むこと甚しき僧は、女犯肉食よりも遙に罪深し。女犯肉食は罪其身に止る。名聞の罪は他に及ぶ。むかしある相者人に語りて、我男夭死相あり。其月日必死すべしといへり。然るに其期に及びて、常に變ることなければ、彼話を聞たるもの、相の眞なきを嘲りしに、一夜とみに死したり。こゝにおいて、又實に相の疑ふべからざるをおどろきしが、能たづぬれば、己が說の違へるを恥て、竊に其子を殺害したるとなり。吾命にもかへて、悲しと思ふべき子を殺しても、其術の名聞を思へるを說給へる、佛の敎誡なりとかや。

○ある訟につきて官所へ出し律僧低頭せず、官長これを咎められしに、律の戒法、俗に對して頭を低ずと答ふれば、其日はそれにて退かしめ、彼是の僧を召て、其旨を尋られしに、或役寺の僧、それは一應はさることなれども、隨方毗尼といふことありて、毗尼を便の字にしても用ゆ。此意は時にあたり事の宜しきに從ふが卽戒なり。是をもて詰たまへと申せしかば、次日其僧を呼れしに、前のごとく頭を低ざる時に、隨方便はいかにといはれて、忽驚てはといひて稽首せり。さて訟のことは、次にして先不敬をもて咎を蒙りしとなり。又華頂山にても、末寺の律僧與、寺のことにつきて、印を押べき事ありしかば、役僧しか〳〵と指揮せれども不レ肯。律には印を押ぬ法なりといへりしかば、役僧もせんかたなけれど、印を除くべからねば、これも物しる老僧にいかにせんと問しに笑ひて、印を押ぬといふ法は用て、律僧の僕奴を具し、挾箱をもたすべからざる法はなぞ用ぬ、といはれよと敎られしかば、しかいひしに、大に誤りを佗て、やがて印をとゝのへて押たりとぞ。國に入ては其禁をとふといへるに同じ。佛敎も人道の外ならめや。一隅をのみ守る擔板漢は笑ふべし。

○東福寺開山の弟子に癡兀坊といふは、道人にてありしが、或律僧木鉢を咎めて、佛制には鐵鉢、瓦鉢を用ゐるものをといひしに、癡兀坊笑て、何ぞ法義のことをいふかとおもへば、喰ひものゝ器をいひ出たりと嘲りしとなり。此坊奇話多き人とぞ。

○如大尼といふは、夢想國師の弟子にて、世に傳ふる「しづのめがいたゞく桶の底ぬけて水たまらねば月も　どらず。とよみし人なり。此初五字あるひは千代能がとも傳ふ。是は如大尼の俗たりし時の名なり。然るに實はみづからがといへり。夢想の筆記に出たり、と其宗徒かたられぬ。是にて穩なり。

○元亨釋書の著者虎關禪師は、其父微官なりしかば、小僧の時官家の童子達と群遊ぶのついで、其父の

微官なるを耻かしめんとて、各其系譜をいひて此溝をこゆべしといへり。皆大中納言の息なりしかば、なり。虎關こゝろえて、大聖釋迦佛の法孫師錬と高らかに呼はりて、一番に飛越たれば、皆いふことなくて止みしとぞ。

○聖德太子、片岡山にて飢人にあひ給ひし。是達磨大師といふ說に付て、其日十二月朔日なれば、本朝の達磨忌は其月日にすべし、と虎關談ぜられしかども、其時の人々うけがはざれば、自院のみ此日に忌を行はれ、今も東福寺中海藏院派はしかりとなん。思ふに彼片岡山の飢人は、或說には文珠菩薩ともいへり。畢竟しられぬことにて、紀にも異人とは見え、いづれの菩薩とも、大士ともなし。しかれば、うけがはざりし人は正しといふべし。

○近來黃檗竺庵和尙遊山のついで、獵師が鐵炮を捨置たるを見て、侍者の僧玉はこめたりや危しといふを、又一人いな虛なりといへるを、和尙聞て日本々々とありし。空虛と唐土と同じくからといふ語を混ぜられしなり。此和尙はよく和語に通ぜられしかども、さすがに異邦の人にて、かやうに違へることあり。急にひとを叱せらるゝ時などは、和漢の語混じて聞わかちがたかりしとぞ。唐音をまなぶ人も、これらのたがひはまゝあるべきこと歟。

○同じき竹庵和尙、嵯峨桂州和尙に語りて曰、唐山に在し時は、平生獨參を服用す。虛弱のゆゑなり。しかるに本邦へ來ては、味噌汁を喫するが爲に、獨參に及ずと。味噌の効を稱揚し給ひしとなり。彼土には味噌なし、長崎へ來る唐人が、日本人はみそ臭しと云ふよし、また彼地へ漂流せしもの、居留りて味噌を造り商ひて、大に富たりといふ話をも聞しなり。實もめづらしく味も美なれば、さもありけんかし。

○黃檗開祖隱元禪師は、烟草を惡み給ふこと甚し。其偈にいはく、一管狼烟吞復吐。恰如ニ炎口鬼神身ー。

當年鹿苑有二此艸一。不レ說二左幸一說二六幸一。此偈、語錄には洩たるよしなり。昔彼宗徒に闘しが遺亡せしを、又此比一和尚語られき。座禪看經の勤を怠しくせるを惡み給ふならん。されば此物と飲酒は、彼僧衆凡に不レ喫ことなりしが、當時は不レ喫人は數ふる計なりとぞ。律家名として、唯其衣の製のみを存したる寺院もあり。時宗の僧坊の酒樓になりしも、漸々に祖意にたがひ來れるの窮れるならん。

○昔はなくて、當時行れ、是がために口を糊する人世間に滿るもの、茶と烟艸なり。此二品の具を造る人も、たを交易する人も、此物どもなき代には、何をしけんとあやしまるゝ計なり。又昔は人ごとに用ひし、今は用る人稀になるは烏帽子か、此類も猶有べし。

○烟艸は、唐山も此方もなべて、二百年來もはら人の嗜むものにて、一たび吸ては忘れがたきゆゑに、相思艸ともいへり。蠻國より出て、世に弘まれるにて、本艸備要などにも、是を出して利害を論じ、害は多く、益は尠きさまに書り。然も極老まで嗜む人、さしたる害もなし。おのれも亦此たぐひなり。例せば茄子は、食物艸の類、害多きよしに記せれども、本邦には中夏の頃、めづらしとてもてはやすより、晩秋に至り、或は糠に漬しては、終年喰へども、一人も此害をおぼえたる人なし。脾胃に馴ては害なきものにや。唐山の人の獸肉を常に喰ひて、其害をしらず。かへりて本邦の米の美味に過て、泥滯をおぼゆるといへるに同じ。此ころ白石先醒の手簡を見るに、これも大きに烟艸を好まれしよしにて、且仙臺の烟管を得て喜び贈られし古詩長篇あり。めづらしくてこゝに寫す。

戲謝二洞巖老惠一金烟管一二十韻

相思千萬里。芳艸因レ鶴到。透剔琅玕斷。何爛錦段鮮。斑々双淚竹。艷々並頭蓮。豐管長且細。螺杯小復圓。鑄如象鼻曲。鑿若馬蹄翩。聊比繞朝策。何論武子錢。碧筩宜二共飲一。青簡豈須レ編。王衍會揮レ麈。蘇卿本嚙レ氊。趣同餐レ蔗境。狂似嗜レ茶顚。絕勝檳榔醉。要將桃李憐。丁香香

白結。柳線々猶牽。朱焰龍啣燭。丹爐虎伏鉛。飛灰金瑣內。擊節玉壺邊。流水歌幽雅。薰風和舜絃。幃中非借箸。陌上是遺鈿。不羨餐霞客。還懷服氣仙。吐成玄圃霧。潄作白雲泉。背蔓心良苦。細蘭佩可拌。微陽回黍谷。尺寶出藍田。因知蓬瀛侶。徒勞採藥船。以上。私加點て童蒙に便す。

又ある所にて、烟草の箱に書付たるを見しに、手拈姑娜千年艸。口吐蓬萊五色雲。何人の一聯にや、詠物にて前後ありやしらず、一興に付べし。

○路の竪横交りて曲る所は、必眞中を行べし。然らざれば曲る角にて、人に行當り、おもはぬあやまちをす。たがひにむかふが見えざればなり。こはおのが親族の老人敎られしことにて、幼き時さることとおぼえしに、近き比ある者、行違ふ人に胸をうたれて、久しくなやみしことありし。殊に牛馬又荷など持たる者に出會ては、ようせずば死生にも及ぶべし。纔の二三歩をいとひて、馬卒販夫の類ひは、必曲る所を行ものなり。こなたよりこゝろすべし。

○路を行人たがひに左によりて行は、常の禮なり。かくすれば牛馬口つきのものも、其付たる方に當れば、あやまちもなし。然るに薩摩の邊にては、夏は自日の照かたへ行、日陰を人に讓る。冬はこれに反すとぞ。路を讓るの禮至れりといふべし。又いづこの國か、男女行路をことにするを常とすとかや。これはことにかしこきならはしなり。

○予が家にむかしより傳たる古畫に、石を車に載て多人數曳圖あり。大佛殿の石垣の石を曳るゝ時の圖なりといふ人もあり。又或人はそれよりも畫の時代舊りたり、又平などにやと見ゆともいへり。城の石がけ墻なども、雲どりのかなたにみゆれば、城普請かともおもはるれど、城の樣子はつねのごとし。唯路と見ゆ。猶大佛歟。此石も甚大きなり。或說云、大佛殿の石を曳るゝ時、東の方より來るもの、

追分のこなた、松坂の邊、甚艱難なりしかば、加藤清正音頭をとりて、松坂こえたやつさと謳ひはやして曳されしといへり。今踊の音頭に通じてうたふを、伊勢の松坂とおぼえたるは同名にて、彼も名高きゆゑにあやまるなりとぞ。予が藏す圖、車上の童子のさま、石曳人數一やうの出立なるも、まことに一時の壯觀なるべしと見ゆ。一興に、此圖左に寫す。此佛殿の經營、もと金錢の費へを厭はず、美麗をつくされしことなれば、自然に石曳などもはなやかなりけんかし。石は諸方より集められし故、攝津國武庫山の上に運び殘せるものとて、其時の諸侯の名彫たる石ども所々に見ゆ。此山今もた石多し。

○松卵は松の子の意にて、唐山の通字松笠といふは、象の似たるにて、こなたの通語なり。是を西國にてはちゞりと呼ぶ、語の意は不レ解。それをまたひえの東坂本より來りし下婢、ちんころといへりしに、山崎の者はかんころと唱へて、ちんころを笑ふ。いなかんころこそをかしけれと爭ひしが、凡おとなしき人の是非を爭ふも、畢竟同じ。されば彼も亦一是非、此も亦一是非、と南華老人はいはれけらし。

○高野山にほとゝぎすの雛後れたるが、木の節穴などにかゞまり居て、やゝさむくなるときに得動かず、餌ばみももとより得せぬを、雀がつどひて餌をあたへ、來るとしの夏に及ぶまで養ふ。いと不思議なることにて、これを雀のほいとゝいふ。ほいとは乞食のことにて、雀のための食客といふことゝぞ。しかるに其邊の山賤ども、夫を探出て、燒鳥などにして食ふは甚だ憎むべし。其情雀にだもしかずといはん、と和田泰順醫生の話なり。世に百舌鳥の艸莖、もずの早にへなどの傳説はあれど、雀の郭公をやしなふといふことは、めづらしくてきくまゝにしるす。

○或儒士、其母に仕へて孝を盡すとおもへども、猶母の意おぼつかなし。いかにおもひたまふらんしら

まほしと、ものへゆくまねして、床下にかくれてうかゞひしに、姉とともに物がたらひて、今は其はいづこまで行つらん。けふは一日もの堅からず、心のどかなりといへりしを聞て、はじめて心づき、これより仕へのやうを改めしとなり。己が相識一老人も、其男の謹慎に似て、圭角あるに侘たる人ありき。よろづに付て、此心得有べきことなり。

○享和二年十二月の末つかた、甲斐國鶴郡小明見村の民縫之丞なるもの、其隣人の黄疸に悩みけるを、両親ふかく悲しみ、又代るべき兄弟もなければ、いかにもして病を愈しめんとおもふに、蜆は此病の良薬ときけば、もとめて給はれとたのまれて、三十里程を経て、駿河の原よし原まで来りしに、年の終なれば、さしもの街道も往来まれなるに、さるべき武士供二三人計具したるが、遥先きに見えたれば追付んと急ぎ、尿しながらに行けるを、彼士見咎て、いかなる者ぞととふ、農民なりとこたへしに、いな農民ならば大路に尿すべからず、畑ならば麦を養ふべし。道の傍ならば草こえ稼よからん、大路にて穢を人に及ぼすべしやといはれて恥入、唯大人に追付まゐらせんと、いそぎての仕業なりと侘ぬ。さて背に負たる薦包は何ぞととふに、しか／＼のよしを答へて、此比海荒て、やう／＼此ほとりまでに一升を得て負たるなりといへば、さる病に一升ばかりにては足じ、江戸に行て求むべし。いざつれ行んといへれば、故郷よりこゝ迄も遥なり、また是より江戸まで、四十里をへてはいかゞはせん、年せまりて帰ることを急よしいふ。さらばわれ江戸に帰らば、速におくるべしと、其郷里庄官の名まで委しくとひきく、こはいかなる御方ぞとゝへば、それはいふに及ばずとて、沼津駅にて別ぬ。其年に暮てあくる正月、病者は病おもりて十日に終りぬれば、野邊に送り、翌日僧を請じ齋行ひける折から、所の長のもとへ薦に包みたるもの、江戸芝よりと計記して、甲斐國鶴郡小明見村庄屋仁兵衛といふ札をさし、谷村といふ所の官所より送り、其使は谷村より小明見までの賃をとりて帰りぬ。

開きて見れば蜆なり。一首の歌あり、「見もしらぬ山のおくへも心だにとゞかば病癒ゆべらなり」仁兵衛其故をしらず、蜆に付て縫之丞を呼て、そのよしを聞きゝ感に堪ず。彼齋の所へ共行、士の志を牌前へ供しぬ。夫より皆志をたうとがりて、江戸芝といふをたよりに、尋けれどもしれねば、せんかたなきに、あるもの此士歌を添られしかば、何にても歌を勸進して、芝神明の社に捧げ、せめて其志しに報ぜんとはかりけるとぞ。同國同郡の一老僧、此ごろかたられき。

○備後國深津郡浦上村に藤井孝藏、名は謙、字は子虚といへる男は、農夫忠四郎が子なり。幼して父におくれ、母の手に人となり、窮乏にて山に樵、野に草刈て生業とす。さるに其黨、ともだちを惱し泣しめなどして慝とし、惡遊びのみせしかども、其性剛にして物に屈せず。器量拔群なり。十七八の比より濁ッ無頼の徒に交はり、樗蒲攤錢の弄びをことゝし、嚢中空しければ、ひそかに人の田圃に入て木綿など摘み、酒食の料に充。あるひは人と非理の爭ひをなして、果は[illegible]を貪りなどす。ある時には、同郷の某なるものに恨ありとて、行て責罵り、遂に梁に繩をかけて縊まねをし、おどして錢をとり、あるひは村人の祭る小祠の木像を盗み鬻など、よからぬ業ども積りて、遂に亡命して四國に渡しが、いかなる人の勸め、いかなる紹介を得てか、讃岐高松の儒官久保氏に從學す。性さとくして四書を六十日計によみ終りぬ。久保氏も教うべきものとし、自も孜々として勤めけるほどに、程なく業進みければ、同藩の富商姫路屋なるもの、一口を扶持しける。四五年のうち老母を歸省せしに、容貌進退すべて本の人にあらず。昔は放逸無頼の徒、謹愼篤實の士と變ぜしかば、さきにもてあつかひし村人郷友も、席を讓り坐を前めて敬ひぬ。みづからもかつて人にほこらず。そのかみなせし惡事などいひ出て悔み、人は實師友に附べきことなど語り。舊識童子の輩にも諄々として孝悌を勸ける。詩も亦頗ル能す。數日の後讃岐にかへりしが、不幸にして病にかゝり、地下の修文郎となりし

時、纔に二十六歳なり。其邑人坂本望は、予によりて國學をとふ人なれば、此行狀を續畸人傳に納んことを乞れしかど、旣に上木に及びて洩けるまゝ、こゝに錄す。周處三害の類にて、節操も改むればあらためらるゝものなり。實に一畸人といふべし。

○伊勢庄野驛より旅人を竹輿にのせて行人夫の者、先キ肩を與三兵衞といふ。後を善之右衞門といふ。途中にて後肩のもの、金の包たるを拾ふ。開き見れば十五片あり。旅人を送りて後、此金驛長に持行て、落したる人を求めしむるに、誰ともしられず。よりて拾ひたる者取べしと指揮す。善之右衞門、しからば半は與三兵衞にあたふべしといふ。凡もの荷ひてゆく者、もし物を拾ふ時は、先肩の者拾へば半後肩のものに配分す。後肩の者拾ふときは、先肩にあたへぬが驛路の定めなり。先にゆきながら見つけざるは、其ものゝあやまちなるゆゑとぞ。されば與三兵衞此定メをもて受べき理なしといひて、もし肯とならば一百錢を與へよ、一盃を傾くべしといふ。善之右衞門不レ肯、强て分つべしといふ。長又あつかひて、さらば拾片は拾ひしもの取べし。五片は與三兵衞取べしといへども、猶互にきかず。驛長もせんかたつきて、然らばかゝる爭ひせんよりは、兩人內外の宮詣でし、此金を費すべしといへば、ともに大に喜び、其言に從ひて詣でしかども、同國のうちにて、里程さしも遠からねば、費す所纔二歩二朱ばかり、殘金あまたなれば、讓リ爭ふこと猶もとのごとく、旣に領主へ訟へんとせしが、其領主遠國なれば、無益の路費に盡さんことは、實に惜むべし。唯半分しておのおのが欲する所に用よと、しひてあつかひしに折れて、與三兵衞は年比借リ住にてありしを、驛長のはからひにて小家を買ひ移りすむ。善之右衞門はかねての願ひなりとて、妻子を引つれて信濃の善光寺へ詣たり。さて其かへるさに、小溝ある所にて尿したりしが、脊に負たる包物の佛の御影など入しを、あやまちて溝へ落せしかば、あわてゝ取上ゲし時、それに付て紐を引出したり。紐に付たる古袋にて、內に金五十片あり。おどろきて其所の里正を尋ねて、其主をもとめしむるに、其あたりに落せしといふものなければ

ば、それはそこに付たる福なり、與へられよといひしかば、辭するよしなく持てかへれり。かゝりしかば、つひに富家といはるゝやうに成たり。彼與三兵衞も田畑など買得て、好農家になり。兩人とも初の所以をもて、兄弟の約をなし、互に先立たらんものゝ柩を舁べしと契りしが、與三兵衞はさきに身まかり、善之右衞門は今に生存す。もし死せば、又與三兵衞が子其柩を舁べきよしなり。寛政七八年の間の事と、彼驛の者わが僕にてありし時に語りぬ。大かた宿驛といふものは、諸方の人をあつかひて、ならはしのよからぬものなるに、かゝる淸民の揃ひて二人までありしも、めづらしき事なるに、ぬしなき金の、こゝかしこにありしも不思議なり。これはもし賊などの落して、さも名のりがたかりし歟、溝にありしは隱し置て、取出すひまなかりしなどにや。

○ある人かたらく、近き年のことゝか、盜賊を捉ふることを役とする人、學びの力ありて凡ならぬが、下吏一人の賊を捕得たる時、其容體を見て、汝は志氣あるものなり。かうやうの業をやめて、世をわたるたつぎをはかるべし。此たびは許さるべし。重て捉へば死刑に行れん、必止るべしといひ含めて放されし、後いくばくもあらず、又捕れて來たり。吏さきに吾言を用ず、又此獄にかゝれり。此たびは遁るべからず、せんかたなしとて、やがて刑すべき者の名を名簿に書つらねて、簿を奉らる。凡此名簿に點を付て下さるゝをまちて、それ〳〵の刑に行ふ例なるに、此ものゝ名に點なし。是は脫たるなるべし。今一たび窺ひ給へと、下吏まうしけれど、いなおもふ所あり、もし後に御咎めありとも、點なければ吾過にあらずとて、彼賊を呼出し、いとあやし、汝陰德を行ふことありや申べしととはる。こたへてかゝる業をもてよをわたる者、何の陰德をか行ひ侍らはん。されど仰につきておもへば、近き比深川に病る者ありて、わが相識者にはあらねど、韓參を用ば救んか、といへりしをきくに忍びず、金五片を與へぬといふ。吏きゝて、それいかにも陰德にてあれど、今少し勝ること有べし、よく

思ひめぐらせとしひらるゝまゝ、再び思惟して、これはやゝ年隔たることにて忘れて侍りし。兩國橋にて、一人の男の袖の重きを見て裁とりしが、みれば小石あまた納たり。おもはず是はと聲たてたれば、彼男も心づきておどろき、何者ぞといふ。おのれは所謂巾着切といふものなれば、あやしふに足らず。ぬしはことなる物を袖に入られたり、いかさま故あるべし、語られよといへば、其人しばしうちかたぶき、まことには吾此河へ落て死んとおもへり。其故はわが住む里の親しきもの、年貢の未進にせまりたるが、おのれは里正にてもあれば、是を救んと、一人の女を遊び女に賣りて、十六片の金を携へて歸る道、汝がたぐひの者に奪れたり。此金を失ひては、妻にも面をあはすべからず。彼者の難をも救ふべからねば、只死んと思ひ定めたるなりといふ。これを聞て、奪ひたる金こゝに十五片あり、これを參らすべし。足ざるもの今一片なれば、是はいかにもし給ふらん。其難をこれにてつくのひ給へといひしに、いなこゝろざしはうれしけれども、それも同じく、人の憂にかゝる金なるべければ、夫を得て吾難を遁れんは、心地よからず。唯見のがして死しむべしといへるを、何かおのが奪ひし人は、誰ともしらねば、今更返すべき道なし。ぬしは眼の前に命を失ひ、はた是にかゝづらふ人々も、憂大かたならじ、唯納めたまへといふに、少し氣色の弱りたるを見て、たゞちに其懐へおし入て走過侍りし。もしかゝることにや侍らんといふ。それなり／＼、忽ち人の命を生しめたるむくひに、汝も亦命を拾へり。まことにけふよりは業をかへて、身を全くせよとしめされしかば、喜びて起さりしが、又四五日ありて來り、今一たび御たいめを許したまへ、御いとま申さんために參りたりといふ。其人出て、暇まうすとはいづちへ行ぞとゝはる。其事にて侍ふ。業を變んとすれど、なにおぼえたることもなし、纔の錢もなし、またおのれに錢かす人も、とかく見あつかひくるべき人もなし。かゝれば

猶もとの業にて、二日三日も過して、又捉へられん時は必命終るべし。それはをしまねど、其時御面にむかふが恥かしきに堪ねば、此山をもてあらかじめ御暇申侍るなりといふ。げにも身をたつるよすがなからんはことわりなり。さらばわがしる所、是より七八里のほどにあり。そこに行て人の田わざを助くるよいと（雇人ノコト）成て過せよ、荘官がもとへわが一筆を添んと、ねもごろにあつかひてやられぬ。さて其行道、今は一里計になりて、俄に大雨降り來りて、雨づゝみのまうけもなければ、とある家に立よりて晴間を待つに、やう/\暮過になりぬれど、空晴たれば出行んとせしに、やゝ老たる家あるじとゞめて、此先きに河有、雨にて水満てわたるべからず。こよひはこゝにやどり給へといふ。うれしきこと、さらば一夜を明させ給へと悦びてやどりぬ。あるべきさまの したゝめなどにもてなされて後、くらき所へいりて打ふしぬれどいねられねば、こしかた行末のことゞも思ひつゞけてゐるに、あるじ燈火さして出來て、此寐たる一間へ入ぬ。あやしとふしながらにみれば、少しこだかき所に、石の五輪の小き有り、夫にむかひてねもごろにぬかづき、何ごとやらんつぶやきて去ぬ。其夜はいねたるふりにて過しゐるが、其明のあした出たゝんとする時、なほよべのさまのあやしく心にかゝれば、ひそかに其由を尋ねしかば、うち涙ぐみて其ことに侍ふ。今は年月もあまた隔りしが、しか/\のことにて、ぬす人に金を貰ひて吾命を助るのみならず、人のためさへうれしきことにて侍りしを、其人に再びあふべきよしなし、ぬす人なれば、さだめて今は罪にかゝりて、命を失ひつらんとおもへば、此塔を其人のおもひして、明暮にぬかづき祭りて、さきの禮をのぶるなりとかたる。驚きて、さては其時の人にておはすか、われは其賊にて侍り、不思議に命助りてこゝへ來れりと、上の件をつばらにかたれば、あるじも且驚き且喜びて、吾志の通れることよ、彼折に遊びに賣しむすめ、年のかぎりはてゝ、此春より吾もとにあるは、きのふより見給ふ女なり。心には慊はざらめど、妻にして此家を繼給はれといふ。も

とよりよるかたなき身なれば、わたりに舟の心ちして止まりぬるが、やがて此親子うちつれて、かの吏某のもとへいや申に來りしとかや。吏の君子にして眼識ある、賊が忍びざるの意より物を惜まざる、里正が道理に暗からぬ、皆代に希なることにして、其相よれるもまた奇遇にあらずや。

○あるものまどしくて、母の親の養ひがだきにつき、盗みをして捉へられし時、其母悲しびてよめる、

「てらしませ神と君とのめぐみにて親ゆゑ闇にまよふわが子を

此歌官に聞えて、死罪を免かれ追放たれしとかや。近き年ごろのことゝ、かたる人ありき。

○粟田口にて刑せらるゝ者、馬を下りて溺す。冬のことなるが、湯氣たちて見ゆ。さて靜に畠ものを見て、ことしも麥はよく生たりと獨言し、優然と死につく、實に歸するがごとしといふべきさまなりしと、見し人かたりぬ。何者にて何の罪を犯せしや、定めて賊なるべきが、其ゝ膽沈勇におきては惜むべき者なれども、其才の用ゐやうあしきゆゑに、犬馬の死にも劣れり。悲しぶべし。

○元祿の比か、年季さだかにはしらず。京に中村某なるものゝ奢侈に過て、官の御咎メを蒙り、捉はれて東へ下る時、大津にてやどりたる夜、近き山に鹿の鳴をきゝて、「寐ながらは是もおごりか鹿のこゑ。過奢者の罪を得て懲たる心ばへあはれなり。また其後浪華の巽何がしといふもの、同じく過奢にて召捕れ、東へおもむく道にて、「笑ふものゝわらはれてみよ花の旅。といふ句をしたり。誠に笑ふもの、此まねは及ぶべからねど、己が非を省みざる志、大におとれり、とある人併せて評せしは、ことわりに覺えしが、此巽何がしは、事はてゝのち京にすみて導引をせしが、病人の按腹する間、物陰にて妾に箏を彈しむ。按腹は心を靜めてなすべければといへりとぞ。是はもろこしにて、蘇合樂を吹ヵ間に煉る藥を、蘇合圓といへるゝ事よりおもひよれるよし、生涯過奢の意止ざりしはしるべし。

○いま／＼しきことのついでに、辭世の詩歌は口なれたる人の、自然にうかびたるは、よきもあしきも

いかゞはせん。大かたはくるしきにのぞみて、つとめていはでもあれかしといふ人ありしは、ことわりに覺えき。又ある人の話に、仁齋先生或〻寺の古德の辭世の頌を見て、かく斜に文字の象もたしかならぬに、しひて書ずともあれかしと、笑はれしといへるも同じ意なり。禪家の例にて、知識といはるゝほどの人は、大かた辭世の頌あり。予がしれる老和尙も、兩三人臨期に頌を書、其日までを記されたり。實かたきことにはあれど、勉强したるものなり。但し此勉强は、法孫のため成べけれど、洒々落々の境界よりいはゞ、是もよしなきすさびなりけり。此ごろきくに、木津の里の禪院の住僧、常に臨終のよからんことを願はれしが、はたして其期に法衣を改め、辭世の頌を書、端座して入寂す。然るに其寺へ後日に住せし僧、夏のことにて蚊帳の內にありしに、其外に人のかげ見ゆ。たけ高き大坊主なり。後住意しづまりたる人にて、たてといへば、吾は先住なり。臨末の形相に意滯りて迷へりといひしかば、いかさまにかとぶらひに、其後は見えざりしとかや。其里の尼僧かたられき。よきことにとりても、りきみのなきはかたかるべし。畢竟りきみは名聞に出ヅ。さてりきみのなきといふにも、またりきみなかるべしと、近日法雨律師の誡めを見しは、雪上に霜を添るなりと覺ゆ。忠臣孝子も道理に拘はらず、其中心より出るものは、頑愚卑賤の人に多く聞えて、もとより名利の意一點もなしとおぼし。智者にして頑愚にひとしきは、まことにかたきいはれなり。

○あるもの其妻の辭世の代作を、其師へたのみしことありしは、いともめづらし。辭世に添削をこふ人は、ともすればあるものにて、元來の口號あれば、てにはなどのたがひをおそれて見するは、猶許すべし。ついでに又興あることを思ひ出しは、何がしの狂歌師、臨末に預申辭世の事と端作して、終に行道とは云々の、業平朝臣の歌を書りしが、これ此世のかり納めなりといひけるは、げにも狂歌師にてをかし。

○浪華に淨家の一老僧蒙光とかいへるは、七旬有餘にてものがたき學匠ゆゑ、つねに僧徒の不律をいま

しむ。紫衣に進んとする人にむかひて、紫衣の出奔は見ぐるしきものなり。よく〳〵謹しまれよなどいへるたぐひの事多し。されば凡僧ども憎みて、いかにもすかして心を蕩し誹謗せんとたくみ、ある時、妓席新町の扇屋とかいへる樓に佛事をいとなみ、老和尚を請し、御廻願を希へばおはしませと勸む。和尚さる所へ行たることはなけれど、請に應ずるは僧の常なり。昔性空上人の室積の遊女を見給ひしためしもあれば、緣に隨ふべしとて、彼僧どもにいざなはれて、そこに至り佛前にて誦經念佛など終り、齋を喫せられしが、やがて大夫と稱する妓どももあまた出て、皆其前にて吾名をなのる。さだめていひ敎へし成べし。其中に十七八計なる青柳といへるが出しを、老僧つく〴〵とうち守られたる眼の色たゞならず、妓もせんかたなく顏うち赤めて、さしうつぶきしが、やゝありてあなうつくしと、われしらずけうとき聲を出して褒られし。おそろしさいはんかたなく、一座も興をさませしに、此青柳は才あるもの成けらし、たゞちに御十念をとこふ。老僧それにはこたへず、いで其もてる扇をわれにえさせよと望まる。妓又心得て、さらば上人の御あふぎと取かへまうさんといへば、うなづきて有あふ硯に筆を染て、

「土さくる夏にあふぎの風をえてまねく柳のいとも涼しき

と、其名をたち入て、時節の歌よみて書付られしかば、妓とりていたゞき、よみきかせ給へといへば、しか〴〵と稱へらる。此僧手をよく書れしかば、妓も見とれていたくよろこび、再びおしいたゞきたる時、なむあみだぶと十念をかけられしかば、ありあふ妓どもゝ、異口同音に念佛をうけ、けふは吾母の忌日なり。われは某の志ある時にあたれりなど、口々にいひて信心の氣色顯れ、つゝしみていやを述て歸去りしかば、さらば我も歸るべしと、老僧座をたゝれしにより、衆僧みな從ひぬ。もとよりたくみしことはかひなく、妓どもに催され、思はぬ十念をうけて、ぬかづきしがをかしかりしとぞ。老僧も後に此ことを語りて、實にわが出家といふことをも忘れて、心まどひしに、か

ほも聲もさぞなおそろしかりけんを、彼者才ありて、十念をと乞しに、おどろき恥かしくなりて、やゝ本心に復せしかども、なほまどひのなごりに、心地爽かならざりしかば、扇を乞ひ歌など書てあたへし。其間はまことに常の意になりし。偖かれが扇をいたゞきし拍子を得て、十念を授し。彼もし才なくば、いかゞせましと大息せられぬとなん。志賀寺の上人のためしもおもひあはされぬ。俗はもとよりなり。俗形とても、老たりとて、心をゆるめて、女にはいたくは親しむまじきものか。予が相識る紫巖師、四十有餘にて持律になり。終に大僧にすゝまる。其はじめにある者、やゝ年たけ給ひて、食事などの不自由におはさんにといひたれば、そはさることなれど、今まではわれも若しと思ひて、つゝしみて女に近よらず、女も亦心を置ぬ。やゝ年高く成行ば、互に油斷せるより、かへりて思はずなる過も出くるなり。こゝにして戒律をたもつは、防ぎをつよくかまふるなりと語せられしは、甚ことわりなりと覺えき。

○赤穗の難に、不義にして逃走し大野某が女、東備梶浦某に嫁し居けるが、此出奔のゝち、何となく住居の裏の空地に隱居をいとなみける。元來祿の分限よりも貧しかりけるに、いまだ齡も老に及ばず。無益のことなりと、其妻諫めけれども、思ふよしありとて不聽。さて良雄をはじめ四十餘士、復讐のことを遂て、日を經ず此わたりへも、其人數の名を錄して賣ありきし中に、大野氏は見えず。これまではもし一旦謀ありて奔り、此復讐を備しぬるにやとも疑ひ思へりしに、似たる名も見えねば、其女も心地あしく、かき籠りてうち臥けるに、家主あらためていふべきことありと、下婢をもていひこしければ、あやしながら頭をかゝげなどして出來るを、常に似ず席を改めて、是迄貧しき世をとかく、あつかひ給ひし心盡しいはんかたなし。さるに父、國老の長に有ながら、國難に臨みて逃走り、つひに復讐の人數にも見えず。不義甚しきことといふべからず。其方には罪なけれども、かゝる人の女に伴なはんことは、士の道にあらず恥べし。さればけふよりは緣をきるべし。しかはあれど返すべき家なけれ

ば、かねてかゝることもやと造り置し裏の亭にて、生涯をおくらるべし。三人の子あれば、彼等が供養せんは其道なり。吾は再び對面せじと、先より召使し婢を添て、かしこに籠らしめ、みづからは老婆一人によろづまかなはせて、こと女を近づけず、人勸めて妾をも使たまへといへどもきかず。もとの妻其身に罪あるにあらず、義によりて遠ざけしなり。されば彼に妬ませては、自もこゝろよからずとて、一生鰥にて果されし。たま／＼庭際を緩歩せらるゝを、彼妻窺ひて言ばかはさずとも、見かはしもせんと、障子など開けば、やがて走りいりぬ。妻も後は愼しみて避けるとぞ。此節操安きに似て、かたきこと成べしと、其隣國備後の人坂本才助堂の筆記に見ゆ。

○又ある人曰、赤穗の政務、大野氏上席にして時を得て、萬をはからひしほどに、民其聚斂に堪ず。然る間、事起りて城を除せらるゝに及びしかば、民大きに喜び、餅など搗て賑はひしに、大石氏出て事を謀り、近來不時に借りとられし金銀など、みなそれ／＼に返辨せられしかば、大きに驚きて、此城中にかやうのはからひする人もありしにやと、面を改めしとかや。これまで大石氏は一向用られず、一とせの間には、六七度もさしひかへなどやうの、罪を蒙りしとなん。凡ソ世に人なきにはあらず。用る人なければ、千里の駿馬櫪に伏て終るを、大石氏は雪霜の難にあひて、松柏の節を顯はせる成るべし。

○良雄在京中の所行は、人皆爪はじきをする計にて、或ル智ある人も、復讐のゝちすら許して、彼ッはあまりに人に誹謗せられて、其いひわけに事を發せしなりとさへいひしとなり。かく計ならずば敵方に油斷すべしや。譖りによりてます／＼其謀の深かりしを感ず。又或人はいふ、山鹿甚五左衛門久治官の疑を蒙ることありて、赤穗へ蟄してありしかば、良雄これに付て、儒學、軍學をもまたびしなり、といへり。さもあらんかし。

○明智左馬之助、坂本の城に籠れる時、責手の内に入江長兵衛といふあり。一番乗をせんとこゝろざして、深更より塀下に付て居しが、昧爽に及び、左馬之助寄手の様子を見んとおもひて、櫓にのぼりてこの長兵衛を見つけたり。是はもと舊友なりしかば、聲をかけて、そこに見ゆるは入江殿かといふ。然りとこたへたれば、定て一番乘して、手柄を顯さんと思はるゝ成べし。奇特のことなり。されども能々思惟せらるべし。われも武を逞しうするを心として、度々の功名は足下のしらるゝごとし。しかるに身のなる果は、今日の次第なり。足下も同じ事成べし。同じくは武を止めて、一生を安く終り、子孫を相續せらるべし。おのれたくはへたる用金あり、得心ならば參らすべしといふ。入江も道理に伏して、舊交の親切を謝し、其諫に從んといひければ、やがて皮袋に入たる黄金を、櫓より釣おろして與へ、今日此城落ち身死べければ、吾におきては砂石も同じ、人の見ぬ間にとく取て去り給へといひしかば、是より京師に居住し、右の金子にて貨殖し、其家孫今も上京に有とかや。左馬之助は落城の日、天下の重寶とする茶器などをも人に與へて、よのために惜むべしといへりしは、彼松永彈正が、乙御前とかやいふ名物の釜を、打破りて捨しには反して、しほらしき志の人なり、と聞ゆ。さて此入江が一件を、或軍記に評して、ことわりはさることなれども、武士の本意にはあらずと評せり。これもいはれたれども、予はおもへらく、士の士たるは義をもて周旋すべきを、其代の風俗きのふは味方にして、けふは敵となる。唯功利をのみ眼にかけて、生も生を盜み、死も其死を得ず。畜生の相殘害するに似たり。これをもて見れば、左馬之助が諫めも、入江が從へるも俱に非とすべからず。舊友の恩によりて、陶朱公に傚へるはむべなり。

○百井塘雨が記に、江戸に蘭亭とて、文才あり詩を能する盲人あり。大上戸にて、酒器を物數寄せる中に、いかにして得たりけん。鎌倉教恩寺に什物とせし、重衡卿と千壽の前と、遊宴ありし盃を得て祕

藏せり。大さ常の平皿計にて、內外黑漆に塗り、中に梅華の蒔繪あり。これにも不レ飽、髑髏盃を思ひ付て、尋常の物は面白からずとて、鎌倉に至り、大館二郎が塚を發き、其髑髏をとらんとするに、忽雷雨甚しかりけれど、怪しとも懼れず。取出し歸り來て、頓て酒盃としたるに、その翌年其月其日に及び、何の故もなく死せり。於呼平人の墓すら發べからず。まいてさばかりの勇士の墳をや。此盲人詩章の巧なるに慢じて、かゝる非禮を行ひて、自禍を取しことといたむべしと云。

閑田因にいふ、蘭亭がことは知る人多し。或云、此盲人父の他國にあるが許へ、文を贈る代筆ながら、その指揮のまゝに門人の書たるなり。さればむづかしくてや、いかにもよみがたきによりて、用事辨ぜずといひにおこせたるに、其返事に愚眼にてはよめ申まじと、いひやりしとなり。其人がら知べし。其頃は徂徠門の者ども、文華にほこりて放蕩を遂とすといへる類多し。其中にて此盲人がごときは、ことに無頼といふべし。凡小人の才能あるは、禍の基なるべし。」

增雨又因に云、織田信長公、越前の淺井父子、淺倉義景等を討亡し、其生首を盃としていふ、此三人われに大に苦勞をさせし今は思ふまゝなり。悅びの盃なりとて、柴田勝家をはじめ、一座に是にて酒を賜ふ。明智光秀は下戶なりしや、辭して吞ざりしを、强て一盃を吞しめらるゝに、醉酊して迷惑せしことと見えき。戰國に趙襄子、智伯が首を飮器にせしこと、又元ノ吳元甫が、髑髏盛酒飮淸風と作りしなど、和漢同じ類ひなり。又浪華の士永田某は、諸藝に通じ、酒は大上戶なりしが、秘藏の巨盃あり。髑髏を金薄にて塗りたるにて、八合入しなり。酒長ずれば必これをもて强吞せたるには、いかなる上戶も困りしとなん。以上、閑田云、人として、淨不淨のわからぬことはあらじ。又もとより惻隱の情なきことはあらじを、かゝる穢らはしく、また惻むべきことをして快と覺ゆるは、其身の奢侈

にくらみて、人心を失ひたるなり。唐もやまとも戰鬪の世は、人畜の差別いくばくならず。さるに今の世にして、かゝる所爲を喜ぶは何ごとぞや。

○同塘雨云、攝津國高槻の先主、領内に狩せられし時、山中高樹のうへに嬰兒の泣聲す。怪しみてよく〱見給ふに鷲の巣なり。こは其鷲の摑み來りしならんと察して、士に命じて鐵炮を放たしめられしに、鷲は巣にあらず。よりて人を樹に登せて搜し求むるに、巣中に赤子と鷲の子もありければ、赤子計を取おろして奉りしを、見給ふに男子たりしかば、甚喜びたまひ、つれかへり乳をつけて養育せしめられしに、やゝ長ずるに從ひ、才智發明なりしまゝ、頓て手廻りに召使れ、苗氏を鷲津見と號られ、祿百五十石を與へられて、子孫今にありとぞ。先年京留主居に、鷲見七郎太夫といひし人は、其子孫にや、和泉堺に旭蓮社といふ淨宗の寺の開祖玄恕上人も、鷲に取れ助かりし人なり。たぐひあることにこそ。閑田云、東大寺良辨上人も同じきなり。傳記に見ゆ。

○鷲の因に、閑田思ひ出たることあり。四五年前に聞し、加賀のあたりにあそびし浪士、大鳥に摑まれて、空中を行こと二時計を經て、いづこともしらぬ山中にして、大鳥此人を摑みながら下りて休みたり。此透き間を見て、腰刀を拔てつかみたる手を切、つひにさし殺し、片翼を切てみれば、片々にて吾身隱るゝほどに餘れり。辛うじてやゝ山を下りて人にあひしに、其翼を見て大に異れしかば、其子細をかたりて、さてこゝはいづこぞとゝへば、箱根の湯本ちかくなりといふ。遙なるほどを纔二時計に來しに、鳥の勢ひのはげしきをさらにおどろきぬ。さてしばし其邊に逗留し、疲れを休めて後、江戸に出たれば、其翼に付て其所以を問傳へ、其勇壯をよろこび、かた〲の諸侯より召れしに、いづかたへか仕へて出身せりとかや。大かたの人ならば、空中にて正氣なくなりぬべきを、堪てかくま

でふるまひけるは、鳥のみならず、人も世にめづらなり。此鳥は大鷲なるべし。これ迄も箱根の邊にて、折々人の捉れしことありしは、これが所爲にてありしが、此後は此禍止たりと、其わたりにては喜びしとなん。

○塘雨云、元文三年の頃、四條坊門油小路の東に、觀場の催を業とする者有。奥丹波の何とかいふ山里に、農人の妻五十歳計にて、應聲虫の病あるよしを聞つたへて、觀場に出さんやとかたらひに行て、二三日逗留して有しが、いかにも腹中に人聲ありて、病人の聲に應じて、其詞のごとくいふこと分明に聞ゆ。其夫のもの語に、先年霜月に引つれて、六條詣せしに、茶所にて休らふ間、腹中にて物をいひしかば、諸人怪しみ、とやかくとふことのうるさく、恥かしくおぼえて、其夜たゞちに歸りしといへりとぞ。閑田云、金蘭齋といふ老莊者、（此傳は予が時人傳に出せり。）腹中より聲に應じて物いふとおぼえたり。されどもこれはただ、みづからおぼゆるのみにて他人きかず。暫の間にて止みたりと語られし、と馬杉享安といふ老人の話成し。自のみきくは氣病にてもありけんかし。

○同云、江戸の御瓜畠に、狐來りて瓜をとり喰ひければ、吏大きに迷惑し、吉川惟足に祈りてたまはれとたのみしに、惟足夫ほどの事にも及ばじとて、何やらん書付て與へられしを、其畠に建置しかば、其夜よりとらざりし。是は「おのが名の作りを食ふ狐かな、といふ發句なりしとぞ。又京三條繩手の伊勢屋といふ元結を商ふ者の、家の造作せしより、病者多く出きしかば、卜者をたのみて筮させしに、これは逆木柱の祟なりといふ。然れども其柱たやすく取かへがたかりしかば、祈禱せんやといひあへる時、或人吾祝ふべしとて、「伊勢屋とて元ゆい一の家なればさか木ばしらもなにかくるしき、といへりしに、不思議にこれよりことなくなりしとぞ。商賣の元結に榊までを取あはせしは面白し。塘雨此因にいふ、逆木柱といふことは、元來巫覡のいふことにて、あらたに家造する時など、木を逆につか

ふことはかつてなし。古家の建直しに、本末の知がたき木あれば、世に安倍ノ晴明の判といふ、五行☆かく木に書て用る法なり。これ本末始終なきよしの呪術なりと、古き工匠の説とかや。

○閑田是に付て又思ひ出しこと有。世に逆木柱を用たる家は、鳴動すといひならはすが、今は五十餘年前、或人白山通三條邊に借座舗してありし時、毎夜鳴動す。逆木柱の家にやと、能々尋ねしに、しかはあらず。其すこし前に、或國の士暫ク逗留してありし間、其若黨夜中に主人を害し、金子を奪ひて逃しが、速に尋出され、磔罪に處せられて、事は濟しが、其主人の怨念散ぜざる故なるべしといへりき。逆木柱に付て、まさにしることとなればしるす。

○むかし予が知人、寺町を北へ上る時、一老人袴をつけ、杖をつきて先へ行あり。様體見ごとに寛にして威あり。貴人かとおもへば隨侍の者なし。されども平常の人とは、かつておもはれず。ふしぎにて追付て面を見んとせしが、下御靈の社地へ入てぬかづくさま、いよゝ唯ならず。さて傍より窺ひ面を擧しを見しが、能太夫にて、其比名人のきこえ高き堀池權兵衛にてありしとなり。塘雨筆記に、觀世太夫が切幕をきりて出し所を見しに、其氣滿チて、一身の固すこしも透間なく、容易立むかひがたく、思はず膝をかけて褒しと、柳生但馬守殿仰られしとかけるも、同日の談なり。此伎は體を守り煉ることとなれば、名譽の人におきては、自然に勇にも見ゆるはさることとなり。茶事を翫ぶ人、蹴鞠を弄ぶ人も、また氣を納め體を固ることゝかや。書をよくするも亦然るべき歟。氣より體、體より腕に及ぶべし。吾しらぬ道々なれど理をもて押す。

○六如上人曰、座禪看經など心を靜めんとする時、かへりてさまざまの妄想思慮うかぶものなり。これは即一分の散亂麁動の心しづまるによりてなりと。予こゝにおもふ。口の明らかにさす所に、塵埃の

たつが見ゆるにたとふべし。つねにも塵埃はたてども見えぬなり。日の光をまちて、ことさらにたつにはあらず。

○淡海八幡に佃房といへる俳諧師、鹿笛をもてりし、形如此し。惣體木にて造り、底は皮にて張り、黒漆にて塗れり。吹時は左右の中指にて、此底をしごくやうにすれば、自由に音を出す。是は信楽の獵師幸助といふものゝ與へしといへり。此幸助、此笛を吹こと上手にて、妻鹿の音をふけば、眞にせまりて寄來らざる鹿稀なり。されども若シおもふがごとくより來らざる時、子鹿の音を吹には、必よると語れりとぞ。悲しむべし。其態によりて親しく其情はしれども、憐れむことをしらず。百舌鳥が衆鳥の聲をまねびて、其ともかとおもはせて、執喰ふたぐひ成べし。

○或云、今世松蕈を守とて、嚴しく鐵炮を打、猪鹿とおどしうち殺しもす。もとより田の稲をあらすは追はではかなはず。されば猪鹿、田に下りては追れ、山に入ては追れ、住所もなく、食もなし、松蕈などは、彼等に應じたる食なるを、今世民の利を貪ること甚しく、領主もまた假初の物にも、運上の利を射る故に。上下唯分寸の事にも眼を光らして探もとむ。其禍鳥獸に及ぶといへりしは耳に留りぬ。

○此筆記を草する時、山崎の者、ことのついでにかたらく、寶寺の下に住ける獵師、鐵炮甚だ上手にて、飛鳥をもよくうち落せしが、後其近村山家といふへ移り住て、一朝猪をねらひて山へ入しに、おもほえず容顏美麗の女にあへり。所がらあやしけれども從ひゆくに、小倉明神とまうす社をめぐる。おのれも共にめぐりしに、彼女屹と見おこせ睨たるを見れば、眼五ッになりたり。驚きて走り歸り。此後殺生を止め、農業をつとむ。されども從來の罪によりてや、ほどなく足腰不起。子は二人有しも、一人は早世し、一人は白癩にて、あさましき者なりといへり。常に見聞に、鳥屋には支離もの多、あるひは終

をよくせざるもの多し。さるべき道理たり。

○謝肇淛好二名利一は丈夫の事、好二鬼神一は婦女子の事、丈夫にして信二鬼神一は、丈夫の氣をうしなふといへり。凡理學家はいふに及ばず、少し文字をよみ書を手ならす人は、神佛の妙を嘲りて、婦女子の口實とすることめづらしからず。然るにまさに予が視るところ、二十餘年前、讃岐金毘羅にまうでし時、つねの神馬の外に、駒一疋馬屋の外につなぎたり。いかにとおもひしに、折から詣でし人かたらく、此近き某の村所を聞しかど遺忘す。に、馬の難產にて苦しめるを、そのあるじ此御社へ祈願し、平らかに產しめたまはゞ、其駒は奉るべしと誓ひしが、やがてやすく生れし後、いとよき駒なれば、惜む意出來て、猶豫せし間、此駒みづから走りて、此ごろこゝに來れり。とみに置べき屋なければ、かくのごとしといへり。是は正に見しこと故に擧ぐ。此外此御社また他にもいちじろきことゞもて、聞所あれども、皆これを略く。

○此ごろ橘經亮の筆記を見しに、熊澤先醒、はじめて藤樹先醒にま見えられし時、熊澤氏、

「昔人のまゐる社に神はなし心の内に神ぞまします

といはれしを、藤樹返しに、

「ちはやぶる神のやしろは月なれや參るこゝろのうちにうつろふ

さすがの藤樹先醒なり。たうとむべし。是は藤樹の末孫中江久風といふ人の物がたりとぞ。

○又思ひ出たるは、寬政のはじめ清水外六坊〔割註〕瀧の下より南、淸閑寺にいたる下段の地にあり。妻帶の野僧住して酒樓となりしが、近年それも大に衰たり。」のうち、某の坊を修理せんとて、前の道の土を堀穿しに、石棺のごときものを堀出したり。さるに其堀しものをはじめ、坊の人々其ことを謀りし者迄、たゞちに暴病を得て、片はしに死せり。其故を知らねども、源平盛衰記に、所謂怪獸・竹

を埋めし塚、此邊なるべきを、後世其在所を失ひしが、是其所にして、必其祟成べしといふ人あり。やがてもとのごとく土を覆ひ、猶そのうへに塚をもりあげ、最小の祠を載せ、前の南方に小池をほりて今も其まゝなり。一竹ならば六百餘年を經て、なほかく邪祟をなすこと懼るべし。これまた予がまさしく見きく所なり。

私按、南殿に鵺の音して、一鳥ひらめき渡たるを、平清盛、左衞門佐なりし時、仰にしたがひて取て進らせたり。叡覽あれば老たる毛朱なり。鼠の唐名と云々。南臺の竹を召て中に籠め、清水寺の岡に埋れたり。御惱の時は勅使立て宣命を含らる。毛朱一竹塚といふは、則是なりと見ゆ。取要記す。異說には、賴政の射られたる鵺のことゝす。然るに此清水の岡分明ならず。あるひは三年坂の下路ノ東鼠堂屋敷といふ所、又經書堂の西門前、今高畠と號する所など、土人の說ありと、山城名勝志に見え、同じく名跡志にも、清水の門より西に出して、六波羅に至る南側、人家の西に東西一町餘續たるが、清水の岡なりといへり。しかも一竹塚は、同じく盛衰記を引て分明ならざるむね同じ。此外六坊とは、其處大にかはれり。果して一竹塚歟、覺束なけれど、何にもあれ、此祟ッは正に見聞しことにて、人もよくしれり。

○北野隨念寺といふに寓居せる、空心といふ尼師、疾病なる時、生姜をもとめしに、若き尼、生姜の皮をもさらであたへたれば、莞爾として、橋の下〳〵と獨言して噛れたり。これは古德の垂戒に、他の病を介抱する人は、菩薩に供養する思ひして、ねもごろに看侍すべし。病人は橋下に臥る乞丐の病るおもひになりて、意に愜はぬことも、忿恨を發すべからずとあるを、此尼師おもはれたるなりとぞ。ありがたき志にこそ。予此ごろ病して、平生褊急の僻あるがうへに、猶すゝまば上逆の憂あらん

ことを惧れて、男貸規、此話をいひ出て、諷諫せるにつきておもひ出せり。誠にたれも省みるべきことなり。

○予怪談を好むの誚りあらめど、さもあらばあれ、奇話の正しき又二條を擧ぐ。上野人僧良融來話に、去〻辛酉上野吾妻郡猿が橋（猿以レ訓、橋以レ音呼レ之、越後街道とぞ。）兵馬といふもの〻妻、某ノ月圍爐によりゐたるに、爐にくべたる藁の火もえつきて身に及ぶ。妻苦惱甚し、人々つどひゐければ、立騷ぎてうちけちつれば、忽ち消しが、衣類事故なく、身も火傷なし、唯指にておしたるほどの疵あるのみ。かくて其のちは、日々かくのごとし。極月二十八日に廁に行たるが、廁にて火發り、身は恙なくて、廁は燒失せり。本年正月二十二日まで、某の寺にあり。彼怪異のゝちは、尼になりて寺に入し。然るに二十二日衣類を取きたらんため、かり初に宅へ歸りしが、例の火發りて、其家および近隣連燒二十七軒に及べり。自はこと故なく山へ入て、一日を經て出來る。其後普光寺へ詣んとて出されりとぞ。いとあやしきことたぐひ稀なり。此妻氏まだ若き時、他より聟どりせし其聟、篤實の者なりしかども、女きらひてこれを出す。密に通ずる男ありし故なり。さるに其出されたる男、これをしりて忿怒甚しく、其家は出しかども、いまだ女との緣切レざるを幸に、或ル夜彼密夫其家にいたりしときゝて、伺にゆきて見るに、圍爐によりゐたるものあり、くらまぎれに是なりと思ひて打切たるが、其レにはあらで女の父なりしかば、これは舅を殺せるに罪せられて、梟首となりぬ。其のち女はおもふまゝに密夫を迎へて、今の兵馬はこれに出來し子なり。此執念にて、此苦惱にあひ、家もうしなへる成べしといへりとぞ。〔割註〕私按、はじめ爐のもとにて人たがへにて舅を殺せり。其念此ところにあり、妻氏が初の禍爐より生ずるは、其よし成べしや。」

○門人某來話する奇事、烏丸四條街に、近江屋吉某といふ職人あり。其妹女同街綾小路同職藤某へ嫁した

り。まめやかなる女にて、姑の心には愜ひたれども、藤某美色のおもひ人ありて、しひて難をつけてこれを離縁す。女ふかく怨歎きしかど、色にも出さず、親の家にひそみてありけり。藤某は心のまゝに、彼おもひ人をむかへて愛したり。さるにある時、吉某が妹、知ル人のもとへかりそめに來り、携へたる日傘、また頭にさしたる物を、母の隱居へおくり給はれ、吾はものへ行てまゐらんといふ。其家あやしみて、衣服なども改ためず。他へ行給はんはいかにや、まいてあつきに傘をも持ておはすは、いかにといひしかども、唯此ものらおくりたまはれと、言少ナにて出さりしかば、いふがまゝに、とみに人をもて、しかじゝとつげて、かの物どもをもたせやりしが、かしこにてもあやしみて、かたぐゝ人をやりて、もとむるに行へしれず。日比重りしかば、官へ訟へて、あまねく布令流し給ひしかども、其死骸だにもしられず。さるに其比より、かの藤某の後妻、あやしき病を得たり、腹のうちより物いふものあり。應聲虫のごとしといへども、是は聲に應ずるにはあらで、かなたよりいふたり。こたへざれば胸せまりて苦しきが故に、他人とものいふ間にも、さし置て腹の裏の答へをす。彼ノ行へなき女の三年の佛事をせし時、藤某おもひがけず、吉某がかたへ商の筋をいひて來り、後妻が病三年に及べりとかたる。此藤某もまた意正しからず、されば離れし妻の家へ、かくさしもなきことにて來り、三年の法事の時なりしもあやし、吉某に來りて、彼あきもの見たうべといひしに、こゝろよからねど、せんかたなく一兩日を經ていたりしが、いかにも後妻は病に憫てありしとなり。醫藥祈禱手をつくせども驗なし。こゝに其邊に何某といふ神道を行ふ人あり、奇特ありときゝて、乞ひて彼病人をかしこへ通はしめ、一七箇日祈禱を乞。其時此語せる人も、此神道者にしたしければ、行て見たるに、香爐を携へ出て、何やらん香を炷、其煙を見るまゝ、あといひて病人仆れ伏す。其體に手を覆へば、起てもとのごとし。さて口ばしりて、かく責らるゝは苦しけれど、此體は去らじといふ。かくて終に

驗見えねば、神道者も辭したり。其後いくほどなく死せるが、死體全く紫色になりて腐たりとぞ。さて藤某も、實の狂亂になりて、せんかたなく檻にかまへて入置、家も大に衰へたり。されども藤某は、今に死もせず、あさましきこと、いはんかたなしとなん。

○鳥獸を殺すのあしきはしりて、人の意を惱ましめ、あるひは其業を妨げ奪ふやうの術を、なすことのあしきをしらぬ人もあり。世に念佛者にて欲深しなどいふ人もあり。學者にて私しの甚しき人もあり。道をもて私し、人をあざむくは天刑をいかん。

○江南の橘、江北にうつせば枳となるは、土地をかふれば尤さるべきことにして、又かりそめにも、他の氣のふるゝによりて、氣味を變ずることあり。此比近江伊吹山の蘿蔔を得たり。象頭に根の末細き、尾のごとくなれば、鼠大根と俗稱す。此物培養屎尿の力を借ず、自然生にして、辛辣比類なく、調味を好む人は、大に賞翫す。しかるに船をもて他方におくれば、氣味大に減ず。陸路にては本の味ゝなりといへり。これ水氣に觸る故なるべし。人は氣血順流せるからに、物のたぐひにはあらねども、氣に感じて病むは、猶此類なれば、假初の風寒、暑濕にも意を用ゆべきことなり。又緣に引れて、善惡の境にいるも同じ。甚だしきは金錢を見て、忽ち盜心を生ずるもあるべし。美色を見て、頓に婬念を發すはつねなるべし。欲すべきを見ざれば、意を迷はざらしむといへど、視聽は避べき道なし。唯心の關をかたく守るべし。

閑田次筆 終

閑田翁之學、於和於漢、蓋併傑出於世者也。而其志不在於彼、而在于此矣。故背久建復古之旗幟於國風詞藻之域焉。而欲以明于今而傳于後也。然其志非徒以文藻也。實有左右世教之意。其所著若干編、義既大行于世。如畸人傳、閑田耕筆等、其緒餘者也。蓋一時之隨筆、雜事混記、而其間隱然有益人之意、而溢于言外、亦翁之本色也。豈非左右世教、不徒以文藻之餘意耶。今茲閑田次筆成、翁之令嗣直樹子請余跋焉。余昔官暇時、遊于禪刹之中、因與翁相識、翁亦傍究空宗、打破漆桶、實爲塵外之一莫逆、余亦且於國文、屢借東璧之餘光、受益不尠也。翁歲今年於古稀已過三矣、余之近年每春爲尙齒會也、以翁爲第三坐之賓。余於翁有如是之契、豈可默而已哉。於是乎書數言、以著其後。

文化二年乙丑冬十一月

金子義篤書

于風竹軒

天神祭十二時

天神祭十二時目次

天神祭十二時

山含亭意雅栗三述

天満神の御威稜かしこく、すゞしめの鼓の音もたえせず。わきてとし毎の水無月すゑの五日は、なみのはなてふながれにむかひ、昔に聞えし船よそほひを、まわらぬ筆のみゝずがきにかいつけしは、へだてぬ友垣だに、おもてかがやかしきを、まいてあだしびとには知らるまじきものにこそ。

○卯ノ時

東の山の端もおほ/\しきに、みやゐのうちは、かずのみあかしかゝげつゞけて、くま/\も見へすくまでに、きわゝしきことといふべふもあらず。そが中にみやつかさめきたるが、いつよりはえあるきぬそうぞき、大みやのはしゐちかきあたりより、おりたつ、朝のつとのはてしにや、杵もつずきのこち/\しきは、むかひまつりのことほぎ酒のさめざるにや、いとおかし。廣前のあたりは、ところせきまで地車てふもののゝとのひしつ、夜ひとよはやしたてゝ、そゝわたりとゞろくばかり、車おすわかふどらは、くれなゐはなだのひとえきぬを、しどけなげにうちきて、ひとむれにつどひよる。そのかしらめくおきなは、今やうのゆかたびらに、おほきやかなるうちはもてさしまねき、あらぬはをくひかため、しはがれたる聲のかぎりひきしぼり、綱ひけやなどさけびゆくさま、いとわかやぎてみゆ。車のしりへには、鬼ともすまひつべきおとこの、赤裸なるがきそひかゝり、地車みぎひだりにめぐらし、うしろざまにかたもておすさま、やがておしたふしつべきいきほひにて、いくむれとなく宮居のとのかたへひきもてゆく。いとあやふげなり。

○辰ノ時

今ぞねぐらをはなれゆく、あけがらすのこゑもとだゆるころ、みやゐのもとよりたちつゞく家ごとに、けふなむあまみつ神のみゆきあるとて、なますにいはふこゝろも、かねてやよしの杉のふときをいとねで、やらひてふものをゆひめぐらし、時のうつるをまちつゞく、おなじかきゆひめぐらしたる家のずさあくもの、はひりのくちにすのこたつものおしすゑ、今やおちなんさまにて、いびきはなやかにかきてねくたれおる。かみつかぬる男の、たすきひきゆひ、くしげさげたるが、いそがはしくよびさます。かのおとこねがへりさまに、大路のかたへこけおちつ。なをさめずやある、むく／＼としてとみにもおきず、あらぬことさえづるもおかし。ひごろいでいりすゐまなあきびとの、こゝろきゝがほに、海にとりたるもの、さはにになひもちきてあきなふ。家のぬしはしぢかきあたりにゐて、そこのもとよりよべおくりしまなにこそ、はなむけさへならざりき。さるからに門もゐいぬのはらをこやしゝなり。こゝろもなしやなどさればみいふ。まなあきびとうなじかいなでにがはらひしつ。けふなん、そのむくひこそまふさふ、なにゝそれあさせたまひに、けふもまたよからずば、このゝちはひりのくちをゆるしたまひそ、などいひて、このうちよりまなひとつふたつとふでゝ、はしりのもとに打おきて、こをかたげいそがわしげにいでゆきつ。このころのたへがたきあつさには、いとおぼつかなしや。

○巳ノ時

天滿神の御まえちかきあたりに軒をならべて、山にほりたるもの、はたにつくれるもの、いづちよりかひごとにもちつどふを、市にひさぎてなりはひとす。引かえてすゝめのあみをかけてけり、こや市をなすかとゝ見えける。と權僧正もすさみ玉ひき。そは常ざまのことにやありなむ。わかふどらは市のはてるをまちて、友よびかはしとよめきたつ。ついばみするもろ鳥も、びんなく羽をやすめつべし。軒にとなりてまくひきゆひたる家ゐのかた、かしましく人の音して、わらはの三人りばかりのゝしりあいつ。

このしれもの身にもかへまじとすなる、きがねしろがねふたひら三ひらゆえもなくとりたるは、おぞましきものにあらずやといふ。こなたなるわらはおふどれたるこゑして、口に貢の出ねばとて、かしましくさへづるものかな、さまでおしかるものを、なにゝかはせめ、かえさでやはと、さま〳〵にくげなることゞいふてなげいだしてば、せうぎてふものゝこま三ツよつ有けり。たちこみたる人のかぎり手打てわらひ、みぎひだりへわかれさりぬ。

○午ノ時

ひざをいるゝばかりのいほりだにも、夏をむねとこそおもひてつくらまほしきを、わきてこの御まつりごろは、すゞしき住居こそうら山しけれ。市へははづかへだてたれど、淀川のながれをのぞみ、しりへには北濱の柳をたれ、きら〳〵しき家のかまへ、まばらなるは中のしまとぞよぶめり。すべてこのあたりは、いかなる人のすゐるところにや、三輪山の神がきならぬ、よるはくれども、ひるは見得ずなぞひともいふなる、かこはれめのひそみおるところならんか、とのかたのこうしとりはなちたるに、くれなゐのしきもの引めぐらし、神にそなへまうすともし火さゝげ、すだれなかばかゝげしひまより、かうほねのいはぬいろなるに、さびあるくつはをはなくばかりになしてさしたるに、このうちなるこま鳥のさえづるもおかし。おくまりたるかたに、きぬにかきたる物かけすてたるは、いにしへのひとの筆のなごりかと、ゆかしくおぼゆ。もすそのごとたるゝのふれんは、いたづらにうごめき、びいどろさかしまにつられて、ありやなしやのかぜをよびつくなど、いとすゞしげなり。にはに植たるもの、青葉さかへてくろみがちなり。かきねの千草、日にうつろふてなまめかしきも、このゆふぐれのたのみがたくや、たれになびかむとこなつの花のさかりも、すきうかるべしなど、よ所の見るめにおもひやすらむ。

○未ノ時

曾根崎のさとのあたりは、いまだむまひの夢のさめはてずや、まばらにものゝ音しつゝ、家のうちに

は、うたひめあそびども、なまめきしさまにてうちよりおる。そが中に、氣おもげなるおもゝちして、なれたるきぬにほそきひもうちむすび、はひりのくちにもたれをるあるじめく女のさたすぎたるが、おばしまのもとによりそひて、けむり草くゆらしつゝ、かしましくさへづるさまなど、いとにくしや。かたへにとしわかきあそびのいねわるきが、枕はづしてあらぬねごとをさへいふめり。大路のかたにすそ引あげたるおとこの、軒ごとにかしらさしむけ、ふみのたよりまふさめなどいひながらすぎゆく。かたゐ法師のそゞろげなるが、何ごとかひとりゑみて、をり〳〵はだみたるこはねにて、うたひなどしてくるひありく。さとのわらはども、しりへより手打はやしてどよみたつを、ふりかへりてにらまえたるは、さながら畫にかける達磨ともいはんつらかまへに、子どもらははとわらひてにげゆきぬ。かうしのうちにも、がや〳〵とわらひて、かみつかぬる女のさかしげなるが、はしちかふ出きつ。あなおもしろの法師にこそ、かゝるこゝろばへにて世をわたらば、いとやすからんに、なりはひにいらちくるひありくこそおろかなれ、などいひつゝ、庭におりたつを、家のあるじびむかきなで、しばしがほどまちたまへ、造酒ひとつもらんなどいふを、そはゆるしたまへ、さにあらでも、あつさのたへがたきに、さけとふべたらんには、きぬうちきしまゝ湯あみなしゝこゝちもすらめ、たまはらば、ならの小川の夕ぐれならぬかぜそよぐころより、くみにまいらめなどいひて出ゆくさま。いとこゝろもかるげなり。

○申ノ時

今ぞ御ゆきのときうつりぬと、大路にはくまもなきまでひとたちこみ、しりへなるはすゝみもならで、きびすふみそばだて、もろともになだれかゝり、わらべ引つれたるおきなのまどひありくを、田舍びたる女のおし合ひつゝ、やう〳〵ゆひがきの口もるひとにかたらひて、細目なるところより、横さまにおしあけいりぬ。籠の内に小鳥をつむるやうにて、いとおかし。もちひ、くだもの、くさ〴〵のもの商なひゆく中に、粟のいゝつかねたるを、さゞれ石のいはおこしと名づけ、ふたつにてあたひ五もんにこそ

あれと、むなもとにさしつけゆく、また白きあめのやはらかなるを、あせしみたる手もと引のばし、いちもんにてめさば、大江戸までのびつ、二もんにては長さきのわたりへもとゞき侍らん、めさずやはとよびありく。またさぼてんとかいえるものを水にひたし、ほそきくだもて吹いだし、ふきなば五色のいろをなす玉を得ること、まのあたりなぞ、さへづりてつゞけざまにふきいだす。大そらに玉のまひあがるいとうるはしきに、わらべらはこゝろもそらに打むれ、あしもて買ひゆくも嬉しげなり。御ゆきある道ひらきてふ、猿田彦のおゝん神のめんかつぎそうぞくしたるが、かざりたるこまにまたがり、すさひとむれひきつれ見ゆ。いとあつげなり。うちはもちたるちごの稚ひも、あつさにはくびすのめぐりはげたるもあり、あらくれたるおとこの、いとくろみたるかほにそうぞくしたるが、矢筒おいてつるはなちたる弓かいこみてのどやかにゆく、この人々も左背中將のこゝろにやあらん、と補ひきえふ。宮つかさこしにのりてしづまりゆく。いとしゆせうげなり。しりへよりたてほこ、神さか木など、さま〴〵ならびゆく。今や御輿もみえなんとするに、かむりそうぞくひきゆひたるおとこ、かみもこありなしゝわら沓のかたつくりたるをそびらにおひて、大きやかにおなじごとはりたるうしをひきてくるあり。そのさきにおなじそうぞくしたるが、四五人ばかり鉾をひとつにしていえるは、くすやかちうをありくぞと、いゝはやしゆく、しりへにおる男いらへして、くす家おひつることのおかしきや、いとひうしのみへしやと、まことしやかにいひつゝゆく、つどひたるかぎりどよみたち笑ふ。いかなる人のもりにくるひて、かゝるふるまひなすことにや、けふさめ氣なり。

〇酉ノ時

天滿より新場のかたへわたしたるはしを難波橋とぞよぶ。淀川のしもつ瀬にして、とし毎六月末の五日に、此はしにとなりたる川岸よりふねをうかべ、御輿をうつしむかえ、しも社まで御ゆきありとぞ。其にぎはしきこと、四方にひゞきあいて、たそがれもやゝすぎぬれば、川の兩岸は、ふちと瀬のわかち

もあらで、燈し火のかげめのとゞく限りみちあひ、さながらほしのはやしを手にとるやうにて、かゞり火のひかりひとつらにひろごり、大そらもこがるやとうたがはる。ねぐらのからすいたづらにまよひ出てとびめぐるも、いとおかし。橋のうへにむれあふひと、はかりしられず。いやましにしほのみつるにゝて、ものこふかたひのすまひもあらず。両岸にはあき人のところせきまでたちこみ、西瓜の水にひたしゝを、薄ひらめにきりならべて、市岡のさとに生出たるうへの品なり、またこはやもゝのいろこきが、あたひゝきくあなゐなぞよびたつる。こなたには、さゝやかなるはしりめくものに、しろかねにことなるうつはを四ツいつゝおしならべ、さとうさはにもりて、あふるゝばかり水くみいれ、さへづりて、きよきしみづのいたくひえつるものをたふべたまはずや、とよばひいえる聲さへきるゝばかりなるを、いづこのしみづにやいとぬるげなり。すのこだつものおしならべ、茶を商ふものあまたあり。そのゆかに尻かけたる男、ひとよ酒にしたをやこがしけん、いきまきのゝしるあり。くすみがほなるおとこの小笠かぶりて、墨もてぬりたるになひ箱に、からすをゐがきたるをあたりにおしすへ、うちはもておのがゝほのめぐりを打あふぎ、しはぶきをさきにたてゝいふ。このからす丸びわやう湯のいみじきしるしあるは、あつさに得たへず病ひをいだき、夢のうちに腹ひゑなどして、あくたやみあるは、しぶりもすなどいたづきにことにたへなり。めさずやはと、水の流るゝがごとさへづりてやむ。田舎人のこち〳〵しきが、かしらたれてあしのしびるゝばかりきゝはてついえるは、かゝる目出たきくすりの有とはしらざりき。日のからすをゐがきたるにて、あつさのいたづきはおこたりもすめれど、ひえこはりたるいたづきのいゆるとならば、兎をもゐがゝざりせばひともしるまじ、いとびんなきことになど、ことわりありげにもてひがみいふも、おこなりや。

○戌の時

川のかみつせのかたに、いと長ふつくりなしゝふねに、ともまもて家根ひきはえたるを、川岸に引そひて

もやひたるあり。さけ、生魚、むなきをあぶりなどして、まろう人をまふけ、これをひさぎてなりはひとす。常だにも人こぞりよる處なるに、わまて神まつりのにぎわしければ、居あまるばかりのりあひて、目白てふ飼鳥の、このうちにむれあふさまにもみゆ。おのがじゝものたふべ、酒くみなどして、ちかしきはかたらひあひ、たかやかに打わらふもあり。ゑひしれたるきろうどの、くだ〳〵と成てあらぬことどもきこえづりて、いきまきなすおもゝちなるもあり。かたつかたのおぼろげなる所に、あそびにもあらで、あやしげなる女の、かしらさしそむけたるが、いろこのましきをとこのゐりかきあわせたると、ひそみあいてむつびかたらふさま、いとゆかしげなり。しもつせのかたよりは、さゝやかなるふねかひつくろひ、大きやかなる湯桶おしするゑ、竿さしとゞめ、客人たちのいたくあせしみ給はめ、湯あみなし給わずやといひはやす。こなたの船にらうたけたる男のゑひしれたるにや、なへ〳〵となりて、かしらをそらさまになしてねむりゐたるが。ふと居なをり、だみたるこゑして、こや〳〵とよびちかづけ、ゆふねにひきうつり、かたびら引ぬきさま、ごほ〳〵と音して湯桶にいりて、あなこゝろよや、いざ竿とりて川の中つせにとゞめてよと、なえたるしたもて、ほけ〳〵しきうたひものなどうめきゐるに、花火あがりたるが、ゆぶねのうへに今や落なんとするに、あわてゝさま〳〵身をふりうごかし、きびすうちくじき、つらしかめ、つがひのごひなどするを、竿とるをとこそらうそぶきておりしが、ふりむきて打おどろき、あな心もとなや、今ほどかなたなる舟よりうつしまふせしは、眞黒なるかみつかねたまひしに、いまとこゝろ得たるおもゝちしつ、さにてこそあらめ、けふなん、さるみたちにまひらんとて、そりすてたるむしらを、かつら引ゆひまかでたるに、ゑひしれたるまゝ、かゝるさまさえ見することのおもなきよ。穴かしこ。ひとにかたりそなど、おめ〳〵となりてさりぬ。いづこのしれものにや、かたはらいたきことになん。

○亥ノ時

此ごろ川岸の大路のかたは、かなへのわくがごとに人つどひきて、すゝみもならず、さりも得ず。ひとおくりにきびすをふみあひ、はらだゝしくのゝしるもありて、道さりあえぬまでおしあひゆく。辻ほうか、見せものさま〴〵にかひつくろひ、五もんのゝぞきに、長崎の入舟を見せ、小家がけの小弓ちかきにあたり、よねだんごをひねりて、しらいとゝよぶはやさしけれど、にごりたる酒も、灘の水の名をあふせしは、いとにげなし。川のほとりは、すきもなふふねあまたつどひて、軒つりのともし火、晝のごとかゝげ、おのがじゝけふぜざるはなし。ひそみかたらひ合ふはまれにて、酒くみ手ならすあれば、さみかいひきうたふあり。はうしもあわぬたいこしたゝかにうちならすあり。船のとものかたより、川中をのぞみかしらさし出したるは、いたくゑひしれたるおはかんとにや、犬さへ便なきわざにこそ。紅ひの二布かいまきたる女の、もすそつるはぎにひきからげしが、おたじさまなるが三人、ふねよりおさせのかたにおりたち、もろともにころびかゝり、あなや〳〵とさればみあえり。うたひめにやある、いとかしましゝ。おなじあたりにとなりたる船のさきに、耳もとに鬢の毛さゝやかにのこしたるをとこの、かみもてはりたるかつらひきゆひ、うはしらめる紅ひの薄ものうちきて、ものくるわしふ身をふりうごかす。なに人にやある、かたはらかゞやかしう見ゆ。おくまりたるかたに、うたひゝきゐるめくら法師の酌とる女にさゝやきつ。かのほうしをさゝやかなる船にいざなひのせつ。竿とる翁のみゝしひたるが、こゑ高やかにして、まろうどはいづこゑゆきたまへるやといふに、かのほうしのこゝろえて、かはやにゆくてふことを、手もてしりのあたりさしをしへけるに、翁眉をひそめ、そはくるしくおぼさん、おのれちかきあたりに、この病ひにたえなるくすしのあなるをなどいふ。法師はおかしさをねんじゐるさまにみゆ。いかに思ひたがひたるにや。

○子ノ時

このとき神輿の還御なりとて、にぎはゝしきことひとかたならず。河のかみしも見えわたるまで火をともしつれ、このわたりばかり、夜はなしなど思ふばかりかゞやきあへり。そこらゆきこふふねの、さほのたてどもあらぬまでつとひ集る。花火てふものひさぐ男の、ゆかたびら着たるが、やかた造りたる船のむかふさまにさほさしとゞめ、みるひとにむかひてさへづりいえるは、さきにみせ申は、あまざかるほしのかげ、あるは空にてながるゝもあり、軒にたるゝいと柳、みつのともへの車のごとくるめきはてなば、このかは波に紅ひのいろさへすなる、鯉もおどらんさまこそあらめなど、さえづりながら火をうつし、四季のくさ／＼白玉などともしつるゝを、人々口々ほめとよむこゑかまびすし。しもつせのかたよりは、ふねひきつれ、さゝやかなる籠に、いとながき竹さしたるをふりうごかし、参りせんあらずやといひつゝひかれゆく、なま白きおとこのはかまきたるが、尻かけながら扇子手ならし、あくびうちしてゆくもあり。老たる宮つこのほけ／＼しきが、みつはくみてゑぼしのゆがみたるもあり、かなたよりは屋かたつくりたる船の、きら／＼しきが、すのうちに笛ふきならしゝづまりゆく、こよなふかみさびたり。おなじことよそほひたる船に、紅ひいはためくものなどおしたてたるが、風になびきそらざまにひるがえり、ふなうたうたひつれ、あるは大きやかなる太鼓すえて、いろ黒みたる男六人ばかり、紅ひのふくろめくものかしらに打かつぎ、ひとつらにたいこうちならす、おなじさまなる男あまたこぞり居て、ほうしとりて、そのあたりかみのなるごととゞろきゆく。御輿むかえしふねのきら／＼しきに、そのめぐりひと／＼うちかこみて、いともかしこくみゆ。そのみさきにたちて、小ふかき船あまた、たいこうちならし、芝薪さはにつみかさねて、かゞり火たきたつるひかりは、左右の岸にかゞやき、赤はだかなるをのこども、たちかはりさしくべるまに／＼、水にとび入とみにはひのぼり、あらぬ手ぶりしてたち舞ふ。かわら／＼おなじことしてさわぎゆくさま、あすなん、いかばかりこらしやすらん、いとおかし。

○丑ノ時

八聲のとりのつぐるころにも、曾根ざきのさとのあたりは、こうたけしさまにもみえず。軒ごとにすだれかゝげ、ともし火あまたてらし、あるじめくものうたひあそび打まじらひ、おのがじゝつくろひたて、客人をかみくらにすゑ、酒くみかはし手ならしさわぐ、大路のかたより、うたひめ二人ばかり、わらもて造りたるぞうりはきて、さほのべたるさみ、めより高ふさゝげしをとこ引つれ、はひりのくちよりかしましくさえづりながら、はしちかくゐて、やがて高やかにかひゝきうたふ。かたへにいろこのましき男の、小鼻さえいかりたるが、つとたちてたのごひもてかしらおしつゝみうちまふ。かひゝく女ばらあざみわらふ。こは客人のしりにつきて、かゝる里にくるひありくしれものにこそ。大路のかたにぎはゝしく、にわかてふものゝ、つどひたる人をおしわけつゝ、むくつけなるをとこ三人ばかり、かつら引ゆひてたちならび、さま／＼さればみあえるを、かしらつゝみたるをとこ二人ばかり、しりへにかゞまりゐて、つゞみたいこ打はやす。さわがしきにあやもわかたねど、ことはてしと見えて、立こみたる人のかぎり、よはひおしあひとよみゆく。はゐりの口に立たる女の、まぢりひきあがりたるが、さきにたちまひたるをとこの袖ひきて、なにゝかひそみきこゆ。はてはひきとらえ、はらだちたるさまにていでゆく。かのをとこおめ／＼となりてひかれゆく。やくにたがひしことのありけるにや、いかになりけん、おぼつかなし。

○寅ノ時

燈しづれたる火かげも、まばらにきえのこり。かねの音かすかに聞ゆるも、曉をつぐるなるべし。夜さらとまどひあるきたる犬さえも、軒のしたにやどりをもとめ、夜ばんのたいこもあはれにきゝなされたり。大路をはしる竹こしのたれこめしは、きぬ／＼の袖の香とめし客人のかえさにや。かはのしもつせには、瓜の皮蜘手になりて、船底にかゞまり、たき捨のらうそく水にきはだちて流るゝも、かすかなる船

のともし火にしられ、ゑひしれたる客人らは、楫をまくらに夢路をたどり、ねぐらからすのくらきをしたへど、明はなれなばかしやかしからんとおしはかりぬ。この御まつりのなぞらふべき處だになく、にぎはゝしきを、おろかなる筆もてかいつゞけぬるも、いと〳〵おこなるわざになむ。

車ひくうしの世中のしとねまてはなをつらぬく梅鉢のもむ　　山舍亭意雅衆三述

天神祭十二時 終

昭和貳年十二月二十日印刷
昭和貳年十二月廿五日發行

日本隨筆大成第九回

編纂者 日本隨筆大成編輯部
代表者 早川純三郎

發行兼印刷者 東京市京橋區鈴木町十二番地 吉川半七

發行所 東京市京橋區鈴木町十二番地 吉川弘文館
振替貯金東京二四四番 電話京橋一四一番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町 六合館
名古屋市西區下長者町四丁目 合資會社川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目 合資會社柳原書店
東京市京橋區鈴木町 日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町 國際美術社

—•〔吉川弘文館印刷工場印刷〕•—